令和元年度決算検査報告

会　計　検　査　院

令和元年度決算検査報告

会計検査院

（国立印刷局製造）

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて令和元年度決算検査報告を作成し、令和 2 年 11 月 10 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、令和 2 年 9 月 4 日、内閣から令和元年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って令和 2 年 11 月 10 日内閣に回付した。

目　　次

令和元年度決算検査報告　目次

目

（不当事項の件名の後に付けてある（　）内の数字は不当事項の一連番号を示す。）

次

ページ

第１章　検査の概要 ……1

第１節　検査活動の概況 ……1

第１　検査の方針 ……1

第２　検査の実施 ……4

第２節　検査結果の大要 ……7

第１　事項等別の検査結果 ……7

１　事項等別の概要 ……7

２　第３章の「個別の検査結果」の概要 ……9

３　第４章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要 ……27

第２　観点別の検査結果……29

第２章　決算の確認 ……37

第１節　国の決算の確認……37

第１　一　般　会　計……37

第２　特　別　会　計……37

第２節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了……38

第３節　政府関係機関の決算の検査完了……39

第４節　国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照……39

第１　一　般　会　計……39

第２　特　別　会　計……39

第５節　国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出……40

第３章　個別の検査結果 ……41

第１節　省庁別の検査結果……41

第１　国　　会……41

（衆　　議　　院）……41

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……41

国有財産の有効活用について ……41

目

次

第２　内　　閣　　府……42
(内 閣 府 本 府)……42
不　当　事　項……42
補　助　金……42
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの……42
⑴　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの……44
子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を過大に交付していたもの[３都県](１)-(３)……44
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を過大に交付していたもの[内閣府本府](４)……45
地方創生推進交付金が過大に交付されていたもの[内閣府本府](５)……46
⑵　補助の目的を達していなかったなどのもの……47
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業において、整備した簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの[内閣府本府](６)(７)……47
⑶　補助対象事業費を過大に精算していたもの……49
子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの[２道県](８)(９)……49
⑷　補助の目的外に使用していたもの……50
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した救急車を補助の目的外に使用していたもの[内閣府本府](10)……50
⑸　補助の対象とならないもの……52
地方創生拠点整備交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[静岡県](11)……52
⑹　工事費の積算が過大となっていたもの……52
沖縄振興特別推進交付金事業において、橋りょう護岸工事に係るPC桁の運搬費等の積算が過大となっていたもの[内閣府本府](12)……52
⑺　補助金を過大に受給していたもの……53
仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの[内閣府本府](13)……53
意見を表示し又は処置を要求した事項……54
企業主導型保育助成事業により病児保育室等を整備するに当たり、補助事業者に対して、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させるとともに、病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させることなどにより、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの……54

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……62
遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの ……62
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……65
(1) 緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について ……65
(2) 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について……66
第3 復 興 庁……68
不 当 事 項……68
補 助 金……68
被災者支援総合交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの[復興庁](14) ……68
第4 総 務 省……70
不 当 事 項……70
補 助 金……70
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……70
(1) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[総務本省](15) ……71
(2) 先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金が過大に交付されていたもの[総務本省](16) ……72
(3) 情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの[総務本省](17) ……73
(4) 情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの[総務本省](18) ……74
そ の 他……75
特別交付税の額の算定に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたりしたため、特別交付税が過大に交付されていたもの[総務本省](19) ……75
震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの[総務本省](20) ……77
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……78
(1) 地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について ……78
(2) 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について……80
第5 外 務 省……82
意見を表示し又は処置を要求した事項……82
政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの……82

目

次

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……87
国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの ……87
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……91
⑴ 政府開発援助の効果の発現について ……91
⑵ 無償資金協力（経済社会開発計画）における贈与資金の効率的な活用について ……92
第6 財 務 省……94
不 当 事 項……94
租 税……94
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの［49税務署］(21) ……94
物 件 ……101
管理が適切でなかったため、国有財産である土地が権原を有していない者により使用許可されていたもの［近畿財務局神戸財務事務所］(22) ……101
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……103
公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの ……103
第7 文 部 科 学 省 ……110
不 当 事 項 ……110
補 助 金 ……110
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……110
⑴ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの［文部科学本省］(23)－(27) ……111
⑵ へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの［宮城県］(28)……113
⑶ 認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの［文部科学本省］(29) ……114
⑷ 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）が過大に交付されていたもの［3道県］(30)－(32) ……115
⑸ 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの［3府県］(33)－(35) ……117
⑹ 国宝重要文化財等保存整備費補助金により整備した木造建築物の設計が適切でなかったもの［新潟県］(36) ……120
⑺ 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの［5府県］(37)－(41) ……121

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……123
預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる１日平均実績時間及び１日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの ……123
第８　厚 生 労 働 省 ……129
不　当　事　項 ……129
保　険　料 ……129
労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの［８労働局］(42) ……129
健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの［厚生労働本省］(43) ……131
保 険 給 付 ……134
労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの［厚生労働本省、２労働基準監督署］(44) ……134
雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの［厚生労働本省、２労働局］(45) ……137
雇用保険の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の支給が適正でなかったもの［厚生労働本省、４労働局］(46) ……139
雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの［厚生労働本省、５労働局］(47) ……142
厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの［厚生労働本省］(48) ……144
医　療　費 ……147
医療費に係る国の負担が不当と認められるもの［厚生労働本省、５厚生（支）局、９都府県］(49) ……147
労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの［厚生労働本省、12労働局、３労働基準監督署］(50) ……152
補　助　金 ……155
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……155
(1)　国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの［厚生労働本省、７県］(51)－(61) ……156
(2)　国民健康保険の保険基盤安定負担金が過大に交付されていたもの［茨城県］(62) ……159
(3)　後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの［長崎県］(63) …160
(4)　国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの［厚生労働本省、９府県］(64)－(87) ……162
(5)　生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの［４道県］(88)－(91) ……167
(6)　生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分）が過大に交付されていたもの［２都県］(92) ……169
(7)　障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの［茨城県］(93) ……170
(8)　障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの［静岡県］(94) ……171

目

次

⑼ 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの［9都道県］(95)−(106) ……172
⑽ 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの［10道県］(107)−(119) ……174
⑾ 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、基金が過大に使用されていたもの［厚生労働本省］(120) ……176
その他 ……178
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの［9府県、8市］(121) ……178
自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの［1県、1市］(122) ……184
障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの［3道県］(123) ……187
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……190
⑴ 事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの ……190
⑵ 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額について、市町村に対して交付額を算定するに当たって根拠とした資料等を適切に整理し、保管しておくことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び詳細な健診項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討することなどにより、特定健康診査を実施する市町村に対する国の負担が適切なものとなるよう意見を表示したもの ……190
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……200
⑴ 国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの ……200
⑵ 訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの ……206
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……211
労災診療費の算定における労災治療計画加算について ……211
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……212
⑴ 障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について ……212
⑵ 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について ……213
⑶ 賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について ……215
⑷ 国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について ……216
⑸ 二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について ……217

第９　農 林 水 産 省 ……219
不　当　事　項 ……219
物件・役務 ……219
取水量測定自動化事業として構築したシステムにおいて、電圧データの欠測やシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかったため、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的を達していなかったもの［東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所］(124) ……219
補　助　金 ……222
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……222
⑴　補助の対象とならないもの ……223
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの［２農政局］(125) (126) ……223
森林環境保全整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの［林野庁］(127) ……225
農山漁村６次産業化対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの［九州農政局］(128) ……226
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として実施した間伐材生産等が交付の対象とならないもの［林野庁］(129) ……227
畜産競争力強化対策整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの［中国四国農政局］(130) ……228
⑵　工事の設計が適切でなかったもの ……229
頭首工の設計が適切でなかったもの［中国四国農政局］(131) ……229
護床工の設計が適切でなかったもの［中国四国農政局］(132) ……231
⑶　補助対象事業費を過大に精算していたもの ……233
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等において、交付対象事業費に仕入税額控除の対象となる消費税額を含めていて、交付対象事業費を過大に精算していたもの［林野庁］(133) ……233
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の事業費を過大に精算していたもの［林野庁］(134) ……234
⑷　補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……235
漁業経営安定対策事業費補助金（競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分）により造成した基金を用いて実施した事業において、助成金が過大に交付されていたもの［水産庁］(135) (136) ……235
⑸　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの ……236
国産農産物生産・供給体制強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業）の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの［九州農政局］(137) ……236

(6) 計画が適切でなかったなどのもの……237
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、計画が適切でなかったため、使用する必要のない選別機の移設工事に要する費用を交付対象事業費に含めていたなどのもの[九州農政局](138)……237
意見を表示し又は処置を要求した事項……239
(1) 保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示したもの……239
(2) 国有林林道の林道施設に係る長寿命化対策に当たり、長寿命化点検を踏まえるとともに、設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用して個別施設計画を適切に策定するよう改善の処置を要求し、及び個別施設計画が策定されていない併用区間の林道施設について、協定先の市町村等と協議を行った上で個別施設計画を策定するよう意見を表示したもの……245
(3) 経営体育成支援事業等について、配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成等するとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び経営体の取組内容等を客観資料により確認し、一定期間保存することを市町村に対して周知するなどして、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの……253
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……260
(1) 果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの……260
(2) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの……265
(3) 環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの……269
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……272
国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について……272
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……273
(1) 多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について……273
(2) ため池の防災減災事業について……274
(3) ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について……276
(4) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて…277

第10　経 済 産 業 省 ……279
不　当　事　項 ……279
補　助　金 ……279
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……279
(1)　補助の対象とならないなどのもの ……280
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの[東北経済産業局](139)(140)……280
石油供給構造高度化事業費補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの[資源エネルギー庁](141) ……282
(2)　工事の設計及び管理が適切でなかったもの ……283
非常用発電機の設計及び管理が適切でなかったもの[資源エネルギー庁](142) …283
(3)　補助の目的外に使用していたもの ……285
革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用していたもの[中小企業庁](143) …285
(4)　工事の施工が適切でなかったもの ……286
木質チップボイラーの温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が適切でなかったもの[中国経済産業局](144) ……286
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……288
(1)　省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施に当たり、省エネルギーの実績量の計算が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに実績量を計算する際に補正を行う場合の取扱いについて定めたり、エネマネ対策として行った運用改善の内容を報告させたりなどして事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの ……288
(2)　石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの ……296
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……304
独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について ……304
第11　国 土 交 通 省 ……306
不　当　事　項 ……306
工　　事 ……306
電線共同溝PFI事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高となっていたもの[四国地方整備局](145) ……306

目

次

補　助　金 ……307
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……307
(1) 工事の設計が適切でなかったなどのもの ……308
灯火運用卓等の据付工事に係る設計が適切でなかったなどのもの[国土交通本省](146)-(148) ……308
橋りょうの橋座部等の設計が適切でなかったもの[滋賀県](149)(150) ……311
擁壁の設計が適切でなかったもの[岩手県](151) ……313
貯水槽の基礎工の設計に当たり、アンカー耐力及び設置数の組合せの選定が適切でなかったもの[栃木県](152) ……316
公園の利用者に防災情報等を伝達するための放送施設に係る設備の設計及び施工が適切でなかったもの[島根県](153) ……317
落石防護柵の設計が適切でなかったもの[宮崎県](154) ……318
(2) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの ……320
通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの[4府県](155)-(158) ……320
公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの[2県](159)(160) ……321
汚泥処理施設の整備に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[群馬県](161) ……323
交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの[高知県](162) ……325
屋上の防水シート等の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの[神奈川県](163) ……326
(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……328
災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの[福島県](164) ……328
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……329
地籍調査事業の実施に当たり、市町村等に対して、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底するなどするとともに、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めて、当該期間内に認証請求を行うことについて周知することなどにより、遅滞なく認証請求が行われ、事業の成果が有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの ……329
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……338
(1) 下水道管渠(きょ)の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの ……338

⑵ ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの ……342
⑶ 物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの ……348
⑷ 統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの……355
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……359
一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について……359
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……360
⑴ 国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について ……360
⑵ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について ……361
第12 環　境　省 ……363
不 当 事 項 ……363
補 助 金 ……363
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……363
⑴ 補助の対象とならないなどのもの ……364
循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に交付の対象とならない設備等の整備等に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたりしていたもの［4道県］(165)－(168) ……364
⑵ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……365
再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの［環境本省］(169)－(171) ……365
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……367
地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの ……367
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……373
浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について ……373

目

次

第13　防　　衛　　省 ……375
不　当　事　項 ……375
工　　事 ……375
隊舎新設に伴う土木工事の施行に当たり、残土の処理に係る工事費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの［南関東防衛局］(172) ……375
役　　務 ……376
ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高となっていたもの［海上自衛隊那覇航空基地隊那覇経理隊］(173) ……376
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……378
⑴　駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの ……378
⑵　賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの ……383
⑶　対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの ……388
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……391
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について……391
第14　内閣（内閣官房）、（第４　総務省） ……393
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果 ……393
政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について ……393
（第２　内閣府（内閣府本府）、第４　総務省） ……395
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……395
中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について ……395
（第７　文部科学省、第８　厚生労働省） ……397
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……397
⑴⑵　認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について……397
第２節　団体別の検査結果 ……399
第１　日本私立学校振興・共済事業団 ……399
不　当　事　項 ……399
補　助　金 ……399
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの［日本私立学校振興・共済事業団］(174) ……399

第２　日本中央競馬会 ……402
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……402
事業外用地の有効利用及び処分について ……402
第３　日本年金機構 ……403
不　当　事　項 ……403
不 正 行 為 ……403
職員の不正行為による損害が生じたもの［日本年金機構米沢年金事務所］(175) ……403
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……403
事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの ……403
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……410
届け書等の配送業務について ……410
第４　国立研究開発法人産業技術総合研究所 ……412
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……412
国立研究開発法人産業技術総合研究所が賃借している土地のうち有効に利用されていない土地について、賃借しないこととする土地を確定するとともに、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定するよう是正改善の処置を求め、及び保有している土地のうち有効に利用されていない土地について、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどするよう改善の処置を要求したもの ……412
第５　独立行政法人海技教育機構 ……417
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……417
有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの ……417
第６　独立行政法人国際協力機構 ……420
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……420
政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの ……420
平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……420
政府開発援助の効果の発現について……420

第７　独立行政法人日本学術振興会 ……421
不　当　事　項 ……421
補　助　金 ……421
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……421
⑴　科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの［独立行政法人日本学術振興会］(176) ……422
⑵　最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）の経理が不当と認められるもの［独立行政法人日本学術振興会］(177) ……422
第８　独立行政法人労働者健康安全機構 ……423
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……423
自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの ……423
第９　独立行政法人国立病院機構 ……427
不　当　事　項 ……427
不 正 行 為 ……427
職員の不正行為による損害が生じたもの［独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、独立行政法人国立病院機構本部］(178) (179) ……427
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……428
自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの ……428
第10　国立研究開発法人海洋研究開発機構 ……433
不　当　事　項 ……433
物　　件 ……433
CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額を支払っていたもの［国立研究開発法人海洋研究開発機構］(180) ……433
第11　独立行政法人中小企業基盤整備機構 ……437
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……437
独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第２種信用基金における政府出資金の規模等について ……437
第12　独立行政法人都市再生機構 ……438
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……438
⑴　高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者に支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの……438

⑵ 団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの ……442
第13 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 ……446
平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……446
高架下等の有効活用について ……446
第14 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ……447
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……447
原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの ……447
第15 独立行政法人地域医療機能推進機構 ……453
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……453
自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの ……453
第16 独立行政法人住宅金融支援機構 ……457
不 当 事 項 ……457
貸 付 金 ……457
独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの[独立行政法人住宅金融支援機構本店、3支店](181)-(202) ……457
第17 国立研究開発法人国立がん研究センター ……461
不 当 事 項 ……461
予 算 経 理 ……461
実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が適正に行われていなかったもの[国立研究開発法人国立がん研究センター](203) ……461
第18 国立大学法人京都大学 ……464
不 当 事 項 ……464
予 算 経 理 ……464
チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの[国立大学法人京都大学](204) ……464

第19　国立大学法人佐賀大学 ……473
不　当　事　項 ……473
物　　件 ……473
複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、全く利用されていなかったもの[国立大学法人佐賀大学](205) ……473
第20　北海道旅客鉄道株式会社 ……476
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ……476
踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して１回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの ……476
第３節　不当事項に係る是正措置等の検査の結果 ……480
第１　検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について ……480
第２　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について ……485
第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等 ……489
第１節　国会及び内閣に対する報告 ……489
第１　福島再生加速化交付金事業等の実施状況について ……489
第２　国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について ……503
第３　低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について ……518
第２節　国会からの検査要請事項に関する報告 ……536
第１　東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について ……536
第２　待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について ……556
第３節　特定検査対象に関する検査状況 ……574
第１　財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について ……574
第２　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について ……586
第４節　国民の関心の高い事項等に関する検査状況 ……595
第５節　特別会計財務書類の検査 ……600
第５章　会計事務職員に対する検定 ……603
第１節　国の現金出納職員に対する検定 ……603
第２節　国の物品管理職員に対する検定 ……604

第６章　歳入歳出決算その他検査対象の概要 ……605
第１節　国の財政等の概況 ……605
第１　国の会計 ……605
１　概　　況 ……605
２　一 般 会 計 ……605
３　特 別 会 計 ……606
４　一般会計及び特別会計の債務 ……608
第２　国が資本金の２分の１以上を出資している法人 ……609
第３　財政投融資 ……613
１　財政投融資の概要 ……613
２　財政投融資の原資 ……613
３　財政投融資計画の実績 ……613
第４　国の財政状況 ……614
第２節　歳入歳出決算等検査対象別の概要 ……628
第１　歳入歳出決算 ……628
１　一 般 会 計 ……628
２　特別会計　（目次 18 ページ参照）……632
第２　国税収納金整理資金の受払 ……658
第３　法律により設置されているその他の資金の受払 ……659
１　決算調整資金 ……659
２　貨幣回収準備資金 ……659
第４　債権及び債務 ……660
１　債　　権 ……660
２　債　　務 ……660
第５　国庫金、国有財産及び物品 ……662
１　国　庫　金 ……662
２　国 有 財 産 ……662
３　物　　品 ……663
第６　財政融資資金の長期運用 ……664
第７　政府関係機関及びその他の団体 ……665
１　概　　況 ……665
２　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の決算（目次 18 ページ参照）……669
３　日本放送協会の決算 ……697
４　日本銀行の財務の状況 ……701

特別会計及び国が資本金の２分の１以上を出資している法人の決算記述

目次

【特別会計】

ページ

1　交付税及び譲与税配付金特別会計 ……632
2　地震再保険特別会計 ……633
3　国債整理基金特別会計 ……634
4　外国為替資金特別会計 ……635
5　財政投融資特別会計 ……636
6　エネルギー対策特別会計 ……638
7　労働保険特別会計 ……640
8　年金特別会計 ……642
9　食料安定供給特別会計 ……646
10　国有林野事業債務管理特別会計 ……652
11　特許特別会計 ……652
12　自動車安全特別会計 ……653
13　東日本大震災復興特別会計 ……655

【国が資本金の２分の１以上を出資している法人】

［政府関係機関］

1　沖縄振興開発金融公庫 ……669
2　株式会社日本政策金融公庫 ……670
3　株式会社国際協力銀行 ……676
4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 ……679

［事業団等］

1　日本私立学校振興・共済事業団 ……681
2　日本銀行 ……686
3　日本年金機構 ……687

ページ

［独立行政法人］

産業技術総合研究所 ……690
海技教育機構 ……690
国際協力機構 ……690
日本学術振興会 ……690
労働者健康安全機構 ……691
国立病院機構 ……691
海洋研究開発機構 ……691
都市再生機構 ……691
日本原子力研究開発機構 ……692
地域医療機能推進機構 ……693
住宅金融支援機構 ……693
国立がん研究センター ……694

（注）　各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

［国立大学法人］

京都大学 ……696
佐賀大学 ……696

（注）　各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。

備考

この検査報告中に表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章　検　査　の　概　要

第1章　検　査　の　概　要

第1節　検査活動の概況

第1　検　査　の　方　針

会計検査院は、令和2年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

令和2年次会計検査の基本方針

（令和元年9月10日策定）

会計検査院は、令和2年次の検査（検査実施期間　元年10月から2年9月まで）に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和2年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1　会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2　社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、社会資本の老朽化等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政状況をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、令和元年度末には約897兆円に達すると見込まれており、元年度一般会計予算における公債依存度は約32%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約23% となっていて、財政健全化が課題となっている。

このような中で、政府は、7年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すという財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の一体的な再生を目指す「新経済・財政再生計画」の下、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進するとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきている。

このように財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されている。こうした中で、検査報告等により、行財政に関して国民への問題提起等を行ってきている会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3　会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。

⑴　重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

・社会保障
・教育及び科学技術
・公共事業
・防衛
・農林水産業
・環境及びエネルギー
・経済協力
・中小企業
・情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

⑵　多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

ア　決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点

イ　会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点

ウ　事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点

エ　同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点

オ　事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

カ　その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況の分析及び財政健全化に向けた取組についての評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

⑶　内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制（けん）等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4)　検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5)　国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなど的確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6)　検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務の IT 化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4　的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2　検 査 の 実 施

1　検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第 22 条の規定により、次のとおりとされている。

①　国の毎月の収入支出

②　国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払

③　国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減

④　日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払

⑤　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計
⑥　法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第１項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

⑦　国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
⑧　国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
⑨　国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
⑩　国が資本金の一部を出資しているものの会計
⑪　国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
⑫　国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
⑬　国若しくは国が資本金の２分の１以上を出資している法人（以下「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

令和２年次の検査（検査実施期間　元年10月から２年９月まで）において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は3,435の団体等の会計、⑩は８法人の会計、⑪は40法人の会計、⑫は３法人の会計、⑬は27法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの令和元年度決算等の概要は、第６章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2　書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

会計検査院は、元年度分の計算書12万５千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類として、紙媒体3892万余枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領しており、これらの書類等について書面検査を実施した。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

会計検査院が２年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,461か所についての実施率は24.3％、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,624か所についての実施率は9.6％となっており、これらを合わせた計11,085か所についての実施率は15.5％となっている。

区　　分	左の箇所数（A）	左のうち検査を実施した箇所数（B）	実施率（%）（B/A）
①　検査上重要な箇所（本省、本社、主要な地方出先機関等）	4,461	1,088	24.3
②　上記の①に準ずる箇所（その他の地方出先機関等）	6,624	638	9.6
計	11,085	1,726	15.5

（注）　①及び②以外の箇所（郵便局、駅等）は 20,422 か所のうち 24 か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は 5.5% となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記 3,435 の団体等について実地検査を実施した。

なお、２年次においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応等として、２年４月及び５月は全ての実地検査を中止し、６月以降についても同感染症による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定するなどして実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、１万７千６百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、２年次の検査において発した質問は４百余事項となっている。

第2節　検査結果の大要

令和2年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1　事項等別の検査結果

1　事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1)　第3章「個別の検査結果」

ア　「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の12ページ参照)

イ　「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条(注)の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の19ページ参照)

ウ　「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)　(本章の21ページ参照)

エ　「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)　(本章の25ページ参照)

オ　「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の26ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2)　第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

ア　「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2(注)の規定により国会及び内閣に報告した事項)　(本章の27ページ参照)

イ　「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3(注)の規定により国会に報告した検査の結果)　(本章の27ページ参照)

ウ　「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)　(本章の28ページ参照)

エ　「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の28ページ参照)

オ　「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)　(本章の28ページ参照)

（注）　会計検査院法

第30条の2　会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3　会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条　会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条　会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1　事項等別検査結果の概要

事項等	件数	指摘金額(注(1)) (背景金額)
不当事項	205件	87億5895万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条　1件	4345万円
	第34条及び第36条　3件(注(2))	＜3件分＞ 9億7647万円 (204億2578万円 34億2404万円)
	第36条　10件(注(2))	＜4件分＞ 45億1880万円 (5億0324万円 140億6148万円 4億7423万円 187億8031万円 213億1898万円 110億5606万円 31億9462万円)
	小計　14件	＜8件分＞ 55億3872万円

事　　項　　等	件　　数	指　摘　金　額(注(1)) (背　景　金　額)
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	22件(注(2))	＜18件分＞ 154億2426万円 （38億2861万円 15億5987万円 2億0804万円 32億8724万円 82億8684万円 1億2021万円）
事　　項　　計	241件	＜231件分＞ 297億2193万円
国会及び内閣に対する報告	3件	―
国会からの検査要請事項に関する報告	2件	―
特定検査対象に関する検査状況	2件	―
総　　計	248件	＜231件分＞ 297億2193万円

注(1)　指摘金額・背景金額　　指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計5件ある。

2　第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表２　省庁等別事項別検査結果の概要

事項／省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
内閣府（内閣府本府）	13	2億4083万円	㊱ 1	6481万円	1	2583万円	15	3億3147万円
復興庁	1	1616万円					1	1616万円
総務省	6	4億5411万円					6	4億5411万円
外務省			注(3)、注(6) ㊱ 1	注(3) 809万円 (5億0324万円)	1	57億6000万円	注(3) 注(6) 2	注(3) 57億6809万円 (5億0324万円)
財務省	2	3億4607万円			注(6) 1	2億9134万円 (38億2861万円)	注(6) 3	6億3741万円 (38億2861万円)
文部科学省	19	1億6329万円			1	(15億5987万円)	20	1億6329万円 (15億5987万円)
厚生労働省	82	36億6581万円	注(4) ㉞ 1	注(4)	2	(2億0804万円) (32億8724万円)	注(4) 注(6) 86	注(4) 43億4841万円 (204億2578万円) (2億0804万円) (32億8724万円)
			注(6) ㉞・㊱ 1	6億8260万円 (204億2578万円)				
農林水産省	15	1億0954万円	㊱ 3	1億1191万円 (140億6148万円) (4億7423万円)	3	2億9380万円 (82億8684万円)	21	5億1525万円 (140億6148万円) (4億7423万円) (82億8684万円)
経済産業省	6	5873万円	注(6) ㉞・㊱ 1	5988万円 (34億2404万円)			注(6) 8	1億1861万円 (34億2404万円) (187億8031万円)
			㊱ 1	(187億8031万円)				
国土交通省	20	3億2936万円	㊱ 1	43億3399万円	4	54億9649万円	25	101億5984万円
環境省	7	8740万円			1	19億3266万円	8	20億2006万円
防衛省	2	1100万円			3	8億4687万円	5	8億5787万円
日本私立学校振興・共済事業団	1	181万円					1	181万円
日本年金機構	1	1181万円	注(4) ㉞ 1	注(4) 4345万円			注(4) 2	注(4) 5526万円
国立研究開発法人産業技術総合研究所			㉞・㊱ 1	2億3399万円			1	2億3399万円
独立行政法人海技教育機構					1	4億5331万円	1	4億5331万円

事項 / 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2)) 件 注(3)	注(3)	件		件 注(3)	注(3)
独立行政法人国際協力機構			㊱ 1				1	
独立行政法人日本学術振興会	2	注(5) 4億7196万円					2	注(5) 4億7196万円
独立行政法人労働者健康安全機構			㊱ 1	(213億1898万円)			1	(213億1898万円)
独立行政法人国立病院機構	2	353万円	㊱ 1	(110億5606万円)			3	353万円 (110億5606万円)
国立研究開発法人海洋研究開発機構	1	7001万円					1	7001万円
独立行政法人都市再生機構					注(6) 2	1億5051万円 (1億2021万円)	注(6) 2	1億5051万円 (1億2021万円)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構					1	6295万円	1	6295万円
独立行政法人地域医療機能推進機構			㊱ 1	(31億9462万円)			1	(31億9462万円)
独立行政法人住宅金融支援機構	22	16億6507万円					22	16億6507万円
国立研究開発法人国立がん研究センター	1	1億1022万円					1	1億1022万円
国立大学法人京都大学	1	注(5) 11億2823万円					1	注(5) 11億2823万円
国立大学法人佐賀大学	1	2億7982万円					1	2億7982万円
北海道旅客鉄道株式会社					1	1億1050万円	1	1億1050万円
合計	205	注(5) 87億5895万円	注(3)、注(4) 14	55億3872万円	22	154億2426万円	注(3)、注(4) 241	注(5) 297億2193万円

注(1) ( )内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の㉞は会計検査院法第34条の規定によるもの、㊱は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(3) 外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　厚生労働省の1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は日本年金機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5)　独立行政法人日本学術振興会の2件及び国立大学法人京都大学の1件は、独立行政法人日本学術振興会及び国立大学法人京都大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計5件ある。

以上の各事項計241件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1)　不当事項　　計　205件　87億5895万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第31条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第32条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア　収入に関するもの　　計　4件　11億4053万余円

省庁又は団体名	租税	保険料	不正行為	計
	件	件	件	件
財務省	1			1
厚生労働省		2		2
日本年金機構			1	1
計	1	2	1	4

(ア)　租税　　1件　1億7831万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財務省

・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの（1件　1億7831万余円）

（94ページ記載）

(イ)　保険料　　2件　9億5040万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの（1件　1億9358万余円）

（129ページ記載）

・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの（1件　7億5681万余円）

（131ページ記載）

㋒ 不正行為　　1件　1181万余円

＜現金が領得されたもの＞

○日本年金機構

・職員の不正行為による損害が生じたもの（1件　1181万余円）　（403ページ記載）

イ　支出に関するもの　　計　176件　57億8204万余円(注)

（注）　独立行政法人日本学術振興会の2件及び国立大学法人京都大学の1件は、独立行政法人日本学術振興会及び国立大学法人京都大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

省庁又は団体名	予算経理	工事	物件	物件・役務	役務	保険給付	医療費	補助金	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府（内閣府本府）								13		13
復興庁								1		1
総務省								4	2	6
文部科学省								19		19
厚生労働省						5	2	70	3	80
農林水産省				1				14		15
経済産業省								6		6
国土交通省		1						19		20
環境省								7		7
防衛省		1			1					2
日本私立学校振興・共済事業団								1		1
独立行政法人日本学術振興会								2		2
国立研究開発法人海洋研究開発機構			1							1
国立研究開発法人国立がん研究センター	1									1
国立大学法人京都大学	1									1
国立大学法人佐賀大学			1							1
計	2	2	2	1	1	5	2	156	5	176

㋐ 予算経理　　2件　12億3845万余円

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○国立研究開発法人国立がん研究センター

・実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が適正に行われていなかったもの（1件　1億1022万余円）　（461ページ記載）

○国立大学法人京都大学

・チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの（1件　11億2823万余円）(464ページ記載)

(イ)　工　　事　　2件　3220万円

＜積算が過大となっていたもの＞

○国土交通省

・電線共同溝PFI事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高となっていたもの（1件　2750万円）(306ページ記載)

○防　衛　省

・隊舎新設に伴う土木工事の施行に当たり、残土の処理に係る工事費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの（1件　470万円）(375ページ記載)

(ウ)　物　　件　　2件　3億4984万余円

＜計画が適切でなかったもの＞

○国立大学法人佐賀大学

・複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、全く利用されていなかったもの（1件　2億7982万余円）(473ページ記載)

＜監督及び検査が適正でなかったなどのもの＞

○国立研究開発法人海洋研究開発機構

・CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額を支払っていたもの（1件　7001万余円）(433ページ記載)

(エ)　物件・役務　　1件　2832万余円

＜事業の目的を達していなかったもの＞

○農林水産省

・取水量測定自動化事業として構築したシステムにおいて、電圧データの欠測やシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかったため、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的を達していなかったもの（1件　2832万余円）(219ページ記載)

(オ)　役　　務　　1件　630万円

＜契約額が割高となっていたもの＞

○防　衛　省

・ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高となっていたもの（1件　630万円）(376ページ記載)

(カ) 保険給付　　5件　7719万余円

＜保険の給付が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの（1件　731万余円）
（134ページ記載）

・雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの（1件　189万余円）
（137ページ記載）

・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の支給が適正でなかったもの（1件　960万円）
（139ページ記載）

・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの（1件　2279万余円）
（142ページ記載）

・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの（1件　3558万余円）
（144ページ記載）

(キ) 医療費　　2件　2億0096万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　1億5305万余円）
（147ページ記載）

・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの（1件　4790万余円）
（152ページ記載）

(ク) 補助金(注)　　156件　41億6007万余円

（注）「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府（内閣府本府）

・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの（5件　3908万余円）（44ページ記載）

・補助の目的を達していなかったなどのもの（2件　9651万余円）（47ページ記載）

・補助対象事業費を過大に精算していたもの（2件　7485万余円）（49ページ記載）

・補助の目的外に使用していたもの（1件　1544万余円）（50ページ記載）

・補助の対象とならないもの（1件　830万余円）（52ページ記載）

・工事費の積算が過大となっていたもの（1件　456万円）（52ページ記載）

・補助金を過大に受給していたもの（1件　205万余円）（53ページ記載）

○復興庁

・被災者支援総合交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの（1件　1616万余円）（68ページ記載）

○総務省

・地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの（1件　2億5882万余円）
（71ページ記載）

・先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金が過大に交付されていたもの（1件　1769万円）　（72ページ記載）

・情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの（1件　1600万円）　（73ページ記載）

・情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの（1件　4427万余円）　（74ページ記載）

○文部科学省

・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの（5件　2752万余円）　（111ページ記載）

・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの（1件　695万円）　（113ページ記載）

・認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの（1件　2474万余円）　（114ページ記載）

・私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）が過大に交付されていたもの（3件　1264万余円）　（115ページ記載）

・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの（3件　2034万余円）　（117ページ記載）

・国宝重要文化財等保存整備費補助金により整備した木造建築物の設計が適切でなかったもの（1件　553万余円）　（120ページ記載）

・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの（5件　6554万余円）　（121ページ記載）

○厚生労働省

・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの（11件　1億1417万余円）　（156ページ記載）

・国民健康保険の保険基盤安定負担金が過大に交付されていたもの（1件　575万余円）　（159ページ記載）

・後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの（1件　1億0449万円）　（160ページ記載）

・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの（24件　7億9938万余円）　（162ページ記載）

・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの（4件　747万余円）　（167ページ記載）

・生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分）が過大に交付されていたもの（1件　2888万余円）　（169ページ記載）

・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの（1件　1472万余円）　（170ページ記載）

・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの（1件　1587万余円）　（171ページ記載）

・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(12 件　8167 万余円)　(172 ページ記載)

・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(13 件　2 億 0332 万円)

(174 ページ記載)

・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、基金が過大に使用されていたもの(1 件　10 億 2421 万余円)　(176 ページ記載)

○農林水産省

・補助の対象とならないもの(6 件　3408 万余円)　(223 ページ記載)

・工事の設計が適切でなかったもの(2 件　3575 万余円)　(229 ページ記載)

・補助対象事業費を過大に精算していたもの(2 件　420 万余円)　(233 ページ記載)

・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(2 件　236 万余円)

(235 ページ記載)

・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1 件　362 万余円)　(236 ページ記載)

・計画が適切でなかったなどのもの(1 件　117 万余円)　(237 ページ記載)

○経済産業省

・補助の対象とならないなどのもの(3 件　1151 万余円)　(280 ページ記載)

・工事の設計及び管理が適切でなかったもの(1 件　3690 万余円)　(283 ページ記載)

・補助の目的外に使用していたもの(1 件　870 万余円)　(285 ページ記載)

・工事の施工が適切でなかったもの(1 件　162 万余円)　(286 ページ記載)

○国土交通省

・工事の設計が適切でなかったなどのもの(9 件　1 億 4856 万余円)　(308 ページ記載)

・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(9 件　1 億 4420 万余円)　(320 ページ記載)

・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1 件　910 万余円)

(328 ページ記載)

○環　境　省

・補助の対象とならないなどのもの(4 件　5435 万余円)　(364 ページ記載)

・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3 件　3305 万余円)

(365 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(1 件　181 万余円)

(399 ページ記載)

○独立行政法人日本学術振興会

・科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの(1 件　2622 万余円)　(422 ページ記載)

・最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の経理が不当と認められるもの(1 件　4 億 4574 万余円)　(422 ページ記載)

㈦　そ　の　他　　5 件　1 億 5459 万余円

＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1 件　2353 万余円)

(178 ページ記載)

・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　366万余円）　（184ページ記載）

・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの（1件　1007万余円）　（187ページ記載）

＜交付税の交付が不当なもの＞

○総　務　省

・特別交付税の額の算定に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたりしたため、特別交付税が過大に交付されていたもの（1件　1億1524万余円）　（75ページ記載）

・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの（1件　208万余円）　（77ページ記載）

ウ　収入支出以外に関するもの　　計　25件　18億3637万余円

省庁又は団体名	物件	貸付金	不正行為	計
財務省	1件	件	件	1件
独立行政法人国立病院機構			2	2
独立行政法人住宅金融支援機構		22		22
計	1	22	2	25

(ｱ)　物　　件　　1件　1億6776万余円

＜土地の管理が適切でなかったもの＞

○財　務　省

・管理が適切でなかったため、国有財産である土地が権原を有していない者により使用許可されていたもの（1件　1億6776万余円）　（101ページ記載）

(ｲ)　貸　付　金　　22件　16億6507万余円

＜貸付条件に違反していたもの＞

○独立行政法人住宅金融支援機構

・独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの（22件　16億6507万余円）　（457ページ記載）

(ｳ)　不正行為　　2件　353万余円

＜物品等が領得されたもの＞

○独立行政法人国立病院機構

・職員の不正行為による損害が生じたもの（2件　353万余円）　（427ページ記載）

⑵ 意見を表示し又は処置を要求した事項　　計 14件

ア 会計検査院法第34条の規定によるもの　　1件

是正改善の処置を求めたもの　　1件

○厚生労働省及び日本年金機構

・事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの　（1件　指摘金額　4345万円）

（190、403ページ記載）

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの　　3件

⑺ 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの　　1件

○厚生労働省

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額について、市町村に対して交付額を算定するに当たって根拠とした資料等を適切に整理し、保管しておくことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び詳細な健診項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討することなどにより、特定健康診査を実施する市町村に対する国の負担が適切なものとなるよう意見を表示したもの　（1件　指摘金額　6億8260万円　背景金額　204億2578万円）

（190ページ記載）

⑻ 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの　　1件

○経済産業省

・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施に当たり、省エネルギーの実績量の計算が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに実績量を計算する際に補正を行う場合の取扱いについて定めたり、エネマネ対策として行った運用改善の内容を報告させたりなどして事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの　（1件　指摘金額　5988万円　背景金額　34億2404万円）

（288ページ記載）

⑼ 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの　　1件

○国立研究開発法人産業技術総合研究所

・国立研究開発法人産業技術総合研究所が賃借している土地のうち有効に利用されていない土地について、賃借しないこととする土地を確定するとともに、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定するよう是正改善の処置を求め、及び保有している土地のうち有効に利用されていない土地について、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどするよう改善の処置を要求したもの　（1件　指摘金額　2億3399万円）

（412ページ記載）

ウ　会計検査院法第36条の規定によるもの　10件

(ｱ)　意見を表示したもの　3件

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（1件　指摘金額　809万円　背景金額　5億0324万円）

(82、420ページ記載)

○農林水産省

・保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示したもの　（1件　指摘金額　1億1191万円）

(239ページ記載)

○経済産業省

・石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの

（1件　背景金額　187億8031万円）

(296ページ記載)

(ｲ)　意見を表示し及び改善の処置を要求したもの　1件

○農林水産省

・国有林林道の林道施設に係る長寿命化対策に当たり、長寿命化点検を踏まえるとともに、設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用して個別施設計画を適切に策定するよう改善の処置を要求し、及び個別施設計画が策定されていない併用区間の林道施設について、協定先の市町村等と協議を行った上で個別施設計画を策定するよう意見を表示したもの　（1件　背景金額　140億6148万円）

(245ページ記載)

(ｳ)　改善の処置を要求したもの　6件

○内閣府(内閣府本府)

・企業主導型保育助成事業により病児保育室等を整備するに当たり、補助事業者に対して、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させるとともに、病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させることなどにより、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの　（1件　指摘金額　6481万円）

(54ページ記載)

○農林水産省

・経営体育成支援事業等について、配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成等するとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び経営体の取組内容等を客観資料により確認し、一定期間保存することを市町村に対して周知するなどして、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの　（1件　背景金額　4億7423万円）

(253ページ記載)

○国土交通省

・地籍調査事業の実施に当たり、市町村等に対して、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底するなどするとともに、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めて、当該期間内に認証請求を行うことについて周知することなどにより、遅滞なく認証請求が行われ、事業の成果が有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの　（1件　指摘金額　43億3399万円）

(329ページ記載)

○独立行政法人労働者健康安全機構

・自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの　（1件　背景金額　213億1898万円）

(423ページ記載)

○独立行政法人国立病院機構

・自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの　（1件　背景金額　110億5606万円）

(428ページ記載)

○独立行政法人地域医療機能推進機構

・自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの　（1件　背景金額　31億9462万円）

(453ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項　　計　22件

○内閣府(内閣府本府)

・遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　2583万円）

(62ページ記載)

○外　務　省

・国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　57億6000万円）

（87ページ記載）

○財　務　省

・公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの　（1件　指摘金額　2億9134万円　背景金額　38億2861万円）

（103ページ記載）

○文部科学省

・預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる1日平均実績時間及び1日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの

（1件　背景金額　15億5987万円）

（123ページ記載）

○厚生労働省

・国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの　（1件　背景金額　2億0804万円）

（200ページ記載）

・訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの　（1件　背景金額　32億8724万円）

（206ページ記載）

○農林水産省

・果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　2億4707万円）

（260ページ記載）

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの　（1件　背景金額　82億8684万円）

(265ページ記載)

・環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの

（1件　指摘金額　4673万円）

(269ページ記載)

○国土交通省

・下水道管渠（きょ）の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの

（1件　指摘金額　1億1725万円）

(338ページ記載)

・ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　4億2237万円）

(342ページ記載)

・物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　48億6027万円）

(348ページ記載)

・統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの　（1件　指摘金額　9660万円）

(355ページ記載)

○環　境　省

・地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　19億3266万円）

(367ページ記載)

○防　衛　省

・駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの

（1件　指摘金額　2億6782万円）

(378ページ記載)

・賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　5億5750万円）

(383ページ記載)

・対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　2155万円）

(388ページ記載)

○独立行政法人海技教育機構

・有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　4億5331万円）

(417ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

・高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者に支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの　（1件　指摘金額　1億3290万円）

(438ページ記載)

・団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

（1件　指摘金額　1761万円　背景金額　1億2021万円）

(442ページ記載)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

・原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの　（1件　指摘金額　6295万円）

(447ページ記載)

○北海道旅客鉄道株式会社

・踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの　（1件　指摘金額　1億1050万円）

(476ページ記載)

⑷ 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成30年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、31件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが25件、処置が完了していないものが6件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3　意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要　（単位：件）

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国会(衆議院)	平成30年度	1	1	
内閣(内閣官房)	30年度	注(1) 1	注(1) 1	
内閣府(内閣府本府)	30年度	注(2) 3	2	注(2) 1
総務省	30年度	注(1)、注(2) 4	注(1) 3	注(2) 1
外務省	30年度	注(3) 2	注(3) 2	
文部科学省	30年度	1	1	
厚生労働省	29年度	1	1	
	30年度	6	5	1
農林水産省	29年度	1	1	
	30年度	4	3	1
経済産業省	30年度	注(4) 1	注(4) 1	
国土交通省	29年度	1		1
	30年度	2	1	1
環境省	30年度	1	1	
防衛省	23年度	1		1
日本中央競馬会	30年度	1	1	
日本年金機構	30年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	30年度	注(3) 1	注(3) 1	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	30年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	30年度	1	1	
計	23年度	1		1
	29年度	3	2	1
	30年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 27	注(1)、注(3) 注(4) 23	注(2) 4

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数	今年次に当局が講じた処置の状況	
		処置が完了したもの	処置が完了していないもの
合　　計	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 31	注(1)、注(3) 注(4) 25	注(2) 6

注(1)　平成30年度決算検査報告の内閣(内閣官房)の1件及び総務省のうち1件は、内閣(内閣官房)及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2)　平成30年度決算検査報告の内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3)　平成30年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4)　平成30年度決算検査報告の経済産業省の1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない6件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5)　不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア　検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成30年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る令和2年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが35省庁等における341件84億5162万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが35省庁等における331件82億7344万余円ある。　(480ページ記載)

イ　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成30年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項62件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの15件を除いた45件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが33件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが12件となっていた。　(485ページ記載)

3　第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1)　国会及び内閣に対する報告

令和元年11月から2年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり3件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4　会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

第4章第1節における項番	報告事項名	報告年月日
第1	福島再生加速化交付金事業等の実施状況について　(489ページ記載)	令和 元年　12月　4日
第2	国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について (503ページ記載)	2年　1月15日
第3	低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について (518ページ記載)	2年　7月29日

(2)　国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、元年11月から2年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり2件あり、その概要を記載した。

表5　会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日(注)	報告先(検査要請を行った議院の委員会)
第1	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について (536ページ記載)	平成 29年　6月　6日	令和 元年12月　4日 〔平成 30年10月　4日〕	参議院 (参議院決算委員会)
第2	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について (556ページ記載)	30年　6月19日	令和 元年12月20日	参議院 (参議院決算委員会)

(注)　(　)書きは既往の報告年月日である。

なお、検査要請を受諾した事項のうち、2年10月までに報告を行っていない事項は7件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6　国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和2年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検　査　要　請　事　項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について	令和元年　6月11日
参議院決算委員会	高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について	元年　6月11日
参議院決算委員会	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について	元年　6月11日
参議院決算委員会	公的統計の整備に関する業務の実施状況等について	元年　6月11日
参議院決算委員会	政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について	元年　6月11日
参議院決算委員会	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について	2年　6月16日
参議院決算委員会	農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について	2年　6月16日

⑶　特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として2件掲記した。

ア　財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について　(574ページ記載)

イ　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について　(586ページ記載)

⑷　国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「個別の検査結果」及び「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①国民生活の安全性の確保に関するもの、②社会保障に関するもの、③制度・事業の効果等に関するもの、④制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑤予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑥環境及びエネルギーに関するもの、⑦情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。　(595ページ記載)

⑸　特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、元年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成30年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。　(600ページ記載)

第２　観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を実施した。その結果は「第１　事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第３章　個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

１　主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　不適正な会計経理について

・駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの　(378 ページ記載)

・物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの　(348 ページ記載)

・賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの　(383 ページ記載)

・CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額を支払っていたもの　(433 ページ記載)

・チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの　(464 ページ記載)

②　租税及び保険料の徴収について

・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの　(94 ページ記載)

・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの　(129 ページ記載)

・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの　(131 ページ記載)

③　雇用対策等のための給付金及び助成金並びに年金の支給について

・労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの　(134 ページ記載)

・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース助成金）の支給が適正でなかったもの　(139 ページ記載)

・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの　(142 ページ記載)

・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの　(144 ページ記載)

④　医療費の支払について

・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの　(147 ページ記載)

・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの　(152 ページ記載)

⑤　工事の設計及び施工について

・頭首工の設計が適切でなかったもの　(229 ページ記載)

・灯火運用卓等の据付工事に係る設計が適切でなかったなどのもの　(308 ページ記載)

・橋りょうの橋座部等の設計が適切でなかったもの　(311 ページ記載)

・擁壁の設計が適切でなかったもの　(313 ページ記載)

・再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの　(365 ページ記載)

⑥　委託費の支払について

・遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの　(62 ページ記載)

⑦　補助金の経理や補助事業の実施について

・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業において、整備した簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの　(47 ページ記載)

・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの　(71 ページ記載)

・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの　(162 ページ記載)

・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの　(174 ページ記載)

・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、基金が過大に使用されていたもの　(176 ページ記載)

⑧　貸付金の管理について

・独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの　(457 ページ記載)

⑨　制度の適正な運用について

・事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの　(190、403 ページ記載)

⑩　国有財産の管理について

・管理が適切でなかったため、国有財産である土地が権原を有していない者により使用許可されていたもの　(101 ページ記載)

⑪　入札・契約事務の実施について

・実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が適正に行われていなかったもの　(461 ページ記載)

2　主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　役務契約や工事等における費用の積算について

・電線共同溝 PFI 事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高となっていたもの　(306 ページ記載)

・下水道管渠（きょ）の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの　(338 ページ記載)

・統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの　(355 ページ記載)

・ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高となっていたもの　(376 ページ記載)

・踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して１回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの　(476 ページ記載)

②　事務・事業に係る経費の節減について

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額について、市町村に対して交付額を算定するに当たって根拠とした資料等を適切に整理し、保管しておくことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び詳細な健診項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討することなどにより、特定健康診査を実施する市町村に対する国の負担が適切なものとなるよう意見を表示したもの　(190 ページ記載)

・保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示したもの　(239 ページ記載)

・高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者に支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの　(438 ページ記載)

・団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの　(442 ページ記載)

・原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの　(447 ページ記載)

③　事務・事業の実態に即した費用の算定等について

・預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる１日平均実績時間及び１日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの　(123 ページ記載)

・国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの　(200 ページ記載)

・ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの　(342 ページ記載)

3　主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　事務・事業の運営について

・経営体育成支援事業等について、配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成等するとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び経営体の取組内容等を客観資料により確認し、一定期間保存することを市町村に対して周知するなどして、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの　(253 ページ記載)

・果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの　(260 ページ記載)

・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの　(265 ページ記載)

・環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの　(269 ページ記載)

・国有林林道の林道施設に係る長寿命化対策に当たり、長寿命化点検を踏まえるとともに、設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用して個別施設計画を適切に策定するよう改善の処置を要求し、及び個別施設計画が策定されていない併用区間の林道施設について、協定先の市町村等と協議を行った上で個別施設計画を策定するよう意見を表示したもの　(245 ページ記載)

・対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの　(388 ページ記載)

4　主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　事業効果の発現について

・企業主導型保育助成事業により病児保育室等を整備するに当たり、補助事業者に対して、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させるとともに、病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させることなどにより、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの　(54 ページ記載)

・政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの　(82、420 ページ記載)

・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施に当たり、省エネルギーの実績量の計算が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに実績量を計算する際に補正を行う場合の取扱いについて定めたり、エネマネ対策として行った運用改善の内容を報告させたりなどして事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの　(288 ページ記載)

・地籍調査事業の実施に当たり、市町村等に対して、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底するなどするとともに、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めて、当該期間内に認証請求を行うことについて周知することなどにより、遅滞なく認証請求が行われ、事業の成果が有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの　(329 ページ記載)

・複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、全く利用されていなかったもの　（473 ページ記載）

②　制度の運用について

・公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの

（103 ページ記載）

・取水量測定自動化事業として構築したシステムにおいて、電圧データの欠測やシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかったため、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的を達していなかったもの　（219 ページ記載）

・石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの　（296 ページ記載）

・地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの

（367 ページ記載）

・自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの　（423、428、453 ページ記載）

③　保有資産の有効活用等について

・国立研究開発法人産業技術総合研究所が賃借している土地のうち有効に利用されていない土地について、賃借しないこととする土地を確定するとともに、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定するよう是正改善の処置を求め、及び保有している土地のうち有効に利用されていない土地について、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどするよう改善の処置を要求したもの　（412 ページ記載）

・有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの　（417 ページ記載）

④　資金の有効活用について

・国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの　（87 ページ記載）

5　主にその他会計検査上必要な観点から検査したもの

1から4までに掲げたもののほか、その他会計検査上必要な観点に位置付けられる公平性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

①　制度の運用における公平性について

・訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの　（206 ページ記載）

第2章　決　算　の　確　認

第2章　決　算　の　確　認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節　国の決算の確認

会計検査院は、下記の令和元年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1　一　般　会　計

	円
歳　　入	109,162,375,922,318
歳　　出	101,366,467,228,454

第2　特　別　会　計

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
内閣府、総務省及び財務省		
交付税及び譲与税配付金	51,984,679,881,378	51,488,328,806,155
財務省		
地震再保険	205,436,258,042	7,221,535,282
国債整理基金	186,969,755,193,130	183,877,927,278,312
外国為替資金	3,598,763,702,115	159,636,680,817
財務省及び国土交通省		
財政投融資		
財政融資資金勘定	26,972,996,685,262	26,959,449,746,523
投資勘定	1,446,803,788,741	893,185,450,504
特定国有財産整備勘定	64,121,244,942	20,189,153,340
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省		
エネルギー対策		
エネルギー需給勘定	2,507,896,746,348	2,150,804,702,168
電源開発促進勘定	367,725,125,134	317,600,888,425
原子力損害賠償支援勘定	8,011,468,460,181	7,908,230,339,722
厚生労働省		
労働保険		
労災勘定	1,203,626,592,330	1,046,681,864,561
雇用勘定	2,513,096,809,048	2,285,269,341,015
徴収勘定	2,654,312,329,118	2,595,670,961,964
内閣府及び厚生労働省		
年金		
基礎年金勘定	25,606,454,580,105	24,184,747,694,464
国民年金勘定	3,761,601,695,328	3,598,449,004,646
厚生年金勘定	48,193,441,788,593	47,861,890,601,947
健康勘定	12,050,166,578,424	12,014,143,522,685
子ども・子育て支援勘定	3,151,458,238,128	2,867,367,031,181
業務勘定	446,070,345,363	392,329,217,820

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農林水産省		
食料安定供給		
農業経営安定勘定	303,532,436,691	224,912,081,667
食糧管理勘定	532,124,271,975	514,866,844,339
農業再保険勘定	72,940,384,600	60,411,775,142
漁船再保険勘定	10,641,888,480	5,647,926,440
漁業共済保険勘定	11,701,799,611	9,489,148,817
業務勘定	10,779,963,459	10,779,963,459
国営土地改良事業勘定	26,038,437,107	24,561,611,709
国有林野事業債務管理	356,369,721,183	356,369,721,183
経済産業省		
特許	246,945,584,657	156,876,295,142
国土交通省		
自動車安全		
保障勘定	63,003,277,194	1,850,401,167
自動車検査登録勘定	53,701,935,280	33,290,577,963
自動車事故対策勘定	15,574,363,242	13,913,149,210
空港整備勘定	551,447,690,034	450,526,045,346
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省		
東日本大震災復興	2,587,306,790,114	1,677,057,896,174

第２節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の令和元年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

円

受入収納済額		77,466,645,311,370
支払	支払命令済額	16,597,059,750,313
	歳入組入額	59,484,160,401,564

第３節　政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の令和元年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収入	支出
	円	円
沖縄振興開発金融公庫	10,602,614,917	8,634,344,259
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	138,479,653,294	73,152,319,182
農林水産業者向け業務	44,603,748,837	37,246,554,976
中小企業者向け業務	81,694,246,828	32,130,375,875
信用保険等業務	197,402,782,264	269,001,564,380
危機対応円滑化業務	10,659,587,405	24,299,024,521
特定事業等促進円滑化業務	293,504,169	293,528,811
株式会社国際協力銀行	630,030,436,037	540,543,457,854
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	150,751,424,890	79,158,253,005

第４節　国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第１　一　般　会　計

会計検査院が令和元年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ、収納済歳入額において、次のとおり符合しないものがあった。

収納済歳入額	日本銀行の提出した計算書の金額	符合しない額
円	円	円
109,162,375,922,318	109,162,094,082,441	281,839,877

収納済歳入額が日本銀行の提出した計算書の金額より多いのは、在外公館の歳入金で、日本銀行における元年度歳入金の受入れ期限である２年５月31日までに払い込まれなかったものが281,839,877円あったためである。

第２　特　別　会　計

会計検査院が令和元年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第５節　国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

令和元年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、２年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、２年10月13日現在で次のとおりである。

令　和　２　年　度　分

１　一　般　会　計

所管	使用決定額 千円
ア　新型コロナウイルス感染症対策予備費	
文部科学省	53,112,071
厚生労働省	2,701,069,825
経済産業省	918,637,234
計	3,672,819,130
イ　予備費	
内閣府	21,714,707
総務省	380,572
法務省	1,016,061
財務省	2,400,000
厚生労働省	92,733,503
農林水産省	12,209,183
経済産業省	40,485,605
国土交通省	43,392,965
環境省	2,718,720
防衛省	3,555,974
計	220,607,290

２　特　別　会　計

（該当なし）

第3章　個別の検査結果

第3章　個別の検査結果

第1節　省庁別の検査結果

第1　国　　会

（衆　　議　　院）

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国有財産の有効活用について

（平成30年度決算検査報告51ページ参照）

1　本院が表示した意見

国有財産法（昭和23年法律第73号）に規定されている管理及び処分の原則によれば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないこととされている。衆議院は、国有財産の事務の一部について、衆議院に附置されている衆議院事務局（以下「事務局」という。）に分掌させていて、衆議院の行う業務の目的を遂行するために、その所管に属する衆議院庁舎等の土地、建物等の国有財産を行政財産として管理させている。また、衆議院が、行政財産の用途を廃止して財務大臣に引き継いだり、用途を変更したりするなどの場合には、衆議院に設置されている衆議院議院運営委員会（以下「議院運営委員会」という。）の協議を要することになっている。このため、事務局は、必要に応じて、議院運営委員会に対して、国有財産の管理等に関する事項について説明を行うなどしている。しかし、衆議院が管理する行政財産のうち、会議等施設として使用するとしている法制局分室については、建物が老朽化していて使用に適さないなどの理由から、平成24年9月以降、全く使用されていない。そして、事務局は、議院運営委員会に対して法制局分室の現状についての説明を行っていない。このように、法制局分室については、行政財産として衆議院の業務の目的を遂行するための役割を果たしていない事態が見受けられた。

したがって、衆議院において、事務局が法制局分室の現状を的確に把握するなどした上で、議院運営委員会に対して衆議院が管理する法制局分室の現状についてより一層の説明を行うことなどにより、国有財産の有効活用が図られていくよう、衆議院議長に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2　当局が講じた処置

本院は、衆議院において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、衆議院は、本院指摘の趣旨に沿い、元年10月に、事務局から議院運営委員会に対して法制局分室の現状についての説明を行い、2年3月の議院運営委員会において法制局分室を財務省へ引き継ぐための手続をとることが了承されたことを受けて、早期の引継ぎに向けた事務処理等を開始するなどの処置を講じていた。

第2　内　　閣　　府

（内閣府本府）

不　当　事　項

補　　助　　金

（1）-(13)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管　一般会計　（組織）内閣本府 （項）原子力災害対策費 （項）沖縄振興交付金事業推進費 （組織）地方創生推進事務局 （項）地方創生推進費 （組織）子ども・子育て本部 （項）子ども・子育て支援推進費（平成28年度以前は、（項）子どものための教育・保育給付） （組織）総合海洋政策推進事務局 （項）有人国境離島政策推進費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定） （項）原子力安全規制対策費 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計（子ども・子育て支援勘定） （項）地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費（平成27年度は、（項）地域子ども・子育て支援事業費）
部　局　等	内閣府本府、5都道県
補助等の根拠	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、地域再生法（平成17年法律第24号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、予算補助
補助事業者等（事業主体）	道、県5、市6、区1、計13補助事業者等（道、県3、市5、区1、計10事業主体）
間接補助事業者等（事業主体）	村1、団体2、計3間接補助事業者等
補助事業等	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業、子ども・子育て支援交付金事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業等

事業費の合計	5,767,916,968円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	2,553,671,560円
不当と認める事業費の合計	379,574,159円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	240,831,389円

1　補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、27都道県、160市区町村及び22団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。このほか、一部の団体について、内閣府本府を通じて資料の提出を求めてその内容を検査した。

その結果、4道県、7市区村、2団体、計13事業主体が実施した原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業、子ども・子育て支援交付金事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業等に係る国庫補助金240,831,389円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1)　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

5件　不当と認める国庫補助金　39,080,234円

(2)　補助の目的を達していなかったなどのもの

2件　不当と認める国庫補助金　96,519,600円

(3)　補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件　不当と認める国庫補助金　74,859,053円

(4)　補助の目的外に使用していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　15,444,000円

(5)　補助の対象とならないもの

1件　不当と認める国庫補助金　8,308,645円

(6)　工事費の積算が過大となっていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　4,560,000円

(7)　補助金を過大に受給していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　2,059,857円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（1）　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

5件　不当と認める国庫補助金　39,080,234円

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）を過大に交付していたもの

（3件　不当と認める国庫補助金　20,334,000円）

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。児童福祉法等に定める本件事業には、複数の種類の事業があり、そのうち本件事業と同じ名称である放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）は、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与えるためのものである。

そして、国は、市町村（特別区を含む。）に対して、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業に係る分）（以下「交付金」という。）を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（平成27年雇児発0521第8号）等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一つの単位（以下、この単位を「支援単位」という。）とすることとされている。

また、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知。以下「交付要綱」という。）等によれば、交付金の交付額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定した基準額を合算した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額（以下「基本額」という。）に国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額とすることとされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、支援単位を構成する児童の数により算定される一支援単位当たりの年額、年間開所日数により算定される開所日数加算額、一定の開所時間を超える時間の年間平均時間数により算定される長時間開所加算額等を合算して算定することとされている。

本院が、10都県の50市区町村において会計実地検査を行ったところ、3都県の3市区において、交付金の交付額の算定に当たり、支援単位において健全育成事業が実施されていない日を年間開所日数に含めたり、長時間開所加算額の年間平均時間数を誤って算定したりするなどしていた。このため、交付金計20,334,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市区において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、3都県において事業実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

兵庫県宝塚市は、平成27年度から29年度までの間に、27年度44支援単位、28年度53支援単位、29年度54支援単位において、健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計1,039,023,050円として兵庫県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計346,338,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、実際には、土曜日に利用する児童が少数であることを踏まえて、土曜日に健全育成事業を実施する支援単位を集約していたため、土曜日に健全育成事業を実施していない支援単位があるのに、これらにおいても土曜日を年間開所日数に含めており、当該支援単位に係る土曜日の日数27年度計596日、28年度計850日、29年度計852日が過大に計上されていた。

したがって、27年度から29年度までの間の適正な基本額を算定すると計1,002,911,050円となることから、前記の基本額1,039,023,050円との差額36,112,000円が過大となっており、これに係る交付金12,038,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
（1）	東京都杉並区		子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成）	27～30	1,978,517	659,487	18,552	6,167
（2）	静岡県裾野市		同	30	57,712	19,005	7,083	2,129
（3）	兵庫県宝塚市		同	27～29	1,039,023	346,338	36,112	12,038
（1）-（3）の計					3,075,253	1,024,830	61,747	20,334

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を過大に交付していたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　17,174,834円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
（4）	内閣府本府	長崎県五島市	株式会社鯛福	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	29、30	50,124	30,074	28,624	17,174

この交付金事業は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号）に基づき、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、都道県が定める計画に基づき都道県、市町村等が実施する事業に要する経費の一部について、内閣府本府が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下「交付金」という。）を交付するものである。そして、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年府海事第7号。以下「交付要綱」という。）等によれば、市町村に対して交付金を直接交付する場合における交付金の交付決定等に関する事務は、都道県を経由して行うとされており、交付金の交付対象事業のうち、輸送コスト支援事業については、交付対象経費の10分の6以内等の額の交付金を民間事業者等の事業実施者に交付することとされている。

輸送コスト支援事業は、交付要綱等によれば、特定有人国境離島地域で生産された農水産物（生鮮品に限る。以下同じ。）を本土に運搬する際等の輸送費を低廉化するものとされている。そして、輸送コスト支援事業の交付対象経費は、特定有人国境離島地域内において生産された農水産物を本土に運搬する際等に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費とされており、フェリー会社等の第三者に対して支払った経費が対象となるとされている。ただし、漁業協同組合のように自らが保有する船舶で運搬する場合には、事業実施者内の部門間において支払うなどした経費が対象となるとされている。

株式会社鯛福（以下「会社」という。）は、長崎県五島市内で買い付けた海産物を本土で販売する仲買業を営むほか、海産物を本土に運搬する輸送業も営んでいる。会社は、平成29、30両年度において、事業実施者内の部門間において支払うなどした海産物の本土への運搬に係る経費が交付金の交付対象となるという五島市の説明を踏まえて、社内の輸送部門から仲買部門に請求した運搬に係る経費計50,124,080円を輸送コスト支援事業の交付対象経費とする実績報告書を同市に提出していた。そして、同市は、これを審査した上で長崎県を経由して内閣府本府に提出し、これにより、会社は、交付金計30,074,448円の交付を受けていた。

しかし、会社は、船舶を保有しておらず、フェリーで海産物を本土に運搬していたことから、社内の輸送部門から仲買部門に請求した運搬に係る経費ではなく、フェリー会社に支払った経費に基づき交付対象経費を算定すべきであったと認められた。

したがって、フェリー会社に支払った経費により適正な交付対象経費を算定すると計21,499,358円となり、前記の交付対象経費50,124,080円との差額28,624,722円が過大になっており、これに係る交付金相当額17,174,834円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社及び同市において交付対象経費に対する理解が十分でなかったこと、長崎県及び内閣府本府において同市に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

地方創生推進交付金が過大に交付されていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　1,571,400円）

	部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(5)	内閣府本府	愛知県	地方創生推進交付金	30	101,680	50,840	3,142	1,571

この交付金事業は、愛知県が、地域再生法(平成17年法律第24号)、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年府地事第16号等)、地方創生推進交付金交付要綱(平成28年府地事第291号)等(以下「制度要綱等」という。)に基づき、都市部等から若者を呼び込み、地域への定着を図るために、「若者を呼び込む雇用創出・定着促進プロジェクト」(以下「本件事業」という。)を実施したものである。

制度要綱等によれば、地方創生推進交付金(以下「交付金」という。)は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるために国が交付するものとされている。そして、地方公共団体が作成する実施計画に基づく事業の実施に要する費用について、当該地方公共団体に対して、補助率2分の1により国が交付するものなどとされている。

同県は、本件事業に係る実施計画を内閣府本府に提出した上で、平成31年4月に、交付金の額を50,840,012円と算定した実績報告書を内閣府本府に提出し、内閣府本府がこれを確認するなどして、交付金50,840,012円の交付を受けていた。

しかし、同県は、交付金の額の算定に当たり、事業の実施に要した費用のうち、移住候補地調査の委託料3,142,800円に補助率2分の1を誤って乗じていなかった。

したがって、当該委託料に補助率2分の1を乗ずるなどして適正な交付金の額を算定すると49,268,612円となり、前記の交付金交付額50,840,012円との差額1,571,400円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付金の額の算定に関する理解が十分でなかったこと、内閣府本府において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（２）　補助の目的を達していなかったなどのもの

２件　不当と認める国庫補助金　96,519,600円

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業において、整備した簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの　（２件　不当と認める国庫補助金　96,519,600円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
（６）	内閣府本府	北海道	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	27、28	71,463	71,463	71,463	71,463
（７）	同	青森県	同	29	25,056	25,056	25,056	25,056
（６）（７）の計					96,519	96,519	96,519	96,519

これらの交付金事業は、２道県が、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて、原子力発電施設からおおむね30㎞圏内の区域において原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、防護措置の実施の判断材料の提供等のために行う緊急時モニタリングの体制を整備することを目的として、空間放射線量率を常時測定して伝送する機能を有する簡易型電子線量計（以下「電子線量計」という。）計79台（北海道60台、青森県19台）を整備するとともに、電子線量計により測定された情報を処理するためのデータ収集装置等を整備するなどしたものである。このうち、電子線量計は、電気事業者の電線路から架空引込線により直接又は中継用ポールを介して商用電源を引き込むための受電用ポール（以下、中継用ポールと合わせて「引込柱」という。）と、受電用ポールに固定された空間放射線量率を測定するための検出器、測定データを送信するためのデータ伝送装置等で構成されるものとなっている（参考図参照）。

原子力災害対策指針（平成24年10月原子力規制委員会制定）によれば、放射線の量を計測する設備等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならないこととされている。

２道県は電子線量計等の整備に係る契約を業者と締結しており、当該契約に係る仕様書によると、強風、積雪、塩害及び地震に対して堅牢（ろう）にして長期間の使用に耐えられるように電子線量計等を設置すること及び引込柱の基礎の一部を地中に埋設して引込柱が倒れることのないよう対策を施して設置すること、又は仕様書に記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足することなどとなっていた。

そして、２道県は、受注者に電子線量計等の納入、据付けなどを行わせた後、これらに係る検査を実施して合格とした上で実績報告書を内閣府本府に提出し、同府から交付金の交付を受けていた。

しかし、引込柱として用いられた部材は、３か月程度の短い期間に限って設置し、その後撤去される臨時施設専用のポールであり、腐食による倒壊等の原因となることから常時施設用として使用しないこととなっているものであった。

また、受注者が２道県に提出していた強度計算書を確認したところ、引込柱の基礎の安定計算が行われていなかった。そこで、２道県が設置した引込柱計81本（電子線量計の受電用ポール79本、中継用ポール２本）について、取扱説明書等により用いることとなっている内線規程（一般社団法人日本電気協会発行）、電気事業者が電線路の支持物に係る設計を行う際に広く使用されている配電規程（同）等を用いて、所定の風圧荷重等が加わった状態における引込柱の基礎の安定計算を行ったところ、全ての引込柱において、配電規程等により必要とされている安全率を下回っていた。

したがって、本件交付金事業（交付対象事業費計 96,519,600 円）は、整備した電子線量計等が、堅牢にして長期間の使用に耐えられるように設置することなどの仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていて補助の目的を達しておらず、これに係る交付金計 96,519,600 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、２道県において、受注者が電子線量計等を仕様書に基づいて適切に整備していなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

北海道は、平成 27、28 両年度に、電子線量計 60 台を、北海道電力株式会社泊発電所からおおむね 30㎞圏内の区域において整備するとともに、データ収集装置１台及び管理用端末３台を北海道原子力環境センター等に整備するなどしていた。

北海道が業者と締結した電子線量計等の整備に係る契約の仕様書によると、強風、積雪、塩害及び地震に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられるように電子線量計等を設置すること、引込柱の基礎の一部を地中に埋設して引込柱が倒れることのないよう対策を施して設置することとなっていた。

そして、北海道は、受注者に電子線量計等の納入、据付けなどを行わせた後、これらに係る検査を実施して合格とした上で実績報告書を内閣府本府に提出し、同府から交付金の交付を受けていた。

しかし、引込柱として用いられた部材について製造メーカーが作成している取扱説明書等を確認したところ、当該部材は、臨時施設専用のポールであり、腐食による倒壊等の原因となることから常時施設用として使用しないこととなっているものであった。

また、受注者から提出された強度計算書を確認したところ、引込柱の基礎の安定計算が行われていなかった。そこで、電子線量計 60 台に係る引込柱計 62 本（受電用ポール 60 本、中継用ポール２本）について、所定の風圧荷重等が加わった状態における引込柱の基礎の安定計算を行ったところ、引込柱の基礎の安全率は 0.11 から 1.87 までとなっており、62 本の全てにおいて、配電規程等において必要とされている安全率２を下回っていた。

したがって、本件交付金事業（交付対象事業費計 71,463,600 円）は、引込柱が腐食により倒壊したり、強風時において転倒したりするなどして電子線量計等が破損するおそれがあり、このため、整備した電子線量計等が、堅牢にして長期間の使用に耐えられるように設置することなどの仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていた。

（参　考　図）

電子線量計の概念図

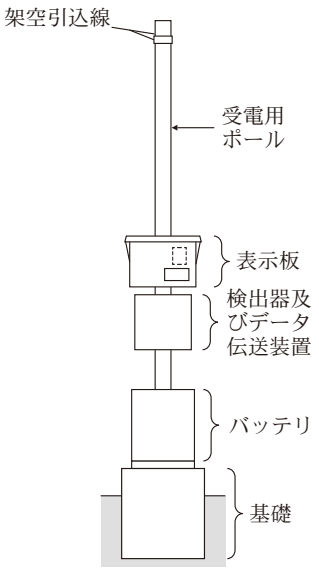

（3）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件　不当と認める国庫補助金　74,859,053円

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの

（2件　不当と認める国庫補助金　74,859,053円）

子どものための教育・保育給付費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども（以下「支給認定子ども」という。）に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等（以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。）が教育又は保育を実施する際に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、「平成27年度子どものための教育・保育給付費の国庫負担について」（平成27年府子本第152号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

費用の額	−	利用者負担額	＝	国庫負担対象事業費

国庫負担対象事業費	×	国庫負担率（1/2）	＝	負担金の交付額

この費用の額及び利用者負担額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。この基本分単価や各種加算の額は、例年、国家公務員の給与改定を踏まえて、年度途中に遡及して改定が行われている。ただし、民間保育所等による教育・保育の確保が著しく困難である離島その他の地域に居住する支給認定子どもに対して、市町村が民間保育所等において求められる職員の配置基準等の適用を受けない保育である特例保育を提供する場合の費用の額は、市町村が内閣府との間で毎年度協議を行った上で定める。また、教育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども（以下「1号認定子ども」という。）については、費用の額に一定の率を乗じて当該合計額を減額する。

② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

本院が、8道県の29事業主体において会計実地検査を行ったところ、2道県の2事業主体において、誤って、国家公務員の給与改定を踏まえた基本分単価等を適用した額に、更に基本分単価等の改定による増額分を重複して集計したり、特例保育を受けた1号認定子どもについて費用の額に一定の率を乗じていなかったりなどしており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計74,859,053円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において交付要綱等についての理解が十分でなかったこと及び費用の額等を適切に集計しているかなどの調査確認が十分でなかったこと、2道県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

栃木県大田原市は、平成29年度の費用の額等の算定に当たり、同年度に行われた国家公務員の給与改定を踏まえて基本分単価等が改定されたことから、費用の額等を算定するための台帳に、改定後の基本分単価等を遡って適用するなどして費用の額等を算定していた。しかし、同市は、同台帳における費用の額が、改定後の基本分単価等を適用した額に、更に基本分単価等の改定による増額分を重複して集計するなどした額となっていたのに、この額をそのまま費用の額として事業実績報告書に記載するなどしていた。

このため、国庫負担対象事業費102,724,018円が過大に精算されていて、これに係る負担金相当額51,362,009円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
（8）	北海道	網走市	子どものための教育・保育給付費国庫負担金	27～29	1,067,661	533,830	46,994	23,497
（9）	栃木県	大田原市	同	29	1,018,029	509,014	102,724	51,362
（8）（9）の計					2,085,690	1,042,845	149,718	74,859

（4） 補助の目的外に使用していたもの　　1件　不当と認める国庫補助金　15,444,000円

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した救急車を補助の目的外に使用していたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　15,444,000円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(10)	内閣府本府	富山県	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	29	15,444	15,444	15,444	15,444

この交付金事業は、富山県が、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和55年科学技術庁・通商産業省告示第3号。以下「交付規則」という。）に基づき、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備を目的として、富山県立中央病院（以下「中央病院」という。）に救急車1台を整備したものである。

原子力災害対策指針（平成24年10月原子力規制委員会制定）によれば、汚染や被ばくの可能性のある傷病者や避難者に対応するための救急・災害医療については、住民の生命及び身体の安全を確保する観点から、多数の被災者に対して迅速に措置を施す必要があるとされており、原子力発電施設等が立地している道府県のみならず、原子力災害対策重点区域(注)内に所在するその他の府県（以下、原子力発電施設等が立地している道府県と合わせて「立地道府県等」という。）も含めた広域の医療機関が、原子力災害時には連携して対応できるようにしておくことが重要とされている。そして、立地道府県等は、原子力災害時において汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定を行っておくこととされている。また、原子力災害拠点病院等の施設要件（平成27年5

月原子力規制庁制定）等によれば、拠点病院は、原子力災害が発生した立地道府県等に出動するなどして救急医療等を行う原子力災害医療派遣チームを配置するとともに、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要な車両を有していることが望ましいとされており、原子力規制庁は、当該車両について、原子力災害医療派遣チームの派遣に必要なときに確実に使用できる状態にあることが重要であるとしている。

そして、交付規則によれば、交付金の交付対象は、原子力発電施設等による災害が発生した場合等の緊急時において必要となる医療に用いられる物品の整備等に係る事業に要する費用とされており、内閣府本府は、交付金により原子力災害医療派遣チームの活動用車両を整備する場合は、原子力災害時に使用することを前提として配備するものであり、人道的な理由から一時的に使用する場合等を除いて、他の用途との兼用を前提とした交付申請に対しては交付決定を行わないとしている。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定等によると、補助事業者等は、補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用したり、貸し付けたりなどするときは、当該補助事業等を所掌する各省各庁の長の承認を受けなければならないことなどとなっている。

同県が内閣府本府に提出した交付申請書等によると、同県が拠点病院に指定しようとしている中央病院は、転院のために他の医療機関に患者を搬送するなどの通常の用途に使用している救急車を1台保有しているものの、原子力災害医療派遣チーム専用の車両を有していないことから、中央病院に原子力災害医療派遣チームの活動用の救急車を整備するとしていた。そして、内閣府本府は、当該交付申請書等に基づいて交付決定を行っていた。

しかし、同県において交付金に係る交付申請書の作成等を行っていた部局は本件救急車が原子力災害医療派遣チーム専用のものであると認識していたものの、実際に本件救急車を管理する中央病院は認識していなかったため、中央病院は、平成30年2月に本件救急車が納入された後、不具合が生じていた既存の救急車の代わりに本件救急車を通常の用途にも使用することとし、同月に既存の救急車を同県の他部局に管理換していた。それ以降、中央病院の救急車は、本件救急車1台のみとなっていた。このため、本件救急車は、納入された直後から既存の救急車が担っていた通常の用途に使用されていて、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていた。

したがって、本件救急車は、原子力災害医療派遣チームの活動用車両として整備されたにもかかわらず、承認を受けることなく補助の目的外に使用されており、原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの活動に速やかに使用できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金15,444,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付金に係る交付申請書の作成等を行っていた部局と中央病院との連携が十分でなく、中央病院において本件交付金事業の目的について理解が十分でなかったことなどによると認められる。

（注）　原子力災害対策重点区域　　あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる地域。実用発電用原子炉の場合、当該施設からおおむね半径5㎞圏内の区域を予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、おおむね半径30㎞圏内の区域を緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）としてこれらを目安として設定されている。

（5）　補助の対象とならないもの　　1件　不当と認める国庫補助金　8,308,645円

地方創生拠点整備交付金により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　8,308,645円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(11)	静岡県	伊豆市	地方創生拠点整備交付金	29	65,613	31,084	16,617	8,308

この交付金事業は、伊豆市が、地域再生法（平成17年法律第24号）、地方創生拠点整備交付金制度要綱（平成28年府地事第503号。以下「制度要綱」という。）、地方創生拠点整備交付金交付要綱（平成29年府地事第89号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、多世代・多様な住民の交流拠点づくりのために、「伊豆市湯ヶ島地区まちづくり振興拠点形成事業」（以下「本件事業」という。）を実施したものである。

制度要綱によれば、地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）は、地域再生法に定める地域再生計画に記載され、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略等に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業及びそれと一体となって整備される未来への投資につながる施設整備等の実施に要する費用に充てるために国が交付するものとされている。また、交付要綱等によれば、交付の対象となる施設整備事業等は、地方公共団体が作成する施設整備計画に記載された事業であり、地方創生の観点から先導性を備えたものであることなどとされ、行政事務を執行するための公用施設（庁舎、消防署、保健所等）の整備等は交付の対象とならないとされている。

同市は、施設整備計画に基づき、廃園となった幼稚園を改修して、市役所支所、保健福祉事業を実施する地域包括支援センター、子育て支援センター等の複合施設を整備するなどの本件事業を事業費65,613,240円（交付対象事業費62,168,850円）で実施したとして、静岡県に実績報告書を提出し、同県がこれを確認するなどして、内閣府本府から交付金31,084,425円の交付を受けていた。

しかし、上記複合施設のうち、市役所支所の整備については、前記のとおり、交付の対象とならない庁舎に該当するものであった。

したがって、複合施設の整備に要した費用のうち、市役所支所の整備に要するなどした費用16,617,291円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額8,308,645円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、同県において本件事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（6）　工事費の積算が過大となっていたもの　　1件　不当と認める国庫補助金　4,560,000円

沖縄振興特別推進交付金事業において、橋りょう護岸工事に係るPC桁の運搬費等の積算が過大となっていたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　4,560,000円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(12)	内閣府本府	沖縄県	国頭郡大宜味村	沖縄振興特別推進交付金	30	77,792	62,233	5,700	4,560

この交付金事業は、大宜味村が、大宜味村字喜如嘉（きじょか）地内において、地域活性化が図られる施策として、河川敷の空間の有効活用等を視野に、大川川（おおかわがわ）とその周辺の整備を目的として、大川川に架かる浴川橋（あみがわばし）の橋桁を架け替えるなどする橋りょう架替え工事及び大川川の左岸に大型ブロックを積むなどする護岸改修工事（以下、両工事を合わせて「橋りょう護岸工事」という。）を実施したものである。

そして、橋りょう架替え工事は、既存の橋桁を取り壊すなどした後、既存の橋台を活用して、橋軸方向の中心部を頂点とした縦断勾配（それぞれの端部に向かって3.7％及び3.8％）がある橋桁（桁長15.8m）を新たに架設等するものであり、橋桁は工場製作のプレストレストコンクリート桁（以下「PC桁」という。）８本（１本当たり延長15.8m）となっている。また、同村は、この橋りょう架替え工事において、車両等の転落防止のために、橋桁と同様にそれぞれの端部に向かって最大３％の勾配がある総延長29.4mの高欄（片側14.7m）を設置している。

同村は、橋りょう護岸工事に係る費用の積算を沖縄県制定の「土木工事標準積算基準書」等に基づき行っている。これらによれば、PC桁、高欄等の資材は、物価資料（刊行物である積算参考資料をいう。）等に材料単価が掲載されておらず、材料単価が10万円以上の場合等には、材料単価の適正な市場価格を把握するための特別調査により材料単価を決定することとされている。

このため、同村は、橋りょう護岸工事に係る費用の積算に当たり、PC桁及び高欄について、同県内の業者から徴した見積り（以下「業者見積り」という。）などにより、材料単価が10万円以上であることなどを確認して、物価調査機関に特別調査を委託し、当該機関から報告書の提出を受けていた。そして、同村は、PC桁の材料単価については、特別調査に基づく報告書に記載された材料単価（以下「特別調査の材料単価」という。）を適用する一方で、高欄の材料単価については、特別調査の材料単価は橋りょう護岸工事のように勾配がある高欄には適用できないとして、特別調査の材料単価を適用せずに業者見積りの材料単価を適用して、これらにより工事費の総額を78,418,800円と積算していた。

しかし、同村が適用したPC桁の特別調査の材料単価には、PC桁が製作された工場から施工現場までの運搬費が含まれていたのに、同村は、誤って、当該区間のPC桁の運搬費として１本当たり270,000円、計2,160,000円を別途工事費に計上していた。また、同村が適用しなかった高欄の特別調査の材料単価（１ｍ当たり120,000円）は、勾配がある高欄に対応するための加工費を含むものであったのに、同村は、勾配がある高欄には適用できないと誤認して、業者見積りの材料単価（１ｍ当たり169,659円）を適用していた。

したがって、別途計上していたPC桁の運搬費を控除したり、高欄の材料単価について、業者見積りの材料単価ではなく特別調査の材料単価を適用したりして修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、工事費の総額は72,014,400円となることから、橋りょう護岸工事の工事費77,792,400円はこれに比べて約570万円割高となっていて、これに係る交付金相当額4,560,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において特別調査の材料単価に対する理解が十分でなかったこと、同県において同村に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（７）　補助金を過大に受給していたもの　　１件　不当と認める国庫補助金　2,059,857円

仕入税額控除した消費税額に係る補助金を返還していなかったもの

（１件　不当と認める国庫補助金　2,059,857円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(13)	内閣府本府	茨城県	医療法人社団村松会	原子力災害対策施設整備費補助金	25、26	199,800	199,800	2,059	2,059

この補助事業は、医療法人社団村松会が、平成25、26両年度に、同法人が所有する老人保健施設の建物等に係る放射線防護対策を実施したものである。そして、本件補助事業の補助対象経費には、外注により実施した放射線防護対策工事に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)額が含まれていた。

消費税の課税事業者である事業主体が補助の対象となる放射線防護対策工事を外注することは課税仕入れに該当することから、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から当該放射線防護対策工事の外注に係る消費税額を仕入税額控除(注)した場合には、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、原子力災害対策施設整備費補助金交付要綱(平成25年府原対第166号)等により、事業主体は、補助事業完了後に、消費税の確定申告により補助金に係る消費税額のうち仕入税額控除した額が確定した場合には、その額を速やかに報告し、当該金額を返還しなければならないこととなっている。

(注)　仕入税額控除　　課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、同法人は、補助事業完了後の消費税の確定申告の際に、補助金に係る消費税額のうち仕入税額控除した額が2,059,857円と確定していたのに、この額について報告及び返還を行っておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において補助事業における消費税の取扱いに対する理解が十分でなかったこと、茨城県において補助事業における消費税の取扱いについての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

企業主導型保育助成事業により病児保育室等を整備するに当たり、補助事業者に対して、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させるとともに、病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させることなどにより、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費
部局等	内閣府本府
補助の根拠	予算補助
補助事業者	公益財団法人児童育成協会
間接補助事業者(事業主体)	25事業主体
補助事業	企業主導型保育助成事業

補助事業の概要	多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育施設の整備費等の助成を行うもの		
検査の対象とした事業主体数、整備した企業主導型保育施設の施設数及び整備費	25 事業主体	25 施設	22 億 4017 万余円（平成 28 年度～30 年度）
上記の整備費に係る助成金交付額			16 億 1612 万円
上記に係る国庫補助金相当額			16 億 1612 万円
病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない企業主導型保育施設に係る事業主体数、施設数及び整備費	8 事業主体	8 施設	6 億 7733 万余円（平成 28 年度～30 年度）
上記整備のうち病児保育室等の整備に係る助成金相当額			4772 万余円
上記に係る国庫補助金相当額(1)			4772 万円
病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない企業主導型保育施設に係る事業主体数、施設数及び整備費	3 事業主体	3 施設	3 億 3007 万余円（平成 28、29 両年度）
上記整備のうち病児保育室等の整備に係る助成金相当額			1708 万余円
上記に係る国庫補助金相当額(2)			1708 万円
(1)及び(2)の計			6481 万円（平成 28 年度～30 年度）

【改善の処置を要求したものの全文】

企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について

（令和 2 年 10 月 22 日付け　内閣総理大臣宛て）

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　企業主導型保育事業の概要等

(1)　企業主導型保育事業の概要

貴府は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、その一環として、平成28年度に企業主導型保育事業費補助金（以下「国庫補助金」という。）を創設し、同年度から、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」（平成28年府子本第442号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、企業主導型保育事業に対する国庫補助を実施している。

企業主導型保育事業は、上記の目的を達成するとともに、都市部を中心に深刻な問題となっている保育所等の待機児童の解消を図るために、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」（平成28年府子本第305号、雇児発0502第1号）、「平成29年度企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年府子本第370号、雇児発0427第2号。平成30年3月及び同年6月一部改正）（以下、これらを合わせて「実施要綱」という。）等に基づき、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項に規定する事業主等（以下「一般事業主」という。）に雇用されている従業員（以下「従業員」という。）等が監護する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保育等を行うものである。

貴府は、国庫補助金の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、28年度から30年度までにおいて公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）を補助事業者として選定するなどし、交付要綱等に基づき協会に対して国庫補助金を交付している。

(2)　企業主導型保育助成事業の概要

協会は、実施要綱等に基づき、国庫補助金を原資として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用（以下「整備費」という。）及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費（以下「運営費」という。）の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している（以下、協会が企業主導型保育助成事業により行う整備費の助成を「助成」、運営費の助成を「運営費助成」といい、整備費の助成のために交付する助成金を「助成金」という。また、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」という。）。

実施要綱等によれば、協会は、貴府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けて協会は、同事業の適切かつ円滑な実施を図るために、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」（平成28年5月制定）、「平成29年度企業主導型保育事業助成要領」（平成29年4月制定）、「企業主導型保育事業助成要領」（平成30年6月制定）等（以下、これらを合わせて「助成要領等」という。）を制定している。

(3)　企業主導型保育事業における事業類型等

企業主導型保育事業においては、企業主導型保育施設において従業員等が監護する乳幼児の保育を行う通常の保育事業（以下「通常保育事業」という。）に加えて、保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっているものについて、企業主導型保育施設において保

育を行う事業(以下「病児保育事業」という。)、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、企業主導型保育施設において一時的に預かり必要な保護を行う事業(以下「一時預かり事業」という。)等も実施できることとなっている。

実施要綱等によると、病児保育事業には、病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型の事業類型があり、このうち、病児対応型又は病後児対応型(以下「病児・病後児保育」という。)は、専用スペース又は専用施設(以下「病児保育室」という。)を設置し、必要な人数の看護師等及び保育士を常駐させるなどの職員の配置を行って実施することとなっている。一方、体調不良児対応型は、企業主導型保育施設の余裕スペース等で実施することとなっており、必要な人数の看護師等を常駐させる職員の配置を行う必要はあるが、病児・病後児保育のような病児保育室を設置することとはなっていない。

また、一時預かり事業には、一般型及び余裕活用型の事業類型があり、このうち、一般型は、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりのための保育室(以下「一時預かり室」という。)を設置し、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行って実施することとなっている(以下、このような一時預かりを「一般型一時預かり」という。)。一方、余裕活用型は、通常保育事業の利用乳幼児数が利用定員総数に満たない企業主導型保育施設において、空き定員分に係るスペースを利用するなどして一時預かりを実施することとなっており、一般型のような一時預かり室を設置したり、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行ったりすることとはなっていない。

⑷ 助成の申込手続及び助成金の交付

事業主体は、企業主導型保育助成事業で企業主導型保育施設の整備工事を実施するに当たり、助成要領等に基づき、協会に提出する助成申込書に、整備する企業主導型保育施設における病児保育事業、一時預かり事業等の実施の有無を記載することなどとなっている。また、実施する事業内容に応じた施設等の整備工事を実施し、整備工事が完了した際に提出する事業完了報告書にも、病児保育事業、一時預かり事業等の実施の有無を記載することなどとなっている。そして、整備した企業主導型保育施設において、病児保育事業、一時預かり事業等を実施することになっている。

助成要領等によれば、助成金交付額は、企業主導型保育施設の利用定員や整備工事の内容等に応じて定められている基準額の合計額と、整備工事に要した実支出額(整備費)等を比較するなどして算出することとされており、助成の申込手続及び助成金の交付については次のとおりとされている。

① 助成を受けようとする者は、助成申込書に、施設の概要、面積等の施設の規模、構造等を記載し、設計図面等を添えて協会に提出する。そして、協会は、これらの内容を審査の上、助成の可否及び助成金交付額を決定する。

② 助成の決定を受けた者は、企業主導型保育施設の整備工事を実施し、所定の期限までに事業完了報告書に整備工事に係る関係書類等を添えて協会に提出する。

③ 協会は、事業完了報告書等を速やかに審査し、必要と認める場合には実地調査を行い、助成金の額を確定し、助成の決定を受けた者に助成金を交付する。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

貴府は、企業主導型保育助成事業を実施する協会に対して多額の国庫補助金を交付しており、協会が国庫補助金を原資として事業主体に対して交付した助成金交付額は、28年度170億余円、29年度548億余円、30年度393億余円、計1112億余円に上っている。

そして、貴府は、保護者が就労している場合等において、乳幼児等が病気の際に自宅での保育が困難になる場合や、保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、乳幼児が一時的に家庭での保育が困難になる場合があるなどのため、企業主導型保育事業では、通常保育事業だけではなく、これら様々な需要に対応した事業展開が必要となっているとしている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、病児・病後児保育又は一般型一時預かり（以下「病児保育等」という。）を実施するとして、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設内に整備した病児保育室又は一時預かり室（以下「病児保育室等」という。）が有効に利用されているか、病児保育室等の整備に当たり病児保育等の実施体制等に対する協会の審査はどのように行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28年度から30年度までに助成金の交付対象となった企業主導型保育施設3,533施設のうち、事業完了報告書において病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備するなどとしていた1,116施設の中から、所在地域や利用定員等の企業主導型保育施設の規模に偏りがないように考慮するなどして、14都道府県(注1)に所在する25事業主体の25施設（整備費計22億4017万余円、助成金交付額計16億1612万円（国庫補助金相当額同額））を選定した。そして、これらを対象として、貴府及び25事業主体において、病児保育室等の整備工事の状況を事業完了報告書等により検査するとともに、現地に赴き病児保育等の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、助成申込書に対する協会の審査状況については、協会の担当者から具体的な審査手順の説明を聴取するなどして検査した。

（注1）　14都道府県　　東京都、北海道、大阪府、神奈川、富山、愛知、三重、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　病児保育等の実施状況

ア　病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備したのに、令和2年4月1日時点で企業主導型保育施設の開設後1年以上が経過しているにもかかわらず、病児保育等の実施に必要な職員の配置を行って病児保育等を実施する体制がとられておらず、病児保育等を全く実施していない事態が、8事業主体の8施設（整備費計6億7733万余円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計4772万余円（国庫補助金相当額同額））において見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例１**＞

A法人は、平成28年度に、三重県に新築平屋建ての企業主導型保育施設を整備費1億4437万余円（整備費の対象面積296.46㎡）で整備し、病児対応型の病児保育事業を実施するための病児保育室（病児保育室に係る整備費の対象面積27.33㎡、助成金相当額752万余円）を整備するなどして、企業主導型保育施設の整備に係る事業完了報告書を提出し、助成金8161万余円（国庫補助金相当額同額）の交付を受け、29年4月から開設していた。

しかし、同法人は、職員の確保についての計画が十分でなく、病児対応型の病児保育事業を実施するために必要な人数の看護師等を確保できなかったとして、令和2年4月1日時点において、病児保育事業を実施しておらず、平成29年4月の企業主導型保育施設の開設以来、病児保育室は全く利用されていない状態となっていた。

イ　病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備して病児保育等を実施していたものの、２年４月１日時点において、やむを得ない理由がないにもかかわらず、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない事態が、３事業主体の３施設（整備費計３億3007万余円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計1708万余円（国庫補助金相当額同額））において見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例２**＞

B法人は、平成28年度に、鹿児島県に新築２階建ての企業主導型保育施設を整備費１億2952万余円（整備費の対象面積338.90㎡）で整備し、一般型一時預かりを実施するための一時預かり室（一時預かり室に係る整備費の対象面積33.12㎡、助成金相当額931万余円）を整備するなどして、企業主導型保育施設の整備に係る事業完了報告書を提出し、助成金9528万余円（国庫補助金相当額同額）の交付を受け、29年４月から開設していた。

しかし、同法人は、必要な人数の保育士等の職員を配置して一般型一時預かりを実施していたものの、当初の見込みより一般型一時預かりを利用する乳幼児が少なく、一般型一時預かりの運営を継続することが不可能であると判断したため、30年４月から一般型一時預かりの実施を中止していて、令和２年４月１日時点で一般型一時預かりを再開する予定がないとしていた。

⑵　病児保育等を実施していない理由等

⑴の事態が見受けられたことから、該当する11事業主体の11施設（整備費計10億0740万余円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計6481万余円（国庫補助金相当額同額））において、病児保育等を実施していない理由及び今後の病児保育等の実施予定について確認したところ、次のとおりとなっていた）。

すなわち、11事業主体の11施設のうち、病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない８事業主体の８施設の理由は、職員の確保についての計画が十分でなく必要な人数の看護師等の確保ができなかったためとしたものが４事業主体の４施設、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要な一般型一時預かりとそれらの配置が必要ない余裕活用型の一時預かり事業との違いなどの制度の理解が十分でなかったた

めとしたものが3事業主体の3施設等となっていた。そして、上記8事業主体の8施設のうち、5事業主体の5施設(注2)は、病児保育等を実施する予定がないとしていて、4事業主体の4施設(注2)は、今後、病児保育等を実施する予定があるとしていた。

また、病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない3事業主体の3施設の理由は、当初の採算の見込みが甘く、運営が不可能であると判断したためとしたものが2事業主体の2施設、病児保育等を実施するのに必要としていた医師と継続して連携することができなかったためとしたものが1事業主体の1施設となっていた。そして、上記3事業主体の3施設全てが、今後、病児保育等を実施する予定がないとしていた。

(注2)　これらのうち、1事業主体の1施設は、病児対応型及び病後児対応型それぞれの病児保育室を整備していて、令和2年4月1日時点で、病後児対応型の病児保育事業は今後実施する予定とし、病児対応型の病児保育事業は今後も実施しない予定としているため、今後、病児保育等を実施する予定があるものと、病児保育等を実施する予定がないものの両方に計上していることから、両者の数を合計しても事業主体(施設)の数(8事業主体の8施設)と一致しない。

(3)　病児保育室等に係る審査及び周知の状況

前記の病児保育等を全く実施していない理由等を踏まえて、助成申込書の病児保育室等に係る審査、事業主体に対する各事業類型の実施要件等の周知の状況について、貴府の方針及び協会の対応を確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア　助成申込書の病児保育室等に係る審査の状況

貴府は、協会に、病児保育室等を整備するとしている助成申込書の審査に対する方針を示していなかった。そのため、協会は、病児保育室等が助成申込書の添付書類である設計図面に記載されているかなどの審査を行っていたが、事業主体に病児保育等の実施体制等に係る計画の提出を求めておらず、病児保育等を実施するために必要な職員の確保が可能であるかなどの審査を行っていなかった。

イ　事業主体に対する各事業類型の実施要件等の周知の状況

協会は、協会のホームページに実施要綱等を掲載するなどの方法により病児保育等の実施要件等を説明していたが、一般型一時預かりには通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要で、余裕活用型の一時預かり事業にはそれらの配置が必要ないといった保育士等の配置に係る違いなどの各事業類型の実施要件等を十分に周知していなかった。

(4)　病児保育室等の利用実態の把握及び指導の状況

前記11事業主体の11施設における病児保育室等の利用状況を確認したところ、9事業主体の9施設は、病児保育室等を通常保育事業の保育室等として利用していた。また、残りの2事業主体の2施設については整備した病児保育室等を全く利用していなかった。

このため、病児保育室等に係る利用実態の把握や病児保育等を全く実施していない事業主体に対する指導について、貴府の方針及び協会の対応を確認したところ、次のとおりとなっていた。

貴府は、協会に、病児保育室等の利用実態を把握して、病児保育等が実施されていない場合には、事業主体に病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導することを指示するなどの、整備した病児保育室等の利用実態の把握等について方針を示していなかった。また、協会は、運営費助成の審査を行う際に、事業主体が提出する月次の報告において、前月まで行われていた病児保育等に係る報告が当月にないことを確認し、中止した企業主導型保育施設を把握するなどして、当該施設の事業主体に対して病児保育室等を病児保育等に利用するよう指導を行っていたとしている。

しかし、協会は、整備費により病児保育室等を整備した企業主導型保育施設を一覧できるようにして管理するなどの病児保育室等の利用実態を把握し、必要に応じて指導を行う仕組みを整備しておらず、前記の病児保育等を全く実施していない８事業主体の８施設のうち２事業主体の２施設については、利用実態を十分に把握していなかったため、必要な指導が行われていなかった。

（改善を必要とする事態）

助成金の交付を受けて病児保育室等を整備しているのに、事業主体において、病児保育等の実施に必要な職員の配置を行って病児保育等を実施する体制がとられておらず、病児保育等を全く実施していなかったり、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がなかったりしている事態や、補助事業者である協会において、整備した病児保育室等の利用実態を十分に把握して指導していない事態は、企業主導型保育助成事業の効果が十分に発現していないことから適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、企業主導型保育施設を整備するに当たり、事業主体において、看護師等の必要な職員の確保についての計画が十分でないこと、病児保育等の制度の理解が十分でないこと、補助事業者である協会において、事業主体における病児保育等の実施体制等に係る計画の審査を行う必要があることについての理解が十分でないこと、事業主体に対する各事業類型の実施要件等の周知が十分でないこと、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行っていないことなどにもよるが、貴府において、次のことなどによると認められる。

ア　補助事業者である協会に対して、各事業類型の実施要件等を事業主体に十分に周知させておらず、事業主体における病児保育等の実施体制等に係る計画の審査を行う必要があることについての指導が十分でないこと

イ　補助事業者である協会に対して、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備することについて示していないこと

３　本院が要求する改善の処置

貴府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、引き続き企業主導型保育事業を実施することとしている。

ついては、貴府において、助成金の交付を受けて整備される企業主導型保育施設について、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されて、企業主導型保育助成事業の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を事業主体に十分に周知させるとともに、助成申込書の審査を行う際に、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させること

イ　補助事業者に対して、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

遺棄化学兵器処理事業の委託費の精算に当たり、委託業務に従事した者の勤務実態を的確に反映した業務実施報告書に基づき委託費が算出されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)内閣本府　(項)遺棄化学兵器廃棄処理事業費
部局等	内閣府本府
契約の概要	中国国内に遺棄されたままとなっている化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等に係る各種の業務を実施するもの
契約の相手方	9会社等
検査の対象とした委託契約の件数及び委託費の支払額	66契約　526億1833万余円(平成26年度～30年度)
誤った業務実施報告書を基に精算された委託契約の件数及び委託費の支払額	36契約　137億1412万余円(平成26年度～30年度)
上記のうち過大となっていた支払額	2583万円

1　遺棄化学兵器処理事業の概要等

(1)　遺棄化学兵器処理事業の概要

内閣府本府は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(我が国は平成7年9月に批准、9年4月に発効)、「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」(両国政府が11年7月に署名)等に基づき、中華人民共和国(以下「中国」という。)において、中国政府の協力の下で、旧日本軍が第二次世界大戦終了時までに中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっているびらん剤や嘔吐剤を含む砲弾等の化学兵器(以下「遺棄化学兵器」という。)の発掘・回収、廃棄処理等を行う遺棄化学兵器処理事業を実施している。

そして、内閣府本府は、日本国内の企業等(以下「受託者」という。)と契約を締結し、遺棄化学兵器の発掘・回収、廃棄処理等の業務を委託している(以下、委託した業務を「委託業務」という。)。

⑵ 委託契約の精算

委託契約書によれば、受託者は、委託業務の完了後又は四半期ごとに、業務実施報告書、領収書等を添付した支出状況報告書等を内閣府本府に提出することなどとされており、内閣府本府は、提出された支出状況報告書等を審査した上で支払額を確定して、委託費の精算を行うこととされている。

内閣府本府及び受託者は、委託業務に要した経費を、委託業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る人件費、人件費に一定の率を乗ずるなどして算出する一般管理費等に区分することにしており、このうち、人件費については、従事者ごとに定められた日額単価に、従事者が委託業務に従事した日数（以下「従事日数」という。）を乗ずるなどして算出された額で精算することにしている。

そして、業務実施報告書には、従事者ごと及び月ごとに、委託業務に従事した業務実施日、業務内容等の勤務実績を記載することになっており、これらの記載内容に基づき、各従事者の月ごとの従事日数を算出することにしている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性等の観点から、委託費の精算は従事者の勤務実態を反映した適正なものになっているかなどに着眼して、委託契約のうち、26年度から30年度までの5年間に委託費の支払額が計5億円以上となっている9受託者(注1)との委託契約66契約（支払額計526億1833万余円）を対象として、内閣府本府及び9受託者において、委託業務の実態を聴取するとともに、会計帳簿、支出状況報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

（注1） 9受託者　ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江（佳木斯地区）試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社JPM（平成28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム）、川崎重工業株式会社、一般社団法人シーソック

（検査の結果）

業務実施報告書に記載された従事者ごとの業務実施日及び業務内容について、従事者の出勤状況に関する書類等を基に検査したところ、26年度から30年度までの間に7受託者(注2)と締結した委託契約36契約（支払額計137億1412万余円）において、受託者は、従事者が休暇を取得したり、委託業務以外の用務に従事したりするなどしていて、実際には委託業務に従事していないにもかかわらず、誤って業務実施報告書にこれらの日を業務実施日として記載していた。

そして、内閣府本府は、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、従事者が休暇を取得するなどしていて委託業務に従事していないのに業務実施日とした誤った業務実施報告書を基に算出された従事日数により委託費を精算していた。このため、委託費計2583万余円が過大に支払われていた。

（注２）　７受託者　　ユーロフィン日本環境株式会社、株式会社本間組、松花江（佳木斯地区）試掘事業のうち水中金属物探査に係る調査業務コンソーシアム、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社、フジミコンサルタント株式会社、株式会社神戸製鋼所、株式会社 JPM（平成 28 年 6 月 23 日以前は株式会社ジェイピーエム）

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

内閣府本府は、平成 27 年 4 月に、「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に伴うモニタリング・分析に関する技術的支援等業務に関する業務委託契約」を A 社と締結している。A 社は、委託費の精算に当たり、従事者ごとの日額単価に業務実施報告書から算出した従事日数を乗ずるなどして人件費を算出し、当該人件費等に一定の率を乗じて算出した間接費等を加えた額を支出状況報告書に記載し、内閣府本府へ提出していた。そして、内閣府本府は、提出を受けた支出状況報告書等を審査し、委託費 1 億 5256 万余円を支払っていた。

しかし、A 社は、従事者が休暇を取得したり、委託業務以外の用務に従事したりしていて委託業務に従事していないにもかかわらず、これら 37 日分を業務実施日として誤って業務実施報告書に記載していた。そして、内閣府本府は、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、誤った業務実施報告書から算出された従事日数を基に委託費を精算していた。

したがって、従事者の勤務実態を反映した適切な業務実施報告書から算出された従事日数を基に委託費を算定すると 1 億 4964 万余円となり、委託費 291 万余円が過大に支払われていた。

このように、業務実施報告書が従事者の勤務実態を反映したものとなっておらず、委託費が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、受託者において業務実施報告書が勤務実態を的確に反映したものとなっているかについての確認が十分でなかったこと、また、内閣府本府において受託者に、業務実施報告書の提出に当たって、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させておらず、委託費の額の確定に係る審査が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、内閣府本府は、令和 2 年 9 月に、７受託者から過大となっていた委託費を返還させた。また、同年 4 月に、受託者に対して文書を発して、業務実施報告書の提出に当たっては、業務実施報告書と従事者の出勤状況に関する書類との照合を確実に行うことを周知徹底するとともに、業務実施報告書に従事者の出勤状況に関する書類を添付させるなどして、業務実施報告書を十分に確認することとする処置を講じた。

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1） 緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について

（平成30年度決算検査報告65ページ参照）

1 本院が要求した改善の処置

内閣府は、原子力発電施設等の使用がその区域内で開始されるなどしている都道府県等（以下「所在都道府県等」という。）が、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則等に基づき、緊急時連絡網整備事業として統合原子力防災ネットワークを構成する地域系ネットワークの構築及び運用を行う場合に、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（以下「交付金」という。）を交付している。そして、同規則によれば、交付対象経費は、地域系ネットワーク内の所在都道府県等や緊急事態応急対策等拠点施設等を結ぶ専用回線の設置費及び使用料並びにテレビ会議システム等の通信設備等に係る経費とされている。しかし、地域系ネットワークと緊急事態応急対策等拠点施設を結ぶ基幹回線において通信設備の使用時に消費される帯域（以下「消費帯域」という。）が専用回線の契約により使用できることとなっている帯域（以下「契約帯域」という。）を上回っていて通信の安定性が確保されていない事態、枝回線を使用する全ての通信設備の消費帯域を合計して更に予備の帯域を加えるなどした帯域が契約帯域を大幅に下回っていて専用回線の使用料が節減できると認められる事態及び地域系ネットワーク内に設置する必要のないMCU(注)が設置されている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 所在都道府県等に対して、緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法を検討して、その内容を周知するなどして、通信の安定性が確保されなかったり、契約帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより交付金の交付が過大となったりすることがないよう指導すること

イ 所在都道府県等に対して、地域系ネットワーク内の拠点のみでテレビ会議を実施する場合に必要となる通信設備の構成を周知するなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導すること

（注） MCU Multipoint Control Unit（多地点接続装置）の略。同時に多数のテレビ会議装置から画像や音声データを受け取り、画面を分割してまとめて表示できるように合成するなどした上で各拠点に送り返す装置

2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法を検討して、2年3月に所在都道府県等に対して事務連絡を発し、通信設備ごとの消費帯域を参考値として示すとともに、当該参考値を基に算定した通信設備ごとの消費帯域を積み上げることなどにより専用回線の帯域を算出することを周知して、通信の安定性が確保されなかったり、契約帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより交付金の交付が過大となったりすることがないよう指導した。

イ　２年３月に所在都道府県等に対して事務連絡を発し、統合原子力防災ネットワークにおける通信設備の構成に係る共通の仕様を示すなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導した。

（２）　企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について

（平成30年度決算検査報告72ページ参照）

１　本院が要求した改善の処置

内閣府は、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、平成28年度から企業主導型保育事業を実施しており、28、29両年度は公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）を補助事業者として選定し、国庫補助金を交付している。そして、協会は、同事業を実施する者に対して、同事業を行うために設置する保育施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の整備に要する費用（以下「整備費」という。）等の助成を行っている（以下、整備費の助成を受けて企業主導型保育施設の整備を行う者を「事業主体」という。）。しかし、企業主導型保育施設の利用が低調となっていたり、企業主導型保育施設が設備基準等に適合した設計となっているかなどについて十分に確認しないまま整備を実施していたため、整備途中で生じた設計の変更等により開設が遅延して児童を受け入れられていなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣に対して31年４月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　補助事業者に対して、助成の申込みに当たって従業員の意向等を十分に把握するなど利用定員の具体的な設定方法等について助成要領等に定め、適切に利用定員の設定を行うことの必要性等について事業主体に周知させるとともに、助成の申込みに対する審査時に、従業員枠（従業員の監護する児童に係る定員をいう。）及び地域枠（従業員枠以外の児童に係る定員をいう。）に係る利用定員の設定の根拠となる資料等を事業主体から提出させた上で、利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせること

イ　補助事業者に対して、企業主導型保育施設の利用状況について適切に把握させた上で、利用が低調となっている場合には、事業主体が定員充足率の向上等に向けた取組を適切に行うよう助成要領等に定めさせるなどして、事業主体に対して十分な指導等を行わせること

ウ　補助事業者が助成の申込みに対する審査を行うに当たり、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートを作成するなどして、十分に審査等を行えるような仕組みを整備すること

２　当局が講じた処置

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　令和２年３月に企業主導型保育事業費補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）を改正し、補助事業者に対して、助成の申込みに対する審査基準を定めさせた。そして、この審査基準において、事業主体が助成の申込みに当たって提出する書類として、従業員の意向や地域の保育ニーズを十分に把握した上で利用定員を設定する手順を示した利用意向調査票の様式を定めさせることにより、新たな事業主体の募集の際に、適切に保育ニーズを把握して利用定員を設定することの必要性等を事業主体に周知させた。

また、補助事業者に対して、上記のとおり審査基準を定めさせることにより、利用定員の妥当性等について、事業主体から提出させた利用意向調査票等を確認した上で、適切に審査等を行わせるようにした。

イ　アで改正した実施要綱において、補助事業者が、各企業主導型保育施設に係る定員充足率を定期的に把握すること及び利用が低調となっているなどの場合には当該施設と保育ニーズのある企業とのマッチングの支援を行うことを定めて、補助事業者に対して、事業主体に対して十分な指導等を行わせるようにした。

ウ　アの審査基準において、事業主体が助成の申込みに当たって提出する書類として、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートの様式を定めさせることにより、補助事業者が、設備基準等との適合性等について、事業主体から提出させたチェックシート等を確認した上で、十分に審査等を行えるような仕組みを整備した。

第3　復　　興　　庁

不　当　事　項

補　　助　　金

(14)　被災者支援総合交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)復興庁　(項)東日本大震災復興支援対策費
部　局　等	復興庁
交付の根拠	予算補助
交付金事業者 (事業主体)	一般社団法人みやぎ連携復興センター
交付金事業	被災者支援総合事業
交付金事業の概要	東日本大震災の被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として被災者支援事業計画に基づいて実施するもの
交付対象事業費	62,468,998円(平成28年度～30年度)
上記に対する交付金交付額	61,369,000円
不当と認める交付対象事業費	17,265,372円(平成28年度～30年度)
不当と認める交付金相当額	16,167,000円(平成28年度～30年度)

1　交付金の概要

復興庁は、被災者支援総合交付金実施要綱(平成28年復本第437号等)、被災者支援総合交付金交付要綱(平成28年復本第436号)等に基づき、東日本大震災の被災者を取り巻く環境の変化に対応することなどにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、都道府県、市町村その他法人等の被災者支援事業計画の作成主体に対して、同計画に基づく被災者支援総合事業に要する経費を対象に、被災者支援総合交付金(以下「交付金」という。)を交付している。被災者支援総合事業には、東日本大震災の被災地域における被災者支援の新たな活動主体の参画、支援者間の連携強化等を図る取組等を実施する被災者支援コーディネート事業(以下「コーディネート事業」という。)等がある。

被災者支援総合交付金交付要綱によれば、交付金の交付対象経費である賃金及び報酬(以下「賃金等」という。)について、コーディネート事業等の交付対象事業だけでなく他の業務にも充てられている部分があれば、交付対象事業に係る分のみを案分するなどして計上することとされている。そして、復興庁は、コーディネート事業に係る賃金等の額について、コーディネート事業に従事する者(以下「従事者」という。)が事業主体と締結した雇用契約において定められた基本給等の額に基づく時間単価(以下「給与単価」という。)を用いて、給与単価にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定するなどすることにしている。

一般社団法人みやぎ連携復興センター（以下「法人」という。）は、自らの活動の一環として平成 28 年度から 30 年度までの間にコーディネート事業を事業費計 62,488,998 円（交付対象事業費計 62,468,998 円）で実施したとする実績報告書等を復興庁に提出し、同庁はこれらを審査して、額の確定を行い、交付金計 61,369,000 円を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、交付金の交付額の算定が適正に行われているかなどに着眼して、法人が実施したコーディネート事業について、法人において交付金の交付申請書、実績報告書、雇用契約書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

法人は、コーディネート事業に係る 28 年度から 30 年度までの賃金等の額について、外部の者から事業を受託するなどした場合に適用する謝金等に係る内部規程に基づく時間単価（以下「謝金単価」という。）にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定し、復興庁に提出した実績報告書等に従事者延べ 30 人分計 39,585,952 円を計上していた。

しかし、上記従事者の中には雇用契約等に基づき基本給等を支払っている者がおり、これらに係る賃金等の額については、自らの活動の一環として実施しているコーディネート事業に係る経費であることから、給与単価を用いるべきであったのに、法人は誤って謝金単価を用いて算定していた。また、従事者のうち委託契約に基づき委託費を支払っている者に係る賃金の額については、その者がコーディネート事業以外の業務にも従事していたことから、委託費の支払額をコーディネート事業に従事した時間数に基づく割合で案分すべきであったのに、誤って謝金単価にコーディネート事業に従事した時間数を乗じて算定していた。

したがって、雇用契約等に基づき基本給等を支払っている者については給与単価を用いることにより、また、委託契約に基づき委託費を支払っている者についてはコーディネート事業に従事した時間数に基づく割合で案分することにより賃金等の額を算定して、適正な交付対象事業費を算定すると計 45,203,626 円となり、前記の交付対象事業費 62,468,998 円との差額 17,265,372 円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額計 16,167,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、法人においてコーディネート事業に係る交付金の交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、復興庁において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

第4 総　務　省

不　当　事　項

補　助　金

(15)―(18) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)総務本省 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費 (項)情報通信技術研究開発推進費 (項)情報通信技術高度利活用推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)総務本省 (項)生活基盤行政復興政策費
部　局　等	総務本省
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	都、県1、一般社団法人1、会社1、計4補助事業者等(都、一般社団法人1、会社1、計3事業主体)
間接補助事業者(事業主体)	1一般社団法人
国庫補助金等	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	11,074,419,118円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	336,787,000円

1　補助金等の概要

総務省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、7都県、51市区町村、2一部事務組合、2一般社団法人及び47会社において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、都、1一般社団法人、1会社、計3事業主体が地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金等を受けて実施した事業において、補

助の対象とならないなどしていて、これらに係る国庫補助金 336,787,000 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1） 地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 258,821,000円

地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）（以下「交付金」という。）は、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）制度要綱（平成25年府地活第125号、総行応第50号等。以下「制度要綱」という。）、地域の元気臨時交付金交付要綱（平成25年総行応第252号）等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月閣議決定）の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき実施する事業に要する費用のうち、実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱によれば、交付金の交付対象事業は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業については、緊急経済対策に係る上記閣議決定の後に地方公共団体の平成24年度予算又は25年度予算により実施されたものとされている。また、国は同対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるために交付金を交付すること、地方公共団体は事業実施期間等を記載した実施計画を提出することなどとされている。

本院が都及び2市において会計実地検査を行ったところ、東京都において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	交付金事業者（事業主体）	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(15)	総務本省	東京都	地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）〈特別養護老人ホーム整備費補助〉	25	11,063,370	10,227,304	258,821	258,821	補助の対象外

この交付金事業は、東京都が地方単独事業として、社会福祉法人等の整備する特別養護老人ホーム等の施設整備費に対して補助金を交付する特別養護老人ホーム整備費補助事業を、事業費11,063,370,000円（交付対象事業費同額、交付金交付額10,227,304,118円）で平成25年度を事業実施期間とした実施計画に基づいて実施したものであり、東京都は、同事業で実施した55工事のうち9工事について、社会福祉法人への補助金交付額計4,125,505,000円を交付対象事業費であるとして総務本省に実績報告書を提出して、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の9工事に係る交付対象事業費4,125,505,000円のうち258,821,000円は、実施計画に記載された事業実施期間外である24年度以前に実施した工事の工事費相当額に係る補助金交付額であり、交付金の交付対象となる実施計画に基づく事業の実施に要する費用に該当しないものであった。

したがって、上記の補助金交付額 258,821,000 円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額 258,821,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、総務本省において交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2） 先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　17,690,000 円

先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱（平成 26 年総国技第 68 号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、情報通信分野における民間の事業化ノウハウ等の活用による事業育成支援と研究開発支援を一体的に推進することにより、研究開発成果の具現化を促進し、もって新事業の創出に資することを目的として、事業化に向けた実証のための研究開発等を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を国が補助するものである。そして、交付要綱によれば、補助金の交付の対象は、物品費、通信運搬費等の経費で事業に直接必要なものに限ることなどとされている。

本院が 8 会社において会計実地検査を行ったところ、1 会社において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者（事業主体）	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(16)	総務本省	株式会社 Liquid	ICTイノベーション創出チャレンジプログラム	26	52,467	34,978	26,535	17,690	過大交付

この補助事業は、株式会社 Liquid（令和 2 年 3 月 2 日以降は株式会社 ELEMENTS。以下「会社」という。）が、1000 万人規模の多人数の本人認証を指紋情報のみで高速に行える指紋認証エンジンの研究開発を目的として、国内のテーマパークや海外のホテル等において、指紋認証により料金の決済を行うなどの実証実験等を行うための機器を購入するなどしたものである。

会社は、実証実験に係る計画において、平成 27 年度に飲食店のレジやホテルの客室等に指紋認証装置を設置することなどとして、26 年度に指紋認証装置 2,000 台（購入金額 29,000,000 円）を購入していた。

しかし、会社は、指紋認証装置の購入前に上記実証実験の実現可能性等に関して費用面や実施環境面での検討等を十分に行っておらず、同装置の購入後に、国内のテーマパークにおいて指紋認証装置の設置に多額の費用が発生することや、実証実験の予定国において指紋認証により料金の決済を行うのに必要な環境が十分に整っていないことなどが判明するなどした。このため、会社は、実証実験の規模を大幅に縮小しており、その結果、実証実験で使用されるなどしていた指紋認証装置は、2,000 台のうち、実証実験箇所数等に照らして最大でも 170 台であり、残りの 1,830 台は使用されていなかったと認められた。

したがって、上記の指紋認証装置 1,830 台（購入金額 26,535,000 円）については、実証実験等において使用されておらず、これに係る国庫補助金相当額 17,690,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において実証実験の実施に関する検討等が十分でなかったこと、総務本省において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（3） 情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの

1件　不当と認める国庫補助金　16,000,000円

情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）（以下「補助金」という。）は、情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）交付要綱（平成27年総国政第30号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、医療、健康等データの利活用の促進に向けた医療情報連携基盤の高度化支援により、健康寿命増進、医療費適正化等に寄与することを目的とした事業を実施する事業主体に対して、必要な経費の全部又は一部を国が補助するものである。

本院が、1県、4市及び1一般社団法人において会計実地検査を行ったところ、1一般社団法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者（事業主体）	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(17)	**総務本省**	**一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会**	**クラウド型EHR高度化事業**	29	182,956	182,956	16,000	16,000	補助の対象外

この補助事業は、一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が、平成29年度に、クラウド型EHR高度化事業として、宮城県内の医療情報連携基盤の高度化の実現を図るために、利用頻度の低いシステムの廃止、ハードウェア構成の見直し、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う事業（以下「システム構築等事業」という。）を実施したものである。

交付要綱によると、補助事業者は、補助金の交付申請に当たり、事業の完了予定日を設定するなどすることとなっている。そして、総務省によると、補助事業は、当該完了予定日の属する事業年度内に終えることが必要であるとしている。また、「平成28年度第2次補正予算クラウド型EHR高度化事業　情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）経理処理解説　総論編」（平成28年12月総務省作成）によると、補助事業期間中に完了していない業務に係る経費等は補助の対象として認められないことなどとなっている。

協議会は、システム構築等事業の実施に当たり、交付申請書において完了予定日を30年3月31日と設定し、請負契約計5件を締結していた。そして、協議会は、上記完了予定日の属する事業年度である29年度内にシステム構築等事業を終えたとして、上記の5契約に要した費用に一般管理費を加えるなどした額を補助対象事業費に含めて総務本省に実績報告書を提出し、額の確定を受けた上で補助金182,956,000円（補助対象事業費同額）の交付を受けていた。

しかし、上記5契約のうち、異なる地域の医療情報ネットワークとの情報連携システムの構築等を行う1契約（事業費14,814,815円、補助対象事業費同額）について、同システムの仕様の決定が遅延したことなどから、契約上実施することとなっているシステム開発、試験等の業務が29年度内に完了しておらず、実際にこれらの業務が完了したのは令和2年6月であったにもかかわらず、協議会は、平成29年度内にシステム構築等事業が完了したとして、虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、上記の1契約における事業費及びこれに係る一般管理費相当額の合計16,000,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金同額が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、総務本省において本件補助事業に係る実績報告書等の審査及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（4） 情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）により実施した事業において、事業が年度内に完了しておらず補助の対象とならないもの

1件　不当と認める国庫補助金　44,276,000円

情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（以下「国庫補助金」という。）は、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年総国政第95号。以下「交付要綱」という。）等に基づき、東日本大震災において被災した地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的、効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することを目的とした事業を実施する事業主体に対して、補助対象経費の一部を国が補助するものである。

本院が、1県において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者	間接補助事業者（事業主体）	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(18)	**総務本省**	**宮城県**	**一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会**	**東北地域医療情報連携基盤構築事業**	26	1,887,545	629,181	132,829	44,276	補助の対象外

この補助事業は、宮城県から国庫補助金を原資とした補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）が、平成26年度に、東北地域医療情報連携基盤構築事業として、医療情報の電子化・バックアップ体制の確立、医療・介護・福祉における連携の強化等の実現を図ることを目的とした地域医療情報連携基盤を整備する事業（以下「基盤整備事業」という。）を実施したものである。

交付要綱等によると、県補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請に当たり、事業の完了予定日を設定するなどすることとなっている。また、「情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル」（平成24年4月総務省情報通信国際戦略局及び総合通信局作成）によると、補助事業は交付申請書に記載した完了予定日の属する事業年度内に終えることが必要であり、補助事業の完了日とは、補助事業者が事業主体に対して県補助金の支払を完了した日を指すことなどとなっている。

協議会は、基盤整備事業の実施に当たり、交付申請書において完了予定日を27年3月31日と設定し、協議会が保有する医療福祉情報ネットワークシステムに、病院、診療所等からアップロードされた診療情報等を格納して、これらの情報を多角的な視点で分析する機能等を備えたシステムを構築する業務（以下「システム構築業務」という。）を実施するために、請負契約を締結していた。そして、協議会は、完了予定日の属する事業年度である26年度内にシステム構築業務を終えたとして、上記の契約に要した費用132,829,200円を補助対象事業費に含めて宮城県に実績報告書等を提出し、額の確定を受けた上で県補助金1,887,545,000円（国庫補助金相当額629,181,000円）の交付を受けていた。

しかし、システム構築業務に係る請負契約について、契約上実施することとなっているシステム開発、試験等の業務が26年度内に完了しておらず、実際にこれらの業務が完了したのは27年8月で

あったにもかかわらず、協議会は、26年度内に基盤整備事業が完了したとして、虚偽の実績報告書等を提出していた。

したがって、システム構築業務に係る補助対象事業費132,829,200円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額44,276,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、宮城県において本件補助事業に係る実績報告書等の審査及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

そ の 他 (19)(20)

(19) 特別交付税の額の算定に当たり、特定財源として国庫補助金を控除していなかったり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたりしたため、特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項)地方交付税交付金
部局等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
交付先	鹿児島県鹿児島市
特別交付税交付額	4,681,401,000円(平成28、29両年度)
過大に交付された特別交付税の額	115,244,000円(平成28、29両年度)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)ごとに定められている。算定事項には、地方バス路線の運行維持に要する経費(以下「バス経費」という。)、集落対策に要する経費(以下「集落経費」という。)、地方創生の推進に要する経費(以下「地方創生経費」という。)等がある。

地方交付税法等に基づき、市町村は、当該市町村に該当する算定事項ごとに、特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」という。)を作成して、都道府県に提出することとなっており、都道府県は、管内市町村から提出された算定資料について、審査を行い総務省に送付するとともに、各市町村に交付すべき特別交付税の額を算定して、当該算定額を総務省に報告することとなっている。そして、総務省は、都道府県から報告を受け、各地方団体に交付すべき特別交付税の額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等(以下「省令等」という。)によれば、特別交付税の額の算定は、市町村が負担する額に基づくこととされ、国庫補助金等の特定財源は控除することなどとされている(以下、市町村が負担する額として算定資料に記載され、特別交付税の額の算定対象になる経費を「市町村負担額」という。)。市町村負担額のうち、地方創生経費に係るものについては、他の算定事項において特別交付税が措置される経費を除外することとされている。

そして、総務省は、鹿児島県鹿児島市に対して、平成28年度2,304,525,000円、29年度2,376,876,000円、計4,681,401,000円の特別交付税を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、特別交付税の額が適正に算定されているかなどに着眼して、総務本省、鹿児島県及び鹿児島市において、28、29両年度に同市に交付された特別交付税を対象として、算定資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、鹿児島市は、バス経費及び集落経費に係る算定資料の作成に当たり、バス経費に係る市町村負担額を28年度203,504,000円、29年度212,450,000円、集落経費に係る市町村負担額を28年度48,711,000円、29年度54,658,000円としていた。そして、同市は、これらの市町村負担額に、同市が路線バス事業者等に対して路線ごとに支出する補助金等の経費の額及び地域連携コーディネーターを設置するために支出する報酬等の経費の額(以下、これらを合わせて「両支出額」という。)をそれぞれ含めていた。

しかし、同市は、内閣府の国庫補助金である地方創生推進交付金の交付対象事業費にも、両支出額の一部を含めており、これに係る交付金相当額として、28年度66,013,000円、29年度15,164,000円の交付決定をそれぞれ受けていたのに、特定財源として控除すべき当該交付金相当額(28年度はバス経費に係る54,103,000円及び集落経費に係る11,910,000円の計66,013,000円、29年度は集落経費に係る15,164,000円)を控除していなかった。

また、同市は、地方創生経費に係る算定資料の作成に当たり、市町村負担額を28年度69,598,000円、29年度33,286,000円としていたが、両支出額から上記の交付金相当額を除いた額については、バス経費又は集落経費の市町村負担額に含まれているのに、これらを地方創生経費の市町村負担額にも重複して含めるなどしており、市町村負担額が28年度66,013,000円、29年度18,279,000円過大となっていた。

したがって、前記の控除していなかった特定財源の額及び上記の過大となっていた額を市町村負担額から除くなどして適正な特別交付税の額を算定すると、28年度2,213,950,000円、29年度2,352,207,000円となり、それぞれ前記の特別交付税交付額との差額90,575,000円及び24,669,000円、両年度計115,244,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において省令等の理解及び算定資料の確認が十分でなかったこと、同県において算定資料の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(20)　震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計　(項)地方交付税交付金
部　局　等	総務本省
交付の根拠	地方交付税法(昭和25年法律第211号)、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成23年法律第41号)
交　付　先	福島県双葉郡広野町
震災復興特別交付税交付額	1,740,246,000円(平成29年度～令和元年度)
過大に交付された震災復興特別交付税の額	2,083,000円(平成29年度～令和元年度)

1　震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」(平成23年法律第41号)に基づき、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税(以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。)を23年度から交付している。

そして、総務省は、道府県及び市町村に交付すべき震災復興特別交付税の額を算定するために、「地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令」(平成23年総務省令第155号)等を23年度以降制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」という。)を定めている(以下、23年度から令和元年度まで各年度に制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。)。

また、市町村は、各市町村に該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」という。)等を作成して、都道府県に提出しており、都道府県は、市町村から提出された算定資料等の審査を行って総務省に送付し、同省は、提出された算定資料等に基づき、算定事項等に関して、復興特交省令により、新たに生ずる復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

そして、震災復興特別交付税の額の算定に際しては、復興特交省令等によれば、事業の実施状況に合わせて必要な経費の実績額又はその見込額を用いることなどにより算定することとされており、見込額を用いた場合には、実績額が確定した後に、実績額に基づき算定した額との差額について、実績額が確定した年度の震災復興特別交付税の算定において精算することとされている。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担

すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」という。)等がある。

そして、総務省は、平成29年度から令和元年度までの間に、福島県双葉郡広野町が平成26年度から29年度までの間に東日本大震災復興交付金を受けて実施した災害公営住宅に居住する者に対する家賃の低廉化に係る事業(以下「家賃低廉化事業」という。)に要する事業費等に基づき復興事業に必要な経費を算定するなどして、同町に対して、震災復興特別交付税計1,740,246,000円を交付していた。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、震災復興特別交付税の額が適正に算定されているかに着眼して、29年度から令和元年度までの間に交付された震災復興特別交付税を対象として、広野町から算定資料等の提出を受けるなどして検査するとともに、総務本省において算定資料等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査の結果、同町は、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち、町が負担すべき額の算定において、家賃低廉化事業に係る経費の算定が適切でなかったため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり震災復興特別交付税2,083,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、算定資料等の作成に当たり町が負担すべき額の算定の基礎となる家賃低廉化事業に係る交付対象事業費を算定することに対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(後掲328ページの「災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの」参照)

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)　地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について

(平成30年度決算検査報告98ページ参照)

1　本院が要求した改善の処置

総務省は、地域経済循環の創造を目的として、平成24年度から地域経済循環創造事業交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。交付金事業は、地方公共団体が、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等(以下「地域事業者」という。)に、事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、国が、その実施に要する経費に対して地方公共団体へ地域経済循環創造事業交付金を交付するものである。地域経済循環創造事業交付金交付要綱等によれば、交付金事業は、原則として、事業に係る経常支出において、地域の人材及び資源を活用することとされており、地方公共団体は、地域における経済循環を創造する際の中心的な役割が期待されるとして、地域金融機関等と連携して事業の立ち上げ及び継続について十分に支援することなどとされている。しかし、総務省において、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させていなかったり、地域の人材及び資源を十分に

活用しておらず、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業について、具体的な改善策等を検討させていなかったりしている事態が見受けられた。また、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を地域経済循環創造事業交付金実施計画書（以下「事業計画書」という。）に反映させていない事態が見受けられた。

したがって、総務大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　既存の交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、事業効果を把握した上で事業実施の参考となる情報を提供するなどして、地域事業者、地域金融機関等の関係者と交付金事業の状況について幅広く共有・協議する場を設けさせて、より一層関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、売上高が低調となっているなどのため地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と具体的な改善策等を検討させたりすること

イ　今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討すること

2　当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　地方公共団体に対して、元年11月及び2年6月に事務連絡を発出するなどして、既存の交付金事業の実施に当たり、優良な事例のほか、事業計画と比べて低調となっている事例の特徴や要因を分析するなどした分析調査報告書等を事業実施の参考となる情報として提供するとともに、地域事業者、地域金融機関等の関係者と交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施することを周知した。

そして、2年7月に、全事業を対象として毎年実施しているフォローアップ調査の調査票等の様式を改正するなどして、上記の定期的な検証について同調査票等により直近1年以内の実施状況等を確認するとともに、売上高、地域の人材の活用に係る経費及び地域の資源の活用に係る経費の実績が収支計画を大きく下回る事業について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と情報を共有して原因分析等を行った上で具体的な改善策等を策定の上、同調査票等に記載させることとした。

イ　地方公共団体に対して、元年11月に事務連絡を発出するなどして、今後の交付金事業の実施に当たり、事業計画書の作成に当たっては、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地域事業者、地域金融機関等の関係者と事前に綿密に検討することを周知するとともに、当該検討結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討した。その結果、2年3月に事業計画書の様式を改正して、同年4月以降に交付決定される事業から、上記の検討結果を記載させることとした。

（２） 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について

（平成30年度決算検査報告106ページ参照）

１ 本院が要求した改善の処置

総務省は、情報通信技術の一層の利活用により、地域の活性化に資する事業等を実施する事業主体に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付している。この補助金の交付対象事業はICTまち・ひと・しごと創生推進事業等（以下「本件補助事業」という。）であり、事業主体は本件補助事業において、情報通信端末を導入したりシステムを構築したりなどしている（以下、本件補助事業で導入された情報通信端末や構築されたシステムを「導入システム」という。）。本件補助事業の実施要領（以下「実施要領」という。）等によると、事業主体は、事業目標を設定し、事業完了日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書（以下「運用状況等報告書」という。）を総務省に提出することなどとなっている。また、地方公共団体である事業主体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下、これらを合わせて「法」という。）等の趣旨に基づき、情報セキュリティポリシー等を定めることなどにより、情報セキュリティ対策を講ずることにしている。しかし、事業主体において、導入システムの利用が低調となるなどしていて補助事業の効果が十分に発現していなかったり、地方公共団体である事業主体において、クラウドを活用した導入システムの運用について、情報セキュリティ対策が適切に講じられていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、総務大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア㋐ 補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させ、それに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を速やかに総務省に報告させたりすること。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて総務省が指導・助言を行うこと

㋑ 情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせること

イ 今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること並びに事業目標に対する運用状況等報告書における報告内容等を総務省が明確に示した上で、これに基づき報告することを実施要領等において定めることとともに、総務省が必要に応じて指導・助言を行うこととすること。また、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等において、地方公共団体に対して周知すること

2　当局が講じた処置

本院は、総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア(ア)　元年10月に通知を発して、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させてそれに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を総務省に報告させたりした。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて指導・助言を行った。

(イ)　元年10月に通知を発して、情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせた。

イ　2年4月及び6月に実施要領等を改正して、今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること、事業目標に対する運用状況等報告書における報告内容等を総務省が例示した上で、これに基づき報告すること並びに必要に応じて指導・助言を行うことを定めた。また、地方公共団体に対して、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等に明記して周知した。

第5　外　　務　　省

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)外務本省　(項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構　一般勘定
部　局　等	外務本省、独立行政法人国際協力機構
政府開発援助の内容	無償資金協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計	19事業　79億2910万余円(平成21年度～令和元年度)
援助の効果が全く発現していないと認められる事業数及び贈与額	1事業　809万円(平成27年度)
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及び贈与額	1事業　5億0324万円(背景金額) (平成23年度～26年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(令和2年10月20日付け　外務大臣
独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1　政府開発援助の概要

開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。そして、政府開発援助は、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償の資金供与による協

力(以下「有償資金協力」という。)等を実施している。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構(11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行)が実施することとなっている。

令和元年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1761億7955万余円、機構が実施した技術協力627億7678万余円及び有償資金協力1兆1075億5229万余円となっている。

2　本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。

② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、無償資金協力19事業(贈与額計79億2910万余円)、技術協力13事業(経費累計額47億9870万余円)及び有償資金協力9事業(貸付実行累計額2016億2106万余円)、計41事業を対象として、外務本省及び機構本部において援助対象事業について協力準備調査報告書等を確認したり、説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館、機構の在外事務所等において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

また、5か国(注)において、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施するなどした。さらに、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注)　5か国　　ケニア共和国、マレーシア、パプアニューギニア独立国、ソロモン諸島、ウクライナ

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力1事業(贈与額809万余円)については援助の効果が全く発現しておらず、また、同1事業(贈与額5億0324万余円)については援助の効果が十分に発現していなかった。

⑴　草の根無償：メギアルプライマリー学校拡充計画

ア　事業の概要

この事業は、パプアニューギニア独立国マダン州メギアル村に所在する9歳から14歳までの生徒を対象とした初等教育を行うメギアルプライマリー学校(以下「学校」という。)において、教室不足が著しい学校の学習環境の改善及び教育の質的向上を図ることを目的として、4教室から成る木造2階建ての校舎1棟を学校の敷地内に建設するものである。

在パプアニューギニア日本国大使館(以下「大使館」という。)は、平成27年8月に、事業実施機関である学校との間で贈与契約を締結して、同年10月に、この事業に必要な資金として、73,629米ドル(邦貨換算額809万余円)を贈与している。なお、贈与契約書によれば、草の根無償による事業の実施期間は、贈与契約締結日から1年以内とされている。

イ　検査の結果

大使館において検査したところ、学校は、27年8月に、地元の建設会社と契約を締結して校舎の建設工事を開始したが、28年6月から7月にかけて、校舎の安全性が確保されていないことなどによる建築当局からの建築停止命令及び校舎の取壊し命令を受けて工事を中断していた。そして、完成間近であった校舎は、同年12月に、学校の敷地の所有者により取り壊されていて、事業の効果が全く発現していない状況となっていた。

事業計画策定時において、大使館は、学校が工事の進捗状況の確認が困難である遠隔地に所在することなどから、工事の進捗状況を学校からの報告により確認することとしていた。そして、大使館は、28年5月末時点までの工事の進捗状況を学校からの報告により確認していた。その後、事業の実施期間が終了する贈与契約締結日から1年後の同年8月になっても学校から事業完了報告書が提出されていないことから、工事の進捗状況等を確認するために、同月から29年3月までの間に数回にわたり、学校の代表者に連絡を試みていた。

しかし、大使館は、学校の代表者と連絡が取れず工事の進捗状況を学校からの報告により確認することができない状況が継続していたのに、学校関係者等を通じて代表者と連絡を取ることや遠隔地にある現地に赴くことなどをしておらず、工事の進捗状況を十分に確認するなどしていなかった。そして、大使館は、建設中の校舎が28年12月に取

り壊された後、29年4月に、学校の敷地の所有者からその旨の情報を得るに至った。

また、前記の建築停止命令には、全ての関係者間で早急に協議する必要があることが記述されていたが、大使館は、同年6月まで、この建築停止命令の内容についても把握しておらず、関係者間で協議する機会を得ることができなかった。

(2) 防災ラジオ放送網改善計画

ア 事業の概要

この事業は、地震、津波、サイクロン等の自然災害にさらされることの多いソロモン諸島において、同国全土に行き渡る短波ラジオ放送が24時間可能となるよう改善を行うことにより、災害時における同国住民への緊急情報伝達能力の向上を図ることを目的として、短波送信機、短波アンテナ等の短波ラジオ放送機材及び無線機連絡装置、中継機、無線アンテナ等のVHF無線装置から構成される緊急災害・防災放送用連絡システム(以下「防災連絡システム」という。)の整備を実施するものである。

機構は、外務省が23年3月に同国政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として23年度1793万余円、24年度1344万余円、25年度4億0038万余円、26年度7148万余円、計5億0324万余円を同国政府に贈与している。

事業実施機関であるソロモン諸島放送公社は、26年7月に、短波ラジオ放送機材及び防災連絡システムを整備している。防災連絡システムは、災害が予想され緊急に警報放送が必要な時に、事業実施機関と関係機関である国家災害管理局、警察本部、鉱山・エネルギー・地方電化省、気象庁、気象センター等がVHF無線により相互に連絡を取るためのものであり、事業実施機関及び関係機関にVHF無線装置が設置されている。このうち、緊急時に各関係機関から情報を収集し、注意報及び警報の発表等を行う国家災害管理局に設置されているVHF無線装置には、受信した電波を他のVHF無線装置に転送することにより、障害物等の影響で電波の届きにくい場所に位置するVHF無線装置間の連絡や広範囲での連絡を可能にする中継機が含まれている。そして、事業実施機関は、関係機関が発表する緊急の災害関連情報を短波ラジオ放送機材を使ったラジオ放送を通じて同国全土の住民に提供することとなっている(図参照)。

図 防災ラジオ放送網改善計画による災害関連情報伝達の仕組み(概念図)

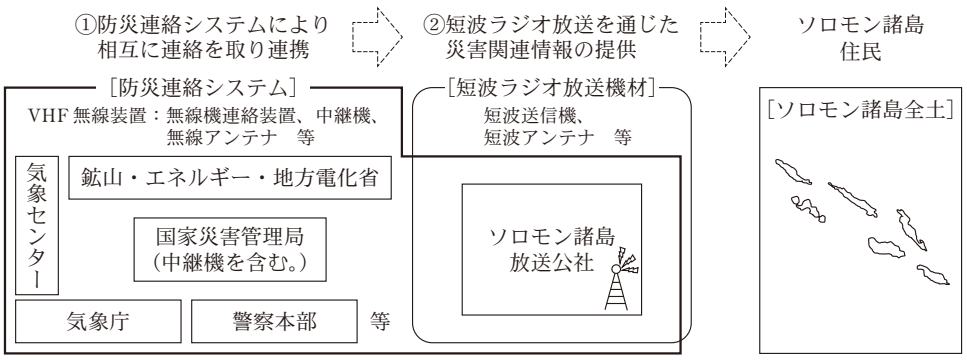

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、短波ラジオ放送機材を使ったラジオ放送は行われていたものの、防災連絡システムについては、関係機関のうち、国家災害管理局、気象庁及び鉱山・エネルギー・地方電化省の3機関に設置されたVHF無線装置が、28年若しくは29年の仮の事務所への移転又は29年の事務所の改修に伴いそれぞれ取り外さ

れたまま、現地調査実施時（令和元年５月）において１年以上にわたって再設置されていなかった。このため、VHF 無線装置が取り外されている上記の３機関との間で相互に連絡を取ったり、VHF 無線装置が設置されている機関においても国家災害管理局に設置されていた前記の中継機を通じた連絡を取ったりすることができない状態となっていた。現に、国家災害管理局によると、防災連絡システムを利用して連絡を取る機会があったにもかかわらず、利用できなかったことがあるとしている。また、事業実施機関は、関係機関において機材が利用可能な状態にあるかを確認しておらず、上記の３機関に設置されていた VHF 無線装置が取り外されていることを把握した後も、必要な対応を執っていなかった。

VHF 無線装置の再設置について、上記の３機関は、移転先である仮の事務所からの再移転後や事務所の改修後に、それぞれ再設置を行う予定であるとしていた。しかし、緊急時には、VHF 無線装置を使って事業実施機関及び複数の関係機関の間で相互に連絡を取ることが想定されており、仮の事務所や改修直後の事務所に速やかに再設置すべきであった。

さらに、気象庁、鉱山・エネルギー・地方電化省等に設置された VHF 無線装置のうち、無線設備用電源装置、無線アンテナ及び携帯用無線機の機材の一部については、所在不明となっていた。

これらのことから、災害の発生に伴い想定される公衆通信の途絶や通信回線のひっ迫の際には事業実施機関及び一部の関係機関の間で迅速な連絡が取れず、住民に向けた緊急の災害関連情報の提供に支障が生ずるおそれがある状況となっていた。

防災連絡システムは、緊急時に活用することが想定されていることから、機材の整備に当たって、機構は、緊急時に支障なく活用することができるよう、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について助言しておく必要がある。

しかし、機構は、機材の整備に当たって、事業実施機関及び関係機関に対して、機材の接続方法、操作手順等を記載した運用・維持管理マニュアルを配布して操作指導の研修を行っていたものの、当該機材が緊急時に活用するためのものであるということを踏まえて、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行っていなかった。

また、機構によると、平成 30 年４月に、前記の３機関に設置されていた VHF 無線装置が取り外されていることを把握し、その後、事業実施機関及び関係機関に対して、面談、電話等により VHF 無線装置の再設置を働きかけたとしているものの、各関係機関における対応状況等を確認して継続的に必要な働きかけを行うなど、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行っていなかった。

なお、機構は、本院の現地調査結果を踏まえて取り外されていた VHF 無線装置の再設置について働きかけを行い、その結果、鉱山・エネルギー・地方電化省においては令和元年６月までに、気象庁においては２年３月までに、それぞれ一部の機材の再設置が行われ、また、国家災害管理局等においては中継機等の再設置に向けた計画の検討が進められている。

（改善を必要とする事態）

援助の効果が全く発現していない事態及び援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　メギアルプライマリー学校拡充計画については、外務省において、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなり、このような状況が継続していたのに、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を十分に講じておらず、適時適切に確認等を行っていなかったこと

イ　防災ラジオ放送網改善計画については、整備した機材を緊急時に支障なく活用することが求められるのに、防災連絡システムの整備に当たって、機構において、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行っていなかったこと、前記の3機関に設置されていたVHF無線装置が取り外されていることを把握した後に事業実施機関及び関係機関に対する効果的な働きかけを十分に行っていなかったこと

3　本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア　メギアルプライマリー学校拡充計画については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして、適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うこと

イ　防災ラジオ放送網改善計画については、機構において、防災連絡システムが利用可能な状態となるよう、事業実施機関に対して、国家災害管理局等における中継機等の再設置及び所在不明となっている機材に係る対応について十分に働きかけを行うとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、防災連絡システムを整備する場合、緊急時に支障なく活用することができるよう、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行うこと、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合、機材を利用可能な状態にするための効果的な働きかけを十分に行うこと

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)外務本省　(項)国際分担金其他諸費
部　局　等	外務本省

拠出金の名称	日中植林・植樹国際連帯事業拠出金
上記の拠出金を活用して実施する事業の概要	我が国へ飛来し得る黄砂等の中国の環境問題への対処、青少年等の交流を通じた環境意識の啓発と対日理解の一層の促進、砂漠化防止等への貢献を図ることで、中国との関係改善の流れを一層力強いものにするとともに、国際社会の課題に対処することを通じて戦略的互恵関係の強化につなげていくために実施する事業
検査の対象とした拠出金の拠出額	90億円（平成27年度）
活用されずに公益財団法人日中友好会館において保有されていた拠出金相当額	57億6000万円（令和元年度末）

1　制度の概要

(1)　国際連帯事業の概要

外務省は、我が国へ飛来し得る黄砂等の中華人民共和国（以下「中国」という。）の環境問題への対処、青少年等の交流を通じた環境意識の啓発と対日理解の一層の促進、砂漠化防止等への貢献を図ることで、中国との関係改善の流れを一層力強いものにするとともに、国際社会の課題に対処することを通じて戦略的互恵関係の強化につなげていくため、「日中植林・植樹国際連帯事業の実施について」（平成28年3月1日付け亜中モ2第2592号）において拠出金の使用に関するガイドライン及び事業実施計画（以下「ガイドライン等」という。）を定め、平成28年3月に任意拠出金(注)である日中植林・植樹国際連帯事業拠出金（以下「国際連帯事業拠出金」という。）90億円を公益財団法人日中友好会館（以下「会館」という。）に一括で拠出している。

（注）　任意拠出金　　国際機関、国際的な活動を行っている民間団体等が実施する事業等のうち、我が国が重視する特定の国や地域又は特定の分野の事業等、我が国が有益と認め、支援すべきと判断した事業等に対して拠出するもの

ガイドライン等によれば、日中植林・植樹国際連帯事業（以下「国際連帯事業」という。）は、国際連帯事業拠出金により実施することとされており、会館は、次の事業を実施することとされている。

①　会館から委託を受けた団体が我が国の民間団体等に助成し、中国国内の団体等と協力するなどして中国において植林及び植樹を実施する事業（以下「植林事業」という。）

②　外務省と連携して、中国側調整機関や第三国側調整機関、国内の関係団体等の協力を得ながら日本国内での植樹と併せて行う日中両国の青少年等の交流事業（以下「青少年等交流事業」という。）

③　会館から委託を受けた団体が我が国の民間団体等に助成し、現地の団体等と協力するなどして第三国（主に東南アジア）において植林及び植樹を実施する事業（以下「第三国事業」という。）

そして、外務省は、国際連帯事業を28年度から複数年にわたり実施することとし、我が国拠出分の計画額を植林事業35億1000万円、青少年等交流事業32億4000万円及び第三国事業22億5000万円と設定している。

⑵　基金基準等の概要

政府は、18年8月に、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（以下「基金基準」という。）を閣議決定し、補助金等の交付により造成された基金等（資金等の名称が使用されている場合も含む。以下「基金」という。）を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下「基金法人」という。）が基金により2か年度以上にわたり実施する事業に関して、補助金等を交付した府省が補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。そして、基金基準によれば、各府省は、補助金等を交付し、基金を設置する場合には、使用見込みの低い基金に関する基準等を交付要綱等に明記することなどにより、直近3年以上事業実績がないなどの使用見込みの低い基金については、基金法人に対して使用見込みのない資金として国庫へ返納することなどの取扱いを検討させることなどとされている。

また、各府省は、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月行政改革推進会議。以下「実施要領」という。）等に基づき、基金法人等に造成した基金について、透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うため、毎年度、基金シートを作成し、公表するとともに、基金基準を踏まえた基金の点検を基金シートを通じて行うこととされている。そして、基金シートの作成対象となる基金は、国から交付された資金（補助金、交付金、貸付金、拠出金等）の名称の別を問わず、国から交付された資金を原資として造成されたものとされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、効率性、有効性等の観点から、国際連帯事業拠出金が活用されているか、拠出後の状況に応じて事業内容の見直しを行っているかなどに着眼して、外務省が会館に対して拠出した国際連帯事業拠出金90億円を対象として、外務本省において国際連帯事業の実施状況等に関する関係資料の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

国際連帯事業の実施状況について、青少年等交流事業（計画額32億4000万円）は、28年度から毎年度実施されており、令和元年度末までの4か年度の執行額は26億3795万余円となっていた。一方、植林事業（計画額35億1000万円）及び第三国事業（計画額22億5000万円）は、事業が実施されておらず、元年度末において両事業に係る計画額計57億6000万円（拠出金相当額同額）の資金が活用されていなかった。

これについて、外務省は、植林事業及び第三国事業については、中国及び第三国における環境問題への対処及び砂漠化防止等の国際社会の課題への貢献であり、国民の理解を得て事業を進めるためには日中両国が事業経費を負担すべきとの考え方の下で、日中両国があらかじめ共同で拠出した資金を活用して事業を実施することについての協議を中国側と行っていたとしている。そして、外務省は、上記の協議において、資金拠出についての文書等による明確な合意には至っていなかったものの、協議の過程において中国側から資金拠出の可能性について検討している旨の意思表示があったことなどから、平成28年3月に国際連帯事業拠出金を会館に拠出したとしている。しかし、令和2年7月現在においても協議に明確な進展はなく、植林事業及び第三国事業の実施見通しが立っていない状況となっていた。

また、外務省は、会館において複数年度にわたって事業を実施するために国際連帯事業拠出金を拠出しているのに、交付した資金の名称が「拠出金」であったことなどから基金基準等の対象であると認識していなかった。このため、国際連帯事業拠出金について、基金基準に基づく指導監督として会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させたり、実施要領に基づく基金シートの作成や基金シートを通じた点検等を行ったりしていなかった。そして、２年７月現在において、事業内容の見直しなどに係る具体的な方策は講じられておらず、また、使用見込みの低い資金の取扱いについての検討も行われていなかった。

しかし、基金基準等は、国から交付された資金の名称の別を問わず、国から交付された資金により造成された基金を対象としていることから、外務省は、国際連帯事業拠出金について、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行う必要があった。

このように、国際連帯事業拠出金の拠出後４年以上の間、植林事業及び第三国事業（拠出金相当額57億6000万円）について実施見通しが立っておらず、基金基準等に基づく指導監督及び点検等が行われないまま資金が活用されずに会館に保有されている状況が継続している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、外務省において、次のことによると認められた。

ア　事業を実施する環境が整備されているかなど事業実施の確実性を適切に確認しないまま国際連帯事業拠出金を拠出したこと

イ　国際連帯事業拠出金は、会館において複数年度にわたり事業を実施するために国が拠出した資金であるのに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等が行われておらず、事業の実施状況に応じた事業内容の見直しや使用見込みの低い資金の取扱いについての検討が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、植林事業及び第三国事業の実施に係る中国側との協議において、日中両国があらかじめ共同で拠出した資金を活用して事業を実施するのではなく、個別の植林事業又は第三国事業が実施される際に日中両国が費用を負担して事業を実施することなどとなったことを踏まえて、国際連帯事業拠出金の活用方策の検討を行った。そして、外務省は、２年９月に、ガイドライン等を改定して、植林事業及び第三国事業の事業内容を見直した上で事業を実施すること、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより、事業の実施状況に応じて事業内容を見直すとともに、会館に対して使用見込みの低い資金の取扱いを検討させることなどを定めて、事業の実施見通しが立たないことなどにより使用見込みのない資金が生ずる場合には、その資金を国庫に返納させることとした。

そして、外務省は、同月に、会館に対して通知を発して、上記のガイドライン等に基づいて事業を実施するよう周知するとともに、関係部局に対して通知を発して、今後、基金法人が複数年度にわたり実施する事業に関して任意拠出金を拠出する場合に同様の事態が生じないよう周知徹底する処置を講じた。

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1） 政府開発援助の効果の発現について

（平成30年度決算検査報告121、616ページ参照）

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。しかし、無償の資金供与による協力（以下「無償資金協力」という。）による給水設備改善計画において整備した濁度低減施設が使用されず給水水質の改善が図られていなかったり、ノン・プロジェクト無償資金協力（以下「ノン・プロ無償」という。）において事業実施機関に納入された一部の中古船が使用されていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下「草の根無償」という。）による地域病院改善計画において病棟の建築工事が中断して完成していなかったり、有償の資金供与による協力（以下「有償資金協力」という。）による下水道整備事業において汚水処理後の水質が目標値を達成しておらず悪化傾向となっていたりしていて援助の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のような措置を講ずるよう意見を表示した。

ア 無償資金協力

(ア) 給水設備改善計画については、機構において、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこと

(イ) ノン・プロ無償については、外務省において、当該事業における事態を踏まえて、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力（経済社会開発計画）により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地に赴くなどして事業の進捗を適切に把握すること

(ウ) 地域病院改善計画については、外務省において、事業実施機関に対して、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすること

イ 有償資金協力

下水道整備事業については、機構において、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の汚水処理後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこと

2　当局が講じた措置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　無償資金協力

(ｱ)　給水設備改善計画については、機構において、２年６月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこととした。

(ｲ)　ノン・プロ無償については、外務省において、２年２月に在外公館に対して通知を発して、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力（経済社会開発計画）により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地に赴くなどして事業の進捗を適切に把握することとした。

(ｳ)　地域病院改善計画については、外務省において、事業実施機関等に対して、病棟建設のための経費を予算に計上するなどして、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけを行った。その結果、病棟建設のための経費の一部が2020年度の州政府の予算に計上されるなどした。また、外務省は、２年６月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすることとした。

イ　有償資金協力

下水道整備事業については、機構において、２年６月に関係部署に対して通知を発して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の汚水処理後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこととした。

（２）　無償資金協力（経済社会開発計画）における贈与資金の効率的な活用について

（平成30年度決算検査報告129ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置及び表示した意見

外務省は、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業（以下「事業」という。）を実施する開発途上にある国及び地域（以下「開発途上国」という。）に対し、事業に必要な資機材等の調達のための資金の贈与を行う無償資金協力（経済社会開発計画）を実施している。そして、外務省は、事業の実施状況についてモニタリングを行い、進捗が低調であるなどの場合には援助の相手となる開発途上国（以下「相手国」という。）に対して必要な働きかけを行うことになっている。しかし、外務省において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを十分に行っていなかったことなどから、調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国名義の口座（以下「相手国口座」という。）に保有されたままとなっていた

り、交換公文締結から長期間が経過しているのに資機材等の調達契約が締結されていないなど事業の進捗が低調で贈与資金の 50% 以上が調達代理機関の口座(以下「調達代理口座」という。)に保有されたままとなっていたりしていて、贈与資金が効率的に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣に対して令和元年 10 月に、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示した。

ア　事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるとともに、必要に応じて、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことができるよう贈与資金の取扱いに係る対応について定めて、これらを在外公館に通知すること(会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求したもの)

イ　調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている 3 事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の 50% 以上が調達代理口座に保有されたままとなっている 12 事業について、アの通知に基づいて、相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけや、必要に応じて、相手国との間で贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うこと(同法第 36 条の規定により意見を表示したもの)

2　当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　外務本省は、2 年 2 月に、事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことやその具体的な方法、必要に応じて贈与資金の返還の可能性を含めた検討を行い相手国との間で対応を協議することなどを示した取組方針を定めて、在外公館に通知した。

イ　外務本省及び在外公館は、調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている 3 事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の 50% 以上が調達代理口座に保有されたままとなっている 12 事業について、アの通知に基づいて、相手国に対して贈与資金の返還の可能性にも言及しつつ事業の進捗に向けた働きかけを行うなどした。その結果、調達代理契約が締結されたり、資機材等の調達契約が締結されたりするなど、それぞれの相手国において事業が進捗している。

第6 財　務　省

不 当 事 項

租　　税

(21) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部　局　等	49税務署
納　税　者	86人
徴収過不足額	徴収不足額　171,631,058円(平成26年度～令和元年度) 徴収過大額　6,680,000円(平成30年度)

1　租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

令和元年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は77兆5103億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税(注1)(以下「源泉所得税」という。)は19兆1332億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は3兆5844億余円、法人税は12兆3020億余円、相続税・贈与税は2兆4550億余円、消費税及地方消費税は30兆9977億余円となっていて、これら各税の合計額は68兆4725億余円となり、全体の88.3%を占めている。

(注1)　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

2　検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の12国税局等及び524税務署のうち8国税局等及び51税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、49税務署において、納税者86人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、85事項計171,631,058円(平成26年度から令和元年度まで)不足していたり、1事項6,680,000円(平成30年度)過大になっていたりしていて、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表　税目別の徴収過不足額等

税　目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	811,058	—	—
申告所得税	18	33,025,800	—	—
法人税	32	78,735,000	1	△ 6,680,000
相続税・贈与税	11	23,730,300	—	—
消費税	23	35,328,900	—	—
計	85	171,631,058	1	△ 6,680,000

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の49税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

(4) 税目ごとの態様

この86事項について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税の別に、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア　源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が1事項あった。これは、配当に関する事態である。

配当の支払者は、支払の際に、その金額に所定の税率を乗じて計算した源泉所得税を徴収して法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。また、自己株式の取得(市場取引による取得等を除く。以下同じ。)に際し、その対価として金銭等を交付した場合、当該株式に対応する資本金等の額を超える部分の金額は、配当とみなされることとなっている。

この配当に関して、納付した源泉所得税額が、自己株式の取得による配当とみなされる金額に対して所定の税率を乗じて計算した金額と比べて過小となっているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、その差額について納税の告知をしておらず徴収不足になっていた事態が1事項811,058円あった。

イ　申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が18事項あった。この内訳は、譲渡

所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が5事項及びその他に関する事態が6事項である。

㈠　譲渡所得に関する事態

個人が資産を譲渡した場合には、その総収入金額から譲渡した資産の取得費や譲渡に要した費用の額等を差し引いた金額を譲渡所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。ただし、土地建物等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税することとなっている。そして、個人が相続又は遺贈により取得した資産を一定の期間内に譲渡した場合には、相続税額のうち所定の方法により計算した金額を、当該資産の譲渡による利益の金額を超えない範囲で取得費に加算する特例の規定を適用できることとなっている。

この譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計11,271,400円あった。その主な内容は、相続により取得した資産を一定の期間内に譲渡していないにもかかわらず、誤って取得費に加算する特例の規定を適用しているのに、これを見過ごしたため、譲渡所得の金額を過小のままとしていたものである。

㈡　事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、青色申告書の提出について税務署長の承認を受けている事業所得者が、同人の営む事業に専ら従事し生計を一にする親族（以下「青色事業専従者」という。）に対して一定の要件の下に支払った給与については、必要経費に算入することとなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が5事項計6,249,000円あった。その主な内容は、青色事業専従者に対する給与の必要経費算入についての規定の適用を誤って必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものである。

㈢　その他に関する事態

㈠及び㈡のほか、不動産所得等に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計15,505,400円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞　消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

納税者Aは、平成29年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を30,064,309円とし、この金額の中に消費税等の還付金はないとしていた。そして、この金額から必要経費等を差し引き不動産所得の金額を1,925,887円としていた。

しかし、納税者Aは不動産所得に係る収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、また、29年5月に納税者Aに対して消費税等の還付金22,410,930円が支払われていた。したがって、この消費税等の還付金を不動産所得の総収入金額に算入すると、不動産所得の金額は24,336,817円となり、22,410,930円過小となっているのに、これを見過ごしたため、申告所得税額6,658,900円が徴収不足になっていた。

ウ　法人税

法人税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が33事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が14事項、法人税額の特別控除に関する事態が9事項及びその他に関する事態が10事項である。

(ｱ)　受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が、非支配目的株式等(注2)又はその他株式等(注3)に該当する場合においては、株式等の配当等の額のそれぞれ100分の20相当額又は100分の50相当額を益金不算入の対象とすることとなっている。

(注2)　非支配目的株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

(注3)　その他株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

また、法人が他の内国法人から受ける特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配金等については、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が14事項計30,266,900円あった。その内容は、次のとおりである。

a　非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていた。

b　受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入の対象としているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞　受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金を受取配当等の益金不算入の対象としていた事態

B会社は、平成28年7月から29年6月までの事業年度分の申告に当たり、非支配目的株式等に係る受取配当等の額を141,410,281円として、同金額の100分の20相当額28,282,056円を受取配当等の益金不算入額としていた。

しかし、上記受取配当等の額には、受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金が含まれていたことなどから、当該事業年度分の所得の金額が過小となっているのに、これを見過ごしたため、法人税額6,618,000円が徴収不足になっていた。

(ｲ)　法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人については、国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)を所定の割合以上増加させるなどの要件を満たす場合、所定の方法により計算した雇用者給与等支給額の増加額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の10相当額又は法人税額に所定の割合を乗じて計算した金額(以下「税額基準額」という。)のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることとなっている。そして、税額基準額は、原則として、法人税額の100分の10相当額とすることとなっているが、当該法人が中小企業者等(注4)に該当する場合には、法人税額の100分の20相当額とすることとなっている。

(注4)　中小企業者等　　資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(当該法人の発行済株式総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)、農業協同組合等

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計17,754,700円、徴収過大になっていた事態が1事項6,680,000円あった。その主な内容は、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用に当たり、中小企業者等に該当しない場合、税額基準額は法人税額の100分の10相当額とすべきところ、誤って法人税額の100分の20相当額としたため、法人税額から控除する金額が過大となっているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、法人税額を過小のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例3**＞　雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の規定の適用を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

C会社は、平成27年4月から28年3月までの事業年度分の申告に当たり、資本金の額が1億円以下であることから、中小企業者等に該当するとしていた。そして、C会社は、税額基準額とした法人税額の100分の20相当額9,831,551円が雇用者給与等支給増加額の100分の10相当額18,980,766円より少ないとして法人税額の100分の20相当額を法人税額から控除していた。

しかし、C会社の申告書の株主等の株式数等に関する資料等によれば、C会社の発行済株式の総数を同一の大規模法人が所有しているため、C会社は中小企業者等に該当しないこととなる。したがって、税額基準額は、法人税額の100分の20相当額ではなく、法人税額の100分の10相当額4,915,775円となるため、これを当該事業年度の法人税額から控除する金額とすべきであるのに、これを見過ごしたため、法人税額4,915,800円が徴収不足になっていた。

⑶ その他に関する事態

⑵及び⑴のほか、交際費等の損金不算入、収用等の場合の課税の特例等に関して、徴収不足になっていた事態が10事項計30,713,400円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が11事項あった。この内訳は、相続税については、有価証券の価額に関する事態が6事項及びその他に関する事態が3事項、贈与税については、有価証券の価額に関する事態が1事項及び非課税の特例に関する事態が1事項である。

⑵ 相続税

a 有価証券の価額に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価とすることとなっていて、有価証券のうち取引相場のない株式の価額については、評価しようとするその株式の発行会社(以下「評価会社」という。)の総資産価額、従業員数等によって評価会社を大会社、中会社及び小会社に区分し、この区分に応じて定められた方式(以下「一般の評価会社の原則的評価方式」という。)により計算した金額によって評価することとなっている。ただし、評価しようとする株式が、特定の評価会社の株式(注5)に該当する場合は一般の評価会社の原則的評価方式とは異なる方法で計算した金額によって評価することとなっている。

この有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が6事項計18,563,500円あった。その内容は、取引相場のない株式について、特定の評価会社の株式に該当する株式を一般の評価会社の原則的評価方式で計算した金額によって評価しているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものなどである。

(注5) 特定の評価会社の株式　1株当たりの年配当金額、年利益金額及び純資産価額の三つの要素のうち、いずれか二つの要素が0円であるなどの会社の株式

b その他に関する事態

aのほか、障害者控除額の計算及び相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計3,574,800円あった。

⑴ 贈与税

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産の価額は、贈与により取得した時の時価とすることとなっている。

この贈与税に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計1,592,000円あった。その内容は、取引相場のない株式の価額について時価の算定を誤っているのに、これを見過ごしたため、株式の価額を過小のままとしていたものなどである。

オ　消費税

消費税に関して徴収不足になっていた事態が23事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が18事項、課税売上高の計上に関する事態が4事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア)　課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間(注6)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。そして、課税売上高に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額は、一定の要件に該当して全額控除できる場合を除き、課税仕入れに係る消費税額等の合計額に課税売上割合(非課税売上高等を含めた総売上高に占める課税売上高の割合。以下同じ。)を乗ずるなどして計算することとなっている。

(注6)　課税期間　　納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が18事項計29,852,300円あった。その主な内容は、非課税売上高である土地の譲渡収入を総売上高に含めないで課税売上割合を計算しているのに、これを見過ごしたため、課税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものである。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例4**＞　課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていた事態

D会社は、平成28年9月21日から29年9月20日までの課税期間分の申告に当たり、課税売上割合を99.97%としていた。

しかし、同会社の法人税の申告書に添付された書類等によれば、非課税売上高である土地の譲渡収入があり、これを総売上高に含めて課税売上割合を計算すると99.53%となる。したがって、課税仕入れに係る消費税額の控除額は、同割合に基づくなどして計算すべきであるのに、これを見過ごしたため、消費税額5,160,900円が徴収不足になっていた。

(イ)　課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計4,192,900円あった。その主な内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(ウ)　その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、納税義務の免除に関して、徴収不足になっていた事態が1事項1,283,700円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税贈与税		消費税		計	
		事項数	徴収不足徴収過大（△）	事項数	徴収不足徴収過大（△）	事項数	徴収不足徴収過大（△）	事項数	徴収不足徴収過大（△）	事項数	徴収不足徴収過大（△）	事項数	徴収不足徴収過大（△）
			千円		千円		千円		千円		千円		千円
札幌国税局	1			2	5,797	1	912	1	1,558	1	2,185	5	10,453
関東信越国税局	7			2	2,102	4	5,713			3	2,829	9	10,645
東京国税局	29	1	811	10	20,738	23 1	68,545 △ 6,680	6	17,450	16	23,378	56 1	130,924 △ 6,680
金沢国税局	4			2	1,963	1	1,138	2	2,016	1	697	6	5,816
名古屋国税局	6			2	2,424	2	1,667			2	6,237	6	10,328
大阪国税局	2					1	758	2	2,705			3	3,463
計	49	1	811	18	33,025	32 1	78,735 △ 6,680	11	23,730	23	35,328	85 1	171,631 △ 6,680

物　　件

(22)　管理が適切でなかったため、国有財産である土地が権原を有していない者により使用許可されていたもの

会計名	一般会計
部局等	近畿財務局神戸財務事務所
国有財産の分類	(分類)普通財産　(区分)土地
本件土地の概要	港湾法に基づき、国有港湾施設のうち運輸省(平成13年1月6日以降は国土交通省)から引き継いだ普通財産である土地であって、港湾管理者に貸し付けた後、貸付契約が解除され、利用されていないこととなっていたもの
管理が適切でなかった土地の面積	2,207.41㎡
上記土地の国有財産台帳価格	167,763,160円(令和元年度末)

1　国有財産の管理等の概要

国有財産法(昭和23年法律第73号)によれば、国有財産は、直接公共の用に供し、又は供するものと決定したものなどである行政財産と、行政財産以外の一切の国有財産である普通財産とに分類されており、普通財産は、特別会計に属するもの等を除いて、原則として財務大臣が管理し、又は処分しなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理等を行わなければならないこととされている。財務省は、所管する普通財産の管理等に関して、普通財産取扱規則(昭和40年大蔵省訓令第2号)等(以下「規則等」という。)を定めており、規則等によれば、財務事務所長等は、管轄区域内の普通財産について、常にその現状を適確に把握し、地域や社会の要請及び国の財政事情を

踏まえつつ、その特性に応じた有効活用を図るための措置を講じることにより、効率的かつ適正に管理及び処分しなければならないこととされている。

上記普通財産のうち、港湾工事によって生じた国有港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）については、港湾法（昭和25年法律第218号）において、財務大臣（平成13年1月5日以前は大蔵大臣）が港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならないこととなっている。そして、その貸付方法は、「国有港湾施設のうち国土交通省から引き継がれた普通財産の取扱いについて」（昭和33年蔵管第3444号大蔵省管財局長通達）により、港湾管理者に対して貸し付け、港湾管理者から民間業者等に転貸させることとなっている。

近畿財務局神戸財務事務所（以下「事務所」という。）は、港湾法等に基づいて、神戸市中央区小野浜町の臨港地区に所在する国有港湾施設のうち、運輸省（13年1月6日以降は国土交通省。以下同じ。）から大蔵省（13年1月6日以降は財務省。以下同じ。）に引き継がれた一般会計所属普通財産である土地2,207.41㎡（令和元年度末の国有財産台帳価格167,763,160円。以下「本件土地」という。）を管理している。本件土地は、昭和33年7月に同省が運輸省から引継ぎを受けて大蔵省所管の普通財産とし、以後、事務所が港湾管理者である神戸市に有償で貸し付け、同市が倉庫会社に倉庫敷地として転貸していたものである。

その後、当該倉庫会社が本件土地に設置した倉庫が、平成7年1月の阪神・淡路大震災で被災したことから撤去され、9年6月に、本件土地に係る同市と同倉庫会社との貸付契約及び事務所と同市との貸付契約が解除された。そして、事務所は、これ以後本件土地を未利用地として管理している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、未利用地の管理は法令等に従って適切に行われているかなどに着眼して、本件土地を対象として、事務所等において、管理状況に関する資料等の書類及び現地を確認するなどして、会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

本件土地は未利用地として管理されていたのに、同市が民間業者に貸し付けて使用させていた。

そこで、その経緯を調査したところ、前記のとおり、本件土地に係る事務所と同市との貸付契約は9年6月に解除されていて、それ以後同市は、本件土地を管理する権原がなかったのに、書類で確認することができた17年8月以降、本件土地及びその周囲の土地を取り囲む形のネットフェンスを取り付ける工事に係る申請等を上記の民間業者から受理し、本件土地を含む土地の使用許可を行うなどして、本件土地を使用させ、使用料を徴収していた。

一方、事務所では、管内の未利用地について、処分等が行われるまでの間、処分等に支障がないよう、必要に応じて、委託業者による巡回業務の対象としたり、事務所の職員による現況確認を行ったりするなどして、適切に管理していたとしている。

しかし、事務所は、本件土地について、その隣接地が全て港湾施設であり、同市において適正に管理がなされると認識していたことに加え、草刈り等が必要となる土地ではないとして、委託業者による巡回業務の対象とはせず、事務所の職員による現況確認も行っていなかった。その結果、事務所は、少なくとも書類により確認することができた17年8月以降、同市が本件土地の使用許可を行って、民間業者に使用させていた事実を全く把握していなかった。

したがって、本件土地は、法令等に従った管理が適切に行われておらず、権原を有していない者により使用許可が行われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において本件土地を管理する権原がないのに使用許可を行うなどしていたことにもよるが、事務所において法令等に従って未利用地の現状を適確に把握することの重要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部局等	国税庁
課税の根拠	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)
公共事業における資産の買取り等に係る課税の特例の概要	所得税又は法人税の申告に当たり、資産の買取り等が行われた場合に、一時的に課税を猶予して課税を延期し又は譲渡所得等の金額の計算上、5000万円を上限として控除等するもの
施行地外建物等移転補償金のうち建物に係る補償金の交付を受けていた者の数及び同補償金の額	計159者　73億4498万余円(平成27年度～令和元年度)
上記のうち課税の特例が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた者の数及び同補償金の額	計　84者　22億4266万余円(平成27年度～令和元年度)
上記のうち対価補償金等に施行地外建物等移転補償金を含めずに計算した場合における課税の特例の適用額が減少することになる者の数及び推計減税額	計　43者　2億9134万円(平成27年度～令和元年度)

初回提示年月日と買取申出証明書上の買取申出年月日が異なっていて、初回提示年月日から当該資産の買取り等の日までの期間が6か月を超えている者の数及び対価補償金等の額	計　86者　61億4810万余円（平成27年度～令和元年度）
上記のうち課税の取扱いに疑義が認められる状況となっている者であって事後監査を行っていなかった者の数及び対価補償金等の額	計　49者　38億2861万円（背景金額）（平成27年度～令和元年度）

1　資産の買取り等に係る課税の特例等の概要

(1)　資産の買取り等に係る課税の特例の概要

個人又は法人が所有する資産については、公共事業施行者により、土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定に基づく収用等又は収用等を前提とした買取り（以下、これらの行為を「買取り等」という。）が行われることがある。この場合に所得税又は法人税を申告するに当たっては、個人又は法人が取得した対価等（以下「対価補償金」という。）について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第33条又は第64条の規定に基づいて一時的にその課税を猶予して課税の延期を行う特例（以下「課税の繰延べ」という。）を適用することができることとなっている。課税の繰延べは、資産の買取り等に係る譲渡が必ずしも個人又は法人の自由な意思に基づくものではないことなどから設けられている制度である。

さらに、資産の買取り等を伴う公共事業（以下「買取り等事業」という。）を促進させる見地から、個人又は法人が、公共事業施行者から最初に買取り等の申出のあった日（以下「買取申出年月日」という。）から6か月以内にその所有する資産を譲渡したこと、当該資産について課税の繰延べの適用を受けないことなどの条件に該当する場合は、所得税又は法人税の申告に当たり、措置法第33条の4又は第65条の2の規定に基づいて5000万円を限度として所得から控除又は損金の額に算入する特別控除の特例（以下「5000万円控除」といい、課税の繰延べと合わせて「課税の特例」という。）を適用することができることとなっている。

(2)　建物等移転補償金の課税上の取扱い

公共事業施行者は、買取り等事業において、対価補償金のほかに、土地の買取り等に伴い移転が必要となる建物等について、その移転に要する費用の補塡に充てるための補償金（以下「建物等移転補償金」という。）等を交付することがある。このうち、建物等移転補償金には、買取り等の対象となる土地（以下「施行地」という。）の上にある建物等に対する補償金（以下「施行地内建物等移転補償金」という。）と施行地の上にない建物等に対する補償

金(以下「施行地外建物等移転補償金」という。)がある。そして、国税庁は、施行地内建物等移転補償金の交付対象となっている建物等を移転に際して実際に取り壊した場合には、対価補償金に当たるものとして取り扱うこととして、課税の特例の適用対象としている(以下、対価補償金及び対価補償金に当たるものとして取り扱う補償金を合わせて「対価補償金等」という。)。

一方、施行地外建物等移転補償金については、施行地外建物等移転補償金の交付対象となっている建物が施行地の上にある建物と接続していて施行地内建物等移転補償金と同様の取扱いが認められる場合等を除き、対価補償金に当たるものとして取り扱わないことにして、課税の特例の適用対象としていない。

(3) 公共事業施行者における買取申出証明書及び買取証明書の手続等

資産の買取り等を行った公共事業施行者は、措置法第33条の4第4項、第65条の2第4項等の規定に基づき、①買取申出年月日や買取り等の申出の対象となった資産の明細等を記載した書類(以下「買取申出証明書」という。)、②資産の買取り等の日や買取り等の対象となった資産の明細等を記載した書類(以下「買取証明書」といい、買取申出証明書と合わせて「証明書」という。)等を作成して個人又は法人に交付することとなっており、国税庁は、証明書の様式及びその記載要領を定めて、ホームページ等で公共事業施行者等に周知している。

一方、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の判定については、法令上特段の基準が設けられておらず、国税庁は、買取申出年月日について、公共事業の一般的な用地買収において、通常、個別交渉等の場面で、公共事業施行者が買取り資産を特定し、当該資産の対価を明示してその買取り等の意思表示をしたことが具体的に「買取り等の申出」を行ったことになり、この事実がいつあったかによって、「買取り等の申出のあった日」を判定するとの取扱いをホームページ等で公共事業施行者等に周知している。そして、公共事業施行者は、上記の取扱いに基づいて、個々の事例に応じて買取申出年月日を判定し、買取申出証明書を作成している。

また、国税庁は、公共事業施行者に対して、買取証明書の記載要領において、買取証明書の摘要欄の記載方法を示している。これによれば、公共事業施行者が対価補償金以外の補償金を交付する場合は、当該補償金の内訳(以下「交付名義」という。)ごとの支払金額等を記載することとされているが、課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金を交付する場合、建物等移転補償金とは別の交付名義として記載することまでは明記されていない。

(4) 事前協議及び事後監査の概要

国税庁は、課税の特例等が的確に運用されるためには証明書等が適正に作成されることが重要であるとしている。このため、国税庁は、公共事業施行者が資産の買取り等に着手する前に、国税局(沖縄国税事務所を含む。)又は税務署(以下、これらを合わせて「国税局等」という。)と公共事業施行者でその買取り等事業が課税の特例等の適用対象に該当するかなどについて相互に確認する手続(以下「事前協議」という。)を行うことを関係省庁に求めている。そして、国税局等は、資産課税部門の事務処理手続について定めた資産税事務提要(以下「事務提要」という。)に基づき、公共事業施行者が事前協議の申出の際(申出後に

作成する資料については当該資料の作成後。以下同じ。）に提出する買取り等の対象となる資産、建物等移転補償金の交付対象となる資産等の明細（以下「事前協議明細」という。）や図面等の関係資料を用いて、事業計画の具体性、事業の税法上の適格性、買取り等資産の適格性等について検討を行い、これらの検討結果を公共事業施行者へ通知することとなっている。このうち、買取り等資産の適格性の検討については、建物等移転補償金の交付対象となる資産が原則として買取り等事業の施行地の上に所在し、課税の特例の適用対象となる資産であるかについての検討（以下「特例対象資産の検討」という。）等を行うこととなっている。そして、公共事業施行者は、国税局等から通知を受けた事前協議における検討結果に基づいて、証明書の作成を行っている。

また、国税局等は、課税の特例等の適用について問題が生じないようにするために、事務提要に基づき、公共事業施行者が不適正な証明書を作成している疑いがあるなどした買取り等事業を選定して、公共事業施行者の関係書類等を確認するなどの方法により、公共事業施行者から提出された証明書等の監査（以下「事後監査」という。）を行うこととなっている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、適正な証明書に基づき課税の特例が適用されているか、国税局等は、事前協議及び事後監査を適切に行い、適正な証明書が作成されるように公共事業施行者に対して適切に周知等を行っているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、毎年多額の買取り等事業を実施している35関係機関(注1)から、平成27年度から29年度までの各年度に行った買取り等のうち5000万円以上の補償金を交付するなどしたものについて、資産の買取り等に関する契約書等並びに建物等移転補償金の交付対象及び買取り資産等に係る補償金の提示に関する調書の関係資料の提出を受け、これらを基に、次の①及び②に該当する者（個人及び法人）計延べ245(注2)者を選定した。

① 原則として課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金のうち建物に係る補償金の交付を受けた159者（これに係る施行地外建物等移転補償金の額計73億4498万余円）

② 上記の関係資料において買取り資産等に係る補償金の額を最初に提示したとされている日（以下「初回提示年月日」という。）と買取申出証明書上の買取申出年月日が異なっていて、初回提示年月日から当該資産の買取り等の日までの期間が6か月を超えている86者（これに係る対価補償金等の額計61億4810万余円）

そして、上記の延べ245者を対象として、136税務署(注3)から、27年分から30年分までの所得税の確定申告書等又は26年1月から30年12月までの間に開始した事業年度分の法人税の確定申告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。

また、財務省において、課税の特例の趣旨等について説明を聴取したり、国税庁及び4国税局(注4)において、事前協議及び事後監査の実施状況や公共事業施行者への周知の状況等について、それぞれ関係資料の提出を受けて説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

（注１） 35関係機関　　農林水産省の全国の７農政局、国土交通省の全国の９地方整備局等、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人都市再生機構並びに地方公共団体のうち東京都、北海道、京都府、宮城、福島、千葉、長野、静岡、和歌山、福岡各県、札幌、横浜、川崎、静岡、福岡各市

（注２） 延べ245者のうち、重複している者が12者いる。

（注３） 136税務署　　函館、旭川東、釧路、帯広、北見、岩見沢、名寄、富良野、八戸、五所川原、十和田、宮古、久慈、釜石、仙台北、仙台南、石巻、塩釜、古川、気仙沼、佐沼、能代、大館、山形、米沢、酒田、福島、郡山、いわき、相馬、下館、竜ケ崎、潮来、佐野、高崎、館林、浦和、行田、越谷、新潟、木更津、松戸、佐原、東金、柏、麹町、神田、京橋、芝、世田谷、玉川、中野、豊島、練馬西、葛飾、武蔵野、武蔵府中、日野、横浜中、神奈川、戸塚、平塚、厚木、大和、高岡、魚津、金沢、小松、福井、岐阜北、岐阜南、大垣、高山、関、沼津、三島、富士、名古屋中、昭和、中川、津島、四日市、桑名、大津、草津、東山、右京、福知山、舞鶴、宇治、園部、峰山、浪速、城東、西成、大淀、南、堺、枚方、茨木、龍野、西脇、和歌山、粉河、湯浅、松江、浜田、益田、石見大田、呉、福山、海田、徳山、徳島、池田、観音寺、伊予西条、大洲、高知、南国、中村、西福岡、大牟田、久留米、八女、武雄、長崎、佐世保、諫早、熊本西、人吉、大分、中津、日田、都城、指宿各税務署

（注４） ４国税局　　札幌、東京、名古屋、大阪各国税局

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ 施行地外建物等移転補償金に対する課税の特例の適用等の状況

前記のとおり、買取証明書の記載要領によれば、公共事業施行者は、対価補償金以外の補償金を交付する場合、交付名義ごとの支払金額等を買取証明書の摘要欄に記載することとされているが、課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金を交付する場合、建物等移転補償金とは別の交付名義として記載することまでは明記されていない。そこで、前記の施行地外建物等移転補償金のうち建物に係る補償金の交付を受けた159者について、所得税又は法人税の確定申告書等、公共事業施行者から提出を受けた前記の関係資料等を確認したところ、このうちの84者（これに係る施行地外建物等移転補償金の額計22億4266万余円）については、課税の特例の適用に当たり、施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を対価補償金等に含めて申告していて課税の特例が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていた。そして、このうちの43者（これに係る施行地外建物等移転補償金の額計18億5012万余円）については、対価補償金等に施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を含めずに計算した場合における課税の特例の適用額が減少することになり、課税の特例を適用していた年分又は事業年度の推計減税額(注５)を算出すると、計２億9134万余円となっていた。

そこで、上記の施行地外建物等移転補償金のうち建物に係る補償金の交付を受けた159者に係る買取り等事業のうち、4国税局管内で行われた計45者に係る買取り等事業について、事前協議の実施状況をみたところ、このうちの41者に係る買取り等事業については、公共事業施行者から提出を受けた事前協議明細や図面等に施行地外建物等移転補償金の交付対象となる建物の存在が明記されていなかった。また、国税局等においても、当該建物の存在の有無を公共事業施行者に確かめることなく特例対象資産の検討を行っていたため、当該検討においては特段の指摘がないとして事前協議における検討結果を公共事業施行者に通知していた。

（注5）　推計減税額　　対価補償金等に施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を含めずに算定した推計税額と当初の税額との差額を推計減税額とした。推計減税額が算出された43者に対して、残りの41者については、対価補償金等に施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を含めずに計算した場合においても課税の特例の適用額が変わらないなどの理由により算出されなかった。

⑵　初回提示年月日から資産の買取り等の日までの期間が6か月を超える者に対する5000万円控除の適用等の状況

前記の初回提示年月日から当該資産の買取り等の日までの期間が6か月を超えている86者のうち、所得税又は法人税の確定申告書等で5000万円控除が適用されていた者は49者（これに係る対価補償金等の額計38億2861万余円）となっていた。そして、この49者全ては、5000万円控除の適用に当たり、買取申出年月日として初回提示年月日ではなく、補償金の額を最後に提示等した日が記載された買取申出証明書に基づいて申告していて、初回提示年月日を買取申出年月日とした場合、買取申出年月日から6か月以内にその所有する資産を譲渡するという条件に該当せず、課税上の取扱いに疑義が認められる状況となっていた。一方、前記のとおり、国税局等は、事務提要に基づき、公共事業施行者が不適正な証明書を作成している疑いがあるなどした買取り等事業を選定して、事後監査を行うこととなっている。そこで、国税局等における27事務年度（当該年の7月から翌年6月までをいう。）から30事務年度までの間の事後監査の実施状況についてみたところ、国税局等において、事後監査の対象事業として買取申出年月日に着目して不適正な買取申出証明書を作成している疑いがある買取り等事業を選定するに当たり、事前協議の申出の際に公共事業施行者から提出された前記の関係資料等を確認するだけでは、その選定に資する情報が十分でないこともあり、上記の86者に係る買取り等事業の全てについて、買取申出年月日に関する事後監査が行われていなかった。

また、上記の86者に係る買取り等事業のうち4国税局管内で行われた計15者に係る買取り等事業について、事前協議の実施状況をみたところ、15者に係る買取り等事業の全てについて、国税局等は、公共事業施行者から関係資料の提出を受けて事前協議を行っていたものの、その際に、公共事業施行者に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の取扱いに関する周知を行っていなかった。

このように、施行地の上にある建物と接続していないと認められる建物に係る施行地外建物等移転補償金を対価補償金等に含めて申告していて課税の特例が適正に適用されていない蓋然性が高い状況となっていたり、買取申出年月日に関する課税上の取扱いに疑義が認めら

れる状況となっている者について国税局等が事後監査を行っていなかったり、事前協議の際に、公共事業施行者に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の取扱いに関する周知を行っていなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　国税庁において、事前協議等の際に、施行地外建物等移転補償金の交付対象となる建物の存在の有無を公共事業施行者に確かめることにより特例対象資産の検討を十分に行うよう国税局等に対して指導していなかったこと、また、課税の特例の適用対象とならない施行地外建物等移転補償金を交付する場合、建物等移転補償金とは別の交付名義として買取証明書の摘要欄に記載することについて、公共事業施行者への周知を十分に行うよう国税局等に対して指導していなかったこと

イ　国税庁において、事前協議の際に買取申出証明書に記載する買取申出年月日の取扱いに関する公共事業施行者への周知を十分に行うよう国税局等に対して指導していなかったこと、また、買取申出年月日に着目して不適正な買取申出証明書が作成されている疑いがある買取り等事業を国税局等が把握する仕組みを十分に整備していなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、令和２年５月に国税局等に対して通達を発するとともに同年６月に事務提要を改正するなどして、次のような処置を講じた。

ア　国税局等に対して、事前協議の際に施行地外建物等移転補償金の交付予定の有無を公共事業施行者から聴取し、交付予定がある場合には、交付対象となる資産の所在地等を表示する事前協議明細や図面等の提出を求めたり、施行地外建物等移転補償金を交付する旨を買取証明書の摘要欄に記載することなどを説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したりなどするよう指導した。

イ　国税局等に対して、買取申出証明書に記載する買取申出年月日の判定基準について参考事例を用いるなどして説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、実際の買取申出年月日の把握に資するものとして国税庁が定めた様式の提出を公共事業施行者に求めたりなどするよう指導した。また、事後監査の対象事業の選定に当たり買取申出年月日に着目した留意すべき例を示した上で、これを踏まえるなどして事後監査を適切に実施するよう指導した。

ウ　同年５月に、ア及びイのリーフレットの内容をホームページに掲載して、公共事業施行者等に対して周知した。

第7　文部科学省

不当事項

補助金

(23)―(41)　補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費 (項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (組織)文化庁 (項)文化財保存事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)教育・科学技術等復興政策費
部局等	文部科学本省、11道府県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、府1、県8、市6、町1、計17補助事業者等(道、府1、県6、市5、町1、計14事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市2、町1、学校法人1、個人事業者1、計5間接補助事業者等
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、学校施設環境改善交付金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	170,937,551,044円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	163,293,237円

1　補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼し

て、21 都道府県、192 市町村、 1 独立行政法人、17 国立大学法人等、34 学校法人、11 宗教法人、 8 公益財団法人等、 2 会社及び 110 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、 8 道府県、 9 市町、 1 学校法人、 1 個人事業者、計 19 事業主体が義務教育費国庫負担金、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金、学校施設環境改善交付金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどしていて、これらに係る国庫補助金 163,293,237 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1） 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの

5 件　不当と認める国庫補助金　27,525,000 円

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることなどを目的として、都道府県、政令指定都市、中核市又は市町村が行う地域学校協働活動推進事業（平成 28 年度以前は学校・家庭・地域の連携協力推進事業又は地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業）等について、その事業に要する費用の一部を都道府県、政令指定都市及び中核市に対しては直接、市町村に対しては直接又は都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱（平成 21 年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）によれば、補助対象事業は、地域学校協働活動推進事業、放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備事業（以下「一体型設備整備事業」という。）等とされている。

地域学校協働活動推進事業は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する事業とされており、具体的には、民間企業等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材等の参画により特色・魅力のある教育プログラムを企画し実施する取組（以下「外部人材教育支援活動」という。）や、放課後や週末等において、全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する取組（以下「放課後子供教室」という。）等がある。また、地域学校協働活動の実施に当たっては、教育支援活動を中心的に行う者として教育活動推進員等を配置することとなっている。そして、交付要綱等によれば、地域学校協働活動推進事業に係る補助金の交付額は、教育活動推進員等の同事業の実施・運営を担う者に対する謝金、保険料等を補助対象経費として、これに補助率を乗ずるなどして算定することとされている。補助対象経費のうち謝金については、実際に補助事業に従事した時間数に謝金単価を乗ずる方法により算定することとされている。また、保険料については、地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料は受益者負担の観点から補助の対象外とされている。

一体型設備整備事業は、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室の整備に必要な活動環境の充実に係る設備備品や ICT 機器等を活用した学習支援を実施するための備品の購入に係る補助を行うこととなっている。そして、交付要綱等によれば、市町村に対して都道府県を経由して補助する場合の一体型設備整備事業に係る補助金の交付額は、タブレット端末、パソコン等の ICT 機器等を活用した学習支援を実施するための備品等の購入費用を補助対象経費として都道府県が補助する額とされている。

本院が、13府県の83市町村において会計実地検査を行ったところ、5市町において、地域学校協働活動推進事業について、補助の対象とならない地域学校協働活動に参加する子供等に係る保険料を補助対象経費に含めていたり、教育活動推進員等が補助事業に従事した時間数に、これらの者が他の業務に従事していた時間数を含めるなどしていたり、一体型設備整備事業について、備品等の購入費用以外の費用を補助対象経費に含めたりしていたため、補助金計27,525,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市町において補助対象経費の算定方法についての理解及び補助対象経費の確認が十分でなかったこと、文部科学省及び2県において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

京都市は、平成29年度に同市が設置する小学校、中学校、特別支援学校等で地域学校協働活動推進事業等を実施し、補助対象経費249,424,476円に補助率を乗ずるなどして、国庫補助金83,135,000円の交付を受けていた。そして、地域学校協働活動推進事業に係る補助対象経費のうち外部人材教育支援活動に係る保険料については、外部人材教育支援活動に参加する者が参加中に負った傷害等について補償するための傷害保険料等として、7,964,600円と算定していた。

しかし、同市は、上記保険料の算定に当たり、外部人材教育支援活動の実施・運営を担う者に係る保険料だけでなく、補助の対象とならない子供等に係る保険料6,496,399円を含めていた。

したがって、上記補助の対象とならない保険料を除いて算定した適正な補助対象経費242,928,077円に対する国庫補助金は80,970,000円となり、国庫補助金2,165,000円が過大に交付されていた。

また、26、27、28、30各年度においても同様の事態が見受けられた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(23)	文部科学本省	名古屋市（事業主体）	―	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	27	1,573,225	524,406	13,778	4,593	業務の従事時間数を含めて補助対象経費を算定していたもの
(24)	同	愛知県	春日井市（事業主体）	地域学校協働活動推進事業（注1）	27～29	181,196	60,397	12,051	4,017	休暇を取得した時間数を含めて補助対象経費を算定していたもの
(25)	同	京都市（事業主体）	―	地域学校協働活動推進事業（注2）	26～30	1,250,295	416,743	27,091	9,029	補助対象とならない保険料を含めて補助対象経費を算定していたもの
(26)	同	福岡県	大野城市（事業主体）	放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備	29	31,081	31,081	8,795	8,795	備品等の購入費用以外の費用を含めて補助対象経費を算定していたもの

	部局等	補助事業者	間接補助事業者	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(27)	**文部科学本省**	**福岡県**	**筑紫郡那珂川町(注3)（事業主体）**	**放課後子供教室一体型の推進に係る設備整備**	28	7,389	7,389	1,090	1,091	備品等の購入費の用以外の費用を補助対象経費に含めて補助金を算定していたもの
(23)−(27)の計						3,043,188	1,040,016	62,807	27,525	

(注1) 平成28年度以前は学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(注2) 平成28年度以前は地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(注3) 平成30年10月1日以降は那珂川市

(2) へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 6,950,000円

へき地児童生徒援助費等補助金(以下「補助金」という。)は、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱(昭和53年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の2分の1を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあっては4㎞以上、生徒にあっては6㎞以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、この交通費については、児童・生徒の通学の用に供するために運行するスクールバスに係るバス会社等との運行委託契約に基づく委託料(以下「委託料」という。)等とされており、補助対象とならない児童・生徒に係る経費が委託料に含まれている場合は、委託料に、スクールバスを利用する児童・生徒の総数に対する補助対象となる児童・生徒数の割合(以下「利用人数割合」という。)を乗じて補助対象経費を算定することとされている。また、通常の通学経路については、市町村が最適であると設定した通学路を徒歩等で通学した場合の経路とすることになっている。

本院が、1県の1町において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(28)	**宮城県**	**遠田郡涌谷町**	**遠距離通学費**	27～30	79,753	39,876	13,896	6,950	遠距離通学児童に該当しない児童を補助対象に含めるなどしていたもの

涌谷町は、町内の学校を統合し、統合後の小学校2校及び中学校1校に通う遠距離通学児童・生徒の通学の用に供するなどのために、バス会社との間で契約を締結して、スクールバスの運行を委託していた。そして、同町は、スクールバスの運行に係る補助対象経費を、平成27年度38,964,078円、28年度23,378,268円、29年度7,728,853円、30年度9,682,773円、計79,753,972円と算定して、27年度19,482,000円、28年度11,689,000円、29年度3,864,000円、30年度4,841,000円、計39,876,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同町は、補助対象経費の算定に当たり、児童の住居から学校所在地までの通常の通学経路による通学距離ではなく、児童が乗車する停留所から学校所在地までのスクールバスの運行距離を基に遠距離通学児童に該当するかを判断して通常の通学経路による通学距離が4㎞未満である児童を補助対象に含めるなどしていたため、利用人数割合を過大に算出するなどしていた。

したがって、適正な利用人数割合に基づくなどして各年度の補助対象経費を算定すると、計65,857,293円となり、これに対する補助金額は、計32,926,000円となることから、前記の補助金交付額39,876,000円との差額6,950,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において補助対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、宮城県において同町から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（3）　認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　24,741,000円

認定こども園施設整備交付金（以下「交付金」という。）は、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年文部科学大臣裁定）及び認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年初等中等教育局長裁定。以下「実施要領」という。）に基づき、認定こども園の設置促進のため、都道府県等が行う認定こども園の施設整備事業（以下「交付対象事業」という。）に係る経費に充てるために、国が都道府県に対して交付するものである。そして、交付対象事業は、学校法人等が設置する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を行う事業等となっている。

実施要領によれば、交付金の対象経費は、本体工事費、解体撤去工事費等とすることとされている。そして、交付金の交付額は、交付対象事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に補助率2分の1を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額（以下「交付基準額」という。）の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとされている。

交付基準額のうち、幼保連携型認定こども園への移行を予定する幼稚園に係る本体工事等の交付基準額は、実施要領において、移行後の幼保連携型認定こども園において教育を実施する部分（以下「幼稚園部分」という。）の定員数や設置する地域に応じて一定の額が定められるなどしている。

また、交付対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合等においては、学校法人等は都道府県知事等に報告してその指示を受けることとなっている。そして、交付対象事業が2か年度にわたって実施される場合は、進捗率に応じて各年度の交付金の交付額を算定することになっている。

本院が、7府県の16学校法人等において会計実地検査を行ったところ、1学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等（事業主体）	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
						千円	千円	
(29)	**文部科学本省**	**新潟県**	**学校法人恵愛学園**	**幼稚園耐震化整備**	28	193,732	24,741	誤った定員数に応じた交付基準額で算定していたなどのもの（愛泉こども園）

学校法人恵愛学園は、平成28年度に、同法人が設置する幼保連携型認定こども園である愛泉こども園の園舎の耐震化のための改造を行う事業を実施して、交付金193,732,000円の交付を受けていた。

同法人は、事業の実施に当たり、同園の幼稚園部分の定員数225名に応じて定められた本体工事の交付基準額等の合計額を193,732,000円と算定し、新園舎の建築等工事、旧園舎の解体撤去工事等を28年度内に実施したとして、新潟県に実績報告書を提出していた。

しかし、同法人は、本体工事の交付基準額の算定に当たり、同園の幼稚園部分の定員数について、上記のとおり225名としていたが、本院が同園の幼保連携型認定こども園認可申請書等を確認したところ、実際の定員数は210名となっていた。また、同法人は、旧園舎の解体撤去工事を29年7月までの2か年度にわたり実施していて、予定の期間内に完了することができなかったのに、同県知事に報告していなかった。そして、実績報告書において、解体撤去工事に係る交付基準額の算定に当たり、29年度に実施した解体撤去工事に係る分を含めたものとしていて、28年度における進捗率に応じたものとしていなかった。

したがって、同園の幼稚園部分の定員数210名に応じて定められた本体工事の交付基準額、進捗率に応じた解体撤去工事の交付基準額等により適正な交付金の交付額を算定すると168,991,000円となることから、前記の交付額193,732,000円との差額24,741,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付額の算定についての確認や理解が十分でなかったこと、同県において同法人から提出された実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（4） 私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）が過大に交付されていたもの　3件　不当と認める国庫補助金　12,647,000円

私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）（以下「教育改革補助金」という。）は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱（平成11年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）等によれば、教育改革補助金の対象となる事業には、預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進に係る事業（以下「子育て支援事業」という。）等がある。

このうち、預かり保育推進事業については、交付要綱等によれば、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下、これらを合わせて「私立幼稚園等」という。）において、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して預かり保育に係る補助を実施していることが、教育改革補助金の補助対象となる要件とされている。

また、子育て支援事業については、交付要綱等によれば、私立幼稚園等において、施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、保護者に対する教育相談事業等の取組（以下「子育て支援の取組」という。）の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して子育て支援の取組に係る補助を実施していることが、教育改革補助金の補助対象となる要件とされている。

そして、平成27年度から待機児童の解消等の子育てをめぐる課題の解決を目指すことを目的とした子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が実施されたことに伴い、新制度へ移行するなどした私立幼稚園等（以下「新制度園」という。）は、預かり保育については原則として内閣府等が所管する一時預かり事業（幼稚園型）を、子育て支援の取組については原則として内閣府等が所管する地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）から受託するなどして実施することとなっている。一方、市町村が一時預かり事業（幼稚園型）や拠点事業を実施しない場合等、上記の事業への円滑な移行が困難な新制度園については、経過措置として、預かり保育推進事業及び子育て支援事業のいずれか又は両方に係る教育改革補助金の補助対象とすることができることとなっている。

そのため、補助対象となる新制度園は、新制度が始まる前年度である26年度の預かり保育推進事業及び子育て支援事業のいずれか又は両方に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がある私立の幼稚園又はこれらの私立の幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園とされている。

さらに、交付要綱等によれば、内閣府等所管の子ども・子育て支援交付金が充てられる拠点事業を市町村から受託するなどしている私立幼稚園等は、子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象とならないとされている。

教育改革補助金の交付額は、交付要綱等によれば、預かり保育推進事業、子育て支援事業等の各事業ごとに都道府県が私立幼稚園等に対する補助に要した経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1の額を限度として、各事業の国庫補助単価に都道府県が教育改革補助金の補助対象とした私立幼稚園等の数を乗ずるなどして算定した額とするとされている。

本院が、12道県において会計実地検査を行ったところ、3道県において、預かり保育推進事業に係る教育改革補助金の補助対象に、26年度の預かり保育推進事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園を含めていたり、子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象に、26年度の子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園や、拠点事業を市町村から受託するなどしていて補助の対象とならない私立幼稚園等を含めていたりなどしたため、国庫補助金計12,647,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3道県において、教育改革補助金の補助対象となる私立幼稚園等の範囲についての理解及び補助対象経費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

北海道は、補助対象経費を平成27年度665,896,240円、28年度606,198,658円、29年度678,773,528円、30年度614,858,068円、計2,565,726,494円とする実績報告書を各年度に提出し、27年度332,706,000円、28年度302,778,000円、29年度339,383,000円、30年度307,426,000円、計1,282,293,000円の教育改革補助金の交付を受けていた。

しかし、道は、子育て支援事業に係る補助対象経費を算定するに当たり、子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象とした私立幼稚園等（27年度391校、28年度391校、29年度380校、30年度377校、計1,539校）の中に、26年度の子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園（28年度5校、30年度11校、計16校）や、拠点事業を市町村から受託するなどしていて補助の対象とならない私立幼稚園等（27年度4校、28年度5校、29年度3校、30年度2校、計14校）を含めるなどしたため、子育て支援事業等に係る補助対象経費が27年度4,275,767円、28年度5,777,878円、29年度

2,242,080 円、30 年度 7,632,560 円、計 19,928,285 円過大に計上されていた。

したがって、補助の対象とならない私立幼稚園等を除くなどして各年度の適正な補助対象経費を算定すると、計 2,545,798,209 円となり、これに対する教育改革補助金の交付額を算定すると、計 1,272,786,000 円となることから、前記教育改革補助金の交付額 1,282,293,000 円との差額 9,507,000 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(30)	**北海道**	**北海道**	**私立高等学校等経常費助成費補助(教育改革推進特別経費)**	27～30	2,565,726	1,282,293	19,928	9,507	26年度の子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園や、拠点事業を市町村から受託するなどして補助の対象とならない私立幼稚園等を含めていたもの など
(31)	**愛知県**	**愛知県**	**同**	29	1,087,070	543,535	2,280	1,140	26年度の預かり保育推進事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園を含めていたもの など
(32)	**広島県**	**広島県**	**同**	29	648,296	294,140	4,000	2,000	26年度の子育て支援事業に係る教育改革補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園を含めていたもの
(30)－(32)の計					4,301,092	2,119,968	26,208	12,647	

(5) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

3 件　不当と認める国庫補助金　20,349,000 円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。)は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和 33 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設

の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。）等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合（以下「算定割合」という。）を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額（以下「交付対象工事費」という。）に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積（以下「配分基礎面積」という。）を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

交付要綱によれば、交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるもの（危険建物）の改築事業（以下「危険改築事業」という。）、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるもの（不適格建物）の改築事業（以下「不適格改築事業」という。）、小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業（以下「大規模改造（質的整備）事業」という。）等とされている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業について、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」（平成27年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）等（以下「27年通知等」という。）によると、改築事業等に併せて施設の解体及び撤去事業を実施する場合には、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定した施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算することとなっている。そして、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。

交付対象事業のうち、大規模改造（質的整備）事業について、27年通知等によると、自動ドア、スロープ等の障害児等対策施設整備工事の配分基礎額は、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定することとなっており、交付申請時に算定した配分基礎額については、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。また、27年通知等によると、トイレ改修工事の配分基礎額は、改修工事を実施する部分の床面積に基づき算定した配分基礎面積にトイレ改修工事に係る単価を乗じて算定することとなっていて、配分基礎面積は、同大臣から内定を受けた施設整備計画における事業全体面積のうちの交付対象面積とすることなどとなっている。そして、「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の様式について」（平成27年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知）等によれば、事業全体面積から交付対象面積を差し引いた残りの面積を交付対象外面積とすることとされており、工事費についても、面積の考え方と同様の取扱いをすることなどとされている。したがって、トイレ改修工事を実施する場合、配分基礎面積を超える面積分の工事費については、交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外して交付対象工事費を算定する必要がある。

本院が、13府県及び113市町村の計126地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、3府県の3市において、施設の解体及び撤去費等を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定したり、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定したりしていたため、配分基礎額又は交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計20,349,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、3府県において3市から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

茨城県常陸大宮市は、平成27、28両年度に、美和小学校の不適格改築事業等3事業を実施して、交付金計266,703,000円の交付を受けていた。

同市は、同小学校の不適格改築事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去事業を併せて実施することから、交付申請時に、業者から提出された見積金額に基づき算定した施設の解体及び撤去費42,660,000円を配分基礎額に加算しており、実績報告時も同様としていた。

しかし、配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に、契約後の金額により再計算する必要があった。

そこで、前記の施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算すると38,865,000円となる。

したがって、配分基礎額に加算する施設の解体及び撤去費を38,865,000円に修正するとともに他の2事業において見受けられた同様の誤りを修正して交付金の交付額を算定すると計258,657,000円となることから、交付金計8,046,000円が過大に交付されていた。

＜**事例2**＞

佐賀県鳥栖市は、平成28年度に、田代中学校の大規模改造(質的整備)事業等3事業を実施して、交付金68,238,000円の交付を受けていた。

同市は、同中学校の大規模改造(質的整備)事業の実施に当たり、実績報告時に、事業全体面積189㎡分に係るトイレ改修工事に要した経費38,286,000円を交付対象工事費に計上していた。

しかし、施設整備計画における交付対象面積とされている配分基礎面積51㎡を超える面積138㎡分の工事費については、交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外して交付対象工事費を算定する必要があった。

したがって、当該交付対象外工事費を除外して配分基礎面積51㎡に基づく適正な交付対象工事費10,331,000円により交付金の交付額を算定すると58,826,000円となることから、交付金9,412,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
					千円	千円	
(33)	茨城県	常陸大宮市	危険改築事業、不適格改築事業	27、28	266,703	8,046	施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
(34)	京都府	八幡市	大規模改造(質的整備)事業	28、29	39,687	2,891	障害児等対策施設整備工事に要した経費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
(35)	佐賀県	鳥栖市	同	28	68,238	9,412	配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定していたもの
(33)－(35)の計					374,628	20,349	

（6）　国宝重要文化財等保存整備費補助金により整備した木造建築物の設計が適切でなかったもの　　1件　不当と認める国庫補助金　5,538,000円

国宝重要文化財等保存整備費補助金（重要伝統的建造物群保存地区保存事業）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨にのっとり、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的として、重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村に対して、文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年文化庁長官裁定。以下「交付要綱」という。）等に基づき、事業に要する経費の一部を国が補助するものである。

交付要綱等において、補助事業の補助対象経費は、伝統的建造物（文化財である伝統的建造物群を構成している建築物等をいう。）の修理や伝統的建造物以外の建築物の修景(注1)に係る工事経費等となっている。

本院が、9府県、14府県の44市町村、17法人等において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(36) 新潟県佐渡市	A（事業主体）	重要伝統的建造物群保存地区保存		28	8,520	5,538	8,520	5,538	木造建築物の設計が適切でなかったもの

（注）　事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

この補助事業は、佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区に建築物を所有するAが、平成28年度に、同地区内において、柱、土台、筋交いなどの部材で骨組みを構成する木造軸組工法により、木造2階建ての納屋1棟（以下「木造建築物」という。）を新築する修景事業を行ったものである。

佐渡市は、Aによる修景事業に先立ち、同市が木造建築物の設計監理業務を設計コンサルタントに委託して当該業務の成果品として受領した設計図書等をAに交付し、これらを用いて修景事業を行うことを求めていた。そして、Aは、当該設計図書等に基づき木造建築物を施工していた。

木造建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、地震や風により生ずる水平力に抵抗するために、柱と柱との間に筋交いなどを設置した耐力壁を張り間方向(注2)及び桁行方向(注2)に配置し、設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さをそれぞれ上回るなど設計計算上安全な構造のものでなければならないこととなっている。そして、耐力壁を構成する柱については、水平力により生ずる引抜力に抵抗するために、同法等に基づく告示「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年建設省告示第1460号）等に基づき、同告示に定める表又は設計計算により、耐力壁の種類、柱の位置等に応じて、必要な引抜耐力を有する金物等を選定し、土台等と接合することとなっている（参考図参照）。

しかし、同市は、設計図書等において、耐力壁の種類、位置等についての記載が全くなく、木造建築物の設計計算上の耐力壁の長さが水平力に対して必要な長さを上回っているかを確認するための計算が全く行われていなかったにもかかわらず、これを確認していなかった。そこで、木造建築物に設けられた壁が設計計算上耐力壁と認められるものとなっているか確認したところ、筋交いを設けた壁が張り間方向に3か所、桁行方向に4か所配置されていたものの、壁を構成する柱と土台等が必要な引抜耐力を有する金物で接合されていないなどしていた。そして、土台等との接合方法が適切でない柱で構成された壁は設計計算上耐力壁とは認められないことから、有効な設計計算上の耐力壁の長さを算出したところ、張り間方向で2.22m、桁行方向で4.66mとなり、水平力に対して必要な長さ11.45m及び8.19mを大幅に下回っていた。

したがって、木造建築物は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額 5,538,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において委託した設計監理業務の成果品に誤りがあったのにこれに対する検査が十分でなかったこと、新潟県において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注１） 修景　　新築等される建築物等の外観が歴史的風致と調和するように整備すること

（注２） 張り間方向・桁行方向　　一般的に建物の短辺方向を張り間方向といい、長辺方向を桁行方向という。

（参　考　図）

耐力壁の概念図

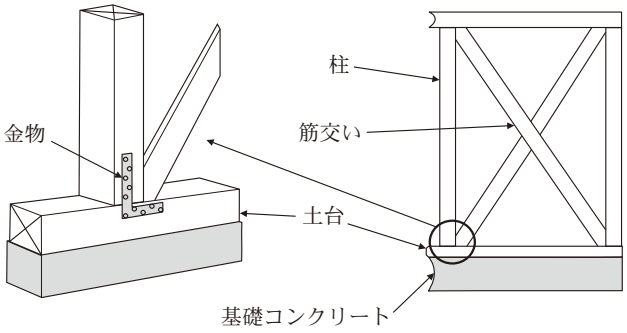

（７） 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

5 件　不当と認める国庫補助金　65,543,237 円

義務教育費国庫負担金（以下「負担金」という。）は、義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市（平成 28 年度以前は都道府県。以下「都道府県等」という。）に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程（以下、これらを合わせて「小中学校」という。）並びに特別支援学校の小学部及び中学部）に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」（平成 16 年政令第 157 号。28 年度以前は「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」。以下「限度政令」という。）に基づいて都道府県等ごとに算定した額（以下「算定総額」という。）とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学部」という。）の教職員に係る基礎給料月額等に同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の 5 月 1 日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和 33 年法律第 116 号。以下「標準法」という。）等

に基づき、標準学級数(注1)等を基礎として教職員の定数を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務制率(注2)を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

（注1）　標準学級数　　標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

（注2）　義務制率　　「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、14府県及び5政令指定都市において会計実地検査を行ったところ、5府県において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計65,543,237円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5府県において、算定基礎定数及び義務制率の算定方法についての理解並びに算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア　算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

算定基礎定数の算定に必要な小中学校の標準学級数については、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下である場合若しくは児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下である場合(いずれも第1学年を含む場合を除く。)、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数については、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(以下「障害」という。)を二つ以上併せ有しているか否かにより、当該児童生徒を単一障害学級(注3)又は重複障害学級(注4)の対象児童生徒として整理した上で、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。

4府県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から③までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

①　小中学校の標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であったり、児童の在籍しない学年の前後の学年の児童数がいずれも8人以下(いずれも第1学年を含む場合を除く。)であったり、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下であったりしているのに当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制していた事態　2県

②　特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を二つ以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、二つ以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態　1県

③　特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する二つ以上の学年の児童数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制するなどしていた事態　1府

（注3）　単一障害学級　　障害を二つ以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

（注4）　重複障害学級　　障害を二つ以上併せ有する児童生徒で編制する学級

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例（②の事態）＞

秋田県は、平成24年度において、教職員の算定基礎定数を小中学校6,322人、特別支援学校の小中学部617人とし、これらに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に15,169,665,000円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数を218学級とすべきところ、児童生徒が障害を二つ以上併せ有しているか否かの判断を誤り、児童生徒が障害を二つ以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、二つ以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていたため、220学級と算定していた。

したがって、適正な標準学級数により適正な算定基礎定数を算定すると特別支援学校の小中学部は603人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると15,141,970,639円となることから、27,694,361円が過大に交付されていた。

また、27、28両年度においても同様の事態が見受けられた。

イ　実支出額の算定が過大となっていたもの

1県において、特別支援学校の小中学部の実支出額の算定に当たり、「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除すべきところ、「小中学部の実学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除していたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者（事業主体）	年度	算定総額又は実支出額	左に対する負担金交付額	不当と認める算定総額又は実支出額	不当と認める負担金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(37)	秋田県	秋田県	24、27、28	132,857,845	44,285,878	113,738	37,912	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの（ア②の事態）
(38)	茨城県	茨城県	29	116,965,811	38,988,603	13,118	4,372	同（ア①の事態）
(39)	千葉県	千葉県	29	170,435,501	56,811,833	43,515	14,505	同（ア①の事態）
(40)	京都府	京都府	29	46,525,079	15,508,359	5,869	1,956	同（ア③の事態）
(41)	徳島県	徳島県	29	34,709,462	11,569,116	20,388	6,796	実支出額の算定が過大となっていたもの（イの事態）
(37)－(41)の計				501,493,700	167,163,793	196,629	65,543	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる1日平均実績時間及び1日平均実績担当者数の具体的な算出方法並びに補助対象園児の範囲を都道府県に対して具体的に示して周知徹底を図るとともに、都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることにより、補助事業が適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)文部科学本省　(項)私立学校振興費
部局等	文部科学本省、12道県
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)

補助事業の概要	私立の幼稚園等が実施する預かり保育に係る経常的経費を補助する都道府県に対して、その一部を国が補助するもの
補助事業者（事業主体）	12道県
上記の補助事業者に交付した国庫補助金交付額	45億5507万余円（平成27年度～29年度）
預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めるなどして1日平均実績時間を算出することにしていた補助事業者数及びこれに係る国庫補助金相当額(1)	7道県　4億1988万円（平成27年度～29年度）
預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた補助事業者数及びこれに係る国庫補助金相当額(2)	3県　9億2846万円（平成27年度～29年度）
補助対象園児から保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていた補助事業者数及びこれに係る国庫補助金相当額(3)	5道県　2億7436万円（平成27年度～29年度）
(1)から(3)までの純計	11道県　15億5987万円（背景金額）

1　制度等の概要

(1)　預かり保育推進事業の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費）交付要綱（平成11年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）等によれば、同補助金の補助の対象となる事業には、預か

り保育推進事業(以下、当該事業に係る同補助金を「預かり保育補助金」という。)等がある。

預かり保育推進事業については、交付要綱等によれば、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園(以下、これらを合わせて「私立幼稚園等」という。)において、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動(以下「預かり保育」という。)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、当該私立幼稚園等に対して預かり保育に係る補助を実施していることが、都道府県に対する預かり保育補助金の交付要件とされている。

また、交付要綱等によれば、預かり保育補助金の交付額は、都道府県が預かり保育に係る補助を実施した私立幼稚園等を対象として次のア及びイに基づくなどして算定することとされている。

ア　実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の1日当たりの保育を実施した時間(以下「保育実施時間」という。)や1日当たりの預かり保育担当者数等に基づいて設けられた区分ごとに、該当する私立幼稚園等の数を算出する。

イ　私立幼稚園等が年間計画等において、1日当たり2時間以上の預かり保育を開園日の半分以上で実施することにしていることなどを要件とする基礎単価に、加算単価を加えた額を国庫補助単価とし、上記の各区分に該当する私立幼稚園等の数を乗じて得た額とする。

そして、上記の加算単価については、通常の預かり保育及び長期休業日等預かり保育の別に①6月及び10月における保育実施時間を合計した時間数を当該預かり保育を実施した日数の合計で除した時間(以下「1日平均実績時間」という。)の時間数や、②6月及び10月(通常の預かり保育及び休業日)並びに夏季休業日(長期休業日)において実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した日の預かり保育担当者数を合計した数を当該預かり保育を実施した日の日数の合計で除した数(以下「1日平均実績担当者数」という。)の人数に基づき区分することとされており、表1及び表2のとおりとなっている。

表1　通常の預かり保育の加算単価の区分(平成29年度)

区分	1日平均実績時間が5時間未満の私立幼稚園等	1日平均実績時間が5時間以上6時間未満の私立幼稚園等	1日平均実績時間が6時間以上7時間未満の私立幼稚園等	1日平均実績時間が7時間以上の私立幼稚園等
1日平均実績担当者数が1人の私立幼稚園等		100,000円	200,000円	300,000円
1日平均実績担当者数が2人の私立幼稚園等	250,000円	450,000円	650,000円	800,000円
1日平均実績担当者数が3人以上の私立幼稚園等	500,000円	750,000円	1,050,000円	1,250,000円

注(1)　交付要綱等を基に作成している。

注(2)　平成27、28両年度も同じ区分であるが、補助単価が異なるものがある。

表２　長期休業日等預かり保育の加算単価の区分（平成 29 年度）

区分	長期休業日	休業日
１日平均実績担当者数が２人の私立幼稚園等	60,000 円	90,000 円
１日平均実績担当者数が３人以上の私立幼稚園等	120,000 円	180,000 円

注(1)　交付要綱等を基に作成している。

注(2)　平成 27、28 両年度も同じ区分であり、補助単価も同じである。

(2)　新制度園における預かり保育の概要

内閣府等は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）等に基づき、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）を実施している。それに伴い、内閣府等は、幼保連携型認定こども園、幼稚園等に対する財源支援を共通化した施設型給付等を創設し、施設型給付等に要する費用の一部を国の負担金（以下「給付費国庫負担金」という。）として市町村（特別区、一部事務組合を含む。以下同じ。）に交付している。

新制度においては、支援法に基づき、市町村が、新制度へ移行するなどした私立幼稚園等（以下「新制度園」という。）に在籍する園児を、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認定をした園児（以下「保育認定園児」という。）とそれ以外の園児（以下「保育認定外園児」という。）とに区分することとされている。そして、保育認定園児は、保育認定外園児を対象に預かり保育が実施されている時間についても、給付費国庫負担金等の交付の対象となっている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、預かり保育の実施状況に照らして、預かり保育補助金の交付額の算定の基礎となる１日平均実績時間や１日平均実績担当者数の算出方法及びこれらに係る園児（以下「補助対象園児」という。）の範囲は適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、12 道県(注１)に対して、27 年度から 29 年度までの間に交付された預かり保育補助金計 45 億 5507 万余円（27 年度 15 億 1335 万余円、28 年度 15 億 1048 万余円、29 年度 15 億 3122 万余円）を対象として、文部科学本省及び 12 道県において、預かり保育補助金の実績報告書、私立幼稚園等の保育日誌等の関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注１）　12 道県　　北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、静岡、愛知、兵庫、広島、福岡各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた（(1)から(3)までの事態には重複しているものがある。）。

(1)　預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めるなどして１日平均実績時間を算出することにしていた事態

７道県(注２)は、27 年度から 29 年度までの間に、１日平均実績時間の区分に応じて算出された加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった私立幼稚園等（国庫補助金相当額

計4億1988万余円)について、道県における私立幼稚園等に対する補助金の算定方法によるなどして、預かり保育の準備時間等であって、預かり保育の対象となる園児が当該時間に私立幼稚園等におらず預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めるなどして1日平均実績時間を算出することにしていた。そして、これにより、一部の私立幼稚園等については、実際に園児を受け入れた時間で1日平均実績時間を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注2) 7道県　北海道、山形、千葉、新潟、静岡、広島、福岡各県

(2) 預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた事態

3県(注3)は、27年度から29年度までの間に、1日平均実績担当者数の区分に応じて算出された加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった私立幼稚園等(国庫補助金相当額計9億2846万余円)について、1日の預かり保育の時間内で複数の預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、県における私立幼稚園等に対する補助金の算定方法によるなどして、各預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮せずに従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていた。そして、これにより、一部の私立幼稚園等については、各預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮して1日平均実績担当者数を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注3) 3県　茨城、愛知、広島各県

(3) 補助対象園児から保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていた事態

前記のとおり、保育認定園児は、保育認定外園児を対象に預かり保育が実施されている時間についても給付費国庫負担金等の交付の対象となっている。しかし、5道県(注4)は、27年度から29年度までの間に、加算単価による預かり保育補助金の補助対象となった保育認定園児が在籍する新制度園(国庫補助金相当額計2億7436万円)について、道県における私立幼稚園等に対する補助金の算定方法によるなどして、補助対象園児から、預かり保育が実施されている時間についても給付費国庫負担金等の交付の対象とされている保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていた。そして、これにより、一部の新制度園においては、保育認定園児を除いて1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出するよりも加算単価の区分が大きくなる事態が見受けられた。

(注4) 5道県　北海道、栃木、兵庫、広島、福岡各県

このように、預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めるなどして1日平均実績時間を算出することにしていたり、預かり保育担当者が短時間で逐次交代するなどしていたのに、従事者全員の人数を計上した延べ人数により1日平均実績担当者数を算出することにしていたり、保育認定園児は、保育認定外園児を対象に預かり保育を実施している時間についても給付費国庫負担金等の交付の対象となっているのに、補助対象園児から保育認定園児を除かずに1日平均実績時間や1日平均実績担当者数を算出することにしていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、１日平均実績時間及び１日平均実績担当者数の算出方法を具体的に示していなかったこと、補助対象園児の範囲についての検討が十分ではなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、令和元年12月及び２年８月に都道府県に対して通知等を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア　１日平均実績時間の算出において預かり保育の準備時間等の預かり保育を実施していない時間を保育実施時間に含めないこと、１日平均実績担当者数の算出において預かり保育担当者の従事時間の長短を考慮した算出方法にすること及び補助対象園児から保育認定園児を除くことを具体的に示して周知徹底を図り、２年度以降の補助事業から適用することとした。

イ　都道府県に当該算出方法等に基づき交付額を算定したことなどを確認するためのチェックリストを作成させ、これを実績報告書とともに提出させることとした。

第8　厚生労働省

不当事項

保険料（42）（43）

（42）　労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計（徴収勘定）（款）保険収入　（項）保険料収入
部局等	8労働局
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数　206事業主
	徴収過大があった事業主数　61事業主
徴収過不足額	徴収不足額　159,580,122円（平成29年度～令和元年度）
	徴収過大額　34,007,745円（平成29年度～令和元年度）

1　保険料の概要

(1)　労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2)　保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア　事業主は、毎年度の6月1日から40日以内に、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率(注)を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ　事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ　労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

さらに、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の令和元年度の収納済額は2兆5263億余円に上っている。

（注）　保険料率　　労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

①　労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、平成29年度から令和元年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88となっている。

②　雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、平成29年度から令和元年度までは1000分の9（ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業は1000分の12）となっている。

2　検査の結果

⑴　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち8労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる379事業主を選定して、平成29年度から令和元年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の8労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

⑵　検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記379事業主のうち、8労働局管内の206事業主について徴収額が159,580,122円不足していたり、8労働局管内の61事業主について徴収額が34,007,745円過大になっていたりしていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったり、計算誤りをしたりしていて、賃金総額等の記載が事実と相違していたのに、上記の8労働局において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

埼玉労働局は、労働者派遣業を営む事業主Aから、平成29年度の労働保険の保険料につい

て、雇用保険の被保険者101人に対して支払った賃金総額は141,775千円、その雇用保険分の保険料は1,275,975円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者242人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金435,536千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料3,919,824円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
			千円
埼玉	44	25 7	42,116 △ 4,179
東京	79	50 17	48,793 △ 9,293
神奈川	48	29 7	11,758 △ 7,000
愛知	48	21 7	8,869 △ 8,610
大阪	50	29 7	29,622 △ 1,740
兵庫	37	22 3	3,668 △ 369
岡山	26	11 5	3,646 △ 1,946
福岡	47	19 8	11,104 △ 868
計	379	206 61	159,580 △ 34,007

(43) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管	
	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入 (項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入 (項)保険料収入
部局等	厚生労働本省	
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構	
保険料納付義務者	654事業主	
徴収不足額	健康保険保険料	299,800,698円(平成29年度～令和元年度)
	厚生年金保険保険料	457,018,884円(平成29年度～令和元年度)
	計	756,819,582円

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届

② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届

③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届

④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届

⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料の令和元年度の収納済額は、健康保険保険料10兆5253億余円、厚生年金保険保険料32兆6196億余円、計43兆1449億余円に上っている。

（注１）　標準報酬月額　　健康保険では第１級 58,000 円から第 50 級 1,390,000 円まで、厚生年金保険では第１級 88,000 円から第 31 級 620,000 円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

（注２）　標準賞与額　　各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では１か年度の支給累計額で 573 万円、厚生年金保険では１回の支給につき 150 万円がそれぞれ上限とされている。

2　検査の結果

⑴　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、12 地域部の管轄区域内に所在する 154 年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの 1,565 事業主を選定するなどして、平成 29 年度から令和元年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の 154 年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

⑵　検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記 1,565 事業主のうち、12 地域部の管轄区域内に所在する 133 年金事務所が管轄する 654 事業主について、徴収額が 756,819,582 円（健康保険保険料 299,800,698 円、厚生年金保険保険料 457,018,884 円）不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の 133 年金事務所においてこれについての指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

A 会社は、小売業の業務に従事する従業員 499 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 303 人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 303 人について調査したところ、同会社はこのうち 43 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 10,577,316 円、厚生年金保険保険料 19,201,458 円、計 29,778,774 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計
				千円	千円	千円
東北第二	青森　等8	139	55	15,536	24,055	39,592
北関東・信越第一	宇都宮東　等5	55	23	4,371	6,406	10,778
北関東・信越第二	長野南　等6	71	18	7,703	12,365	20,069
南関東第一	千代田　等22	134	62	40,000	77,873	117,874
南関東第二	千葉　等18	233	96	68,451	97,491	165,942
中部第一	中村　等8	50	18	10,369	16,897	27,267
近畿第一	福島　等19	146	48	16,450	23,520	39,971
近畿第二	三宮　等7	66	27	16,078	24,317	40,396
中国	広島東　等5	61	31	8,923	11,684	20,607
四国	徳島南　等9	145	52	10,216	14,620	24,836
九州第一	博多　等14	194	130	72,192	102,384	174,577
九州第二	鹿児島南　等12	169	94	29,504	45,401	74,905
計	133か所	1,463	654	299,800	457,018	756,819

保険給付（44）－（48）

（44）　労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計（労災勘定）　（項）保険給付費 （項）社会復帰促進等事業費
部局等	厚生労働本省（支給庁） 2労働基準監督署（支給決定庁）
休業補償給付等の概要	業務上の負傷又は疾病による療養などのため労働することができない労働者に対して賃金を受けていない日数について支給するもの
支給の相手方	2人
休業補償給付等の支給額	10,103,200円（平成28年度～30年度）
不当と認める支給額	7,318,400円（平成28年度～30年度）

1　保険給付の概要

(1)　休業補償給付等

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）に基づき、業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した労働者に対して療養補償給付、休業補償給付、休業給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業として休業特別支給金の支給等を行うものである。

このうち、休業補償給付は業務上の負傷又は疾病による療養のため、また、休業給付は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため、それぞれ労働することができない労働者（以

下「被災労働者」という。）に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額(注1)の100分の60に相当する額とすることとなっている。

また、労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特別支給金規則」という。）によれば、休業特別支給金は、被災労働者に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額の100分の20に相当する額とすることとされている（以下、休業補償給付及び休業特別支給金を合わせて「休業補償給付等」という。）。

(2)　特別加入者に対する休業補償給付等

労災保険は、本来、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対して保険給付を行う制度であるが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況等からみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる者が存在するとされている。

このため、労災保険法に基づき、一定数以下の労働者を使用する事業の事業主(注2)（以下「中小事業主」という。）等が申請を行い、政府の承認があったときは、これらの者が労災保険に特別加入することが認められている（以下、労災保険に特別加入した者を「特別加入者」という。）。

「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」（昭和40年基発第1454号）によれば、特別加入者に対する休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性(注3)が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることがその支給事由となることとされている。

そして、全部労働不能とは、入院中、通院加療中等であって、特別加入の申請に係る事業について、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいうとされているが、特別加入者が全部労働不能であるか否かの判断に当たっては、現に業務遂行性の認められる作業を行っているかなどの事実も考慮する取扱いとなっている。

また、特別支給金規則によれば、休業特別支給金の支給に当たっては、中小事業主等は、特別加入の申請に係る事業に使用される労働者とみなすこととされている。

(3)　休業補償給付等の支給

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者（業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した特別加入者を含む。以下同じ。）は、休業補償給付等に係る請求書（以下「請求書」という。）に所定事項を記載し、事業主及び診療担当者の証明を受けて、労働基準監督署長に提出することとなっている。

そして、請求書の提出を受けた労働基準監督署長は、請求書に記載されている被災労働者の負傷又は発病の年月日、災害の原因及びその発生状況、休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病の経過、これらについての事業主又は診療担当者による証明の内容等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が休業補償給付等の支給を行うこととなっている。

（注1）　給付基礎日額　　原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額。ただし、特別加入者である中小事業主については、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額

（注２）　一定数以下の労働者を使用する事業の事業主　　常時300人以下（ただし金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人以下）の労働者を使用する事業主

（注３）　業務遂行性　　一般に、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることをいうが、「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」（昭和40年基発第1591号）によれば、中小事業主等については、特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合等に、業務遂行性が認められるとされている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、被災労働者に対する休業補償給付等の支給決定が適正に行われているかなどに着眼して、全国47都道府県労働局（以下、都道府県労働局を「労働局」という。）の321労働基準監督署（以下、労働基準監督署を「監督署」という。）のうち、10労働局管内の22監督署において、請求書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に監督署に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2)　検査の結果

検査の結果、埼玉労働局管内の２監督署（注４）管内において平成28年度から30年度までの間に休業補償給付等の支給を受けた特別加入者である２中小事業主は、休業補償給付等の支給を受けていた期間内に、特別加入の申請に係る事業のために業務又は作業を行うなどしていたことから、当該業務又は作業を行うなどしていた日については、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であったとは認められず、これら２中小事業主に対する休業補償給付等の支給額計10,103,200円のうち計7,318,400円は支給が適正でなく、不当と認められる。

（注４）　２監督署　　熊谷、川越両監督署

このような事態が生じていたのは、特別加入者である中小事業主が制度を十分に理解していなかったことなどにもよるが、上記の２監督署において、特別加入者である中小事業主から提出を受けた請求書の内容の審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

埼玉労働局管内の川越監督署は、特別加入者である中小事業主Ａ（特別加入の申請に係る事業は水道設備・管工事）から、平成29年１月に水道メーター交換作業中に腰、肩、膝等を負傷したとする請求書の提出を受けて、全18回にわたり、29年１月から30年７月までの間の休業日数計555日間（休業補償給付等の支給日数計552日間）に係る休業補償給付等の額計9,715,200円（休業補償給付分7,286,400円、休業特別支給金分2,428,800円）の支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省は、中小事業主Ａに対して同額の休業補償給付等を支給していた。

しかし、中小事業主Ａは、休業補償給付等の支給を受けていた552日間のうち、29年１月から同年５月までの間における計７日間について、水道管交換工事、顧客への工事内容の説明

等を行っていたり、また、同年6月20日以降の計407日間について、継続して水道メーター交換工事に従事していたりしていたことから、これらの計414日間は全部労働不能であったとは認められない状況となっていた。

したがって、中小事業主Aが休業補償給付等の支給を受けていた552日間から、上記の全部労働不能と認められない414日間を控除して適正な休業補償給付等の額を算定すると2,428,800円となり、前記の休業補償給付等の支給額9,715,200円との差額7,286,400円は支給が適正でなかったと認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

(45) 雇用保険のキャリア形成促進助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 2労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	2事業主
キャリア形成促進助成金の支給額の合計	6,387,100円(平成27年度～30年度)
不当と認める支給額	1,892,200円(平成27年度～30年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリア形成促進助成金

キャリア形成促進助成金(平成29年4月以降は人材開発支援助成金(注)。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(以下「訓練等」という。)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、訓練等に要した経費、訓練期間中の賃金の一部等を国が助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般型訓練コース、重点訓練コース、雇用型訓練コース等があり、これらの取組のうち、一般型訓練コースには一般企業型訓練(27年度以前は一般型訓練)等の2種類の訓練等が、重点訓練コースには若年人材育成訓練(27年度以前は政策課題対応型訓練の若年人材育成コース)等の5種類の訓練等が、雇用型訓練コースには認定実習併用職業訓練等の3種類の訓練等がある。

(2) 助成金の支給

助成金の支給要件は、事業主が、訓練等に要した経費を全て負担していること、訓練等に要した経費の負担の状況を明らかにする書類を整備していることなどとなっている。また、助成対象労働者が通常の業務を離れて行う訓練等(以下「OFF－JT」という。)や労働者に仕事をさせながら行う訓練等(以下「OJT」という。)を受講した時間に係る賃金に対する助成については、所定労働時間内に実施された訓練等の時間のみを助成対象とすることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練等を開始する1か月前までに、訓練実施計画届、OFF－JTの実施内容等を確認するための書類等を都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。そして、訓練等終了日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書にOFF－JT実施状況報告書、OJT実施状況報告書、所定労働日及び所定労働時間が分かる書類、事業主が訓練等に要した経費を全て負担していることを確認するための領収書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練受講者に対する訓練等の実施状況や訓練等に要した経費の負担状況等を関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

（注）　平成28年度までに訓練実施計画届が提出された場合は、29年度以降に支給される場合であっても、キャリア形成促進助成金として支給されることになっている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、27年度から令和元年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から46事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国47労働局のうち、9労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2)　検査の結果

検査の結果、2労働局管内において平成27年度から30年度までに助成金の支給を受けた2事業主は、一般企業型訓練及び若年人材育成訓練において、訓練等に要した経費の支払の実績を偽ったり、認定実習併用職業訓練において、所定労働時間内に実施されておらず助成対象とならない訓練等の実施を助成対象に含めたりなどして助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する助成金の支給額計6,387,100円のうち計1,892,200円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の2労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

広島労働局は、事業主Aから、平成27年1月、28年3月及び同年8月に助成金に係る訓練

実施計画届等の提出を受けていた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って27年3月から28年11月までの間に一般企業型訓練及び若年人材育成訓練を実施して、訓練実施機関に訓練等に要した経費を支払ったとして、27年5月、28年8月及び29年1月に、支給申請書及び訓練等に要した経費の領収書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、助成金計1,287,400円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは、訓練等に要した経費を訓練実施機関に支払った事実がないにもかかわらず、訓練等に要した経費を負担したこととするために、かねて取引等の関係がある訓練実施機関に虚偽の領収書等を発行させて、これらの書類を支給申請書に添付するなどして同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金1,287,400円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			千円	千円
岡山	5	1	5,099	604
広島	8	1	1,287	1,287
計	13	2	6,387	1,892

(46) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース助成金)の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 4労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	5事業主
特定就職困難者コース助成金の支給額の合計	11,000,000円(平成27年度～令和元年度)
不当と認める支給額	9,600,000円(平成27年度～令和元年度)

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、65歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成29年3月31日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。以下「就職困難者コース助成金」という。)、生涯現役コース奨励金(同高年齢者雇用開発特別奨励金)等がある。

(2)　就職困難者コース助成金の支給

就職困難者コース助成金の支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者等は、支給対象とならないこととなっている。

そして、支給額は原則として表に記載のとおりとなっている。

表　就職困難者コース助成金の支給額

区分		企業規模	第1期支給額	第2期支給額	第3期支給額	第4期支給額	第5期支給額	第6期支給額	支給総額	支給回数
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円					90万円	2回
			30万円	30万円					60万円	2回
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円	45万円				135万円	3回
			30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4回
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業事業主	60万円	60万円	60万円	60万円			240万円	4回
			40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2回
			20万円	20万円					40万円	2回
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円				90万円	3回
			20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回

注(1)　雇入れに係る日(賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日等)から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2)　中小企業事業主における各期支給額欄の上段は平成21年2月から27年4月までにおける額、下段は27年5月以降における額となっている。

就職困難者コース助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、就職困難者コース助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する就職困難者コース助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、9労働局において会計実地検査を行い、26年度から令和元年度までの間に就職困難者コース助成金の支給を受けた事業主から80事業主を選定して、就職困難者コース助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2)　検査の結果

検査の結果、4労働局管内において平成27年度から令和元年度までの間に就職困難者コース助成金の支給を受けた5事業主は、既に雇入れが決定している者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととしたり、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めたりするなどして、就職困難者コース助成金の支給を申請していた。したがって、これら5事業主に対する就職困難者コース助成金の支給額計11,000,000円のうち計9,600,000円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の4労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

埼玉労働局は、事業主Aから、就職困難者Bを平成27年10月に大宮公共職業安定所の紹介を受けて同月に雇い入れたとする支給申請書等の提出を受けて、これらに基づき、就職困難者Bを支給対象とする就職困難者コース助成金2,400,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者Bは同公共職業安定所の紹介を受ける以前から雇入れが決定しており、事業主Aは既に雇入れが決定している就職困難者Bに形式的に同公共職業安定所の紹介を受けさせていたことから、就職困難者Bは就職困難者コース助成金の支給対象とならず、就職困難者コース助成金2,400,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した就職困難者コース助成金	左のうち不当と認める就職困難者コース助成金
			千円	千円
北海道	2	1	2,400	2,400
栃木	6	1	2,400	2,400
埼玉	6	2	5,000	4,200
神奈川	23	1	1,200	600
計	37	5	11,000	9,600

(47) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 5労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	8事業主
キャリアアップ助成金の支給額の合計	27,453,140円(平成28年度～30年度)
不当と認める支給額	22,798,580円(平成28年度～30年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップ(注)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(同コースは、平成30年度に人材開発支援助成金に統合された。)、正社員化コース(27年度以前は正規雇用等転換コース)等がある。

(注) キャリアアップ　職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」という。)の内容等が記載された訓練計画届を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、事業主が、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払うことなどとなっている。また、正社員化コースの支給要件は、上記のキャリアアップ計画書に記載された計画

期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、転換後6か月以上の期間継続して雇用し、転換後6か月分の賃金を支給することなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、人材育成コースについては、訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に、出勤簿、賃金台帳、訓練に係る経費の領収書等の関係書類のほか、訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書を添えて、労働局に提出することとなっている。また、正社員化コースについては、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に雇用契約書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練受講者に対する訓練の実施状況、賃金の支払状況、正規雇用労働者への転換等の状況等を関係書類等に基づいて、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているかなどについて審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、助成金の支給を行うこととなっている。

また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けようとした事業主に対して不支給とすること、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受けた事業主に対して、支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消して返還の手続を行うことなどとなっている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、26年度から令和元年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から100事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国47労働局のうち、10労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2)　検査の結果

検査の結果、5労働局管内において平成28年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた8事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づく訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、訓練の実施状況を適切に管理していなかったため訓練受講者が不在である時間帯に訓練計画に基づく訓練を実施したとしていたり、正社員化コースにおいて、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換した日を偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら8事業主に対する助成金の支給額計27,453,140円のうち計22,798,580円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の5労働局において、これに対する審査が十分でないまま支給決定を行っていたことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

岡山労働局は、事業主Aから、平成27年6月に、同年7月13日から32年6月30日までを計画期間とする人材育成コースに係るキャリアアップ計画書及び訓練計画届の提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。そして、当該訓練計画に基づき27年7月から同年10月まで訓練を実施したとして、同年11月に、支給申請書及び実施状況報告書、訓練に係る経費の領収書等の添付書類の提出を受けて、これらの書類に基づき、助成金4,900,960円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは、訓練計画に基づく訓練を実施しておらず、また、訓練に係る経費を支払っていなかったのに、訓練計画に基づき訓練を実施したとする虚偽の内容の実施状況報告書、訓練に係る経費を支払ったとする虚偽の領収書等の関係書類を支給申請書に添付して同労働局に提出していたことから、事業主Aに対する助成金4,900,960円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			千円	千円
北海道	16	3	9,458	8,783
神奈川	12	1	1,140	1,140
京都	2	1	4,390	4,390
岡山	11	2	9,070	5,090
広島	13	1	3,393	3,393
計	54	8	27,453	22,798

(48)　厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定)　(項)保険給付費
部局等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	48人
老齢厚生年金の支給額の合計	62,566,687円(平成27年度～令和元年度)
不当と認める支給額	35,582,101円(平成27年度～令和元年度)

1　保険給付の概要

(1)　厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機

構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険（前掲 131 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照）において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア　老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間（以下「被保険者期間」という。）を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上（平成 29 年 7 月 31 日以前は 25 年以上）ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

イ　特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上（29 年 7 月 31 日以前は 25 年以上）ある者等が受給権者となっている。

ウ　特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額（以下「基本年金額」という。）等となっている。

エ　特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合(注1)等において、総報酬月額相当額(注2)と基本月額（基本年金額を 12 で除して得た額）との合計額が 280,000 円を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。

③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働省本省（以下「本省」という。）が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

（注 1） 老齢厚生年金の受給権者が、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 280,000 円を超えるときなどのほか、平成 27 年 10 月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号）の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員）である間において、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が 280,000 円を超えるときなどにも、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

（注 2） 総報酬月額相当額　　標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前 1 年間の標準賞与額（総額）を 12 で除して得た額との合算額

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、12地域部(注3)の管轄区域内に所在する99年金事務所が管轄する事業所等のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用するなどしている336事業所等について、27年度から令和元年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の99年金事務所において事業主等から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3)　地域部　　平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、ブロック本部が機構本部に統合され、機構本部に新たに設置された15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2)　検査の結果

検査したところ、7地域部の管轄区域内に所在する31年金事務所が管轄する40事業所等の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者48人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの48人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の48人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計62,566,687円)のうち計35,582,101円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していなかったり誠実でなかったりして、事業主等が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の31年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

受給権者Aは、平成27年12月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同月分から令和元年9月分まで、特別支給の老齢厚生年金を支給されていた。

しかし、AはB事業所に平成30年8月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、AがB事業所に常用的に使用された後の同年9月分から令和元年9月分までの基本年金額の一部計848,889円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額
		人	人	千円	千円
東北第二	青森等 3	175	4	3,293	3,179
南関東第一	港等 2	6	2	3,568	3,500
南関東第二	鶴見等 7	48	9	8,894	2,398
近畿第一	堀江等 4	24	5	5,168	1,993
近畿第二	尼崎等 2	17	3	1,410	814
四国	阿波半田等 3	107	3	10,830	4,773
九州第一	博多等 10	324	22	29,400	18,921
計	31か所	701	48	62,566	35,582

医　療　費 (49) (50)

(49)　医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費 (項)障害保健福祉費
部局等	厚生労働本省、5厚生(支)局(指導監督庁)、9都府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	全国健康保険協会、府1、県3、市68、町23、村2、国民健康保険組合2、後期高齢者医療広域連合20、計120実施主体
医療機関数	53医療機関
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目	入院基本料、リハビリテーション料、入院基本料等加算等
過大に支払われていた医療費の件数	20,277件(平成27年度～30年度)
過大に支払われていた医療費の額	368,347,031円(平成27年度～30年度)
不当と認める国の負担額	153,056,336円(平成27年度～30年度)

1　医療給付の概要

(1)　医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア　後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。）に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う医療

イ　医療保険制度の一環として、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等（以下「医療保険各法」という。）に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者（被扶養者を含む。以下同じ。）に対して行う医療

ウ　公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき被保護者等に対して行う医療

⑵　診療報酬

これらの医療給付においては、被保険者（⑴ウの被保護者等を含む。以下同じ。）が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村（以下「保険者等」という。）及び患者が、これらの費用を医療機関等に診療報酬等として支払う。

このうち、診療報酬の支払の手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

図　診療報酬の支払の手続

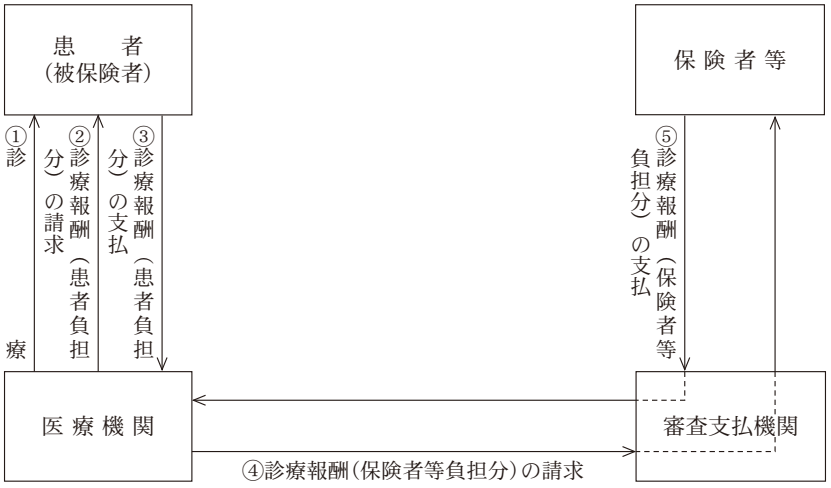

ア　診療を担当した医療機関は、診療報酬として医療に要する費用を、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。）等による所定の診療点数に単価（10円）を乗ずるなどして算定する。

イ　医療機関は、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬（以下「医療費」という。）については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ｱ)　医療機関は、診療報酬請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月１回送付する。

(ｲ)　審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ　請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払う。

(3)　国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア　高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ｱ)　高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(ｲ)　国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ｳ)　健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ　医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4％を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41％を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13％から47.3％までを、それぞれ負担している。

ウ　生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の４分の３又は２分の１を負担している。

2　検査の結果

(1)　検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度に40兆円を超え、その後も上昇傾向となっている。また、高齢化が急速に進展する中で、国民医療費に占める後期高齢者医療費の割合も上昇傾向となっている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2)　検査の対象及び方法

本院は、５厚生(支)局及び９都府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3)　検査の結果

検査の結果、9都府県に所在する53医療機関の請求に対して120実施主体において、27年度から30年度までの間における医療費が、20,277件で計368,347,031円過大に支払われており、これに対する国の負担額153,056,336円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目	実施主体（医療機関数）	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	69市町等 (31)	3,857	272,754	115,074
②リハビリテーション料	42市町村等 (15)	8,261	49,195	20,532
③入院基本料等加算等	45市町村等 (7)	8,159	46,396	17,449
計	120実施主体 (53)	20,277	368,347	153,056

注(1)　複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2)　計欄の実施主体数は、各診療報酬項目の間で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(3)　③入院基本料等加算等には、入院基本料等加算のほかに、医学管理料、初診料・再診料及び在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　実施主体及び審査支払機関において、医療機関から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ　地方厚生(支)局等及び都府県において、医療機関に対する指導が十分でなかったこと

(4)　過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア　入院基本料

算定基準等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、8都府県に所在する31医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが3,857件あった。その態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記3,857件の請求に対して、69市町等において医療費が計272,754,540円過大に支払われており、これに対する国の負担額115,074,529円は負担の必要がなかったものである。

イ　リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、運動器リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料及び廃用症候群リハビリテーション料については、

厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等からそれぞれ150日、180日又は120日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。

ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、150日を超えて算定することができるなどとされている。

また、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があって150日を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することなどとされている。

検査したところ、5府県に所在する15医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが8,261件あった。その態様は、150日を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で運動器リハビリテーション料を算定するなどしていたものである。

このため、上記8,261件の請求に対して、42市町村等において医療費が計49,195,724円過大に支払われており、これに対する国の負担額20,532,242円は負担の必要がなかったものである。

ウ　入院基本料等加算等

算定基準等によれば、入院基本料等加算のうち、療養病棟療養環境加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関について、1日につき所定の点数を算定することとされている。ただし、当該医療機関における医師、看護師等の数が医療法(昭和23年法律第205号)に定める標準となる数(以下「標準人員」という。)を満たしていない場合には算定できないこととされている。

検査したところ、3府県に所在する7医療機関において、入院基本料等加算等の請求が不適正と認められるものが8,159件あった。その主な態様は、看護師等の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算を算定していたものである。

このため、上記8,159件の請求に対して、45市町村等において医療費が計46,396,767円過大に支払われており、これに対する国の負担額17,449,565円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関の所在する都府県別に示すと次のとおりである。

都府県名	実施主体（医療機関数）	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額	摘要
		件	千円	千円	
宮城県	33市町村等 (12)	6,695	81,770	31,402	①②③
東京都	3市等 (1)	33	1,905	766	①
神奈川県	7市等 (2)	591	4,325	1,437	②
京都府	11市町等 (2)	697	6,673	2,716	①③
大阪府	37市町村等 (23)	8,118	200,830	87,851	①②
徳島県	13市町等 (5)	1,279	23,068	9,875	①②
高知県	1広域連合 (1)	39	2,261	856	①
大分県	21市町等 (6)	2,777	42,786	16,407	①②③
沖縄県	4市等 (1)	48	4,726	1,742	①
計	120実施主体 (53)	20,277	368,347	153,056	

注(1) 計欄の実施主体数は、都府県の間で実施主体が重複することがあるため、各都府県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から③までは、150ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目の別に対応している。

(50) 労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計（労災勘定） (項)保険給付費
部局等	厚生労働本省（支出庁）
	12労働局、3労働基準監督署（審査庁）
支払の相手方	190指定医療機関等
過大に支払われていた労災診療費	手術料、リハビリテーション料等
過大支払額	47,906,544円（平成26年度～30年度）

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付等に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者（以下「傷病労働者」という。）の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は労災病院等において、診察、処置、手術等（以下「診療」という。）を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関又は労災病院等は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して診療に要した費用を請求することとなっており、労働局で請

求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。

ただし、療養の給付をすることが困難な場合のほか、療養の給付を受けないことについて傷病労働者に相当の理由がある場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができることとなっている。この場合、診療等を受けた傷病労働者は、労働基準監督署(以下「監督署」という。)に対して療養に要した費用を請求することとなっており、監督署で医師、柔道整復師等が証明するなどした請求の内容を審査した上で支払額を決定することとなっている。

そして、厚生労働本省において、これらの診療に要した費用及び療養に要した費用(以下、これらを合わせて「労災診療費」という。)を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局及び管内の監督署の審査に係る労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち14労働局(注1)及び9労働局(注2)管内の20監督署において会計実地検査を行い、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1)　14労働局　　北海道、福島、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、広島、福岡各労働局

(注2)　9労働局　　福島、栃木、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、福岡各労働局

(2)　検査の結果

検査の結果、平成26年度から30年度までの間における12労働局及び3労働局管内の3監督署の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた手術料、リハビリテーション料等が190指定医療機関等で計47,906,544円あり、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア　手術料に係る事態

健保点数表等によれば、手術料のうち、難治性骨折超音波治療法料については、四肢(手足を含む。)の遷延治癒骨折や偽関節であって、観血的手術、骨折非観血的整復術、骨折経皮的鋼線刺入固定術又は超音波骨折治療法等他の療法を行っても治癒しない難治性骨折に対して行った場合に限り算定することとされている。そして、当該治療を開始してから6か月間又は骨癒合するまでの間、原則として連日、継続して実施する場合に、一連のものとして1回のみ所定点数を算定することとされている。

ただし、同治療法料の算定に際しては、当該治療の実施予定期間及び頻度について患

者に対して指導した上で、当該指導が適切に行われていることを確認するために、当該指導内容を診療報酬明細書(労災診療費の請求にあっては診療費請求内訳書)の摘要欄に記載することとされている。

しかし、12労働局管内の148指定医療機関等は、当該治療の実施予定期間及び頻度についての患者に対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載することなく同治療法料を算定するなどしていた。このため、手術料が、314件で計33,077,885円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

A病院は、傷病労働者Bの左難治性橈(とう)骨尺骨開放骨折に係る手術料の算定に当たり、骨折部に対して難治性骨折超音波治療法を行ったとして、難治性骨折超音波治療法料に係る健保点数表の点数12,500点に1.5倍の四肢加算(注)をした18,750点に11円50銭を乗じて215,625円と算定していた。しかし、A病院は、同治療法料の算定に際し、当該治療の実施予定期間及び頻度についての傷病労働者Bに対する指導内容を診療費請求内訳書の摘要欄に記載していなかった。

したがって、上記の難治性骨折超音波治療法料は算定することができず、このため手術料が215,625円過大に支払われていた。

(注)　四肢加算　　四肢の傷病に対して、算定基準で定める処置、手術等を行った場合には、健保点数の1.5倍又は2倍の点数を算定できるとする労働者災害補償保険独自の基準

イ　リハビリテーション料に係る事態

健保点数表等によれば、リハビリテーション料のうち脳血管疾患等リハビリテーション料等については、基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立を図るために、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合等に算定することとされている。

ただし、脳血管疾患等リハビリテーション等の実施に当たっては、医師は定期的な機能検査等を基に、その効果判定を行い、リハビリテーション実施計画を作成する必要があるとされている。また、リハビリテーションの開始時等に、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明することなどとされている。

しかし、5労働局管内の13指定医療機関等は、脳血管疾患等リハビリテーション等の実施に当たり、リハビリテーション実施計画を作成していなかったり、リハビリテーションの開始時等に、患者に対してリハビリテーション実施計画の内容を説明していなかったりなどしていたのに、脳血管疾患等リハビリテーション料等の所定点数を算定するなどしていた。このため、リハビリテーション料が、187件で計8,145,106円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、12労働局及び3労働局管内の3監督署において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

前記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額
		件	千円
福島	8 (1)	20 (3)	2,918 (65)
栃木	17	61	5,701
埼玉	17 (1)	56 (1)	4,030 (160)
東京	35	80	6,348
神奈川	26	78	4,977
長野	4	105	600
静岡	4	10	582
愛知	17 (1)	105 (1)	8,041 (29)
大阪	20	31	4,158
岡山	15	120	5,518
広島	7	11	807
福岡	20	136	4,221
計	190 (3)	813 (5)	47,906 (255)

(注) 福島、埼玉、愛知各労働局については、それぞれの管内の郡山、川越、名古屋南各監督署の審査に係る分を含む(( )内の数値は監督署の審査に係る分であり、内数である。)。

補助金

(51)－(120) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 (項)東日本大震災復旧・復興医療提供体制基盤整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会保障等復興政策費
部局等	厚生労働本省、31都道府県
補助等の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等、予算補助
補助事業者(事業主体)	県5、市71、区11、町14、一部事務組合1、広域連合2、計104補助事業者(県3、市71、区11、町14、一部事務組合1、広域連合2、計102事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市1、団体1、計2間接補助事業者等

国庫補助金等	国民健康保険の財政調整交付金、介護保険の財政調整交付金、介護給付費負担金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	212,114,310,931円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	2,399,984,068円

1　補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、39都道府県、252市区町村、5一部事務組合、8広域連合及び99団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3県、96市区町、1一部事務組合、2広域連合、1団体、計103事業主体（うち1事業主体が補助事業者と間接補助事業者の両方に該当する。）が国民健康保険の財政調整交付金、介護保険の財政調整交付金、介護給付費負担金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどしていて、これらに係る国庫補助金2,399,984,068円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

（1）　国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

11件　不当と認める国庫補助金　114,177,226円

国民健康保険は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とともに保険者となって行うもの(注1)（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

（注1）　平成29年度以前は、市町村が保険者として国民健康保険を行うものとされていたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有する者とされ、一般被保険者と退職被保険者(注2)及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日（ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。）となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に住所を有する市町村に届出をすることなどとなっている。

（注２） 退職被保険者　　被用者保険の被保険者であった者で、平成 26 年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に 65 歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化（平成 29 年度以前は、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化）を図るために、同法に基づき、都道府県（29 年度以前は市町村）に対して療養給付費負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。そして、当該都道府県に対して交付された負担金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」（昭和 34 年政令第 41 号）等に基づき、次のとおり算定することとなっており、市町村が負担金の交付額の算定に必要な情報について都道府県に報告し、都道府県がこれに基づいて負担金の交付額を算定している（29 年度以前は、市町村が負担金の交付額を算定していた。）。

一般被保険者に係る医療給付費 － 保険基盤安定繰入金（注３）の１/２ ＋ 前期高齢者納付金等（注４） ＝ 国庫負担対象費用額

国庫負担対象費用額 × 国の負担割合（注５） ＝ 交付額

（注３） 保険基盤安定繰入金　　市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

（注４） 前期高齢者納付金等　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

（注５） 国の負担割合　　平成 16 年度までは 40/100、17 年度は 36/100、18 年度から 23 年度までは 34/100、24 年度以降は 32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする都道府県（29 年度以前は市町村）は、厚生労働省（29 年度以前は都道府県）に交付申請書を提出し、②これを受理した厚生労働省（29 年度以前は都道府県）は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で、③これに基づき、厚生労働省において交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、④都道府県（29 年度以前は市町村）は、当該年度の終了後に厚生労働省（29 年度以前は都

道府県)に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した厚生労働省(29年度以前は都道府県)は、その内容を審査し確認した上で、⑥これに基づき、厚生労働省において交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、30年度に交付された負担金について8県(注6)において、26年度から29年度までの間に交付された負担金について14県の96市町村において、それぞれ会計実地検査を行った。その結果、1県及び7県の10市町において、国庫負担対象費用額に乗ずる国の負担割合の適用を誤って負担金を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、負担金交付額計34,700,793,064円のうち計114,177,226円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注6)　8県　　平成26年度から29年度までの間に交付された負担金について検査した96市町村が所在する14県のうちの8県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　30年度の負担金の交付額の算定等に当たり、1県の5市町において確認が十分でなかったことにもよるが、同県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ　26年度から29年度までの間の負担金の交付額の算定に当たり、10市町において制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、7県において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

鹿児島県は、平成30年度の負担金の実績報告に当たり、市町村から負担金の交付額の算定に必要な情報についての報告を受け、これに基づき負担金の交付額を算定していた。しかし、同県曽於市において、一般被保険者に係る医療給付費を電算システムに入力するに当たり、その全額が24年度から30年度までの分(国の負担割合は32/100)であったのに、誤って、一部を16年度以前分(国の負担割合は40/100)としていた。このほか、同県内の4市町においても負担金の交付額の算定に必要な情報に誤りがあった。

その結果、同県において国庫負担対象費用額に乗ずる国の負担割合の適用を誤るなどしていたため、負担金が79,962,037円過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(51)	厚生労働本省	鹿児島県(注7)	30	82,814,609	26,578,092	7,923	79,962	計算を誤って負担金を過大に算定していたものなど
(52)	宮城県	名取市	28	2,641,158	845,041	11,242	3,633	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(53)	岐阜県	大垣市	28	4,843,278	1,549,606	19,226	6,238	同
(54)	同	可児郡御嵩町	29	756,637	242,123	5,807	1,858	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(55)	奈良県	五條市	29	1,601,167	512,373	8,558	2,738	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの

	部局等	補助事業者（事業主体）	年度	国庫負担対象費用額	左に対する国庫負担金	不当と認める国庫負担対象費用額	不当と認める国庫負担金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(56)	岡山県	真庭市	29	1,635,479	523,353	5,236	1,686	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(57)	同	浅口市	29	959,988	308,928	(注8) —	1,816	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
(58)	広島県	尾道市	26	4,862,332	1,559,480	(注8) —	1,453	同
(59)	同	江田島市	28	1,325,821	424,258	7,350	2,352	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(60)	熊本県	天草市	27	5,338,865	1,708,399	5,781	1,849	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(61)	鹿児島県	薩摩郡さつま町	26	1,297,827	449,134	(注8) —	10,587	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
(51)−(61)の計				108,077,166	34,700,793	71,127	114,177	

（注7） 負担金の交付額の算定に必要な情報を誤っていた鹿児島県内の保険者は、出水、曽於、南九州、姶良各市、大島郡龍郷町

（注8） 浅口市、尾道市及び薩摩郡さつま町は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の計算を誤って過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

（2） 国民健康保険の保険基盤安定負担金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　5,758,031円

国民健康保険（前掲156ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）等が行う国民健康保険の財政基盤の安定に資することなどを目的として、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき保険基盤安定負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。

法第72条の4の規定によれば、市町村は、一般会計から、所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされている（以下、これにより繰り入れる金額を「繰入金額」という。）。また、国は、繰入金額の2分の1に相当する額を負担金として負担することとされている。

負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」（昭和34年政令第41号）等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 市町村において当該年度に納付すべきとして賦課した一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料（保険税を含む。以下同じ。）の総額（以下「保険料算定額」という。）を当該市町村における一般被保険者の総数で除して一般被保険者の一人当たり平均保険料算定額（以下「平均保険料算定額」という。）を算定する。

② 平均保険料算定額に、所得が一定額に満たないため保険料が軽減された世帯に属する一般被保険者の数を乗ずるなどして得た額を繰入金額とする。

③ ②の繰入金額を国庫負担対象事業費として、これに2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

そして、一般被保険者に係る保険料は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のうちから、法等に基づき、市町村が条例等で定めて賦課することとなっており、市町村が、保険料として世帯別平等割額を賦課する場合、特定世帯及び特定継続世帯(注)等に係る世帯別平等割額については、その一定割合を減額した額を賦課することとなっている。

(注)　特定世帯及び特定継続世帯　　同一世帯に属する被保険者が、75歳に到達したなどのため後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したことにより、国民健康保険の被保険者が一人だけとなった世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日の属する月から5年を経過する月までの間にある世帯(特定世帯)及び5年を経過する月の翌月から8年を経過する月までの間にある世帯(特定継続世帯)

負担金の交付手続については、都道府県は、市町村が提出する交付申請書及び事業実績報告書について、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出することとなっている。

本院が、茨城県の22市町において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額
				千円	千円	千円	千円
(62)	茨城県	水戸市	28～30	1,587,710	793,855	11,516	5,758

水戸市は、保険料として、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を賦課しているが、平成28年度から30年度までの負担金の交付額の算定に当たり、誤って、特定世帯及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額の減額分を保険料算定額に含めるなどしていたため、保険料算定額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が計11,516,064円過大に算定されており、これに係る負担金計5,758,031円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において負担金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、茨城県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3)　後期高齢者医療制度の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　104,490,000円

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、都道府県の区域ごとに当該区域の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入して設ける後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が、当該区域内に住所を有する後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)を被保険者として、その疾病、負傷又は死亡に関して、療養の給付、葬祭費の支給等を行うものである。

後期高齢者医療制度については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、同法に基づき、広域連合に対して財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金には、被保険者に係る所得の広域連合間の差異による後期高齢者医療の財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と、広域連合について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付される特別調整交付金がある。

このうち、特別調整交付金には、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費(注1)が多額である場合に交付

される特別調整交付金(以下「結核・精神病特別交付金」という。)や、その経過措置として交付される特別調整交付金(以下「結核・精神病特別交付金(経過措置分)」という。)等がある。

(注1) 医療給付費　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額

このうち、結核・精神病特別交付金(経過措置分)は、平成20年度に、結核・精神病特別交付金が結核性疾病又は精神病が主要疾病である場合のみを交付対象とすることとされたことにより、歳入不足が見込まれる広域連合に対して、経過措置として、国民健康保険の財政調整交付金における結核性疾病及び精神病に係る特別調整交付金(以下「国民健康保険の結核・精神病特別交付金」という。)と同様の基準を用いて交付額を算定し、影響額の一部を補塡するために設けられたものである。

結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額は、「後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(平成19年厚生労働省令第141号)等によれば、次のとおり算定することなどとされている。

① 広域連合を組織する市町村(以下「構成市町村」という。)ごとに、当該構成市町村の被保険者に係る医療給付費に所定の率を乗ずるなどして得た額(以下「調整前調整対象需要額」という。)のうち結核性疾病又は精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る額」という。)の占める割合(以下「結核・精神病に係る額の割合」という。)を算定する。

② 結核・精神病に係る額の割合が100分の15を超える構成市町村について、当該構成市町村ごとに、調整前調整対象需要額に、結核・精神病に係る額の割合から100分の15を控除した割合を乗じて得た額の10分の8以内の額を算定し、その合計額を結核・精神病特別交付金(経過措置分)の額とする。

そして、国民健康保険の結核・精神病特別交付金と同様に、結核・精神病に係る額は、傷病名欄に結核性疾病又は精神病の記載がある診療報酬請求明細書(以下「レセプト」という。)等のうち、結核性疾病又は精神病を主要疾病とするレセプト等に係る医療給付費と、結核性疾病又は精神病を主要疾病としないレセプト等の入院基本料等に係る医療給付費の合計額に基づいて算定することとされている。

厚生労働省は、主要疾病の判定については、レセプト等の記載内容により客観的に判断することが可能であるとして、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の施行等について」(昭和38年厚生省発保第31号)において、レセプト等に記載のある診療の対象となった疾病のうち診療報酬等の点数が最大であるものを主要疾病とし、点数の大小によって判定が困難な場合は、診療の対象となった疾病のうち最も重篤であるものを主要疾病とすることとしている。

財政調整交付金の交付手続において、都道府県は、広域連合が提出する交付申請書及び事業実績報告書について、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出することとなっている。

本院が、5県(注2)の5広域連合において会計実地検査を行ったところ、1広域連合において次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注2) 5県　山形、茨城、山口、佐賀、長崎各県

	部局等	補助事業者(事業主体)	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額
					千円	千円
(63)	**長崎県**	**長崎県後期高齢者医療広域連合**	**特別調整交付金(結核・精神病特別交付金(経過措置分))**	27～30	97,934,587	104,490

長崎県後期高齢者医療広域連合(以下「長崎県広域連合」という。)は、27年度から30年度までの結核・精神病特別交付金(経過措置分)の算定に当たり、主要疾病の判定については、前記のとおり、レ

セプト等に記載のある診療の対象となった疾病のうち診療報酬等の点数が最大であるものを主要疾病とすることなどとされているのに、点数の大小を比較することなく、レセプト等に結核性疾病又は精神病と認められる傷病名とこれに関連する薬剤の記載がある場合等には結核性疾病又は精神病が最も重篤である疾病に当たるとして、結核性疾病又は精神病を主要疾病と判定しており、これに基づいて結核・精神病に係る額を算定していた。

したがって、改めて主要疾病を診療報酬等の点数の大小により判定するなどして適正な結核・精神病に係る額を算定し、これに基づくなどして財政調整交付金の額を算定すると、計104,490,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、長崎県広域連合において財政調整交付金の交付額の算定に当たり制度の理解が十分でなかったこと、長崎県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（4）　国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

24件　不当と認める国庫補助金　799,382,000円

国民健康保険（前掲156ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、都道府県が当該都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とともに行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている(注1)。

（注1）　国は、平成29年度まで、国民健康保険の保険者である市町村に対して財政調整交付金を交付していたが、国民健康保険法が改正され、30年4月以降、都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、30年度以降、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付している。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため（平成29年度以前は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するため）に交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等（29年度以前は普通調整交付金と特別調整交付金）がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額（以下「調整対象収入額」という。）が、医療費等から一定の基準により算定される支出額（以下「調整対象需要額」という。）に満たない都道府県（29年度以前は市町村）に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金(注2)等に係るもの（以下「後期分」という。）及び介護納付金(注3)に係るもの（以下「介護分」という。）の合計額が交付されている。普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（昭和38年厚生省令第10号。平成30年3月31日以前は「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」。以下「算定省令」という。）等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県（29年度以前は当該市町村）の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

そして、市町村が普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定するなどしている（29年度以前は、市町村が調整対象需要額及び調整対象収入額を算定していた。）。また、都道府県に対して交付されている普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に

要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

（注２） 後期高齢者支援金　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

（注３） 介護納付金　　介護保険法（平成９年法律第123号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村（29年度以前は市町村）について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して都道府県（29年度以前は当該市町村）に対して交付されるもので、結核性疾病及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金（以下「結核・精神病特別交付金」という。）等がある。特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別調整交付金ごとに算定することとなっている。

そして、市町村が当該市町村における特別調整交付金の額を算定し、これを特別調整交付金の額の算定の基礎となる資料として都道府県に提出し、都道府県はこれに基づくなどして特別調整交付金の額を算定している（29年度以前は、市町村が特別調整交付金の額を算定していた。）。また、都道府県に対して交付されている特別調整交付金は、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されており、都道府県は、市町村分として交付された額と同額を当該市町村に対して交付している。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする都道府県（29年度以前は市町村）は、厚生労働省（29年度以前は都道府県）に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した厚生労働省（29年度以前は都道府県）は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で、③これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、30年度に交付された財政調整交付金について８県及び87市町村(注４)において、26年度から29年度までの間に交付された財政調整交付金について16府県の108市町村において、それぞれ会計実地検査を行った。その結果、９府県の23市町(注５)において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計10,395,580,000円のうち計799,382,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

（注４） ８県及び87市町村　　平成26年度から29年度までの間に交付された財政調整交付金について検査した108市町村が所在する16府県のうちの８県及び108市町村のうちの87市町村とそれぞれ重複している。

（注５） ９府県の23市町　　平成30年度の財政調整交付金が過大に交付されていた１県の１市及び26年度から29年度までの間に財政調整交付金が過大に交付されていた９府県の23市町の純計

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア　30年度の財政調整交付金の交付額の算定等に当たり、１市において制度の理解が十分でなかったこと、１県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

イ　26年度から29年度までの間の財政調整交付金の交付額の算定に当たり、23市町において制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、９府県において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア　普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料（保険税を含む。以下同じ。）で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者（退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る医療給付費、前期高齢者納付金(注6)等の合計額から療養給付費負担金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

（注6）　前期高齢者納付金　　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合計額とすることとなっている。

3府県の5市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費や前期高齢者納付金を過大に算定したり、国庫補助金等を過小に算定したりしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計478,949,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

大阪府泉南市は、平成27年度から29年度までの間の普通調整交付金の実績報告に当たり、療養の給付に要した費用の額の一部等を二重に計上するなどしたため、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定しており、医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、計381,452,000円が過大に交付されていた。

イ　普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者（医療分及び後期分）又は介護納付金賦課被保険者（介護分）の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分の応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の所得（以下「算定基礎所得金額」という。）に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在において一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

1県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計57,761,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

沖縄県浦添市は、平成28年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、年度の途中で電算システムの入替えを行っていたため、一般被保険者及び介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を算定する際に、入替え前の出力帳票と入替え後の出力帳票を基に集計を行うべきであったのに、誤って、一部の出力帳票については、入替え後の出力帳票のみで集計を行ったため、算定基礎所得金額を過小に算定

しており、医療分、後期分及び介護分の調整対象収入額をそれぞれ過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、45,686,000円が過大に交付されていた。

ウ　特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、29年度以前の結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾病及び精神病に係る額（以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」という。）の占める割合（以下「結核・精神病負担額割合」という。）が100分の15を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾病又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾病又は精神病が主要疾病であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっている。

そして、29年度以前の結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から100分の15を控除して得た割合を乗じて得た額の10分の8以内の額とすることとなっている。

3県の5市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計204,550,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例3**＞

長崎県南島原市は、平成26、27両年度の結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核性疾病又は精神病が主要疾病ではない場合の医療給付費を含めて集計したため、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。

その結果、適正な結核性疾病及び精神病に係る医療給付費に基づいて結核・精神病特別交付金の額を算定すると、計94,904,000円が過大に交付されていた。

上記のほか、5府県の12市町は、特別調整交付金の実績報告等に当たり、対象となる保険料調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金(注7)39,021,000円、非自発的失業財政負担増特別交付金(注8)11,798,000円、被扶養者減免特別交付金(注9)4,805,000円、20歳未満被保険者財政負担増特別交付金(注10)2,498,000円、計58,122,000円が過大に算定されていた。

（注7）　非自発的失業軽減特別交付金　　保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

（注8）　非自発的失業財政負担増特別交付金　　保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

（注9）　被扶養者減免特別交付金　　被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

（注10）　20歳未満被保険者財政負担増特別交付金　　20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

なお、前記23市町のうち4市町については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
						千円	千円	
(64)	厚生労働本省	山口県	宇部市（事業主体）	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金等）	30	6,138	3,256	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に算定していたものなど
(65)	青森県	弘前市（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	29	16,933	12,265	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(66)	同	黒石市（事業主体）	—	同	29	4,258	3,334	同
(67)	同	三戸郡南部町（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	26	1,617	1,262	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(68)	岩手県	下閉伊郡岩泉町（事業主体）	—	普通調整交付金、特別調整交付金（結核・精神病特別交付金）	29	97,746	6,360	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(69)	千葉県	我孫子市（事業主体）	—	普通調整交付金	28	376,719	10,849	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(70)	滋賀県	草津市（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金等）	26～28	16,733	4,771	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
(71)	同	高島市（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金）	27、28	4,664	2,665	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(72)	大阪府	泉大津市（事業主体）	—	普通調整交付金	27	658,658	79,177	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(73)	同	貝塚市（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	28、29	10,283	3,398	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(74)	同	柏原市（事業主体）	—	同	29	4,988	1,198	同
(75)	同	高石市（事業主体）	—	特別調整交付金（被扶養者減免特別交付金）	26、27	8,792	4,805	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
(76)	同	泉南市（事業主体）	—	普通調整交付金	27～29	2,562,888	381,452	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(77)	同	四條畷市（事業主体）	—	同	28、29	832,384	1,896	同
(78)	同	南河内郡太子町（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金等）	26～29	5,386	2,811	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
(79)	山口県	宇部市（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業軽減特別交付金等）	27～29	24,038	14,078	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に算定していたものなど
(80)	同	柳井市（事業主体）	—	特別調整交付金（結核・精神病特別交付金）	29	208,092	5,471	結核性疾病又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの

	部局等	補助事業者	間接補助事業者	交付金の種類	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
						千円	千円	
(81)	愛媛県	松山市（事業主体）	—	特別調整交付金（20歳未満被保険者財政負担増特別交付金）	29	12,756	2,498	20歳未満の一般被保険者数を過大に算定していたもの
(82)	同	伊予郡松前町（事業主体）	—	特別調整交付金（非自発的失業財政負担増特別交付金）	28、29	2,214	1,781	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(83)	長崎県	五島市（事業主体）	—	特別調整交付金（結核・精神病特別交付金）	26、27	1,155,130	23,723	結核性疾病及び精神病に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(84)	同	南島原市（事業主体）	—	同	26、27	1,952,837	94,904	同
(85)	同	南松浦郡新上五島町（事業主体）	—	同	26、27	580,954	79,667	同
(86)	沖縄県	浦添市（事業主体）	—	普通調整交付金	28	1,418,500	45,686	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(87)	同	中頭郡北谷町（事業主体）	—	同	28	432,872	12,075	同
(64)−(87)の計						10,395,580	799,382	

（5） 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

4件　不当と認める国庫補助金　7,474,566円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金（平成25年度以前はこれらを合わせて生活保護費等負担金。以下「負担金」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）等に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村（以下、これらを合わせて「事業主体」という。）が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用（以下「保護費」という。）等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、事業主体にその旨を届け出なければならないこととなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている（以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。）。

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者等を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。また、加算額は、アの障害に係る加算額の方が、イの障害に係る加算額よりも高い額となっている。

ア　身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)に定める障害等級の1級(障害基礎年金1級)のいずれかに該当する障害

イ　身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令に定める障害等級の2級(障害基礎年金2級)のいずれかに該当する障害

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。

費用の額	−	返還金等の調定額	＋	不納欠損額	＝	国庫負担対象事業費

国庫負担対象事業費	×	国庫負担率(3/4)	＝	負担金の交付額

この費用の額は、次の①及び②の合計額とすることとなっている。

①　生活扶助等に係る保護費の額

②　被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

本院が、12都道県の81事業主体において会計実地検査を行ったところ、4道県の4事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計7,474,566円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において保護費の支給決定に当たり障害者加算の対象とすべき障害の認定に係る確認が十分でなかったこと、道県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

和歌山県和歌山市は、世帯Aの保護を平成16年7月に開始しており、25年5月から29年8月までの世帯Aに対する保護費の支給に当たり、世帯主Bについて、障害者加算の対象となる障害を有する者としてその区分に対応する障害者加算を認定した上で、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主Bは、身体障害者障害程度等級表の4級に該当する障害を有する者であり、障害者加算の対象とならないのに、同市は、誤って障害者加算を認定していた。このため、世帯Aに対して支給された保護費13,958,441円のうち障害者加算に係る1,279,660円が過大に支給されており、これに係る負担金959,745円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(88) 北海道	旭川市	25～30	26,828	20,121	2,024	1,518	障害者加算の認定を誤っていたもの
(89) 兵庫県	明石市	25～30	37,393	28,045	1,693	1,270	同
(90) 和歌山県	和歌山市	25～29	36,887	27,665	3,507	2,630	同
(91) 徳島県	徳島市	24～29	41,681	31,260	2,740	2,055	同
(88)−(91)の計			142,790	107,092	9,966	7,474	

（6） 生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分）が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 28,887,672円

生活扶助費等負担金（保護施設事務費負担金に係る分。以下「負担金」という。）（生活扶助費等負担金の概要については、前掲167ページの「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」参照）は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下「事業主体」という。）が、身体上又は精神上著しい障害があるため日常生活を営むことが困難な被保護者等について、社会福祉法人等が設置する救護施設等の保護施設（以下「保護施設」という。）に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費（以下「施設事務費」という。）を支弁した場合に、その一部（4分の3）を国が負担するものである。

施設事務費の月額は、施設事務費支弁基準額（以下「基準額」という。）に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。

基準額は、入所者1人当たりの月額単価であり、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が、保護施設の所在する地域区分、取扱定員ごとに定められた一般事務費単価に、保護施設から受理した申請書の内容を審査して認定した指導員加算、看護師加算（以下、これらを「指導員等加算」という。）等の所定の単価を加算して設定することとなっている。そして、事業主体の長が保護施設に入所を委託するなどした場合、事業主体は当該保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した基準額に基づき施設事務費を支弁することになる。

指導員等加算は、指導員又は看護師の増員が必要と認定される場合に算定される加算であり、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年社施第85号）に定める保護施設職員職種別配置基準表（以下「職員配置基準」という。）による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において、加算配置数として規定された指導員又は看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。

また、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」（昭和41年社施第335号）等により、職員配置基準による職員数及び加算配置数は、常時勤務する者（常勤職員）で確保することが原則とされているが、常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間（所定労働時間）数が常勤職員を充てる場合の勤務時間を上回る場合等の条件を満たす場合には、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこととなっている。

本院が、6都県及び5市において会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

	部局等	基準額の設定者	補助事業者（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(92)	茨城県、東京都	茨城県	38事業主体	27～30	1,176,287	882,215	38,516	28,887	加算の要件を満たしていなかったものなど

茨城県は、管轄する2救護施設について、加算配置数として規定された指導員を配置していなかったり、配置されていた非常勤職員である看護師の所定労働時間が常勤職員である看護師の所定労働時間を下回っていたりして、指導員等加算の要件を満たしていないのに、一般事務費単価に指導員等加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額を設定していた。そして、38事業主体(注)は、当該基準額に基づき、施設事務費を支弁していたため、適正な基準額に基づく施設事務費との差額に係る負担金計28,887,672円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、当該救護施設において制度に対する理解が十分でなかったことにもよるが、同県において基準額の設定に当たり加算の認定に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注）38事業主体　被保護者の入所を委託している事業主体である茨城県、水戸、日立、土浦、古河、石岡、結城、龍ケ崎、常総、常陸太田、笠間、取手、牛久、つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、常陸大宮、那珂、筑西、稲敷、かすみがうら、桜川、神栖、行方、鉾田、つくばみらい、小美玉各市、中央、台東、品川、世田谷、杉並、北、板橋、足立、葛飾、江戸川各区

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

茨城県は、管轄する救護施設Aについて、平成27年8月から31年3月までの施設事務費に関して、職員配置基準で定める1名に加算配置数1名を加えた2名以上の指導員が配置されているなどの指導員加算の要件を満たしているとして、一般事務費単価に指導員加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額（27年8月から28年3月まで179,750円、同年4月184,270円、同年5月から29年3月まで181,530円、同年4月188,970円、同年5月から30年3月まで186,170円、同年4月192,470円、同年5月から31年3月まで189,650円）を設定していた。

そして、31事業主体(注)は、同県が設定した基準額に基づき、施設事務費として計775,191,101円を支弁して、これに係る負担金計581,393,298円の交付を受けていた。

しかし、救護施設Aは、指導員を1名しか配置していなかったことから、前記指導員加算の要件を満たしていないのに、同県は、前記のとおり、当該加算の単価を加算するなどして基準額を設定していた。

したがって、適正な基準額（27年8月から28年3月まで174,290円、同年4月178,720円、同年5月から29年3月まで175,980円、同年4月183,320円、同年5月から30年3月まで180,520円、同年4月186,650円、同年5月から31年3月まで183,840円）により施設事務費を算定すると計751,338,789円となり、支弁された施設事務費との差額23,852,312円が過大に支弁されていた。そして、適正な施設事務費に基づき負担金を算定すると計563,504,061円となり、交付額との差額17,889,237円が過大に交付されていた。

（注）31事業主体　被保護者の入所を委託している事業主体である茨城県、水戸、日立、土浦、古河、石岡、結城、龍ケ崎、常総、笠間、取手、牛久、つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、常陸大宮、那珂、筑西、かすみがうら、桜川、神栖、行方、鉾田、つくばみらい、小美玉各市、台東、世田谷、北、板橋、葛飾各区

（7）　障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　14,725,904円

障害者自立支援給付費負担金（以下「負担金」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村（特別区を含む。）が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費等（以下「自立支援給付費」という。）を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

①　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等5サービス」という。）を受けた障害者等の人数に応じて算定した額に、居宅介護等5サービスに係る自

立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の人数(以下「支給決定者数」という。)に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る自立支援給付費の支給決定を受けた障害者等の割合(以下「重度率」という。)及び支給決定者数に応じた割合(以下「重度率等に応じた割合」という。)を乗ずるなどして算定した額を基準額とする。

② ①で算定した基準額と自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

③ ②により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

そして、重度率等に応じた割合は、当該市町村の重度率が100分の5以上で、かつ、負担金の交付対象年度の前年度の財政力指数(注)が1未満の場合は100分の105から100分の200までの間とすることとなっており、前年度の財政力指数が1以上の場合は一律に100分の105とすることとなっている。

(注) 財政力指数　地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

本院が、9都県の66事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(93) 茨城県	つくば市	30	2,191,689	1,095,844	29,451	14,725	基準額を過大に算定していたもの

つくば市は、基準額の算定に当たり、同市の重度率は100分の5以上であり、かつ、平成29年度の財政力指数が1以上であることから、重度率等に応じた割合を100分の105とすべきところを、誤って28年度の財政力指数(1未満)に基づいて重度率等に応じた割合を100分の120としていたため、30年度の基準額を過大に算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が29,451,807円過大に算定されており、これに係る負担金14,725,904円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において負担金の交付額の算定についての理解が十分でなかったこと、茨城県において事業実績報告書の審査及び同市に対する適正な事務処理の執行についての指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの

1件　不当と認める国庫補助金　15,872,730円

障害児入所給付費等負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県等が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置をとり、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児入所措置費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(平成19年厚生労働省発障第1218002号)等に基づき、次のように算定することとなっている。

① 所定の方式によって算定した障害児入所施設等への支弁総額と児童等の措置のために要した費用から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分によって定められた徴収金基準額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、9都県の75事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者（事業主体）	年度	国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	不当と認める国庫負担対象事業費	不当と認める国庫負担金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(94) 静岡県	静岡県	26～30	4,343,516	2,171,758	31,745	15,872	徴収金基準額の算定を誤っていたもの

静岡県は、平成26年度から30年度までの各年度の国庫負担対象事業費の算定に当たり、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に扶養義務者から収納した金額等を徴収金基準額として算定していた。

この結果、国庫負担対象事業費が計31,745,460円過大に算定されており、これに係る負担金計15,872,730円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において国庫負担対象事業費の算定に当たり、徴収金基準額の算定についての理解が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（9） 介護給付費負担金が過大に交付されていたもの

12件　不当と認める国庫補助金　81,677,302円

介護保険は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るために、国から市町村に対して介護給付費負担金（以下「負担金」という。）が交付されている。

毎年度の負担金の交付額は、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」（平成10年政令第413号）等に基づき、次により算定することとなっている。

介護給付及び予防給付に要する費用の額	×	国の負担割合 （施設等分　15／100 その他分　20／100）	＝	交付額

各算出要素については、次のとおりとなっている。

ア 介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該年度に、国民健康保険団体連合会が審査決定した市町村負担分の居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費等及び市町村が支払決定した高額介護サービス費、居宅介護住宅改修費等の介護給付並びに予防給付に要する費用の額から、損害賠償金等の収入額を控除した額（以下「介護給付費等」という。）とする。

イ　国の負担割合は、介護給付費等の費用の区分に応じて、次のように定める割合となっている。

(ｱ)　施設等分は、介護給付費等のうち、施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等であり、負担割合は100分の15

(ｲ)　その他分は、介護給付費等のうち、上記施設等分以外の介護給付費等であり、負担割合は100分の20

負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、平成25年度から30年度までの間に交付された負担金について、18都道県の67市区町村、3一部事務組合及び2広域連合において会計実地検査を行った。その結果、9都道県の11市区町及び1一部事務組合において、介護給付費等について施設等分とその他分の区分を誤り国の負担割合が高いその他分を過大に集計するなどして、負担金の交付額を過大に算定していたため、負担金交付額計53,400,566,765円のうち計81,677,302円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11市区町及び1一部事務組合において負担金の交付額の算定に当たり確認が十分でなかったこと、9都道県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

新潟県上越市は、平成29年度の負担金の交付額の算定に当たり、介護給付費等のうち特定入所者介護サービス費915,725,632円について、国の負担割合が低い「施設等分」が764,928,670円、国の負担割合が高い「その他分」が150,796,962円であったのに、施設等分とその他分の区分を誤って、施設等分が150,796,962円、その他分が764,928,670円としていたり、その他分に係る収入額について、誤って施設等分に区分したりしていた。

その結果、適正な施設等分とその他分の区分に基づき負担金の交付額を算定すると30,709,713円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者（事業主体）	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
				千円	千円	
(95)	北海道	札幌市	28	22,569,597	3,179	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
(96)	岩手県	下閉伊郡岩泉町	27、28	464,555	2,949	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(97)	宮城県	石巻市	26、27	4,319,440	2,569	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
(98)	同	東松島市	25～27	1,402,062	4,284	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(99)	同	宮城郡利府町	25～27	824,682	7,392	施設等分とその他分の区分を誤っていたものなど
(100)	山形県	西村山郡朝日町	28、29	317,956	6,325	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(101)	群馬県	富岡市	28～30	2,063,260	1,755	同
(102)	東京都	港区	29	2,403,336	2,597	その他分の集計を誤っていたもの

	部局等	補助事業者（事業主体）	年度	負担金交付額	不当と認める負担金交付額	摘要
				千円	千円	
(103)	新潟県	長岡市	26～28	13,002,504	1,611	施設等分及びその他分の集計を誤っていたもの
(104)	同	上越市	29	3,828,230	30,709	施設等分とその他分の区分を誤っていたもの
(105)	富山県	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	28	1,243,604	10,734	同
(106)	福岡県	筑紫野市	27	961,335	7,567	施設等分及びその他分の集計を誤っていたものなど
(95)－(106)の計				53,400,566	81,677	

(10) 介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

13件 不当と認める国庫補助金 203,320,000円

介護保険（前掲172ページの「介護給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照）については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5％に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）の総数に占める75歳以上の者の割合（以下「後期高齢者加入割合」という。また、第1号被保険者の総数に占める85歳以上の者の割合を「85歳以上後期高齢者加入割合」、第1号被保険者の総数に占める75歳以上85歳未満の者の割合を「85歳未満後期高齢者加入割合」という。）及び標準的な所得段階の区分（第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで）ごとの第1号被保険者の分布状況（以下「所得段階別加入割合」という。）に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。また、特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に交付するものであり、被災するなどした被保険者に係る保険料の減免額等を交付の対象とするものである。

財政調整交付金の交付額は、普通調整交付金の交付額と特別調整交付金の交付額とを合算した額となっており、このうち普通調整交付金の交付額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」（平成12年厚生省令第26号）等に基づき、次により算定することとなっている。

調整基準標準給付費額 × 市町村ごとの普通調整交付金交付割合 × 調整率（注1） ＝ 普通調整交付金の交付額

（注1） 調整率　当該年度に交付する普通調整交付金の総額と市町村ごとに算定した普通調整交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保

険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用の合計額から、前年度の12月から当該年度の11月までの間における損害賠償金等の収入額を控除した額とする。

イ　普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとなっている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合とそれぞれ比較するなどして算出した係数(29年度までは、同期間の後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数)である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

財政調整交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、25年度から30年度までの間に交付された財政調整交付金について、17道県の66市町村、2一部事務組合及び3広域連合において会計実地検査を行った。その結果、10道県の12市町及び1広域連合において、後期高齢者加入割合補正係数又は所得段階別加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、普通調整交付金の交付額を過大に算定するなどしていたため、財政調整交付金交付額計8,493,279,000円のうち計203,320,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12市町及び1広域連合において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、10道県において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

岩手県花巻市は、平成30年度の普通調整交付金の交付額の算定に当たり、後期高齢者加入割合補正係数の算出において、29年度の1月報告分(29年12月末の人数)から30年度の4月報告分(30年3月末の人数)までの後期高齢者数について、85歳以上の後期高齢者数と85歳未満の後期高齢者数とを取り違えていたため、85歳以上の後期高齢者数を21,471人多く、85歳未満の後期高齢者数を同数少なく集計して85歳以上後期高齢者加入割合及び85歳未満後期高齢者加入割合をそれぞれ算出するなどしていた。

その結果、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の交付額を算定すると、96,194,000円が過大に交付されていた。

＜**事例2**＞

福岡県飯塚市は、平成26、29両年度の普通調整交付金の交付額の算定に当たり、所得段階別加入割合補正係数の算出において、第1号被保険者数について、同市が独自に定める所得段階(15段階)ごとの人数を

基に国が定める標準的な所得段階（９段階）ごとの人数を集計する際に、同市が独自に定める所得段階の第９段階から第15段階までは国が定める所得段階の第９段階に該当するのに、誤って、同市が独自に定める所得段階の第９段階に該当する者のみを算入するなどしていた。このため、国が定める所得段階が最も高い第９段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出するなどしていた。

その結果、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき普通調整交付金の交付額を算定すると、計50,726,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者（事業主体）	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
				千円	千円	
(107)	北海道	夕張郡由仁町	28、29	92,499	2,264	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(108)	同	空知中部広域連合	27～29	680,889	2,052	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(109)	岩手県	花巻市	30	764,876	96,194	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(110)	宮城県	塩竈市	29	276,169	(注２) 1,799	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(111)	山形県	南陽市	27～29	614,195	4,537	同
(112)	同	最上郡真室川町	30	108,199	18,481	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(113)	群馬県	沼田市	29、30	664,852	6,150	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(114)	石川県	能美市	27～30	443,754	3,325	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(115)	三重県	伊賀市	27～30	2,395,342	7,300	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(116)	香川県	さぬき市	30	338,866	1,056	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(117)	福岡県	飯塚市	26、29	1,840,999	50,726	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(118)	同	筑紫郡(注３)那珂川町	26～29	200,403	7,479	同
(119)	沖縄県	八重山郡竹富町	26、28	72,236	1,957	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたものなど
(107)－(119)の計				8,493,279	203,320	

（注２） 塩竈市は、所得段階別加入割合補正係数の算出を誤り、普通調整交付金の交付額を過大に算定するとともに、特別調整交付金の交付額を過小に算定していた。

（注３） 平成30年10月１日以降は那珂川市

(11) 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、基金が過大に使用されていたもの　　１件　不当と認める国庫補助金　1,024,218,637円

地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）は、平成23年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱、平成24年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱等に基づき、東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県及び茨城県（以下「被災県」という。）のうち甚大な被害を受けた地域における医療提供体制の再構築に向けて策定する医療の復興計画及び地域医療再生計画に基づく事業等を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を国が交付するものである（以下、造成され

た基金を「地域医療再生基金」という。)。

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療再生基金管理運営要領」(以下「管理要領」という。)に基づき、医療の復興計画等の範囲内で、必要に応じて、地域医療再生基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩すなどして、基金事業を実施する事業主体に対して助成している(以下、地域医療再生基金から取り崩すなどして助成したものを「助成金」という。)。

そして、厚生労働省は、管理要領により、被災県における基金事業のうち、地域の医療提供体制の再構築のために、医療の復興計画等に基づき実施する事業については、完了期限を平成27年度末までとしていたが、その後見直しを行い、「地域医療再生基金(復興分)事業の延長実施等にかかる方針について」(平成27年医政地発1127第1号)により、基金事業の完了期限を、27年度末までに開始した設備整備及びソフト事業については、最大で29年度末までに延長するなどしている。また、管理要領によれば、都道府県は、事業主体が行う基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等に関する助成要綱を定めることとされており、このうち宮城県が制定した地域医療復興事業補助金交付要綱等によれば、事業主体が事業を完了したときは知事に実績報告書を提出しなければならないことなどとされている。

本院が、5県(注)において、助成金の交付を受けた21事業主体が実施した基金事業を対象に会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体が実施した基金事業において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(注) 5県　宮城、埼玉、岐阜、香川、佐賀各県

	部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
						千円	千円	千円	千円	
(120)	**厚生労働本省**	**宮城県**	**一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会**	**地域医療再生臨時特例交付金**	29	2,138,738	2,138,738	1,024,218	1,024,218	補助の対象外

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)は、平成25年度から29年度までの間に、宮城県が策定した医療の復興計画等に定めた地域医療連携体制の構築・強化事業等の一環として、宮城県全域を対象とした医療福祉情報の各医療施設等間における共有等を促進するための「みやぎ医療福祉情報ネットワークシステム」(以下「MMWINシステム」という。)を構築する事業を実施している。

協議会は、29年度にMMWINシステムの充実に向けて、既存電子カルテ等のデータを協議会のデータセンターにアップロードするなどの基金事業(以下「システム設計構築等事業」という。)を実施するために、複数の請負業者と計149件の請負契約を締結している。そして、協議会は、29年度内に上記の請負契約が全て完了したとして、これらを助成金の交付対象経費に含めて宮城県に実績報告書等を提出し、助成金の額の確定を受けた上で、助成金6件、計2,138,738,104円の交付を受けていた。

しかし、上記請負契約のうち42契約(契約金額計1,024,218,637円、助成金交付額同額。以下「本件基金事業」という。)については、本件基金事業の完了期限である29年度末までに完了していなかったにもかかわらず、協議会は、29年度内に全ての請負契約が完了したとして、虚偽の実績報告書等を宮城県に提出しており、同県は、当該実績報告書に基づき助成金の額の確定を行っていた。そして、本

件基金事業のうち、８契約については、その後業務の一部を取りやめており、21契約については、30年10月の会計実地検査時点においても業務が完了していなかった。

したがって、本件基金事業は助成金の交付対象とは認められず、これに係る協議会への助成金1,024,218,637円(交付金相当額同額)が宮城県の地域医療再生基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において本件基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと並びに計画的な契約の締結及び適切な進捗管理を行っていなかったこと、宮城県において協議会から提出された本件基金事業に係る実績報告書等の審査及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

協議会は、平成29年度に、助成金６件の交付を受けて、システム設計構築等事業を実施するために、複数の請負業者と計149件の請負契約(契約金額計2,139,956,424円、助成金交付額2,138,738,104円)を締結している。これらのうち、30年２月に締結した１件の請負契約において、協議会は、宮城県内の16医療機関が保有する電子カルテシステム等の診療データを協議会のデータセンターへアップロードするための環境を構築する業務を、契約金額135,342,360円(助成金交付額同額)で請負業者に行わせていた。そして、請負業者は、同年３月28日に同業務が完了したとする完了報告書を協議会に提出し、協議会は、同月30日に完了検査を行ったとして、宮城県に対して、同業務に係る実績報告書等を提出し、同県は、実績報告書等を審査するなどした上で、事業は適正に実施されたとして助成金の額の確定を行い、同額の助成金を交付していた。

しかし、協議会が宮城県に提出した実績報告書等は虚偽のものであって、実際には同業務は完了していなかった。そして、請負業者が協議会に提出した実際の作業報告書によると、請負業者は、16医療機関のうち15医療機関分については29年度内に業務を完了しておらず、また、残りの１医療機関分については30年７月に業務を取りやめており、取りやめた１医療機関分を除き、実際に同業務を完了したのは、完了報告書に記載された完了日から約１年後の31年３月26日となっていた。

したがって、当該契約に係る費用については助成金の交付対象とは認められず、助成金135,342,360円(交付金相当額同額)が宮城県の地域医療再生基金から過大に取り崩されていた。

そ　の　他 (121)－(123)

(121)　介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)介護保険制度運営推進費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費)
部　局　等	９府県、８市
国の負担の根拠	介護保険法(平成９年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)、予算補助
実　施　主　体	市62、区８、町23、村２、一部事務組合１、広域連合２、計98実施主体

事　　業　　者	26 事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護、訪問介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	20,422 件（平成 24 年度～30 年度）
過大に支払われた介護給付費の額	82,639,488 円（平成 24 年度～30 年度）
不当と認める国の負担額	23,533,089 円（平成 24 年度～30 年度）

1　介護給付の概要

(1)　介護保険

介護保険は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「介護サービス」という。）に係る保険給付を行うものであり、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が保険者、当該市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者等が被保険者となっている。

(2)　介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス(注2)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」という。）の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには訪問介護(注3)、通所介護(注4)等が、施設サービスには介護療養施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける（以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。）。

② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。

③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者（以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「事業者」という。）から介護サービスを受ける。

（注１）　居宅サービス　　居宅サービスには介護予防サービスを含む。

（注２）　地域密着型サービス　　地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

（注３）　訪問介護　　居宅の要介護者等が、当該要介護者等の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるもの

（注４）　通所介護　　居宅の要介護者等が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(3)　介護報酬の算定

事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額（以下「介護報酬」という。）は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）（以下、これらを合わせて「算定基準」という。）等に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価（10円から11.40円）を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県等は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

(4)　介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ事業者に支払うこととなっている（以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。）。

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている（図参照）。

①　事業者は、要介護者等に対して提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に送付する。

②　国保連合会は、事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

③　請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で国保連合会を通じて事業者に介護給付費を支払う。

図　介護給付費の支払の手続

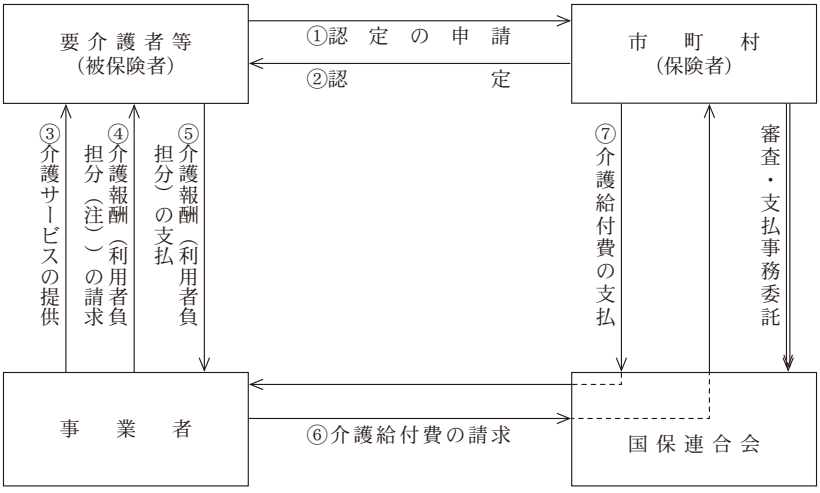

（注）　要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5)　国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分(注5)については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者(注6)が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注5)　施設等分　　施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注6)　医療保険者　　医療保険各法の規定において保険者とされている都道府県(平成30年度以降)、市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着眼して、15府県及び9市において、保険者である実施主体の40事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費請求書等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2)　検査の結果

検査の結果、9府県及び8市に所在する26事業者に対して19都府県の98市区町村等の実施主体が行った平成24年度から30年度までの間における介護給付費の支払が計20,422件、計82,639,488円過大となっていて、これに対する国の負担額23,533,089円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア　通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

(ｱ)　前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(Ⅰ)とするなどして、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等による。

(ｲ)　事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位(24年4月から27年3月までの間は42単位)を所定単位数に加算する。

(ｳ)　事業所と同一建物に居住する者等に対して通所介護を提供した場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。

しかし、7事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

㈠　1事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所介護費(Ⅰ)の区分によらずに通常規模型通所介護費の区分により単位数を算定していた。

㈡　5事業者は、事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を配置していなかったことなどから個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき46単位又は42単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

㈢　1事業者は、事業所と同一建物に居住する者等に対して通所介護を提供していたのに、1日につき94単位を所定単位数から減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、7,803件の請求に対して26市町村等が支払った介護給付費が計30,864,821円過大となっていて、これに対する国の負担額9,483,054円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

事業者Aは、大阪市から通所介護事業所の指定を受けて、通所介護を提供している。そして、事業者Aは、平成27年4月1日から29年12月31日までの間のいずれの営業日(計856日)においても、当該事業所に専ら機能訓練指導員の職務に従事するとして配置した常勤の看護職員を通所介護を行う時間帯に機能訓練指導員以外の職務にも従事させるなどしていたことから、個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る基準に適合していなかったのに、要介護者に対して機能訓練を行うなどして提供した通所介護に係る介護報酬の算定に当たり、1日につき46単位を所定単位数に加算していた。

このため、1,578件の請求に対して1市が支払った介護給付費が計8,643,235円過大となっていて、これに対する国の負担額2,731,413円は負担の必要がなかった。

イ　訪問介護

算定基準等によれば、訪問介護については、訪問介護事業所の指定を受けた事業者が、次のいずれかの要件を満たす建物の居住者に対してこれを提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算して介護報酬を算定することとされている。

①　当該事業所の所在する建物と同一の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する有料老人ホーム等に限る。以下同じ。)等

②　当該事業所から訪問介護の提供を受けている者が1月当たり20人以上居住している建物

しかし、9事業者は、これらのいずれかの要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、2,275件の請求に対して40市区町村が支払った介護給付費が計19,461,814円過大となっていて、これに対する国の負担額5,879,160円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

事業者Bは、鳥取県(平成30年4月以降は鳥取市)から訪問介護事業所の指定を受けて訪

問介護を提供している。そして、事業者Bは、2か所の有料老人ホームの居住者に対して訪問介護を提供しており、これらの者に対して提供した訪問介護に係る介護報酬の算定に当たり、いずれの有料老人ホームも事業者Bの訪問介護事業所が所在する建物と同一の建物であったのに、28年12月から29年6月までの間、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算していなかった。

このため、501件の請求に対して7市区町が支払った介護給付費が計3,297,453円過大となっていて、これに対する国の負担額976,544円は負担の必要がなかった。

ウ　その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護療養施設サービス、介護福祉施設サービス、特定施設入居者生活介護、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、10事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、10,344件の請求に対して37市区町等が支払った介護給付費が計32,312,853円過大となっていて、これに対する国の負担額8,170,875円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、府県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を府県等別に示すと、次のとおりである。

府県等名	実施主体(事業者数)	年度	過大に支払われた介護給付費の件数	過大に支払われた介護給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
郡山市	8市町村(1)	26～29	1,737	1,509	447	ア
栃木県	9市町(2)	24～28	904	8,490	2,595	ア、イ
さいたま市	11市区等(1)	27～29	805	2,769	683	ウ
千葉県	14市区(2)	27～30	246	3,936	1,175	イ
千葉市	1市(1)	29	1,464	1,984	586	ウ
静岡県	2市(1)	28、29	252	2,598	647	ウ
京都府	8市町(1)	25～29	1,060	3,476	869	ウ
大阪府	4市等(2)	27～29	2,361	6,132	1,891	ア
大阪市	1市(1)	27～29	1,578	8,643	2,731	ア
貝塚市	5市町(1)	27～29	839	4,734	1,411	ア
鳥取市	7市区町(1)	28、29	501	3,297	976	イ
下関市	2市(1)	27～29	648	3,070	935	ア
徳島県	8市町等(4)	24～29	3,052	9,546	2,408	ウ
高知県	7市町(2)	25～30	3,711	11,937	2,974	ウ
大分県	2市(2)	27～29	367	4,364	1,329	イ
大分市	7市(1)	27、28	329	1,967	592	イ
鹿児島県	11市町村(2)	27～29	568	4,179	1,275	イ
計	98市区町村等(26)	24～30	20,422	82,639	23,533	

注(1)　計欄の実施主体数は、府県等の間で実施主体が重複することがあるため、各府県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2)　摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(122) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費
部　局　等	1県、1市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	市3、町1、計4実施主体
事　業　者	指定就労移行支援事業者2、指定就労継続支援A型事業者1、計3事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援、就労継続支援A型
過大に支払われた訓練等給付費の件数	343件(平成28、29両年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	7,338,471円(平成28、29両年度)
不当と認める国の負担額	3,669,235円(平成28、29両年度)

1　自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援(注1)、就労継続支援A型(注2)等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。

② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

（注１）　就労移行支援　　就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

（注２）　就労継続支援Ａ型　　通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

⑶　障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10円から11.44円）を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援に要する費用の額は、算定基準等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

①　平成24年10月から30年３月までは、就労移行支援に係る指定障害福祉サービスを提供する事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して６か月以上雇用されている者又は雇用されていた者（以下「就労定着者」という。）の人数が過去４年間０である場合は、基本報酬の単位数に100分の50（26年度以前は100分の70）を乗じて得た単位数等を基に算定する(注３)。ただし、28年４月以降は、就労継続支援Ａ型に係る指定障害福祉サービスを提供する事業所（以下「指定就労継続支援Ａ型事業所」という。）に雇用された者は、就労定着者とはならない。

②　27年度から29年度までは、指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者（以下「就労移行者」という。）の人数が過去２年間０である場合は、基本報酬の単位数に100分の85を乗じて得た単位数等を基に算定する(注３)。

また、就労継続支援Ａ型に要する費用の額は、算定基準等に基づき、指定就労継続支援Ａ型事業所において、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

（注３）　平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就職後６か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬が設定されることとなり、就労定着者の人数が過去４年間０である場合等の減算及び就労移行者の人数が過去２年間０である場合の減算は廃止された。

⑷　訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者に支払うこととなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力そ

の他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

訓練等給付費等の支払手続については、①事業者は、訓練等給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等（以下「請求書等」という。）を、市町村から訓練等給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、訓練等給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者に訓練等給付費等を支払うことになっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、10都県及び10市（2政令指定都市、8中核市）において、指定就労移行支援事業所等を設置する207事業者に対する訓練等給付費の支払について、訓練等給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、訓練等給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、1県及び1市（1中核市）に所在する3事業者は、就労移行支援に係る訓練等給付費について、指定就労移行支援事業所における過去4年間の就労定着者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に100分の50を乗ずることなく算定したり、過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に100分の85を乗ずることなく算定したり、就労継続支援A型に係る訓練等給付費について、指定就労継続支援A型事業所にサービス管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、28、29両年度に、上記の3事業者に対して4市町が行った訓練等給付費の支払が計343件、計7,338,471円過大となっていて、これに対する国の負担額3,669,235円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町において訓練等給付費の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

鳥取県に所在する事業者Aは、平成28、29両年度に実施した就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、指定就労継続支援A型事業所に雇用された者を誤って就労定着者としていたため、実際は過去4年間の就労定着者の人数が0となっていたのに、同年度において障害福祉サービスの提供を受けた利用者について、基本報酬の単位数に100分の50を乗じていなかった。

このため、上記の事態に係る70件の請求に対して2市町が支払った訓練等給付費が計4,050,556円過大となっていて、これに対する国の負担額計2,025,278円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する県等別に示すと、次のとおりである。

県等名	実施主体（事業者数）	年度	過大に支払われた訓練等給付費の件数	過大に支払われた訓練等給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
富山市	2市(1)	28、29	195	2,016	1,008	就労継続支援A型
鳥取県	2市町(2)	28、29	148	5,321	2,660	就労移行支援
計	4市町(3)	28、29	343	7,338	3,669	

(123) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)障害保健福祉費
部局等	3道県
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
実施主体	市5、町4、村2、計11実施主体
事業者	指定児童発達支援事業者等2、指定放課後等デイサービス事業者2、計4事業者
過大に支払われた障害児通所給付費に係る障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
過大に支払われた障害児通所給付費の件数	635件(平成27年度～30年度)
過大に支払われた障害児通所給付費の額	20,140,228円(平成27年度～30年度)
不当と認める国の負担額	10,070,112円(平成27年度～30年度)

1　障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、障害児に対して児童発達支援(注1)、放課後等デイサービス(注2)等を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

そして、障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

①　障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。

②　通所給付決定を受けた障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、通所給付決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市等の市長の指定を受けた指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事又は政令指定都市等の市長は、必要があると認めるときは事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

（注１）　児童発達支援　　障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

（注２）　放課後等デイサービス　　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

⑵　障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「算定基準」という。）等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価（10 円から 11.52 円）を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者（以下「管理責任者」という。）を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算（以下「管理責任者欠如減算」という。）として、基本報酬の単位数に、管理責任者欠如減算が適用される月から５月未満の月については 100 分の 70 を、５月以上の月については 100 分の 50（平成 29 年度以前は 100 分の 70）をそれぞれ乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

また、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、事業所に置くべき従業者の員数に加え、従業者を一人以上配置している場合に、児童指導員等加配加算（29 年度以前は指導員加配加算）として、加配する従業者の種別、事業所の定員等に応じた単位数を基本報酬の単位数に加算することとなっている。そして、事業所には管理責任者を配置しなければならないこととなっていることから、管理責任者を配置していない場合には、児童指導員等加配加算を算定することはできないこととなっている。

⑶　障害児通所給付費

市町村は、法に基づき、通所給付決定保護者が事業所から障害児通所支援の提供を受けたときは、これに係る障害児通所給付費を事業者に支払うこととなっており、障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしんしゃくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

障害児通所給付費の支払手続については、①事業者は、障害児通所給付費を記載した障害児通所給付費・入所給付費等請求書等（以下「請求書等」という。）を、市町村から障害児通所給付費の審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の一次審査を行い、障害児通所給付費

を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして二次審査を行った上で、同連合会を通じて事業者に障害児通所給付費を支払うことなどになっている。(注3)

（注3） 平成30年4月の法改正以前は、国民健康保険団体連合会が、市町村から障害児通所給付費に係る支払に関する事務の委託を受け、事業者から送付された請求書等の点検を行い、障害児通所給付費を市町村に請求して、請求を受けた市町村が、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業所に障害児通所給付費を支払うことになっていた。

そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、12都道県及び8市（政令指定都市等）において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する251事業者に対する障害児通所給付費の支払について、障害児通所給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、3道県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者を配置していなかったなどしていたのに、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定したり、児童指導員等加配加算の要件を満たしていなかったのに、児童指導員等加配加算の単位数を算定したりなどしていた。このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して11市町村が行った障害児通所給付費の支払が計635件、計20,140,228円過大となっていて、これに対する国の負担額10,070,112円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町村において障害児通所給付費の算定について審査が十分でなかったこと、道県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

北海道に所在する事業者Aは、児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を行った事業所aにおいて、平成30年6月から同年12月の途中まで管理責任者を配置していなかったのに、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定したり、児童指導員等加配加算の単位数を算定したりなどしていた。

このため、上記の事態に係る30年6月から同年12月までの7か月間における115件の請求に対して1市が支払った障害児通所給付費が計6,548,107円過大となっていて、これに対する国の負担額3,274,053円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する道県別に示すと、次のとおりである。

道県名	実施主体（事業者数）	年度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘要
			件	千円	千円	
北海道	2市村(1)	30	231	11,880	5,940	児童発達支援、放課後等デイサービス
福岡県	5市町(1)	30	57	1,229	614	放課後等デイサービス
沖縄県	4市村(2)	27～30	347	7,030	3,515	児童発達支援、放課後等デイサービス
計	11市町村(4)	27～30	635	20,140	10,070	

意見を表示し又は処置を要求した事項

（1） 事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

（令和2年10月20日付けで厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛てに本院が是正改善の処置を求めたものの全文は、403ページの日本年金機構の項に掲記）

（2） 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額について、市町村に対して交付額を算定するに当たって根拠とした資料等を適切に整理し、保管しておくことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び詳細な健診項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討することなどにより、特定健康診査を実施する市町村に対する国の負担が適切なものとなるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)医療費適正化推進費	
部局等	厚生労働本省	
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
事業主体	942市区町村等	
負担金の概要	市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部を負担するもの	
基準額に基づき負担金の交付額を算定していた市区町村等及び特定健康診査に係る負担金相当額(1)	931市区町村等	103億5632万余円(平成28年度)
	923市区町村等	100億6946万余円(平成29年度)
	942市区町村等(純計)	計204億2578万余円

⑴の負担金相当額のうち適切に算定されているかについて確認することができない状況となっていると認められる額		103億5632万円（平成28年度） 100億6946万円（平成29年度） 計204億2578万円（背景金額）
⑴の負担金相当額の算定の対象とされていた実施人員数	5,450,102人（平成28年度） 5,290,116人（平成29年度） 計10,740,218人	
上記のうち詳細な健診項目を実施したとして基本・詳細単価の適用対象となっていた実施人員数	1,217,124人（平成28年度） 1,189,504人（平成29年度） 計　2,406,628人	
前記の実施人員数を基に本院が試算した詳細な健診項目に係る修正単価を適用して試算した負担金相当額⑵		100億1182万余円（平成28年度） 97億3135万余円（平成29年度） 計197億4318万円
⑴と⑵の開差額		6億8260万円

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について

（令和2年10月23日付け　厚生労働大臣宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により意見を表示する。

記

1　国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金等の概要

⑴　特定健康診査等の概要

ア　特定健康診査の概要

健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等（以下「医療保険各法」という。）に規定する保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）等に基づき、毎年度、当該年度の4月1日における被保険者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査及び特定保健指導(注1)（以下、両者を合わせて「特定健康診査等」という。）を行うものとすることとなっている。そして、医療保険各法に規定する保険者は、医療機関又はその他適当と認められるものに対し、特定健康診査等の実施を委託することができることとなっている。

（注1）　特定保健指導　　特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導

高齢者医療確保法等によれば、特定健康診査は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であって、内臓脂肪の蓄積に起因するものに関する健康診査とされている。また、特定健康診査を行う項目（以下「健診項目」という。）は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第1条第1項第1号から第9号に規定される身長、体重及び腹囲の検査、BMIの測定、血圧の測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査等（以下、これらを合わせて「基本的な健診項目」という。）と、同項第10号に規定される厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの（以下「詳細な健診項目」という。）から成っている。

イ　詳細な健診項目の概要

詳細な健診項目は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準」（平成20年厚生労働省告示第4号。以下「告示」という。）によれば、貧血検査、心電図検査及び眼底検査の3項目(注2)とされている。そして、告示において厚生労働大臣が定めている詳細な健診項目の基準（平成28、29両年度において詳細な健診項目を実施する際に適用されていた基準(注3)）によれば、貧血検査については、貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者とされており、心電図検査及び眼底検査については、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、血圧、腹囲等の全ての項目について、一定の数値基準に該当した者とされている。

また、実施基準によれば、医師は、詳細な健診項目を実施する場合には、当該項目の対象となる者に対して当該項目を実施する前にその理由を明らかにするとともに、保険者に対しても当該項目を実施した後に、その理由を明らかにしなければならないこととされている。

（注2）　平成30年度から血清クレアチニン検査が新たに追加され、現在は4項目となっている。

（注3）　平成30年度以降、心電図検査は、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧が一定の数値基準に該当した者又は問診等で不整脈が疑われる者となり、眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が一定の数値基準に該当した者となっている。

(2)　国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、市町村(注4)（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又は国民健康保険組合が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者又は国民健康保険組合の組合員を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

国民健康保険の保険者である市町村は、高齢者医療確保法等に基づき、特定健康診査等を実施している。そして、貴省は、20年度から、国民健康保険法に基づき、市町村が行う特定健康診査等の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を促進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的として、市町村に対して、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を負担するために、国民健康保険特定健康

診査・保健指導国庫負担金（以下「負担金」という。）を交付している。(注5)

貴省が交付した負担金の額は、28年度172億1011万余円、29年度164億7602万余円、計336億8614万余円となっている。

（注4） 国民健康保険法が改正され、平成30年4月以降は、都道府県も、国民健康保険の財政運営の責任主体として新たに保険者に加わっている。

（注5） 平成30年4月以降は、都道府県を通じて、当該都道府県内の各市町村に交付されている。

国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱（平成23年厚生労働省発保0331第1号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）によれば、負担金は、実施基準により市町村が行う特定健康診査等を交付の対象とすることとされている。そして、「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金取扱要領」（平成23年保総発0331第1号厚生労働省保険局総務課長通知。以下「取扱要領」という。）によれば、詳細な健診項目については、医師の判断により実施した場合のみ交付の対象とし、市町村の判断で一律に追加実施した場合等は交付の対象としないこととされている。

また、交付要綱によれば、負担金の交付額は、交付要綱に定める基準額（以下「基準額」という。）と、交付要綱に定める特定健康診査等の実施に必要となる報酬、委託料等の対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率（3分の1）を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

上記のうち、特定健康診査に係る基準額は、実施方法等別に定められた基準単価（以下「基準単価」という。）に実施人員数を乗じて算定した額の合計額とされている。基準単価は、表1のとおり、実施方法によって、集団健診により実施した場合と、個別健診により実施した場合とに区分して定められており、さらに、当該区分ごとに、実施された健診項目に応じて、基本的な健診項目のみ実施の場合（以下、この場合の単価を「基本単価」という。）と、基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施の場合（以下、この場合の単価を「基本・詳細単価」という。）とに区分して定められている。

表1　国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の特定健康診査に係る基準単価　（単位：円）

実施方法 / 健診項目	集団健診		個別健診	
	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
基本的な健診項目のみ実施（基本単価）	4,190	5,390	5,490	7,060
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施（基本・詳細単価）	5,080	6,530	6,600	8,500

（注）「非課税世帯」は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価である。

そして、取扱要領によれば、詳細な健診項目については、貧血検査、心電図検査及び眼底検査のいずれかを1項目でも実施した場合は、詳細な健診を実施したものとみなすこととされている。このため、基準額の算定に当たっては、詳細な健診項目のうちのいずれか1項目でも実施すれば、一律に基本・詳細単価が適用されている。

また、交付要綱によれば、特定健康診査の実施方法のうち、集団健診は、医療機関（健診センター等）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診のための専用の設備を設けて（日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。）健診を行うも

の（個別健診に該当しないもの）とされている。また、個別健診は、医療機関の施設で行う形態で、診療を目的として来院している一般の患者に混じって、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うものとされている。取扱要領によれば、実施方法が集団健診と個別健診のいずれに該当するのかが判別できない場合は、集団健診により実施したものとみなすこととされており、「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」によれば、健診センターが設置されている医療機関等で受診する場合には、特定健康診査は通常健診センターにおいて実施されるものと考えられることから、負担金については、集団健診として申請することとされている。

さらに、交付要綱によれば、負担金の交付決定には、負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないなどとする条件が付されるものとすることとされている。

(3)　特定健康診査に係る結果データ等の概要

市町村は、特定健康診査の実施に必要な被保険者、特定健康診査を実施する医療機関等（以下「実施医療機関等」という。）、保険者、委託単価等の共通的な基本データ（以下「マスタデータ」という。）について、各都道府県に設立されている国民健康保険団体連合会(注6)が管理している「特定健診等データ管理システム」（以下「特定健診システム」という。）又は各市町村が独自に整備しているシステム（以下、両者を合わせて「特定健診システム等」という。）により管理している。

また、実施基準等によると、実施医療機関等は、受診者ごとの特定健康診査の結果に関するデータ（保険者番号、受診者情報、特定健康診査結果（実施項目、詳細な健診項目を実施した理由、結果・判定等）等）、実施医療機関等の情報等に関する記録（以下「特定健診結果データ」という。）について、貴省が定めた標準的なデータファイル仕様に基づいて電磁的方法により作成し、安全かつ速やかに保険者である市町村に提出することとなっている。

そして、市町村に提出された特定健診結果データは、特定健診システム等に保存・蓄積され、当該市町村において特定保健指導の対象者の選定等に利用されるなどしているほか、負担金の交付額の算定等にも活用されている。

（注6）　国民健康保険団体連合会　　国民健康保険法に基づいて、国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために各都道府県知事の認可を受けて設立することができるとされている法人

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

国は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、高齢者医療確保法を定めて、医療保険各法に規定する保険者による特定健康診査等の実施に関する措置を講じている。そして、貴省は、特定健康診査等を実施した市町村に対して、その実施に要する費用の一部を負担するために、負担金を交付しており、その交付額は、毎年度多額に上っている。

そこで、合規性、経済性等の観点から、負担金の交付額の算定及び負担金の交付額を算定した際に使用したデータ、資料等の保管は交付要綱等に基づき適切に行われているか、また、基準単価は特定健康診査の実施状況等を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼

して、23都道府県(注7)の986市区町村等のうち、28、29両年度又はいずれかの年度において基準額に基づいて負担金の交付額を算定していた942市区町村等(28年度931市区町村等、29年度923市区町村等)に対して交付された負担金のうち特定健康診査に係る負担金相当額28年度103億5632万余円、29年度100億6946万余円、計204億2578万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省において、基準単価の設定根拠等を聴取したり、23都道府県及び上記942市区町村等のうち215市区町村等において、事業実績報告書等の関係書類の内容や特定健康診査の実施状況等について確認したりなどして会計実地検査を行うとともに、残りの727市区町村等については、事業実績報告書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注7)　23都道府県　　東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、富山、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、愛媛、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　負担金の交付額の妥当性を確認することができない状況となっている事態

28、29両年度又はいずれかの年度に、基準額に基づいて負担金の交付額を算定していた942市区町村等が貴省に提出した事業実績報告書によると、基準額の算定に当たり、基準単価に乗じている実施人員数の実施方法別・健診項目別の内訳は、表2のとおりとなっており、実施人員数の合計は10,740,218人となっている。

表2　基準額の算定に当たり、942市区町村等が集計した実施人員数の内訳　　(単位：人)

健診項目＼実施方法	年度	集団健診	個別健診	計
基本的な健診項目のみ実施	平成28	1,643,323	2,589,655	4,232,978
	29	1,580,038	2,520,574	4,100,612
	小計	3,223,361	5,110,229	8,333,590
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	28	264,946	952,178	1,217,124
	29	252,321	937,183	1,189,504
	小計	517,267	1,889,361	2,406,628
計	28	1,908,269	3,541,833	5,450,102
	29	1,832,359	3,457,757	5,290,116
	合計	3,740,628	6,999,590	10,740,218

基準額の算定に必要となる実施人員数は、特定健診システム等で保存されているマスタデータ及び特定健診結果データから、負担金の算定基礎にするための情報が抽出されているデータ(以下「負担金基礎データ」という。)を出力し、負担金基礎データに基づいて集計することになる。その際、負担金基礎データの一部の情報については、市町村との間で締結された特定健康診査に係る業務委託契約(以下「健診契約」という。)の内容に基づいて実施医療機関等の入力した情報が基となっているため、健診契約の内容が交付要綱等で定める基準単価を適用する基準等との間で一致していないなどの場合には、交付要綱等に従っ

て負担金基礎データを修正した上で、実施人員数を集計する必要がある（以下、この必要に応じて修正した後のデータを「修正後基礎データ」という。）。

しかし、実施人員数が適切に集計されていたかなどについて、942市区町村等が事業実績報告書の作成に当たって使用したとする修正後基礎データ、負担金基礎データ、負担金基礎データの基になっている特定健診結果データ等の提出を受けて確認しようとしたところ、当該データ等は、証拠書類として保管されておらず、また、特定健診システム等で管理され、保存されているマスタデータと特定健診結果データ等の一部は、既に上書きされるなどしていた。このため、事業実績報告書において実施人員数とされている前記の10,740,218人について、各基準単価を適用する実施人員数が交付要綱等の基準等に従って適切に集計されているか、負担金の交付額の算定が適正に行われているかなどについて確認することができない状況となっていた（図1参照）。

図1　事業実績報告書作成の実務の流れ（概念図）

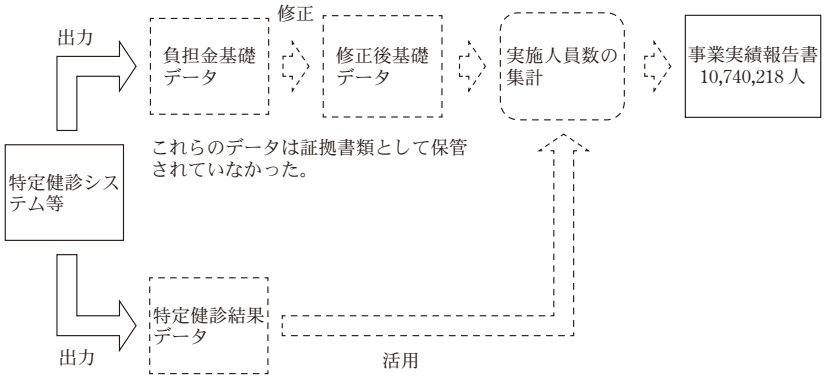

このような状況を踏まえて、詳細な健診項目の実施状況及び実施方法の区分の状況について可能な限り確認するために、本院は、942市区町村等から、再出力した負担金基礎データ及び関連する特定健診結果データ等に匿名化の処理等を行ったデータの提出を受けて、各データを突合するなどして分析することとした。

本院が提出を受けた上記の各データを突合したところ、負担金基礎データ上の各受診者のデータと特定健診結果データ上の各受診者のデータとが合致して分析の対象とすることができたのは、計7,113,952人分（28年度3,554,410人分、29年度3,559,542人分。753市区町村等内に居住）のデータであった（図2参照）。

図2　本院が実施した負担金基礎データ等の分析（概念図）

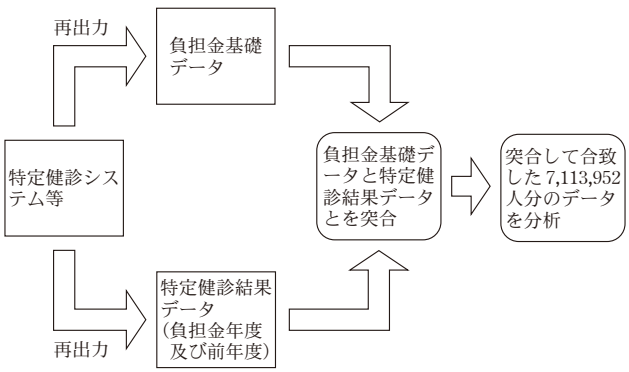

そして、当該データを分析した結果、次のような状況が見受けられた。

ア　上記の7,113,952人のうち、詳細な健診項目を実施した記録が確認できたのは、計2,127,443人（713市区町村等内に居住）となっていた。そして、この2,127,443人について、特定健診結果データにより確認したところ、告示に定める基準等に該当していなかった者が計712,994人含まれていた。

イ　負担金基礎データ等において、個別健診のみを実施したことになっていたり、集団健診による受診者と個別健診による受診者の両方が混在していたりしている医療機関等について、各医療機関等が公開している各種の情報等で確認するなどしたところ、延べ1,730医療機関等において、健診センター等が設置されているなどしていた。そして、前記の7,113,952人のうち、上記の延べ1,730医療機関等において、個別健診の受診者とされていたのは計574,334人となっていた。

交付要綱等によると、アについては基本・詳細単価ではなく基本単価が適用される場合に、また、イについては個別健診の基準単価ではなく集団健診の基準単価が適用される場合に、それぞれ該当すると思料されたものの、基準単価を適用する実施人員数の集計に当たって市町村が行った負担金基礎データへの修正の状況が確認できず不明なため、実施人員数の集計が適正に行われていたのかについては、確認できない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

横浜市から提出された平成28年度分の負担金基礎データと特定健診結果データを突合したところ、両データが合致したのは83,001人分であった。そして、負担金基礎データにより、これらの受診者を健診項目及び実施方法を基に区分したところ、詳細な健診項目を実施していた者は38,888人、個別健診により特定健康診査を実施していた者は75,532人となった。

しかし、特定健診結果データにより確認したところ、詳細な健診項目を実施していた38,888人のうち、16,642人については、告示に定める基準等に該当していない者であった。交付要綱等によると、これら16,642人については基本単価が適用される場合に該当すると思料されるが、修正後基礎データ等が保管されていないなどのため、実施人員数の集計において、修正が適正に行われていたのか確認できない状況となっていた。

また、個別健診により特定健康診査を実施していた75,532人のうち、4,631人については、健診センターが設置されているなどの状況が確認できた実施医療機関等において受診していた。交付要綱等によると、これら4,631人については、集団健診の基準単価が適用される場合に該当すると思料されるが、修正後基礎データ等が保管されていないなどのため、実施人員数の集計において、修正が適正に行われていたのか確認できない状況となっていた。

このように、負担金の交付額の算定に当たり、実施人員数を集計する際に使用した修正後基礎データ等が確認できない状況となっている理由について、市町村は、修正後基礎データ等は、交付決定の条件として、整理し、5年間保管しておかなければならないとされている証拠書類に該当するとの認識がなく、証拠書類として整理して保管していなかったことなどによるとしている。

一方、貴省は、基準額を算定する際の資料等についても、交付決定の条件として保管しておくこととされている証拠書類に該当し、負担金の交付額の算定が適切に行われたのか事後的に確認を行えるようにするために、当該条件に従って保管しておく必要があるとしている。しかし、貴省は、負担金の交付額の算定に当たって特定健康診査の実施人員数等や詳細な健診項目を実施した人員数を把握した際に使用した資料等を保管しておく必要性等について、交付要綱等において特に明示したり、市町村に対して指導したりすることは行っていない。

⑵　基本・詳細単価が詳細な健診項目の実施状況等を踏まえたものとなっていない事態

28、29両年度の事業実績報告書において、詳細な健診項目を実施したとして基本・詳細単価の適用対象となっていた実施人員数は、表2のとおり、2,406,628人となっている。

前記のとおり、取扱要領によれば、詳細な健診項目については、3項目のいずれかを1項目でも実施した場合は、詳細な健診を実施したものとみなすこととされており、このため、基準額の算定に当たっては、詳細な健診項目である3項目のうちのいずれか1項目以上を実施した場合、実際の実施項目及び実施数に関係なく、一律に基本・詳細単価が適用されている。

一方、貴省は、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きVer2.0」(平成25年4月厚生労働省保険局)において、健診契約で定めるべき標準的な内容を示しており、その中で、契約単価の設定に関して、基本的な健診項目は、一括の単価設定となり、詳細な健診項目は、どの項目を実施するかは医師の判断によるため、実施する瞬間まで確定しないことから1項目ずつの単価設定となるとしている。このため、前記753市区町村等のうちの726市区町村等は、詳細な健診項目について、項目ごとに契約単価を設定した健診契約を締結していて、これに基づいて委託費の支払等が行われている状況となっていた。

前記のとおり、医師は、詳細な健診項目を実施する場合、項目ごとに実施の要否を判断して、その理由を明らかにしなければならないなどとされており、医師が実際に詳細な健診項目を実施した場合には、実施医療機関等において、項目ごとに実施した理由とその結果を特定健診結果データとして記録することになるため、特定健診結果データにより、詳細な健診項目について、各項目を実施した実績を個別に確認することができる状況となっている。

そこで、前記の7,113,952人分のうち、詳細な健診項目を実施していた2,127,443人から、⑴アにおいて告示に定める基準等に該当していないと認められた712,994人を除いた計1,414,449人について、特定健診結果データにより詳細な健診項目の実施状況を確認した。

その結果、貧血検査を実施した者は計1,356,352人、心電図検査を実施した者は計84,729人、及び眼底検査を実施した者は計49,841人となっていた。また、実施した項目数別でみると、1項目のみを実施した者は計1,349,504人(実施率95.4%)、2項目実施した者は計53,417人(同3.7%)、3項目全てを実施した者は計11,528人(同0.8%)であった。さらに、1項目のみ実施した上記の1,349,504人のうち、計1,322,584人(93.5%)については、3項目のうちで、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表に定められた点数が最も低い貧血検査のみを実施した者となっていた。このように、健診契約においては詳細な健診項目ごとに契約単価が定められていたり、詳細な健診項目の実施においては各項目間で実施率に大きな差が生じていたりなどしている状況となっている。

一方、上記のような状況であるにもかかわらず、基準額の算定に当たって一律に基本・詳細単価を適用することとしている理由について、貴省は、詳細な健診項目ごとに基準単価を定めることとした場合、項目ごとに実施人員数等を把握する必要が生じ、これによ

り、市町村において事務負担が生ずることになることなどから、市町村における事務負担の軽減を図るためであるとしている。また、貴省は、基本・詳細単価について、詳細な健診項目を実施した際に保険者が実施医療機関等に支払う契約単価の実績を基に、各項目の単価として各項目ごとに契約単価の平均値等を求め、これらの単価を合計して得た額を総項目数で除するなどして算定しているなどとしている。

しかし、貴省が行っている上記基本・詳細単価の算定方法では、各項目間での契約単価の差は平均化されているものの、各項目の実施率は特に考慮されていない(図3参照)。

このため、契約単価が他の健診項目に比べて低額に設定されていると思料される健診項目の実施率が、他の健診項目の実施率に比べて著しく高い場合等においては、一律に基本・詳細単価を適用して基準額を算定した場合、特定健康診査の実施に実際に要した費用との開差がより大きなものとなる。

したがって、市町村の事務負担を考慮して、仮に一律に基本・詳細単価を適用することとしている現在の基準額の算定方法を維持するとしても、詳細な健診項目の実施状況を踏まえた適切な基本・詳細単価を算定する必要があると認められる。

そこで、図3のとおり、貴省が令和2年度の負担金から適用することとした基本・詳細単価を算定した際に使用した3項目の各単価に、前記の検証により確認されたそれぞれの項目の実施人員数1,356,352人(貧血検査)、84,729人(心電図検査)及び49,841人(眼底検査)をそれぞれ乗じて得た額を合計した510,803,766円を、詳細な健診項目を実施していた総人員数である前記の1,414,449人で除して得た詳細な健診項目に係る単価362円を基に修正した基本・詳細単価を算定し、基本単価及び修正した基本・詳細単価と942市区町村等の事業実績報告書における実施人員数により負担金相当額を試算すると、計197億4318万円(平成28年度100億1182万余円、29年度97億3135万余円)となり、前記の204億2578万余円と比べて、6億8260万余円の開差が生ずることになる。

図3　基本・詳細単価の算定方法の比較(概念図)

契約単価の実績に基づいて設定した詳細な健診項目ごとの単価等	貧血検査の単価＝A、心電図検査の単価＝B、眼底検査の単価＝C 基本単価　＝D
厚生労働省における基本・詳細単価の算定方法	詳細な健診項目に係る単価＝(A＋B＋C)÷詳細な健診項目の総項目数3＝E 基本・詳細単価＝D＋E
本院の試算における基本・詳細単価の算定方法	詳細な健診項目に係る単価＝(A×貧血検査の実施人員数＋B×心電図検査の実施人員数＋C×眼底検査の実施人員数)÷詳細な健診項目の総実施人員数＝E' 基本・詳細単価＝D＋E'

(是正改善及び改善を必要とする事態)

負担金の算定基礎とした修正後基礎データ等を市町村が保管していないことなどから、負担金の基準額の算定が適切に行われていたかについて確認できない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、基本・詳細単価が詳細な健診項目の実施状況等を踏まえた単価となっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、市町村において、交付要綱等についての理解が十分でなかったことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア　市町村に対して、基準額算定の根拠とした資料等を交付決定の条件に従って、証拠書類として整理し、保管しておく必要があることなどについて十分に周知していないこと

イ　基本・詳細単価の算定に当たり、詳細な健診項目の実施状況等を十分に把握していないこと

3　本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

貴省は、国民健康保険の被保険者に対する特定健康診査の実施を更に推進するために、今後も、国民健康保険法に基づき、市町村に対して、負担金を交付していくこととなる。

ついては、貴省において、負担金の交付額の算定が、交付要綱、実施基準、告示等に基づいて、適切に行われているか確認できるようにするとともに、特定健康診査を実施する市町村に対する負担金の交付額の算定が適切なものとなるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

ア　市町村に対して、負担金の交付額の算定に当たり、基準額を算定する際に集計した実施人員数の根拠としたデータ、資料等を、交付決定の条件に従って、適切に整理し、保管することについて周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

イ　基本・詳細単価の設定に当たり、詳細な健診項目の各項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)　国民健康保険団体連合会等補助金の交付額の算定に当たり、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業又は小規模保険者支援事業とそれ以外の業務とを兼務している保健師等に係る人件費について、補助対象事業に従事した実績に基づくなどして、補助対象経費の実支出額を算定することなどにより、同補助金の交付額の算定が適切に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)厚生労働本省　(項)医療保険給付諸費
部局等	厚生労働本省、13県
補助の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
補助事業者(事業主体)	13国民健康保険団体連合会
補助事業の概要	診療報酬の適正な審査と迅速な支払を行うとともに、保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、保険者の事業の運営の安定化を推進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的として、国民健康保険団体連合会等の事業を補助するもの

ヘルスサポート事業とその他の業務とを兼務していた保健師に係る人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた国民健康保険団体連合会及び国庫補助金相当額(1)	13 国民健康保険団体連合会	1 億 7595 万円(平成 29、30 両年度)
小規模保険者支援事業とその他の業務とを兼務していた専門員に係る人件費全額に基づき対象経費の実支出額を算定していた国民健康保険団体連合会及び国庫補助金相当額(2)	8 国民健康保険団体連合会	3209 万円(平成 29、30 両年度)
(1)及び(2)の純計	13 国民健康保険団体連合会	2 億 0804 万円(背景金額)

1 国民健康保険団体連合会等補助金等の概要

(1) 国民健康保険団体連合会等補助金の概要

厚生労働省は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に基づき、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的として、各都道府県知事の認可を受けて設立されている団体である国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)、及び公益社団法人国民健康保険中央会に対して、国民健康保険団体連合会等補助金(以下「補助金」という。)を交付している。

国民健康保険団体連合会等補助金交付要綱(昭和 52 年厚生省発保第 36 号。以下「交付要綱」という。)等によれば、国保連合会に対する補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とすることとされている。

① 交付要綱に定める各補助対象事業の基準額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と各補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額等を交付額とする。

このうち、対象経費の実支出額は、各補助対象事業を行うために必要な経費の実支出額に厚生労働省が毎年度発出する「国民健康保険団体連合会等補助金に係る補助対象事業及び対象経費等について」(厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡。以下「事務連絡」という。)において示された割合を乗じて算定した額とされている。そして、各補助対象事業を行うために必要な経費については、事務連絡において、上限額が設けられている。

交付要綱によれば、国保連合会は、都道府県を通じて、交付申請書及び事業実績報告書を厚生労働省に提出することとされており、同省は、これらに基づき補助金の交付決定及び額の確定を行っている。そして、交付決定には、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、保管しておかなければならないなどとする条件が付されている。

⑵　補助対象事業及び対象経費の概要

交付要綱によれば、補助金の交付の対象となる事業は、保健事業、保険者共同事業等とされている。

ア　保健事業

交付要綱等によれば、保健事業は、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業（以下「ヘルスサポート事業」という。）、保健師の設置及びその他の事業から構成されている。このうち、ヘルスサポート事業及び保健師の設置については、保健師の人件費が補助対象事業を行うために必要な経費とされている。

⑺　ヘルスサポート事業における保健師の設置

ヘルスサポート事業は、国保連合会に有識者等からなる保健事業支援・評価委員会を設けて、保険者が行う保健事業の支援等を行う事業であり、補助の対象には、ヘルスサポート事業を担当する保健師（以下「保健師（サポート）」という。）の設置も含まれている。そして、保健師（サポート）の設置に係る対象経費の実支出額は、事務連絡によれば、保健師（サポート）2名分（平成29年度は1名分）の人件費に10分の10を乗じて算定した額とされている。また、保健師（サポート）に係る人件費の上限額は、1名当たり600万円とされている。

⑴　保健師の設置（保健師（サポート）を除く。）

保健師の設置は、国保連合会が保健師（サポート）以外の保健師（以下「保健師（その他）」という。）を設置した場合を補助の対象としている。そして、保健師（その他）の設置に係る対象経費の実支出額は、事務連絡によれば、当該国保連合会が所在する都道府県内の市町村保険者数に応じて定められた人数分（1名から5名まで）の保健師（その他）に係る人件費の合計額に3分の1を乗じて算定した額とされている。また、保健師（その他）に係る人件費の上限額は、1名当たり600万円とされている。

イ　保険者共同事業における小規模保険者支援事業

交付要綱等によれば、保険者共同事業は、小規模保険者支援事業及びその他の事業から構成されている。このうち、小規模保険者支援事業は、レセプト点検専門員（以下「専門員」という。）を設置して被保険者数が3,000人未満の保険者（以下「小規模保険者」という。）の支援を行う事業である。そして、小規模保険者支援事業における専門員の設置に係る対象経費の実支出額は、事務連絡によれば、当該国保連合会が所在する都道府県内の小規模保険者の数に応じて定められた人数分（1名から4名まで）の専門員に係る人件費の合計額に2分の1を乗じて算定した額とされている。また、専門員に係る人件費の上限額は、1名当たり336万円とされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、経済性等の観点から、補助金の交付額の算定は適切に行われているか、特に、ヘルスサポート事業等において、補助の対象とされている人件費に基づいて算定される対象経費の実支出額は、事業の実施状況を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、29、30両年度に16国保連合会に交付された補助金29年度8億5407万余円、30年度3億7365万余円、計12億2772万余円を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省において事務連絡等の内容について説明を聴取したり、16国保連合会のうち11国保連合会(注1)において補助の対象とされている人件費の内訳、事業の実施状況等について確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、残りの5国保連合会(注2)を含めた16国保連合会から事業実績報告書等の関係書類及び調書の提出を受け、その内容を確認するなどして検査した。

（注１） 11国保連合会　山形県、茨城県、新潟県、石川県、三重県、山口県、香川県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

（注２） 5国保連合会　青森県、神奈川県、島根県、愛媛県、長崎県各国民健康保険団体連合会

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ ヘルスサポート事業における対象経費の実支出額の算定状況等

15国保連合会(注3)から厚生労働省に提出された29、30両年度の事業実績報告書において、対象経費の実支出額の算定対象とされていた保健師（サポート）は、延べ42名（人件費計2億4449万余円、補助金相当額計2億1000万余円）となっていた。

これらの保健師（サポート）について、事務分掌表等により勤務の実態を確認したところ、13国保連合会(注4)の延べ36名については、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務しており（以下、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを兼務している保健師（サポート）を「兼務する保健師」という。）、13国保連合会は、兼務する保健師延べ36名に係る年間の人件費全額を計2億0453万余円とし、これに基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、保健師（サポート）の設置に係る補助金相当額を計1億7595万余円としていた。

厚生労働省は、兼務する保健師について、「平成29年度国民健康保険団体連合会等補助金（一般会計分）の交付額変更申請に係るQ&A」（以下「Q&A」という。）において、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務（おおむね6（主務）：4（兼務））としていることが申請の条件となるとしている。そして、同省は、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としていれば、保健師（サポート）として、兼務する保健師の人件費からその他の業務に従事した人件費相当額を控除して申請する必要はないとしている。

上記の取扱いとした理由について、同省は、兼務する保健師に係る人件費については、兼務割合に応じて案分する必要があるものの、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とは明確な線引きが難しく、業務割合による人件費の案分等になじまないとして、ヘルスサポート事業に係る業務を主業務としている保健師（サポート）については、兼務する保健師に係る人件費全額に基づいて対象経費の実支出額を算定することを認めたとしている。

しかし、前記の兼務する保健師延べ36名について、申請の条件とされているヘルスサポート事業に係る業務を主業務としているかについて確認したところ、各国保連合会において、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに従事した実績等が整理され、保管されておらず、主業務であるとする根拠は確認できない状況となっていた。

そこで、上記の兼務する保健師延べ36名が担当している業務について、どのように区

分することが可能であるかを確認したところ、各国保連合会の事務分掌表において、それぞれが担当している業務の内容等が細分化して定められており、これにより、兼務する保健師が担当している業務をヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに明確に区分することが可能となっていた。そして、兼務する保健師について、この区分に基づいて、ヘルスサポート事業に係る業務に従事した実績と、その他の業務に従事した実績とを区分できるように記録しておく体制を整備すれば、ヘルスサポート事業に係る業務に従事した実績に応じて、人件費をヘルスサポート事業に係る分とその他の業務に係る分とに案分し、ヘルスサポート事業に係る対象経費の実支出額を算定することは可能であると認められた。現に、一部の国保連合会においては、兼務する保健師が所属している部署において業務日誌を作成しており、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを区分し、それぞれの業務に要した時間について、兼務する保健師ごとにではないものの、当該部署全体としての実績を記録していた。

また、前記のとおり、国保連合会に設置される保健師については、その担当する業務の内容等に応じて、保健師（その他）については補助率が3分の1、保健師（サポート）については補助率が10分の10とされており、それぞれの補助率が大きく異なることから、兼務する保健師のヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務については線引きが可能であることに鑑みれば、両業務等に従事した実績を明確にし、それぞれの業務に応じてそれぞれの補助率を適用して補助金を算定する必要があると認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

山形県国民健康保険団体連合会（以下「山形県国保連合会」という。）は、平成29、30両年度に補助金の交付を受けるに当たり、兼務する保健師29年度1名、30年度2名、延べ3名について、主業務をヘルスサポート事業に係る業務と判断し、厚生労働省がQ&Aにおいて、兼務する保健師がヘルスサポート事業を主業務としていれば、人件費からその他の業務に従事した人件費相当額を控除して申請する必要はないとしていることから、当該兼務する保健師延べ3名に係る年間の人件費全額計2147万余円に基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、保健師（サポート）の設置に係る補助金相当額を計1767万余円としていた。

しかし、山形県国保連合会において、上記の兼務する保健師延べ3名が担当したそれぞれの業務のうち、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とに従事した実績等が整理され、保管されておらず、ヘルスサポート事業に係る業務が主業務であるとする根拠は確認できない状況となっていた。

一方、山形県国保連合会は、所属部署単位で業務日誌を作成しており、上記の兼務する保健師延べ3名が配属されていた部署では、ヘルスサポート事業に係る業務とその他の業務とを区分して、それぞれの業務に要した時間について、当該部署全体として記録していて、両業務に従事した実績を区分することは可能となっていた。そして、従事した実績を記録する際に、この区分に基づいて、兼務する保健師ごとにヘルスサポート事業に係る業務に従事した実績と、その他の業務に従事した実績とを区分できるように記録する体制を整備すれば、人件費をそれぞれの業務の実績に応じて案分し、ヘルスサポート事業に係る対象経費の実支出額を算定することは可能な状況となっていた。

（注３） 15国保連合会　　青森県、山形県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

（注４） 13国保連合会　　青森県、山形県、神奈川県、新潟県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

(2) 小規模保険者支援事業における対象経費の実支出額の算定状況等

８国保連合会(注５)から厚生労働省に提出された29、30両年度の事業実績報告書において、対象経費の実支出額の算定対象とされていた専門員は、延べ22名（人件費計7563万余円、補助金相当額計3209万余円）となっていた。

これらの専門員について、事務分掌表により業務の内容を確認するなどしたところ、全ての専門員が小規模保険者支援事業に係る業務と小規模保険者以外の保険者の支援のためのレセプト点検に係る業務（以下「その他支援業務」という。）とを兼務していた（以下、小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務を兼務する専門員を「兼務する専門員」という。）。そして、８国保連合会は、これらの兼務する専門員延べ22名に係る年間の人件費全額を計7563万余円とし、これに基づいて対象経費の実支出額を算定するなどして、小規模保険者支援事業に係る補助金相当額を計3209万余円としていた。

前記のとおり、小規模保険者支援事業は、小規模保険者の支援を行う事業であり、兼務する専門員が行っていた業務のうち、その他支援業務は補助の対象にはならない。そして、厚生労働省は、兼務する専門員について、人件費を業務量に応じて案分する必要があるとしている。したがって、国保連合会は、対象経費の実支出額の算定に当たって、兼務する専門員に係る年間の人件費を、小規模保険者支援事業に係る業務に従事した実績とその他支援業務に従事した実績とに応じて案分し、小規模保険者支援事業に要した人件費のみに基づくなどして対象経費の実支出額を算定する必要があった。

しかし、上記の人件費の算定について、国保連合会に対する周知が十分でなかったため、前記の８国保連合会は、人件費を小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務に従事した実績とに応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた。

また、前記の８国保連合会において、小規模保険者支援事業に係る業務とその他支援業務とに従事した実績を記録するなどして兼務の割合を把握する体制が整備されているかを確認したところ、そのような体制は整備されておらず、兼務する専門員延べ22名について、兼務の割合は確認できない状況となっていた。

（注５） ８国保連合会　　青森県、山形県、神奈川県、三重県、島根県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県各国民健康保険団体連合会

このように、補助金の交付額の算定に当たり、ヘルスサポート事業について、業務に従事した実績を記録しておく体制を整備すれば、兼務する保健師に係る人件費を兼務の割合に応じて案分し、これに基づくなどして対象経費の実支出額を算定することが可能であるのに、兼務する保健師に係る人件費全額に基づくなどして対象経費の実支出額を算定することを認めていた事態、小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費を小規模保険者支援事業に従事した実績に応じて案分することなく対象経費の実支出額を算定していた事態、ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、補助対象事業に従事した実績等が残されていなかった事態は、いずれも適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、次のことなどによると認められた。

ア　ヘルスサポート事業について、対象経費の実支出額の算定に当たり、兼務する保健師に係る人件費を補助対象事業に従事した実績に応じて計上し、これに基づくなどして補助金の交付額を算定することについての検討が十分でなかったこと

イ　小規模保険者支援事業について、対象経費の実支出額の算定に当たり、兼務する専門員に係る人件費を補助対象事業に従事した実績に応じて計上し、これに基づくなどして補助金の交付額を算定することについて、国保連合会に対する周知が十分でなかったこと

ウ　ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業の実施に当たり、対象経費の実支出額の算定に資するなどのため、補助対象事業に従事した実績等を整理し、保管することなどについて国保連合会に対する周知が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、令和2年6月に、都道府県に対して事務連絡を発して、2年度の補助金の交付額の算定から適用することとするよう、次のとおり処置を講じた。

ア　ヘルスサポート事業について、兼務する保健師に係る人件費について、保健師の業務状況を踏まえ、その他の業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定が行われるよう取扱いを変更し、これを都道府県を通じて国保連合会に周知した。

イ　小規模保険者支援事業について、兼務する専門員に係る人件費について、その他支援業務に従事した人件費相当額を対象経費の実支出額から控除して、適切に交付額の算定を行うよう、これを都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。

ウ　ヘルスサポート事業及び小規模保険者支援事業について、ア及びイの算定が適切に行われるよう、国保連合会において、補助の対象となる業務に従事した実績を把握するための記録等を証拠書類として整理し、保管するよう都道府県を通じて国保連合会に周知徹底した。

（2）　訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計（雇用勘定）（項）失業等給付費
部　局　等	厚生労働本省（支給庁） 434公共職業安定所（支給決定庁）
終了後手当の概要	公共職業訓練等を受け終わった者のうち、なお就職が相当程度に困難であると公共職業安定所長により認められた者に対して、訓練終了日の翌日から30日を限度として、所定給付日数を超えて基本手当の支給を行うもの

検査の対象とした終了後手当の支給額	32 億 8724 万余円（平成 29、30 両年度）
訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを判断する際の確認の内容が区々となっていた事態に係る終了後手当の支給額	32 億 8724 万円（背景金額）（平成 29、30 両年度）

1 制度の概要

(1) 雇用保険における基本手当の概要

厚生労働省は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号。以下「法」という。）に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、その生活及び雇用の安定を図るなどのために基本手当等の失業等給付金を支給している。基本手当は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）において基本手当を受給する資格があると決定された者（以下「受給資格者」という。）が失業している日について所定給付日数を限度とするなどして支給されるもので、所定給付日数は、被保険者として雇用された期間等に応じて、90 日から 360 日までとなっている。

(2) 終了後手当の概要

雇用失業情勢等により、所定給付日数分の基本手当では十分な保護に欠ける場合があるため、訓練延長給付、個別延長給付等の給付日数を延長する制度が設けられている。

このうち訓練延長給付は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）の指示による公共職業訓練等（国等が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練等をいう。以下「訓練」という。）の受講を容易にし、その習得した技能によって再就職の促進を図るために、安定所長の指示により訓練を受ける受給資格者に対して、所定給付日数を超えて基本手当を支給するものである。そして、訓練延長給付には、①訓練を受けるために待期している期間に係る給付、②訓練を受けている期間に係る給付及び③訓練を受け終わった後の一定の期間に係る給付（以下、③の給付を「終了後手当」という。）がある。

終了後手当は、訓練を受け終わった受給資格者（以下「訓練終了者」という。）のうち、訓練を受け終わってもなお就職が相当程度に困難であると安定所長により認められた者（以下「相当程度就職困難者」という。）に対して、訓練終了日の翌日から 30 日を限度として、所定給付日数を超えて基本手当を支給するものである。

終了後手当は、昭和 54 年 6 月の制度創設当初は、訓練を受け終わってもなお就職が困難であると安定所長により認められた者に支給されることとなっていた。その後、厳しい雇用失業情勢の長期化に対処して失業等給付金全般について重点化・効率化を図る観点から、支給対象を真に支援が必要な者に絞り込む必要があるとして、平成 15 年 4 月に支給要件の見直しのための法の改正（以下「15 年法改正」という。）が行われ、同年 5 月から、上記のとおり、相当程度就職困難者に支給されることとなっている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、効率性、公平性(注1)等の観点から、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認が適切に行われているか、訓練終了者間の公平性が確保されているかなどに着眼して、29、30両年度における訓練終了者に対する終了後手当の支給額計32億8724万余円を対象として、厚生労働本省において、終了後手当の支給要件についての考え方等を聴取したり、14都道府県労働局(注2)（以下、都道府県労働局を「労働局」という。）管内の140安定所において、終了後手当の支給決定等に係る関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、上記の140安定所を含む全国47労働局管内の436安定所のうち終了後手当の支給決定を行う権限を有する安定所長の置かれた434安定所から調書等の提出を受けるなどして検査した。

（注1） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものであり、本件では、終了後手当に係る訓練終了者間の公平性を指す。

（注2） 14都道府県労働局　北海道、岩手、茨城、埼玉、東京、愛知、三重、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、福岡、宮崎各労働局

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認の状況

29、30両年度における終了後手当の支給状況等について、終了後手当の初回受給者数及び支給額並びに訓練延長給付の初回受給者数に対する終了後手当の初回受給者数の割合（以下「終了後手当支給割合」という。）を労働局別にみたところ、表のとおり、終了後手当支給割合が0％から45.9％までと大きく異なっており、36労働局(注3)においては、いずれも3.3％以下、11労働局(注4)においては、29.9％から45.9％までとなっていた。

（注3） 36労働局　北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各労働局

（注4） 11労働局　茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、岐阜、愛知、三重各労働局

表　労働局別の終了後手当の支給状況等　　（単位：人、％、千円、倍）

労働局名	平成29年度					30年度					終了後手当の支給額計 (C)+(F)
	訓練延長給付初回受給者数 (A)	終了後手当初回受給者数(B)	終了後手当支給割合 (B)/(A)	終了後手当の支給額 (C)	(参考)有効求人倍率	訓練延長給付初回受給者数 (D)	終了後手当初回受給者数(E)	終了後手当支給割合 (E)/(D)	終了後手当の支給額 (F)	(参考)有効求人倍率	
北海道	2,874	4	0.1	793	1.14	2,614	2	0.0	410	1.20	1,203
青　森	1,041	1	0.0	144	1.27	845	1	0.1	59	1.30	203
岩　手	821	0	0.0	35	1.42	718	4	0.5	324	1.45	359
宮　城	1,131	0	0.0	209	1.62	1,067	2	0.1	699	1.69	909
秋　田	550	1	0.1	130	1.41	513	0	0.0	—	1.53	130
山　形	589	0	0.0	—	1.59	520	8	1.5	423	1.64	423
福　島	1,221	0	0.0	—	1.47	1,140	1	0.0	170	1.52	170
茨　城	1,403	620	44.1	78,898	1.50	1,335	588	44.0	73,679	1.62	152,577
栃　木	1,267	384	30.3	43,881	1.37	1,550	662	42.7	85,184	1.43	129,066
群　馬	891	267	29.9	30,869	1.62	934	342	36.6	42,135	1.74	73,004
埼　玉	4,479	2,026	45.2	268,317	1.26	4,425	1,966	44.4	259,372	1.33	527,690
千　葉	3,769	1,601	42.4	216,941	1.28	3,524	1,543	43.7	214,573	1.33	431,514
東　京	7,109	2,905	40.8	413,570	2.09	7,007	2,947	42.0	428,720	2.13	842,291
神奈川	3,181	1,146	36.0	152,580	1.18	3,144	1,209	38.4	163,086	1.20	315,667
新　潟	1,240	0	0.0	—	1.56	1,133	1	0.0	260	1.70	260
富　山	629	0	0.0	—	1.86	547	1	0.1	147	1.97	147
石　川	1,000	2	0.2	286	1.89	923	1	0.1	132	1.99	418
福　井	409	0	0.0	—	2.02	401	0	0.0	36	2.10	36
山　梨	828	350	42.2	43,951	1.41	776	322	41.4	39,410	1.46	83,362
長　野	816	1	0.1	96	1.63	784	3	0.3	396	1.69	492
岐　阜	1,056	468	44.3	59,476	1.85	1,069	435	40.6	52,968	2.03	112,444
静　岡	890	3	0.3	543	1.58	847	28	3.3	3,769	1.68	4,312
愛　知	4,166	1,904	45.7	255,030	1.86	3,854	1,770	45.9	234,493	1.97	489,523
三　重	1,215	430	35.3	54,842	1.65	1,192	432	36.2	54,185	1.71	109,028
滋　賀	805	2	0.2	345	1.33	741	0	0.0	—	1.38	345
京　都	1,134	0	0.0	—	1.53	1,159	1	0.0	508	1.58	508
大　阪	2,680	4	0.1	855	1.62	2,355	3	0.1	943	1.78	1,799
兵　庫	2,209	1	0.0	560	1.32	2,161	0	0.0	16	1.45	577
奈　良	874	1	0.1	164	1.34	806	3	0.3	361	1.49	525
和歌山	389	0	0.0	—	1.29	348	0	0.0	—	1.36	—
鳥　取	649	0	0.0	—	1.63	653	0	0.0	—	1.66	—
島　根	571	0	0.0	125	1.64	560	0	0.0	—	1.74	125
岡　山	1,019	0	0.0	50	1.81	912	0	0.0	—	1.99	50
広　島	1,162	0	0.0	—	1.88	1,042	2	0.1	303	2.08	303
山　口	860	2	0.2	450	1.51	792	3	0.3	499	1.61	949
徳　島	510	0	0.0	—	1.41	511	1	0.1	161	1.48	161
香　川	631	0	0.0	54	1.75	598	0	0.0	—	1.79	54
愛　媛	678	0	0.0	—	1.55	645	1	0.1	135	1.63	135
高　知	532	1	0.1	91	1.20	453	0	0.0	—	1.27	91
福　岡	3,568	11	0.3	1,507	1.54	3,611	5	0.1	728	1.59	2,235
佐　賀	613	0	0.0	—	1.25	623	11	1.7	1,254	1.32	1,254
長　崎	1,252	1	0.0	157	1.20	995	1	0.1	224	1.25	382
熊　本	1,128	1	0.0	229	1.64	956	0	0.0	—	1.69	229
大　分	941	0	0.0	—	1.45	928	0	0.0	—	1.56	—

労働局名	平成29年度					30年度					終了後手当の支給額計 (C)+(F)
	訓練延長給付初回受給者数 (A)	終了後手当初回受給者数(B)	終了後手当支給割合 (B)/(A)	終了後手当の支給額 (C)	(参考) 有効求人倍率	訓練延長給付初回受給者数 (D)	終了後手当初回受給者数(E)	終了後手当支給割合 (E)/(D)	終了後手当の支給額 (F)	(参考) 有効求人倍率	
宮　崎	980	0	0.0	—	1.44	865	0	0.0	133	1.49	133
鹿児島	1,083	3	0.2	368	1.23	1,103	7	0.6	921	1.32	1,290
沖　縄	1,089	2	0.1	355	1.13	888	3	0.3	492	1.18	848
計	67,932	12,142	17.8	1,625,915	1.54	64,567	12,309	19.0	1,661,327	1.62	3,287,243

注(1)　平成29、30両年度の「終了後手当初回受給者数」欄には、前年度以前の訓練延長給付初回受給者が含まれる場合がある。

注(2)　「終了後手当の支給額」欄には、終了後手当初回受給者以外の受給者に対する終了後手当の支給額が含まれているため、「終了後手当初回受給者数」欄が0の場合においても、支給額が記載されているものがある。

そこで、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかの確認をどのように行っていたかをみたところ、次のとおり区々となっていた。

すなわち、終了後手当支給割合が3.3%以下となっていた前記36労働局管内の311安定所及び前記11労働局管内の1安定所の計312安定所においては、各安定所がそれぞれの考えにより、管内の雇用失業情勢が良好であることなどから、原則として訓練終了者は終了後手当の支給対象となる相当程度就職困難者に該当しないと判断していたり、就職が決まっていない訓練終了者のうち、訓練期間中に求人へ複数回応募するなどの求職活動の状況等を踏まえ、特に職業指導その他の再就職の援助を行う必要があると認められる者に限って、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当すると判断していたりなどしていた。

一方、終了後手当支給割合が29.9%から45.9%までとなっていた前記11労働局管内の122安定所においては、管轄の労働局が訓練終了日に就職が決まっていないなどの訓練終了者については相当程度就職困難者に該当するとした事務連絡を発していたことなどから、訓練終了日において就職が決まっていないことなどが確認できれば、それらのことのみをもって、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当すると判断していた。そして、上記の122安定所において終了後手当の支給決定を受けた訓練終了者から無作為に抽出した4,978人について、安定所職員との間で面接により行われた求職活動等に関する職業相談の記録等を基に訓練終了日までの4週間における求職活動の状況を確認した結果、同期間中に求人へ複数回応募するなどしていることが確認できた者は789人にとどまっていた。

(2)　厚生労働本省における15年法改正後の対応

前記のとおり、終了後手当は、15年法改正において支給対象を相当程度就職困難者とする見直しが行われているが、終了後手当等に関する細則を定めた「雇用保険に関する業務取扱要領(雇用保険給付関係)」(以下「取扱要領」という。)の改正状況をみたところ、15年法改正時において、厚生労働本省は、15年法改正を踏まえた改正を行っていなかった。このため、取扱要領は、15年法改正前の支給対象に対応した内容のままとなっていて、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件については何ら定められていなかった。

このように、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件が定められておらず、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当た

り、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当するかどうかを判断する際の確認内容が区々となっていた事態は、前記312安定所管内の場合と前記122安定所管内の場合とで訓練終了者間の公平性が確保されていないことから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、厚生労働本省において、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件について、15年法改正の趣旨を踏まえて取扱要領に定めることの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働本省は、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう、令和2年8月に取扱要領を改正して、訓練終了日までの4週間において受講した訓練に係る職種の求人に対する応募の実績が複数回あることなど、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を定めて、同月以降に訓練の受講終了を迎える者から適用するなどの処置を講じた。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

労災診療費の算定における労災治療計画加算について

〔平成29年度決算検査報告259ページ参照
平成30年度決算検査報告325ページ参照〕

1　本院が表示した意見

厚生労働省は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者（以下「傷病労働者」という。）に対して、療養の給付として、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等（以下、これらを合わせて「指定医療機関等」という。）において、診察、処置、手術等（以下「診療」という。）を行っており、当該指定医療機関等に対して診療に要した費用（以下「労災診療費」という。）を支払っている。労災診療費の算定においては、「労災診療費算定基準について」（以下「算定基準」という。）等により、傷病労働者をできる限り早く治癒に導き、社会復帰をさせる必要があるため、これに適した治療計画を策定する必要があることを考慮して、「診療報酬の算定方法」の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）等にはない、労災診療費独自の算定項目として、労災治療計画加算が定められている。労災治療計画加算については、指定医療機関等において、傷病労働者の入院の際に、医師、看護師等が共同して総合的な治療計画を策定し、医師が労災治療計画書又はこれに準ずる文書を傷病労働者に交付して、傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画等について、入院後7日以内に説明を行った場合、所定の点数を入院基本料又は特定入院料（以下「入院基本料等」という。）に加算できることとされている。しかし、大多数の指定医療機関等では改めて労災治療計画書を作成せず、健保点数表等に基づいて作成した入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどしているのに、算定基準等に労災診療費独自の算定項目として労災治療計画加算を定めて、入院基本料等に労災治療計画加算を行っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう、厚生労働大臣に対して平成30年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に通達を発して、同月末をもって労災治療計画加算を廃止する処置を講じていた。

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について

（平成30年度決算検査報告265ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）等に基づき、就労を希望する障害者に対して提供された就労移行支援に要した費用について、市町村が支弁した訓練等給付費の100分の50を負担している。そして、就労移行支援については、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所において、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合に就労移行支援サービス費として所定の単位数を算定することとなっており、利用者が就職した日の前日まで算定可能となっている。また、平成29年度までは、就労定着者の割合等が所定の要件を満たす場合には、就労定着支援体制加算（26年度までは就労移行支援体制加算。以下同じ。）として基本報酬の単位数に所定の単位数を加算することができることになっており、30年度の報酬改定により就労定着支援体制加算は廃止されたが、その算定の仕組みが基本報酬に組み込まれている。しかし、適正な就労定着の状況に基づかずに就労定着支援体制加算を算定している事態及び利用者が就職した後も就労移行支援サービス費を算定している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和元年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア　36指定障害福祉サービス事業者等（以下、指定障害福祉サービス事業者等を「事業者」という。）の37事業所に対して都道府県等を通じるなどして速やかに過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　都道府県等に対して、基本報酬の届出の内容を確認するために届出の際に事業者に提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　市町村に対して、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を都道府県を通じて明確に周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

エ　事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　2年8月までに、36事業者の37事業所に対して、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせた。

イ　元年11月に都道府県等に対して通知を発するなどして、基本報酬の届出の際に事業者に提出を求めるべき根拠資料として雇用契約書等を例示するなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底した。

ウ　イの通知等により、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を明示した上で、市町村に対して、都道府県を通じて周知徹底した。

エ　イの通知等により、事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底した。

（2）　医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について

（平成30年度決算検査報告271ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

厚生労働省は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）等に基づき、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金（以下「確保基金」という。）等の造成に必要な経費について、医療介護提供体制改革推進交付金等を交付している。そして、都道府県は、地域の医療情報連携ネットワーク（以下「地域医療ネット」という。）の整備等の事業に係る経費を確保基金等から取り崩し、事業主体に対して助成するなどしている（以下、確保基金から取り崩して助成したものを「確保基金助成金」という。）。しかし、事業主体がシステムの動作確認等を十分に行っていなかったことから、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態、地域医療ネットの参加医療機関等及び参加患者が皆無となっていて、システムが全く利用されていないなどの事態、並びに都道県において、事業主体に対して、地域医療ネットの参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標等を申告させるなどしていなかったり、地域医療ネットの運用状況等を十分に把握しておらず全く利用されていないなどの状況が継続している事業主体に対して十分な指導等を行っていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和元年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求した。

ア　利用可能な状態となっていなかった1システムについて、確保基金助成金を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言すること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行うことを事業主体に指導を行うとともに、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握し、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導を行うこととするよう都道府県に対して周知すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査することなどとするよう都道府県に対して助言すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

エ　地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うこととするよう都道府県に対して助言すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、2年3月までに次のような処置を講じていた。

ア　利用可能な状態となっていなかった1システムについて、確保基金助成金を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言した。そして、当該都道府県は、上記の助言を受けて、当該システムの利用が開始されていることを確認した。

イ　都道府県に通知を発したり、都道府県の担当者を対象とした会議を開催したりするなどして、都道府県に対して、システムの仕様の検討を十分行ったり、システムの構築時には仕様に沿った動作が可能となっているか十分に確認を行ったりするよう事業主体に指導を行うとともに、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握し、利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事業主体に指導を行うよう周知した。

ウ　イの通知、会議等により、都道府県に対して、確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査するなどするよう助言した。

エ　イの通知、会議等により、都道府県に対して、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うよう助言した。

（3） 賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について

（平成30年度決算検査報告278ページ参照）

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

厚生労働省は、統計法（平成19年法律第53号）等に基づき、基幹統計調査である賃金構造基本統計調査（以下「賃金センサス」という。）を実施している。賃金センサスは、総務大臣の承認を受けた調査計画によれば、厚生労働本省、都道府県労働局（以下「労働局」という。）等が実施し、その実施方法は、労働局等の職員及び統計調査員が調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、記入済みの調査票を回収する調査員調査によることとされている。また、厚生労働本省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費を支払うための予算として、47労働局に対して、一般会計（組織）都道府県労働局（項）都道府県労働局共通費の（目）統計調査員手当、（目）職員旅費、（目）委員等旅費及び（目）厚生労働統計調査費により歳出予算を示達している。しかし、厚生労働本省において、予算が不足するとして申出があった労働局に対して、上記四つの（目）の示達に加えて、賃金センサスの実施に要する経費とは別の経費として内閣から厚生労働省に配賦されていた労働保険特別会計の歳出予算の一部を賃金センサスの実施に要する経費に充てることができる予算として示達していた。また、労働局において、賃金センサスを調査員調査ではなく郵送調査により行うなどしていて、賃金センサスの実施に要する経費を、厚生労働本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働保険特別会計の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために示達された一般会計の歳出科目から支出したりなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して令和元年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求した。

ア 厚生労働本省及び労働局において、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守を周知徹底すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

イ 厚生労働本省において、労働局における統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握して当該予算の積算との間にかい離が生じていないかなどについて検証し、かい離が生じている場合はその原因を分析し、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働本省及び労働局において、2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底した。

イ 厚生労働本省において、労働局が実施する統計調査のうち賃金センサスについては、郵送調査を基本とした調査方法とするなどの調査計画の変更を行うとともに、2年度の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算するなどした。また、

２年６月に労働局に対して事務連絡を発出して、各年度の賃金センサス終了後に賃金センサスに係る予算の執行実績について労働局から報告させることなどにより、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、賃金センサスの実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。

一方、厚生労働省は、労働局が実施する統計調査のうち賃金センサス以外の統計調査については、統計調査の実施に係る予算の執行実績と当該予算の積算との間におけるかい離の有無の検証を行うなどしており、今後、かい離が生じている場合はその原因を分析するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えることとしている。

（４）　国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について

（平成30年度決算検査報告287ページ参照）

１　本院が表示した意見

厚生労働省は、医療費の適正な審査と迅速な支払を行うことなどを目的として、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対して診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の内容の審査（以下「レセプト審査」という。）の充実改善に係る経費等を対象として、また、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に対して国保総合システムの運用に係る経費等を対象として、国民健康保険団体連合会等補助金をそれぞれ交付している。レセプト審査に当たっては、コンピュータを利用したチェック（以下「コンピュータチェック」という。）等が適切かつ効率的、効果的に実施されることが重要となっている。しかし、国保連合会の誤認等やレセプトの情報を電子的に記録したもの（以下「電子レセプト」という。）の入力方法及びチェック項目の内容に起因する事情により、コンピュータチェックが省略されていて、査定される可能性がある電子レセプトについて十分なレセプト審査が実施されていないこと、独自の審査方針により特定のチェック項目について疑義を提示しない取扱いとしていることなどにより、国保総合システムにおけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成31年３月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　国保総合システムにおいて提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、国保中央会に対して指導等を行うこと

イ　「診療報酬請求書等の記載要領等について」等（以下「記載要領等」という。）におけるコード化の推進等の取組を一層加速させたり、医療機関に対して記載要領等に従って電子レセプトを作成することの重要性についてより一層の周知徹底を図るとともに、効果的な促進策を検討したりすること

ウ　ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るなどした上で、全ての国保連合会において、同システムにおいて提供されているチェック項目が採用されることにより、効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討すること

エ　国保連合会が行っているレセプト審査の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われている事態が判明した場合には「診療報酬の算定方法」等

（以下「算定基準等」という。）に沿って適切に処理されるよう、都道府県を通じて国保連合会に対して指導等を行うこと

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　31年3月に、国民健康保険中央会定期総会において、国保総合システムで提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、国保中央会に対して指導等を行い、今後も各種会議等において同様の指導等を行うこととした。

イ　令和2年度の診療報酬の改定に併せて、記載要領等において、傷病名のコード化の推進等の取組を行うとともに、医療機関にコード化された傷病名の使用を促すために、コード化されていない傷病名の割合が基準値未満の場合等に入院基本料等の加算を増点する診療報酬の見直しを行った。また、2年3月に地方厚生局等に通知を発して、記載要領等に従って電子レセプトを作成することの重要性について、医療機関に対して周知徹底させた。

ウ　ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るための取組を実施した上で、国保中央会に整理及び精緻化されたチェック項目を共通的に採用することができる機能を同システムに付加させた。そして、2年4月に、同機能を使用するよう、国保中央会から全ての国保連合会に対して周知徹底させた。

エ　2年9月に、国保連合会が行っているレセプト審査の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われていた事態が解消されていることを確認していた。そして、国保中央会から定期的に全ての国保連合会のチェック項目の採用状況に関するデータの提出を受けてレセプト審査の実態を把握することとするとともに、今後、同様の事態が判明した場合には、都道府県を通じて算定基準等に沿って適切に処理されるよう、国保連合会に対して指導等を行うこととした。

（5）　二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について

（平成30年度決算検査報告297ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等に基づき、事業主が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき労働者に対して行った健康診断等のうち直近のもの（一次健康診断）において、血圧検査、血液検査等の厚生労働省令で定める検査を受けた労働者がいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者に対して二次健康診断等給付を行っており、二次健康診断（以下「二次健診」という。）及び特定保健指導（以下、両者を合わせて「二次健診等」という。）を行った医療機関又は労災病院等に対して二次健診等に要した費用（以下「健診費用」という。）を支払っている。労災保険二次健康診断等給付担当規程（以下「給付規程」という。）によれば、健診費用については、二次健診で行われた検査項目の組合せ及び特定保健指導の実施の有無に応じて給付規程に定められた健診費用単価（以下「健診費用単価」という。）により算定して支払うこととされており、健診費用単価は、検査の費用及び特定保健指導の費用から構成されている。しかし、厚生労働本省は、健診費用単価の設定に当

たり、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成20年以降は「診療報酬の算定方法」）の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）に定められた点数に基づいて算出した検査の費用の額より高い額を算定したり、「労災診療費算定基準について」（以下「算定基準」という。）及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行っていなかったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定したり、特定保健指導の具体的な実施基準が策定されておらず特定保健指導の費用の額について具体的な算定根拠がないまま算定したりなどしている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、給付規程を改定するなどして、健診費用単価について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、算定基準及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行ったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどするよう、厚生労働大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2　当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、2年6月に給付規程を改正するなどして、健診費用単価について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、算定基準及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行ったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりなどして改定し、同年8月以降の二次健診受診分から適用する処置を講じていた。また、上記給付規程の改正において、給付規程の別添として特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額を見直す処置を講じていた。

第9　農林水産省

不当事項

物件・役務

(124) 取水量測定自動化事業として構築したシステムにおいて、電圧データの欠測やシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかったため、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業調査諸費 (組織)地方農政局 (項)農業生産基盤整備事業工事諸費
部局等	東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
契約名	(1) 平成25年度西奥羽土地改良調査管理　取水量測定自動化事業 取水量測定の自動化に係る機器の購入等7契約 (2) 取水量測定自動化事業に係る回線使用料等5契約
契約の概要	(1) 既存の水位計等に接続するデータロガー、サーバ等の設置、サーバにインストールするソフトウェアの開発等を行うとともに、システム測定値と現地における実測値との照合によるシステム測定値の正確性等の検証作業を行うなどするもの (2) データロガーからサーバに電圧データを伝送するための通信回線を調達するもの
契約の相手方	(1) 株式会社ウイジン、株式会社みどり工学研究所、株式会社水建技術 (2) 株式会社NTTドコモ、東日本電信電話株式会社
契約	(1) 平成26年1月ほか　契約7件(一般競争契約3件、指名競争契約1件、随意契約3件) (2) 平成26年12月ほか　契約5件(随意契約)
支払	(1) 平成26年3月ほか (2) 平成27年2月ほか
支払額	(1) 25,379,400円(平成25年度～27年度) (2) 4,354,412円(平成26年度～30年度) 計　29,733,812円
不当と認める支払額	(1) 24,533,364円(平成25年度～27年度) (2) 3,794,770円(平成27年度～30年度) 計　28,328,134円

1　契約の概要

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(以下「事務所」という。)は、平成25年度から27年度までの間に、秋田県横手市等10地区において実施する取水量測定自動化事業として、「平成25年度西奥羽土地改良調査管理　取水量測定自動化事業　取水量測定の自動化に係る機器の購入」等7契約(以下「機器等契約」という。)を、一般競争契約等により、株式会社ウイジン等3会社と契約額計25,379,400円で締結している。また、事務所は、「取水量測定自動化事業に係る回線使用料」等5契約(以下「回線使用契約」という。)を、随意契約により、株式会社NTTドコモ等2会社と締結し、27年2月から30年10月までの間に、同事業に係る回線使用料計4,354,412円を支払っている。

河川法(昭和39年法律第167号)等においては、流水の占用許可を受けた者は、河川の流水を利用するに当たり、原則として、許可を受けた1秒当たりの最大取水量等の範囲で取水するとともに、毎日の取水量を測定し、その結果を取りまとめて、毎年河川管理者に報告することが求められている。そして、地方農政局等からダム、頭首工等の取水施設の管理を受託した県、土地改良区等(以下「管理受託者」という。)は、取水量の測定を目視によるなどして行っている。

取水量測定自動化事業は、管理受託者が管理する東北農政局管内の取水施設24施設に設置された自記水位計又は流量計(以下「水位計等」という。)で測定したデータの自動転送システム(以下「システム」という。)を構築することにより、流水の占用許可を受けた河川からの取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するための体制を整備するものである。

システムは、水位計等とこれにより測定したデータの収集・伝送装置(以下「データロガー」という。)、各データロガーから伝送される電圧形式のデータ(以下「電圧データ」という。)を蓄積して処理する自動記録機器(以下「サーバ」という。)等から構成され、電圧データは、1時間ごとに、接続されたデータロガーに収集された後に通信回線を経由してサーバに伝送され、サーバにインストールされたソフトウェアで1秒当たりの取水量に換算される(以下、この取水量の値を「システム測定値」という。)。

機器等契約は、上記のうち、既存の水位計等に接続するデータロガー、サーバ等の設置、サーバにインストールするソフトウェアの開発等を行うとともに、システム測定値と現地における実測値(以下「実測値」という。)との照合によるシステム測定値の正確性等の検証作業を行うなどするものである。また、回線使用契約は、データロガーからサーバに電圧データを伝送するための通信回線を調達するものである。

事務所は、システムにより、流水の占用許可を受けた河川からの1秒当たりの最大取水量を超える取水の発生を速やかに把握したり、システム測定値等が記載された日報を作成し、管理受託者から毎年報告される取水量を日報に記載されたシステム測定値と突合して、その正確性を確認したりなどすることとしていた。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、事務所が、機器等契約で構築したシステムにより、取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するという目的を達しているかなどに着眼して、事務所において、仕様書、取水量の報告等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

システムの利用開始に当たっては、事務所の担当者が、データロガーから伝送される電圧データをシステム測定値に換算するための計算式(以下「換算式」という。)をサーバに入力することが必要となる。そこで、事務所は、取水施設の運転操作や状態監視を行う既存の設備等において使用している換算式を利用して入力していた。そして、前記の取水施設24施設のうち27年1月又は3月から先行して運用していた16施設について、機器等契約により、事務所が同年12月までの期間においてシステム測定値の正確性等に関する検証作業を行ったところ、全ての施設で、電圧データが伝送されず欠測が生じていたり、システム測定値と実測値とのかい離が生じていたりしていたのに、事務所は、それらの発生原因を究明して改善する取組を行っていなかった。

そこで、本院において、改めてサーバに蓄積されていた運用開始日以降のシステム測定値等の状況等を確認したところ、24施設全てにおいて電圧データが伝送されていないことによる欠測(最も多い施設で1,336日中821日)が見受けられた。また、このうち、20施設においては、本来プラス表示となるべきシステム測定値がマイナス表示となっていたり、流水の占用許可を受けた河川からの1秒当たりの最大取水量の2倍を上回るシステム測定値が表示されたりする異常値(最も多い施設で1,383日中1,218日)が見受けられた。そして、24施設のうち19施設は実測値に基づくなどして換算式を修正する必要があるなど、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていた。

しかし、事務所は、上記の事態に係る発生原因を究明して、電圧データの欠測を速やかに解消したり、換算式を修正したりして改善する取組を行うなどしていなかった。そして、事務所は、正確な取水量をシステムにより把握することはできないと考えたことから、システム測定値の正確性等の検証作業が終了した28年1月以降、27年12月に設置した8施設を含めた24施設全てについて、システム測定値等が記載された日報を作成しておらず、管理受託者から報告される取水量の正確性を確認するなどのためにシステムを活用していない状況となっていた。

したがって、事務所は、電圧データの欠測やシステム測定値の異常値を含むシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしてシステム測定値の正確性等を確保するなどの必要な処置を講じていなかったため、システムにより、河川からの取水量の測定を合理化して、農業用水の河川からの取水実態を正確に把握するという事業の目的を達しておらず、機器等契約のうちシステムの構築に係る支出額計24,533,364円、及び回線使用契約に係る支出額のうち28年1月以降の回線使用料計3,794,770円の合計28,328,134円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、構築したシステムを取水量測定自動化事業の目的に沿って適切に運用することに対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

補　助　金

(125)－(138) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農山漁村６次産業化対策費 (項)農業施設災害復旧事業費 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費 (項)森林整備・林業等振興対策費 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費
部　局　等	林野庁、水産庁、３農政局
補助等の根拠	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、森林法(昭和26年法律第249号)、予算補助
補助事業者等(事業主体)	府１、県７、団体２、計10補助事業者等 (１団体)
間接補助事業者等(事業主体)	市４、町１、団体等11、計16間接補助事業者等 (市３、団体等10、計13事業主体)
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農業用施設災害復旧事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等
事業費の合計	1,743,238,696円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	734,496,901円
不当と認める事業費の合計	143,267,329円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	81,212,506円

1　補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、33都府県、369市区町村及び1,477団体等において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3市、11団体等、計14事業主体が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業、農業用施設災害復旧事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等に係る国庫補助金81,212,506円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　補助の対象とならないもの

6件　不当と認める国庫補助金　34,083,017円

⑵　工事の設計が適切でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　35,753,807円

⑶　補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件　不当と認める国庫補助金　4,200,260円

⑷　補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　2,369,000円

⑸　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　3,629,804円

⑹　計画が適切でなかったなどのもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,176,618円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（1）　補助の対象とならないもの　　6件　不当と認める国庫補助金　34,083,017円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの　　（2件　不当と認める国庫補助金　12,755,721円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(125) 近畿農政局	大阪府	株式会社なにわ花いちば（事業主体）	農業・食品産業強化対策整備交付金	28、29	575,278 (524,105)	261,250	6,631 (6,631)	3,305

この交付金事業は、株式会社なにわ花いちば（大阪市所在。以下「会社」という。）が、農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組として、日本産の花きの品質劣化を防ぎ輸出を拡大することを目的として、同市において、集出荷貯蔵施設を整備したものである。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年27生産第2393号農林水産事務次官依命通知）等によれば、交付金の交付の対象となる集出荷貯蔵施設は、農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とされ、新品、新築又は新設によるものや既存施設の増築等が交付の対象とされている。また、交付対象事業費は上記の施設整備に係る工事費等とされており、既存施設の撤去に係る費用については、これらに該当しないことから、交付の対象とならないことになっている。

会社は、集出荷貯蔵施設の整備を事業費計575,278,200円（交付対象事業費524,105,000円）で実施したとして、大阪府に実績報告書を提出して、これにより交付金261,250,000円の交付を受けていた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円

しかし、集出荷貯蔵施設の建設用地上にあった既存施設の撤去に係る費用は交付の対象とならないのに、会社は、その費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、既存施設の撤去に係る費用6,631,752円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額3,305,721円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、同府において本件交付金事業に対する審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(126)	九州農政局	大分県	玖珠郡玖珠町 株式会社みらいの畑から （事業主体）	農業・食品産業強化対策整備交付金	27、28	177,012 (163,900)	81,950	18,900 (18,900)	9,450

この交付金事業は、株式会社みらいの畑から（玖珠町所在。以下「会社」という。）が、高糖度で栄養価の高いトマトの低コスト生産の実現等を図ることを目的として、同町において、低コスト耐候性ハウス（以下「耐候性ハウス」という。）及び選果機を整備したものである。

強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）等によれば、耐候性ハウス等の生産技術高度化施設、選果施設等の集出荷貯蔵施設等を整備する場合は、施設内で栽培される農作物や施設に持ち込まれる農作物の作付面積等に係る要件（以下「面積要件」という。）を満たすことなどとされている。そして、面積要件は、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合にはおおむね3ha以上であることとされている。ただし、耐候性ハウスを整備する場合は、上記の面積にかかわらず、耐候性ハウスの設置実面積（耐候性ハウス内で栽培される農作物の作付面積）が500㎡以上であることとされている。

会社は、耐候性ハウス（耐候性ハウス内で栽培されるトマトの作付面積9,360㎡）と合わせて選果機を整備することとして、これらの整備を事業費計177,012,000円（交付対象事業費163,900,000円）で実施したとして、玖珠町に実績報告書を提出して、これにより交付金81,950,000円の交付を受けていた。

しかし、上記のうち、選果機は、栽培されたトマトの糖度等を測定して選別するものであり、耐候性ハウスに適用される面積要件ではなく、中山間地域等において施設野菜栽培の取組を実施する場合の3ha以上の面積要件が適用されるものであった。そして、本件選果機に持ち込まれる農作物の作付面積は、会社が整備した耐候性ハウス内で栽培するトマトの作付面積である9,360㎡であり、面積要件である3ha以上を満たしていなかった。

したがって、選果機に係る費用18,900,000円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額9,450,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において本件交付金事業の交付対象施設の区分についての理解が十分でなかったこと、大分県及び同町において本件交付金事業に対する審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(125)(126)の計						752,290 (688,005)	343,200	25,531 (25,531)	12,755

森林環境保全整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの　（1件　不当と認める国庫補助金　10,532,807円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(127) 林野庁	滋賀県	滋賀中央森林組合（事業主体）	森林環境保全整備	27～30	56,110 (56,110)	16,793	35,176 (35,176)	10,532

この補助事業は、滋賀中央森林組合（滋賀県甲賀市所在。以下「組合」という。）が、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林の整備として、森林施業のうちの間伐及びこれと一体となった森林作業道整備を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年13林整整第885号林野庁長官通知）等によれば、森林施業のうち森林環境保全整備事業（以下「整備事業」という。）の対象となる間伐は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画等に基づいて行うこと、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐を実施していないこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。そして、整備事業の対象となる森林作業道整備は、整備事業の対象となる間伐と一体的に実施することなどとされていることから、当該間伐が上記の要件を満たさない場合は整備事業の対象としないことになっている。また、整備事業に係る補助金の交付額は、間伐、森林作業道整備等の事業内容ごとに定められた標準単価に事業量を乗ずるなどして算出した事業費を補助の対象とし、これに補助率を乗じて算定することとされており、間伐の標準単価は、施行地1ha当たりの伐採木の搬出材積（以下「搬出材積」という。）に応じて定めることとされている。

組合は、平成25年度から30年度までの間（28年度を除く。）に、森林経営計画等に基づき、施行地の面積計42.81haの間伐を実施したとして、また、当該間伐と一体的に延長計5,395mの森林作業道整備を実施したとして、27年度から30年度までの間に、滋賀県に整備事業に係る補助金の交付申請書を提出して、標準単価に事業量を乗ずるなどして算出した事業費計56,110,123円に対して、国庫補助金計16,793,035円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記施行地の面積42.81haのうち22.16haにおける間伐が前記の要件を満たさないことを承知していながら、過去5年以内に国庫補助事業による間伐を実施した施行地、森林経営計画の計画期間外にも間伐を実施していて森林経営計画に基づいて行っていなかった施行地、及び面積の合計が森林経営計画ごとに5ha以上となっていなかった施行地を整備事業の対象としていた。そして、上記22.16haの間伐の施行地における延長3,170mの森林作業道整備については、当該間伐が上記のとおり要件を満たしていないことから、整備事業の対象とならないものとなっていた。また、上記の42.81haから22.16haを除いた20.65haにおける間伐については、搬出材積を水増しすることにより実際の搬出材積による標準単価より高い標準単価を適用して事業費を算出していて、補助金の交付額の算定が適切でなかった。

したがって、本件整備事業について、補助の対象とならない間伐及び森林作業道整備を除いたり、適正な搬出材積に基づいたりして適正な事業費を算出すると計20,934,094円となり、前記の事業費56,110,123円との差額35,176,029円が過大に算出されており、これに係る国庫補助金相当額10,532,807円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において整備事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において組合に対する指導監督及び交付申請書等の検査が十分でなかったことなどによると認められる。

農山漁村6次産業化対策整備交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたもの　（1件　不当と認める国庫補助金　6,396,945円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(128) 九州農政局	長崎県	長崎市 有限会社橋口水産 （事業主体）	農山漁村6次産業化対策整備交付金	28	429,786 (311,604)	93,481	21,323 (21,323)	6,396

この交付金事業は、有限会社橋口水産（長崎県南松浦郡新上五島町所在。以下「会社」という。）が、自社で養殖したブリ等を加工した商品を製造し、販売することを目的として、長崎市内において、水産物加工施設を整備する工事（以下「整備工事」という。）を実施したものである。

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）等によれば、交付対象施設は農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物、機器等とされており、交付金事業によらず現に実施し又は既に終了させた事業に係る経費、施設の建物内の会議室、物置部屋、更衣室等に係る経費は交付の対象とならないこととされている。また、交付の対象とならない経費の額が単体で区分できない場合には、面積等の条件に応じて案分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して交付対象事業費から除外することとされている。

会社は、本件交付金事業について、長崎市を通じて長崎県に水産物加工施設の整備に係る建物、機器等の設置計画、規模決定根拠等を記載した事業実施計画を提出し、同県は、平成28年6月に、九州農政局へ計画内容の妥当性を協議した上でこれを承認している。そして、会社は、承認を受けた計画内容により同市へ交付申請を行い、同年7月に交付申請のとおり交付決定を受けて整備工事を実施している。その後、29年4月に整備工事の契約金額429,786,000円から交付対象外の経費及び消費税（地方消費税を含む。）を除いた311,604,787円を交付対象事業費とする実績報告書を同市へ提出して、交付金93,481,436円の交付を受けていた。

一方、会社は、交付決定を受けた内容に沿って作成した実施設計書の記載内容に加えて、実施設計書に記載されていない機器等の整備を追加して整備工事を実施していた（以下、追加して整備した機器等を「追加機器」という。）。そして、会社は、追加機器の整備費相当額16,942,972円を含めて上記の交付対象事業費を算定していた。

しかし、追加機器は、会社が実施設計書の記載内容とは別に整備したものであり、交付決定を受けた内容に含まれないものであることから、追加機器の整備費相当額は、交付金事業によらずに実施した事業に係る経費であると認められ、交付の対象とならないものであった。

また、会社は、水産物加工施設の建物の共用部分に係る整備費について、交付の対象となるか否かを単体で区分できないことから、交付対象施設に係る床面積と交付対象外施設に係る床面積の割合により案分して交付対象事業費を算定していたが、誤って、交付対象外施設である追加機器の設置に係

る床面積等を交付対象施設に係る床面積に含めて案分していたため、交付対象事業費2,196,604円が過大となっていた。さらに、変更契約により減額となった電解水生成装置の整備費について、誤って、減額前の金額により交付対象事業費を算定していたため、交付対象事業費2,183,574円が過大となっていた。

したがって、追加機器の整備費相当額を交付対象事業費から除外するなどして適正な交付対象事業費を算定すると290,281,637円となり、前記の交付対象事業費311,604,787円との差額21,323,150円が過大となっていて、これに係る交付金相当額6,396,945円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、同県及び同市において本件交付金事業に係る審査及び会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業として実施した間伐材生産等が交付の対象とならないもの　（1件　不当と認める国庫補助金　2,848,000円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(129) 林野庁	滋賀県	びわこ東部森林組合（事業主体）	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策	30	3,655 (3,655)	2,848	3,655 (3,655)	2,848

この交付金事業は、びわこ東部森林組合（滋賀県犬上郡多賀町所在。以下「組合」という。）が、合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力を高めるために、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化を図るための取組として、間伐材生産及びこれに関連する森林作業道整備等（以下「間伐材生産等」という。）を一体的に実施したものである。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領（平成28年27林整計第237号林野庁長官通知）等によれば、交付金の交付の対象となる間伐材生産等は、原則として、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「森林経営受託者」という。）が市町村の長等に認定を請求し、認定を受けた森林経営計画に基づき、当該計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）において実施することとされている。

森林法（昭和26年法律第249号）等によれば、森林経営計画の認定を受けるためには、計画対象森林が地形その他の自然的条件等又は森林の経営の実施の状況からみて伐採、木材の搬出等を一体として効率的に行うことができると認められるものであること、作業路網の整備の状況その他の事情に照らして計画対象森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められることなどの要件を満たす必要があるとされている。そして、森林経営受託者は、森林経営計画の認定の請求に当たり、対象とする森林について、経営の委託及び森林の施業等に必要な作業路網等の整備に関する同意（以下、これらを合わせて「経営の委託等」という。）を受けていることを証する書面として、森林所有者との間で締結した森林の経営の委託契約（以下「森林経営委託契約」という。）の契約書の写しを森林経営計画に添付することとされている。

組合は、3名の森林所有者がそれぞれ所有する隣接した森林について、森林経営委託契約をそれぞれ締結したとした上で、上記の3名が所有する森林を相互に経由して公道に接続する森林作業道を整備することなどにより、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に実施することとする森林経営計画を作成して多賀町長に認定の請求を行った。そして、認定を受けた当該森林経営計画に基づき、組合は、平成30年度に、上記3名の計画対象森林において、事業実施面積4.18haの間伐材生産、延長815mの森林作業道整備等を事業費計3,655,594円(交付対象事業費同額)で実施して、滋賀県に実績報告書等を提出し、交付金2,848,000円の交付を受けていた。

しかし、組合は、上記3名のうち2名については森林経営委託契約を締結していたが、残りの1名については、経営の委託等を受けていないのに、無断で森林所有者の氏名を記名押印して契約を締結したとする書面を作成し、当該書面の写しなどを添付して森林経営計画の認定の請求を行っていた。このため、組合の当該森林経営計画には、経営の委託等を受けていない森林が含まれていて、当該森林経営計画は認定の請求ができないものであった。また、仮に残りの1名が所有する森林を除外することとした場合、上記の2名が所有する森林では、森林作業道を整備することができず、間伐を適正かつ確実に、また、一体として効率的に行うことができないことから、認定を受けるための要件を満たさないものであった。

したがって、組合は、経営の委託等を受けていない森林を含めて計画対象森林として森林経営計画の認定を受けるなどしており、当該森林経営計画に基づき間伐材生産等を実施していたことから、本件事業は、交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金2,848,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び組合に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

畜産競争力強化対策整備事業の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの　　(1件　不当と認める国庫補助金　1,549,544円)

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(130)	中国四国農政局	香川県	香川地域高品質牛乳生産協議会 有限会社赤松牧場 (事業主体)	畜産競争力強化対策整備	27、28	215,610 (199,639)	99,819	3,099 (3,099)	1,549

この補助事業は、香川地域高品質牛乳生産協議会(注)(以下「協議会」という。)の構成員である有限会社赤松牧場(以下「会社」という。)が、地域の畜産の収益性の向上を図ることを目的として、搾乳牛舎等の整備を行ったものである。

畜産競争力強化対策整備事業実施要領(平成27年26生畜第1673号農林水産省生産局長通知)によれば、本事業の補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費とされている。そして、補助の対象となる施設とは、家畜の種類ごとに定められた搾乳牛舎等の施設であり、施設と一体的に整備する設備とは、家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であって、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであることなどとされている。

会社は、事業費計 215,610,880 円（補助対象事業費計 199,639,703 円）で搾乳牛舎及び搾乳牛舎と一体的に整備する設備の整備を実施したとして協議会に報告し、協議会は、会社が報告した事業費に基づいて補助対象事業費を算定した上で、香川県に対して実績報告書を提出し、同県から国庫補助金 99,819,851 円の交付を受けて、同額を会社に交付していた。

しかし、上記の事業費には、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費が含まれており、これらは、搾乳牛舎等の施設ではないことから、補助の対象となる施設に該当せず、給餌、ほ乳等の基本的な生産工程に直接関わり、施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものではないことから、施設と一体的に整備する設備にも該当しないものであった。

したがって、重力式擁壁、フェンス等の整備に要する経費計 3,099,088 円については、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 1,549,544 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会及び会社において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、香川県において実績報告書の内容についての確認及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（注）　香川地域高品質牛乳生産協議会　　地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、香川県、畜産農家、香川県農業協同組合等が参画する協議会

（２）　工事の設計が適切でなかったもの　　２件　不当と認める国庫補助金　35,753,807 円

頭首工の設計が適切でなかったもの　　（１件　不当と認める国庫補助金　26,200,398 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(131) 中国四国農政局	高知県宿毛市（事業主体）		農業用施設災害復旧	28、29	29,328 (29,328)	28,653	26,817 (26,817)	26,200

この補助事業は、宿毛市が、宿毛市長野地区において、平成 28 年 9 月の台風第 16 号により被災した頭首工(注)の機能回復を図るために、本体復旧工、仮設工等を実施したものである。このうち、本体復旧工は、固定堰と一体としてその上流端に設けた止水壁（高さ 2.5m、延長 65.0m）の損傷箇所（延長 35.7m）等を復旧するものである。このうち被災により河床の洗掘が止水壁の底面の位置（以下「設置面」という。）より低い位置まで及んでいた止水壁の延長 19.2mの区間（以下「19.2m区間」という。）については、止水壁の下部に鋼矢板（長さ 2.5m。以下「下部鋼矢板」という。）を打設するなどし、被災により河床の洗掘が設置面まで及んでいなかった止水壁の延長計 16.5mの区間（以下「計 16.5m区間」という。）については河床を設置面まで掘り下げた上で、止水壁を築造するなどしたものである（参考図 1 参照）。

同市は、本件工事を「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説　設計「頭首工」」（平成 20 年 3 月農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「基準」という。）等に基づき設計するとともに、「高知県建設工事共通仕様書」（以下「仕様書」という。）等に基づいて施工することとしていた。

基準等によれば、頭首工の基礎は、堰体等の上部荷重を安全に支持する構造となるよう、基礎地盤の状況等を考慮して適切な工法を選定する必要があるとされている。また、仕様書等によれば、埋戻しに当たっては、適切な含水比の状態で、十分に締め固めながら埋め戻さなければならないとされている。さらに、請負契約書によれば、監督職員は、自ら工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工

上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないことを発見した場合には直ちに調査を行わなければならないとされており、調査の結果において上記の事実が確認された場合には設計変更を行うなどしなければならないとされている。

同市は、本件工事の設計に当たり、止水壁等の損傷が、基礎部分の河床の洗掘により生じたものであることから、その洗掘防止対策として、19.2m区間は、下部鋼矢板を被災後の河床から必要な根入れ深さ1.0m以上を確保して打設するなどすることとした。一方、計16.5m区間は、下部鋼矢板を打設することなく止水壁の築造後にその前面を設置面から復旧後の河床高さまで十分な締固めを行いながら土砂で埋め戻すこととしていた(参考図2参照)。

そして、同市は、損傷箇所(延長35.7m)の工事区域内を囲うように鋼矢板を打設する工法(以下、この工法における鋼矢板を「仮設鋼矢板」という。)により、河川上流からの流水の流入を一時的に遮断して工事区域内が乾いた状態(以下、この状態を「仮締切り」という。)を確保した上で、本体復旧工等を施工することとしていたが、請負人が仮設鋼矢板を打設した後、仮設鋼矢板の継手部から流水が噴き出すなどして工事区域内への流水の流入を遮断できず、埋め戻す土砂に流水が混入して、締固めに当たって適切な含水比の状態を確保できない状況となった(参考図3参照)。

しかし、同市は、上記の状況を確認していたのに、その原因について調査を行い、締固めに当たって適切な含水比の状態を確保するため、仮締切りの工法について必要な設計変更を行うなどの適切な対策を講じていなかった。そして、請負人は、流水が工事区域内に流入した状態のまま止水壁の前面の埋戻しを行ったことから、埋め戻した土砂を十分に締め固めることができず、復旧した止水壁のうち下部鋼矢板を打設していない計16.5m区間については、止水壁の基礎部分の河床の洗掘を防止できない構造となっていると認められた。現に、令和2年3月の会計実地検査時点においても、計16.5m区間のうちの延長計7.4mについては、設置面より低い位置に、最大で70.0㎝の河床の洗掘が発生していた。

したがって、本体復旧工等により復旧した止水壁等(工事費相当額26,817,217円)は、設計が適切でなかったため、河床の洗掘が計16.5m区間から止水壁の基礎部分まで進行して、19.2m区間を含めた止水壁及び固定堰に損傷が生ずるおそれがある状況となっており、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額26,200,398円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、仮締切りの工法が適切であるかなどについて調査を行い、必要な設計変更を行うなどの適切な対策を講ずる必要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(注)　頭首工　　河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰等の取水堰、取水口等から構成される。

(参考図1)

工事の概念図

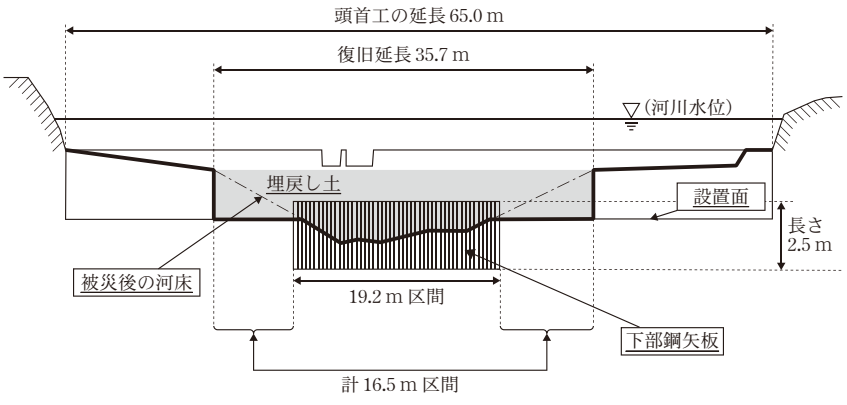

（参考図２）

頭首工の断面図（計 16.5m区間）

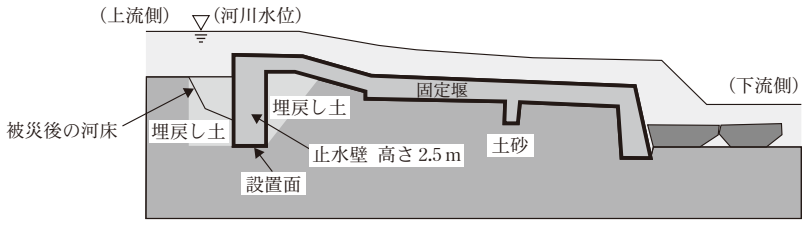

（参考図３）

仮締切りの概念図

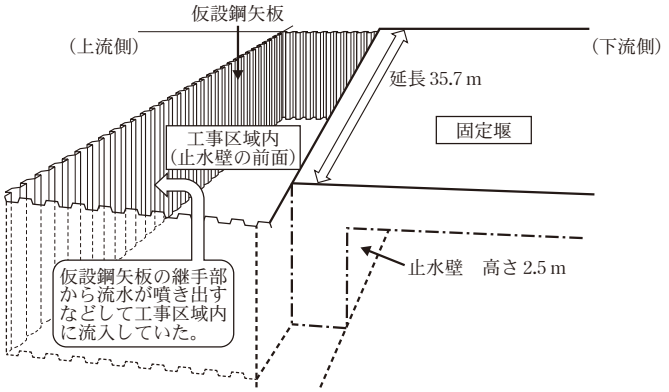

護床工の設計が適切でなかったもの　　（１件　不当と認める国庫補助金　9,553,409 円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(132)	中国四国農政局	高知県	四万十市（事業主体）	農業用施設災害復旧	29	10,322 (10,322)	9,754	10,109 (10,109)	9,553

この補助事業は、四万十市が、四万十市蕨岡地区において、平成 28 年９月の台風第 16 号により被災した頭首工(注)の固定堰(ぜき)、護床ブロック（延長 55.5m。以下「ブロック」という。）の一部等を復旧するために、護床工、固定堰の下部工等を実施したものである。このうち護床工（延長 36.5m、幅 4.0m）は、固定堰の下流側の河床の洗掘を防止するために、新たにブロック 10 個を製作し、これと再利用できた既存のブロック 20 個とを鉄筋等で連結して設置したものである。

同市は、本件工事の設計を「農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法 2014 年版」（農林水産省農村振興局防災課監修。以下「基準」という。）等に基づいて行っており、基準等によれば、護床工は、河床の洗掘を防止するために、河床の状況を考慮して必要な箇所に設けること、護床工としてブロックを設置する場合には、流水による河床土砂の吸出しを防止する適切な工法（以下「吸出し防止策」という。）を選択することとされている。そして、吸出し防止策としては、ブロックとブロックの間に栗石等の中詰めを行ったり、ブロック設置面に吸出し防止用のマットを設けたりするなどの工法が考えられるとされている（参考図１参照）。

同市は、本件護床工の設計に当たり、固定堰の損傷が下流側の河床の洗掘により生じたものであることから、被災により洗掘された箇所（深さ０ｍ～2.0m。以下「被災後の河床」という。）を１個当たり

の重量が200kgから1,000kgの規格の捨石で被災前の河床高さまで埋め戻すこととしていた。そして、連結したブロックをこの捨石の上に直接設置すれば、河川の流水により河床が直接洗掘されることを防止するとともに、基準に定められている吸出し防止策を講じなくとも、河床土砂の吸出しによる洗掘を防止する効果も得られるものと判断して、これにより設計し、施工していた(参考図2参照)。

しかし、上記規格の捨石では1個当たりの粒径が相当程度大きく捨石間に生ずる空隙が大きくなることなどから、同市は、捨石と捨石の間を通り被災後の河床から河床土砂の吸出しによる洗掘が生ずることを十分に考慮すべきであったのに、これに対する吸出し防止策を講じていなかったため、本件護床工は、河床土砂の吸出しによる河床の洗掘が生ずるおそれのある構造となっていた。現に、本件工事のしゅん工から2年経過した令和2年3月の会計実地検査時点で、河床土砂の吸出しにより、本件工事で設置したブロックの設置面が最大で51.9㎝沈下している状況となっていた(参考図3参照)。

したがって、本件護床工等(工事費相当額10,109,526円)は、設計が適切でなかったため、被災後の河床から河床土砂が吸い出されるなどして河床の洗掘が進行することにより固定堰に損傷が生ずるおそれがあり、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額9,553,409円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、河床の洗掘を防止するための護床工の設計に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注)　頭首工　　河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設で、固定堰等の取水堰、取水口等から構成される。

(参考図1)

基準における吸出し防止策の工法例

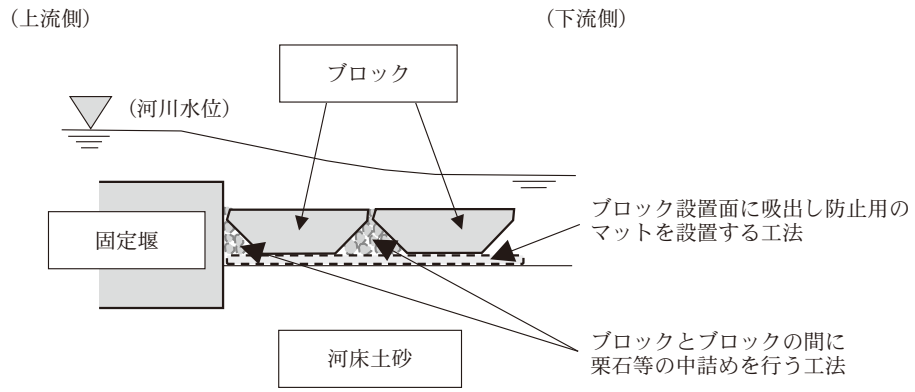

(参考図2)

頭首工の断面の概念図

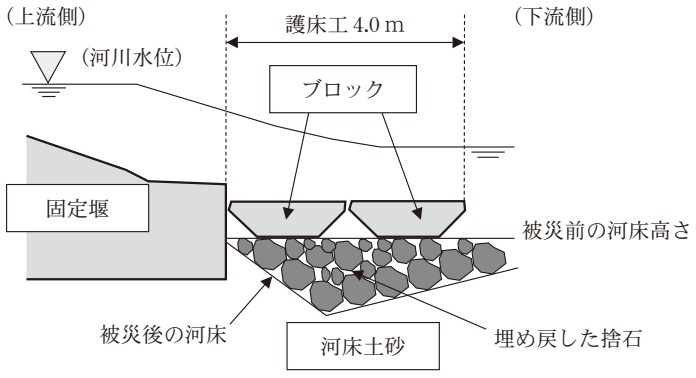

（参考図３）

会計実地検査時点の河床の概念図

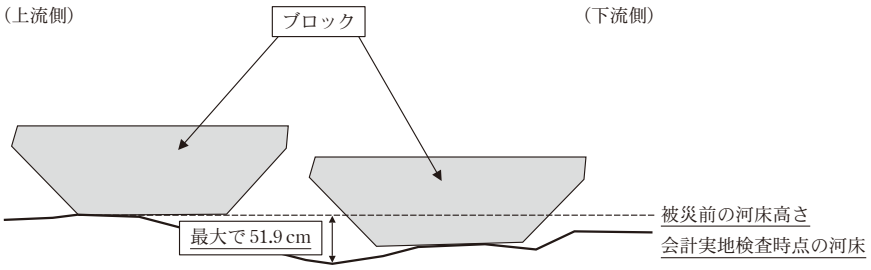

（３）　補助対象事業費を過大に精算していたもの

２件　不当と認める国庫補助金　4,200,260円

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業等において、交付対象事業費に仕入税額控除の対象となる消費税額を含めていて、交付対象事業費を過大に精算していたもの　（１件　不当と認める国庫補助金　3,007,000円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(133) 林野庁	岡山県	奈義町森林組合（事業主体）	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等２事業	29、30	44,164 (44,164)	43,900	3,271 (3,271)	3,007

この交付金事業は、奈義町森林組合（岡山県勝田郡奈義町所在。以下「組合」という。）が、林道を補完し森林施業に供用する目的で、平成29、30両年度に林業専用道として大花倉一ノ瀬線（29年度延長600m、30年度延長499.3m）の開設工事２件（これらに係る設計委託業務を含む。）を実施したものである。

そして、組合は、上記の開設工事２件を消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含めて事業費29年度15,004,440円、30年度29,160,000円で実施したとして、30年３月及び31年３月に岡山県に実績報告書を提出し、同県から29年度15,000,000円、30年度28,900,000円の交付金の交付を受けており、同県は、これに対して、林野庁から同額の交付金の交付を受けていた。

交付金事業に係る事業主体が消費税の課税事業者である場合、その事業主体が交付金の交付対象の施設等を取得することなどは課税仕入れに該当するため、確定申告に際して交付金事業で取得するなどした施設等に係る消費税額を仕入税額控除(注)した場合は、事業主体はこれに係る消費税額を実質的に負担していないことになる。このため、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金等交付要綱（平成28年27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）等によれば、事業主体及び都道府県は、実績報告書を提出するに当たって、交付申請の時点で明らかでなかった当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならないこととされている。

（注）　仕入税額控除　　課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除すること

しかし、課税事業者である組合は、29年度及び30年度の実績報告書を同県に提出した30年3月及び31年3月時点において、消費税額を含めた交付対象事業費が確定していて、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額が明らかとなっていたのに、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。そして、同県においても農林水産大臣への実績報告書の提出に当たって、組合からの実績報告書と同様に、交付対象事業費から消費税仕入控除税額を減額して報告していなかった。

したがって、本件交付金事業に係る消費税仕入控除税額29年度1,111,440円、30年度2,160,000円を減額して適正な交付対象事業費を算定すると29年度13,893,000円、30年度27,000,000円となり、前記の交付金交付額との差額29年度1,107,000円、30年度1,900,000円、計3,007,000円が過大に精算されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合及び同県において交付金事業における消費税の取扱いについての理解が十分でなかったこと、同県において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業の事業費を過大に精算していたもの　　**（1件　不当と認める国庫補助金　1,193,260円）**

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(134) 林野庁	愛知県	太陽木材工業株式会社（事業主体）	合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策	30	80,255 (80,255)	40,127	2,386 (2,386)	1,193

この交付金事業は、太陽木材工業株式会社(愛知県豊田市所在。以下「会社」という。)が、合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力を高めるために、加工施設の効率化等を通じた体質強化を図るための取組として、木材加工流通施設等整備を実施したものである。

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領(平成28年27林整計第237号林野庁長官通知)等によれば、木材加工流通施設等整備の交付対象経費は、機械器具費、構築物設置費等とされており、このうち、構築物設置費等には、電気工事等の設備工事費が含まれるとされている。

会社は、平成30年度に、木材加工流通施設等整備について、集成材加工施設装置の設置及びこれに係る電気工事を事業費計80,255,000円(交付対象事業費同額)で実施し、このうち電気工事には事業費2,870,000円を要したとして、愛知県に実績報告書を提出し、交付金40,127,500円の交付を受けていた。

しかし、会社は、集成材加工施設装置に係る電気工事について、当該工事の請負業者に新たに資材を調達させることとしていたが、実際は、会社が本件交付金事業の交付決定前から保管していた中古の制御盤、高圧ケーブル等の資材を請負業者に支給するなどして事業費483,480円で実施していた。

したがって、本件交付金事業に実際に要した経費に基づき適正な交付対象事業費を算定すると77,868,480円となり、前記の交付対象事業費80,255,000円との差額2,386,520円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額1,193,260円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において実績報告書等の審査及び会社に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

（4） 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

2件　不当と認める国庫補助金　2,369,000円

漁業経営安定対策事業費補助金（競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分）により造成した基金を用いて実施した事業において、助成金が過大に交付されていたもの

（2件　不当と認める国庫補助金　2,369,000円）

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(135)	水産庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	A（事業主体）	競争力強化型機器等導入緊急対策	28	10,260 (9,500)	4,750	2,500 (2,500)	1,250
(136)	同	同	長島共同大敷組合（事業主体）	同	30	10,350 (9,584)	4,792	2,237 (2,237)	1,119
(135)(136)の計						20,610 (19,084)	9,542	4,737 (4,737)	2,369

（注）　事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

漁業経営安定対策事業費補助金（競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分）は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成10年10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「機構」という。）に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「機器等導入事業」という。）を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年21水港第2597号水産庁長官通知）等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐え得る操業体制を確立するための漁業用機器（以下「機器」という。）等を導入する際の費用を対象に、事業主体に対して、導入する機器等の本体価格の2分の1以内の金額を助成することとされている。そして、導入する機器等の本体価格は、代替される既設の機器（以下「被代替機器」という。）等の下取価額を控除し、消費税相当額を除いたものとされている。また、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。

2事業主体は、機器等導入事業を事業費計20,610,720円、助成対象経費計19,084,000円で実施したとして、助成金計9,542,000円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、2事業主体は、導入した機器の販売業者から被代替機器の売却による下取価額相当額の支払を受けていたにもかかわらず、これを控除しないまま導入した機器の本体価格を実績報告書に計上していたため、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると計 14,346,700 円となり、これに対する適正な助成金の額は計 7,173,000 円となることから、前記の助成金 9,542,000 円との差額 2,369,000 円が過大に交付されており、取り崩された基金計 2,369,000 円（国庫補助金相当額同額）の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、２事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、機構において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

A は、平成 28 年度に、被代替機器と比較して生産性の向上に資する漁船の機器（エンジン）の導入を事業費 10,260,000 円で実施したとして、助成対象経費を機器の本体価格 9,500,000 円とする実績報告書等を機構に提出し、助成金 4,750,000 円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、上記機器の購入代金の支払状況等を確認したところ、A は、機器の導入時に、被代替機器の下取価額はなしとして機器の購入代金を販売業者に支払っていたが、その後、販売業者により被代替機器が売却されて、A は実績報告書の提出前に、下取価額相当額として 2,500,000 円の支払を受けていた。このため、実際に要した費用は実績報告書に計上された本体価格よりも低額となっていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると 7,000,000 円となり、これに対する適正な助成金額は 3,500,000 円となることから、前記の助成金 4,750,000 円との差額 1,250,000 円（国庫補助金相当額同額）が過大に交付されていた。

（５） 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

１件　不当と認める国庫補助金　3,629,804 円

国産農産物生産・供給体制強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業）の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの

（１件　不当と認める国庫補助金　3,629,804 円）

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(137) 九州農政局	長崎県央農業協同組合茶業部会（事業主体）	―	国産農産物生産・供給体制強化対策（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進）	30	19,210 (19,210)	19,210	3,629 (3,629)	3,629

この補助事業は、長崎県央農業協同組合茶業部会（以下「部会」という。）が、産地の活性化を図ることなどを目的として、一定の要件を満たす茶生産者（以下「支援対象者」という。）が行う茶の改植等に対して、補助金を交付したものである。

産地活性化総合対策事業実施要領（平成 23 年 22 生産第 10890 号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）によれば、事業主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、改植支援（改植等に必要な経費の一部に対する補助）、改植に伴う未収益支援（改植実施後に未収益となる期間に要する経費の一部に対する補助）等の支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に所定の単価を乗じた額と

されており、国は、事業主体に対して、これらの支援に要する経費の一部を補助することができることとされている。また、実施要領によれば、事業主体は、改植等の実施に当たり、事業実施計画において改植等を行うこととしている茶園が支援の対象となる要件を満たすことを確認し、改植等の実施後には、現地において、改植等の取組が確実に実施されたこと、実際の支援対象面積等を確認(以下、この確認を「事後確認」という。)することとされている。

事業主体である部会は、平成30年度の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち茶の改植等に係る事業について、全ての茶園において事後確認を行ったとして、支援対象者26名の支援対象面積を計120,230㎡と算出し、これらに所定の単価を乗ずるなどした計19,210,379円の国庫補助金の交付を九州農政局から受けていた。

しかし、部会は、事後確認において、改植等の取組を全く行っていなかった茶園については、その面積を支援対象面積から除外していたものの、実際に改植等の取組が実施された面積が事業実施計画の面積と異なっていた茶園については、修正を行わず事業実施計画の面積をそのまま用いるなどして支援対象面積を算出していた。

そこで、実際に改植等の取組が実施された面積を確認するなどして、適正な支援対象面積を算出したところ、計97,348㎡となり、前記の120,230㎡は22,882㎡過大となっていた。

したがって、上記の適正な支援対象面積に基づいて適正な補助金を算定すると15,580,575円となり、前記の補助金19,210,379円との差額3,629,804円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額3,629,804円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、部会において実際に改植等の取組が実施された面積に基づき適正な実績報告を行うことについての認識が欠けていたこと、同局において部会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 計画が適切でなかったなどのもの　　1件　不当と認める国庫補助金　1,176,618円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、計画が適切でなかったため、使用する必要のない選別機の移設工事に要する費用を交付対象事業費に含めていたなどのもの　　(1件　不当と認める国庫補助金　1,176,618円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(138) 九州農政局	長崎県	佐世保市(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	28	81,894 (81,501)	27,166	3,529 (3,529)	1,176

この交付金事業は、佐世保市が、平成28年度に、鮮魚の選別作業の効率化を目的として、佐世保市地方卸売市場水産市場(以下「市場」という。)内において、鮮魚を自動選別する設備(以下「選別機」という。)の設置工事等を実施したものである。

強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)等によれば、事業主体は、成果目標等を内容とする事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出することとされている。また、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めることとされている。

同市は、市場内の施設を使用する卸売事業者からの要望を踏まえて、既存の選別機3台のうち老朽化により故障が頻発して使用していない1台に代えて、使用している2台の選別機A及びBのうち高性能な選別機Bと同等の性能を有する選別機Cを設置することとし、計3台の選別機を使用して選別作業を行うこととして事業実施計画を作成し、長崎県に提出していた。また、事業実施計画においては、選別作業の効率化を図ることを目標に、26年度の年間総選別量と同量を選別することを前提として、選別量1t当たりの作業時間を26年度の実績と比較して32（令和2）年度までに12.3%以上短縮することを目標数値として掲げ、これにより卸売事業者が負担する選別作業に要する人件費の削減が見込まれるとしていた。その上で、整備から20年以上経過した性能の劣る選別機Aについては、選別機Cに隣接する場所へ移設して使用することとして、この移設工事に要する費用3,493,503円を含めた事業費を81,894,240円（交付対象事業費81,501,200円）とし、同県に実績報告書を提出して、交付金27,166,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、事業実施計画の作成に当たり、性能が劣る選別機Aを引き続き使用する必要性について選別機ごとの性能の差を考慮するなどした具体的な検討を全く行っておらず、選別機Bの作業実績を踏まえれば、選別機B及びCの2台のみを使用することで上記の年間総選別量を効率的に処理することが可能であり、人件費を削減できることが容易に想定できたのに、選別機3台を使用することとしていた。また、選別機Aを使用することで追加の人員の確保とそれに伴う人件費の負担が必要となり、選別機を使用する卸売事業者の収支が悪化するおそれがあることは容易に想定できたのに、これを踏まえた検討を行っていなかった。現に、本件工事のしゅん功後の29、30両年度における上記3台の選別機の使用実績をみたところ、卸売事業者は、選別機B及びCの2台のみを使用して効率的に選別作業を行っており、移設した選別機Aについては、選別作業を行う上で必要がないことなどから一度も使用しないまま放置していた。また、選別機B及びCの2台のみの使用により、29、30両年度共に選別量1t当たりの作業時間を12.3%以上短縮するという目標を達成していた。

このように、同市が本件交付金事業の事業実施計画の作成に当たり、選別機ごとの性能の差、追加の人員の確保とそれに伴う人件費の負担等を踏まえた検討を行うことなく、使用する必要のない選別機Aを引き続き使用することとして移設し、移設工事に要する費用を交付対象事業費に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、移設工事に要する費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると77,971,291円となり、前記の交付対象事業費81,501,200円はこれに比べて3,529,909円過大となっていて、これに係る交付金相当額1,176,618円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において事業実施計画の作成に当たり選別機の使用についての検討が十分でなかったこと、同県において本件交付金事業に係る審査が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

（1）　**保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示したもの**

会計名及び科目	一般会計　(組織)林野庁 (項)国有林野産物等売払及管理処分業務費 (項)森林整備事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)林野庁 (項)東日本大震災復興事業費
部　局　等	林野庁、4森林管理局、14森林管理署等
保育間伐のうち活用型の概要	造林木の生育を助けるために、造林木の一部を伐採するとともに、伐採した林木を林外に搬出して木材として利用するもの
検査の対象とした活用型により実施した造林請負契約の契約件数及び同請負契約の金額に同請負契約で生産された木材に係る素材検知等業務委託契約及び販売委託契約の金額を加えた活用型に要した経費の額	53件　35億1587万余円(平成30、令和元両年度)
災害リスク等がある箇所に該当せず経済的合理性を勘案できる伐区に係る造林請負契約の契約件数及び活用型で発生する経費の額	25件　4億2124万余円(平成30、令和元両年度)
上記のうち、活用型で発生する経費が販売収入を上回っていた伐区に係る造林請負契約の契約件数及び上回っていた経費の額	18件　1億1191万円(平成30、令和元両年度)

【意見を表示したものの全文】

保育間伐の実施について

（令和2年10月19日付け　林野庁長官宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1　事業の概要

(1)　保育間伐等の概要

貴庁は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)等に基づき、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給することなどを目標として、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を行うこととしている。

貴庁は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)に基づき、森林の有する国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることに鑑み、将来にわたって森林の適正な整備を推進するために、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進等の必要な施策(以下「森林整備事業」という。)を講ずることとしている。このうち、保育とは、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、その妨げとなる他の植物又は造林木の一部を除去するなどの作業であり、造林木の周囲から雑草木を除去する下刈等のほかに、造林木を適正な立木密度に調整し、その成長の促進を図るとともに、林内の光環境を改善するなど、健全な森林を形成するために、造林木の一部を伐採する間伐(以下「保育間伐」という。)が行われている。

(2)　存置型と活用型の概要

貴庁は、「国有林における保育間伐の推進について」(平成13年12林国業第97号業務課長通知。以下「通知」という。)等に基づき、地球温暖化防止策として、森林の適正な整備等を通じて森林による二酸化炭素の吸収量を確保するなどの公益的機能の高度発揮とともに、資源の有効活用等にも資するために、保育間伐を推進している。そして、通知によれば、保育間伐は、林分の密度を調整する保育間伐(存置型)(以下「存置型」という。)と林分の密度を調整するとともに資源の有効活用を図る保育間伐(活用型)(以下「活用型」という。)に区分して実施することとされている。

貴庁は、森林管理局又は森林管理署等における保育間伐の円滑な取組に資するために、保育間伐等の伐採を伴う事業について、森林管理局又は森林管理署等の職員が業務を進める上で参考となるポイント等の考え方を取りまとめた「伐採系森林整備のすすめ方」(平成18年林野庁国有林野部経営企画課・業務課事務連絡。以下「すすめ方」という。)を作成している。すすめ方によれば、存置型は、間伐により伐採した林木をそのまま林内に残すのに対して、活用型は、伐採した林木を林外に搬出して木材として利用するものとされている。そして、保育間伐等の伐採を伴う森林整備事業は、森林の整備を目的として行うものであり、販売を目的とする生産事業に比べて立木の直径が小さいなど林分内容の劣る箇所を対象に事業を実施することが多くなるものと考えられることから、存置型で実施する場合もあるが、販売可能なものは経済的合理性も勘案して活用型により極力販売するよう努めることとされている。ただし、すすめ方では、経済的合理性について、どのような方法によって勘案するかなどの考え方は具体的に示されていない。

(3) 保育間伐に係る経費等について

森林管理署等は、保育間伐の実施に先立ち、森林官等の職員が現地に赴く現地踏査を行った上で、国有林野産物収穫調査規程準則(昭和42年林野庁長官通知)等に基づいて、林小班(注1)等ごとに間伐する立木について、スギ、ヒノキ等の樹種、柱材等に用いられる一般材又はチップ等に用いられる低質材の材種、立木の胸高直径等の調査(以下「収穫調査」という。)を直営又は委託契約により実施している。そして、森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、存置型の場合には、作業道の作設、伐倒する立木の選木及び立木の伐倒の作業を、活用型の場合には、これらに加えて、伐倒した立木を一定の長さに切断して木材に加工する造材、造材した木材を林内から現場に設置されている土場まで運搬して集積する集材、土場から市場等へ運搬するトラック運搬、これらの作業により生産した木材の数量等を確定させるための検知等の作業を、造林請負契約、素材検知等業務委託契約等により実施している。

また、森林管理署等は、造林請負契約を発注するに当たり、現地踏査及び収穫調査の結果等を踏まえて、伐区(注2)ごとに保育間伐を存置型で実施するか活用型で実施するか選択した上で、貴庁又は各森林管理局が定めた積算基準(以下、これらを合わせて「積算基準」という。)に基づき、作業道の作設の経費を算出するとともに、伐区ごとに伐倒する立木を樹種、材種等に区分した上で、立木の胸高直径、伐倒本数、立木1本当たりの材積、土場までの集材距離、木材市場等までの運搬距離等を基に選木、伐倒、造材、集材、トラック運搬等の作業種ごとの経費を算出するなどして予定価格を算定し、これを基に入札を行うなどしている。

(注1) 林小班　　樹種、生育状態等が一様な区画

(注2) 伐区　　林小班等の造林から伐採までの一連の作業が行われる区域

そして、活用型の場合には、国有林野の産物売払規程(昭和25年農林省告示第132号)等に基づき、上記の造林請負契約等により生産された木材を森林管理署等が木材市場と販売委託契約を締結するなどして販売しており、一般的に、低質材の販売価格は、一般材の販売価格に比べて安価になっている。

以上のとおり、存置型では、作業道の作設、選木及び伐倒の経費が発生するのに対して、活用型では、存置型で発生する経費に加えて、造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費(以下、造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費を合わせて「活用型で発生する経費」という。)が更に必要となる一方で木材の販売による販売収入を得られることになっている(図参照)。

図　存置型と活用型の概要

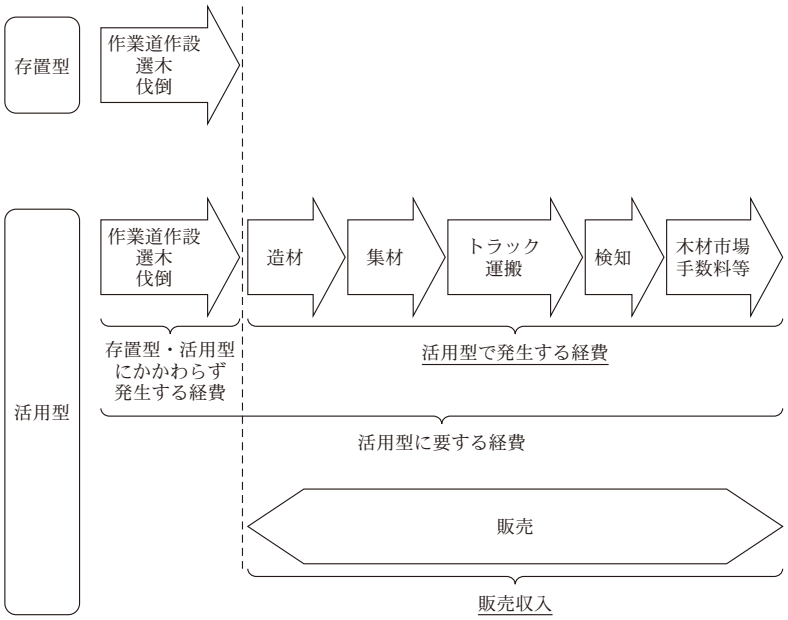

2　本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

前記のとおり、保育間伐は、造林木の生育を助けることを目的とした森林整備事業の一環として実施されている。そして、販売を目的とする生産事業と比べて立木の直径が小さいなど林分内容の劣る箇所を対象に実施することが多くなるものと考えられることから、存置型で実施する場合もあるが、販売可能な林木は経済的合理性も勘案して活用型により極力販売するよう努めることとされている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、保育間伐のうち活用型について、経済的合理性も勘案した上で実施されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査に当たっては、平成30年度及び令和元年度に4森林管理局(注3)の27森林管理署等(注4)が活用型により実施するために締結した造林請負契約356件（契約金額計182億5439万余円）のうち、生産された木材の数量が多く、契約金額が多額となっているなどの27森林管理署等の計441伐区に係る造林請負契約53件（契約金額計34億1512万余円、生産された木材の数量計21万4602㎥）を抽出して、同請負契約の金額に、同請負契約で生産された木材に係る素材検知等業務委託契約及び販売委託契約の金額（契約金額計1億0074万余円）を加えた活用型に要した経費（計35億1587万余円）及び同請負契約で生産された木材に係る販売収入（計18億8602万余円）を対象として、貴庁、4森林管理局及び27森林管理署等において、契約書、積算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注3）　4森林管理局　　関東、中部、四国、九州各森林管理局

（注4）　27森林管理署等　　福島、会津、棚倉、塩那、群馬、静岡、富山、中信、南信、木曽、岐阜、飛騨、東濃、愛媛、安芸、四万十、福岡、熊本南部、大分西部、宮崎、鹿児島、大隅、屋久島各森林管理署、白河、村上、南木曾、都城各森林管理署支署

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　活用型により実施している伐区における経済的合理性の検討状況

4森林管理局の27森林管理署等は、保育間伐の実施に当たり、現地踏査及び収穫調査の結果等により、林道が整備されていないなど地理的条件が不利になっている箇所等は存置型とし、それ以外の箇所は原則として活用型で実施することとして、前記の441伐区について、貴庁から経済的合理性を勘案する際の具体的な考え方や方法が示されていなかったことから、経済的合理性の有無を確認することなく、一律に活用型で実施していた。

そこで、経済的合理性の有無にかかわらず保育間伐を活用型で実施する合理的な理由の有無について、本院が貴庁に確認したところ、山地災害や人命等に対する被害の防止等に留意しなければならない伐区については、土砂の崩落等により伐倒木が流出して被害を拡大させるなどの災害リスク等があることから、伐倒木を林内にそのまま存置せずに林外に搬出する必要があり、経済的合理性の有無にかかわらず活用型で実施すべきとのことであった。

しかし、前記441伐区のうち4森林管理局の19森林管理署等が締結した25契約の117伐区（活用型で発生する経費の契約金額計4億2124万余円）については、上記の災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案して存置型によるか活用型によるかを選択することができる箇所となっていたが、19森林管理署等は、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどしていなかった。

⑵　経済的合理性を勘案することができる伐区における活用型で発生する経費と販売収入との経済比較の試算

存置型及び活用型で必要となる作業に係る経費の積算についてみると、存置型・活用型にかかわらず必要となる作業に係る経費のうち、作業道の作設に係る経費は、他の森林整備事業等において作業するのにも必要なため、また、選木及び伐倒に係る経費は、積算基準によると、存置型で実施する場合と活用型で実施する場合で同様の作業となるため、それぞれ存置型で実施する場合と活用型で実施する場合で差はなかった。一方、活用型で発生する経費のうち、造材、集材及びトラック運搬に係る経費は、作業種ごとに必要な人日数に労務単価及び機械損料をそれぞれ乗ずるなどして算出することとされている。このため、造材において立木1本当たりの材積が小さい場合は同じ材積の木材を生産するのにより多くの回数、林木を切断する必要があったり、集材やトラック運搬において運搬する距離が長い場合は同じ材積の木材を運搬するのにより時間を要したりすることから、伐区ごとの林分内容や立地条件により経費が変化することになる。また、前記のとおり、一般的に低質材の販売価格は一般材の販売価格に比べて安価になっているため、販売収入は林分内容により変化することになる。

このため、前記の災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案するに当たり、活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどした上で活用型の実施の可否を判断する必要があると認められる。

そこで、前記の災害リスク等がある箇所に該当せず、経済的合理性を勘案することができる25契約の117伐区について、伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を試算して比較したところ、14森林管理署等(注5)が締結した18契約の76伐区については、一般材に比べて販売価格が安価となる低質材が多く含まれていたり、立木1本当たりの材積が小さかったり、集材又はトラック運搬の距離が長かったりなどしていて、林分内容や立地条件が劣った伐区となっていたため、表のとおり、活用型で発生する経費が販売収入を計1億1191万余円上回っていた。

（注5）　14森林管理署等　　福島、棚倉、静岡、富山、南信、岐阜、飛騨、東濃、安芸、宮崎、鹿児島、屋久島各森林管理署、白河、村上両森林管理署支署

表　25契約における活用型で発生する経費と販売収入との経済比較　　（単位：千円）

森林管理局名	森林管理署等数	経済比較の対象になるもの							
				うち活用型で発生する経費が販売収入を上回っていたもの					
		契約数	伐区数	森林管理署等数	契約数	伐区数	活用型で発生する経費(A)	販売収入(B)	活用型で発生する経費が販売収入を上回っていた額((A)−(B))
関　東	7	11	85	5	8	52	199,545	147,228	52,316
中　部	5	6	14	5	6	14	69,801	36,643	33,158
四　国	1	1	3	1	1	3	8,752	3,480	5,271
九　州	6	7	15	3	3	7	53,780	32,611	21,169
計	19	25	117	14	18	76	331,879	219,963	111,916

（注）　金額は千円未満を切り捨てているため、合計しても一致しない。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

関東森林管理局棚倉森林管理署は、令和元年5月に、福島県戸中地区において、「平成31年度戸中地区外森林環境保全整備事業（保育間伐活用型）」を造林請負契約により契約金額4億2311万余円で締結し、計46伐区で一般材及び低質材を合わせて29,270㎥生産していた。同署は、保育間伐の実施に当たり、伐区ごとに活用型で発生する経費（計2億8050万余円）と販売収入（計2億3586万余円）を比較するなどしておらず、46伐区全てにおいて活用型で実施していた。そして上記46伐区のうち、28伐区は民有地等に隣接しているなどしていて、山地災害や人命等に対する被害の防止に留意しなければならない災害リスク等がある箇所に該当していることから、残りの18伐区（活用型で発生する経費計1億1124万余円）について、同署が算定した積算書等から伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を試算すると、立木1本当たりの材積が小さかったり、集材距離が長かったりしていて、林分内容や立地条件が劣った伐区となっていたため、13伐区において活用型で発生する経費が販売収入を1㎥当たりで221円から8,577円（平均3,220円）、総額で計3070万余円上回っていた。

（改善を必要とする事態）

保育間伐のうち活用型の実施に当たり、森林管理署等において、災害リスク等がある箇所に該当しないのに、活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどしておらず、活用型で発生する経費が販売収入を上回っていて、経済的合理性が勘案されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、保育間伐のうち活用型の実施に当たり、森林管理署等において造林請負契約の発注時に経済的合理性も勘案した上で実施することの必要性についての理解が十分でなかったこと、貴庁において森林管理署等に対して、経済的合理性を勘案する際の考え方及び伐区ごとに活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示していなかったことなどによると認められる。

3　本院が表示する意見

貴庁は、引き続き、造林木の生育を助けるために、保育間伐を実施していくことが見込まれる。

ついては、貴庁において、森林管理署等に対して、保育間伐のうち活用型の実施に当たり、災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、経済的合理性を勘案する際の考え方及び活用型で発生する経費と販売収入を比較するなどの方法を示した上で、造林請負契約の発注時に経済的合理性も十分に勘案するよう意見を表示する。

（2）　国有林林道の林道施設に係る長寿命化対策に当たり、長寿命化点検を踏まえるとともに、設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用して個別施設計画を適切に策定するよう改善の処置を要求し、及び個別施設計画が策定されていない併用区間の林道施設について、協定先の市町村等と協議を行った上で個別施設計画を策定するよう意見を表示したもの

会　計　名	一般会計
部　局　等	7森林管理局
国有財産の分類	(分類)行政財産　(種類)森林経営用財産
林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定の概要	林道施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、施設の各部材の損傷状況の把握、対策区分の判定等を行い、これらに基づき各部材や施設全体の健全性を診断する点検・診断を行い、この結果を踏まえて、施設ごとの長寿命化計画を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくもの
国が所有する林道施設が設置されている国有林林道の路線数及び国有財産台帳価格(1)	5,137路線　166億2050万余円(平成30年度末)
(1)のうちガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている路線数及び国有財産台帳価格(2)	4,219路線　138億4294万円(平成30年度末)

⑵のうち設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま個別施設計画が策定されている林道施設が設置されている路線数及び国有財産台帳価格(3)	1,061路線	38億6037万円(平成30年度末)
⑴のうち併用区間において個別施設計画が策定されていない林道施設が設置されている路線数及び国有財産台帳価格(4)	96路線	2億6297万円(平成30年度末)
⑵から⑷までの純計	4,278路線	140億6148万円(背景全額)

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について

（令和2年4月14日付け　林野庁長官宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1　林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定の概要

⑴　林道の概要

貴庁は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)等に基づき、森林の適正な整備を推進するために、国有林野において国有林林道を整備したり、地方公共団体等が行う民有林林道の開設等の工事に係る経費について国庫補助金を交付したりしている。

林道規程(昭和48年48林野道第107号林野庁長官通知)等によれば、国有林林道の管理者は森林管理局、森林管理署、森林管理署支署又は森林管理事務所(以下、森林管理署、森林管理署支署及び森林管理事務所を合わせて「森林管理署等」という。)、民有林林道の管理者は地方公共団体等の長とされており、それぞれ管理する林道について、林道の種類、構造等を記載した林道台帳を整備しなければならないとされている。

⑵　林道施設に係る個別施設計画の策定等

ア　林野庁インフラ長寿命化計画(行動計画)の概要

政府は、国や地方公共団体等が管理するあらゆるインフラを対象に、国民の安全及び安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなどのために、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定している。基本計画によれば、インフラを構成する各施設の点検・診断の結果に基づき、施設特性を考慮した上で、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することによりインフラ機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進するなどの取組を進めることが重要であるとさ

れている。そして、貴庁は、貴庁が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管する林道等に設置されている施設の維持管理・更新等を着実に推進するために、26年8月に「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定している。

イ　林道施設に係る個別施設計画の概要

行動計画によれば、施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえて、施設ごとの長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要であるとされている。そして、林道において個別施設計画の策定の対象となる施設は、国有林林道及び民有林林道に設置されていて林道台帳に記載されている橋りょう、トンネル及び各管理者が定めるその他の重要な施設（以下、これらを合わせて「林道施設」という。）とされている。なお、第三者への影響が限定的な施設や予防保全型維持管理によるトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置を行うことにより対応する方が効率的な施設等については、個別施設計画の策定の対象から除くことができるとされているが、貴庁は、国有林林道に設置されている全ての林道施設について、個別施設計画を策定することとしている。

また、行動計画によれば、貴庁が管理する全ての対象施設については、30年度までを目標に個別施設計画を策定することとされていて、貴庁は、26年11月に、森林管理局又は森林管理署等が個別施設計画を策定するための具体的な対応方針を定めた「治山施設及び林道施設の長寿命化計画（個別施設計画）作成要領」（以下「作成要領」という。）を制定し、計画期間を5年から10年までとすることを目安として個別施設計画を策定するよう、各森林管理局に通知している。そして、作成要領によれば、林道を管理する森林管理署等は、林道の交通安全の確保を目的として実施された調査・点検の業務委託契約により作成される成果品を活用するなどして個別施設計画を策定することとされている。

ウ　林道施設に係る長寿命化点検の概要

貴庁は、行動計画に基づき、民有林林道の管理者である地方公共団体等を含めた各管理者による個別施設計画の策定が着実に進むよう、27年3月に個別施設計画に記載すべき事項等について示した「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を、28年3月に林道施設の個別施設計画の策定に当たり実施する点検・診断、健全性の評価等（以下「長寿命化点検」という。）の方法等について示した「林道施設長寿命化対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）をそれぞれ作成している。

貴庁では、林道施設について、従前から調査・点検業務を実施しているが、この調査・点検は、交通安全の確保を目的としており、各部材や施設全体の健全性の診断までは行われていない。

一方、ガイドライン及びマニュアル（以下「ガイドライン等」という。）によれば、長寿命化点検は、維持管理・更新等における措置の必要性を判断するために、新たに林道施設の各部材の損傷状況の把握、対策区分の判定等を行い、これらに基づき各部材や施設全体の健全性の診断を一定の頻度を定めて実施するものであり、林道施設の長寿命化を図る上で最も重要な点検であるとされている。

そして、長寿命化点検の頻度は、基本的に5年に1回とし、専ら森林施業に用いることを目的として門扉等により通行制限を設けている林道においては10年に1回とすることができるとされているが、これにかかわらず設置後50年以上の橋りょうについては5年に1回とされている。したがって、各施設の設置年度は、個別施設計画において次の点検時期等を定めるために必要な情報となっている。

(3)　併用林道の概要

貴庁は、専ら国有林野事業のために使用する国有林林道の区間(以下「専用区間」という。)を管理するほか、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく市町村道又は地方公共団体等が管理する民有林林道等について、国有林野事業のために使用する機会が相当程度あり、その程度に応じた経費を投入しなければ事業遂行上支障が生ずるものについては、「併用林道の取扱いについて」(昭和38年38林野業第815号林野庁長官通知。以下「併用通知」という。)に基づき、その管理者と協議した上で、協定(以下「併用協定」という。)を締結することにより、当該道路を併用林道として設定し、国有林林道に準じて取り扱うことができるとしている。また、当初、専用区間として開設した国有林林道が、環境の変化その他の社会情勢等から公共性を増したことにより、市町村道として認定等される場合にも、同様に併用協定を締結して、当該道路を併用林道として設定することができるとされている(以下、併用協定を締結して併用林道として設定した区間を「併用区間」という。)。そして、貴庁は、専用区間のみの路線だけでなく、併用区間のみの路線や専用区間と併用区間が接続している路線(参考図参照)についても、それぞれ1路線の国有林林道として林道台帳を整備して管理している。

併用区間は、上記のような経緯を経て設定されることから、森林管理署等が設置した林道施設と協定先の市町村等が設置した林道施設が混在しているものがある。そして、併用通知によれば、併用区間の改良工事等の工事に要する費用は、原則として当該道路からの受益の割合を基に協議して負担区分及び施工方法を併用協定において定めておくものとされているが、長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関しては併用通知に特に規定されていない。

(参　考　図)

専用区間と併用区間が接続している路線の概念図

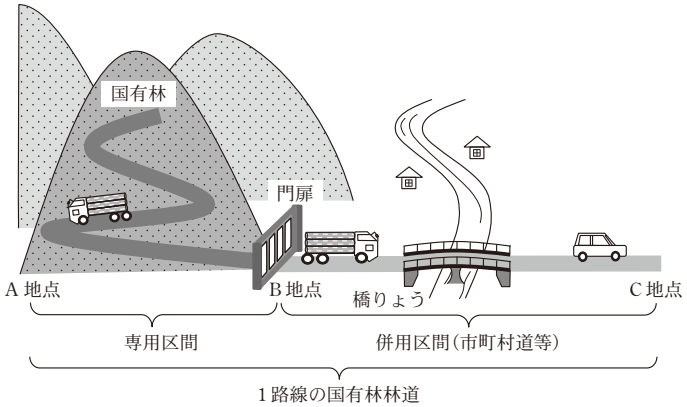

(注)　本図のA地点からC地点までのように専用区間と併用区間が接続している路線については、両区間を合わせて「1路線の国有林林道」として林道台帳を整備して管理している。

2 本院の検査結果

（検査の観点及び着眼点）

前記のとおり、行動計画によれば、施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえて、個別施設計画を策定し、これに基づく取組を計画的に実施していくことが必要であるとされている。

そして、貴庁は、長寿命化対策における施設の維持管理・更新等を着実に推進するために、行動計画に基づき、貴庁が管理する全ての対象施設について、30年度までを目標に個別施設計画を策定することとしている。

そこで、本院は、効率性等の観点から、個別施設計画が行動計画やガイドライン等に示された長寿命化点検を踏まえて適切に策定されているかなどに着眼して検査した。

（検査の対象及び方法）

検査に当たっては、30年度末時点で貴庁が整備する林道台帳に記載されている国有林林道13,518路線（延長46,080km、国有財産台帳価格(注1)521億9136万余円）のうち、7森林管理局(注2)（以下「7局」という。）管内の119森林管理署等が所有する林道施設（10,851橋、142トンネル、その他の重要な施設3,607施設）が設置されている5,137路線（延長25,491km、国有財産台帳価格166億2050万余円）を対象として、貴庁から調書の提出を受け、その内容を分析するとともに、7局及び40森林管理署等(注3)において、林道施設に係る長寿命化点検の結果及び策定された個別施設計画、林道台帳、併用協定に係る協定書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注1） 国有財産台帳価格　　林道は路線単位で延長及び国有財産台帳価格が管理されており、国有財産台帳価格には、林道の路体や舗装だけでなく、橋りょう等の林道施設等を含めた国の事業費の合計額が計上されることになっている。したがって、林道施設ごとの国有財産台帳価格はない。

（注2） 7森林管理局　　北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

（注3） 40森林管理署等　　石狩、根釧西部、十勝西部、空知、網走南部、網走西部、津軽、三陸中部、岩手南部、米代西部、米代東部、庄内、会津、磐城、東京神奈川、下越、上越、富山、北信、中信、東信、岐阜、東濃、石川、福井、島根、徳島、愛媛、四万十、福岡、宮崎北部、鹿児島、北薩、屋久島各森林管理署、東大雪、金木両森林管理署支署、千葉、愛知、奈良、山口各森林管理事務所

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 策定された個別施設計画の内容が適切でない事態

前記の119森林管理署等が所有する林道施設に係る個別施設計画の策定状況についてみたところ、119森林管理署等が管理する5,137路線（国有財産台帳価格166億2050万余円）に設置されている林道施設（10,851橋、142トンネル、その他の重要な施設3,607施設）中4,333路線に設置されている林道施設の一部（8,446橋、112トンネル、その他の重要な施設3,605施設）については、森林管理署等により個別施設計画が策定されていた。また、森林管理署等により個別施設計画が策定されている林道施設のうち、併用区間に設置されているものについては、協定先の市町村等においても市町村道として個別施設計画が策定されているものがあった。

そこで、上記の4,333路線に設置されている林道施設のうち、協定先の市町村等においても市町村道等として個別施設計画が策定されていた林道施設を除いた4,219路線に設置されている林道施設(7,920橋、108トンネル及びその他の重要な施設3,594施設)について、策定された個別施設計画の内容等をみたところ、次のような事態が見受けられた。

ア　ガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに個別施設計画が策定されている事態

ガイドライン等によれば、長寿命化点検は、維持管理・更新等における措置の必要性を判断するために、新たに林道施設の各部材の損傷状況の把握、対策区分の判定等を行い、これらに基づき各部材や施設全体の健全性の診断を一定の頻度を定めて実施するものであり、林道施設の長寿命化を図る上で最も重要な点検であるとされている。

しかし、作成要領によれば、林道を管理する森林管理署等は、林道の交通安全の確保を目的として実施された調査・点検の業務委託契約により作成される成果品を活用するなどして個別施設計画を策定することとされており、貴庁は、27年及び28年にガイドライン等を作成した際に、26年に制定した作成要領をガイドライン等と整合した内容に改定していなかった。このため、7局及び119森林管理署等は、4,219路線(国有財産台帳価格138億4294万余円)に設置されている林道施設について、ガイドライン等で示された長寿命化点検の点検方法による林道施設の各部材や施設全体の健全性の判定を行わずに個別施設計画を策定する結果となっていた。

なお、協定先の市町村等において策定された個別施設計画の中には、森林管理署等が長寿命化対策の必要がないと結論付けた林道施設について、協定先の市町村等において各部材の健全性の判定等を行った結果、長寿命化対策の必要があるとされているものも見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例1**＞

近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所は、村道鳴川線(延長3,346m)について、奈良県吉野郡川上村との間で協定期間を3年ごととする併用協定を締結して、国有林林道鳴川山林道として林道台帳を整備している。そして、同併用区間内には同事務所が所有している橋りょうが6橋設置されており、当該6橋については個別施設計画が策定されていた。しかし、同事務所は、各部材の健全性を判定するなどのガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに、作成要領に基づいて行った調査・点検の成果品を基に当該林道施設は異常がないと結論付けて、当該計画において長寿命化対策を行う必要がないとしていた。

なお、当該6橋のうち3橋については、川上村においても市町村道としての長寿命化対策に係る点検が実施され、各部材の健全性の判定等が行われた結果、道路橋の機能に支障が生ずる可能性があるため、措置を講ずる必要があるとされて断面修復工等の長寿命化対策を行うこととされていた。

イ　設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用しないまま個別施設計画が策定されている事態

前記の4,219路線に設置されている林道施設に係る個別施設計画を策定するために7局が実施している業務委託についてみると、ガイドライン等において、林道台帳等の既存の資料から橋りょう等の設置年度等の諸元を把握することとされているのに、仕様書

等において、既存の資料を受注者に提供することとしていなかった。このため、1,061路線（国有財産台帳価格38億6037万余円）に設置されている林道施設のうち、設置年度が現地の橋名板等により確認できない橋りょう2,234橋については、既存の資料に設置年度が記載されているのに設置年度が不明等とされていて、ガイドライン等に基づく長寿命化点検の頻度や次の点検時期等の検討に必要な林道施設の設置年度が個別施設計画に記載されていない状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例2**＞

中部森林管理局富山森林管理署は、管内の万波（下）林道（延長5,699m）について、中部森林管理局が平成30年度に締結した業務委託契約により、作成要領に基づく点検を行い、その成果品に基づき個別施設計画を策定していた。そして、同局は、上記の業務委託に当たり、仕様書等において、既存の資料を受注者に提供することとしていなかったため、同林道に設置されている橋りょう5橋については、全て設置年度が不明とされていた。しかし、実際は、既存の資料に記載されているとおり、2橋が昭和37年度に、3橋が38年度にそれぞれ設置されていて、全ての橋りょうが設置後50年を超える老朽化した橋りょうとなっているのに、ガイドライン等に基づく長寿命化点検の頻度や次の点検時期等の検討に必要な設置年度が個別施設計画に記載されていなかった。

⑵ 併用区間に設置されている森林管理署等が所有する林道施設について、個別施設計画が策定されていない事態

⑴のとおり、個別施設計画が策定されていたのは、5,137路線中4,333路線に設置されている林道施設の一部となっていたが、専用区間に設置されている林道施設については、災害により計画策定の前提となる現地調査を行うことができないなどのやむを得ない理由が認められたものを除き、全て個別施設計画が策定されていた。

一方、併用区間がある1,281路線の林道施設についてみると、森林管理署等と協定先の市町村等との間で協議が行われておらず、森林管理署等や協定先の市町村等がそれぞれ個別施設計画の要否を独自に判断していた。その結果、47森林管理署等が管理する96路線（国有財産台帳価格2億6297万余円）の併用区間に設置されている林道施設（166橋及びその他の重要な施設2施設）については、森林管理署等と協定先の市町村等の双方において長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われていない状況となっていた。

そして、同一の路線で個別施設計画が策定されていた林道施設と策定されていなかった林道施設が混在していて⑴及び⑵の双方の事態に該当する路線があることから、それらの重複を控除すると、4,278路線（国有財産台帳価格140億6148万余円）となっていた。

（改善を必要とする事態）

林道施設の維持管理・更新等のトータルコストの縮減・平準化を図るために個別施設計画に基づいた取組を計画的に実施するには、長寿命化点検が適切に実施され、長寿命化点検を踏まえた個別施設計画が適切に策定されることが必要であるが、林道施設の各部材や施設全体の健全性を判定するなどのガイドライン等に基づいた長寿命化点検を行わずに個別施設計画が策定されている事態及び設置年度等の必要な情報が記載された既存の資料を活用しない

まま個別施設計画が策定されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。また、併用区間に設置されている森林管理署等が所有する林道施設について、個別施設計画が策定されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、貴庁において、次のようなことなどによると認められる。

ア　ガイドライン等を作成した際に、作成要領をガイドライン等に整合した内容に改定していなかったこと、また、業務委託の仕様書等において、既存の資料を受注者に提供するよう森林管理局に対して指示していなかったこと

イ　併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に当たり、森林管理署等と協定先の市町村等のいずれが実施するのかについて考え方を定めておらず、協定先の市町村等との間で協議を行う必要があることを森林管理局及び森林管理署等に明示していなかったこと

3　本院が要求する改善の処置及び表示する意見

貴庁は、毎年度、多額の費用を投じて林道の改良工事、修繕工事等を実施している。そして、国民の安全及び安心を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなどのために、個別施設計画が策定されていない林道施設や個別施設計画の計画期間が満了して計画を更新する林道施設についてガイドライン等に基づいた長寿命化点検を実施して個別施設計画を策定し、個別施設計画を基に補修等の長寿命化対策を実施していくことが引き続き求められている。

ついては、貴庁において、国有林林道に設置されている林道施設の長寿命化対策の重要性に鑑み、林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア　林道施設の各部材や施設全体の健全性を判定するなどのガイドライン等に基づく長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定が行われるよう作成要領を改正し、森林管理局及び森林管理署等に対して、改正した作成要領に基づき長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を適切に行うよう指示すること。また、森林管理局に対して、既に策定されている個別施設計画について、林道台帳等の既存の資料が活用されていないものについては、設置年度等の諸元を記載して修正するとともに、今後、業務委託を行う場合には仕様書等に既存の資料を受注者に提供することなどを記載して既存の資料を活用するよう指示すること（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

イ　森林管理局及び森林管理署等に対して、併用区間に設置されている林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定に関する考え方を示し、その考え方を基に森林管理署等が協定先の市町村等と協議を行い、その結果を協定書等に記載して各林道施設の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行う者を明確にする方策を講ずること。そして、森林管理局等が上記の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行うこととなった場合はこれらを速やかに行うよう指示すること（同法第36条の規定により意見を表示するもの）

（3）　経営体育成支援事業等について、配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成等するとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び経営体の取組内容等を客観資料により確認し、一定期間保存することを市町村に対して周知するなどして、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)担い手育成・確保等対策費
部　局　等	農林水産本省、5農政局
補助の根拠	予算補助
補助事業者	13府県
間接補助事業者 (事業主体)	117市町村
補助事業	経営体育成支援事業、担い手確保・経営強化支援事業
補助事業の概要	人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等や次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るために、農業機械等の導入等に対して助成するもの
検査の対象とした117市町村が助成した経営体に係る延べ地区数及び助成対象事業費	304地区　42億4671万余円(平成29、30両年度)
配分基準ポイントを過大に算出していた延べ地区数及び助成対象事業費	56地区　9億6051万余円(平成29、30両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(1)	3億5897万円
配分基準ポイントの対象となった取組内容等の実績等について客観資料により確認していなかったり、客観資料が保存されていなかったりしていて、取組内容等について適切に点数が付されているか確認できなかった延べ地区数及び助成対象事業費	28地区　4億3582万余円(平成29、30両年度)
上記に係る国庫補助金相当額(2)	1億6469万円
(1)及び(2)の純計	78地区　4億7423万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について

（令和2年10月19日付け　農林水産大臣宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　経営体育成支援事業等の概要等

(1)　経営体育成支援事業等の概要

貴省は、平成23年度から、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等(注1)（以下「経営体」という。）の育成・確保を図るために、経営体が経営規模の拡大等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設等（以下「農業機械等」という。）の導入等を支援する経営体育成支援事業を、また、27年度から、総合的なTPP関連政策大綱（29年度以降は総合的なTPP等関連政策大綱）に即して、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るために、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、経営体が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業機械等の導入等を支援する担い手確保・経営強化支援事業を、それぞれ実施している（以下、両事業を合わせて「経営体育成支援事業等」という。）。

（注1）　人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者　　集落・地域が抱える人と農地の問題の解決のために作成された人・農地プランにおいて今後の地域の中心となる経営体として位置付けられている者

経営体育成支援事業実施要綱（平成23年22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）及び担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下、これらを合わせて「実施要綱」という。）によれば、経営体育成支援事業等は、市町村が事業主体となり、経営体が導入等する農業機械等を助成対象として、経営体に対して、当該導入等に必要な経費に所定の補助率を乗ずるなどして算定した額を助成することとされている。そして、貴省は、予算の範囲内において、市町村に補助金を交付する都道府県に対して、経営体育成支援事業等に要する経費について国庫補助金を交付している。

(2)　経営体育成支援事業等の算定額等の概要

貴省は、実施要綱に基づき、経営体育成支援事業等の実施について、都道府県に対して要望調査を行い、都道府県は、市町村の要望を取りまとめて、事業の実施を要望する経営体を有する人・農地プランを作成する地域等を単位とする事業実施地区（以下「地区」という。）の事業費等を記載した一覧表等を貴省に提出している。貴省は、経営体育成支援事業等について、予算成立後に、配分額を都道府県に通知し、都道府県は、国からの通知を受けて市町村に配分額を通知している。

そして、全国の市町村からの経営体育成支援事業等の要望額を合計した額（以下「要望合計額」という。）が予算の範囲内で補助額として配分を予定している額（以下「配分予定額」という。）を上回る場合には、貴省は、配分予定額の範囲内で、経営体の農業経営の発展等に係る取組内容等を基に算出した配分基準ポイントの高い地区から順に、要望額に基づいて算定した額（以下「算定額」という。）を都道府県に配分することなどとしている。配分基準ポイントは、前記要望調査の際に、市町村が事業の実施を要望する経営体から取組内容等を確認して地区ごとに算出したものであり、都道府県がその結果を取りまとめて貴省に提出している。

配分基準ポイントの対象となる経営体の取組内容等は、年度ごとに実施要綱の配分基準表において定められており、付加価値額の拡大、経営面積の拡大、経営管理の高度化等の項目ごとに取組の水準（以下「取組水準」という。）に応じて付される点数が示されている（表１参照）。

表１　配分基準表の概要（平成 30 年度担い手確保・経営強化支援事業の例）

項目　注(1)	取組水準	点数
①付加価値額の拡大	直近年度の付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額）が基準額（600 万円）以上となるなどしている。	取組水準に応じて１点～13 点
②経営面積の拡大	３年前より経営面積が拡大しており、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けるなどしている。　注(2)	取組水準に応じて１点～５点
③経営管理の高度化	現在、法人化するなどしている。	取組水準に応じて１点～３点
④輸出の取組	農産物の輸出に取り組んでいる。	２点
⑤新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後５年度以内の者である。	取組水準に応じて２点～６点
⑥農業者の育成	農業研修生を受け入れるなどしている。	取組水準に応じて１点～５点
⑦女性の取組	女性農業者による取組又は代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織等による取組である。	３点
⑧担い手への農地集積	地区における中心経営体等に対する現状の農地集積率が 80％ 以上である。	１点
⑨農地集積割合の増加	３年度前より地区の中心経営体等への農地集積率が１割以上増加するなどしている。	取組水準に応じて１点又は２点
⑩地区の状況	事業実施地区が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年４月１日付け 12 構改Ｂ第 38 号農林水産事務次官依命通知）で定められた地域である。	0.5 点

注(1)　①から⑦までの項目は地区内の助成対象となる経営体の取組に付される点数となっており、地区内に複数の経営体がある場合の配分基準ポイントは、各経営体の点数の合計値を平均して算出することになっている。また、⑧から⑩までの項目は地区の取組等に付される点数となっている。

注(2)　農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、都道府県知事が一を限って指定する農地中間管理事業（農地等の貸付け、貸付けを行うまでの管理等）を行うことができる一般社団法人又は一般財団法人のことであり、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、平成 26 年度に全都道府県に設置されている。ここでいう賃借権等の設定等とは、農地中間管理機構から経営体が農地等の賃借権又は使用貸借権による権利の設定又は移転を受けていることを意味している。

注(3)　本表は、平成 30 年度担い手確保・経営強化支援事業の配分基準表を基に本院が作成した。

貴省は、このような配分方法を採用している理由について、経営体の経営の状況等がより優越する者が存する地区や、農地集積を始めとする地域の取組状況がより優越している地区の要望額に基づいて都道府県ごとの算定額を配分することにより、人・農地プランが作成された地域における担い手の育成・農地集積等の実現を図る取組を推進するためとしている。

そして、29、30両年度の経営体育成支援事業等については、要望合計額が配分予定額を大きく上回っていることから、貴省は、配分基準ポイントの高い地区から順に、算定額を都道府県に配分している。

また、貴省は、地方農政局等において都道府県や市町村に対して要望調査について助言を行う際の参考資料として、配分基準表の運用に係る文書を作成しており、当該文書において、事業主体である市町村は、配分基準ポイントの対象となる取組内容等の実績等について今後のために客観的に確認できる資料(以下「客観資料」という。)により確認し、客観資料は整理して保存しておくものとするとしている。

2　本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、配分基準ポイントが市町村において適正に算出されて経営体育成支援事業等の算定額の配分が適切なものとなっているか、取組内容等の実績等の確認等は客観資料によって適切に行われているかなどに着眼して、13府県(注2)の117市町村が29、30両年度に延べ304地区で実施した経営体育成支援事業等(助成対象事業費計42億4671万余円、国庫補助金相当額計16億2935万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、13府県において、117市町村が助成対象とした延べ430経営体の配分基準ポイントの算出に関する資料、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、貴省本省から経営体育成支援事業等の算定額の配分に係る資料を徴するなどして検査した。

(注2)　13府県　　大阪府、青森、茨城、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　配分基準ポイントを過大に算出していた事態

13府県における経営体育成支援事業等の算定額の市町村への配分方法をみたところ、全ての府県が、貴省の算定額に基づいて、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていた。そして、市町村は、経営環境の悪化等により経営体が事業の実施を取りやめた場合等を除き、貴省が13府県の算定額を配分する際に対象とした地区に対して配分して、当該地区において事業が実施されていた。

しかし、検査の対象とした117市町村の延べ304地区の経営体育成支援事業等の配分基準ポイントの算出について、農地台帳、決算書、雇用契約書等の客観資料により確認したところ、表2のとおり、配分基準ポイントが過大に算出されていたものが、34市町村の延べ56地区（当該地区に係る助成対象事業費計9億6051万余円、国庫補助金相当額計3億5897万余円）において延べ73項目見受けられた。

表2　配分基準ポイントを過大に算出していた事態　（単位：千円）

事業名	年度	県数	内訳	市町村数	地区数（延べ）	助成対象事業費	国庫補助金相当額	配分基準ポイントを過大に算出していた事態に係る項目数（延べ）
経営体育成支援事業	平成29	6	青森県、茨城県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県	17	24	287,637	77,333	33
	30	4	青森県、山口県、長崎県、宮崎県	10	10	127,141	32,227	10
計		7		23	34	414,779	109,560	43
担い手確保・経営強化支援事業	29	5	青森県、茨城県、広島県、山口県、大分県	11	11	299,620	136,214	16
	30	3	青森県、佐賀県、長崎県	6	11	246,115	113,201	14
計		7		16	22	545,735	249,415	30
合計		8		34	56	960,515	358,975	73

（注）　平成29、30両年度に該当する県及び市町村があるため、各年度の県数及び市町村数を集計しても計欄と一致しない。また、両事業に該当する県及び市町村があるため、両事業の計を集計しても合計欄と一致しない。

そして、延べ73項目の主な内訳は、表3のとおり、「経営面積の拡大」が延べ17項目、「経営コスト縮減」が延べ17項目、「経営の効率化」が延べ7項目、「農業者の育成」が延べ6項目、「雇用」が延べ6項目、「付加価値額の拡大」が延べ4項目、「新規就農」が延べ4項目となっていた。

また、これらを原因別に分類すると、㋐取組水準を誤って理解していたものが延べ45項目、㋑経営体の取組内容等の確認を十分に行っておらず、取組等の実績がないのに点数を付していたものが延べ24項目及び㋒配分基準ポイントの算出過程で計算を誤っていたものが延べ4項目となっていた。例えば、㋐について「経営コスト縮減」の項目でコストが減っていないのに収入が増加していれば点数を付すことができると判断していたり、㋑について「経営面積の拡大」の項目で農地中間管理機構からの賃借権等の設定等の状況を確認していなかったり、㋒について「付加価値額の拡大」の項目で経営体の付加価値額の算定を誤ったりなどしていたものとなっている。

表3　配分基準ポイントを過大に算出していた事態に係る原因別の項目数

項目名及び項目数(延べ)		原因別内訳		
		㋐取組水準を誤って理解していたもの	㋑取組内容等の確認を十分に行っておらず、取組等の実績がないのに点数を付していたもの	㋒算出過程で計算を誤っていたもの
経営面積の拡大	17	6	11	—
経営コスト縮減　注(1)	17	15	1	1
経営の効率化　注(2)	7	7	—	—
農業者の育成	6	4	2	—
雇用　注(3)	6	2	4	—
付加価値額の拡大	4	1	—	3
新規就農	4	3	1	—
その他	12	7	5	—
合計	73	45	24	4

注(1)　平成29年度の経営体育成支援事業の配分基準表のみに定められていた項目であり、事業実施前3年度内に作業の効率化等によりコスト削減に取り組んでいることが取組水準となっていて、付される点数は1点となっている。

注(2)　平成29年度の担い手確保・経営強化支援事業の配分基準表のみに定められていた項目であり、事業実施前3年度内に作業の効率化等によりコスト削減に取り組んでいることが取組水準となっていて、付される点数は1点となっている。

注(3)　平成29年度の経営体育成支援事業及び担い手確保・経営強化支援事業の配分基準表のみに定められていた項目であり、外部から常時雇用するなどしていることが取組水準となっていて、付される点数は取組水準に応じて1点から6点までとなっている。

そこで、これらの56地区について、実際の経営体等の取組内容等に基づき、適正な配分基準ポイントを算出し、ポイント数に応じて順位を設定し直すなどして試算したところ、青森県等6県の18市町村に存する延べ20地区(当該地区に係る助成対象事業費計2億4108万余円、国庫補助金相当額計8992万余円)については、配分基準ポイントの順位が大きく下がり、配分予定額内となる順位より下位となる。このため、上記20地区の算定額は、本来、青森県等6県に配分されないものとなっていた。そして、仮に、青森県等6県に上記20地区の算定額が配分されなかった場合、その額は、本来経営の状況等がより優越している地区の存する他の都道府県に対して配分されるものとなっていた。

また、青森県等6県は、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていることから、配分予定額内となる順位より下位となった上記の20地区については、18市町村から経営体育成支援事業等について助成されない可能性が高いものとなっていた。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

青森県北津軽郡中泊町は、平成30年度にA地区において担い手確保・経営強化支援事業を実施し、トラクター等の農業機械等を導入した1経営体に対して助成金を交付している(助成対象事業費計1272万余円、国庫補助金相当額計589万余円)。

そして、同町は、同経営体について、農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受け、かつ、経営面積を4 ha以上拡大することにしているとして「経営面積の拡大」の項目の5点を付すなどして同地区の配分基準ポイントを13.5点と算出しており、その結果、配分基準ポイントの順位は全国で334位となっていた。

しかし、同経営体は、経営面積を4 ha以上拡大することにしていたものの、実際には、同機構から賃借権等の設定等を受けていなかった。そして、同町は、要望調査の際に、その確認を十分に行っていなかった。したがって、同経営体について、同機構から賃借権等の設定等を受けていなくても経営面積を4 ha以上拡大することにしている場合に付すことができる3点を付すこととして同地区の配分基準ポイントを改めて算出すると11.5点となる。そして、これにより、同地区の配分基準ポイントの順位を設定し直すと585位となり、30年度の担い手確保・経営強化支援事業の配分予定額内となる順位より下位となることから、同地区の算定額は同県に配分されないものとなっていた。また、同県は、経営体が事業の実施を取りやめた場合等を除き、配分基準ポイントの高い地区から順に市町村に配分することにしていることから、同地区は担い手確保・経営強化支援事業について助成されない可能性が高いものとなっていた。

(2) 配分基準ポイントの対象となった取組内容等の実績等について客観資料により確認していなかったり、客観資料が保存されていなかったりしていて、取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない事態

前記のとおり、貴省が作成した配分基準表の運用に係る文書において、市町村は、配分基準ポイントの対象となる取組内容等の実績等について今後のために客観資料により確認し、客観資料を整理して保存しておくものとするとしている。

しかし、前記304地区の経営体育成支援事業等のうち、19市町の延べ28地区(当該地区に係る助成対象事業費計4億3582万余円、国庫補助金相当額計1億6469万余円)において配分基準ポイントの対象となった延べ39項目については、実績等を客観資料により確認せずに経営体からの聞き取りにより市町村が点数を付していたり、客観資料が保存されていなかったりしていて、経営体における農業経営の発展等に係る取組内容等について取組水準に応じて適切に点数が付されているか確認できない状況となっていた。

(改善を必要とする事態)

市町村において、経営体の取組内容等について取組水準に応じた点数を付していないなどしていて配分基準ポイントを過大に算出していた事態及び配分基準ポイントの対象となった取組内容等の実績等について経営体からの聞き取りを行っただけで客観資料により確認せずに点数を付していたり、客観資料が保存されていなかったりしていて配分基準ポイントの対象となった取組内容等について適切に点数が付されているか確認できない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　市町村において、配分基準ポイントの取組水準についての理解が十分でないこと及び経営体の取組内容等を十分に確認するなどして配分基準ポイントを算出することについての認識が欠けていること

イ　貴省において、配分基準ポイントの算出を適正に行うための留意事項等を定めていないこと及び配分基準ポイントの対象となる経営体の取組内容等を客観資料により確認し、当該客観資料を保存することについての市町村に対する周知が十分でないこと

3　本院が要求する改善の処置

貴省は、令和元年度に、経営体育成支援事業について、強い農業づくり交付金事業と統合し、統合後も経営体の経営発展を推進するために必要な農業機械等の導入等を支援することとしており、また、担い手確保・経営強化支援事業についても、農地の集積・集約化を進めている地域等において経営体による経営発展に向けた取組を促進し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るために、引き続き農業機械等の導入等を支援することにしている。

ついては、貴省において、取組内容等の確認及び算定額の配分が適切に行われるよう、市町村が配分基準ポイントを算出する際の留意事項を作成したり、算出を誤っていた事例を整理したりなどするとともに、当該留意事項等を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び市町村において経営体の取組内容等を客観資料により確認して、当該客観資料を一定期間保存することについて、都道府県を通じて市町村に対して周知するなどするよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　果樹経営支援対策事業における改植の実施に当たり、助成の対象とする植栽密度の範囲を定めるなどして、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費
部　局　等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	公益財団法人中央果実協会
補助事業	果樹経営支援対策事業
補助事業の概要	競争力の高い果樹産地を育成するために、果樹産地自らが策定した計画に基づき、支援対象者が行う優良な品目又は品種への転換、小規模園地整備その他の経営基盤の強化の推進を支援する事業
検査の対象とした定額事業に係る果樹園数及び助成金額	11,858園地　30億4966万余円(平成28、29両年度)
上記に対する国庫補助金額	30億4966万余円

想定上の植栽密度の２分の１に満たず、助成割合が試算上２分の１を超えていた果樹園数及び助成金額	2,106 園地	4 億 8672 万余円（平成 28、29 両年度）
上記に対する国庫補助金額(1)		4 億 8672 万余円
想定上の植栽密度の２分の１に満たず、助成割合が試算上２分の１を超えていた果樹園の改植に要する経費に２分の１を乗じた額(2)		2 億 3965 万余円（平成 28、29 両年度）
(1)と(2)との開差額		2 億 4707 万円

１　果樹経営支援対策事業の概要等

(1)　果樹経営支援対策事業の概要

農林水産省は、競争力の高い果樹産地を育成するために、果樹経営支援対策事業を実施している。果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成 13 年 12 生産第 2774 号農林水産事務次官依命通知。平成 31 年 4 月 1 日以降は持続的生産強化対策事業実施要綱。以下「要綱」という。）等によれば、果樹経営支援対策事業は、果樹産地において策定した計画において担い手と定められた者等（以下「支援対象者」という。）が行う優良な品目又は品種への転換の取組に要する経費を補助する事業（以下「改植事業」という。）等とされている。そして、農林水産省は、改植事業の事業主体である公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）に対して、改植事業を実施するために必要な経費について国庫補助金を交付しており、協会は、都道府県法人(注１)等を通じて、支援対象者に対して助成金を交付している。

（注１）　都道府県法人　　地方公共団体、農業協同組合等により構成され、果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）に規定する果実の生産及び出荷の安定に関する業務等を都道府県の区域内において行う組織

(2)　改植事業における助成

要綱等によれば、改植事業における助成金の交付額は、伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費の額を助成対象経費とし、これに補助率２分の１以内を乗じた額とされている（以下、助成対象経費に補助率を乗じて得た額を助成する事業を「定率事業」という。）。ただし、農林水産省は、交付申請等に係る事務負担の軽減を図りつつ、支援対象者が助成金の交付額を事前に想定して計画的に改植を行えるようにすることにより、優良な品目又は品種への転換を一層促進するために有効であるとして、うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹からの改植及びりんご等の主要果樹(注２)への改植については定額で助成することとしており（以下、定額で助成する改植事業を「定額事業」という。）、改植事業のほとんどは定額事業によって実施されている。

そして、要綱等によれば、定額事業における支援対象者への助成金の交付額は、原則として、改植が実施された果樹園の面積ごとに、助成単価を乗じて得た額を合計した額とすることとされている。

（注２）　主要果樹　　かんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、いちじく

(3)　定額事業における助成単価の設定

定額事業の助成単価は、要綱等において、次のとおり定められている。

①　かんきつ類の果樹からの改植（③に該当する場合を除く。）　　230,000 円/10a

②　主要果樹への改植（①及び③に該当する場合を除く。）　　170,000 円/10a

③　りんごのわい化栽培(注３)、なし、かき及びすもものジョイント栽培(注４)、又はぶどうの垣根栽培(注５)への改植（以下、これらを「わい化栽培等への改植」という。）　　330,000 円/10a

農林水産省は、①から③までの改植の区分ごとの助成単価について、定率事業の補助率が助成対象経費の２分の１以内となっていることを踏まえて、改植の区分ごとに伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の１ha 当たりの経費を積算した上で、当該経費に２分の１を乗じた額を 10a 当たりに換算するなどして設定している。また、上記の積算された経費のうち、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等は、植栽密度(注６)に応じて変動する経費（以下「変動費」という。）として積算されており、変動費は上記の積算された経費の約８割から９割を占めている。

そして、農林水産省は、上記の積算における植栽密度については、改植当初は初期収量を増大させて支援対象者の経営安定が図られるように密植する必要があることなどを考慮して、表１のとおり、①かんきつ類の果樹からの改植については 1,000 本/ha、②主要果樹への改植のうち、りんごへの改植については 360 本/ha、③わい化栽培等への改植のうち、りんごのわい化栽培への改植については 1,250 本/ha など一定の水準の植栽密度で改植する場合を想定して設定している（以下、これらの定額事業の助成単価を設定する際に使用されている植栽密度を「想定上の植栽密度」という。）。

表１　想定上の植栽密度

区分		想定上の植栽密度（本/ha）
①かんきつ類の果樹からの改植		1,000
②主要果樹への改植		
	りんごへの改植	360
	ぶどうへの改植	250
	なしへの改植	800
	ももへの改植	400
	かきへの改植	600
③わい化栽培等への改植		
	りんごのわい化栽培への改植	1,250
	なしのジョイント栽培への改植	1,700
	すもものジョイント栽培への改植	1,670
	ぶどうの垣根栽培への改植	2,500

（注３） わい化栽培　　小型のまま成熟する性質を有する苗木を利用して樹体を小型に仕立てる栽培方法

（注４） ジョイント栽培　　隣接する樹木の枝の先端部を接ぎ木により連結し、複数の樹木を直線状に仕立てる栽培方法

（注５） 垣根栽培　　支柱間に張った針金等に枝を誘引することにより果樹の樹形を垣根のように仕立てる栽培方法

（注６） 植栽密度　　単位面積当たりの植栽本数

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、効率性等の観点から、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28、29 両年度において実施された定額事業のうち、①うんしゅうみかん等のかんきつ類の果樹からの改植については当該改植の大部分を占める改植後の品目がかんきつ類となっている改植（以下「かんきつ類への改植」という。）、②主要果樹への改植については当該改植の多くを占める品目であるりんご、ぶどう、なし、もも及びかきへの改植、並びに③わい化栽培等への改植については当該改植の大部分を占めるりんごのわい化栽培への改植を行った果樹園計 11,858 園地、助成金計 30 億 4966 万余円（28 年度計 16 億 1332 万余円（国庫補助金同額）、29 年度計 14 億 3634 万余円（国庫補助金同額））を対象として、40 都道府県法人等から定額事業を実施した各果樹園の植栽密度等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するとともに、農林水産本省、協会及び 17 都道府県法人等において、実績報告書等の関係書類、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

前記のとおり、農林水産省は、定額事業において、想定上の植栽密度等により改植を行うことを前提として定額事業に係る経費を積算し、助成単価を設定している。一方、実際の改植は、果樹園の土壌の性質、支援対象者の経営判断等により植栽密度等が選定されている。

そこで、前記の果樹園 11,858 園地について、実際の植栽密度を確認したところ、表 2 のとおり、全体の 6 割を超える 7,145 園地において、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を下回っていた。また、このうち 2,106 園地（全体の 17.7％）における実際の植栽密度は、想定上の植栽密度の 2 分の 1 にも満たないものとなっていた。

表２　実際の植栽密度の状況　（単位：園地）

区分	想定上の植栽密度（本/ha）	園地数計 (a)	実際の植栽密度が想定上の植栽密度を下回っている園地数 (b)	実際の植栽密度が想定上の植栽密度を下回っている園地数の園地数計に占める割合 (b)/(a)	(b)のうち実際の植栽密度が想定上の植栽密度の２分の１に満たない園地数 (c)	実際の植栽密度が想定上の植栽密度の２分の１に満たない園地数の園地数計に占める割合 (c)/(a)
①かんきつ類への改植	1,000	6,381	2,973	46.5%	545	8.5%
②主要果樹への改植						
りんごへの改植	360	463	379	81.8%	108	23.3%
ぶどうへの改植	250	1,275	997	78.1%	530	41.5%
なしへの改植	800	200	178	89.0%	73	36.5%
ももへの改植	400	1,001	960	95.9%	670	66.9%
かきへの改植	600	263	190	72.2%	51	19.3%
③りんごのわい化栽培への改植	1,250	2,275	1,468	64.5%	129	5.6%
計		11,858	7,145	60.2%	2,106	17.7%

そして、上記実際の植栽密度が想定上の植栽密度の２分の１に満たない果樹園2,106園地について、想定上の植栽密度に代えて実際の植栽密度を用いて改植に要する経費を積算し、助成金の交付額を当該経費で除した割合（以下「助成割合」という。）を試算したところ、2,106園地全てにおいて、助成割合が２分の１を超えており、これらの中には、助成割合が100％を超えているもの（助成金の交付額が改植に要する経費を上回っているもの）が計1,113園地あった。

また、上記実際の植栽密度を用いた改植に要する経費に基づいて助成金の交付額を試算すると、表３のとおり、2,106園地に係る助成金計４億8672万余円は、計２億3965万余円となり、２億4707万余円の開差が生じていた。

表３　想定上の植栽密度の２分の１に満たない果樹園における実際の植栽密度を用いた改植に要する経費に２分の１を乗じて試算した助成金の交付額等の状況　（単位：園地、円）

区分	実際の植栽密度が想定上の植栽密度の２分の１に満たない園地数 (a)	(a)に係る助成金の交付額 (b)	(a)に係る改植に要する経費に２分の１を乗じた助成金の交付額（試算額） (c)	開差額 (b)−(c)
①かんきつ類への改植	545	182,287,790	98,004,891	84,282,899
②主要果樹への改植				
りんごへの改植	108	26,065,047	13,215,512	12,849,535
ぶどうへの改植	530	97,976,111	44,515,677	53,460,434
なしへの改植	73	16,219,720	8,460,636	7,759,084
ももへの改植	670	104,135,497	48,115,663	56,019,834
かきへの改植	51	8,530,437	4,487,374	4,043,063
③りんごのわい化栽培への改植	129	51,510,394	22,852,331	28,658,063
計	2,106	486,724,996	239,652,084	247,072,912

このように、定額事業における助成が、前記のとおり密植する必要性等を考慮して一定の水準の植栽密度で改植することを想定して実施されているのに、実際の植栽密度が想定上の植栽密度を大幅に下回っていて、事業の趣旨に沿っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、定額事業における実際の植栽密度を十分に把握していなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、定額事業について、令和2年4月に要綱等を改正して、想定上の植栽密度の2分の1を助成の対象とする範囲の下限と定めて、それを下回る植栽密度で改植を行った場合は助成の対象としないこととするとともに、実績報告書等において実際の植栽密度の状況を把握することなどにより、定額事業における助成が事業の趣旨に沿った適切なものとなるようにする処置を講じた。

（2）　畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の実施に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について圧縮を行わない方法により計上するよう明示するなどして、適切に実施させるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費(平成27年度以前は、(項)国産農畜産物・食農連携強化対策費)
部局等	農林水産本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	11県及び1団体
間接補助事業者	9県
間接補助事業者(事業主体)	29事業実施主体
補助事業	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、畜産競争力強化対策整備事業、高収益型畜産体制構築事業、畜産競争力強化対策緊急整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業
補助事業の概要	畜産クラスター協議会の構成員である畜産農家等が、地域の畜産の収益性向上に資する施設の整備等を行う取組に対して、補助金を交付するもの
費用対効果分析が適切に実施されていなかった補助対象事業費相当額	189億8872万余円(平成26年度～令和元年度)
上記に対する国庫補助金相当額	82億8684万円(背景金額)

1　畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等における費用対効果分析の概要等

(1)　畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等の概要

農林水産省は、「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月TPP総合対策本部決定。平成29年11月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」を含む。）において、畜産・酪農関係について、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るなどのため、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを集中的に講ずることなどとされた。

そして、農林水産省は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）等に基づき、畜産農家等の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用等、地域一体での取組を行う事業実施主体を支援する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業等（以下「畜産クラスター事業(注1)」という。）を実施している。そして、農林水産省は、畜産クラスター事業を実施するために、都道府県を通じて、又は補助金を交付して基金を造成させた公益社団法人中央畜産会（以下「基金管理団体」という。）から都道府県を通じて、事業実施主体に補助金を交付している。

畜産クラスター事業は、複数の事業に分かれていて、そのうち、施設整備事業（26、27両年度の畜産競争力強化に資する施設の整備等を含む。以下「施設整備事業」という。）は、畜産クラスター協議会(注2)が事業実施主体となり、同協議会の構成員である畜産農家等が、地域の畜産の収益性向上に資する施設の整備等を行う取組に対して国庫補助金を交付するものである。実施要綱等によれば、施設整備事業を実施する事業実施主体は、あらかじめ事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出し、提出を受けた都道府県知事は、事業実施計画について総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画を取りまとめた都道府県事業実施計画を地方農政局長等に提出し、その承認を受けることとされている。

（注1）　畜産クラスター事業　　畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、畜産競争力強化対策整備事業、高収益型畜産体制構築事業、畜産競争力強化対策緊急整備事業、畜産収益力強化緊急支援事業

（注2）　畜産クラスター協議会　　地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(2)　施設整備事業における費用対効果分析の概要

実施要綱等によると、事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「分析指針」という。）に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとされている。そして、当該施設の整備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること、すなわち、分析指針に定められた次の算定式により算定した投資効率が１以上であることが必要とされている。

投資効率＝{(年総効果額÷還元率(注3))－廃用損失額(注4)}÷総事業費

（注３） 還元率　　施設の整備等により将来発生する畜産農家等の所得増加等の効果額を現在価値に換算するための係数

（注４） 廃用損失額　　事業の実施に伴い、廃棄され、又は事業目的以外に転用される既存の施設等の残存価格

そして、上記算定式のうち、年総効果額については、事業ごとに、畜産経営体所得向上効果等の効果項目の年効果額を合算して算出するものとされている。畜産経営体所得向上効果は、施設の整備等により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴い、畜産経営体の経常所得が増加する効果であり、事業実施後年間経常所得額から事業実施前年間経常所得額を差し引いたものとなっている。また、年間経常所得額は、畜産経営体の年間における肉用牛の販売額等の収入から飼料費、燃料費、減価償却費等の費用を差し引いた額となっている。

上記の減価償却費については、取得価額から国庫補助金の範囲内で減額した固定資産額を基に算出(以下「圧縮」という。)した額を計上する方法が税法上及び企業会計上認められている。しかし、農林水産省では、施設整備事業における費用対効果分析の際には、圧縮を行うことなく、取得価額を基に償却率を乗ずるなどして減価償却費を算出することにしている。その理由について同省は、分析指針における畜産経営体所得向上効果が、施設の整備等により畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴う効果とされているのに、圧縮を行った場合には、圧縮を行わなかった場合と比較して減価償却費が減少することにより事業実施後年間経常所得額が増加し、国庫補助金収入という、畜産物生産量の増加等に伴うものではない副次的収入の効果を畜産経営体所得向上効果に含めることになるため、適切ではないことなどとしている。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性等の観点から、事業実施主体が行う費用対効果分析において、投資効率の算定が分析指針の趣旨に沿って適切に行われているかなどに着眼して、12県(注5)管内の44事業実施主体において、26年度から令和元年度までの間に費用対効果分析を行い施設整備事業を実施した118事業(補助対象事業費計240億6864万余円、国庫補助金計103億1621万余円)を対象として、事業実施計画書、投資効率の算定に係る資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注５） 12県　　秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、検査の対象とした12県管内の44事業実施主体が実施した118事業のうち、農林水産省から11県(注6)を通じて、又は基金管理団体から9県(注7)を通じて補助金の交付を受けて、29事業実施主体が実施した57事業(補助対象事業費相当額計189億8872万余円、国庫補助金相当額計82億8684万余円)において、次のような事態が見受けられた。

（注６）　11県　　秋田、神奈川、三重、奈良、岡山、山口、香川、福岡、熊本、宮崎、鹿児島各県

（注７）　９県　　秋田、神奈川、奈良、香川、福岡、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

上記の29事業実施主体は、費用対効果分析の実施に当たり、施設整備事業で整備した施設等の減価償却費について、圧縮を行わず、取得価額を基に償却率を乗ずるなどして算出すべきであったのに、51事業（補助対象事業費相当額178億7093万余円、国庫補助金相当額77億9526万余円）については圧縮を行うなどしていたり、６事業（補助対象事業費相当額11億1778万余円、国庫補助金相当額４億9157万余円）については減価償却費を計上していなかったりしていた。その結果、いずれも減価償却費を過小に計上していたため、投資効率が過大に算定されていた。そして、過小に計上していたこれらの施設等に係る減価償却費について、圧縮を行わないこととするなどして投資効率を試算すると31事業で１を下回る結果となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

事業実施主体Ａの構成員であるＢ社は、ブランド豚の飼養規模の拡大等を目的として、平成28年度に、家畜飼養管理施設（ビニールハウス豚舎）12棟等を施設整備事業により事業費7020万円（国庫補助金相当額3250万円）で整備していた。そして、この事業に係る費用対効果分析において、Ｂ社の年間経常所得額が事業実施前の1880万余円から事業実施後には3116万余円に増加するとして畜産経営体所得向上効果を1236万円とするなどして、投資効率を1.19と算定していた。

しかし、事業実施主体Ａは、事業実施後年間経常所得額の算出において、上記豚舎の減価償却費については、圧縮を行って計上していた。そこで、この事業で整備する施設等に係る減価償却費について、圧縮を行わないこととして計上するなどして投資効率を試算すると、事業実施後年間経常所得額は2504万余円に、畜産経営体所得向上効果は623万余円になり、その結果投資効率は0.60となり１を下回ることになる。

このように、29事業実施主体において、費用対効果分析に当たり、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について、圧縮を行って計上するなどした結果、投資効率が過大に算定されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、事業実施主体において、費用対効果分析の適切な実施に対する理解が十分でなかったことや、都道府県等において、分析指針等の趣旨に対する理解が十分でなく、費用対効果分析の内容を十分に精査していなかったことにもよるが、農林水産省において、都道府県等に対して、畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について、圧縮を行わないこととして計上する旨を明示していなかったなど減価償却費の計上方法についての周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、２年９月に、都道府県に通知を発するなどして、施設整備事業の費用対効果分析における畜産経営体所得向上効果の年間経常所得額を算出する際の費用の一部である減価償却費について、国庫補助金の範囲内で固定資産額を減額して算出する圧縮を行わず、施設等の取得価額に償却率を乗ずるなどして算出し計上するよう、畜産クラスター関連事業Q&Aにおいて明示するなどするとともに、費用対効果分析における減価償却費の計上方法等について周知徹底を図るよう指導したり、費用対効果分析の内容の精査等、本事業の適切な実施について指導したりするなどの処置を講じた。

（３）　環境保全型農業直接支払交付金事業について、支援の対象となる農業者団体の要件として、農業生産活動に取り組む農業者数を定めることにより、複数の農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)農林水産本省　(項)環境保全型農業生産対策費	
部　局　等	農林水産本省	
補助の根拠	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)	
補助事業者	47都道府県	
間接補助事業者	869市町村	
交付金事業	環境保全型農業直接支払交付金事業	
交付金事業の概要	農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するもの	
検査の対象とした環境保全型農業直接支払交付金事業に係る農業者団体数及び事業費の合計	延べ5,395農業者団体	81億3794万余円(平成29、30両年度)
上記に対する交付金交付額		40億6897万余円
取組実施者が１戸となっていた農業者団体数及び事業費の合計	延べ　459農業者団体	9346万余円(平成29、30両年度)
上記に対する交付金交付額		4673万円

１　環境保全型農業直接支払交付金事業の概要

農林水産省は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)等に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図ることを目的として、環境保全型農業直接支払交付金事業(以下「交付金

事業」という。）を実施している。法等によれば、農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこととされている。そして、農林水産省では、農業の有する多面的機能の発揮を促進するためには、農業者が個々にではなく連携してまとまりをもって有機農業の取組等の自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した活動（以下「農業生産活動」という。）に取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されることから、交付金事業の実施は、農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。）での取組を基本とすることにしている。

環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）等（以下、これらを合わせて「要綱等」という。）によれば、国は、農業生産活動を実施する農業者団体等に対する支援を行うため、農業者団体等の農業生産活動の実施に要する費用を対象として、都道府県及び市町村を通じて、環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することとされており、その負担割合は、法等により国が2分の1以内とすることとされている。

そして、要領によれば、交付金の対象となるのは、農業者団体又は一定の条件を満たす農業者（以下「交付金対象農業者」という。）とされていて、農業者団体は、組織の規約及び代表者を定めている複数の農業者等により構成される任意組織とすることとされている。一方、交付金対象農業者は、農業生産活動の実施面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積のおおむね2分の1以上（以下「面積要件」という。）となるなどの者であって、市町村が特に認める場合とされている。なお、農業者団体を支援の対象とする場合は、上記のような面積要件は定められていない。

このように、交付金対象農業者は、面積要件を満たすなどの者であって、市町村が特に認める場合とされており、交付金事業は農業者団体による取組が基本とされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、効率性、有効性等の観点から、農業者団体における農業生産活動に係る取組は、事業の目的に沿って農業者が連携してまとまりをもって行われているかなどに着眼して、平成29、30両年度に869市町村の農業者団体延べ5,395団体が実施した交付金事業（事業費計81億3794万余円、交付金交付額計40億6897万余円）を対象として、農林水産本省及び26道県(注)において、営農活動計画書、営農活動実績報告書等の関係書類により会計実地検査を行うとともに、47都道府県から取組状況等に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

（注）　26道県　　北海道、青森、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、新潟、石川、福井、滋賀、兵庫、奈良、島根、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島各県

（検査の結果）

前記のとおり、交付金事業は、農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組

むことで環境保全効果が適切に発揮されるとして、農業者団体による取組が基本とされているが、農業者団体が支援の対象となる要件は、要領において、組織の規約及び代表者を定め、複数の農業者等により構成されていることが定められているのみで、そのうち農業生産活動に取り組む農業者（以下「取組実施者」という。）の数については定められていない。

そこで、前記の農業者団体延べ5,395団体における取組実施者数を確認したところ、延べ459団体（全体の8.5%、事業費計9346万余円、交付金交付額計4673万余円）は、取組実施者が1戸のみとなっていて、複数の農業者による取組が行われていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

熊本県山鹿市の農業者団体Aは、平成29、30両年度に農業生産活動に係る取組を29年度187a、30年度257a実施して、交付金29年度63,003円、30年度102,800円の交付を受けていた。

農業者団体Aは、2戸の農業者で構成されているなど支援の対象となる農業者団体の要件を満たしていたものの、農業者団体の要件に取組実施者数が定められていなかったことから、29、30両年度とも代表者が取組実施者として単独で上記の農業生産活動に係る取組を実施していた。そして、他の構成員は、直ちに農業生産活動に取り組むことを考えていなかったため、代表者と共同による農業生産活動を行っていなかった。

なお、取組実施者が1戸のみとなっている前記の延べ459団体について、実施面積が、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施した場合の面積要件を満たしているかを確認したところ、その大半である延べ443団体が面積要件を満たしていなかった。

このように、交付金事業は、複数の農業者が連携してまとまりをもって取り組むことで環境保全効果が適切に発揮されるとされているのに、前記の延べ459団体が実施した交付金事業において、農業者団体の構成員の中で取組実施者が複数ではなく1戸のみとなっていて、仮に交付金対象農業者として交付金事業を実施したとした場合には、その大半が面積要件を満たしていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（**発生原因**）

このような事態が生じていたのは、農林水産省において、交付金事業の実施については農業者が連携してまとまりをもって農業生産活動に取り組むことが重要であるのに、要綱等に農業者団体が交付金事業を実施する場合の取組実施者数について定めていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、令和2年3月に要領を改正して2年度から、交付金事業の支援の対象となる農業者団体の要件として、取組実施者を2戸以上含むものとし、取組実施者が1戸のみの農業者団体については、交付金事業の対象としないこととした。また、同年5月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、地方農政局等から上記の内容について都道府県及び市町村に対して周知徹底するなどの処置を講じた。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について

〔平成29年度決算検査報告326ページ参照
平成30年度決算検査報告396ページ参照〕

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、国の防災情報の充実と土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき整備された国営造成土地改良施設(以下「国営施設」という。)の被災や地域の被害の防止・軽減を目的として、国営施設から収集した防災情報を内閣府の総合防災情報システムに提供するとともに、国から国営施設の管理を受託した者や国営施設が所在するなどする市町村(以下「関係市町村」という。)等に防災情報を提供し、国営施設の的確な操作運用、関係市町村における迅速な初動態勢の整備等を図るために、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業(以下「防災ネット事業」という。)を行っている。国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク(以下「防災ネットワーク」という。)は、水位、雨量等の計測情報等(以下「観測情報」という。)のうち、同省が提供対象として選定した、ダム、頭首工等(以下、これらを「対象施設」という。)の観測情報を防災情報として、全国に所在する国営施設を管理する土地改良調査管理事務所等(以下「管理事務所等」という。)が管理する送信設備(以下「データ転送装置」という。)を経由して防災中央データセンター(以下「中央センター」という。)に転送することなどにより、関係市町村等に提供するなどするものである。そして、中央センターに転送する防災情報の項目(以下「転送項目」という。)等については、管理事務所等が管理受託者と協議するなどして選定している。また、政府機関及び地方公共団体が気象の観測に使用する雨量計については、気象業務法(昭和27年法律第165号)等に基づき行う検定に合格したものでなければ使用してはならないなどとされており、雨量計に係る検定の有効期間は5年となっている。しかし、データ転送装置等の管理が適切でないため、防災情報が中央センターへ転送されていない事態、雨量計の検定の有効期限が経過しているため、雨量計の観測情報を防災情報として提供できない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成30年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア　データ転送装置の不具合等により防災情報が転送されていない事態について、速やかに原因を調査して必要な措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ　転送項目等やそれらの転送状況等の防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知徹底し、データ転送装置等を適切に管理するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ　管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底するとともに、対象施設に設置している雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導すること（同法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　管理事務所等にデータ転送装置の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、令和 2 年 3 月末までに、全ての地区においてデータ転送装置の修理、更新工事等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。

イ　平成 30 年 10 月及び令和元年 6 月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に防災ネットワークの管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告させることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。

ウ　平成 30 年 10 月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

平成 30 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について

（平成 30 年度決算検査報告 363 ページ参照）

1　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、農業・農村の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む組織（以下「対象組織」という。）に対して、多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付している。多面的機能支払交付金実施要綱（以下「要綱」という。）等によれば、対象組織は施設の長寿命化のための補修等の活動等を行うに当たって、市町村長から事業計画の認定を受け、当該認定の内容に変更が生じた場合は、変更に係る認定（以下「変更認定」という。）を受けることとされている。長寿命化のための補修等の活動に対する交付金（以下「長寿命化交付金」という。）の交付上限額（以下「交付上限額」という。）は、対象組織が事業計画書に位置付けた農用地（以下「対象農用地」という。）の面積に 10a 当たりの単価を乗じて得た金額（以下「面積算定額」という。）となっており、当該単価は地目等に応じて定められている。ただし、平成 28 年度に要

綱等が改正され、対象農用地を200ha以上有するなどの要件に該当せず、かつ、施設の補修等の活動を構成員が自ら実施しない対象組織は、減額した単価を用いて面積算定額を算定することとされた。また、交付上限額は、上記に加えて面積算定額と対象組織の保全管理区域内の農業集落数に200万円を乗じて得た金額とのいずれか低い金額とされた(以下、上記の算定方法による交付上限額を「改正後の交付上限額」という。)。しかし、農林水産省において、28年度の要綱等の改正に当たり、改正後の交付上限額の適用対象に28年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを必ずしも明示しておらず、適用対象に係る改正内容についての周知が十分でなかったことなどにより、28年度以降に変更認定等を受けた対象組織において、長寿命化交付金の交付額が改正後の交付上限額に基づいて算定されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、長寿命化交付金が過大に交付されていた対象組織に対して、多面的機能支払交付金事業の継続的な実施に留意しつつ、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるとともに、都道府県、市町村及び対象組織に対して、改正後の交付上限額の適用対象に28年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、28年度の要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導するよう、農林水産大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、元年11月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、多面的機能支払交付金事業の継続的な実施に留意して、2年度以降の長寿命化交付金における相殺交付も可能とする仕組みを導入した上で、長寿命化交付金が過大に交付されていた対象組織に対して、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める処置を講じていた。また、同省は、上記の通知において、都道府県、市町村及び対象組織に対して、改正後の交付上限額の適用対象に平成28年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、28年度の要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導する処置を講じていた。

(2)　ため池の防災減災事業について

(平成30年度決算検査報告368ページ参照)

1　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、都道府県等が実施する農村地域防災減災事業(以下「防災減災事業」という。)等に対して国庫補助金を交付している。また、同省は、豪雨、地震等により多くの農業用ため池(以下「ため池」という。)が被災していることなどを背景にして、都道府県等に対し

て、ため池の構造的危険度等を把握するための一斉点検の実施を要請するなどしている。さらに、一斉点検の結果に応じて豪雨又は地震に対するより詳細な調査(以下「詳細調査」という。)を実施し、詳細調査において対策工事が必要と判定されたため池(以下「要改修ため池」という。)については、対策工事を実施するまでの間のハザードマップの活用や監視・管理体制の強化等に係る対策(以下「ソフト対策」という。)を実施するよう努めることなどを周知している。しかし、都道府県等が防災減災事業により詳細調査を実施したため池について対策工事の必要性が適切に判定されていない事態、及び要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切なソフト対策が実施されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　都道府県等に対して、詳細調査の実施に当たっては、「土地改良事業設計指針「ため池整備」」(以下「ため池指針」という。)を参考とするなどして、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査を行ったり、規模等による目安だけではなく堤体が決壊した際の下流への影響(以下「被災による影響」という。)を十分に検討して重要度区分を決定したりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導すること。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池については、必要とされる照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討するよう指導すること

イ　都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係るソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、要改修ため池について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策が講じられるよう指導すること。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、ため池の管理者等と速やかに調整するなどして、ソフト対策が講じられるよう指導すること

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、2年3月までに次のような処置を講じていた。

ア　地方農政局等に通知を発したり、ため池の防災減災事業を実施する都道府県の担当者を対象とした会議(以下「担当者会議」という。)を開催したりするなどして、都道府県等に対して、ため池指針を参考とした詳細調査の考え方を示すとともに、詳細調査の実施に当たっては、この考え方に基づき、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により、堤体の余裕高や洪水吐の規模等の照査を行ったり、規模等による目安だけではなく被災による影響を十分に検討して重要度区分を決定し、重要度区分に応じた耐震性能の照査を行ったりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導した。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池について、必要な照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討し、その結果を報告するよう指導した。

イ　地方農政局等に通知を発したり、担当者会議を開催したりするなどして、都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係るソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、要改修ため池について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策を講ずるよう指導した。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、具体的な対策を検討し、その結果を報告するとともに、速やかに監視・管理体制を強化するよう指導した。

（3）　ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について

（平成30年度決算検査報告376ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

農林水産省は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、国営土地改良事業の一環として、ダム、頭首工(注)等の基幹的な農業水利施設の新設及び整備後の更新、改修等（以下「更新等」という。）を、各地方農政局等又は各地方農政局管内の調査管理事務所等（以下「農政局等」という。）において実施している。そして、ダム、頭首工等の管理施設等の建物やこれらを統括管理する中央管理所（以下、これらを「管理施設」という。）には、運転操作と状態監視を遠隔で行うために、操作設備、監視操作制御設備等（以下、これらを合わせて「操作・監視設備」という。）が設置されており、ダム及び頭首工の管理施設が大地震動により倒壊等すれば、そこに設置されている操作・監視設備及び水管理制御システム（以下、これらを合わせて「重要設備」という。）が機能しないことにより水害による二次災害が発生するおそれがある。しかし、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低いため、大地震動後において重要設備の機能が確保できなくなるおそれがある事態及び重要設備の新設、更新等に当たり、既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかったなどの事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして農政局等に周知するとともに、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していなかったり、耐震性能を確認していなかったりしていた管理施設については、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための必要な措置を講ずる計画を策定するなどすること

イ　農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底すること

（注）　頭首工　　河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

2　当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査等を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、２年５月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア　農政局等に対して、ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして周知するとともに、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していなかったり、耐震性能を確認していなかったりしていた管理施設については、耐震診断により耐震性能を確認した上でその結果に応じて耐震改修等を行うこととして、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能の確保に向けた計画を策定させるなどした。

イ　農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、今後、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底した。

（４）　独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて

（平成30年度決算検査報告383ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して計257億8980万円を出資し、信用基金は、当該出資金等を財源として、各漁業信用基金協会（以下「協会」という。）に対して長期の資金（以下「本件貸付金」という。）を貸し付けている。そして、協会は、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき、中小漁業者等が、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するための資金である漁業近代化資金等を借り入れる場合に、融資機関に対して債務の保証を行っており、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、保証債務の弁済に充てるための基金又は本件貸付金等の資金をもって、当該中小漁業者等に代わって融資機関に債務の弁済（以下「代位弁済」という。）を行っている。しかし、本件貸付金の使用実績が貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっていたり、全ての協会において保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるとされる水準を大幅に超えるなどしたりしていて、本件貸付けを行う必要性は低くなっているにもかかわらず、国の出資金を財源とする本件貸付金の規模が見直されずに、必要と認められる額を上回る貸付けが行われている事態が見受けられた。

したがって、水産庁において、本件貸付金が有効に使用されるように協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせるとともに、更なる支援の必要が認められる協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、相当する国の出資金を独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金を適切な規模のものとするよう、また、上記の本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるように水産庁の体制を整備するよう、水産庁長官に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2　当局の処置状況

本院は、水産庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、水産庁は、本院指摘の趣旨に沿い、本件貸付金が有効に使用されるように協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直して、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金は、２年３月に、当該出資金を２年度及び３年度に国庫に納付することとする中期計画の変更について、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき国庫納付を行うこととしている。

また、水産庁は、本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるようにするための体制の整備について引き続き検討して、信用基金と調整の上、適切な処置を講ずることとしている。

第10 経 済 産 業 省

不 当 事 項

補 助 金

(139)－(144) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織)中小企業庁 (項)経営革新・創業促進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)中小企業庁 (項)経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)燃料安定供給対策費 (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等	資源エネルギー庁、中小企業庁、２経済産業局
補助の根拠	予算補助
補助事業者(事業主体)	県１、市１、会社等３、計５補助事業者 (１市)
間接補助事業者(事業主体)	５会社等
補 助 事 業	石油製品出荷機能強化事業、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業、石油供給インフラ強じん化事業等
事業費の合計	1,859,035,249円
補助対象事業費の合計	1,857,862,649円
上記に対する国庫補助金交付額の合計	851,560,516円
不当と認める補助対象事業費の合計	74,859,747円
不当と認める国庫補助金相当額の合計	58,739,942円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、12都県、26市町及び200会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1市、5会社等、計6事業主体が実施した石油製品出荷機能強化事業、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業、石油供給インフラ強じん化事業等に係る国庫補助金58,739,942円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　補助の対象とならないなどのもの

3件　不当と認める国庫補助金　11,510,861円

⑵　工事の設計及び管理が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　36,903,986円

⑶　補助の目的外に使用していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　8,701,734円

⑷　工事の施工が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,623,361円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

⑴　補助の対象とならないなどのもの　　3件　不当と認める国庫補助金　11,510,861円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの　　（2件　不当と認める国庫補助金　5,756,148円）

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）交付要綱（平成23・06・07財中第1号）等に基づき、経済産業省が都道府県に交付して、同補助金の交付を受けた都道府県が中小企業等グループ又はその構成員に対して、施設及び設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、補助の対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費であって、都道府県知事が補助の対象としたものとされている。また、施設及び設備の復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに建替えなどをした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないことになっている。そして、宮城県は、施設の建替えにより面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、建替えに係る事業費に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことにしている。また、同県は、施設の建替えに係る工事費のうち、直接工事費等に所定の率を乗じて算定するなどした共通費の取扱いについて、直接工事費等の中に補助対象外経費が含まれている場合には、共通費に、直接工事費等に占める補助対象外経費の割合を乗ずるなどして算定した額を補助の対象に含めないことにしている。

本院が、同県の2事業主体において会計実地検査を行ったところ、2事業主体が実施した補助事業において、建替えにより施設の面積が増加していて復旧の範囲を超えているのに面積案分を行っていなかったり、補助対象外経費に係る共通費を控除していなかったりなどしていて補助の対象とならない経費を補助対象事業費に含めるなどして補助対象事業費計14,647,728円が過大に算定されていたため、これらに係る国庫補助金相当額計5,756,148円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において補助の対象となる施設の面積に係る確認が十分でなかったり、補助対象事業費の算定方法に対する理解が十分でなかったりしたこと、同県において補助事業の審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(139)	東北経済産業局	宮城県	東北陸運株式会社（宮城県塩竈市）〈事業主体〉	中小企業組合等共同施設等災害復旧	24～26	772,402 (772,402)	386,201	5,241	2,620

中小企業等グループの構成員である東北陸運株式会社は、東日本大震災により損壊した配送センターの荷捌場の施設等の建替えや設備の取替えなどによる復旧に要したとする事業費772,402,232円（補助対象事業費同額）に対して国庫補助金386,201,114円の交付を受けていた。そして、上記施設のうち荷捌場の施設の復旧については、建替え前の施設の延床面積が1,402.1㎡であったのに対し、建替え後の施設の延床面積は1,309.4㎡であり復旧の範囲内であるとして、これに係る事業費全額を補助対象事業費としていた。

しかし、同会社は、建替え前の施設の延床面積に、建替えを行わずに継続して使用していて復旧の対象とならない施設の延床面積160.0㎡を含めていた。そこで、当該面積を控除して建替え前後の施設の延床面積を比較したところ、復旧の対象となる建替え前の施設の延床面積は1,242.1㎡であり、建替え後の施設の延床面積1,309.4㎡はこれと比べて67.3㎡増加していて復旧の範囲を超えていたことから、同会社は面積の増加を考慮した面積案分により補助対象事業費の算定を行う必要があった。

したがって、荷捌場の施設の建替えに係る事業費101,848,900円に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合94.8％を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると767,160,803円となり、前記の補助対象事業費772,402,232円との差額5,241,429円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額2,620,715円が過大に精算されていた。

(140)	東北経済産業局	宮城県	石巻商工信用組合（宮城県石巻市）〈事業主体〉	中小企業組合等共同施設等災害復旧	25～28	882,126 (882,126)	294,042	9,406	3,135

中小企業等グループの構成員である石巻商工信用組合は、東日本大震災により損壊した店舗等の施設の建替えや設備の取替えによる復旧に要したとする直接工事費等及び共通費からなる工事費等から、直接工事費等に係る補助対象外経費を控除した事業費計882,126,817円（補助対象事業費同額）に対して国庫補助金計294,042,270円の交付を受けていた。

しかし、同組合は、施設の建替えに係る工事費のうち共通費について、直接工事費等の中に外構工事費等の補助対象外経費が含まれていたのに、補助対象事業費の算定に当たって、補助対象外経費に係る共通費として、共通費に直接工事費等に占める補助対象外経費の割合を乗じて算定した額を控除するなどしていなかった。

部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円

したがって、施設の建替えに係る工事費から、直接工事費等のうち補助対象外経費に係る共通費を控除するなどして適正な補助対象事業費を算定すると計872,720,518円となり、前記の補助対象事業費882,126,817円との差額9,406,299円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計3,135,433円が過大に精算されていた。

(139)(140)の計					1,654,529 (1,654,529)	680,243	14,647	5,756

石油供給構造高度化事業費補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの　（1件　不当と認める国庫補助金　5,754,713円）

部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(141) **資源エネルギー庁**	**石油供給構造高度化事業コンソーシアム（神奈川県横浜市）**	**太陽石油株式会社（東京都千代田区）〈事業主体〉**	**石油供給インフラ強じん化事業**	28	81,400 (81,400)	54,266	8,632	5,754

この補助事業は、石油供給構造高度化事業費補助金の交付を受けた石油供給構造高度化事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震又はこれに伴う津波等のリスクに備えて石油供給設備の強じん化を図るための事業を実施する石油会社に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

同補助金の交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、製油所等の入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業に要する経費とされており、既存設備の補修に要する経費は補助の対象とならないことになっている。

事業主体は、平成28年度に、愛媛県今治市に所在する四国事業所の電気室の建屋について、基礎地盤の液状化を考慮した耐震対策として場所打ち鉄筋コンクリート杭を増設するなどして建屋の基礎構造を補強するとともに、耐震対策として建屋本体の壁等を補強する工事を事業費81,400,000円（補助対象事業費同額）で実施したとして、コンソーシアムから国庫補助金54,266,666円の交付を受けていた。

しかし、本件工事のうち建屋本体の壁等を補強するとしていた工事は、コンクリートの劣化により壁等に発生したひび割れなどにエポキシ樹脂を注入するなどの既存設備の補修に係る工事であり、耐震、液状化・津波対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業には該当しないものであった。

したがって、建屋本体の壁等を補強するとしていた工事に係る経費8,632,070円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額5,754,713円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助の対象となる経費の範囲についての理解が十分でなかったこと、コンソーシアムにおいて実績報告書等の審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

（参　考　図）

電気室の建屋に係る工事の概念図

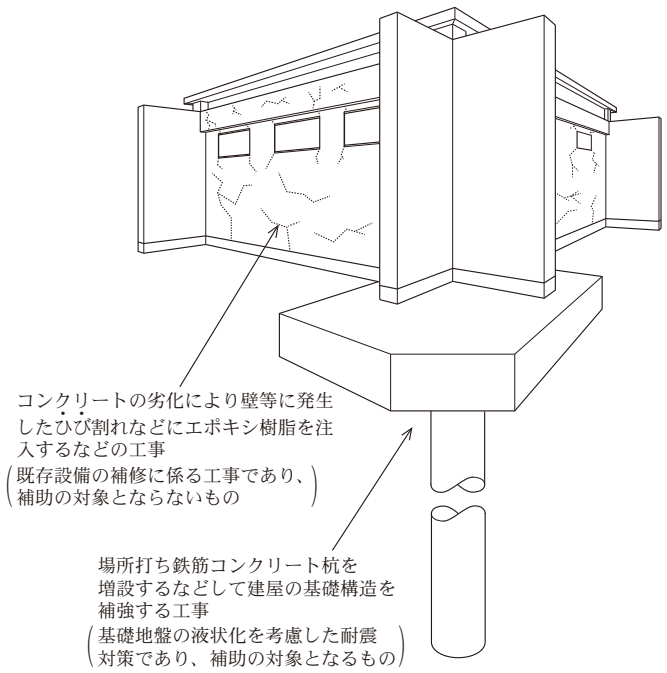

（２）　工事の設計及び管理が適切でなかったもの

１件　不当と認める国庫補助金　36,903,986 円

非常用発電機の設計及び管理が適切でなかったもの

（１件　不当と認める国庫補助金　36,903,986 円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(142)	**資源エネルギー庁**	**石油連盟（東京都千代田区）**	**昭和四日市石油株式会社（三重県四日市市）〈事業主体〉**	**石油製品出荷機能強化**	26	51,000 (51,000)	51,000	36,903	36,903

この補助事業は、地震等により国内において石油製品の供給不足等が生ずる場合にも石油製品を安定的かつ効率的に供給できる体制を構築することを目的として、石油製品出荷機能強化事業費補助金の交付を受けた石油連盟が、製油所において石油製品の出荷設備等の機能を強化するなどの事業を実施する石油会社に対して、当該事業に要する経費を補助するものである。そして、石油製品出荷機能強化事業費補助金業務方法書（平成 24 年 4 月 5 日石油連盟制定）によれば、事業主体は、石油連盟から補助金の交付を受けて取得するなどした財産について、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこととされている。

事業主体は、平成 26 年度に、巨大地震に伴う津波被害により出荷設備等が電源を喪失した場合に電力を供給する非常用発電機 9 台を設置するなどの工事を事業費 51,000,000 円（補助対象事業費同額）で実施したとして、石油連盟から同額の補助金の交付を受けていた。

事業主体は、津波被害を回避するための高床式倉庫（以下「倉庫」という。）に非常用発電機を設置して保管することとし、出荷設備等に電力を供給する必要が生じた際にはクレーンにより倉庫から搬出し

て使用することとしていた。そのため、事業主体は、工事を実施するに当たり、搬出及び搬入が安全かつ容易に行えるような方法で非常用発電機を倉庫の床面に固定すること、床面への固定については仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるように耐震設計を行うことなどを仕様書により示した上で請負業者と契約を締結していた。

そして、上記の契約後、請負業者は、非常用発電機の固定について、仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるものかどうかを耐震設計計算により確認せずに、非常用発電機1台当たりアンカーボルト4本(径16㎜)を用いて倉庫の床面に固定することとし、事業主体の承認を得て、これにより施工していた。

しかし、事業主体によれば、上記の固定方法については、請負業者の長年の施工経験に基づく知見によるものであるとのことであり、仕様書において示された地震により生ずる加速度に耐えられるものかどうかが判然としないことから、設備機器等の設置工事における技術上の指針として広く使用されている「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)に示された計算方法に基づき、耐震設計計算を行ったところ、地震時に当該アンカーボルトに作用する引抜力(注)は2.67kN/本から13.01kN/本となり、いずれも許容引抜力(注)1.20kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

また、非常用発電機の管理状況を確認したところ、28年11月以降、次のような状況となっていた。

すなわち、非常用発電機9台のうち7台については、アンカーボルトを取り付けずに非常用発電機の真上にある倉庫の梁(はり)との間を鎖でつないでいた。このため、地震時に水平方向の力が加わって非常用発電機が滑動した際に、鎖により非常用発電機が浮き上がって床面に衝突したり、鎖が破断して非常用発電機が倉庫の壁等と衝突したりするなどして損傷するおそれがある状態となっていた(参考図参照)。

また、残りの2台については、アンカーボルトを取り付けておらず、倉庫の梁との間を鎖でつなぐこともしていなかった。このため、地震時に非常用発電機が倉庫の壁等と衝突するなどして損傷するおそれがある状態となっていた。

したがって、非常用発電機9台(工事費相当額36,903,986円)は、設計及び管理が適切でなかったため、地震時に損傷してその機能が発揮できなくなるおそれがある状態となっていて、これに係る国庫補助金相当額36,903,986円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において非常用発電機の設置に当たり耐震設計計算を行うことの重要性や本件事業により設置した非常用発電機の管理方法についての理解が十分でなかったこと、石油連盟において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注)　引抜力・許容引抜力　「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

（参　考　図）

非常用発電機の管理状況（概念図）

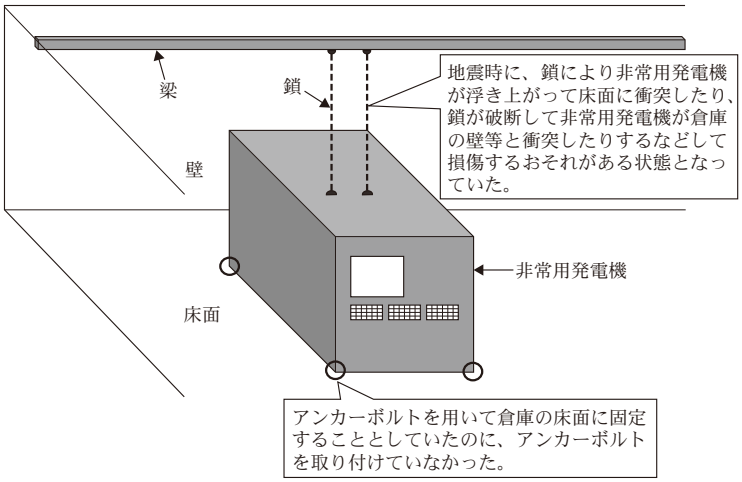

（３）　補助の目的外に使用していたもの　　１件　不当と認める国庫補助金　8,701,734 円

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けて実施した事業により購入した設備を補助の目的外に使用していたもの

（１件　不当と認める国庫補助金　8,701,734 円）

部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
					千円	千円	千円	千円
(143) 中小企業庁	全国中小企業団体中央会（東京都中央区）	有限会社シモジョウ（福岡県福岡市）〈事業主体〉	革新的ものづくり・商業・サービス開発支援	29	15,822 (14,649)	9,766	13,052	8,701

この補助事業は、中小企業及び小規模事業者の経営力向上を図ることを目的として、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の交付を受けた全国中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が、経営力向上に資する革新的サービス開発、試作品開発及び生産プロセスの改善を行う中小企業等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。また、中央会は、中小企業等が中央会から補助金（以下「ものづくり補助金」という。）の交付を受けて実施する事業（以下「ものづくり補助事業」という。）のうち福岡県内において実施される事業に係る公募、ものづくり補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、福岡県中小企業団体中央会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

中央会が作成したものづくり補助事業に係る交付規程等によれば、ものづくり補助事業のために使用される機械等の購入等に要する経費が補助の対象とされている。また、取得価格が 50 万円以上の機械、器具、備品等は処分（ものづくり補助金の交付の目的に反する使用、譲渡等をいう。）を制限する財産（以下「処分制限財産」という。）とされており、ものづくり補助事業の実施者は、処分制限財産を、経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ受託事業者の承認を受けなければならないこととされている。そして、処分制限財産をものづくり補助金の交付の目的に反してものづくり補助事業とは関係のない業務のために使用した場合は、処分制限財産の残存価額に補助

率を乗じて得た金額を中央会に納付(以下「残存簿価分納付」という。)することとなっている。ただし、実施者がものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業に転用(財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。)する場合は、あらかじめ受託事業者の承認(以下「転用承認」という。)を受ければ、残存簿価分納付が免除されることとなっている。

事業主体は、カリウム浸漬技術を活用した減塩明太子の革新的な試作品開発や生産プロセスの改善を行うために必要なフードミキサー等の設備を、平成29年7月及び同年8月に購入し、これに要した事業費計15,822,000円(補助対象事業費計14,649,400円)に対してものづくり補助金計9,766,266円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。そして、事業主体は、30年1月に、本件ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業として販売のための減塩明太子の本格的な生産を行うために当該設備を転用することについて、受託事業者の転用承認を受けていた。

しかし、事業主体は、受託事業者の転用承認を受けてから半月が経過した後、購入した上記の設備を、受託事業者に無断で、主として本件ものづくり補助事業とは関係のない従来品の明太子の生産のために使用していた。

したがって、本件ものづくり補助事業により購入した設備(30年1月末残存価額計13,052,602円)は、ものづくり補助事業の成果を活用して実施する事業に転用されておらず、補助の目的外に使用されており、これに係る国庫補助金相当額計8,701,734円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体においてものづくり補助事業の適正な執行に対する認識が欠けていたこと、受託事業者における事業主体に対する指導等が十分でなかったのに中央会において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(4)　工事の施工が適切でなかったもの　　1件　不当と認める国庫補助金　1,623,361円

木質チップボイラーの温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が適切でなかったもの　　(1件　不当と認める国庫補助金　1,623,361円)

	部局等	補助事業者(所在地)	間接補助事業者(所在地)	補助事業	年度	事業費(補助対象事業費)	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(144)	中国経済産業局	島根県雲南市〈事業主体〉	—	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業	29	56,284 (56,284)	56,284	1,623	1,623

この補助事業は、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的として、原子力発電施設が立地する地方公共団体等がエネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を実施する場合に、必要な経費の全部又は一部を補助するものである。

事業主体は、雲南市加茂B&G海洋センターの機械室(鉄筋コンクリート造)において、温水プールの水を加温するための木質チップボイラー、消火用補給水槽、温水を送水する配管(以下「温水配管」という。)等の設備機器等を設置するなどの工事を業者に請け負わせて実施し、国庫補助金の交付を受けていた。

事業主体は、本件工事の仕様書等において、請負人が「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)に基づき耐震設計計算を行うなどして設備機器の設置を行うこととしていた。

耐震設計指針によれば、設備機器を据え付けるために架台等の支持構造部材を用いる場合は、支持構造部材をアンカーボルトで鉄筋コンクリートの壁等に緊結することとされており、アンカーボルトは、地震時に作用する引抜力(注)が許容引抜力(注)を上回らないようにすることとされている。

そして、請負人は、温水配管を設置するために鋼製の架台(高さ 1.25m、幅 0.8m。以下「配管架台」という。)を用いることとして、配管架台をアンカーボルト(径 10㎜) 4 本により機械室の天井に緊結していた(参考図 1 参照)。

しかし、請負人は、当該アンカーボルトについて、耐震設計計算上安全であることを確認していなかったことから、耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、地震時にアンカーボルトに作用する引抜力は 14.5kN/本となり、許容引抜力 0.75kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっておらず、地震時に温水配管等が機械室の天井から落下するなどのおそれがある状態となっていた。

また、請負人は、消火用補給水槽を設置するために鋼製の架台(高さ 0.6m、幅 0.5m。以下「水槽架台」という。)を用いることとして、水槽架台をアンカーボルト(径 12㎜) 4 本により機械室の壁に密着させて緊結することとすれば耐震設計計算上安全であることを確認し、これにより施工することとしていた。

しかし、請負人は、施工に当たり、機械室の壁に、耐震設計計算上、圧縮に対する抵抗力を期待できない人造繊維製の断熱材(厚さ 50㎜)が張り付けられているのに、水槽架台を断熱材の上からアンカーボルトにより機械室の壁に取り付けていた(参考図 2 参照)。このため、水槽架台は機械室の壁に密着しておらず、地震時に消火用補給水槽に作用する水平力等によりアンカーボルトに損傷が生じて、消火用補給水槽等が機械室の壁から落下するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、本件工事により設置した温水配管、消火用補給水槽等(工事費相当額 1,623,361 円)は、温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が適切でなかったため、地震時における所要の安全度が確保されていないなどしており、これらに係る国庫補助金相当額 1,623,361 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負人において仕様書等に基づき耐震設計計算を行うなどすることの重要性に対する認識が欠けていたことにもよるが、事業主体において、温水配管及び消火用補給水槽の設置に係る施工が適切でなかったのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注)　引抜力・許容引抜力　「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト 1 本当たりに作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

（参考図１）

配管架台の概念図

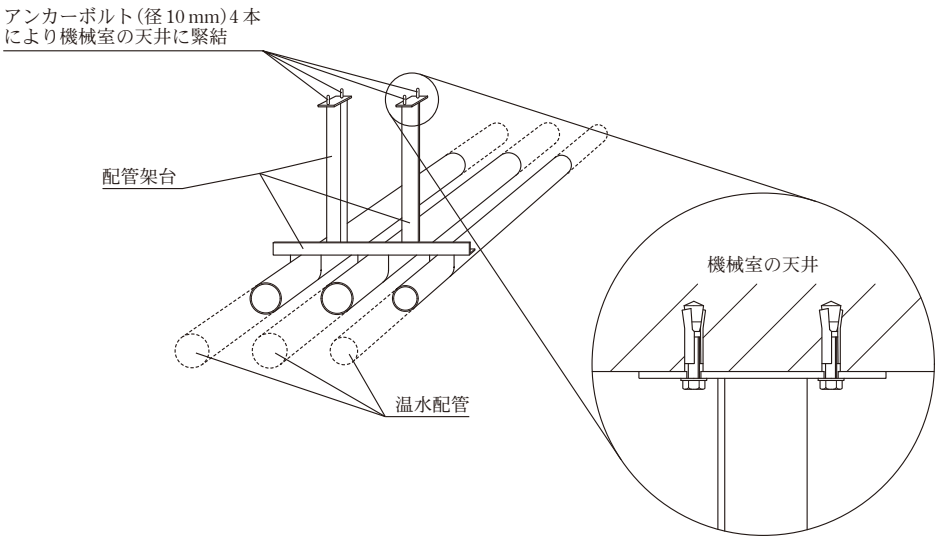

（参考図２）

水槽架台の概念図

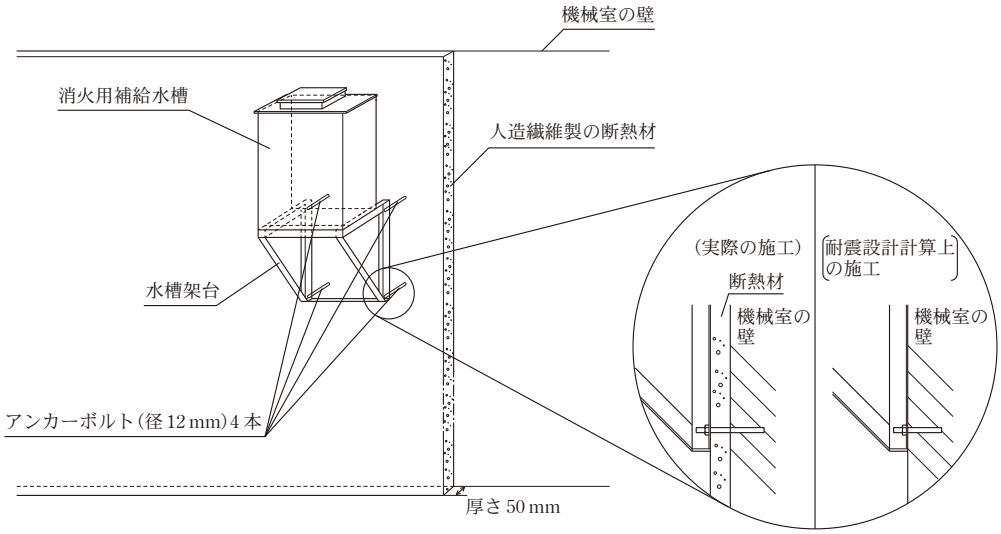

意見を表示し又は処置を要求した事項

（１）　省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施に当たり、省エネルギーの実績量の計算が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに実績量を計算する際に補正を行う場合の取扱いについて定めたり、エネマネ対策として行った運用改善の内容を報告させたりなどして事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費

部　局　等	資源エネルギー庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	一般社団法人環境共創イニシアチブ	
間接補助事業者（事業主体）	176民間事業者等	
補助事業	エネルギー使用合理化等事業者支援事業	
補助事業の概要	産業部門等の省エネルギーを推進することなどを目的として、民間事業者等が事業主体となって、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業を実施する場合に、事業に要する経費の一部を補助するもの	
検査の対象とした事業数及び当該事業に対する国庫補助金交付額	186事業	207億3280万余円（平成26年度～29年度）
補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしている事業数及び国庫補助金交付額	3事業	5988万円（平成26、27両年度）
補正の内容が適切か確認できない事業数及び国庫補助金交付額(1)	32事業	20億2199万円（平成26年度～29年度）
エネマネ対策に係る運用改善等が行われていない事業数及び国庫補助金交付額(2)	33事業	17億5879万円（平成26年度～28年度）
(1)及び(2)の純計	58事業	34億2404万円（背景金額）

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施状況について

（令和2年10月26日付け資源エネルギー庁長官宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1　エネルギー使用合理化等事業者支援事業の概要

(1)　エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の概要

エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）によれば、産業部門を中心として省エネルギーを更に進めるためには、省エネルギー効果の高い設備（以下「省エネ設備」という。）への更新を進める必要があり、省エネルギー設備投資に対する支援等の多様な施策を用意するとともに、エネルギーマネジメントシステム(注)（以下「EMS」という。）に係る設備の導入を

促すこととされている。

貴庁は、産業部門等の省エネルギーを推進することなどを目的として、民間事業者等が事業主体となって、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業（以下「合理化事業」という。）を実施する場合に、事業主体に対して事業に要する経費の一部を補助させるために、毎年度公募により選定した補助事業者に対して、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）（以下「国庫補助金」という。）を交付している。そして、貴庁は、平成26年度から29年度までの間に、補助事業者である一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に対して、国庫補助金計1800億8954万余円を交付している。

SIIは、国庫補助金の交付を受けて、既存の設備から省エネ設備への更新、EMS設備の導入等により省エネルギーを達成する事業等を実施する事業主体に対して補助金（以下「合理化補助金」という。）を交付している。SIIは、合理化補助金の交付に当たり、具体的な補助の要件等について貴庁と協議した上で公募要領を定めて合理化事業の事業主体を公募し、民間事業者等から提出された交付申請書等について、事業を実施することで達成される省エネルギー量等を評価するなどして審査を行って、事業主体を決定している。そして、SIIは、合理化事業が完了した後に事業主体から提出される実績報告書等に基づいて確定検査を実施し、合理化補助金の額を確定して、合理化補助金を交付している。

（注）　エネルギーマネジメントシステム　　エネルギー使用量を計測して、いわゆる「見える化」を図るとともに、設備の制御等を行うためのシステムで、専用の計測計量機器等により構成されるなどのもの

(2)　省エネルギー量の計算方法

公募要領等によると、合理化事業の実施により達成される省エネルギー量の計算方法は、次のとおりとなっている。

ア　計画量

事業主体は、合理化事業を実施した後の1年間（以下「事業実施後1年間」という。）に達成される省エネルギー量の計画値（以下「計画量」という。）を計算して、交付申請書等に記載することとなっており、計画量が事業を実施する前の1年間（以下「事業実施前1年間」という。）のエネルギー使用量の1％以上であることなどが合理化事業の要件となっている。

計画量の計算に当たっては、既存設備に係るエネルギー使用量の実測値を用いるなどして計算した事業実施前1年間のエネルギー使用量から、製品カタログに記載されている省エネ設備の性能等を参照するなどして計算した事業実施後1年間のエネルギー使用量を控除して計画量を計算することとなっている。ただし、その際には、次の算定式のとおり、「裕度」を加味することとなっており、SIIによると、裕度とは、省エネ設備の実際の性能を製品カタログに記載されている性能と比較した場合の相違や気温の上昇等の様々な要因により、エネルギー使用の実態とのかい離が生ずることを想定して、計画量を計算する際に加味するものであるとしている。

$$\boxed{\text{計画量}} = \left(\boxed{\begin{array}{l}\text{事業実施前1年間の}\\ \text{エネルギー使用量}\end{array}} - \boxed{\begin{array}{l}\text{事業実施後1年間の}\\ \text{エネルギー使用量}\end{array}} \right) \times \left(\begin{array}{l}100\\(\%)\end{array} - \boxed{\begin{array}{l}\text{裕度}\\(\%)\end{array}} \right)$$

そして、交付申請書には、どのような理由でどのくらいの裕度を加味したのかを記載することとなっている。

イ　実績量

事業主体は、事業実施後１年間のエネルギー使用量の実績を把握して、事業実施前１年間のエネルギー使用量から控除することにより、合理化事業の実施により達成された省エネルギー量の実績値（以下「実績量」という。）を計算し、成果報告書に記載してSIIに提出することとなっている。ただし、設備の稼働時間や製品の生産量が増加するなどエネルギー消費に関連する状況の変化があった場合には、次の算定式を用いるなどして、計画量を計算した際の稼働条件等に合わせて補正したものを実績量とすることとなっており、補正を行った場合は、補正を行った理由を成果報告書に記載するとともに、どのような実績に基づいて補正したかが分かる資料を添付することとなっている。

$$\text{実績量} = \text{事業実施前１年間のエネルギー使用量} - \left(\text{事業実施後１年間のエネルギー使用量} \times \frac{\text{事業実施前１年間の生産量等}}{\text{事業実施後１年間の生産量等}} \right)$$

そして、公募要領等によれば、事業主体は、計画量を達成できない場合、対策を講じた上で更に１年間の省エネルギー量の実績を報告することとされており、SIIは、計画量の達成が困難であると判断した場合、合理化補助金を返還させることがあるとしている。

⑶　エネマネ対策の概要

公募要領等によれば、合理化補助金に係る補助対象経費は、省エネ設備への更新、EMS設備の導入等に係る経費とされており、SIIはその３分の１以内を補助することとされている。

ただし、事業主体がEMSを導入するに当たり、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者（以下「エネマネ事業者」という。）と契約期間を３年間以上とするエネルギー管理支援サービス契約（以下「支援契約」という。）を締結して、より効果的な省エネルギー対策（以下「エネマネ対策」という。）を実施する場合には、上記補助対象経費の２分の１以内を補助することとなっており、補助率の上限がより高く設定されている。そして、次の①から④までのサービスを支援契約に基づき提供することができる事業者が、SIIに申請を行ってエネマネ事業者として登録されることとなっている（図１参照）。

①　EMS設備の導入等による省エネルギー計画を立案すること

②　事業主体と共同で計画量を達成すること

③　事業主体に、１年に１回以上、省エネルギーの実績を報告すること

④　省エネルギーの実績を踏まえて、更なる省エネルギー効果が得られるよう追加的な改善提案を行うこと

SIIによると、エネマネ対策は、事業主体が、事業実施後１年間において計画量を達成するのに加えて、支援契約の契約期間（３年間以上）において、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて運用改善を行い、事業活動に則した最適な運用を確立することを目指すものであるとしている。

図１　エネマネ対策の枠組み

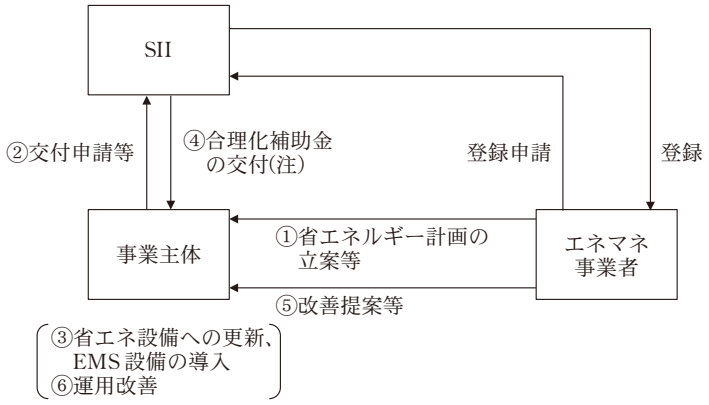

（注）　エネマネ対策を実施する場合は、合理化補助金に係る補助率の上限がより高く設定されている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、貴庁が合理化事業に要する経費の一部を補助させるために SII に対して交付した国庫補助金は、1800 億 8954 万余円と多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、合理化事業において、実績量の計算は適切に行われ計画量を達成しているか、エネマネ対策は十分に効果的なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、26 年度から 29 年度までの間に実施された合理化事業 186 事業（176 事業主体、合理化補助金交付額計 207 億 3280 万余円（国庫補助金相当額同額））を対象として、176 事業主体において、交付申請書、成果報告書等の関係書類を確認するとともに、SII において、交付申請書、成果報告書等に係る審査方法等について説明を聴取したり、貴庁において、SII に対する指導の状況等について聴取したりなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　計画量の達成状況

ア　計画量の達成の根拠とした補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしている事態

前記 186 事業の成果報告書によると、補正を行わずに計画量を達成していたのは 105 事業、補正を行うことで計画量を達成していたのは 74 事業となっており、計 179 事業が計画量を達成したとしていた。また、残りの 7 事業については、計画量を達成しなかったことなどから、対策を講じた上で更に 1 年間の省エネルギー量の実績を報告することになっていた。

しかし、補正を行うことで計画量を達成したとしていた上記 74 事業のうち 3 事業（3 事業主体、合理化補助金交付額計 5988 万余円（国庫補助金相当額同額））において、補正を行う際に、根拠の確認できない想定値等の適切でないデータを用いていたため、実測値を用いるなどして実績量を正しく計算したところ計画量を達成していなかったり（2 事業）、省エネ設備のエネルギー使用量を計測するための計測機器の電気配線が誤っていて、当該機器で計測したデータを用いていたため、計画量を達成したか確認できない

状況となっていたり(１事業)していた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例１**＞

A 社は、平成 27 年度に、スーパーにおいて、既存の冷凍ショーケース 81 台等を更新するなどして、合理化補助金 3426 万余円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

同社は、成果報告書において、空調設備を増設したことによるエネルギー使用量の増加分を控除するなどの補正を行い、実績量 80.9kl(エネルギー使用量を原油に換算したもの。以下同じ。)が計画量 73.7klを上回ったとしていた。

しかし、同社は、補正を行う際に、エネルギー使用量の増加分として実測値 1.3klではなく根拠の確認できない想定値 5.7klを用いるなど、適切でないデータを用いて補正を行っていた。

そこで、実測値を用いるなどして補正を行ったところ、実績量は 58.2klとなり、計画量を達成していなかった。

イ　補正の内容が適切か確認できず計画量を達成していたか確認できない事態

補正を行うことで計画量を達成したとしていた前記の 74 事業について、補正を行った理由等を確認したところ、３事業において、計画量を計算する際に、気温の上昇等の理由で裕度を加味しているのに、実績量を計算する際にも、同様の理由により補正を行っていた。一方、公募要領等においては、裕度を加味した理由と同様の理由による補正を行う場合の取扱いについて定められていなかった。また、公募要領等によると、交付申請書には、省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位、式等を具体的に示して記載することとなっているが、裕度については、前記のとおり、加味した理由等を記載することとなっているのみで、複数の理由により裕度を加味する際に、それぞれの理由ごとにどのくらいの省エネルギー量を裕度として見込んだのかの内訳を記載したり、気温の上昇等について定量的にどの程度の変化を見込んだのかを記載したりすることとなっていなかった。そのため、上記の３事業において、実際の気温の上昇等が裕度を加味した際に想定した範囲を超えて生じたものなのかなどが明らかでなく、補正の内容が実質的に裕度の内容と重複しているおそれがある状況となっていた(図２参照)。

図２　裕度と補正の概念図

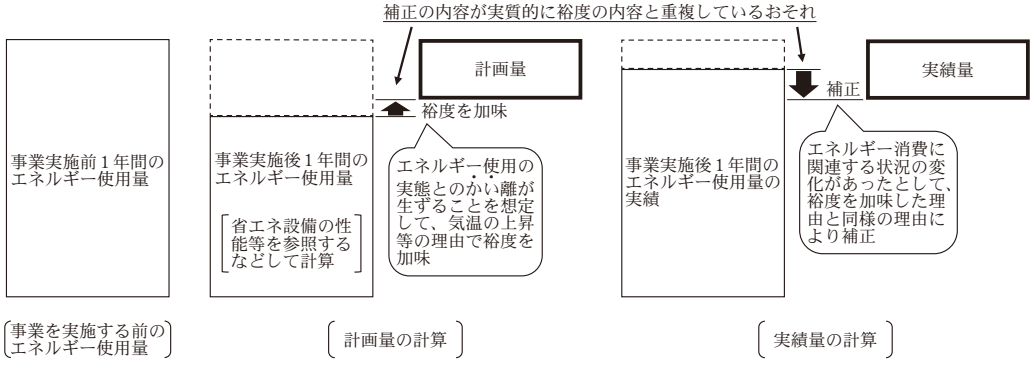

また、29 事業においては、上記の３事業と同様に気温の上昇等の要因によりエネルギー使用量の実態とかい離が生ずることが想定される設備を更新していた。そして、計画量を計算する際に、裕度を加味していたが、裕度を加味した理由や、それぞれの理由

ごとにどのくらいの省エネルギー量を裕度として見込んだのかの内訳等が交付申請書等に記載されていなかった。一方、実績量を計算する際には、気温の上昇等の理由で補正を行っていた。そのため、上記の29事業において、裕度を加味した理由と同様の理由で補正が行われたのかなどが明らかでなく、補正の内容が実質的に裕度の内容と重複しているか確認できない状況となっていた。

これらのことから、上記3事業及び29事業の計32事業(31事業主体、合理化補助金交付額計20億2199万余円(国庫補助金相当額同額))においては、補正の内容が適切か確認できず、計画量が達成されているか確認できない状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

B社は、平成27年度に、スーパーにおいて、既存の冷蔵冷凍ショーケース136台等を更新するなどして、合理化補助金3365万余円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

同社は、計画量を計算する際に、経済状況、気候変動等の理由により裕度を加味することで、製品カタログに記載されている設備の性能等に基づき計算した省エネルギー量119.2klよりも約1割少ない107.2klを計画量としていたのに、実績量を計算する際にも、気温の上昇を理由に補正を行うことで、実測値に基づき計算した省エネルギー量100.4klよりも7.1kl多い107.5klを実績量とし、実績量が計画量を上回ったとしていた。

しかし、交付申請書等には、裕度として加味した省エネルギー量のうち気候変動に係る分としてどのくらいを見込んだのか、また、どのような気候変動を見込んだのかが定量的に記載されておらず、補正の内容が実質的に裕度の内容と重複しているおそれがある状況となっていたことから、補正の内容が適切か確認できず、計画量が達成されているか確認できない状況となっていた。

(2)　エネマネ対策に係る運用改善等の実施状況

前記のとおり、SIIは、エネマネ対策について、事業主体が、事業実施後1年間において計画量を達成するのに加えて、支援契約の契約期間(3年間以上)において、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて運用改善を行い、事業活動に則した最適な運用を確立することを目指すものであるとしており、エネマネ対策を実施する場合は、合理化補助金に係る補助率の上限がより高く設定されている。しかし、SIIは、公募要領等において、事業主体がエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示していなかった。また、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて事業主体が行った運用改善の内容について、事業主体から報告させることとしていなかった。

そこで、前記186事業のうち、エネマネ対策を実施して、会計実地検査時点で支援契約の契約期間(事業実施後3年間)が終了していた48事業を抽出して、運用改善等の実施状況を確認したところ、次の参考事例のように、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて事業主体が運用改善を行っている事業も見受けられた。

＜参考事例＞

D社は、平成27年度に、研究・生産施設において、既存の空調設備26台等の更新及びEMS設備の導入を実施するとともに、エネマネ対策を実施するとして、契約期間を28年1月から30年12月までの3年間とする支援契約を締結し、合理化補助金1826万余円(国庫補助金

相当額同額）の交付を受けていた。そして、同社は、成果報告書において、実績量47.8klが計画量34.0klを上回ったとしていた。

同社は、支援契約に基づき、29年4月に、エネマネ事業者から、事業実施後1年間のエネルギー使用量を踏まえて、空調設備の室外機について洗浄を定期的に行うことにより、空調設備のエネルギー使用量（年間30.7kl）について年間1.5klの省エネルギー効果が得られるとする改善提案を受けて、運用改善としてこれを実施していた。

一方、33事業（31事業主体、合理化補助金交付額計17億5879万余円（国庫補助金相当額同額））において、エネマネ事業者による改善提案が行われなかったり、計画量を達成していることから事業主体が更なる省エネルギーを達成する必要はないと認識していたりなどしたため、事業主体が運用改善を全く行っておらず、エネマネ対策が十分に効果的なものとなっていないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例3**＞

C社は、平成27年度に、惣菜商品等の製造センターにおいて、既存の空調設備82台及び冷凍設備36台の更新並びにEMS設備の導入を実施するとともに、エネマネ対策を実施するとして、契約期間を28年2月から31年1月までの3年間とする支援契約を締結し、合理化補助金4224万余円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。そして、同社は、成果報告書において、実績量が236.6klとなり、計画量236.6klを達成したとしていた。

しかし、同社は、エネマネ対策が、計画量を達成するのに加えて、支援契約の契約期間において、エネマネ事業者からの改善提案に基づいて運用改善を行い、事業活動に則した最適な運用を確立することを目指すものであることについて十分に理解しておらず、支援契約の契約期間中にエネマネ事業者による改善提案も行われなかったことから、運用改善を全く行っていなかった。

⑴のイの事態及び⑵の事態には重複しているものがあることから、その重複を控除すると、これらの事態に係る合理化事業は計58事業、合理化補助金交付額計34億2404万余円（国庫補助金相当額同額）となる。

（**是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態**）

合理化事業の実施に当たり、計画量の達成の根拠とした補正の内容が適切でなく、実績量を正しく計算すると計画量を達成していないなどしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。また、補正の内容が適切か確認できず計画量を達成していたか確認できない事態及びエネマネ対策に係る運用改善等が行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、実績量の計算を適切に行うこと、裕度の内容と補正の内容が重複しないようにすること及びエネマネ対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について、SII、事業主体及びエネマネ事業者において理解が十分でないことにもよるが、貴庁において、これらのことについての公募要領等の内容や事業主体に対する周知に関して、補助事業者に対する指導が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

貴庁は、エネルギー基本計画等に基づき、省エネルギーに係る施策を実施していくこととしており、今後も産業部門等の省エネルギーを推進することなどを目的として国庫補助金を交付していくこととしている。ついては、貴庁において、実績量の計算が適切に行われたり、エネマネ対策が十分に効果的なものとなったりすることなどにより、合理化事業が適切に実施されその効果が十分に発現するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求する。

ア　補助事業者に対して、実績量を計算する際に適切でないデータを用いて補正を行っていた3事業主体について、計画量を達成するよう省エネルギーに取り組んだ上で改めて省エネルギー量を報告させるなどすることとし、計画量を達成できない場合は合理化補助金を返還させることも検討するよう指導すること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの）

イ　補助事業者に対して、実績量の計算を適切に行うよう事業主体及びエネマネ事業者に十分周知するよう指導すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

ウ　補助事業者に対して、裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないよう、公募要領等において、実績量を計算する際に、裕度を加味した理由と同様の理由で補正を行う場合の取扱いについて定めるとともに、交付申請書、成果報告書等について、裕度を加味したり補正を行ったりしている内容が適切か確実に審査を行えるような記載内容とするよう指導すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

エ　補助事業者に対して、公募要領等において、エネマネ対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示すとともに、運用改善の実施内容について事業主体から報告させることとするよう指導すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

（2）　石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）燃料安定供給対策費
部局等	資源エネルギー庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	石油連盟（平成26、27両年度） 石油供給構造高度化事業コンソーシアム（平成28年度～令和元年度）
間接補助事業者（事業主体）	10石油会社（平成26年度～令和元年度）
補助事業	石油供給インフラ強じん化事業

補助事業の概要	平時や災害時を問わず石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図ることを目的として、石油会社が、大規模地震等のリスクに備えて、製油所等における入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業
検査の対象とした石油会社数、製油所数、耐震化対策等の件数及び国庫補助金交付額	10 石油会社　20 製油所　430 件 329 億 0297 万余円（平成 26 年度～令和元年度）
上記のうち耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定が十分なものとなっていない石油会社数、製油所数、耐震化対策等の件数及び国庫補助金交付額	6 石油会社　12 製油所　249 件 187 億 8031 万円（背景金額）（平成 26 年度～令和元年度）

【意見を表示したものの全文】

石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について

（令和 2 年 10 月 26 日付け　資源エネルギー庁長官宛て）

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1　事業の概要

(1)　国土強じん化基本法等の概要

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「国土強じん化基本法」という。）によれば、我が国においては、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震等が発生するおそれも指摘されていて、このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとされている。

また、国土強じん化基本法に基づき定められている国土強靭化基本計画（平成 26 年 6 月閣議決定）によれば、国土強じん化は、東日本大震災等の過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、いかなる災害等が発生しようとも、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されることなどを基本目標として、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進することとされている。そして、社会経済活動やサプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、石油・LP ガスサプライチェーン等の機能の停止等の起きてはならない最悪の事態を回避するための施策の一環として、製油所の耐性評価を踏まえた設備の耐震化等や護岸の強化等の地震・津波対策等を推進することとされている。

このほか、国土強じん化基本法によれば、大規模自然災害等から国及び国民を守るためには、大規模自然災害等の発生時において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付

けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要であるとされている。そして、内閣府に設置された中央防災会議が作成する防災基本計画(昭和38年6月策定)においても、災害発生当初は、人命救助及び人命救助のために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとされている。

(2) 石油供給インフラ強じん化事業の概要

東日本大震災の発生時には、地震や津波によって太平洋側の製油所が操業を停止して、石油タンク内にある石油製品を出荷できない状況に陥るなどしたため、地方公共団体の庁舎や病院といった重要施設における非常用発電や、警察・消防・自衛隊等の救援・復旧活動に関わる組織における緊急車両に用いる燃料等の被災地における石油のニーズに対する供給不足が起こるなどの問題が生じた。一方、貴庁は、東日本大震災の発生時に、可搬性及び貯蔵性に優れていて被災地に運び届けることが可能なエネルギーである石油について、エネルギー供給に係る最後の砦(とりで)としての役割が再認識されたとして、危機時において石油供給を制約することになる可能性のある課題への対策を進めることなどにより国内エネルギー供給網の強じん化を推進することとしている。

そして、貴庁は、国土強じん化基本法等に基づき、国内エネルギー供給網の強じん化を推進するために、平成26年度以降、石油供給構造高度化事業費補助金(石油コンビナート事業再編・強じん化推進事業)交付要綱(20150202財資第1号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、石油を精製して供給する事業者等(以下「石油会社」という。)が石油供給インフラ強じん化事業を実施する場合に、補助事業者(26、27両年度は石油連盟、28年度から令和元年度までは石油供給構造高度化事業コンソーシアム)を通じて、石油供給構造高度化事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)を交付している。

交付要綱等によれば、石油供給インフラ強じん化事業とは、平時や災害時を問わず石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図ることを目的として、石油会社が、今後発生が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震又はこれに伴う津波等(以下「大規模地震等」という。)のリスクに備えて、各地域の製油所等における入出荷関係設備の耐震、液状化・津波対策等や他の製油所等とのバックアップ供給(注1)に必要な入出荷設備の増強対策等(以下、これらを合わせて「耐震化対策等」という。)及び設備の安全停止対策を通じた石油供給設備の強じん化を図るための事業とされている。

そして、交付要綱等によれば、石油を持続的に安定供給し得る体制とは、各石油会社が策定している巨大地震等に備えた系列供給網の業務継続計画(以下「系列BCP」という。)において規定する最低限の入出荷機能を維持している体制とされている。系列BCPは、貴庁が、平成25年11月に、石油会社の団体である石油連盟を通じて、各石油会社に対して策定するように要請したものであり、各石油会社は、「巨大地震等に対する石油会社のBCPガイドライン」(平成25年12月石油連盟。以下「BCPガイドライン」という。)等を踏まえて系列BCPを策定している。そして、各石油会社の系列BCPにおいて、最低限の入出荷機能とは、被災した製油所が早期に出荷機能を回復してガソリン等の石油製品に係る平時の陸上出荷量の2分の1(以下「被災後出荷量」という。)をタンクローリーにより出荷できる機能等と規定されている。

このほか、BCPガイドラインによると、系列BCPには、被災した製油所の生産設備の停止状況や入出荷機能回復の限界を踏まえつつ、各石油会社の被災した製油所以外の製油

所によるバックアップ供給等を含めて石油会社全体での業務継続目標を盛り込むこととなっており、各石油会社は、被災した製油所が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷できるようになることを前提として、それぞれの業務継続目標を設定している。

そして、貴庁は、26年度から令和元年度までの間に、10石油会社の20製油所において南海トラフ地震又は首都直下地震に備えて実施された石油供給インフラ強じん化事業のうち耐震化対策等計430件について、国庫補助金計329億0297万余円を交付している。

（注１）　バックアップ供給　　被災地以外の製油所においてガソリン等の石油製品を増産して被災地に供給するなどすること

⑶　我が国において発生することが想定されている大規模地震等

「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成23年9月中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会。以下「中央防災会議報告」という。）によれば、東日本大震災を踏まえて、今後、地震等の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震等を検討していくべきであるとされており、想定地震等に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震等を設定する必要があるとされている。

そして、南海トラフ地震及び首都直下地震に係る震度分布等の想定については、次のとおりとなっている。

ア　南海トラフ地震

南海トラフ地震については、平成24年3月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」（南海トラフの巨大地震モデル検討会。以下「南海トラフ報告」という。）が公表されている。

南海トラフ報告では、中央防災会議報告を踏まえて、南海トラフ地震について、南海トラフで発生した過去の地震と発生場所が変わるなどの可能性が考えられることから、過去の地震とおおむね同じ場所で発生するケース（以下「基本ケース」という。）に加えて、可能性がある範囲で最も陸側で発生するケース（以下「陸側ケース」という。）等の複数のケースが示されている。

イ　首都直下地震

首都直下地震については、17年7月に「首都直下地震対策専門調査会報告」（中央防災会議首都直下地震対策専門調査会。以下「首都直下17年報告」という。）が公表されているが、その後、中央防災会議報告を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震を検討の対象に加えるとともに、最新の科学的知見に基づいて見直しを行うなどの検討を行った結果として、25年12月に「首都直下のＭ７クラスの地震及び相模トラフ沿いのＭ８クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会。以下「首都直下25年報告」という。）が公表されている。

⑷　製油所の設備等に係る耐震性能等の評価

貴庁は、各石油会社に対して、製油所の既存の設備等に係る耐震性能及び耐津波性能（以下、これらを合わせて「耐震性能等」という。）を評価したり、これに基づき耐震化対策等に係る工事を実施したりする際に、貴庁の委託事業により25年3月に取りまとめられた「製油所等の耐震性能等評価の手引き」（以下「手引」という。）を用いるよう補助事業者を

通じるなどして指導している。

手引によると、耐震性能等の評価に当たっては、中央防災会議が公表している大規模地震等に係る震度分布等について、内閣府から各製油所の所在場所の工学的基盤(注2)における地震動の加速度等のデータ（以下「地震データ」といい、地震動の加速度を「加速度」という。）を入手し、地震データに基づくなどして製油所の構内全域に係る地表面の加速度を推定することとなっており、当該加速度に基づいて地盤の液状化が発生する危険度や液状化が発生した場合の地盤の移動量及び沈下量についても推定することとなっている。そして、南海トラフ地震については、南海トラフ報告に係る地震データを用いることとなっており、また、首都直下地震については、内閣府において見直しの検討が行われているもののその結果がまだ公表されていないとして、首都直下17年報告に係る地震データを暫定的に用いることとなっている。

（注2）　工学的基盤　　構造物を設計する際に地震動設定の基礎とする地下深部の良好な地盤

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、防災基本計画では、災害発生当初は、人命救助及び人命救助のために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとされているが、そのためには、重要施設における非常用発電や救援・復旧活動に関わる組織における緊急車両に用いる燃料等として石油製品が確実に供給されることが重要である。

そして、前記のとおり、各石油会社は、系列BCPにおいて、被災した製油所が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷できるようになることを前提として、それぞれの業務継続目標を設定しており、耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定が十分なものでなかった場合、耐震化対策等に係る工事が大規模地震等に対して十分なものとなっていないことになるため、大規模地震等の発生時において被災地等に向けた石油製品の出荷に支障を来すおそれがある。

そこで、本院は、有効性等の観点から、石油供給インフラ強じん化事業の実施に当たり、手引に基づいて製油所における設備等の耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定が十分なものとなっているかなどに着眼して、26年度から令和元年度までの間に、10石油会社の20製油所において、南海トラフ地震又は首都直下地震に備えて実施された耐震化対策等計430件（補助対象事業費計507億2923万余円、国庫補助金交付額計329億0297万余円）を対象として、貴庁及び石油供給構造高度化事業コンソーシアムにおいて、実績報告書、系列BCP、耐震性能等の評価に係る資料等の関係書類を確認したり、石油会社に対する指導等の状況について聴取したりなどするとともに、3石油会社の3製油所において、現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、石油連盟から関係書類の提出を受けるなどするとともに、9石油会社の17製油所についても、石油連盟及び石油供給構造高度化事業コンソーシアムを通じて調書の提出を受けるなどして検査した。

（検査の結果）

前記の20製油所における設備等の耐震性能等の評価を行った際の大規模地震等の想定について検査したところ、製油所によって大規模地震等の想定についての検討の方法が区々となっており、次のとおり、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない事態が見受けられた。

⑴　南海トラフ地震

前記のとおり、南海トラフ報告では、南海トラフで発生した過去の地震と発生場所が変わる可能性が考えられることから複数のケースが示されている。

そして、近畿地方等に所在する7石油会社の12製油所のうち2石油会社の2製油所について、2石油会社は、内閣府から地震データを入手することができる基本ケース及び陸側ケースの両方で工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定して、基本ケースより陸側ケースの方が地表面の加速度の最大値が大きいことから陸側ケースを採用したり、地表面の加速度の代わりに中央防災会議が公表している震度の最大値を比較して、基本ケースより陸側ケースの方が当該値が大きいことから陸側ケースを採用したりして耐震性能等の評価を行っていた。

一方、5石油会社の10製油所では、耐震性能等の評価を行う際の南海トラフ地震の想定が南海トラフ報告等の趣旨に照らして十分なものとなっていない事態が見受けられた。これらを態様別に示すと次のとおりである。

ア　地表面の加速度の最大値が大きい方のケースを採用していないもの

2石油会社は、4製油所における耐震性能等の評価に当たり、基本ケース及び陸側ケースの両方で工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定している。しかし、複数のケースがある場合に採用するケースをどのようにして決めるべきか貴庁から明確な指導がないことなどから、基本ケースより陸側ケースの方が地表面の加速度の最大値が大きいのに、過去に実際に発生した地震に基づき設定されている方を採用すればよいと判断するなどして、基本ケースを採用するなどしていた。

また、2石油会社は、上記の4製油所について、地表面の加速度に基づき、地盤の液状化が発生する危険度についても基本ケース及び陸側ケースの両方で検討しており、陸側ケースについては、構内のほとんどの場所において地盤の液状化が発生する危険度が高いとしていた。しかし、基本ケースについては、構内において地盤の液状化が発生する危険度が高い場所はないとされたことなどから、2石油会社は、4製油所のいずれにおいても地盤改良等の液状化対策に係る工事を実施しないことにしており、また、耐震化対策等として実施した入出荷関係設備の耐震化等に係る工事については、地盤の液状化が発生する危険度が高くないことを前提として実施していた。

イ　複数のケースで地表面の加速度等を推定して比較するなどしていないもの

4石油会社は、6製油所における耐震性能等の評価に当たり、基本ケースより陸側ケースの方が工学的基盤の加速度の最大値が大きくなっていて、かつ、中央防災会議が公表している震度の最大値も大きくなるなどしていたのに、基本ケースのみで工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定していた。

⑵　首都直下地震

前記のとおり、首都直下25年報告は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震を検討の対象に加えるとともに、最新の科学的知見に基づいて見直しを行うなどの検討を行った結果として公表されているものである。

そして、関東地方に所在する6石油会社の8製油所のうち2石油会社の2製油所について、2石油会社は、首都直下17年報告と首都直下25年報告の両方で工学的基盤の加速度に基づいて地表面の加速度を推定して、首都直下17年報告より首都直下25年報告の方が

地表面の加速度の最大値が大きいことから、首都直下25年報告の地震データを用いたり、地表面の加速度の代わりに中央防災会議が公表している震度の最大値を比較して、首都直下17年報告より首都直下25年報告の方が当該値が大きいことから首都直下25年報告の地震データを用いたりして耐震性能等の評価を行っていた。

一方、5石油会社は、6製油所について、耐震化対策等に係る工事を実施するに当たり、既に首都直下25年報告が公表されており、首都直下25年報告に係る地震データとして内閣府から入手することができるものがあるにもかかわらず、手引において首都直下17年報告に係る地震データを暫定的に用いることとなっていて、首都直下25年報告に係る地震データを用いることについて貴庁から明確な指導がないことなどから、首都直下17年報告に係る地震データのみを用いて耐震性能等の評価を行っていた。そして、6製油所のうち2石油会社の2製油所の所在場所においては、首都直下17年報告より首都直下25年報告の方が工学的基盤の加速度の最大値が大きくなっていて、かつ、中央防災会議が公表している震度の最大値も大きくなるなどしていた。

このように、上記の2製油所において、首都直下地震の想定が首都直下25年報告等の趣旨に照らして十分なものとなっていない事態が見受けられた。

以上のとおり、20製油所のうち6石油会社の12製油所(⑴の10製油所及び⑵の2製油所)において、大規模地震等の想定が南海トラフ報告、首都直下25年報告等の趣旨に照らして十分なものとなっていない事態が見受けられた。このため、12製油所において実施された耐震化対策等249件(補助対象事業費計295億0268万余円、国庫補助金交付額計187億8031万余円)は、大規模地震等に対して十分なものとなっていないおそれがあり、大規模地震等の発生時に、被災地等に向けた石油製品の出荷に支障を来すおそれがあると認められる。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A石油会社は、平成26、27、29各年度及び令和元年度に、B製油所において、南海トラフ地震に備えて構内の配管を耐震化するなどの耐震化対策等9件(補助対象事業費計7億9892万余円、国庫補助金交付額計5億3019万余円)を実施している。

同社は、耐震化対策等に係る工事を実施するに当たり、基本ケース及び陸側ケースの両方で工学的基盤の加速度(基本ケース90.0gal、陸側ケース171.5gal)に基づいて地表面の加速度(基本ケース150.0gal、陸側ケース310.0gal)を推定していたが、陸側ケースの方が地表面の加速度が著しく大きいものとなっているのに、過去に実際に発生した地震に基づき設定されている方を採用すればよいと判断するなどして、基本ケースを採用して耐震性能等の評価を行っていた。

また、同社は、地表面の加速度に基づき、地盤の液状化が発生する危険度についても基本ケース及び陸側ケースの両方で検討しており、陸側ケースについては、構内の約8割の場所において液状化が発生する危険度が高いとしていた。しかし、基本ケースについては、構内において地盤の液状化が発生する危険度が高い場所はないとされたことなどから、同社は、地盤改良等の液状化対策に係る工事を実施しないことにしており、また、前記の配管を耐震化するなどの工事についても地盤の液状化が発生する危険度が高くないことを前提として実施していた。

このため、同製油所においては、大規模地震等の想定が南海トラフ報告等の趣旨に照らして十分なものとなっておらず、これに基づいて実施された前記の耐震化対策等9件は、南海トラフ地震に対して十分なものとなっていないおそれがある。したがって、南海トラフ地震の発生時に、地表面の加速度及び地盤の液状化による移動量や沈下量が耐震性能等の評価を行った際に推定した値を上回ることにより、液状化対策に係る工事を実施していない構内道路の地盤が沈下するなどしてタンクローリーが通行できなくなったり、耐震化に係る工事を実施した配管が損傷して使用できなくなったりなどして、被災地等に向けた石油製品の出荷に支障を来すおそれがあると認められる。

（改善を必要とする事態）

石油供給インフラ強じん化事業の実施に当たり、耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定について、製油所によって検討方法が区々となっており、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴庁において、石油供給インフラ強じん化事業の実施に当たり耐震性能等の評価を行う際の大規模地震等の想定についての検討が十分でなく、補助事業者及び石油会社に対する指導が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が表示する意見

我が国では、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されており、これらの地震による被害は甚大なものとなることが想定されている。また、大規模地震等に係る震度分布等については、今後も最新の科学的知見に基づいて見直しを行うなどの検討が行われると考えられる。

ついては、貴庁において、石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう、次のとおり意見を表示する。

ア　石油会社に対して、今後、設備等の耐震性能等の評価を行う際は、最新の地震データを用いるとともに、内閣府から地震データを入手することができるケースが複数ある場合には、各製油所の所在場所の地表面の加速度等を推定して比較するなどした上で、最も条件の厳しいケースを採用することとし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、被災した製油所が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷することが困難となった際のバックアップ供給等に係る体制を整備して系列BCPにその内容を盛り込むなど、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策についても合わせて検討するよう補助事業者を通じるなどして指導すること

イ　石油会社に対して、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない12製油所について、アと同様に耐震性能等の評価を行い、過去に耐震化対策等を実施したのに耐震性能等が確保されていないと認められる設備等については、改めて耐震化対策等を実施することにより耐震性能等の確保に取り組むこととし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、アと同様に、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るための他の方策について検討するよう補助事業者を通じるなどして指導すること

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について

（平成30年度決算検査報告420、631ページ参照）

1　本院が表示した意見

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、産業基盤整備基金から承継した債務保証業務のうち、第2種信用基金により実施する債務保証業務のための原資として政府出資金を受けるなどしている。そして、経済産業省は、新たな債務保証制度が創設される際等に、機構が第2種信用基金により債務保証業務を実施するために必要となる政府出資金の額を算定しており、平成29年度末時点において、必要となる政府出資金の額を375億4874万余円と算定し、機構は同額を保有している。しかし、債務保証の利用が極めて低調となっているなどしていて、第2種信用基金における政府出資金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア　経済産業省において、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして真に必要となる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、機構において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること

イ　経済産業省及び機構において、今後、同様の事態が生じないよう、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要となる政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備すること

2　当局が講じた処置

本院は、経済産業本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　経済産業省は、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして、平成30年度以降に新たに追加された業務を含めた債務保証業務を実施するために真に必要となる政府出資金の額を検討し、その結果を踏まえて、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金165億1721万余円に係る資産について国庫に納付することとした。そして、現金及び預金で保有している137億円については、通則法に基づき、令和元年12月に、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、2年2月に国庫に納付した。また、残りの満期保有目的債券で保有している28億1721万余円については、同年10月に満期日が到来する債券の償還後、通則法に基づき、財務大臣及び経済産業大臣に対して不要財産の国庫納付に係る通知を行い、速やかに国庫に納付することとした。

イ　経済産業省及び機構は、今後、同様の事態が生じないよう、２年３月に債務保証制度に係る検討会を設置し、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要となる政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備した。

第11 国土交通省

不当事項

工事

(145) 電線共同溝PFI事業の予定価格の積算に当たり、基準金利よりも高い利率を用いて割賦手数料を算定していたため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計　平成29年度国庫債務負担行為 (組織)国土交通本省 (事項)民間資金等活用無電柱化推進等事業 (事項)民間資金等活用道路改築附帯工事
部局等	四国地方整備局
契約名	東石井・天山地区電線共同溝PFI事業
契約の概要	電線共同溝の整備及び維持管理業務をPFI事業として実施するもの
契約の相手方	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
契約額	2,060,539,669円
契約期間	平成30年3月30日～令和14年3月31日
契約	平成30年3月　一般競争契約
割高となっていた契約額	2750万円

1　契約等の概要

四国地方整備局(以下「整備局」という。)は、愛媛県松山市に所在する一般国道33号に係る東石井地区の延長1.4km及び天山地区の延長1.7kmにおいて、電線共同溝の整備、維持管理等を行うために、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づくPFI事業(注)として、平成30年3月に、「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業」の事業契約を、同月から令和14年3月までを契約期間として、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社(以下「事業者」という。)と契約額2,060,539,669円で締結している。

本件契約の予定価格は、入札説明書及びその添付資料(以下、これらを合わせて「入札説明書等」という。)に定めるPFI事業費の構成により積算されており、その構成は、事業契約の締結日から電線共同溝の引渡日までに事業者が行う調査、設計、工事等を実施するために要する費用(以下「施設費」という。)、施設費の割賦支払に必要な費用(以下「割賦手数料」という。)、電線共同溝の引渡日から契約期間の終了日までの間における点検、補修等の維持管理業務費等となっている。また、これらのうち割賦手数料については、整備局が入札説明書等で公示する基準金利に、基準金利には含まれていない利ざやを加えた割賦利率により算定することとなっている。そして、整備局は、入札説明書等において、本件事業に係る基準金利を0.256％と公示していた。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、

本件契約を対象として、整備局において、入札説明書等、予定価格書、事業契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、予定価格の積算のうち割賦手数料の算定について、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

整備局は、割賦手数料の算定に用いる基準金利について、電線共同溝を引き渡すまでの期間において基準金利の上昇が想定されるなどとして入札説明書等の公示前に検討していた0.8% と設定するなどして、割賦手数料を 153,428,704 円と算定し、これを含めた PFI 事業費の総額を 2,077,702,600 円と積算していた。

しかし、整備局は、入札説明書等において、入札価格の算定に当たっては基準金利を0.256% として割賦手数料を算定するよう公示していたことなどから、予定価格の積算に当たっても基準金利の 0.256% を用いるべきであった。

したがって、予定価格の積算において、入札説明書等で公示した基準金利の 0.256% を用いるなどして割賦手数料を修正計算すると、割賦手数料の算定過程における施設費の一部計上漏れなどの積算過小を考慮しても 121,013,446 円となり、PFI 事業費の総額は2,033,013,046 円となることから、本件契約額 2,060,539,669 円はこれに比べて約 2750 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、整備局において、PFI 事業に係る割賦手数料の算定に対する理解が十分でなかったこと、予定価格の積算に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（注） PFI 事業　　公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業。PFI は Private Finance Initiative の略

補　助　金

(146)―(164) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復旧・復興推進費 (項)河川整備事業費 (項)社会資本総合整備事業費 自動車安全特別会計(空港整備勘定)(平成 25 年度は、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)空港整備事業費 (項)離島空港整備事業費 東日本大震災復興特別会計　(組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興推進費 (項)原子力災害復興再生支援事業費 (項)東日本大震災災害復旧等事業費

部　局　等	国土交通本省、12府県
補助等の根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)、空港法(昭和31年法律第80号)、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	県10、市6、町1、計17補助事業者等
補助事業等	防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、空港整備事業等
事業費の合計	9,674,682,882円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	6,324,132,484円
不当と認める事業費の合計	794,752,162円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	301,868,779円

1　補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、31都府県、306市町村等、2独立行政法人及び119団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、10県、7市町、計17事業主体が実施した、防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、空港整備事業等に係る国庫補助金301,868,779円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴　工事の設計が適切でなかったなどのもの

9件　不当と認める国庫補助金　148,566,834円

⑵　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

9件　不当と認める国庫補助金　144,201,106円

⑶　補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　9,100,839円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（1）　工事の設計が適切でなかったなどのもの

9件　不当と認める国庫補助金　148,566,834円

灯火運用卓等の据付工事に係る設計が適切でなかったなどのもの

（3件　不当と認める国庫補助金　16,425,612円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(146)	国土交通本省	和歌山県	空港整備	25、26	166,731 (166,731)	83,365	11,104 (11,104)	5,552
(147)	同	鹿児島県	同	平成29～令和元	311,761 (311,761)	249,409	12,311 (12,311)	9,849
(148)	同	同	同	30	132,696 (132,696)	106,156	1,279 (1,279)	1,023
(146)－(148)の計					611,188 (611,188)	438,931	24,696 (24,696)	16,425

これらの補助事業は、２県が、南紀白浜、奄美両空港の管制塔において、飛行場灯火を操作するための灯火運用卓を更新するために、新たに灯火運用卓を製作して据え付けるなどの工事(以下、灯火運用卓を据え付ける工事を「灯火運用卓の据付工事」という。)を実施したり、鹿児島県が、奄美空港の予備発電電源室において、予備発電機を操作するための機関操縦計器盤を更新するために新たに機関操縦計器盤を製作して据え付けるなどの工事(以下、機関操縦計器盤を据え付ける工事を「機関操縦計器盤の据付工事」という。)を実施したりしたものである。

２県は、灯火運用卓の据付工事を「航空灯火・電気施設工事共通仕様書」(国土交通省航空局監修。以下「共通仕様書」という。)、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に基づいて、また、鹿児島県は、機関操縦計器盤の据付工事を「発電装置設置工事標準仕様書」(運輸省航空局制定)、耐震設計指針等に基づいて施工することとしている。

灯火運用卓等の機器について、共通仕様書によれば、機器をフリーアクセス床(注)に据え付ける場合は、床パネルの下部に架台を設け、機器と架台をボルト等により結合した上で、架台をボルト等により床コンクリートに直接固定して、地震による水平移動、転倒等の事故が防止できるよう耐震設計指針に基づいて耐震処理を行うこととされている。また、機関操縦計器盤等の機器について、発電装置設置工事標準仕様書によれば、機器は、地震時に水平移動、転倒等の事故を防止できるよう耐震措置を行うこととされていて、鹿児島県は、耐震設計指針に基づいて耐震措置を行うこととしている。

(注) フリーアクセス床　電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、床コンクリートの上に支柱を建て込み、床パネルを支える構造にした床

そして、機器をフリーアクセス床に据え付ける場合のように、機器を床コンクリートにアンカーボルトにより直接緊結しない場合には、耐震設計指針によれば、鉄骨部材である架台を設けた上で、当該架台を床コンクリートに緊結するアンカーボルトについて、機器と架台を一体と考えて地震時に機器に作用する水平力や鉛直力に対して安全となるよう設計計算を行うことなどとされている。

また、２県における灯火運用卓の据付工事又は機関操縦計器盤の据付工事の契約書によれば、設計図書の表示が明確でないときなどには、請負人は県が定めた監督員又は監督職員に直ちにその旨を通知し、その確認を請求しなければならないこと、監督員又は監督職員は契約の履行について請負人に指示し、協議し、又は承諾を与えるなどすることとされている。そして、鹿児島県における灯火運用卓の据付工事の特記仕様書において、請負人が施工するに際しては、現場調査後に製作図面等を提出し、監督職員の承諾を得た後に架台の製作を行うこととなっている。

しかし、灯火運用卓の据付工事の実施に当たり、和歌山県において、監督員の承諾を得ないままフリーアクセス床の床パネルの下部に架台を設けずに床パネル上の灯火運用卓をアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていて、床パネルと床コンクリートの間で当該アンカーボルトが露

出していたり、鹿児島県において、監督職員の承諾を得てフリーアクセス床の床パネル上の灯火運用卓を床パネルの下部の等辺山形鋼とボルトで固定しただけで、床パネルの下部に架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかったりしていた事態が見受けられた。また、機関操縦計器盤の据付工事の実施に当たり、鹿児島県において、監督職員の承諾を得て機関操縦計器盤の底面前側をアンカーボルトにより床コンクリートに固定しただけで、同計器盤の底面後側は床コンクリートに凹状にある配線用のピットを考慮した架台を設けてアンカーボルトにより床コンクリートに固定するなどしていなかった事態が見受けられた。

このため、灯火運用卓及び機関操縦計器盤は、地震時に作用する水平力等により転倒するなどし、地震時における所定の機能が維持できないおそれのある状態となっていて、これらに係る国庫補助金相当額計16,425,612円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県において共通仕様書等に基づき耐震処理等を行うことについての理解が十分でなかったこと、和歌山県において請負人が監督員の承諾を得ないまま架台を設けずに灯火運用卓を据え付けていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

鹿児島県は、奄美空港の管制塔において、平成29年度から令和元年度までの間に、灯火運用卓を更新するために灯火運用卓の据付工事等を実施していた。

同県は、灯火運用卓の据付工事を共通仕様書等に基づいて施工することとしていた。そして、灯火運用卓の据付けに必要となる架台の製作については、特記仕様書において、請負人が現場調査後に製作図面等を提出し、監督職員の承諾を得た後に行うこととされていた。請負人が現場調査を行ったところ、設計図書により灯火運用卓の据付位置として明示されたフリーアクセス床の床パネルの下部には空調ダクトが設置されていて、架台を設けるスペースがないことが判明した。このため、請負人は、灯火運用卓を架台を設けずに床パネルの下部の等辺山形鋼とボルトで固定することとした製作図面等を作成して監督職員に提出した。

しかし、監督職員は、既存の空調ダクトを考慮した架台を設けて、当該架台をアンカーボルトにより床コンクリートに直接固定するなどするよう請負人に指示すべきであったのに、共通仕様書等の理解が十分でなかったため、上記の製作図面等を承諾し、請負人はこれにより施工していた(参考図参照)。

したがって、灯火運用卓(工事費相当額計12,311,790円、国庫補助金相当額計9,849,431円)は、設計が適切でなかったため、地震時に灯火運用卓に作用する水平力等により転倒するなどのおそれがある状態となっていた。

（参　考　図）

灯火運用卓の概念図

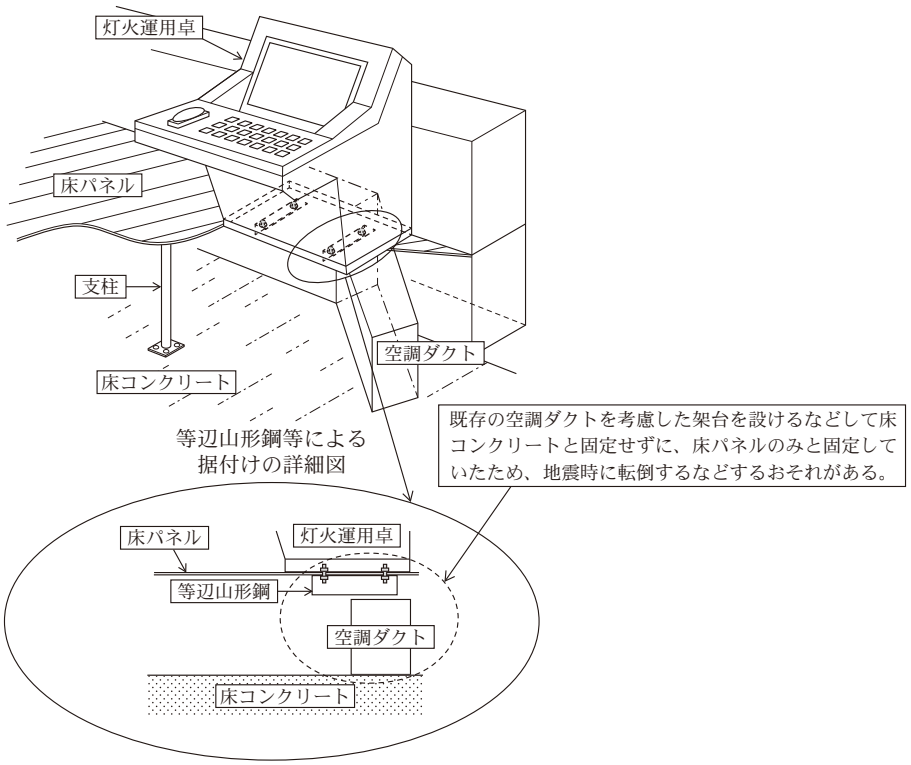

橋りょうの橋座部等の設計が適切でなかったもの

（2件　不当と認める国庫補助金　44,629,900円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(149) 滋賀県	滋賀県	防災・安全交付金（河川）	27～29	169,329 (166,997)	83,498	52,909 (52,896)	26,448
(150) 同	長浜市	防災・安全交付金（道路）	27～29	104,368 (104,333)	57,381	33,066 (33,058)	18,181
(149)(150)の計				273,697 (271,330)	140,880	85,975 (85,954)	44,629

これらの交付金事業は、滋賀県及び長浜市が、長浜市西浅井町地内において、一級河川大川における河川改修に伴い市道水の駅線の橋りょうを幅員の広い新橋（橋長47.5m、幅員7.7m）に架け替えるために、下部構造として橋台2基（以下、左岸側の橋台を「A1橋台」という。）及び橋脚1基の築造、上部構造としてプレストレストコンクリート桁（以下「PC桁」という。）18本の製作、架設等を実施したものである。

同県及び同市は、上記工事の実施に当たり覚書を締結しており、覚書によれば、工事については河川管理者である同県が実施することとし、工事の費用については、同県が河川事業に係る分を、道路管理者である同市が道路事業に係る分をそれぞれ負担することとされている。

そして、同県及び同市は、本件橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」（平成24年版。社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき行うこととしている。

示方書によれば、支承部を設置する橋台及び橋脚の橋座部は、地震発生時に支承部から伝達される水平力に対して損傷しないように十分な耐力を有することとされている。そして、水平力は、設計水平震度(注1)を用いるなどして算定し、橋座部の耐力は、コンクリートが負担する耐力(以下「コンクリート耐力」という。)と、補強鉄筋が負担する耐力(以下「鉄筋耐力」という。)の和とすることとされている。

同県は、A1橋台の支承部として、水平力を受けるためのアンカーバー(長さ1.36m、径60㎜)8本及び上部構造の重量等の鉛直力を受けるためのゴム製支承9個を橋座部に設置していた(参考図参照)。そして、同県は、アンカーバー8本に作用する橋軸方向の水平力を4,139kNと算定した上で、橋座部の耐力の照査については、コンクリート耐力が1,069kNとなっていて上記の水平力をPC桁の本数で除した230kNを大幅に上回っていたことから、鉄筋耐力の算出を省略して、橋座部の耐力を上記の1,069kNとし、橋座部の耐力が水平力を上回るとしていた。また、アンカーバー8本に生ずるせん断応力度(注2)の照査については、橋軸方向の水平力4,139kNにより生ずるせん断応力度183.0N/㎟が許容せん断応力度(注2)187.0N/㎟を下回るとし、いずれも所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

しかし、橋座部の耐力の照査に当たり、アンカーバー8本に作用する水平力をPC桁の本数で除する必要はなかった。また、アンカーバー8本に作用する水平力としていた4,139kNは、誤った設計水平震度を用いるなどして算定された数値であり、同県は、その後この水平力4,139kNについて設計水平震度等の精査を行って適正な水平力を4,698kNと算定し直していたが、これに基づく橋座部の耐力及びアンカーバー8本に生ずるせん断応力度の照査は行っていなかった。

そこで、改めて、上記の適正な水平力に基づいて橋座部の耐力等の照査を行ったところ、橋座部の耐力は、鉄筋耐力を算出して前記のコンクリート耐力1,069kNに加えたとしても2,139kNとなり、アンカーバー8本に作用する水平力4,698kNを大幅に下回っていた。また、アンカーバー8本に生ずるせん断応力度は、207.7N/㎟となり、許容せん断応力度187.0N/㎟を上回っていて、いずれも設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、A1橋台における橋座部等は設計が適切でなかったため、A1橋台及びこれに架設されたPC桁等(工事費相当額計85,975,635円)は、地震発生時において所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額計44,629,900円(滋賀県に係る交付金相当額計26,448,000円、長浜市に係る交付金相当額計18,181,900円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1)　設計水平震度　　耐震設計において、水平方向の慣性力を算定するために構造物等の重量に乗ずる係数

(注2)　せん断応力度・許容せん断応力度　　「せん断応力度」とは、外力が材に作用して、これを切断しようとする力がかかったときに、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力度」という。

（参　考　図）

橋りょう概念図

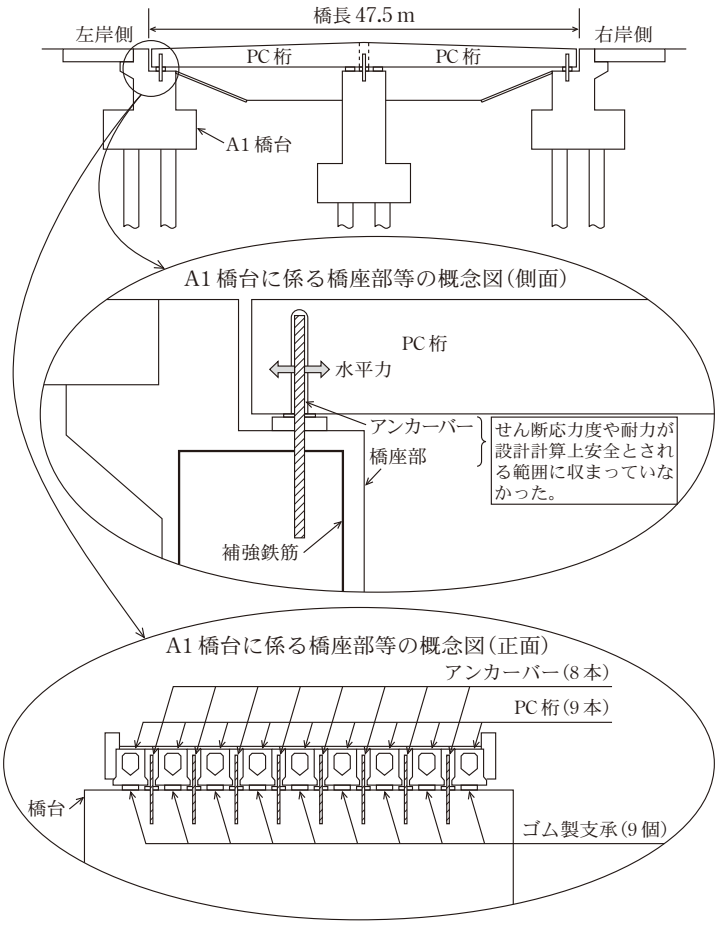

擁壁の設計が適切でなかったもの　　（1 件　不当と認める国庫補助金　55,177,620 円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(151) 岩手県	岩手県	**河川等災害復旧、東日本大震災復興交付金（道路）**	25～28	1,190,777 (1,190,777)	1,115,923	58,715 (58,715)	55,177

この補助事業等は、岩手県が、下閉伊郡田野畑村明戸地内において、平成 23 年 3 月の東日本大震災により被災した海岸保全施設を復旧するとともに主要地方道岩泉平井賀普代線を改良するために、防潮堤、ボックスカルバート（以下「カルバート」という。）、擁壁等を築造したものである（参考図 1 参照）。

このうち擁壁は、防潮堤により遮断される二級河川明戸川の機能を維持するために築造するカルバートの上下流の左右両岸（右岸側の延長計 35.8m、左岸側の延長計 32.7m）において、防潮堤の土砂が明戸川に崩落するのを防止する土留めとして築造するもので、縦壁及び底版から構成される逆 T 型の現場打ち鉄筋コンクリート擁壁（以下「逆 T 型擁壁」という。）となっている（参考図 2 参照）。

同県は、逆Ｔ型擁壁の設計を「道路土工　擁壁工指針」（社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。）等に基づき行うこととしている。指針等によれば、鉄筋の許容引張応力度(注)については、水中あるいは地下水位以下に設ける部材の場合は、常時160N/㎟、地震時300N/㎟とするとされている。

そして、同県は、本件工事の設計を設計コンサルタントに委託しており、逆Ｔ型擁壁に係る設計計算書において、カルバートの上下流の左右両岸の４か所を第１から第８までの八つのブロックに分けた上で、各ブロックごとに作用する土圧等の荷重を求めて、各ブロックの縦壁及び底版に配置する鉄筋の応力計算を行っていた。設計計算書によれば、各ブロックの底版のかかと版上面側に配置する主鉄筋については、カルバートに接している第２、第３、第６、第７各ブロック（高さ9.4m～10.6m、底版幅6.9m。以下「カルバート接続ブロック」という。）では径32㎜の鉄筋を12.5㎝間隔に、また、カルバートに接していない第１、第４、第５、第８各ブロック（高さ5.2m～5.9m、底版幅3.1m。以下「端部ブロック」という。）では径16㎜の鉄筋を25.0㎝間隔にそれぞれ配置すれば、常時及び地震時の主鉄筋に生ずる引張応力度(注)が許容引張応力度を下回ることなどから、応力計算上安全であるとされていた。

（注）　引張応力度・許容引張応力度　「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

しかし、本件工事の設計変更の際に、同県が設計コンサルタントに設計図面の修正を指示したところ、設計コンサルタントにおいて、当該設計変更の内容は逆Ｔ型擁壁の各ブロックの応力計算に影響を及ぼすものではなく逆Ｔ型擁壁の設計図面を修正する必要がなかったのに、誤って、全てのブロックについてかかと版上面側の主鉄筋の径をカルバート接続ブロックでは32㎜から16㎜へ、端部ブロックでは16㎜から13㎜へと変更した設計図面を作成し、同県は、これにより施工していた。

そこで、逆Ｔ型擁壁の各ブロックについて、実際に配置されたかかと版上面側の主鉄筋を基に改めて応力計算を行ったところ、主鉄筋に生ずる引張応力度は、第５ブロックを除く七つのブロック（延長計59.7m）において、常時では、164.7N/㎟（第８ブロック）から376.0N/㎟（第２ブロック）となり、また、地震時では、316.5N/㎟（第８ブロック）から749.6N/㎟（第２ブロック）となり、許容引張応力度160.0N/㎟（常時）及び300.0N/㎟（地震時）を大幅に上回るなどしていて、いずれも応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、逆Ｔ型擁壁は設計が適切でなかったため、第５ブロックを除く七つのブロック等（工事費相当額58,715,000円）は、所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金等相当額55,177,620円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、設計変更後における設計図面等の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

海岸保全施設の概念図

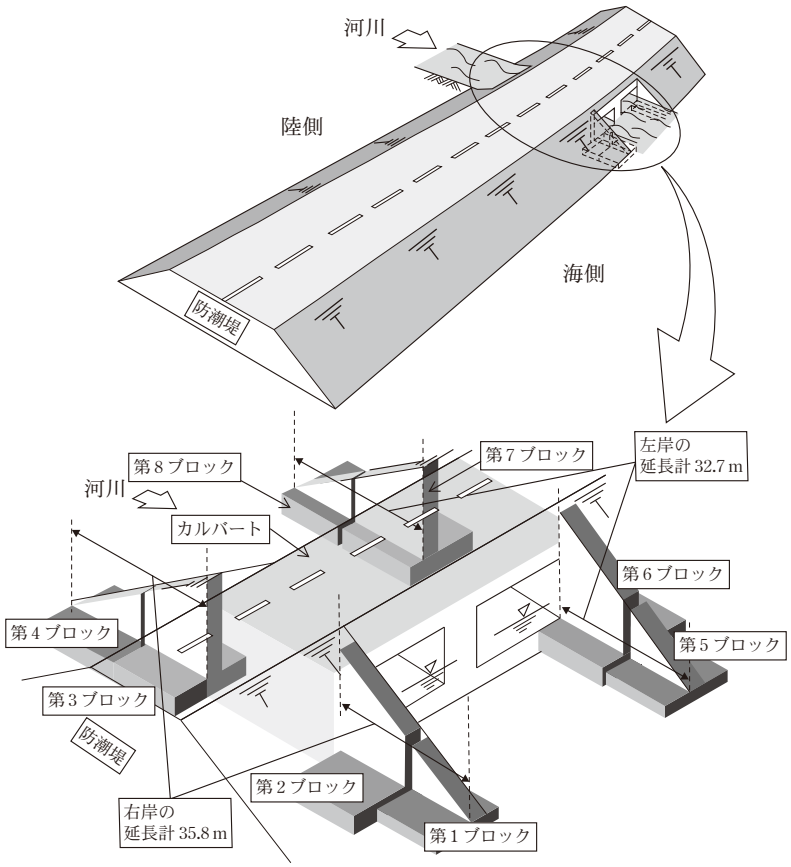

（参考図２）

逆Ｔ型擁壁の断面概念図

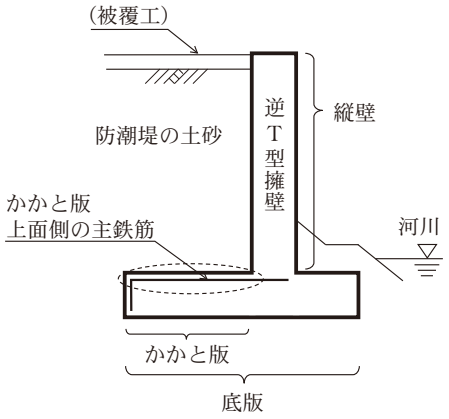

貯水槽の基礎工の設計に当たり、アンカー耐力及び設置数の組合せの選定が適切でなかったもの　（1件　不当と認める国庫補助金　16,241,500円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(152) 栃木県	鹿沼市	社会資本整備総合交付金（下水道）、防災・安全交付金（同）	25～29	581,839 (577,219)	288,609	32,745 (32,483)	16,241

この交付金事業は、鹿沼市が、鹿沼市深津地内において、豪雨の際に一時的に雨水を貯留することを目的とした千渡雨水第三調整池（面積4,740㎡）を掘込式の貯水槽（以下「貯水槽」という。）として整備するために、基礎工、く体工等を実施したものである。

このうち基礎工は、周辺の地下水位が高く貯水槽の底版下面に地下水による上向きの鉛直力（以下「揚圧力」という。）が作用することから、これによる貯水槽の浮き上がりを防止するため、底版上面から土中にアンカーを設置するものである（参考図参照）。

同市は、基礎工の設計を「下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－2002年版」（公益社団法人日本下水道協会編）、「グラウンドアンカー工法の調査・設計から施工まで」（公益社団法人地盤工学会編。以下、これらを合わせて「設計基準」という。）等に基づいて行っている。設計基準によれば、構造物の浮き上がりに対する安全を確保するためにアンカーを使用する場合には、揚圧力から、空水時の貯水槽の自重に側壁背面に作用する摩擦力等を加えた下向きの鉛直力を差し引くなどして、アンカーが負担する力（以下「アンカー負担力」という。）を算定し、アンカー負担力に対して必要となるアンカー1本当たりの設計耐力（以下「アンカー耐力」という。）及び設置数の組合せを選定することなどとされている。

同市は、基礎工の設計に当たり、アンカーの設置数については、設置間隔の目安が最大5ｍであるとして、5ｍの等間隔に設置するなどとした上で184本とし、アンカー耐力については、アンカー負担力及び設置数を考慮するなどして350kNのアンカーを使用することとし、これらにより施工していた。

しかし、設計基準等によれば、同市がアンカーの設置間隔の目安であるとした最大5ｍは斜面の安定のためにアンカーを使用する場合に適用されるものであり、貯水槽の基礎工に適用されるものではないことから、本件基礎工の設計に当たっては、アンカーの設置間隔を5ｍとすることなく、アンカー負担力に対して必要となるアンカー耐力及び設置数の組合せを選定する必要があった。また、同市は、アンカー負担力の算定に当たり、貯水槽の自重に側壁等の自重を含めていなかったり、側壁背面に作用する摩擦力等を下向きの鉛直力に加えていなかったりなどしていた。

そこで、改めて、アンカー負担力を適正に算定するなどした上で、適切なアンカー耐力及び設置数の組合せを選定すると、アンカー耐力450kNのアンカーを101本設置することとすれば、浮き上がりに対して所要の安全度が確保でき、かつ、最も経済的な設計になったと認められる。

したがって、上記により工事費を修正計算すると、549,093,600円（交付対象事業費544,736,200円）となり、本件工事費581,839,200円（同577,219,800円）はこれに比べて32,745,600円（同32,483,600円）過大となっていて、これに係る交付金相当額16,241,500円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

（参　考　図）

貯水槽の断面概念図

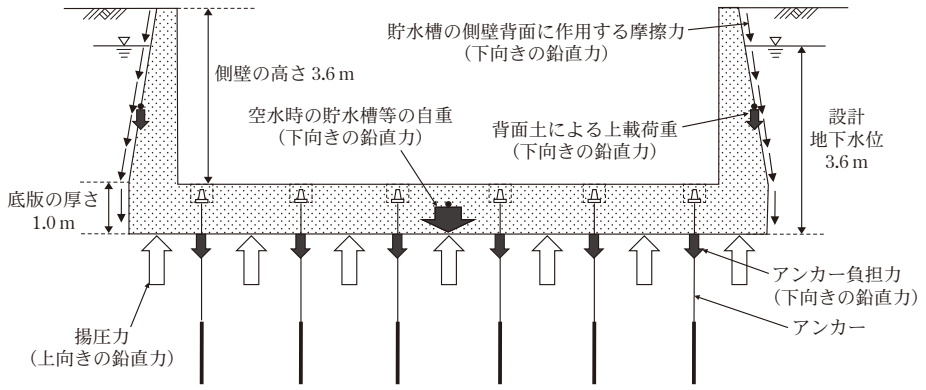

公園の利用者に防災情報等を伝達するための放送施設に係る設備の設計及び施工が適切でなかったもの　（1件　不当と認める国庫補助金　13,500,008円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(153) 島根県	島根県	防災・安全交付金（都市公園等）	27	31,710 (31,710)	15,855	27,000 (27,000)	13,500

この交付金事業は、島根県が、浜田市久代町地内等の島根県立石見海浜公園において、同公園内に設置されている放送施設の設備のうち親局設備、遠隔制御装置（以下、合わせて「親局設備等」という。）、屋外拡声子局の拡声器等の更新を行う電気通信設備工事を実施したものである。

上記の放送施設は、地震時等において公園の利用者の安全確保に資するために、防災情報等を親局設備等から発信して、公園内に設置された屋外拡声子局の拡声器を通じて利用者へ伝達するものである。

同県は、電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集。以下「共通仕様書」という。）等に基づき、本件工事に係る設備の設計、製作、据付調整等を請負人に行わせることとしていた。共通仕様書によれば、設備を据え付けるに当たっては、地震時における転倒等の事故を防止できるよう、共通仕様書に規定する耐震据付設計基準（以下「設計基準」という。）を満たした適切な耐震施工を施さなければならないなどとされている。そして、設備をフリーアクセス床(注)に固定する場合は、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に取付ボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するなどとされている（参考図1参照）。また、設備を据え付けるに当たっては、監督職員は、請負人から施工前に設計基準を満たした設計となっていることを示した強度検討書を提出させて、これを確認した上で、請負人に適切に施工させることとされている。

（注）　フリーアクセス床　　電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、コンクリート床の上に支持脚を建て込み、床パネルを支える構造にした床

しかし、同県の監督職員は、請負人が親局設備等を据え付けるに当たり、請負人に強度検討書の提出を求めておらず、親局設備等が設計基準等を満たしているか確認していなかった。そして、請負人は、設計に当たり強度検討書を作成することなく、親局設備等を床パネルに取付ボルトで直接固定す

るなどするのみで、設備部分の床パネルを切り取り、コンクリート床に専用架台を設けてボルトで固定するなどの設計基準等を満たした耐震施工を行っていなかった(参考図２参照)。

したがって、本件工事で更新した親局設備等(工事費相当額 27,000,016 円)は、設計及び施工が適切でなかったため、地震時における所定の機能が維持できないおそれがある状態となっていて、これに係る交付金相当額 13,500,008 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、監督及び検査に当たり共通仕様書についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図１)

共通仕様書に基づく施工例の概念図

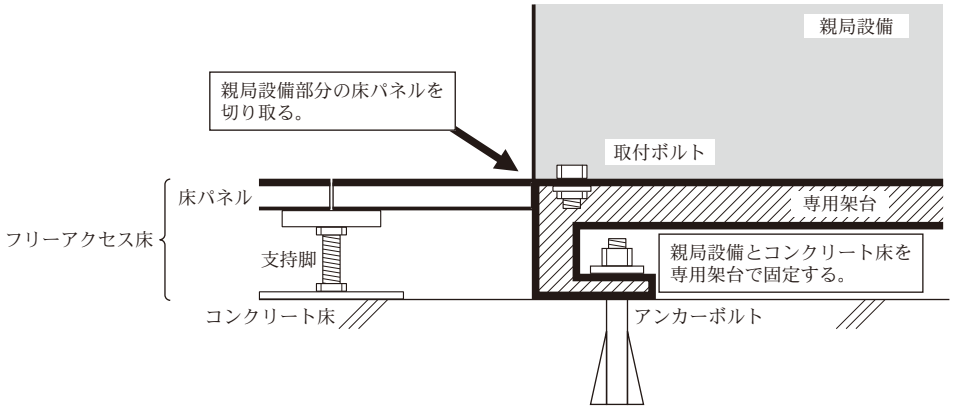

(参考図２)

当局が行った施工の概念図

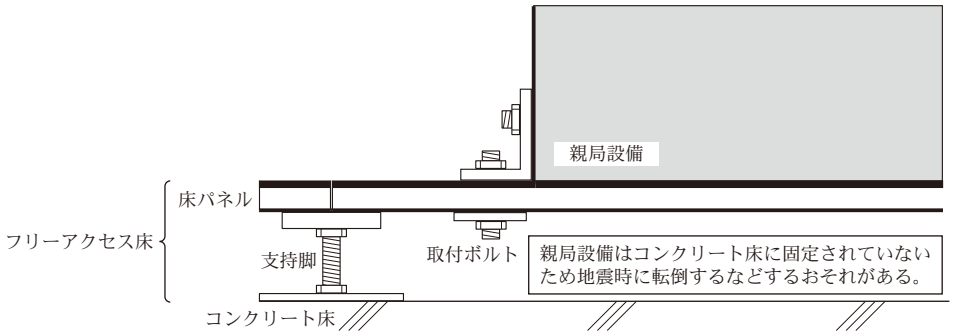

落石防護柵の設計が適切でなかったもの　(１件　不当と認める国庫補助金　2,592,194 円)

部局等	補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(154) 宮崎県	宮崎県	防災・安全交付金(道路)	30	21,018 (21,018)	13,409	4,063 (4,063)	2,592

この交付金事業は、宮崎県が、西臼杵郡日之影町大字七折地区において、県道北方高千穂線の防災対策として、落石防護柵を設置するなどの工事を実施したものである。このうち落石防護柵は、上記地区内の２工区の延長計 211.0mにわたり高さ 2.0mの支柱を約 3.0m間隔で設置し、各支柱間にワイヤロープ及び金網を取り付けた構造となっている。

同県は、本件落石防護柵の設計を「落石対策便覧」（公益社団法人日本道路協会編。以下「便覧」という。）に基づき行っている。

便覧によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、落石の跳躍高は一般的に斜面から直角に測った高さ2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされている。さらに、落石防護柵の背面に平場がある場合、平場の幅が狭いほど落石が落石防護柵に衝突する高さが高くなるなど、その幅によって落石が落石防護柵に衝突する高さが変わることから、平場の幅を考慮して最低柵高を設定することとされている。

同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、落石の跳躍高を2.0mと想定するとともに、両工区の各1か所を選定して現地を調査し、落石防護柵背面の平場の幅がそれぞれ1.0m及び1.5mであることなどを考慮して、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を全延長にわたって一律に2.0mと決定していた。そして、本件落石防護柵の高さを2.0mと設計して（参考図1参照）、これにより施工していた。

しかし、両工区には、同県が現地調査を行った上記の2か所よりも平場の幅が狭かったり、平場が全くなかったりしている箇所が多数あったのに、同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、このような実際の平場の幅の状況について考慮していなかった。

そこで、便覧に基づき、現地の再調査の結果確認された平場の幅を考慮して、改めて本件落石防護柵の最低柵高を算出すると、両工区における計4区間の延長計41.9mにおいて最低柵高が2.0mを上回ることとなる。このうち、各区間の最低柵高が最も高くなる箇所についてみると、2.39m（平場の幅0.7m）から4.0m（同0m）となり、本件落石防護柵の高さは最大で0.39mから2.0m不足することとなっていた（参考図2参照）。

したがって、本件落石防護柵のうち延長計41.9m（工事費相当額4,063,000円）は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額2,592,194円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、現地における平場の状況に関する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図1）

設計上の平場の幅を前提とした落石防護柵等の概念図

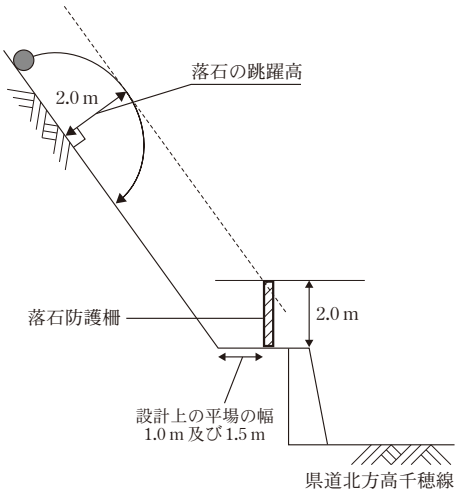

（参考図２）

平場の幅が設計よりも狭い区間における落石防護柵等の概念図

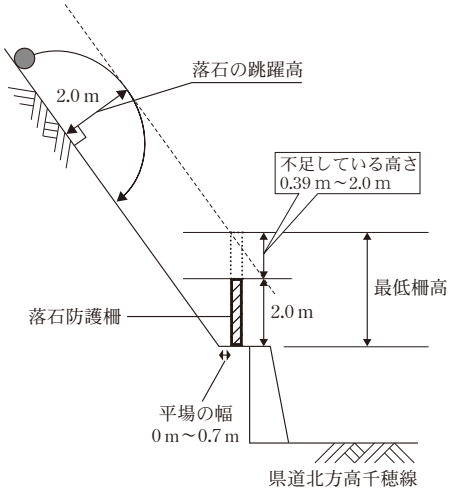

（２）　補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

9件　不当と認める国庫補助金　144,201,106円

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

（4件　不当と認める国庫補助金　11,485,154円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
					千円	千円	千円	千円	
(155)	岩手県	岩手県	床上浸水対策特別緊急	27～29	64,835 (64,835)	32,417	8,252 (8,252)	4,126	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの（通信線等）
(156)	神奈川県	横浜市	防災・安全交付金（河川）	29、30	94,518 (94,518)	31,506	3,750 (3,750)	1,250	減価相当額を誤っていたもの（通信線等）
(157)	京都府	京都市	同	29、30	43,658 (43,658)	14,552	13,047 (13,047)	4,349	減価相当額を誤るなどしていたもの（配水管等）
(158)	山口県	山口県	社会資本整備総合交付金（河川）	24、28	73,649 (73,649)	36,824	3,519 (3,519)	1,759	減価相当額及び処分利益の額を誤っていたもの（通信線等）
(155)－(158)の計					276,663 (276,663)	115,301	28,569 (28,569)	11,485	

これらの交付金事業等は、河川事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年閣議決定）、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」（昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。）等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必

要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分（以下「減価相当額」という。）並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用（以下「復成価格」という。）とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

しかし、2県及び2市において、補償費の算定に当たり、減価相当額を復成価格に基づき算定すべきところ誤って既存公共施設の材料費や減価償却累計額を基にするなどして過小に算定していたり、処分利益の一部を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計28,569,621円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計11,485,154円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2県及び2市において、補償費の算定に当たり、公共補償基準等における減価相当額及び処分利益の取扱いについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

京都市は、一級河川西羽束師川（にしはづかし）支川護岸改修工事に伴い支障となる道路下に埋設された配水管等の所有者である京都市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として計43,658,759円（交付対象事業費同額、交付金交付額計14,552,919円）を支払っている。

同市は、本件補償費の算定において、配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を、既存の配水管等の財産台帳における減価償却累計額を基に1,218,261円と算定していた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等の財産台帳における減価償却累計額を基に算定するのではなく、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定すべきであった。

したがって、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格を基に算定した減価相当額14,255,692円を控除するなどして適正な補償費を算定すると30,611,328円となり、本件補償費43,658,759円は、これに比べて13,047,431円（これに係る交付金相当額4,349,143円）過大となっていた。

公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったもの

（2件　不当と認める国庫補助金　17,377,000円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(159)	福島県	福島県	福島再生加速化交付金（災害公営住宅家賃低廉化）	26～28	2,365,145 (2,365,145)	2,069,497	8,846 (8,846)	7,742
(160)	愛知県	稲沢市	社会資本整備総合交付金（公的賃貸住宅家賃低廉化）	26～30	198,109 (198,109)	99,054	19,267 (19,267)	9,635
(159)(160)の計					2,563,254 (2,563,254)	2,168,551	28,113 (28,113)	17,377

これらの交付金事業は、福島県及び稲沢市が、それぞれ管理している公営住宅（下神白団地等37団地及び西島団地の計38団地）に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計2,563,254,000円（交付金計2,168,551,000円）で実施したものである。

この公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年建設省住備発第87号）等に基づき、公営住宅の団地等の別に、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{事業費} = \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額（近傍同種家賃）} - \text{入居者負担基準額}\right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

そして、事業費の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額（以下「近傍同種家賃」という。）は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等に基づき次のとおり算定することとなっている。

$$\text{近傍同種家賃} = \left(\text{複成価格（建物部分）}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{複成価格（土地部分）}^{(注)} \times \text{利回り} + \text{損害保険料} + \text{公課} + \text{修繕費等}\right) \div 12$$

（注）　複成価格　　当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて得た推定再建築費に住宅の経過年数を勘案して算出される建物部分の現在価格及び土地部分の時価

近傍同種家賃の算定における損害保険料については、火災による損害の相互救済事業を行う公益法人（以下「公益法人」という。）が算出する額を上限として事業主体が実際に支払った額とすることとなっている。また、公課については、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成8年建設省住総発第135号。以下「運用通知」という。）等によれば、当該住宅に課される固定資産税及び都市計画税の合計額とされており、これらの税率等は地方公共団体により異なることから、実際の条例の規定により算出した税額に相当する額とすることとされている。

さらに、土地部分の複成価格については、次のとおり、1㎡当たりの固定資産税評価額相当額を戸当たり敷地面積に乗じて算出することとされている。そして、戸当たり敷地面積は戸当たり床面積を容積率で除して算出すること、容積率は公営住宅の総床面積を総敷地面積で除して算出することとされている。

$$\text{複成価格（土地部分）} = \text{1m}^2\text{当たりの固定資産税評価額相当額} \times \text{戸当たり敷地面積}$$

$$\text{戸当たり敷地面積} = \text{戸当たり床面積} \div \text{容積率}$$

$$\text{容積率} = \text{公営住宅の総床面積} \div \text{総敷地面積}$$

また、運用通知等において、公営住宅法（昭和26年法律第193号）等に共同施設として規定されている児童遊園、集会所等の施設のうち、地域に開放されている施設等については、その敷地に相当する部分を総敷地面積に含めないこととなっている。

しかし、事業費の算定に当たり、福島県は、損害保険料について、誤って、公益法人に実際に支払った額を超える額としていたり、公課について、一部の市において条例の廃止に伴い都市計画税が課されないことになっていたのに、廃止前の条例に基づく都市計画税額を加えていたりなどしていた。また、稲沢市は、土地部分の複成価格の算出に当たり、地域に開放されている交流広場等や、公営住宅に該当しない老人福祉施設のグラウンド・ゴルフコースや多目的広場等の敷地に相当する部分の面積を総敷地面積に含めるなどしていた。

これらのことから、同県及び同市においていずれも事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計2,535,141,000円となることから、前記の事業費2,563,254,000円との差額28,113,000円が過大となっていて、これに係る交付金相当額17,377,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県及び同市において事業費の算定の基礎となる近傍同種家賃の算定についての理解が十分でなかったこと、愛知県において完了実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

汚泥処理施設の整備に係る交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの　（1件　不当と認める国庫補助金　91,519,886円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(161) 群馬県	前橋市	社会資本整備総合交付金（下水道）	22～24、27、28	3,560,130 (2,968,257)	1,631,631	166,493 (166,493)	91,519

この交付金事業は、前橋市が、前橋水質浄化センター（以下「センター」という。）において、社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の交付対象である公共下水道事業により発生する汚泥（以下「下水汚泥」という。）と交付金の交付対象ではない尿処理施設管理事業等により発生する汚泥（以下「その他汚泥」という。）を共に処理する汚泥炭化施設、混合設備等の汚泥処理施設を整備したものである。

このうち、汚泥炭化施設は、下水汚泥及びその他汚泥を炭化して固形燃料を製造する施設であり、安定した性状の固形燃料を製造するためには、汚泥炭化施設に搬入される汚泥の含水率が均等化されていることが必要となる。そして、下水汚泥については、その含水率が既存の脱水設備で低減されている。一方で、その他汚泥については、その含水率を低減するための脱水設備が設置されていなかったことから、同市は、本件交付金事業とは別に費用を負担してセンターにその他汚泥のための脱水設備を新たに整備し、その他汚泥の含水率を脱水後の下水汚泥の含水率と同等になるように低減させた上で汚泥炭化施設に搬入することとしていた（参考図1参照）。

また、本件交付金事業の実施に当たり必要となる費用の負担については、同市において、公共下水道事業を実施する水道局と尿処理施設管理事業等を実施する関係部局との間で「汚泥処理施設の設計及び施工並びに維持管理等の費用負担に関する協定書」（以下「費用負担協定」という。）を締結して定めている。費用負担協定によれば、上記費用の負担は、下水汚泥とその他汚泥の汚泥処理施設への搬入量により算出される計画処理量の割合に基づき行うこととされており、その割合は、上記のとおり脱水後の下水汚泥とその他汚泥の含水率を同等になるようにした上で、それぞれ84.4％（計画処理量41.8t/日）及び15.6％（同7.7t/日）と算定されている。そして、同市は、この割合に基づき汚泥処理施設の整備に係る費用を案分するなどして、本件交付金事業の交付対象事業費を計2,968,257,000円（交付金交付額計1,631,631,650円）と算定していた。

その後、同市は、両汚泥の含水率を均等化する方法について、その他汚泥のための脱水設備を新たに整備して脱水後の下水汚泥とその他汚泥の含水率が同等になるようにする前記の方法ではなく、既存の脱水設備でその他汚泥の一部について含水率を低減させた上で、下水汚泥とその他汚泥を混合して含水率を均等化する混合設備を整備する方法に変更していた（参考図2参照）。

しかし、これにより、混合設備において下水汚泥と混合するその他汚泥には脱水されていないものが含まれることになり、その他汚泥の汚泥処理施設への搬入量が当初予定よりも増加することになったにもかかわらず、同市は、両汚泥の計画処理量の割合について見直しを行っていなかった。

そこで、前記変更後の処理方法に即して両汚泥の計画処理量の割合を算出したところ、それぞれ79.6％（計画処理量41.8t/日）及び20.4％（同10.7t/日）となった。

したがって、上記の割合に基づくなどして適切な交付対象事業費を算定すると計2,801,763,151円となり、これに係る交付金交付額は計1,540,111,764円となることから、本件交付金交付額1,631,631,650円との差額91,519,886円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、処理方法の変更に合わせて汚泥処理施設における計画処理量に基づく費用の負担割合を見直す必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

（参考図１）

当初予定していた汚泥処理の概念図

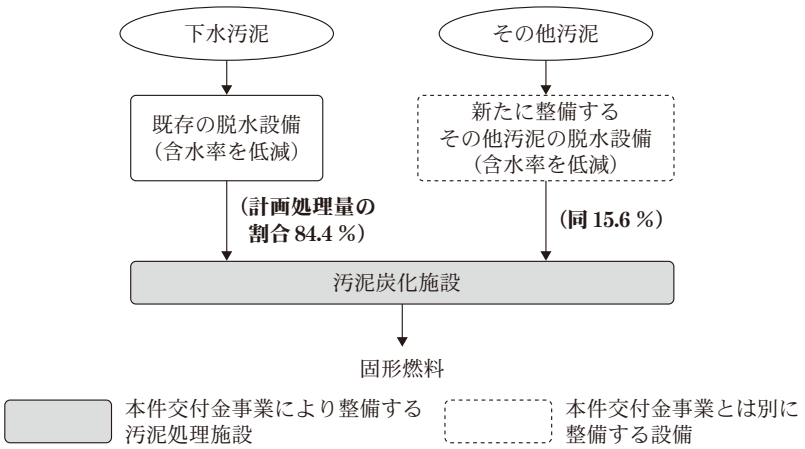

（参考図２）

処理方法の変更後の汚泥処理の概念図

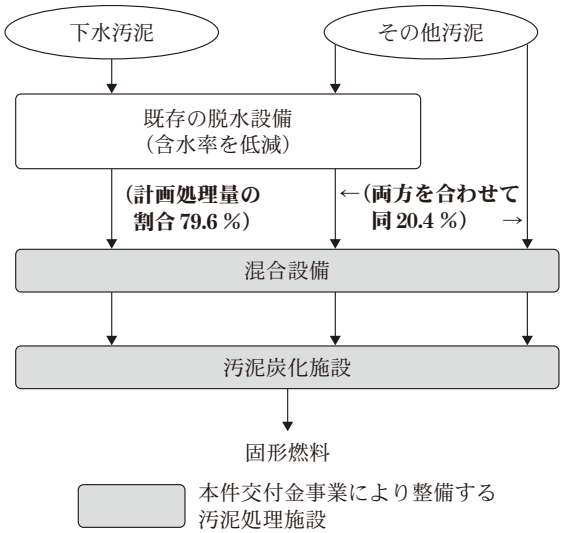

交付額の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　19,778,000円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(162)	高知県	高知県	防災・安全交付金（道路）	平成30、令和元	319,000 (319,000)	217,558	319,000 (319,000)	19,778

この交付金事業は、高知県が、四万十市山路地内において、一般国道321号の四万十市山路から実崎までの区間の道路の線形不良箇所及び幅員狭小区間における交通障害の解消を図るなどのために、道路の改築事業として、歩道及び道路橋の整備を、事業費319,000,000円（交付対象事業費同額、交付金交付額217,558,000円）で実施したものである。

同県は、本件交付金事業を、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、通学路における交通安全対策に係る重点配分対象事業として実施している。

交付要綱によれば、道路の改築、修繕又は維持に関する事業については、当該事業が、重点配分対象事業に該当する場合には当該年度の事業費に国の負担割合10分の5.5を乗じ、重点配分対象事業に該当しない場合には当該年度の事業費に国の負担割合10分の5を乗じて、交付金の額を算定するなどとされている。また、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）に基づき、同県が実施する公共事業に係る経費については、上記国の負担割合が引き上げられることとなっている（以下、国の負担割合が引き上げられる割合を「引上率」という。）。

そして、交付要綱に基づき定められた「社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金の道路事業における重点配分対象事業について」（平成30年国都街第101号国土交通省都市局長、国道総第477号道路局長連名通知）によれば、防災・安全交付金の「通学路における交通安全対策に係るもの」のうち重点配分対象事業となるのは、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成25年国道国防第134号国土交通省道路局国道・防災課長、国道環安第57号環境安全課長連名通知。以下「25年通知」という。）に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム。以下「プログラム」という。）に基づく対策（以下「通学路対策」という。）に位置付けられたものであることなどの要件に該当する事業とされている。25年通知によれば、通学路における交通安全を確保するために、各地域において、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により定期的な合同点検の実施や対策の改善等の取組を継続して推進することが重要であるとされている。そして、この取組を着実かつ効果的に実施するため、市町村等は、地域ごとにプログラムを策定することとされており、このプログラムには、上記の合同点検によって通学路対策が必要とされた箇所（以下「通学路対策必要箇所」という。）について通学路対策一覧表等を作成することなどが含まれている。

同県は、本件交付金事業の実施箇所が所在する四万十市の通学路対策一覧表等を確認することなく、本件交付金事業が重点配分対象事業の要件に該当するものとして、平成30年度の国の負担割合を、重点配分対象事業に該当する場合の10分の5.5に引上率1.24を乗ずることにより10分の6.82と算出していた。

しかし、本件交付金事業の実施箇所は、25年通知において継続して推進することが重要であるとされている合同点検が実施された箇所ではなく、通学路対策必要箇所ではないことから、本件交付金事業は、同市の通学路対策に位置付けられたものではなく、重点配分対象事業に該当しないものであっ

た。

したがって、本件交付金事業における30年度の国の負担割合は、重点配分対象事業に該当する場合の10分の5.5に引上率1.24を乗じた10分の6.82ではなく、重点配分対象事業に該当しない場合の10分の5に引上率1.24を乗じた10分の6.2となることから、交付対象事業費に国の負担割合10分の6.2を乗じて適正な交付金交付額を算定すると197,780,000円となり、前記の交付金交付額217,558,000円との差額19,778,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、交付金の申請に当たり、重点配分対象事業の要件に該当するかの確認が十分でなかったことなどによると認められる。

屋上の防水シート等の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　4,041,066円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(163) 神奈川県	神奈川県	防災・安全交付金（公営住宅等ストック総合改善）	29	87,640 (87,640)	39,438	8,980 (8,980)	4,041

この交付金事業は、神奈川県が、相模原市緑区大島地内において、県営大島団地にある7棟の建物（鉄筋コンクリート造5階建て）の屋上防水改修工事を実施したものである。この7棟の屋上は、北側及び南側に張り出したひさしのある陸屋根(注1)構造となっており、屋上にはハッチ、パラペット(注2)等が設置されている（参考図1参照）。

（注1）　陸屋根　　勾配が水平か極めて緩い屋根

（注2）　パラペット　　高さの低い壁の総称で、建築では屋上等に見られる手すり壁

本件工事は、屋上における住戸相当部分等からハッチを除いた部分（以下「平場」という。）等に断熱材を張り付けた後、屋上全体に改質アスファルト防水シート（以下「防水シート」という。）を張り付けるなどするものである（参考図2参照）。

同県は、本件工事の予定価格の算定に当たり、7棟の防水シートの設計数量について、屋上全体を平場、パラペット等及びパラペット等を除くひさしの3部位に分割し、これらの部位ごとの面積を足し合わせることにより計3,289.2㎡と算出していた。

しかし、同県は、7棟の防水シートの設計数量を算出するに当たり、パラペット等を除くひさしの面積について、パラペットの天端幅（両端の計0.220m）を除いたひさしの南北両側の長さ計1.655mに東西の長さ（24.000m～63.000m）を乗ずるなどして計444.68㎡と算出すべきところ、誤って、パラペットの天端幅を含めたひさしの南北両側の長さ計1.875mを2倍した3.750mに東西の長さ（24.220m～63.220m）を乗ずるなどして計1,082.75㎡としており、638.07㎡を過大に算出していた（参考図1参照）。

このため、7棟の防水シートの設計数量は上記のほか平場等の面積誤りを考慮して、正しくは計2,656.4㎡となり、前記の3,289.2㎡はこれに比べて、632.8㎡過大となっていた。

したがって、適正な防水シート等の設計数量に基づき、本件工事費を修正計算すると、過小に算出していた断熱材等の設計数量を考慮するなどしても、78,660,772円となることから、本件契約額87,640,920円はこれに比べて8,980,148円割高となっており、これに係る交付金相当額4,041,066円が

不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事の予定価格の算定に当たり、指定管理者から提出された数量調書等における防水シート等の設計数量の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

（参考図１）

屋上の概念図

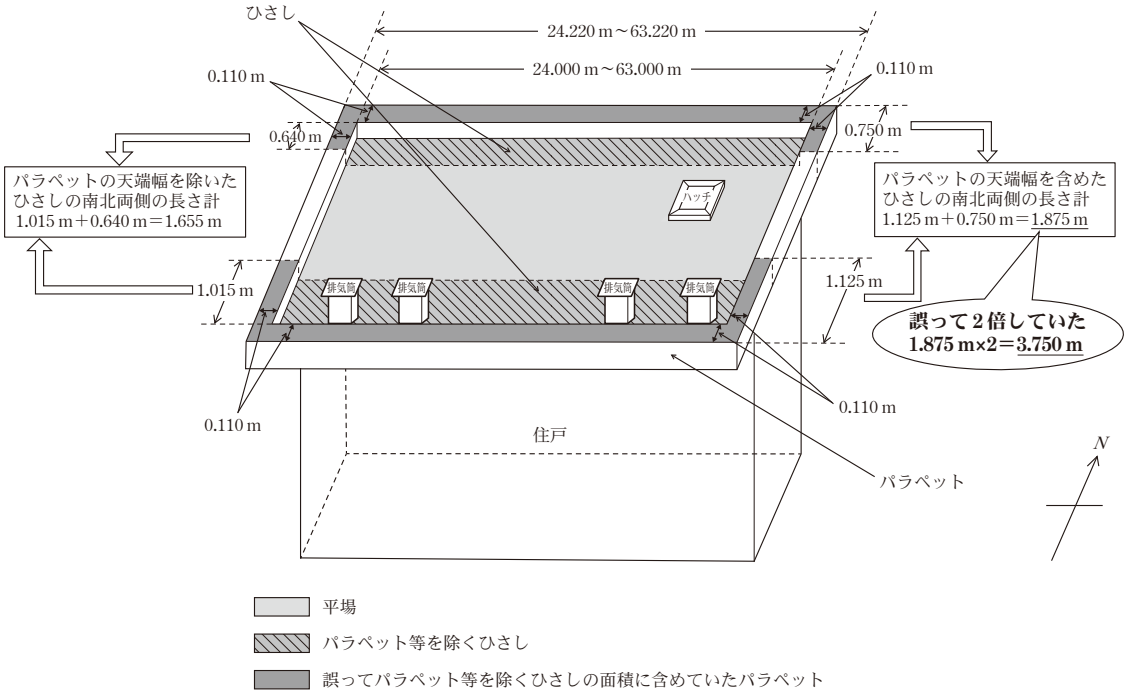

（参考図２）

屋上の断面図

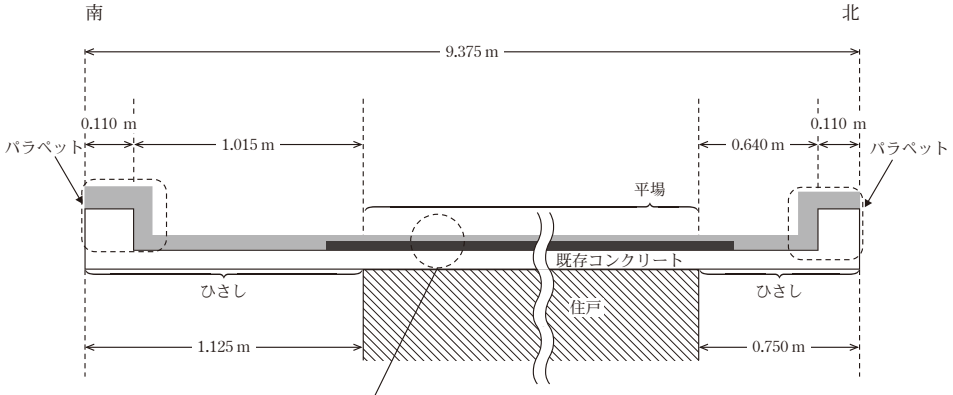

屋上の断面図の拡大図

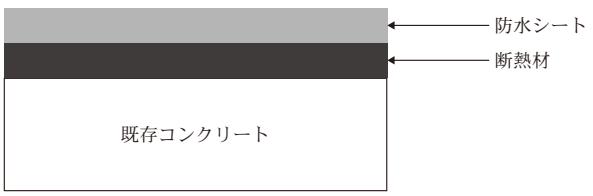

（3）　補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件　不当と認める国庫補助金　9,100,839円

災害公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が適切でなかったため、交付金により造成した基金が過大に使用されていたもの

（1件　不当と認める国庫補助金　9,100,839円）

	部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(164)	福島県	双葉郡広野町	東日本大震災復興交付金（災害公営住宅家賃低廉化）	26～29	157,762 (157,762)	138,041	10,400 (10,400)	9,100

この交付金事業は、広野町が、東日本大震災で住居を失うなどした者のための災害公営住宅（広野原団地等2団地）に居住する者に対する家賃の低廉化を事業費計157,762,100円で実施したものである。同町は、当該事業費に交付率8分の7を乗ずるなどした交付金相当額計138,041,839円を、東日本大震災復興交付金の交付を受けて同町が造成した東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）から取り崩していた。

基金の取崩しの対象となる家賃の低廉化に係る事業費は、公営住宅等家賃対策補助金交付要領（平成8年建設省住備発第87号）等に基づき、公営住宅の団地等の別に、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{事業費} = \left(\text{近傍同種の住宅の家賃の額（近傍同種家賃）} - \text{入居者負担基準額}\right) \times \text{補助対象月数} \times \text{補助対象戸数}$$

そして、事業費の算定に用いる近傍同種の住宅の家賃の額（以下「近傍同種家賃」という。）は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）等に基づき次のとおり算定することとなっている。

$$\text{近傍同種家賃} = \left(\text{複成価格}^{(注)}\text{（建物部分）} \times \text{利回り} + \text{複成価格}^{(注)}\text{（土地部分）} \times \text{利回り} + \text{償却額} + \text{修繕費等}\right) \div 12$$

（注）　複成価格　　当初建築費相当額に国土交通大臣が毎年建築物価の変動を考慮して地域別に定めた率を乗じて得た推定再建築費に住宅の経過年数を勘案して算出される建物部分の現在価格及び土地部分の時価

近傍同種家賃の算定における償却額については、当初建築費相当額から残存価額を控除した額を住宅の区分に応じて定める期間で除した額とすることとなっている。そして、住宅の区分に応じて定める期間は、耐火構造の住宅で70年、準耐火構造の住宅で45年等となっている。

しかし、事業費の算定に当たり、同町は、一部の団地の償却額について、住宅の区分に応じた期間を耐火構造の70年とすべきであるのに、準耐火構造の45年を用いていたことなどから、事業費が過大に算定されていた。

したがって、適正な事業費を算定すると、計147,362,000円となることから、前記の事業費157,762,100円との差額10,400,100円が過大となっていて、これに係る基金から取り崩された交付金相当額9,100,839円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において事業費の算定の基礎となる近傍同種家賃の算定についての理解が十分でなかったこと、福島県において同町への指導が十分でなかったことなどによる

と認められる。

(前掲 77 ページの「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの」参照)

意見を表示し又は処置を要求した事項

地籍調査事業の実施に当たり、市町村等に対して、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底するなどするとともに、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めて、当該期間内に認証請求を行うことについて周知することなどにより、遅滞なく認証請求が行われ、事業の成果が有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省　(項)国土調査費 (項)社会資本総合整備事業費
部局等	国土交通本省
交付の根拠	国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	市 76、町 56、村 18、森林組合連合会 1
地籍調査事業の概要	一筆ごとの土地について所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量等を行い、地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿を作成して地籍の明確化を図るもの
検査の対象とした地籍調査事業の事業数及び事業費	522 事業　88 億 4333 万余円 (平成 6 、 7 、 9 、10、14 各年度、18 年度～30 年度)
上記に対する負担金等交付額	44 億 3219 万余円
調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない事業数及び負担金等交付額(1)	271 事業　21 億 0903 万円 (平成 6 、 7 、 9 、10、14 各年度、18 年度～30 年度)
調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない事業数及び負担金等交付額(2)	233 事業　22 億 2496 万円 (平成 18、19 両年度、21 年度～30 年度)
(1)及び(2)の計	504 事業　43 億 3399 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について

（令和2年10月21日付け国土交通大臣宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　地籍調査事業の概要等

(1)　地籍調査費負担金等の概要

貴省は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）等に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るために、昭和26年度から、市町村等が行う地籍調査事業に要する経費を負担する都道府県に対して地籍調査費負担金（以下「負担金」という。）を交付しており、平成30年度までの交付額は計4454億9148万余円となっている。また、貴省は負担金のほか、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知）等に基づき、社会資本整備と連携した効果的な地籍調査を重点的に支援することを目的として、28年度から社会資本整備総合交付金（以下、負担金と合わせて「負担金等」という。）を交付しており、30年度までの交付額は計125億5347万余円となっている。

(2)　地籍調査事業等の工程等

市町村等は、地籍調査事業を実施するに当たり、おおむね字を単位として調査実施地区を設定し、各地区の重要性等を踏まえて調査実施地区の優先順位を決定した上で、当該優先順位に従って地籍調査事業を実施することにしており、地籍調査事業の工程は、次の①から③までのとおりとなっている。

①　一筆ごとに、土地所有者等と現地立会して、地番、地目及び境界の調査（以下「一筆地調査」という。）により境界の確認を行う。

②　国が設置している基準点を基に、調査実施地区を測量するための基礎となる基準点を設置するなどして土地の境界を測量するとともに、一筆ごとの面積を測定する。そして、これら測量等の結果に基づいて地籍図原図及び地籍簿案（以下、これらを合わせて「原図等案」という。）を作成する。

③　原図等案について、作成した旨を公告し、一般の閲覧に供した上で調査上の誤り等を修正して、地籍図及び地籍簿（以下、これらを合わせて「地籍図等」という。）を作成する。

このうち、③の閲覧については、法によれば、原図等案を作成した場合には、遅滞なくその旨を公告し、公告の日から20日間一般の閲覧に供しなければならないとされている。また、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達。以下「取扱要領」という。）によれば、市町村等は、公告して閲覧に供するに当たり、土地所有者等に対して、閲覧を行う旨をあらかじめ通知するなど、調査成果の確認を得られるようにするための所要の措置を執ることとされている。

市町村等は、上記の工程により地籍調査事業を実施した後、都道府県知事に地籍図等を送付した上で、認証請求を行っている。このうち、地籍図等の送付については、法によれば、市町村等は、地籍図等を作成した場合、遅滞なく当該地籍図等を都道府県知事に送付

しなければならないとされている。また、認証請求については、取扱要領によれば、地籍図等が認証されて初めて権威ある資料として位置付けられ、土地に関する基礎資料としてその効用を発揮することになることに鑑み、市町村等は、閲覧、都道府県知事への送付等の手続終了後は遅滞なく認証請求を行うよう努めることとされている。

そして、都道府県知事は、市町村等から送付された地籍図等を認証した場合には、当該地籍図等の写しを登記所へ送付することとなっている。登記所に送付された地籍図の写しは、原則として登記所において不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図として備え付けられることとなり、将来の土地取引や用地取得の円滑化、災害時の復旧活動の迅速化等に資するものとなる。

(3) 地籍調査において境界の確認が得られていない場合等の取扱い

ア 境界の確認が得られていない場合

地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)によれば、一筆地調査を行う際に、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの状態(以下「筆界未定」という。)の筆が生ずる場合には、当該部分を筆界未定とする地図を作成することとされている。また、「地籍調査事業の推進上留意すべき事項について」(昭和54年国土国第27号国土庁土地局国土調査課長指示。以下「留意事項」という。)によれば、土地所有者等の紛争のために境界の確認が得られない場合にも飽くまでも境界の確認に固執することは、他の土地の所有者を始め地籍調査事業に協力した地域住民の期待に反して事業の進捗を遅らせることになるので、相当の努力により得られた資料を基に速やかに処理することに努めることとされている。

イ 調査実施地区に隣接する他の調査実施地区の基準点を使用する場合

地籍調査において設置された基準点は、当該調査実施地区の成果が認証されることにより、他の調査実施地区の測量においても使用できる基準点として認められている。しかし、これによると、認証されていない隣接する他の調査実施地区(以下「未認証隣接地区」という。)の基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置して地籍調査を行った場合、当該調査により成果が得られているにもかかわらず、未認証隣接地区の基準点が使用できる基準点として認められるまで認証請求を行うことができないこととなる。そのため、「認証承認書類における補足事項について」(平成22年国土交通省土地・水資源局国土調査課主査事務連絡。以下「事務連絡」という。)等により、遅滞なく認証請求を行うことができるよう、当該調査の成果に、未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められている。

(4) 地籍図等の認証請求等に関する過去の検査状況

本院は、昭和53年及び62年に実施した検査において、市町村が地籍調査事業により作成した地籍図等について、認証請求が行われず1年以上保管されていて、補助事業の効果が発現されていないなどの事態が見受けられたことから、53年11月に筆界が確認できない事態に対する処理方針を設けることなど、また、62年12月に市町村における公告等の遂行状況の確認を十分行うよう都道府県に対し指導することなどの是正改善の処置を会計検査院法第34条の規定に基づき貴省に対して求めた。これを受けて貴省は、53年の処置要求に対しては筆界の確認について具体的に詳細な方法を示してこれにより速やかな処理を図ることについて、また、62年の処置要求に対しては認証請求が遅滞している場合は

その理由及び処理計画を市町村から都道府県に提出させることについて、それぞれ都道府県に通達を発するなどして指示し、是正改善の処置を講じている。

2　本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

前記のとおり、取扱要領等によれば、地籍調査事業により得られた地籍図等については、遅滞なく認証請求を行うよう努めることとされており、認証されて初めて権威ある資料として位置付けられ、効用を発揮することになるとされている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、地籍調査事業の実施により作成された地籍図等が、土地に関する基礎資料として効用を発揮することになるよう認証請求が適切に行われているかなどに着眼して、平成26年度から30年度までの間に原図等案又は地籍図等が作成され、かつ、令和2年3月末時点で認証請求が行われていない16県(注1)の151市町村等において実施された地籍調査事業522事業(事業費計88億4333万余円、負担金等交付額計44億3219万余円、調査実施面積計271.38㎢)を対象として、貴省本省及び6県(注2)37市町村において、実績報告書、地籍図等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、10県(注3)114市町村等について、実績報告書、地籍調査事業の実施状況に関する調書等の提出を受けるなどして検査した。

（注1）　16県　　福島、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、兵庫、山口、徳島、高知、福岡、熊本、大分各県

（注2）　6県　　神奈川、山梨、愛知、兵庫、山口、福岡各県

（注3）　10県　　福島、富山、長野、岐阜、静岡、三重、徳島、高知、熊本、大分各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1)　調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていない事態

16県の104市町村等に係る271事業(事業費計41億9637万余円、負担金等交付額計21億0903万余円)については、調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られているのに認証請求が行われていなかった。これらについて態様別に示すと次のとおりである。

ア　認証請求を行うための事務処理が遅れていることから認証請求が行われていないもの

14県(注4)の66市町村等は、169事業(事業費計25億9471万余円、負担金等交付額計13億0820万余円、調査実施面積計102.44㎢)において、地籍調査事業の実施により原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行うための事務処理が遅れていることから、原図等案について公告及び閲覧を行ったり、地籍図等について都道府県知事への送付等を行ったりするなどの手続(以下「所定の手続」という。)を経ておらず、認証請求を行っていなかった。そして、地籍図等を作成してから認証請求を行うまでの期間について、「遅滞なく」とされているのみで、具体的な定めがないことなどから、このうち116事業においては、原図等案又は地籍図等の作成後、認証請求が行われないまま3年以上が経過していた。

そして、上記の認証請求を行っていなかった169事業を実施した66市町村等に対して、事務処理が遅れている理由を確認したところ、業務の引継ぎが不十分であることや地籍調査に関する経験が少ないことを理由としているものが見受けられた。また、認証

請求に係る書類の修正に時間を要していることや他の地区の地籍調査を実施していることを理由としているものも見受けられた。そこで、66市町村等に対して、既に作成した原図等案又は地籍図等について、業務の引継ぎを十分に行ったり事務処理の方法を見直したりすることなどにより、認証請求に必要な事務処理を行い認証請求を行うことができないか改めて聴取したところ、66市町村等の全てが可能であるとしていた。したがって、前記の169事業に係る原図等案又は地籍図等については、所定の手続を行い、遅滞なく認証請求を行う必要があると認められる(表1参照)。

(注4) 14県　福島、神奈川、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、兵庫、山口、高知、福岡、熊本、大分各県

イ　全ての土地所有者等が閲覧したことを確認できないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

11県(注5)の30市町村は、59事業(事業費計9億5523万余円、負担金等交付額計4億7761万余円、調査実施面積計29.04㎢)において、前記のとおり、原図等案を作成した旨を公告して閲覧に供するに当たり、取扱要領によれば、土地所有者等に対して調査成果の確認を得られるようにするための所要の措置を執ることとされていることなどから、念のために全ての土地所有者等が閲覧したことを確認するためとして、書類への押印を求めるなどしていた。そして、一部の土地所有者等について、閲覧期間中に閲覧したことが確認できず、当該土地所有者等の閲覧を確認した後に認証請求を行うこととしていたことから、閲覧期間である20日間が経過し地籍図等が作成されているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。このうち36事業においては、認証請求が行われないまま3年以上が経過していた。

しかし、貴省によると、取扱要領では、全ての土地所有者等が実際に閲覧したことを確認することまで求めておらず、土地所有者等に対して閲覧できることを周知するよう求めているものであるとしている。したがって、上記の59事業に係る地籍図等については、一部の土地所有者等が閲覧していなかったとしても、取扱要領における上記の考え方に沿い、遅滞なく認証請求を行う必要があると認められる(表1参照)。

(注5) 11県　福島、富山、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、兵庫、徳島、高知、福岡各県

ウ　基準点を使用した未認証隣接地区の認証が行われないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの

13県(注6)の23市町村は、43事業(事業費計6億4643万余円、負担金等交付額計3億2321万余円、調査実施面積計20.44㎢)において、未認証隣接地区に設置されている基準点を使用して調査実施地区の基準点を設置したが、当該地区の認証請求を行う際に未認証隣接地区の成果が認証されていなかったことから、当該地区の認証請求を行うことができないとして、未認証隣接地区が認証された後に認証請求を行うこととしていた。このため、地籍図等を作成しているにもかかわらず、認証請求を行っていなかった。このうち29事業においては、認証請求が行われないまま3年以上が経過していた。

しかし、前記のとおり、事務連絡によると、未認証隣接地区の成果が認証されていない場合に遅滞なく認証請求を行うことができるように、調査実施地区の成果に未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められている。した

がって、上記の43事業に係る地籍図等については、事務連絡の趣旨に沿って、遅滞なく認証請求を行う必要があると認められる（表1参照）。

（注6）　13県　　福島、神奈川、富山、山梨、長野、愛知、三重、兵庫、山口、徳島、高知、福岡、大分各県

表1　⑴の事態に係る態様別の県名、市町村等名及び事業数

態　様		県名	市町村等名及び事業数
ア	認証請求を行うための事務処理が遅れていることから認証請求が行われていないもの	福　島	福島市(2)、いわき市、須賀川市、南会津郡下郷町(3)、大沼郡会津美里町(2)、東白川郡塙町
		神奈川	横須賀市、厚木市(8)、海老名市
		富　山	富山市、氷見市(2)
		山　梨	富士吉田市(2)、甲斐市(2)、南都留郡富士河口湖町
		長　野	長野市(10)、松本市(3)、上田市(2)、須坂市、伊那市(4)、中野市(2)、大町市、佐久市(4)、上伊那郡飯島町(2)、木曽郡上松町、同木曽町(4)、埴科郡坂城町(2)、上水内郡信濃町(4)、上伊那郡中川村、下伊那郡天龍村、上高井郡高山村(2)、下水内郡栄村(4)
		岐　阜	関市(2)、中津川市(3)、瑞浪市(2)、山県市(2)、瑞穂市(2)、加茂郡八百津町(2)
		静　岡	島田市(2)、富士市(3)、袋井市(5)、静岡県森林組合連合会(4)
		三　重	名張市、亀山市(2)、いなべ市(2)、桑名郡木曽岬町(4)、度会郡度会町(2)
		兵　庫	洲本市(2)、丹波篠山市、南あわじ市、加東市、多可郡多可町(2)
		山　口	下関市(4)
		高　知	香南市、長岡郡大豊町(4)、吾川郡いの町(2)
		福　岡	田川郡香春町、同大任町(4)
		熊　本	上益城郡御船町(3)、同益城町(5)、球磨郡多良木町(3)、阿蘇郡西原村、球磨郡五木村(3)
		大　分	中津市、臼杵市(2)、竹田市(13)、玖珠郡玖珠町
イ	全ての土地所有者等が閲覧したことを確認できないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの	福　島	郡山市(3)、白河市、南会津郡南会津町(2)、岩瀬郡天栄村、河沼郡湯川村(3)
		富　山	南砺市(2)
		山　梨	上野原市、南巨摩郡富士川町、南都留郡忍野村
		長　野	長野市、松本市
		岐　阜	関市、不破郡垂井町、揖斐郡大野町
		愛　知	半田市、西尾市(2)、清須市
		三　重	多気郡大台町(2)、度会郡玉城町(2)
		兵　庫	姫路市(2)
		徳　島	海部郡牟岐町
		高　知	安芸市、宿毛市、安芸郡東洋町(4)、土佐郡土佐町(4)、高岡郡中土佐町(12)、同佐川町、安芸郡北川村(2)、同馬路村(2)
		福　岡	田川郡香春町

態　様		県名	市町村等名及び事業数
ウ	基準点を使用した未認証隣接地区の認証が行われないと認証請求を行うことができないなどとして認証請求が行われていないもの	福　島	須賀川市、南会津郡下郷町、岩瀬郡天栄村(2)、耶麻郡北塩原村
		神奈川	藤沢市
		富　山	砺波市、南砺市(3)
		山　梨	甲州市、南巨摩郡身延町(7)、南都留郡忍野村(2)
		長　野	木曽郡南木曽町、同木祖村
		愛　知	北設楽郡設楽町
		三　重	多気郡大台町(3)、南牟婁郡御浜町
		兵　庫	洲本市(4)、三田市
		山　口	下関市
		徳　島	那賀郡那賀町
		高　知	吾川郡いの町(4)、高岡郡佐川町
		福　岡	宮若市(3)
		大　分	臼杵市

(注)　市町村等名の後の(　)内の数字は、態様別の事業が2以上ある場合における事業数であり、(　)書きがない市町村等における事業数は1である。

(2)　調査実施地区の多数の筆において境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において境界の確認が得られていないことを理由として認証請求が行われていない事態

12県の73市町村(注7)は、233事業(事業費計44億5055万余円、負担金等交付額計22億2496万余円、調査実施面積計116.81㎢)において、原図等案又は地籍図等を作成しているにもかかわらず、調査実施地区内の一部に筆界未定の筆があったことから、これらの筆の境界の確認が得られた後に調査実施地区全体について認証請求を行うこととしていた。このため、調査実施地区全体について所定の手続を経ておらず、認証請求を行っていなかった。そして、地籍図等を作成してから認証請求を行うまでの期間について、「遅滞なく」とされているのみで、具体的な定めがないことなどから、このうち162事業においては、原図等案又は地籍図等の作成後、認証請求が行われないまま3年以上が経過していた。この結果、境界の確認が得られている多数の筆(調査実施面積計109.27㎢。全体の調査実施面積に対する割合93.5%)について、その成果が活用されていない状況となっていた。

しかし、前記のとおり、準則によれば、土地所有者等による境界の確認が得られない場合には、当該部分を筆界未定とする地図を作成することとされており、また、留意事項によれば、一部の境界の確認が得られない場合にこれに固執することは、事業の進捗を遅らせることになるので、速やかに処理することに努めることとされている。したがって、多数の筆について境界の確認が得られている上記の233事業に係る原図等案又は地籍図等については、準則、留意事項等の趣旨に沿い、地籍図等の作成後、土地所有者の変更等により境界の確認が得られないものが多数発生するなどして認証請求を行うことが困難となっているものなどを除き、境界の確認が得られていない筆を筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めるなどして、遅滞なく認証請求を行う必要があると認められる(表2参照)。

（注７）　12県　　福島、富山、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、兵庫、徳島、高知、福岡各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

山梨県山梨市は、平成27年度に地籍調査事業に着手した調査実施地区（131筆、0.60㎢）において、28年度中に地籍図等を作成していた（事業費1376万余円、負担金交付額688万余円）。

しかし、同市は、隣接する土地の所有者間で境界についての主張が異なり、境界の確認が得られていない筆（13筆、0.05㎢）があったことから、これらの境界の確認が得られるなどした後に認証請求を行うこととしていた。このため、地籍図等を作成してから3年を経過した令和2年3月末時点においても認証請求を行っておらず、その結果、境界の確認が行われた地区（118筆、0.55㎢）の成果が活用されていない状況となっていた。

表２　⑵の事態に係る県名、市町村名及び事業数

県名	市町村名及び事業数
福　島	郡山市(4)、いわき市(2)、喜多方市(2)、東白川郡塙町(2)、耶麻郡北塩原村
富　山	魚津市、南砺市(13)、中新川郡立山町(6)
山　梨	富士吉田市、山梨市(5)、大月市、甲州市(2)、南巨摩郡早川町、同身延町(6)、同南部町(3)
長　野	長野市、下伊那郡天龍村(2)、木曽郡大桑村(3)、東筑摩郡麻績村(2)
岐　阜	高山市、中津川市(3)、羽島市(4)、本巣市(5)、羽島郡笠松町、揖斐郡池田町(3)、加茂郡坂祝町(3)、同東白川村、大野郡白川村
静　岡	島田市、富士市、焼津市(3)、藤枝市(2)、袋井市、伊豆の国市(7)、駿東郡長泉町、榛原郡川根本町
愛　知	北設楽郡設楽町(2)
三　重	伊勢市(7)、桑名市(2)、尾鷲市(2)、熊野市、いなべ市、伊賀市(2)、員弁郡東員町、多気郡多気町(3)、同明和町(2)、同大台町、度会郡玉城町(3)、北牟婁郡紀北町(4)
兵　庫	洲本市(3)、高砂市、南あわじ市、淡路市(6)、神崎郡福崎町(4)
徳　島	那賀郡那賀町、海部郡牟岐町(3)
高　知	高知市(6)、室戸市(3)、安芸市(3)、土佐市(4)、宿毛市、安芸郡東洋町(6)、同奈半利町(5)、同安田町(6)、高岡郡佐川町(5)、同越知町(8)、同四万十町(14)、幡多郡黒潮町(8)、安芸郡北川村(6)
福　岡	直方市、宮若市(2)、田川郡大任町(3)、築上郡上毛町(5)

（注）　市町村名の後の（　）内の数字は、事業が２以上ある場合における事業数であり、（　）書きがない市町村における事業数は１である。

したがって、⑴及び⑵の事態に係る地籍調査事業計504事業（事業費計86億4692万余円、負担金等交付額計43億3399万余円）においては、事業の成果である地籍図等が活用されていないなどの状況になっていた。

（改善を必要とする事態）

市町村等において、地籍調査事業の実施により原図等案又は地籍図等を作成しており、調査実施地区の全ての筆において境界の確認が得られている場合に、認証請求を行うための事務処理が遅れていたり、全ての土地所有者等が閲覧したことの確認や基準点を使用した未認証隣接地区の認証が行われないと認証請求を行うことができないなどとしたりして所定の手

続を経ておらず、認証請求が行われていない事態、及び調査実施地区の多数の筆について境界の確認が得られているにもかかわらず、一部の筆において境界の確認が得られていないことを理由として所定の手続を経ておらず、認証請求が行われていない事態は、地籍調査事業の成果である地籍図等が有効に活用されていないことなどから適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　貴省において、市町村等に対して、取扱要領では土地所有者等が実際に原図等案を閲覧したことを確認することまで求めていないことについて明確に示していなかったり、調査実施地区の成果に未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底していなかったりしていること

イ　貴省において、市町村等に対して、筆界未定が生じた場合に境界の確認に固執することで事業の進捗を遅らせることのないよう求めるなどしているものの、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を具体的に示していないこと

ウ　市町村等において、地籍調査事業の実施により原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供することにより地籍図等を作成することや、地籍図等を作成した場合は遅滞なく認証請求を行うことの重要性についての認識が欠けていたり、筆界未定が生じた場合に、準則や留意事項に従い作業工程を進めることに対する理解が十分でなかったりしていること

3　本院が要求する改善の処置

貴省は、地籍の明確化を図るため、今後も引き続き、法に基づき市町村等が行う地籍調査事業に要する経費に対して負担金等の交付を行うこととしている。

ついては、貴省において、地籍調査事業の実施により作成された原図等案又は地籍図等について、所定の手続を経た上で遅滞なく認証請求が行われ、地図として登記所に備え付けられることにより有効に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　市町村等に対して、取扱要領では土地所有者等が実際に原図等案を閲覧したことを確認することまでは求めていないことについて明確に示すとともに、調査実施地区の成果に未認証隣接地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底すること

イ　地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めるとともに、市町村等に対して、地籍調査の目的及び重要性を踏まえて、原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供することにより地籍図等を作成するとともに、地籍図等を作成した場合は上記の標準的な期間内に認証請求を行うことについて周知すること

ウ　市町村等における認証請求の状況を定期的に把握し、地籍図等が作成されているにもかかわらず認証請求が行われていない地籍調査事業について、市町村等に対して、ア及びイを考慮するなどして認証請求の可否を検討するとともに、ほとんどの筆が筆界未定になるなど認証請求を行うことが困難となっているなどのものを除いた認証請求が可能なものについては遅滞なく認証請求を行うよう技術的助言を行うこととすること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　下水道管渠（きょ）の更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して施工条件との適合性等に留意した上で更生材料費の見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省　(項)　社会資本総合整備事業費　等	
部　局　等	国土交通本省	
事業及び補助の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)等	
事　業　主　体	12都府県、112市町村、計124事業主体	
更生工事の概要	老朽化対策等のために下水道管渠の内面に新たな下水道管渠を構築するもの	
更生工事に係る工事件数、更生材料の品目数及び工事費	880件　延べ3,289品目	1516億2682万余円 (平成30、令和元両年度)
上記のうち交付対象事業費		1086億6018万余円
上記に対する交付金等交付額		541億9175万余円
経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していた工事に係る事業主体数、工事件数、品目数及び更生材料費の積算額	8事業主体　31件　延べ　42品目	1億6978万余円 (平成30、令和元両年度)
	(交付金相当額	8489万余円)
上記について低減できた積算額(1)		2360万円 (平成30、令和元両年度)
	(交付金相当額	1182万円)
特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していた工事に係る事業主体数、工事件数、品目数及び更生材料費の積算額	41事業主体　178件　延べ　377品目	53億4302万余円 (平成30、令和元両年度)
	(交付金相当額	26億6651万余円)
上記のうち市場価格を推定できた更生材料を使用していた工事に係る事業主体数、工事件数、品目数及び更生材料費の積算額	30事業主体　130件　延べ　238品目	39億2529万余円 (平成30、令和元両年度)
	(交付金相当額	19億5962万余円)
上記について低減できた積算額(2)		2億1090万円 (平成30、令和元両年度)
	(交付金相当額	1億0543万円)

(1)及び(2)の計	36事業主体　157件　延べ　274品目	2億3450万円
	(交付金相当額	1億1725万円)

1　更生工事の概要

(1)　更生工事の設計における更生工法の選定

国土交通省は、下水道法(昭和33年法律第79号)等に基づき、下水道事業を行う地方公共団体等(以下「事業主体」という。)に対して、毎年度多額の社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)等を交付している。そして、事業主体は、既設の下水道管渠の老朽化対策等のために、下水道管渠の内面に新たな下水道管渠を構築する更生工法による更生工事等を実施している。

同省は、更生工事が「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」(公益社団法人日本下水道協会発行。以下「ガイドライン」という。)に準拠していることなどを交付金の交付対象要件としている。ガイドライン等によれば、令和元年度末現在、性能等が客観的に証明されている更生工法は反転・形成工法(注1)及び製管工法(注2)の36種類あり、更生工法の選定に当たっては、①施工条件との適合性、②耐力の確保、③流下能力の確保、④経済性、⑤他工法の検討等に留意する必要があるとされている。そして、適用可能な更生工法については、上記①から③までの留意事項に関連する対策等を含めた費用に照らして優位な更生工法を選定するとされている。

また、事業主体は、更生工事の工事費の積算に当たり、同省が制定した「下水道用設計標準歩掛表第1巻管路」(以下「下水道標準歩掛」という。)に基づくなどしている。そして、更生工法ごとに使用する更生材料が異なるため更生材料費は異なるものの、施工費は、下水道標準歩掛において適用される数量が同じであるため大きな差は生じない。このため、適用可能な更生工法が複数ある場合、それぞれの更生材料費を比較することなどによって、経済的に優位な更生工法の選定が可能となる。

(注1)　反転・形成工法　　熱で硬化する樹脂を含浸させるなどした更生材料を、マンホールから既設の下水道管渠内に反転加圧しながら挿入し、加圧状態のまま樹脂を硬化させるなどして内面に下水道管渠を構築する工法

(注2)　製管工法　　既設の下水道管渠内に表面部材となる硬質塩化ビニル樹脂等をかん合して製管し、既設の下水道管渠との間にモルタルなどの充塡剤を注入して内面に下水道管渠を構築する工法

(2)　更生材料費等の材料単価の決定方法

事業主体は、更生工事に係る工事費の積算に当たり、同省制定の土木工事標準積算基準書に準拠して定めた土木積算基準等(以下「基準等」という。)によるなどして材料単価を決定している。基準等によれば、材料単価は市場における実際の取引価格(以下「市場価格」という。)により決定することなどとされ、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。)等に掲載されていない材料について、原則として一材料当たりの材料単価に使用する数量を乗じた金額(以下「調達価格」という。)が基準等に定める価格(以下「基準額」という。)以上の材料は、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査により材料単価を決定することとされている。また、調達価格が基準額未満の材料及び基準額以上であっても市場性がな

い材料や緊急性が求められる工事等に使用する材料は、特別調査によらず、見積りにより材料単価を決定することも可能とするなどの取扱いとなっている(以下、特別調査により決定した材料単価を「特別調査単価」、見積りにより決定した材料単価を「見積単価」という。)。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

下水道管渠は、平成30年度末現在の全国における整備済みの管路延長が約48万kmと非常に長大なものとなっており、このうち整備後50年を経過したものが約1.9万kmとなっている。そして、令和10年度末には、整備後50年を経過した下水道管渠の延長が上記の3倍を超える約6.9万kmになることが見込まれるなどその老朽化が急速に進んでいくことなどから、今後も多数の更生工事が行われることが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、更生工事に係る工事費の積算が適切なものとなっているかなどに着眼して、12都府県(注3)の124事業主体が、平成30、令和元両年度に実施した更生工事880件(管路延長242km、更生材料数延べ3,289品目)に係る契約(工事費計1516億2682万余円、交付対象事業費計1086億6018万余円、交付金等交付額計541億9175万余円)を対象として、各事業主体において、基準等、設計図書、見積書等を確認したり、調書の提出を受け、その内容を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注3) 12都府県　東京都、京都、大阪両府、茨城、神奈川、静岡、愛知、滋賀、奈良、高知、福岡、熊本各県

(検査の結果)

検査したところ、更生工事に係る更生材料費の積算について、次のような事態が見受けられた。

(1) 経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していたもの

前記880件の更生工事に係る更生工法の選定についてみると、4県の8事業主体(注4)が実施した31件の更生工事については、適用可能な複数の更生工法に係る材料単価の見積りの平均価格により積算しており、更生材料費を比較することなどによって経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していた。そこで、上記31件の更生工事における延べ42品目に係る更生材料費の積算額計1億6978万余円(交付金相当額計8489万余円)について、適用可能な更生工法のうち材料単価の見積りが最も安価である経済的に優位な更生工法を選定し、これにより更生材料費を改めて算出すると計1億4612万余円となり、上記の積算額を約2360万円(交付金相当額1182万余円)低減できたと認められた。

(注4) 8事業主体　浜松、熱海、豊川、豊明、橿原、山鹿各市、生駒郡平群、北葛城郡河合両町

(2) 特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していたもの

前記880件の更生工事において、更生材料の調達価格が基準額以上となっていた623件の延べ1,568品目のうち、10府県の41事業主体(注5)が実施した178件の更生工事における延べ377品目の更生材料については、同じ更生工法による施工実績があり、これに係る更生材料の取引実績があるため市場性がない材料ではないこと、また、緊急性が求められる工事等に使用する材料でもないことから、基準等に基づいて特別調査を行って材料単価を決

定すべきであったのに、これを行うことなく見積りにより材料単価を決定していた。

一方、上記178件の更生工事以外で見積りの徴取と特別調査の両方を行っていた更生工事について、本院において更生材料ごとに見積りの最低額に対する特別調査単価の割合を算出したところ、88.6%から98.3%までとなっていた。

そこで、前記178件の更生工事における延べ377品目に係る更生材料費((1)の事態にも該当する更生材料については、最も安価な見積りにより算出した場合の更生材料費)の積算額計53億4302万余円(交付金相当額計26億6651万余円)のうち、上記の割合を算出できた更生材料を使用していた8府県の30事業主体(注6)が実施した130件の更生工事における延べ238品目に係る更生材料費(同上)の積算額計39億2529万余円(交付金相当額計19億5962万余円)について、更生材料ごとの見積単価に上記の割合を乗じて特別調査を行った場合の市場価格を推定し更生材料費を改めて算出すると計37億1432万余円となり、上記の積算額を約2億1090万円(交付金相当額1億0543万余円)低減できたと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

大阪府茨木市は、令和元年度に「公共下水道大池排水区第1工区管渠更生工事」を工事費908,600,000円(うち交付対象事業費898,400,000円、交付金交付額449,200,000円)で実施している。同市は、調達価格が基準額以上である7品目の更生材料について、市場性がない材料であるとして、大阪府都市整備部制定の建設工事積算基準に基づく特別調査を行うことなく見積単価により更生材料費を468,117,490円(交付金相当額234,058,745円)と積算していた。

しかし、本件工事の更生工法は、ガイドラインに準拠していて施工実績がある工法であり、これに係る更生材料は過去に取引実績があること、また、本件工事で使用した更生材料について、現に近隣の他の事業主体では特別調査を行っていたことを踏まえると、市場性がないとしていたのは妥当ではなく、特別調査を行うべきであった。

そこで、更生材料ごとの見積単価を基に推定した特別調査を行った場合の市場価格により更生材料費を算出すると452,585,074円となり、前記の更生材料費を15,532,416円(交付金相当額7,766,205円)低減できることになる。

(注5) 41事業主体　京都、大阪両府、厚木、浜松、三島、富士、下田、岡崎、豊川、刈谷、犬山、大府、豊明、八幡、京田辺、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、高槻、守口、茨木、富田林、河内長野、箕面、交野、大阪狭山、奈良、天理、橿原、香芝、高知、久留米各市、愛甲郡愛川、田方郡函南、知多郡阿久比、犬上郡豊郷、南河内郡河南、北葛城郡上牧、玉名郡長洲各町

(注6) 30事業主体　京都、大阪両府、三島、富士、下田、岡崎、豊川、刈谷、豊明、八幡、京田辺、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、高槻、守口、茨木、河内長野、箕面、交野、大阪狭山、高知、久留米各市、田方郡函南、知多郡阿久比、犬上郡豊郷、南河内郡河南、玉名郡長洲各町

このように、事業主体において、経済的に優位な更生工法を選定することなく積算していたり、特別調査を行って適正な市場価格を把握することなく積算していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた下水道管渠の更生工事に係る更生材料費の積算額）

⑴及び⑵の事態について、重複を除いた36事業主体(注7)の計157件の更生工事における延べ274品目に係る更生材料費（積算額計40億9507万余円、交付金相当額計20億4451万余円）について、最も安価な見積りにより経済的に優位な更生工法を選定したり、更生材料ごとの見積単価を基に特別調査を行った場合の市場価格を推定したりして改めて算出すると計38億6045万余円となり、約2億3450万円（交付金相当額1億1725万余円）が低減できたと認められた。

（注7） 36事業主体　京都、大阪両府、浜松、熱海、三島、富士、下田、岡崎、豊川、刈谷、豊明、八幡、京田辺、大阪、堺、岸和田、豊中、池田、高槻、守口、茨木、河内長野、箕面、交野、大阪狭山、橿原、高知、久留米、山鹿各市、田方郡函南、知多郡阿久比、犬上郡豊郷、南河内郡河南、生駒郡平群、北葛城郡河合、玉名郡長洲各町

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、事業主体において更生工事に係る更生材料費の積算に当たり、ガイドラインに準拠して経済的に優位な更生工法を選定する必要があることや、基準等に基づき特別調査を行って適正な市場価格を把握することの理解が十分でなかったこと、国土交通省において事業主体に対するガイドライン及び特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握することの周知が十分でなかったことなどによるものと認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、2年8月に事業主体に対して事務連絡を発して、更生工事に係る更生材料費の積算に当たっては、ガイドラインに準拠し、施工条件との適合性、流下能力の確保等に留意して工法を選定の上、適用可能な更生工法が複数ある場合には更生材料費が最も安価な見積りなどにより経済的に優位な更生工法を選定したり、基準等に基づいて特別調査を行うなどして適正な市場価格を把握したりすることにより適切に行うよう周知する処置を講じた。

（2） ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)地域公共交通維持・活性化推進費 (組織)観光庁 (項)観光振興費
部局等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	65バス事業者等
補助事業	地域公共交通確保維持改善事業 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 訪日外国人旅行者受入加速化事業

補助事業の概要	高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、ノンステップバスを購入するバス事業者等に対して、その経費の一部を補助するもの
補助対象経費	312億0580万余円(平成28年度～30年度)
上記に対する国庫補助金交付額(1)	18億4721万余円
値引状況調査の平均値引率を下回る値引率となっている車両について平均値引率を乗ずるなどして算定した国庫補助金相当額(2)	14億2484万余円(平成28年度～30年度)
(1)と(2)との開差額	4億2237万円

1 事業の概要

(1) ノンステップバスの購入に係る補助事業

国土交通省は、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図ることを目的として、ワンステップバス(注1)よりも高額なノンステップバス(注2)の普及促進のために、ノンステップバスを購入するバス事業者等に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号ほか)等(以下「交付要綱等」という。)に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金又は訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金を交付している。

(注1) ワンステップバス　乗降口に階段が1段あり、地上面から床面までの高さが65cm以下であるなどのバス

(注2) ノンステップバス　乗降口に階段がなく、地上面から床面までの高さがおおむね30cm以下であるなどのバス

(2) 補助対象経費の範囲及び補助金額の算定方法

交付要綱等によれば、補助対象経費はノンステップバスの購入価格のうち、車両本体、車載機器類(ノンステップバス標準仕様装備、車椅子固定装置等)等の価格(以下、これらを合わせて「本体価格」という。)とされている。一方、国土交通省は、個々の補助事業者により車両本体に追加される特別仕様等(バス事業者等の意匠等に応じた車体の塗色、シート材質等)に係る価格(以下「特別仕様価格」という。)は補助対象経費としていない。

また、交付要綱等によれば、ノンステップバス1両当たりの補助金額は、本体価格と通常車両価格との差額に2分の1を乗じて得た額等とされており、通常車両価格は、同省が調査したワンステップバスの購入価格の平均値を基に、長さ9m以上の車両(大型)においては1880万円、7m以上9m未満の車両(中型)においては1540万円、7m未満の車両(小型)においては1340万円とされている。

そして、ノンステップバス1両当たりの補助限度額は140万円とされており、これにより、補助対象経費である本体価格が、例えば、大型においては2160万円以上である場合

には、補助金額は補助限度額である 140 万円と算定される。

⑶　バス事業者等によるノンステップバスの購入及び補助対象経費の取扱い

バス事業者等が購入するバスは、前記のとおり特別仕様等が施されており、その種類は多岐にわたっている。そのため、バス事業者等がバス販売会社から購入するノンステップバスは、取引の都度、価格が決められることになり、その際に、バス車両製造会社の希望小売価格等から、本体価格及び特別仕様価格の一方又は両方に対して値引きを受けることが一般的となっている。

そして、補助事業者は、本体価格、特別仕様価格及びそれぞれに対する値引額が記載された見積書等を基に、値引後の本体価格を補助対象経費として、国土交通省に対して補助金の交付申請等を行っている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、補助金の交付額の算定は適切に行われているかなどに着眼して、平成 28 年度から 30 年度までに 4 運輸局(注３)管内の 65 補助事業者が購入したノンステップバス 1,436 両（補助対象経費計 312 億 0580 万余円、補助金交付額計 18 億 4721 万余円）を対象として、国土交通本省及び 4 運輸局において、補助金交付申請書、見積書、完了実績報告書、請求書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注３）　4 運輸局　　東北、関東、近畿、中国各運輸局

（検査の結果）

見積書等の記載から、補助対象経費、補助対象外経費の別にノンステップバスの値引状況をみたところ、表 1 のとおり、補助対象経費である本体価格については、値引前の平均価格に対する平均値引額の割合（以下「本体価格の平均値引率」という。）は 13.3％（本体価格における平均値引額 3,334,835 円/値引前の平均価格 25,052,550 円）となっていた。一方、補助対象外経費である特別仕様価格については、値引前の平均価格に対する平均値引額の割合（以下「特別仕様価格の平均値引率」という。）は 83.1％（特別仕様価格における平均値引額 2,492,060 円/値引前の平均価格 2,996,561 円）となっており、本体価格の平均値引率と比べて特別仕様価格の平均値引率の方が高い値となっていた。

表 1　本体価格及び特別仕様価格の値引状況

区分		車両数（両）	値引前の平均価格（円）	平均値引額（円）	平均値引率（％）	値引後の平均価格（円）
本体価格		1,436	25,052,550	3,334,835	13.3	21,717,715
	大型	1,197	26,273,110	3,722,709	14.1	22,550,402
	中型	170	19,971,449	1,773,720	8.8	18,197,729
	小型	69	16,397,136	452,297	2.7	15,944,839
特別仕様価格		1,436	2,996,561	2,492,060	83.1	504,501
	大型	1,197	2,983,869	2,521,290	84.4	462,578
	中型	170	3,100,932	2,560,306	82.5	540,626
	小型	69	2,959,601	1,816,839	61.3	1,142,763

（注）「値引前の平均価格」及び「平均値引額」は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を差し引いても「値引後の平均価格」と一致しないものがある。

また、前記65補助事業者の1,436両に交付された補助金額をみると、表2のとおり、補助金交付額が補助限度額である140万円となっているものは1,134両、補助限度額140万円未満となっているものは302両となっていて、補助限度額140万円の交付を受けている車両が多い状況となっていた。そして、交付額が140万円となっている1,134両は、交付額が140万円未満となっている302両と比べて、本体価格の平均値引率は4.6ポイント低くなっているのに、特別仕様価格の平均値引率は6.8ポイント高くなっていた。

表2　補助金の交付状況及び補助金額別の値引状況

区分		車両数（両）	本体価格		特別仕様価格	
			平均値引額（円）	平均値引率（%）	平均値引額（円）	平均値引率（%）
補助金交付額140万円		1,134	3,183,417	12.4	2,427,601	84.8
	大型	1,015	3,421,833	12.9	2,447,074	85.6
	中型	92	1,401,776	6.8（4.6ポイント）	2,454,566	83.9（6.8ポイント）
	小型	27	291,533	1.7	1,603,696	58.0
補助金交付額140万円未満		302	3,903,403	17.0	2,734,101	78.0
	大型	182	5,400,668	20.7	2,935,190	79.6
	中型	78	2,212,423	11.3	2,685,024	81.1
	小型	42	555,645	3.4	1,953,859	63.3

さらに、検査の対象としたノンステップバスの中には、表3のとおり、バス販売会社から同じ型式で値引前及び値引後の価格がほぼ同額のノンステップバスを購入しているのに、本体価格及び特別仕様価格それぞれに対する値引額が異なるために、補助金交付額に差が生じているものも見受けられた。

表3　本体価格及び特別仕様価格それぞれに対する値引額が異なるために補助金交付額に差が生じているものの例

		車両A（大型）（万円）	車両B（大型）（万円）
本体価格(a)	値引前	2514	2515
本体価格に対する値引額(b)	—	△ 228	△ 486
補助対象経費(c)=(a)+(b)	値引後	2286	2029
特別仕様価格(d)	値引前	295	290
特別仕様価格に対する値引額(e)	—	△ 293	△ 29
本体価格(a)＋特別仕様価格(d)	値引前	2810	2805
値引額の合計(f)=(b)+(e)	—	△ 521	△ 515
購入価格(a)+(d)+(f)	値引後	2288	2290
補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2 (g)=((c)−1880万円)/2	—	203	74
補助金交付額 (g)と140万円のいずれか低い額	—	140	74

（注）　表中の金額は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を合計したものとは一致しないものがある。

このようなことから、1,134両においては、302両と比べて、本体価格よりも特別仕様価格から高い割合で値引かれることにより、その分本体価格の値引率が低くなり、その結果として補助限度額140万円の交付を受けている車両が多くなっている可能性があると思料された。

そこで、補助限度額 140 万円の交付を受けている 1,134 両について、仮に特別仕様価格に対する値引額を本体価格に対する値引額に加えることとして補助対象経費を算定した場合、交付される補助金額が 140 万円を維持するグループ(以下「維持グループ」という。)405 両と、交付される補助金額が 140 万円から減少するグループ(以下「減少グループ」という。)729 両とに分けて、値引きの状況を分析したところ、表 4 のとおり、特別仕様価格の平均値引率については、維持グループの 45.7% に対して減少グループの方が 88.5% と高くなっており、一方、本体価格の平均値引率については、維持グループの 17.9%(平均値引額 4,886,200 円)に対して、減少グループの方が 9.0%(同 2,237,427 円)と低くなっていた。

表 4　維持グループ及び減少グループの値引状況

区分		車両数(両)	維持グループ						減少グループ					
					本体価格		特別仕様価格				本体価格		特別仕様価格	
			車両数 A (両)	特別仕様価格の値引率 100%の車両数 B (両) (B/A)	平均値引額 (円)	平均値引率 (%)	平均値引額 (円)	平均値引率 (%)	車両数 C (両)	特別仕様価格の値引率 100%の車両数 D (両) (D/C)	平均値引額 (円)	平均値引率 (%)	平均値引額 (円)	平均値引率 (%)
補助限度額 140 万円		1,134	405	31 (7.6)	4,886,200	17.9	315,055	45.7	729	388 (53.2)	2,237,427	9.0	3,601,238	88.5
	大型	1,015	386	22 (5.6)	5,061,629	18.2	326,762	49.3	629	353 (56.1)	2,415,536	9.4	3,748,251	89.1
	中型	92	15	9 (60.0)	1,281,733	6.4	97,800	15.2	77	33 (42.8)	1,425,161	6.9	2,913,676	86.4
	小型	27	4	0 (0.0)	1,474,100	8.2	0	0.0	23	2 (8.6)	85,869	0.5	1,882,600	70.9

また、これらの 1,134 両について本体価格及び特別仕様価格の値引率の分布状況をみると、図のとおり、特別仕様価格の値引率は、維持グループでは分布にばらつきが見られるのに対して、減少グループでは値引率 100% に集中(53.2%)していて不自然な状況となっていた。

図　本体価格及び特別仕様価格の値引率の分布状況

(1)　維持グループ

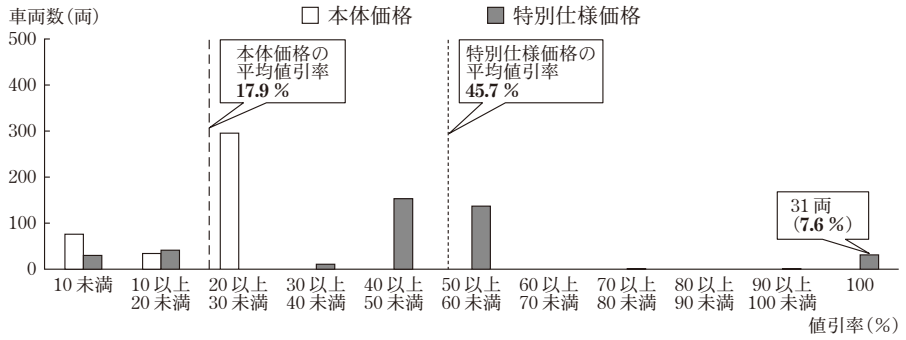

(2)　減少グループ

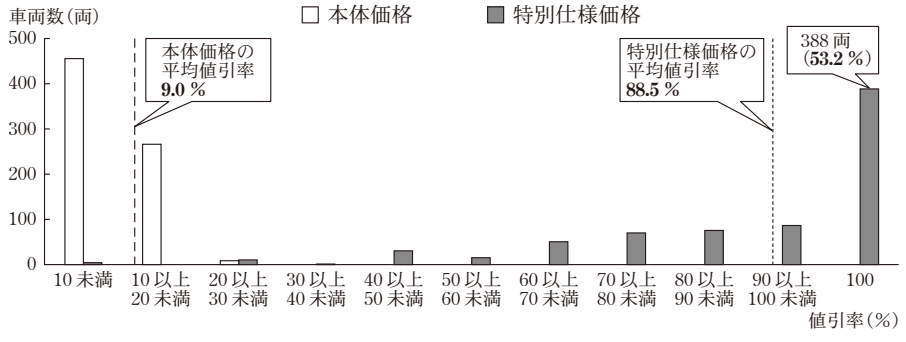

このように、減少グループについては、維持グループと比べて、特別仕様価格からの値引額が多く、本体価格からの値引額が少ないことから、補助限度額の 140 万円が交付されている車両が多い状況となっており、本体価格の値引きの仕方によって補助対象経費が増減し、補助金の交付額もそれに伴って増減する状況が見受けられた。

以上の検査結果を踏まえて、国土交通省が令和 2 年 1 月に、全国の運輸局管内において、バス事業者等が購入した補助事業の対象となっていないものも含むノンステップバス 1,286 両（大型 1,051 両、中型 201 両、小型 34 両）について、本体価格及び特別仕様価格の値引きの状況を調査（以下「値引状況調査」という。）したところ、本体価格の平均値引率は大型 17.4%、中型 16.4% 及び小型 14.6% 並びに特別仕様価格の平均値引率は大型 80.8%、中型 51.4% 及び小型 39.4% となっていた。

そこで、値引状況調査による本体価格の平均値引率に基づき、これらを下回る値引率となっている車両について、車両区分ごとに本体価格に対して、それぞれの平均値引率を乗ずるなどして、65 補助事業者 1,436 両の補助対象経費を修正計算したところ、58 補助事業者 856 両について 19 億 8259 万余円減少し、計 292 億 2321 万余円となった。そして、これに基づいて算定される国庫補助金相当額は計 14 億 2484 万余円となり、前記の国庫補助金 18 億 4721 万余円との開差額は 4 億 2237 万余円となった。

このように、ノンステップバスの購入において、本体価格の値引きの仕方により補助対象経費が増減し、これにより、交付される補助金額に差が生ずる状況となっていた事態は、ノンステップバスの購入価格と通常車両価格との差額に応じた補助金を交付するという事業の趣旨に照らして適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、本体価格に対する値引額を的確に把握していなかったこと、補助対象経費の算定における値引額の取扱いについて交付要綱等に定めていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、 2 年 9 月に交付要綱等を改正して、ノンステップバス購入時の値引額を的確に把握した上で、補助対象経費が適切なものとなるよう、毎年度、車両本体の値引額に係る実態調査を行って基準となる値引率を決定し、それを下回る車両については同値引率を用いるなど補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めて、その内容を地方運輸局等に対して周知するなどの処置を講じた。

（3）　物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣所管 一般会計　(組織)内閣官房 (項)内閣官房共通費 国土交通省所管 一般会計　(組織)国土交通本省 (項)公共交通等安全対策費 (項)地域公共交通維持・活性化推進費 (組織)地方航空局 (項)地方航空行政推進費 自動車安全特別会計(空港整備勘定) (項)空港等維持運営費 (項)空港整備事業費 (項)北海道空港整備事業費 (項)離島空港整備事業費 (項)沖縄空港整備事業費 (項)航空路整備事業費 (項)空港等整備事業工事諸費
部　局　等	国土交通本省、東京、大阪両航空局、7空港事務所
国土交通省航空局等における物件の買入れなどの概要	空港及び航空保安施設の設置、管理等に必要となる物件の買入れなどを行うもの
検査の対象とした契約件数及び契約金額	767件　595億2200万余円(平成26年度～令和元年度)
検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約件数及び契約金額(1)	91件　47億8641万円(平成29年度～令和元年度)

包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態に係る契約件数及び契約金額(2)	9件	8088万円(平成30年度)
(1)及び(2)の純計	99件	48億6027万円

1 国土交通省航空局等における会計法令に基づく検査の概要等

(1) 国土交通省航空局等における会計機関等の概要

国土交通省航空局(以下「本省航空局」という。)は、空港その他の飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する事務等を所掌しており、本省航空局の管下には、東京、大阪両航空局、31空港事務所等の地方支分部局等が設置されている(以下、これらを合わせて「地方航空局等」という。)。そして、会計法(昭和22年法律第35号)の規定に基づき国土交通大臣から本省航空局の所掌に係る支出負担行為に関する事務の委任を受けた本省航空局長、東京、大阪両航空局長等の支出負担行為担当官等は、物件の買入れなどに係る契約を多数締結している。

(2) 国の締結した契約における給付の完了の確認

会計法によれば、支出負担行為担当官等は、工事、製造等の請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了を確認するため必要な検査をしなければならないとされている。そして、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)によれば、上記の検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うこととされている(以下、給付の完了を確認するために必要な検査を「会計法令に基づく検査」といい、支出負担行為担当官等から給付の完了を確認するための検査を命ぜられた職員を「検査職員」という。)。また、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)によれば、各省各庁の長は、必要があるときには、会計法令に基づく検査の実施についての細目を定めることなどとされている。

予決令等によれば、支出負担行為担当官等又は検査職員は、会計法令に基づく検査を完了した場合には、契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合を除き、検査調書を作成しなければならないとされている。また、検査調書を作成しなければならない場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができないなどとされている。

(3) 本省航空局等における会計法令に基づく検査の概要

ア 検査職員による会計法令に基づく検査

本省航空局は、契約事務取扱規則に基づき、会計法令に基づく検査の実施についての細目として、「航空局工事等監督検査事務処理要領」(昭和55年空経第48号航空局長通知。以下「事務処理要領」という。)及び「航空局工事等監督検査事務処理要領の運用について」(昭和55年空経第71号。以下「運用通知」という。)を定めている。

事務処理要領によれば、検査職員は、工事に係る契約については現場、製造又は物件の買入れに係る契約については納入場所、その他の給付に係る契約については支出負担行為担当官等が指定する場所において、検査項目の全部について会計法令に基づく検査を行うこととされている。そして、検査職員は、会計法令に基づく検査を行った結果、契約の内容に適合したものであることを確認したときは、遅滞なく検査調書を作成して支出負担行為担当官等に提出しなければならないとされている(図1参照)。また、支出負担行為担当官等は、必要がある場合は支出負担行為担当官等の所属する部局の職員又は他の部局所属の職員をその都度検査職員に任命しなければならないこととされており、同一の契約について2人以上を検査職員に任命するときは、各々の担当区分を定めて、その責任範囲を明確にしなければならないこととされている。

図1　検査職員が自ら会計法令に基づく検査を行う場合の事務の流れ

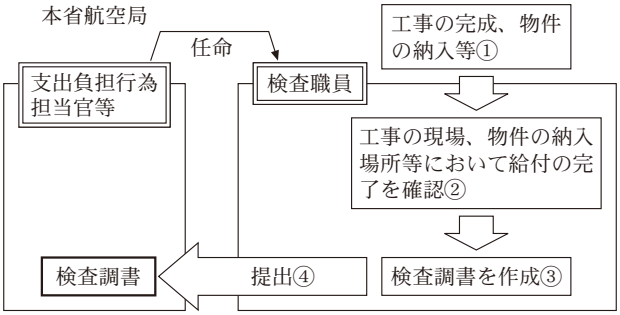

注(1)　本省航空局の支出負担行為担当官等が締結する契約において、本省航空局の検査職員が会計法令に基づく検査を行う場合の事務の流れを示したものである。

注(2)　地方航空局等の支出負担行為担当官等が締結する契約においては、地方航空局等の職員が検査職員となる。

イ　包括任命検査職員又は検査員による物品の検収

本省航空局は、空港事務所等の庁舎や全国の山頂、離島等の遠隔地に設置されている航空保安施設に納入される物品の会計法令に基づく検査を効率的に実施するなどのために、事務処理要領等に基づき、製造又は物件の買入れに係る契約のうち物品の購入等に係る契約について、本省航空局長は地方航空局等の職員を、地方航空局長は空港事務所等の職員を、会計法令に基づく検査のうち、支出負担行為担当官等から送付される物品取得通知書に基づき、納入される物品の品名、規格、数量及び外観による異状の有無の確認(以下「検収」という。)を行う者として、それぞれあらかじめ包括的に任命することができることとしている(以下、これにより任命された職員を「包括任命検査職員」という。)。事務処理要領等によれば、包括任命検査職員は、所定の契約について納入された物品の検収を行うこととされているが、この場合も検査調書の作成はアに示した検査職員が行うこととされており、包括任命検査職員は、検収が完了したときは検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとされている(図2参照)。

また、運用通知によれば、包括任命検査職員は、当該職員が直接検収を行うことが困難な場合等においては、検収を行う物品について知識及び技能を有し、かつ適確な判断能力を有する者を指名して、検収を行わせることができることとされている(以下、この指名された職員を「検査員」という。)。そして、検査員は、包括任命検査職員に代わって検収を行い、検収が完了したときは検収報告書に所要事項を記載して包括任命検査職員に報告し、包括任命検査職員はその内容を確認した上で検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとなっている(図3参照)。

そして、アに示した検査職員は、包括任命検査職員が作成した検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することとなっている。

図2　包括任命検査職員が物品の検収を行う場合の事務の流れ

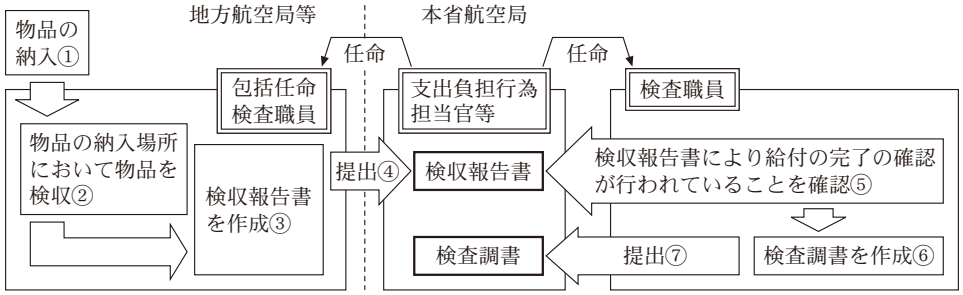

注(1)　本省航空局の支出負担行為担当官等が締結する契約において、地方航空局等の包括任命検査職員が物品の検収を行う場合の事務の流れを示したものである。

注(2)　東京、大阪両航空局の支出負担行為担当官等が締結する契約においては、同局の職員が検査職員、空港事務所等の職員が包括任命検査職員となる。

図3　検査員が物品の検収を行う場合の事務の流れ

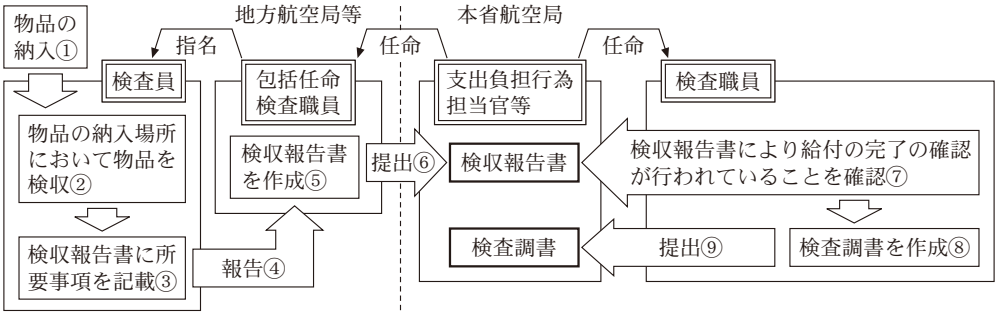

注(1)　本省航空局の支出負担行為担当官等が締結する契約において、地方航空局等の検査員が物品の検収を行う場合の事務の流れを示したものである。

注(2)　東京、大阪両航空局の支出負担行為担当官等が締結する契約においては、同局の職員が検査職員、空港事務所等の職員が包括任命検査職員及び検査員となる。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国土交通省は、令和元年11月に、東京航空局において、同局が平成30年度に締結した工事等に係る契約3件(契約金額計6093万余円)について、履行期限までに一部機器の納入等が完了していないにもかかわらず、同局の上記契約の発注を依頼した担当課の職員が契約相手方や工事の現場等である官署の職員に対して、履行期限内に納入等が完了したとする関係資料を作成するよう指示を行い、同局においてこれらの関係書類に基づいて契約代金が支払

われていたことが確認されたとして、関係職員を処分したこと(以下「不適正経理事案」という。)を公表した。

そこで、本院は、合規性等の観点から、工事、製造、物件の買入れ等は会計法令等に基づき適正に行われているか、会計法令に基づく検査は適正に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、東京航空局が行った不適正経理事案に係る調査の結果を精査するほか、26年度から令和元年度(元年度は11月末まで。以下同じ。)までの間に締結された空港施設の整備、物品の購入等に係る契約371件(契約金額計322億1306万余円)を対象として、本省航空局、東京、大阪両航空局及び15空港事務所(注1)等において、契約書、仕様書、検査調書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、上記会計実地検査の結果を踏まえるなどして、物品の納入場所等が多数で広範囲にわたる契約を多く締結している本省航空局、東京、大阪両航空局及び8空港事務所(注2)が平成30、令和元両年度に締結した工事、製造又は物件の買入れに係る契約のうち契約金額が200万円を超えていて検査調書を作成しなければならないもの440件(契約金額計303億9961万余円)を対象として調書の作成及び提出を求めて、その内容を確認するなどして検査した(重複を除いた純計は契約767件(契約金額計595億2200万余円))。

(注1) 15空港事務所等　丘珠、稚内、釧路、三沢、仙台、成田、新潟、小松、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所、富山、南紀白浜、奄美各空港出張所、福岡航空交通管制部

(注2) 8空港事務所　管轄区域内に設置された多数の航空保安無線施設等を24時間体制で一元管理するための拠点部署が設置されている新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島、那覇各空港事務所

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

本省航空局、東京、大阪両航空局及び7空港事務所(注3)において締結された契約91件、契約金額計47億8641万余円については、検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していないにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われるなどしていた。これらを態様別に示すと次のとおりである。

(注3) 7空港事務所　新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島各空港事務所

ア　検査職員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったなどのもの

前記のとおり、検査職員は、工事に係る契約については現場、製造又は物件の買入れに係る契約については納入場所、その他の給付に係る契約については支出負担行為担当官等が指定する場所において、会計法令に基づく検査を行うこととされている。

しかし、本省航空局、東京、大阪両航空局及び7空港事務所において締結された88件の契約(契約金額計47億2548万余円)について、検査職員は、会計法令に基づく検査は契約相手方から提出される書類の確認や工事等の契約において監督職員が作成する報

告書の確認等で足りるという誤った認識を有していたり、他の業務が繁忙であり多数の工事の現場等が広範囲にわたり赴くことができなかったとしたりなどしていて、工事の現場等において会計法令に基づく検査を実施していなかった。そして、検査職員は、履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったにもかかわらず、契約相手方から提出を受けた書類等の確認や物品の納入先の官署の職員に対して納入状況の確認等を行ったことなどをもって、給付の完了を確認したとして検査調書を作成し、これに基づき契約代金が支払われていた。これらの契約の中には、検査職員が会計法令に基づく検査を適正に実施していないなどしていたため、実施されていない作業に係る経費を含めて契約代金が支払われていた事態が1件見受けられた。この事態について、詳細を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

大阪航空局は、平成30年2月23日に、日本音響エンジニアリング株式会社との間で、特定飛行場航空機騒音測定局保守等作業契約(契約金額656万余円)を締結し、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)等に基づき航空機の離陸の頻繁な実施等により生ずる騒音等による障害が著しいとして指定された同局管内の特定飛行場周辺に設置された航空機騒音測定局(以下「騒音測定局」という。)13か所等において保守作業、情報セキュリティ対策等を行わせることとしていた。

このうち、熊本空港周辺に所在する騒音測定局については、同契約が締結される直前の同月15日に撤去されていたことから、同契約に基づく保守作業等は行われておらず、当該騒音測定局の保守作業が完了したことを報告する保守点検報告書も提出されていなかった。また、情報セキュリティ対策に関する報告書においても、当該騒音測定局での通信状況の自動監視の実施回数は0回と記載されていた。

しかし、同契約の検査職員に任命された同局の職員は、これらを見落としたまま、同年3月30日に給付の完了を確認したとして検査調書を作成していた。そして、この検査調書に基づき、同年4月12日に、契約金額全額が支払われていた。

なお、同局は、会計実地検査の結果を受けて、令和元年7月4日に、同社から実施されていない保守作業等に係る27万余円の返納を受けた。

また、前記88件の契約においては、契約を行う官署と工事の現場等との距離が離れていたり、同一の契約で履行場所が複数の工事の現場等となっていたりして、それらの間の移動に相当の時間を要するなどのものが相当数見受けられた。そこで、検査職員の任命状況をみたところ、88件全ての契約において、支出負担行為担当官等の所属する部局の職員1人を検査職員に任命している状況となっていて、契約の内容に応じて、工事の現場等に近い官署の職員を検査職員に任命したり、同一の契約において複数の職員を検査職員に任命したりすることが行われていなかった。

イ　検査員が物品の納入場所において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったもの

前記のとおり、検査員は、包括任命検査職員に代わって物品の検収を行うこととされており、検査員が検収を行う場合についても、物品の納入場所において検収を行う必要がある。そして、検査員は、検収が完了した場合、検収報告書に所要事項を記載して包括任命検査職員に報告し、包括任命検査職員はその報告に基づき検収が完了しているこ

とを確認した上で検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出し、検査職員は当該検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することとなっている。

しかし、本省航空局において締結された4件の契約(契約金額計17億6805万余円。アの88件と重複している。)について、検査員は、他の業務が繁忙であったとして、物品の納入場所において検収を行っていなかったにもかかわらず、物品の納入場所において別の契約に基づく業務を行っていた業者等から物品の納入状況を聞き取ることをもって検収が完了したとして検収報告書に所要事項を記入し、包括任命検査職員に報告していた。そして、包括任命検査職員はその所要事項の記載状況を確認した上で検収報告書を作成して支出負担行為担当官へ提出し、検査職員は当該検収報告書を基に検査調書を作成して、これに基づき契約代金が支払われていた。

ウ　不適正経理事案の発生を認識した後に行った給付の完了の確認が適正に実施されていなかったもの

東京航空局は、同局で平成31年3月に発生した前記の不適正経理事案に係る契約3件(契約金額6093万余円)について、事案の発生を認識した後、令和元年6月までに検査職員により給付の完了を確認したとしていた。しかし、この検査職員による給付の完了の確認は、現場職員から電話で報告を受けたことなどをもって行われたものであって、同年11月の会計実地検査時点においても、工事の現場等における会計法令に基づく検査は実施されていなかった。なお、同局は、上記会計実地検査の結果を受けて、2年2月までに工事の現場等において検査職員により給付の状況を確認した。

(2)　包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったにもかかわらず検査職員が検査調書を作成して契約代金が支払われていたなどの事態

前記のとおり、検査職員は、製造又は物件の買入れに係る契約については、納入場所において会計法令に基づく検査を実施することとされており、包括任命検査職員が物品の検収を行う場合には、物品の納入場所において行う必要がある。そして、包括任命検査職員は、検収が完了したときは検収報告書を作成して支出負担行為担当官等に提出することとされている。

しかし、本省航空局及び東京航空局において締結された9件の契約(契約金額計8088万余円)については、包括任命検査職員が運用通知に規定された検収報告書の作成及び支出負担行為担当官への提出を行っていなかったため、給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったなどしていたにもかかわらず、検査職員は契約相手方から提出された納品書の確認を行ったことなどをもって検査調書を作成し、これに基づき契約代金が支払われていた。

このように、検査職員又は検査員が工事の現場や物件の納入場所等において履行内容が契約の内容に適合したものであることを確認していなかったり、包括任命検査職員が検収報告書を支出負担行為担当官に提出していないため給付の完了の確認が行われていることを適切に確認することができない状態であったりなどしていた。そして、上記にもかかわらず、検査職員が検査調書を作成し、これに基づき契約代金が支払われていた事態(契約件数計99件、契約金額計48億6027万余円)は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　検査職員又は検査員において、会計法令に基づく検査を工事の現場等において実施することなどについての認識が欠けていたこと。また、包括任命検査職員において、適切に検収報告書を作成し、支出負担行為担当官へ提出することの認識が欠けていたこと、及び検査職員において、検査調書を作成するに当たり、包括任命検査職員が作成する検収報告書に基づいて包括任命検査職員が行う検収が完了した事実を確認することにより給付の完了の確認が行われていることを確認した上で検査調書を作成する必要があることの認識が欠けていたこと。さらに、国土交通省において、検査職員、包括任命検査職員及び検査員に対して、会計法令に基づく検査を適正に実施することの重要性についての周知が十分でなかったこと

イ　国土交通省において、支出負担行為担当官等に対して、契約の内容に応じて履行内容や履行場所を踏まえた検査職員を任命することについての周知が十分でなかったこと

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、検査職員による工事の現場等における会計法令に基づく検査が実施されていないなどしていた99件の契約について、物理的な状況変化等により当時の状況を確認することが困難であった29件の契約を除き、2年6月末までに工事の現場等において給付の状況を改めて事後的に確認するとともに、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう、同年4月に事務処理要領等を改正するなどして、次のような処置を講じた。

ア　会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図るために、検査職員及び包括任命検査職員に対して、2年6月末までに研修を実施するなどするとともに、今後も、関係職員を対象として研修を実施することとした。また、検査職員又は包括任命検査職員の任命簿等の様式において、会計法令に基づく検査は工事の現場等において実施することなどの留意事項を記載し、職員を検査職員等に任命する際には当該留意事項が記載された任命簿の写しなどを検査職員等に対して交付することとするとともに、事務処理要領等において、包括任命検査職員は、確実に物品の納入場所において検収を行った上で検収報告書を支出負担行為担当官等へ提出すること、検査職員は、検収報告書の内容を確認した上で検査調書を作成することをそれぞれ明示した。

イ　契約の内容に応じた検査職員が任命されるよう、事務処理要領で示す検査職員の任命簿等の様式に、検査職員ごとの履行内容や履行場所といった会計法令に基づく検査の範囲等を記載することを明示するとともに、支出負担行為担当官等に対してこれを周知した。

（4）　統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)国土交通本省 (項)国土交通統計調査費　等 東日本大震災復興特別会計　(組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費

部　局　等	国土交通本省、6地方整備局
統計調査請負契約等の概要	調査の企画、調査対象者の選定、調査票等の印刷及び配布、問合せ対応、調査票収集、データ入力、分析等を行うもの
検査の対象とした人件費が積算されていた統計調査請負契約等の契約件数及び契約金額	129件　68億1201万余円（平成27年度～令和元年度）
上記のうち一般的な事務作業が技術者単価により積算されていた契約の件数及び統計調査に係る人件費等の積算額	44件　6億0551万余円（平成27年度～令和元年度）
上記のうち業務内容を踏まえた単価を適用することにより低減できた人件費の積算額	9660万円

1　統計調査の概要等

(1)　統計調査の概要

国土交通省は、統計法（平成19年法律第53号）等に基づき、同省が所掌する分野に係る公的統計を、個人又は法人その他の団体に対して事実の報告を求める調査（以下「統計調査」という。）を実施するなどして作成している。

公的統計には、基幹統計(注1)、一般統計(注2)等があり、国土交通省は、公的統計の内容等に応じて、毎年度、数年間隔等で統計調査を同省本省（以下「本省」という。）、地方整備局等で実施している。

（注1）　基幹統計　　国の行政機関が作成する統計のうち、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成す重要性が特に高い統計

（注2）　一般統計　　国の行政機関が統計調査により作成する統計のうち、基幹統計以外の統計

(2)　統計調査における民間事業者の活用

国土交通省は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月統計企画会議申合せ）等に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとしており、国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務や、民間事業者の活用の推進を図ることが適当な業務については、民間事業者を活用することとしている。そして、国土交通省は、統計調査を実施するに当たり、調査の企画、調査対象者の選定、調査票等の印刷及び配布、問合せ対応、調査票収集、データ入力、分析等の業務については、一般競争入札等を実施し、民間事業者に請負契約等により請け負わせるなどしている（以下、この請負契約等を「統計調査請負契約等」という。）。

(3)　統計調査請負契約等における積算基準等

国土交通省は、統計調査については、調査内容、調査対象、調査方法等の性質に応じて求められる業務内容が多岐にわたっているなどとして、積算基準等を定めていない。その

ため、統計調査請負契約等に係る予定価格の積算に当たっては、設計業務等の積算に適用する「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省監修。以下「積算基準書」という。）等を準用したり、業者から参考見積りを徴したりなどしている。そして、人件費の積算に当たっては、作業従事者の職種ごとに定められた単価に作業従事人日数を乗ずるなどして算定している。

また、積算基準書によると、単価の決定に当たっては、市場単価等を基に実勢の価格を反映することになっている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

国土交通省は、建設行政、交通行政等に係る政策を策定するための基礎資料を得ることなどを目的として統計調査を毎年度実施しており、統計調査請負契約等の契約額は多額に上っている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、統計調査請負契約等に係る予定価格の積算が業務内容を反映した適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成27年度から令和元年度までの間に国土交通省が人件費を積算していた統計調査請負契約等のうち、港湾調査等16統計に係る129契約(注3)（契約金額計68億1201万余円）を対象として、本省、観光庁及び6地方整備局(注4)において、契約書、仕様書等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、人件費等の積算に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

（注3）　港湾調査等16統計に係る129契約　　基幹統計については全ての契約を、一般統計については、本省各内部部局（基幹統計に係る統計調査を実施している部局を除く。）及び観光庁のそれぞれにおいて最も契約金額が大きいなどの契約並びに地方整備局が自ら実施している統計調査に係る全ての契約を抽出したもの

（注4）　6地方整備局　　関東、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

（検査の結果）

前記のとおり、国土交通省は、統計調査請負契約等の人件費の積算に当たっては、作業従事者の職種ごとに定められた単価に作業従事人日数を乗ずるなどして算定している。

そして、単価についてみると、前記129契約のうち116契約においては、国土交通省は、業務内容が設計業務等に類似していたり、短期間に相当量の複雑な調査票を処理する必要があり、設計業務等を行う技術者に必要とされている管理業務や複数の業務を行うなどの能力（以下「技術的能力」という。）を有する者が業務を実施する必要があったりするなどと判断して、同省が制定した設計業務委託等技術者単価（以下「技術者単価」という。）のうち設計業務に適用する主任技師（元年度53,800円／人日）や測量業務に適用する測量主任技師の単価（同43,500円／人日）等を適用していた。

しかし、各統計調査請負契約等の仕様書等により業務内容を確認したところ、上記116契約のうち、本省が実施している4統計(注5)に係る統計調査請負契約等12契約、6地方整備局が実施している4統計(注6)に係る統計調査請負契約等32契約、計44契約（統計調査に係る人件費等の積算額計6億0551万余円）において実施された業務のうち、表のとおり、紙で提出された調査票を月別や番号別に整理したり、調査票に記載されている内容を表計算ソフト等に入力したり、調査票をスキャナでPDF形式に電子化したりするなどの作業は、一般的な事務

作業であり、技術的能力を必要としないと認められる作業(以下「一般的な事務作業」という。)となっていた。

(注５)　４統計　　自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計調査、建設副産物実態調査、自動車燃料消費量調査

(注６)　４統計　　建設副産物実態調査、建設労働需給調査、主要建設資材需給・価格動向調査、全国道路・街路交通情勢調査

表　一般的な事務作業に該当する作業

業務の別	左の業務のうち一般的な事務作業に該当する作業	左の作業が含まれていた契約の件数
調査対象者の選定等	発注者である本省又は地方整備局(以下「発注者」という。)から提示されたマニュアル等に基づき、調査対象者を選定するための台帳から機械的に対象者を抽出したり、発注者から支給された対象者のリストから他の統計調査等の調査対象となっている者を除外したりするなどして調査対象者の名簿を作成する。	9
調査票等の印刷及び配布	発注者から貸与される原稿を用いて、発注者から貸与される調査対象者のリストに記載された住所等を入力するなどして、調査票、調査要領、返送用封筒等を特殊な機械や材料を用いない方法により印刷したり、印刷した調査票等を発送用封筒に封入し発送したりする。	19
問合せ対応	発注者から貸与される想定問答集等により、調査対象者等からの調査票の記入方法等に係る問合せに対応し、想定問答集等による対応が困難な場合は、問合せ対応を実施する者の独自の判断ではなく、発注者等の指示により対応する。	14
調査票収集、データ入力等	紙で提出された調査票を月別や番号別に整理したり、調査票に記載されている内容を表計算ソフト等に入力したり、調査票をスキャナでPDF形式に電子化したりする。	35

注(1)　一つの契約で複数の業務を実施している契約があるため、件数の計は、一般的な事務作業が含まれていた契約の件数44件と一致しない。

注(2)　一般的な事務作業に該当する作業は、仕様書等から本院において区分したものである。

そして、前記のとおり、積算基準書によると、単価の決定に当たっては、市場単価等を基に実勢の価格を反映することになっており、一般的な事務作業に係るものについては、刊行物である積算参考資料において、一般事務従事者の単価(元年度14,485円／人日)が示されている。

このように、国土交通省において、統計調査請負契約等に係る人件費の積算に当たり、一般的な事務作業について、参考とする市場単価があるのに内容を十分に考慮することなく技術者単価を適用して人件費を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

前記44契約に係る人件費等の積算額6億0551万余円のうち、一般的な事務作業に係る人件費の積算額を前記一般事務従事者の単価等を適用するなどして修正計算すると、上記の積算額6億0551万余円は計5億0890万余円となり、約9660万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、本省及び6地方整備局において、統計調査請負契約等に係る人件費の積算に当たり、業務内容を踏まえた単価を適用することの必要性について理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、2年8月に、統計調査を実施する部局に対して事務連絡を発して、当該事務連絡の発出以降に入札手続等を開始する統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、一般的な事務作業については、刊行物である積算参考資料を参考にするなどして、業務内容を踏まえた適正な人件費単価を適用することにより、経済的な積算を行うよう周知する処置を講じた。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について

〔平成29年度決算検査報告448ページ参照
平成30年度決算検査報告489ページ参照〕

1　本院が表示した意見

国土交通省は、国が実施する直轄事業又は地方公共団体が実施する交付金事業として、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見するための路面下空洞調査業務（以下「調査業務」という。）を実施している。一方、道路の路面下には、地方公共団体や民間企業等が道路管理者の許可を受けて上水道管、下水道管、ガス管等（以下「路面下占用物件」といい、路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等を「占用企業者」という。）が多数埋設されていて、路面下占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしていることから、国土交通省は、占用企業者が路面下占用物件を常時良好な状態に保つように管理して道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないことなどを占用許可の条件としている。しかし、調査業務は占用許可の条件の適切な履行に資することとなるのに、占用企業者に、調査業務に要した費用について応分の負担を求めていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、調査業務に要した費用について、占用企業者に応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを地方整備局ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対しても同様な助言をするよう、国土交通大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2　当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、引き続き、占用企業者等の関係者と協議するなどして、調査業務に要し

た費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（1）　国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について

（平成30年度決算検査報告452ページ参照）

1　本院が求めた是正改善の処置

国土交通省は、国管理空港の土地等の行政財産について東京、大阪両航空局（以下、両局を合わせて「地方航空局」という。）が使用許可を行う場合（以下、使用許可を行う者を「使用許可者」という。）の使用料について、不動産鑑定評価会社（以下「鑑定会社」という。）等に使用料に関する調査（以下「使用料調査」という。）及び使用料の変動率を求める調査（以下「変動率調査」という。）を委託するなどして算定している。そして、使用料の算定に当たり、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業（以下「3事業」という。）については事業ごとに収益性を確認できることから、これらの純収益の額に使用許可者に配分する純収益の割合（以下「使用許可者への配分率」という。）を乗ずるなどして算出した収益賃料等を用いている。しかし、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、使用許可者と使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者（以下「事業者」という。）とで異なる方法で算出した建物等に帰属する純収益（以下「建物等帰属純収益」という。）による比率に基づいて3事業に係る純収益の使用許可者への配分率を算出したりしていることにより、使用料が過小に算定されている事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正改善の処置を求めた。

ア　元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定しているものについて、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととして、元年度に係る使用料の改定を行うこと

イ　国土交通本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを契約の仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付すること

ウ　3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出について、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するための検討を行い、国土交通本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、その結果に基づく適切な使用許可者への配分率の算出方法を契約の仕様書に明記すること

エ　地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イ及びウと同様の取扱いとするよう、地方航空局へ通知すること

2　当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、２年３月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ　鑑定会社等に使用料調査を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ　３事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出方法について、２年１月、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年３月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ　地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、２年６月に地方航空局に通知した。

一方、国土交通省は、ウの検討の結果を踏まえて、今後、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することを明記した仕様書を作成するなどした上で、当該仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に上記の内容を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

（２）　住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について

（平成30年度決算検査報告461ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

国土交通省は、住宅・建築物の耐震性の向上を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業等として、耐震診断、耐震改修、建替え等を行う民間事業者等に対して補助金を交付する地方公共団体等に対して、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等（以下「交付金等」という。）を交付している。建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）によれば、所管行政庁(注)は、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するために、既存耐震不適格建築物の所有者に対し指導及び助言をすることができるとされている。また、国土交通省は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の中で、所管行政庁は、既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改

修促進法に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきであるとしている。しかし、交付金等の交付を受けて耐震診断を行い耐震性が不十分と判定された要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物及び特定既存耐震不適格建築物(以下、これらを合わせて「耐震診断義務付け対象建築物等」という。)を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修が未実施であることを所管行政庁が把握しているにもかかわらずその所有者に対して指導及び助言を行っていなかった事態及び所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握していなかった事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　所管行政庁に対して、耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知すること

イ　所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を所管行政庁から聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととすること

（注）　所管行政庁　　建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

2　当局が講じた処置

本院は、国土交通本省から関係資料の提出を受けるなどして、その後の処置状況について検査した。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　元年11月に都道府県に対して通知を発して、交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知するとともに、都道府県を通じて管内所管行政庁に対して同通知の内容を周知した。

イ　所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととした。そして、２年１月に都道府県に対して、所管行政庁による指導及び助言の実施状況等に関する調査を実施して、指導及び助言が行われていない場合の理由等を聴取し、その理由等を踏まえて指導及び助言が実施されるよう対応策を整理した上で、同年５月に都道府県に対して技術的助言として通知を発するとともに、都道府県を通じて管内所管行政庁に対して同通知の内容を周知した。

第12 環　境　省

不　当　事　項

補　助　金

(165)
―
(171) **補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計　(組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)沖縄開発事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費
部　局　等	環境本省、4道県
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	県3、市1、町1、一部事務組合2、計7補助事業者等(市1、町1、一部事務組合2、計4事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市1、町2、計3間接補助事業者等
補助事業等	循環型社会形成推進交付金事業、再生可能エネルギー等導入推進基金事業
事業費の合計	11,102,546,240円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	3,717,944,242円
不当と認める事業費の合計	187,086,009円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	87,408,404円

1　補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、21都道府県、122市町村、27一部事務組合及び87会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、5市町、2一部事務組合、計7事業主体が実施した循環型社会形成推進交付金事業及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る国庫補助金87,408,404円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

⑴ 補助の対象とならないなどのもの

4件 不当と認める国庫補助金 54,352,000円

⑵ 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

3件 不当と認める国庫補助金 33,056,404円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

（1） 補助の対象とならないなどのもの 4件 不当と認める国庫補助金 54,352,000円

循環型社会形成推進交付金事業において、交付対象事業費に交付の対象とならない設備等の整備等に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたりしていたもの（4件 不当と認める国庫補助金 54,352,000円）

部局等	補助事業者等（事業主体）	補助事業等	年度	事業費（国庫補助対象事業費）	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費（国庫補助対象事業費）	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(165) 北海道	川上郡標茶町	循環型社会形成推進交付金	27～29	2,218,957 (1,919,500)	639,939	43,760 (43,760)	14,586
(166) 徳島県	美馬環境整備組合	同	24～28	3,680,285 (3,620,726)	1,206,908	40,447 (40,447)	13,482
(167) 鹿児島県	いちき串木野市	同	26～29	2,739,980 (2,196,444)	732,148	51,765 (51,765)	17,255
(168) 沖縄県	国頭地区行政事務組合	同	26～28	2,395,980 (2,143,422)	1,071,711	18,057 (18,057)	9,029
(165)－(168)の計				11,035,202 (9,880,092)	3,650,706	154,029 (154,029)	54,352

これらの交付金事業は、4事業主体が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。）によれば、最終処分場等を整備する事業において交付金の交付対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等とされている。そして、交付対象事業費の範囲は、交付対象設備等に係る本工事費、付帯工事費等から構成される工事費及び事務費とされており、このうちの本工事費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と、一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち現場管理費は、工場において生産されるプレキャストコンクリート製のU型水路等の調達額（以下「特殊製品費」という。）が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされている。また、事務費は、事業施工のために直接必要な事務に要する費用である旅費及び施工監理業務に係る委託料、需用費等の庁費であり、工事費に所定の率を乗じて得た額の範囲内とされている。

しかし、交付対象事業費の算定に当たり、4事業主体は、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当せず交付の対象とならない構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費に含めていた。また、本工事費のうち現場管理費について、3事業主体（標茶町、いちき串木野市及び国頭地区行政事務組

合)において純工事費から特殊製品費の２分の１に相当する額を減額していなかったり、１事業主体(いちき串木野市)において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出したりしていた。さらに、事務費については、１事業主体(標茶町)において計上すべき施工監理業務に係る委託料を工事費に含めていたため、改めて当該委託料を事務費に計上すると、工事費に所定の率を乗じて得た額を超えることとなっていた。

したがって、構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出し、施工監理業務に係る委託料を事務費に計上するなどして適正な交付対象事業費を算定すると 9,726,063,000 円となることから、本件交付対象事業費 9,880,092,000 円は、これに比べて 154,029,000 円過大となっており、これに係る交付金相当額 54,352,000 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、４事業主体において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、４道県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び４事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

いちき串木野市は、一般廃棄物最終処分場を整備する事業として、いちき串木野市川上地内において、用地の造成及び施設の整備を行う工事等を事業費 2,739,980,000 円(交付対象事業費 2,196,444,000 円、交付金交付額 732,148,000 円)で実施していた。

しかし、同市は、交付対象事業費の算定に当たり、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しない構内道路等の整備等に要した費用 12,536,908 円を交付対象事業費に含めていた。また、本工事費のうち現場管理費について、純工事費から特殊製品費の２分の１に相当する額 42,137,909 円を減額していなかったり、取扱要領に定められた所定の率(7.5％)と異なる高い率(21.45％)を用いて算出したりしていた。

したがって、上記構内道路等の整備等に要した費用を交付対象事業費から除くとともに、取扱要領に基づいて現場管理費を算出するなどして適正な交付対象事業費を算定すると 2,144,679,000 円となることから、本件交付対象事業費 2,196,444,000 円は、これに比べて 51,765,000 円過大となっており、これに係る交付金相当額 17,255,000 円が過大に交付されていた。

(２) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

３件　不当と認める国庫補助金　33,056,404 円

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの　(３件　不当と認める国庫補助金　33,056,404 円)

	部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
						千円	千円	千円	千円
(169)	環境本省	栃木県	那須郡那須町	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	34,084	34,084	17,010	17,010
(170)	同	奈良県	吉野郡大淀町	同	28	22,132	22,132	10,494	10,494
(171)	同	山口県	宇部市	同	28	11,021	11,021	5,551	5,551
(169)－(171)の計						67,238	67,238	33,056	33,056

再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）は、環境省が、地震、台風等の災害時に避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等（以下「防災拠点施設等」という。）への再生可能エネルギー等の導入を支援するなどのために、都道府県及び政令指定都市に対して、平成24年度から26年度までの各年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県及び政令指定都市は、「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金事業）交付要綱」（平成26年6月環境事務次官通知。以下「要綱」という。）等に基づき、基金を財源として、防災拠点施設等に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業（以下「基金事業」という。）を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等（以下、基金事業を実施する者を「事業主体」という。）に対して、基金を取り崩して補助金（以下、都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」という。）を交付している。

要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。そして、事業主体は、太陽光発電設備等を設置するに当たっては、経済性を考慮するなどして、太陽光パネルからの電力を供給する系統を複数に分けるなどしている。

本院が11府県及び1政令指定都市並びに基金補助金の交付を受けた40市町村等において会計実地検査を行ったところ、3事業主体において、太陽光発電設備又は蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等により商用電力が遮断された際に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量（以下「必要電力量」という。）が独立した系統ごとに確保されておらず、取り崩された基金計33,056,404円（国庫補助金相当額同額）の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において独立した系統ごとの必要電力量に見合うよう太陽光発電設備又は蓄電池設備の規模を決定することについての理解が十分でなかったこと、3県において3事業主体に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

那須町は、災害時に避難所等として利用する那須町文化センター（以下「文化センター」という。）及び道の駅東山道伊王野（以下「道の駅」という。）に、それぞれ太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費計34,084,800円（基金補助金及び国庫補助金相当額同額）で実施していた。

同町は、文化センター及び道の駅それぞれにおける太陽光発電設備及び蓄電池設備の設計に当たり、それらの規模については必要電力量を基にするなどして次のように決定し、設置していた。

① 太陽光発電設備については、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電を行うために必要な電力量を加えた電力量の計（以下「昼間必要量」という。）を算定した上で、昼間必要量を確保するために10kW程度の出力を有するものとする。そして、これらの設備を独立した2系統に分けて設置することとし、それぞれの系統の出力は、上記の約半分のものとする。

② 蓄電池設備については、夜間の必要電力量（以下「夜間必要量」という。）を算定した上で、夜間必要量を確保するために10kWh程度の容量を有するものとする。そして、①と同様に、それぞれの系統の容量は、上記の約半分のものとする。

この結果、各系統において、太陽光発電設備により供給できる電力量は前記の出力に出力1kWの太陽光パ

ネルが日中の曇天等を考慮した１日に発電できる電力量を乗じた 16.60kWh となり、また、蓄電池設備により供給できる電力量は 5.00kWh となっていた。

しかし、太陽光発電設備及び蓄電池設備の系統を独立させると、系統間で電力を相互に融通することができなくなることから、必要電力量が系統ごとに確保できているか検討する必要があったのに、同町は、この検討を行っていなかった。

そこで、各系統の太陽光発電設備又は蓄電池設備により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、昼間必要量については、文化センターの１系統において 24.74kWh、道の駅の１系統において 22.12kWh となっていて、いずれも太陽光発電設備により供給できる電力量 16.60kWh を上回っていた。また、同様に確認したところ、夜間必要量については、文化センターの上記の１系統において 8.21kWh、道の駅の他の１系統において 6.05kWh となっていて、いずれも蓄電池設備により供給できる電力量 5.00kWh を上回っていた。

したがって、文化センター及び道の駅に設置した各２系統、計４系統の太陽光発電設備、蓄電池設備等のうち、３系統における太陽光発電設備、蓄電池設備等（工事費相当額 17,010,631 円、国庫補助金相当額同額）は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定） （項）エネルギー需給構造高度化対策費
部局等	環境本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者（事業主体）	県４、市４、町１、会社等７、計 16 補助事業者 （県４、市４、町１、会社等６、計 15 事業主体）
間接補助事業者（事業主体）	２会社
補助事業	地域再エネ水素ステーション導入事業
補助事業の概要	再生可能エネルギーにより発電した電力を使って水等から水素を製造して FCV 等に供給する再エネ水素ステーションを導入するもの
検査の対象とした事業主体数、事業数及び事業費(1)	17 事業主体　19 事業　30 億 4663 万余円（平成 27 年度～30 年度）

上記に対する国庫補助金交付額			22億0428万円
(1)のうち新設の再エネ発電電力量により必要電力量の一部しか賄われていない状況となっていた再エネ水素ステーションに係る事業主体数、事業数及び事業費	4事業主体	5事業	8億5723万余円(平成27年度～30年度)
上記に対する国庫補助金交付額(2)			5億8596万円
(1)のうち既設の再エネ発電電力量により必要電力量の全量相当分が賄われていない状況となっていた再エネ水素ステーションに係る事業主体数、事業数及び事業費	12事業主体	12事業	18億2724万余円(平成27年度～29年度)
上記に対する国庫補助金交付額(3)			13億4669万円
(2)及び(3)の計			19億3266万円

1　地域再エネ水素ステーション導入事業の概要

政府は、水素基本戦略(平成29年再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定)等において、モビリティにおける水素利用の中核として燃料電池を搭載した自動車等(以下「FCV等」という。)及びFCV等に水素を供給する水素ステーションの普及を図る施策を行うこととしている。そして、水素基本戦略によれば、水素ステーションのうち、太陽光等の再生可能エネルギーにより発電した電力を使って水等から水素を製造してFCV等に供給する再生可能エネルギー由来の水素ステーション(以下「再エネ水素ステーション」という。)は、自動車等の走行時における二酸化炭素の排出抑制に加えて、水素の製造時における二酸化炭素の排出も抑制することにより、総合的な低炭素化を図るものと位置付けられている。

環境省は、FCV等の普及促進等を図り、化石燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素の排出抑制に資することを目的として、平成27年度から、再エネ水素ステーションを導入する事業(以下「地域再エネ水素ステーション導入事業」という。)を実施する地方公共団体、民間事業者等に対して、27、28両年度は同省が直接に、29年度以降は公募により決定した法人(以下「執行団体」という。)を通じて補助金を交付している。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域再エネ水素ステーション導入事業)交付要綱(平成27年環水大自発第1504096号)等(以下「交付要綱等」という。)によれば、補助金の交付対象は、再生可能エネルギーによる発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)及び再エネ水素ステーション(参考図1参照)に係る設備機器費、設計費、設置工事費等とされている。ま

た、事業主体等が保有等している既設の再エネ発電設備を活用することにより事業を実施することもできることとされていて、この場合は再エネ水素ステーションに係る設備機器費等のみが補助金の交付対象となることとされている。

（参考図１）

再エネ発電設備及び再エネ水素ステーションの概念図

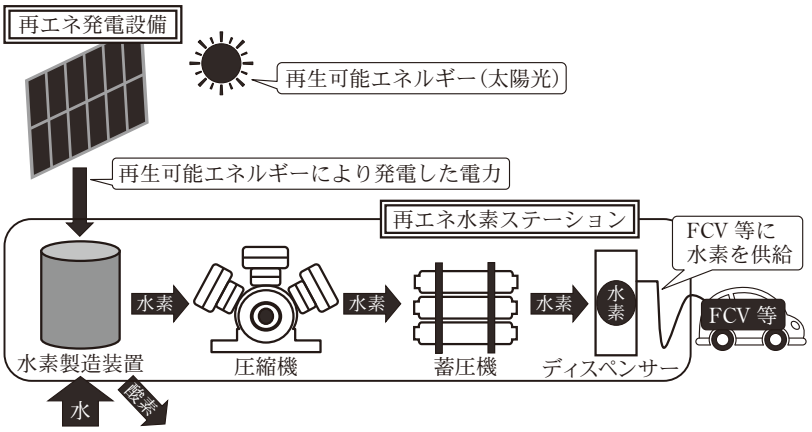

（注）太陽光により発電した電力を使って水から水素を製造する場合の例

そして、交付要綱等によれば、再エネ水素ステーションは、水素の製造の際に必要となる電力量（以下「必要電力量」という。）の全量相当分が再エネ発電設備による発電電力量（以下「再エネ発電電力量」という。）により賄われるものであることなどが補助金の交付要件とされている。この要件について、同省は、再エネ発電電力量が再生可能エネルギーの種類によっては気象条件や時間帯等に応じて大きく変動する特性があることから、一時的な再エネ発電電力量の不足分を補完して再エネ水素ステーションを安定的に稼働させるなどのために、事業主体等が電力会社等から電力を購入することを認めている。ただし、その場合でも、再エネ発電電力量の特性を踏まえた一定の期間において、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われている必要があるとしている。

また、交付要綱等によれば、事業主体は、補助金の交付申請時に、再エネ水素ステーションの規模、水素を供給する FCV 等の台数及び年間予定走行距離、FCV 等の走行等に伴う二酸化炭素の排出削減量の見込み等を記載した事業実施計画書を作成して、同省又は執行団体による審査を受けることとされ、事業実施後３年間にわたって、毎年度末に、二酸化炭素の排出削減量の実績値を同省へ報告することとされている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性、有効性等の観点から、地域再エネ水素ステーション導入事業の実施に当たり、再エネ水素ステーションの必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものであることという交付要件に関して、環境省等は、交付申請の審査及び事業実施後の実績確認を適切に行っているか、導入された再エネ水素ステーションの必要電力量の全量相当分が実際に再エネ発電電力量により賄われる状況となっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、気象条件等に応じて大きく変動し得る再エネ発電電力量の特性を考慮して通年の状況を分析することとし、27 年度から 29 年度までの間に実施された地域再エネ

水素ステーション導入事業のうち、30年度末において再エネ水素ステーションの運用開始後1年以上が経過している17事業主体に係る19事業(再エネ発電設備を新設していた7事業及び既設の再エネ発電設備を活用していた12事業。事業費計30億4663万余円、国庫補助金交付額計22億0428万円)を対象として、環境省及び執行団体において事業の審査状況を確認したり、11事業主体に係る13事業について現地の状況を確認したりするなどして会計実地検査を行った。また、19事業に係る再エネ水素ステーションに対する電力の供給状況等に関する調書を17事業主体から徴するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　環境省等における交付申請の審査及び事業実施後の実績確認の状況

事業主体の交付申請に対する環境省及び執行団体による審査の状況をみたところ、同省は、27、28両年度においては、事業実施計画書に必要電力量及び再エネ発電電力量のいずれも記載させることとしておらず、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものとなっているかを確認していなかった。その後、29年度以降は、事業実施計画書に必要電力量及び再エネ発電電力量を記載させることとしていたものの、執行団体は、同省の指導の下、再エネ水素ステーションを構成する装置のうち主要な装置である水素製造装置に係る必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものとなっているかを確認するにとどめていた。さらに、このうち既設の再エネ発電設備を活用することとしていた事業の審査に当たっては、既設の再エネ発電設備が従来の供給先に対する電力供給を継続しているかを考慮せずに、単に再エネ発電電力量が必要電力量の全量相当分を上回ることのみを確認していて、再エネ水素ステーションに供給できる電力の有無を確認していなかった。

また、同省は、事業実施後の毎年度末における二酸化炭素の排出削減量の実績報告に当たり、事業主体に対してFCV等の走行等に伴う二酸化炭素の排出削減量の実績値のみを報告させていて、水素製造に係る二酸化炭素の排出削減量に関する消費電力量及び再エネ発電電力量等の実績値の報告を求めておらず、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われる状況となっているかを確認していなかった。

したがって、再エネ水素ステーションの必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものであることという交付要件に関して、同省等による交付申請の審査及び事業実施後の実績確認が十分に行われているとは認められなかった。

⑵　再エネ水素ステーションの必要電力量に対する再エネ発電電力量の状況

⑴の状況を踏まえて、前記の19事業により導入された再エネ水素ステーションについて、必要電力量の全量相当分が実際に再エネ発電電力量により賄われる状況となっているかを確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア　再エネ発電設備を新設していた7事業の状況

再エネ発電設備を新設していた7事業(事業費計12億1938万余円、国庫補助金交付額計8億5758万余円)により導入された再エネ水素ステーションについて、30年度におけるFCV等の実際の走行等に使用された水素の製造に要した消費電力量を基に、事業実施計画書で計画されたFCV等の走行等に使用される水素に相当する必要電力量を算出して、当該必要電力量を30年度の再エネ発電電力量の実績値と比較した。その結

果、上記7事業のうち5事業(事業費計8億5723万余円、国庫補助金交付額計5億8596万余円)により導入された再エネ水素ステーションにおいて、当該必要電力量に対する再エネ発電電力量の実績値の割合が20.4%から93.5%(5事業平均45.4%)となっていて、再エネ発電電力量により必要電力量の一部しか賄われていない状況となっていた。

イ　既設の再エネ発電設備を活用していた12事業の状況

既設の再エネ発電設備を活用していた12事業(事業費計18億2724万余円、国庫補助金交付額計13億4669万余円)により導入された再エネ水素ステーションについて、導入後における再エネ発電設備に係る従来の供給先に対する電力の供給状況を確認したところ、全ての再エネ水素ステーションにおいて、既設の再エネ発電設備が従来の供給先に対する電力供給を継続していた。そして、既設の再エネ発電設備には他の供給先に対して電力を供給する余力がなかったことから、導入後において、従来の供給先に加えて新たに設置された再エネ水素ステーションで消費する電力量に相当する電力量が不足することになり、この不足分を補うために電力会社等から購入する電力量を増加させていた。このため、再エネ水素ステーションの設置により必要となった電力量の増加分は全て購入した電力により賄われていて、再エネ発電電力量により必要電力量の全量相当分が賄われていない状況となっていた(参考図2参照)。

(参考図2)

既設の再エネ発電設備を活用していた12事業における再エネ水素ステーション導入前後の電力の供給状況の変化に係る概念図

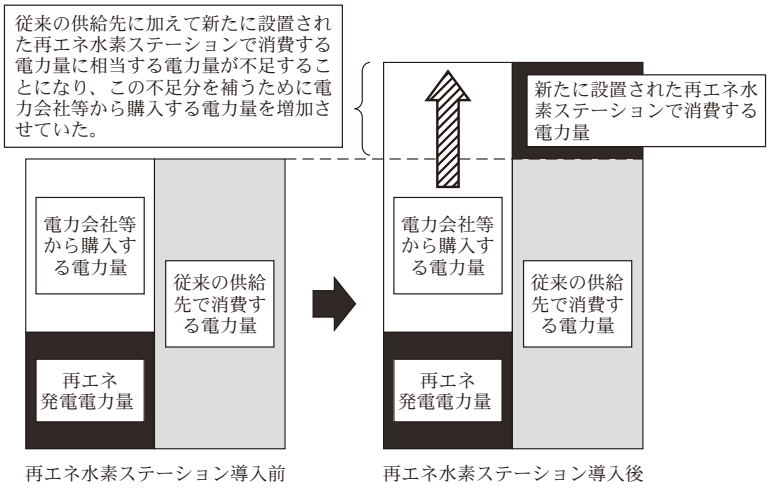

したがって、前記19事業のうち、その大多数を占める17事業(再エネ発電設備を新設していた5事業及び既設の再エネ発電設備を活用していた12事業。事業費計26億8447万余円、国庫補助金交付額計19億3266万余円)により導入された再エネ水素ステーションは、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていない状況となっていた。

⑶　再エネ水素ステーションにおける必要電力量の把握に関する技術的な課題

⑵のとおり、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものであるという交付要件を満たしていなかった

が、環境省は、このような状況及び原因を把握していなかった。そこで、本院が必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていなかった原因を確認するために、前記の19事業により導入された再エネ水素ステーションの実績値を用いて、再エネ水素ステーションの必要電力量を算出する前提となる水素製造量と消費電力量との関係等を分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア　水素製造量と消費電力量との関係

前記の19事業により導入された再エネ水素ステーションの30年度における水素製造量及び消費電力量の実績値を基に、水素の製造1kg当たりの消費電力量を算出したところ、平均で191kWhとなっていたが、最小で90kWh、最大で541kWhと約6倍の開差があり区々となっていた。

イ　再エネ水素ステーションを構成する装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量との関係

⑴のとおり、事業実施計画書の審査に当たって、執行団体は、環境省の指導の下、再エネ水素ステーションを構成する装置のうち主要な装置である水素製造装置に係る必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われるものとなっているかを確認するにとどめていた。そこで、前記19事業のうち、30年度における水素製造装置のみに係る消費電力量を把握することができた16事業について、再エネ水素ステーションを構成する装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量とを比較したところ、全ての再エネ水素ステーションにおいて、水素製造装置以外の装置においても相当量の電力が消費されており、装置全体の消費電力量は水素製造装置のみに係る消費電力量の1.5倍から6.1倍と区々となっていた。

上記のとおり、19事業により導入された再エネ水素ステーションについて、水素の製造1kg当たりの消費電力量や、装置全体の消費電力量と水素製造装置のみに係る消費電力量の割合が事業ごとに区々となっており、確認した範囲でこれらの状況に規則性は認められなかった。これらの状況について、同省は、再エネ水素ステーションの消費電力量が設置場所の地理的条件、利用状況等に応じて大きく変動することが一因と考えられるが、現状では、特定の条件下での水素製造量と消費電力量との関係に係る十分な実証データの蓄積がないため、必要電力量を明確に把握できていないなどとしている。

したがって、地域再エネ水素ステーション導入事業は、交付申請の審査に当たり、必要電力量を明確に把握できないことから、事業を適切に実施していく上で解決すべき技術的な課題があると認められた。

以上のとおり、地域再エネ水素ステーション導入事業の実施に当たり、環境省等において交付申請の審査及び事業実施後の実績確認が十分に行われておらず、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていないまま事業が実施されていた事態は適切ではなく、再エネ水素ステーションの必要電力量を明確に把握できていないという技術的な課題があることも踏まえると、事業の継続の可否を含めた抜本的な見直しを行うなどの改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、環境省において、地域再エネ水素ステーション導入事業の実施に当たり、交付申請の審査及び事業実施後の実績確認を的確に行うことや、その前

提として、水素製造量と消費電力量に関する実証データに基づき必要電力量を把握することの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、環境省は、地域再エネ水素ステーション導入事業について、事業の継続の可否を含めた抜本的な見直しを行うこととし、専門家の見解を聴取して技術情報を収集するなどして検討を行った。その結果、現状の技術的な知見では、必要電力量を適切に把握し、最適な再エネ発電設備の規模を想定することが困難であるなどの結論に至ったことから、地域再エネ水素ステーション導入事業を令和2年度から廃止するとともに、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう、2年8月から、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、地域再エネ水素ステーション導入事業により導入された再エネ水素ステーションを活用するなどして必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うこととする処置を講じた。なお、同省は、元年10月及び2年5月に、必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われていなかった再エネ水素ステーションについて、再エネ発電電力量の不足により削減できなかった二酸化炭素の排出量に相当するJ－クレジットの購入(注)等を事業主体に対して要請した。

（注）J－クレジットの購入　　省エネルギー機器の導入や森林経営等の取組による二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度を「J－クレジット制度」といい、本制度により認証されたクレジットを購入することで、購入者は自らが排出した二酸化炭素等の温室効果ガスの埋め合わせ（カーボン・オフセット）に活用できることとなっている。

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について

（平成30年度決算検査報告502ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

環境省は、浄化槽の設置を行う個人等に対して費用を助成する浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対して、循環型社会形成推進交付金又は地方創生汚水処理施設整備推進交付金（以下、これらを合わせて「交付金」という。）を交付している。交付金の交付額は、浄化槽の能力の区分及び人槽(注)ごとに環境省が定めた基準額（以下「基準額」という。）と、浄化槽の設置者に対して市町村が助成するために必要とする経費とを比較するなどして算定することとなっている。環境省は、基準額の設定に当たり、浄化槽を、その能力に応じて、通常の浄化槽、窒素又はリンを除去する能力を有する浄化槽（以下「高度処理型」という。）等に区分し、浄化槽の本体価格及び設置工事費（以下、これらを合わせて「設置工事費」という。）の実態調査（以下「実態調査」という。）のデータを基にして、能力の区分及び人槽ごとに浄化槽1基当たりの平均的な設置工事費（以下「平均工事費」という。）を算出している。そして、平均工事費を基に決定した標準工事費により基準額を算定している。しかし、設置基数に占める割合が多い高度処理型の5人槽及び7人槽の平均工事費が、現在の基準額の基となる平成10年度の平均工事費と比較して減少傾向にあり、長期間にわたり10年度当時の平均工事費と開

差が生じたままとなっているのに、標準工事費及び基準額（以下「標準工事費等」という。）を改定しないまま交付金が交付されている事態が見受けられた。

したがって、環境省において、浄化槽設置整備事業の実施に当たり、実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう、環境大臣に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

（注） 人槽　　浄化槽の処理能力（大きさ）の単位で、何人用のものかを示す。

2　当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、２年８月に浄化槽設置整備事業において実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、同月に元年度の実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等を改定して、３年度予算に係る浄化槽設置整備事業から改定した標準工事費等を適用することとする処置を講じていた。

第13 防　衛　省

不 当 事 項

工　　事

(172) 隊舎新設に伴う土木工事の施行に当たり、残土の処理に係る工事費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)防衛力基盤整備費
部　局　等	南関東防衛局
工　事　名	富士㉗隊舎新設土木工事
工事の概要	陸上自衛隊富士駐屯地における隊舎新設工事の附帯工事として、造成工事、舗装工事、給水工事、雨水排水工事等の土木工事を施行するもの
契　約　額	105,300,000円(平成27年度～29年度)
請　負　人	株式会社関道建設
契　　約	平成27年8月　一般競争契約
支　　払	平成28年3月、29年3月、8月
割高となっていた契約額	470万円(平成27年度～29年度)

1　工事の概要

南関東防衛局(以下「局」という。)は、平成27年度から29年度までの間に、「富士㉗隊舎新設土木工事」を一般競争により株式会社関道建設に契約額105,300,000円で請け負わせて施行している。

本件工事は、陸上自衛隊富士駐屯地(以下「駐屯地」という。)において隊舎1棟の新設に伴い、周辺整備のための土木工事を行うもので、造成工事、舗装工事、給水工事、雨水排水工事、環境整備工事等の各工種から構成されている。

局は、本件工事の工事費について、防衛省が定めている「土木工事積算価格算定要領」、「土木工事標準歩掛」(いずれも平成19年装技調第34号。以下「積算要領等」という。)等に基づき、上記の各工種に係る費用からなる直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額を加えて積算している。

そして、直接工事費のうち、造成工事等で発生する残土の処理に係る費用は、工事現場から再資源化施設等の目的地までの運搬費、再資源化施設に持ち込む場合に生ずる受入費等から構成されており、このうち運搬費については、積算要領等によれば、運搬距離区分等の各条件に応じて定められた1㎥当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされている。また、受入費については、「建設工事における再生資源の活用について(通知)」(平成21年装技調第44号)等によれば、見積書等を基に決定した1㎥当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされている。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、局において、契約書、特記仕様書、契約図面、積算価格内訳明細書等の関係資料及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

すなわち、局は、造成工事、給水工事及び雨水排水工事で発生する残土計2,257㎥の取扱いについて、駐屯地に所在する部隊と調整した結果、残土の有効利用を行うため駐屯地に隣接する東富士演習場(以下「演習場」という。)内の所定の場所に運搬して敷均しすることとして、特記仕様書において、残土について運搬距離は2.0㎞とし敷均しをする旨を記載していた。また、残土を再資源化施設に持ち込む場合には、特記仕様書において局が積算で使用する受入費の単価を記載することになっているが、上記の理由により再資源化施設に持ち込まないことから記載していなかった。

しかし、局は、工事費の積算においては、当該工事現場から約25.8㎞離れた再資源化施設に残土を運搬することを想定して、運搬費については、積算要領等に基づき運搬距離区分を「22.5㎞を超えかつ49.5㎞以下」とするなどとした条件により1㎥当たりの単価3,180円を用いて算定し、受入費については、見積書を基に1㎥当たりの単価2,400円を用いて算定していた。そして、これらを含めた工事費の総額を110,524,591円と積算していたが、正しくは、上記特記仕様書の内容に基づき演習場内の所定の場所までの運搬費及び敷均し費を計上すべきであり、また、受入費については計上すべきでなかったと認められた。現に、請負業者は、残土を演習場内の所定の場所まで運搬して敷均しを行っていた。

したがって、残土2,257㎥について、演習場内の所定の場所までの運搬費は正しい運搬距離区分「1.5㎞を超えかつ2.0㎞以下」に基づいた1㎥当たりの単価660円(敷均し費を含む。)を用いること、受入費は計上しないことなどにより本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、工事費の総額は100,589,562円となることから、本件契約額105,300,000円はこれに比べて約470万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、局において、本件工事の工事費の積算に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

役　　務

(173) ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)武器車両等整備費
部局等	海上自衛隊那覇航空基地隊那覇経理隊
契約名	ボイラー保守管理業務(令和元、2両年度)
契約の概要	海上自衛隊那覇航空基地におけるボイラー等の保守管理、定期自主検査等の作業を行うもの

契約の相手方	日本美装株式会社(令和元、２両年度)
契約	平成 31 年４月、令和２年４月　一般競争契約
契約額	18,285,352 円(令和元、２両年度)
割高となっていた契約額	630 万円(令和元、２両年度)

1　契約等の概要

(1)　本件委託業務の概要

海上自衛隊那覇航空基地隊(以下「基地隊」という。)は、隊舎の浴室、プール等で使用する温水を得るために設置したボイラー等７基の保守管理、定期自主検査等の作業を行うため、令和元、２両年度に、ボイラー保守管理業務を、一般競争契約により日本美装株式会社(以下「会社」という。)にそれぞれ契約額 9,045,352 円、9,240,000 円、計 18,285,352 円で委託して実施している(以下、元年度の保守管理業務を「元年度委託業務」、２年度の保守管理業務を「２年度委託業務」といい、これらを合わせて「本件委託業務」という。)。

そして、本件委託業務の要求元である基地隊那覇管理隊(以下「管理隊」という。)が作成した海上自衛隊仕様書(以下「海自仕様書」という。)において、作業時間は基地隊の課業時間内(平日８時から 16 時 45 分まで)を原則とすること、作業人員は、作業管理者(作業実施者を指揮等し、履行場所に常駐する必要はない者)１名、作業実施者(作業管理者の指揮により直接役務を実施する者)１名を標準とし、そのうち１名は常駐するものとすることなどが定められている。

また、海自仕様書では、「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部。以下「共通仕様書」という。)、管理隊が作成したボイラー保守管理業務マニュアル(以下「マニュアル」という。)等を海自仕様書の一部をなす引用文書としており、マニュアルにおいて本件委託業務の作業項目及び作業内容(以下「作業項目等」という。)が定められている。

(2)　本件委託業務の予定価格の積算等

基地隊那覇経理隊(以下「経理隊」という。)は、本件委託業務の予定価格の積算に当たり、「建築保全業務積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)、「建築保全業務積算要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)等(以下、これらを合わせて「積算基準等」という。)に基づき算定した額と、会社から徴した見積書の金額とを総額で比較して安価な方を採用するなどして決定している。

そして、「建築保全業務積算基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)によれば、積算基準等に示されている歩掛かりは、共通仕様書の作業項目等に基づいたものとなっているため、たとえ同じ設備機器でも、作業項目等が共通仕様書と異なれば、当該歩掛かりを適用することはできないとされている。

2　検査の結果

本院は、経済性等の観点から、本件委託業務に係る予定価格の積算方法が適切なものとなっているかなどに着眼して、本件委託業務を対象として、基地隊において、契約書、海自仕様書、予定価格調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

管理隊は、隊舎のボイラー等6基が小規模なものであることなどの業務の実態を踏まえ、元年度以降の海自仕様書において作業実施者1名を標準とすることを明示していた。

また、管理隊は、マニュアルの作成に当たって、隊舎のボイラー等6基が小規模なものであることなどから、共通仕様書の作業項目等を一部抜粋したり、「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令第33号)等を参考にしたりするなどして作業項目等を定めていた。このため、マニュアルに定められた保守管理及び定期自主検査の作業項目等は共通仕様書の作業項目等とは異なるものとなっていて、予定価格の積算に当たっては、積算基準等の歩掛かりは適用できないものとなっていた。

しかし、経理隊は、海自仕様書及びマニュアルの内容を十分に確認することなく、元年度委託業務の予定価格の積算において、積算基準等の歩掛かりを適用して、保守管理の作業実施者の労務数量を1日当たり1.666人としていたり、定期自主検査の労務数量を積算していたりしていた。また、2年度委託業務の予定価格の積算においては、保守管理の労務数量は海自仕様書に基づき1日当たり1人としていたが、定期自主検査の労務数量については、元年度委託業務と同様に積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたり、燃料タンク等の附帯設備の日常点検に係る労務数量についても積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたりしていた。現に、保守管理及び定期自主検査の作業の実態を確認したところ、海自仕様書のとおり、作業実施者1名は、課業時間内、基地内に常駐してプールのボイラー1基や起動時間が14時である隊舎のボイラー等6基の保守管理及び定期自主検査の全ての作業をマニュアルに基づき実施していた。

したがって、作業実施者1名により本件委託業務に係る保守管理及び定期自主検査の作業を実施することとして予定価格を修正計算すると、元年度5,823,837円、2年度6,040,619円となり、本件契約額元年度9,045,352円、2年度9,240,000円は、これに比べて元年度約320万円、2年度約310万円、計約630万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、経理隊において、積算基準等に対する理解が十分でなかったこと並びに海自仕様書、マニュアル及び本件委託業務の予定価格の積算に対する確認が十分でなかったことによると認められる。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　駐車場整理等業務について、支出負担行為担当官による適正な契約を締結させるとともに、会計法令等に基づく契約手続等や会計処理を行うことを周知徹底することなどにより、契約手続等や会計処理が適正に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(部)雑収入　(款)諸収入　(項)雑入
部局等	防衛医科大学校
契約名	防衛医科大学校病院の駐車場整理業務及び駐車場関連道路等管理業務
契約の概要	防衛医科大学校病院の駐車場において、利用車両の整理、駐車整理料の受領等を行うもの
契約の相手方	一般財団法人防衛医学振興会
契約金額	1億4600万余円(平成24年度～令和元年度)

上記のうち契約手続等が適正に行われていなかった額(1)	1億4600万円
契約金額に相当する金額及び駐車場整理等業務の実施に際して緊急的に発生した経費に係る支払金額	1億1916万余円(平成26年度～令和元年度)
上記のうち会計処理が適正に行われていなかった額(2)	1億1916万円
(1)及び(2)の純計(3)	1億4866万円(平成24年度～令和元年度)
駐車場の利用者から受領した駐車整理料の総額(4)	1億8009万余円(平成26年度～令和元年度)
上記のうち国庫納付に係る会計処理が行われていた余剰金の額(5)	6093万余円
駐車整理料の総額のうち会計処理が適正に行われていなかった額((4)と(5)との差額)(6)	1億1916万円
(3)及び(6)の計	2億6782万円(平成24年度～令和元年度)

1 駐車場整理等業務に係る契約等の概要

(1) 防衛医科大学校病院の概要

防衛医科大学校(以下「防医大」という。)は、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)に基づいて、医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練等を実施している。そして、防衛医科大学校の編制等に関する省令(昭和48年総理府令第65号)に基づいて、医学の教育及び研究に資するために、防医大に防衛医科大学校病院(以下「医大病院」という。)が昭和52年に設置されており、医大病院は、厚生労働大臣から保険医療機関の指定を受けるとともに、高度の医療技術を有する特定機能病院としての承認を得て、隊員等のほか一般の患者も対象に診療を行っている。

(2) 駐車場整理等業務に係る契約の概要

防医大は、医大病院の外来患者等が利用する駐車場(自動車約280台収容)を整備しており、無断駐車の防止を図るなど駐車場の適切な管理を行うために駐車場の利用料金(以下「駐車整理料」という。)を定めている。そして、平成24年度に医大病院の事務部庶務課長(29年度以降は事務部運営企画課長。以下「庶務課長」という。)が、一般財団法人防衛医学振興会(以下「振興会」という。)との間で「防衛医科大学校病院の駐車場整理業務及び駐車場関連道路等管理業務」の契約(以下「当初契約」という。)を締結しており、防医大は、振興会

に当該駐車場における利用車両の整理、駐車整理料の受領等の業務(以下「駐車場整理等業務」という。)を実施させている。当初契約は、競争に付して締結されており、契約期間は24年9月から29年4月まで、契約金額は7882万余円となっている。また、庶務課長が契約期間の延長等を内容とした変更契約を計5回締結したことにより、最終的に契約期間は24年9月から令和2年3月まで、契約金額は1億4600万余円となっている(以下、当初契約及び各変更契約を合わせて「請負契約」という。)。

契約書によると、防医大は、1年分の契約金額に相当する金額及び駐車場整理等業務の実施に際して緊急的に発生した経費(以下、これらを合わせて「支払金額」という。)を四半期に分けて振興会に支払うこととなっており、振興会は、四半期分の支払金額と利用者から受領した四半期分の駐車整理料とを相殺の上、駐車整理料が支払金額を上回った場合は余剰金として防医大に納付することなどとなっている。そして、会計書類が保存されていた平成26年度から令和元年度までにおける駐車整理料の総額は1億8009万余円、支払金額の総額は1億1916万余円(このうち、1億1649万余円は契約金額に相当する金額、266万余円は駐車場整理等業務の実施に際して緊急的に発生した経費である。)、余剰金として納付された総額は6093万余円となっており、いずれの四半期においても駐車整理料が支払金額を上回っていた。

(3) 国の契約等に係る法令等の概要

ア 国の契約等に係る法令の概要

会計法(昭和22年法律第35号)によれば、支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為)に関する事務は各省各庁の長が管理することとされている。そして、各省各庁の長は、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができることとされており、この委任を受けた職員が支出負担行為担当官とされている。

支出負担行為担当官は、契約を締結する場合においては、会計法第29条の8の規定により、原則として、契約金額、履行期限等を記載した契約書を作成しなければならないことなどとされている。また、次年度以降にも効力が継続する債務を負担する行為である国庫債務負担行為を行う場合には、財政法(昭和22年法律第34号)第15条第1項の規定により、「予め予算を以て、国会の議決を経なければならない」とされている。さらに、国の予算については、同法第14条において、「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない」として総計予算主義の原則が定められている。そして、予算の執行については、会計法第2条において、「各省各庁の長は、その所掌に属する収入を国庫に納めなければならない。直ちにこれを使用することはできない」として収入支出統一の原則が定められている。

イ 国の入札等に係る法令の概要

会計法第29条の3の規定によれば、支出負担行為担当官は、契約を締結する場合においては、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととされている。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第79条及び第80条の規定等によれば、支出負担行為担当官は、予定価格を定めなければならないことなどとされている。

⑷ 防医大における会計機関の概要

防医大における会計機関については、「会計機関等への事務の委任等について(通達)」(平成19年防経会第54号)に基づき、防医大事務局経理部長が支出負担行為担当官に、経理部経理課長が歳入徴収官にそれぞれ委任されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、駐車場整理等業務について、会計法令等に基づいて契約手続等や会計処理が適正に行われているかなどに着眼して、請負契約を対象として、防医大において、契約書、仕様書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴ 支出負担行為担当官ではない者が支出の原因となる契約を締結していたり、国庫債務負担行為の手続を経ることなくその契約期間が複数年度にわたっていたり、駐車整理料等に係る会計処理が適正に行われていなかったりしていた事態

請負契約の契約書の内容を確認したところ、防医大は、振興会が提供する役務に対してその代金を支払うものとされていて、請負契約は国の支出の原因となる契約となっていた。しかし、請負契約については、支出負担行為担当官ではない庶務課長が締結していた。また、請負契約の契約期間について、国庫債務負担行為の手続を経ることなく複数年度にわたる契約としていた。

さらに、四半期分の駐車整理料と支払金額とを相殺した場合においても、会計法第2条に基づき、相殺した後の余剰金及び相殺した額のそれぞれについて、収納又は支出のための会計処理を行うことにより、四半期分の駐車整理料及び支払金額の全額を国の歳入及び歳出に計上すべきであった。しかし、防医大は、平成26年度から令和元年度までの間に、駐車整理料の総額1億8009万余円と支払金額の総額1億1916万余円とを相殺した後の余剰金6093万余円を収納するための会計処理しか行っておらず、相殺した駐車整理料1億1916万余円及び支払金額の総額1億1916万余円については、収納又は支出のための会計処理を行っていなかった。

このような契約等を行っていた経緯について防医大に確認したところ、請負契約を締結する以前の契約においては、駐車場整理等業務の実施に際して発生する経費については振興会が駐車整理料による収入をもって支弁することとしていたことから、当該契約は国の支出の原因となる契約に当たらないとして、支出負担行為担当官ではない庶務課長が契約を締結していたとしている。そして、平成24年9月以降は契約金額を定めた請負契約に移行し、余剰金が生じた場合は四半期ごとに国に納付させるよう契約内容を改めたが、引き続き駐車整理料の収入をもって管理に必要な経費を賄わせるとの基本的な考えがあったことから、請負契約についても従来の契約と同様に、直接的には国からの支払を伴わないことが想定されるため国の支出の原因となる契約には当たらず、余剰金だけを国の歳入に計上すればよいと誤解していたとのことであった。

⑵ 新たに競争に付することなく変更契約により契約期間の延長を行っていたり、変更契約を行う際に予定価格を定めていなかったりしていた事態

防医大では、庶務課長が契約期間が終了する際に、変更契約を繰り返し、最終的に令和

２年３月まで競争に付することなく契約期間の延長を行っていたり、変更契約を行う際に、予定価格を定めることなく、当初契約より月額約35万円から約57万円増額されていた振興会の見積額を、内容の精査を行わずにそのまま契約金額として決定していたりしていた。

上記の事態において、会計法令等に基づき契約手続や国庫債務負担行為の手続が適正に行われていなかったと認められる契約金額は１億4600万余円（平成24年度から令和元年度まで）、また、会計処理が適正に行われていなかったと認められる支払金額の総額は１億1916万余円（平成26年度から令和元年度まで）となっており、これら支出に係る金額の純計は１億4866万余円となっていた(注)。また、会計法令等に基づき会計処理が適正に行われていなかったと認められる収入に係る金額は、駐車整理料の総額１億8009万余円から余剰金として国庫納付に係る会計処理をしていた額6093万余円を除いた１億1916万余円（平成26年度から令和元年度まで）となっていた。

このように、防医大において、駐車場整理等業務の実施に当たり、支出負担行為担当官ではない者が支出の原因となる契約を締結していたり、その契約期間が国庫債務負担行為の手続を経ることなく複数年度にわたっていたり、駐車整理料等に係る会計処理が適正に行われていなかったりしていた事態や、新たな契約として競争に付することなく変更契約により契約期間の延長を行っていたり、変更契約を行う際に予定価格を定めていなかったりしていた事態は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

（注）　支払金額の総額１億1916万余円（平成26年度から令和元年度まで）は、平成26年度から令和元年度までの分に係る契約金額に相当する金額１億1649万余円に駐車場整理等業務の実施に際して緊急的に発生した経費266万余円を加えたものであり、上記の１億1649万余円は契約金額（平成24年度から令和元年度まで）１億4600万余円と重複していることから、上記の１億4600万余円に266万余円を加算した１億4866万余円を純計としている。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、防医大において、請負契約の内容を十分に確認することなく国の支出の原因となる契約に当たらないなどと誤解していたこと、このため契約手続等や会計処理が防医大の会計担当部署において行われていなかったこと、また、契約期間が終了した段階で、新たに競争に付する必要性に関する認識が欠けていたり、変更契約においても、予定価格を定める必要性に関する認識が欠けていたりしたことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防医大は、次のような処置を講じた。

ア　支出負担行為担当官である経理部長が駐車場整理等業務に係る契約を一般競争に付した上で、２年４月に、同月から３年３月までを契約期間として締結した。また、当該契約において、支払金額と駐車整理料とを相殺しないこととして、駐車整理料の全額を国庫に納付させることなどとした。

イ　２年８月に関係部署に対して事務連絡を発して、契約内容を十分に確認し、会計法令等を遵守して適正な契約手続等や会計処理を行うこと、契約期間が終了した場合は新たに競争に付した上で契約を締結すること及び変更契約を行う場合も予定価格を定めることについて周知徹底するなどした。

（2） 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計　(組織)防衛本省　(項)防衛本省共通費 (項)武器車両等整備費
部局等	防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部)
契約名	通信電子機器借上　統合気象システム借上(29年度延長)等17契約
賃貸借契約により調達した情報システムの撤去の概要	情報システムの賃貸借期間終了後に情報システムを構成するサーバ、端末等を撤去するもの
契約の相手方	4会社
変更契約により撤去費を計上した契約数及びこれに係る撤去費	268契約　23億1269万余円(平成26年度～令和元年度)
上記のうち会計年度内に撤去の履行が完了していないのに撤去費を支払っていた契約数及びこれに係る撤去費	17契約　5億5750万円(平成26年度～30年度)

1　賃貸借契約により調達した情報システムの撤去等の概要

(1)　国の契約等の手続の概要

防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)は、陸上、海上、航空各自衛隊等(以下「各自衛隊等」という。)の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達等を行う機関であり、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)によれば、各自衛隊等の電子計算機等の調達は、原則として、装備庁が一元的に実施することとされ、各自衛隊等は、調達に必要な仕様書等を添えた調達要求書を作成して装備庁に提出することとされている。

国の会計経理については、財政法(昭和22年法律第34号)、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等(以下「会計法令」という。)により、国の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間と定められており、原則として、各会計年度における経費は当該年度の歳入をもって支弁しなければならないなどとされている。また、歳出の会計年度所属区分が定められており、物件の購入代価等で相手方の行為の完了があった後交付するものはその支払をなすべき日の属する年度とされている。そして、契約が履行された場合は、契約担当官及び支出負担行為担当官は、自ら又は補助者に命じて、履行の完了を確認するため仕様書等に基づき必要な検査をしなければならないこととされており、検査を命ぜられた補助者等は、検査を完了した場合において

は、原則として、検査調書を作成しなければならず、当該検査調書に基づかなければ当該契約の代金を支払うことができないなどとされている。

(2) 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去の概要

装備庁が調達実施機関として実施している調達のうち、情報システムについては、陸上自衛隊補給統制本部、海上幕僚監部、航空自衛隊補給本部等(以下「要求元」という。)が作成する仕様書等に基づき、賃貸借契約等により装備庁が支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担官」という。)として調達を行っている。

そして、装備庁は、情報システムの賃貸借契約については、「電子計算機の賃貸借複数年度契約特別契約条項(第三者賃貸借用)」等を規定しており、これによれば、情報システムを構成するサーバ、端末等(以下「契約物品」という。)を撤去するのに必要な費用については、原則として国の負担とするとされている。

情報システムの撤去について、装備庁は、要求元からの通知により賃貸借の終了が確定した際に、賃貸借契約の相手方等から契約物品の解体費、サーバ等のハードディスクの破壊又は内容の消去(以下「HDD の破壊等」という。)に係る経費、搬出費等からなる見積りを徴し、これを参考にするなどして予定価格を作成し、契約相手方と協議して合意した金額を撤去費として計上し契約金額を増額する変更契約を締結している。

(3) 情報システムの撤去に係る検査等の概要

装備庁は、調達品等に係る検査の実施に当たり、検査を各自衛隊等の駐屯地、基地等(以下「基地等」という。)で実施することが適当であると認める場合には、部隊等の長が基地等の職員の中から指名した者を支担官の補助者として任命し、当該補助者に対して検査の指令を発出している。

検査の実施に関し必要な細部事項については、別途定めることとしており、情報システムの撤去に係る検査については、補助者に任命された者の中から実際に当該システムを運用する部隊等の職員で設置箇所ごとに部隊等の長が指定した使用責任者が、「電子計算機の賃貸借契約(リース以外)に係る借上機器の確認実施要領」等(以下「確認実施要領」という。)に基づき検査を実施している。そして、確認実施要領によれば、使用責任者は、装備庁からの確認指令書に基づき契約物品の撤去の確認を行った後に、撤去確認書を作成することとされている。

装備庁は、撤去確認書を会計法令に規定する検査調書として取り扱っており、支担官に提出された撤去確認書に基づき契約物品の撤去費に係る契約金額の支払を行っている。

また、確認実施要領によれば、撤去に係る日程については使用責任者が契約相手方と調整することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、情報システムの賃貸借契約について、会計処理が会計法令に従って適正に行われているか、撤去に係る検査が適切に行われているかなどに着眼して、装備庁が 22 年度から 30 年度までの間に締結した情報システムの賃貸借契約計 298 契約(契

約金額計978億0783万余円)のうち、26年度から令和元年度までの間に変更契約により撤去費を計上した契約計268契約(契約金額計640億0225万余円。うち変更契約により計上した撤去費計23億1269万余円)を対象に、装備庁、陸上、海上、航空各幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、海上、航空両自衛隊補給本部及び14基地等(注1)において、契約書、撤去確認書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。また、装備庁から情報システムの賃貸借契約に関する調書、契約相手方に対する調査結果、統合、海上、航空各幕僚監部、情報本部、海上自衛隊補給本部及び91基地等(注2)の使用責任者に対する調査結果等の提出を受けて、その内容を確認したり、統合幕僚監部及び情報本部から関係書類を徴したりするなどして検査した。

(注1) 14基地等　海上自衛隊横須賀地方総監部地区、航空自衛隊千歳、三沢、入間、熊谷、府中、横田、浜松、小松、美保、築城、芦屋、新田原各基地、硫黄島分屯基地

(注2) 91基地等　陸上自衛隊旭川、札幌、丘珠、帯広、八戸、霞目、仙台、神町、霞ヶ浦、北宇都宮、相馬原、朝霞、木更津、市ヶ谷、立川、富士、滝ヶ原、明野、八尾、伊丹、目達原、健軍、那覇各駐屯地、美保、防府、北徳島、高遊原各分屯地、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊各地方総監部地区、システム通信隊群、幹部学校、第1術科学校、航空補給処、特別警備隊、阪神、下関、沖縄、函館各基地隊、対馬、余市両防備隊、父島基地分遣隊、沖縄海洋観測所、鹿児島音響測定所、鹿屋、八戸、厚木、硫黄島、那覇、館山、大村、岩国、下総、徳島、小月、小松島各航空基地、由良、佐伯、奄美、新潟各基地分遣隊、壱岐、上対馬、下対馬各警備所、市原、えびの両送信所、航空自衛隊千歳、三沢、松島、百里、入間、熊谷、市ヶ谷、府中、横田、静浜、浜松、岐阜、小牧、小松、美保、防府北、春日、築城、芦屋、新田原、那覇各基地、秋田、新潟、硫黄島各分屯基地

(検査の結果)

上記の268契約について、装備庁は、賃貸人にとって早期に撤去を完了することが経済的利益につながり、履行期限を定めて履行を促す必要性がないことなどを理由として撤去の履行期限を定めていなかった。他方、装備庁は、歳出予算を財源として撤去費を計上する契約変更を行っていたため、少なくとも、変更契約を締結した年度の3月31日までに、撤去の履行を完了するか、履行を完了することができなければ、予算の繰越要件を満たす場合は繰越手続を行ったり、会計年度内に実施されない撤去作業を除外する契約変更を行ったりなどする必要がある。

しかし、表のとおり、268契約のうち計17契約(変更契約により計上した撤去費計5億5750万余円)における計339か所に設置された契約物品の撤去については、契約物品の契約相手方への返還等が会計年度を超えた4月以降に履行されていたにもかかわらず、各設置箇所の使用責任者が作成した撤去確認書には3月31日までの日付が記載されており、装備庁は、これらの事実と異なる撤去確認書を検査調書として、これに基づき実際に撤去の履行が完了した年度の前年度の予算により撤去費を支払っていた。また、上記17契約のうち少なくとも15契約については、全ての設置箇所における撤去の履行が完了していないのに支払が行われていた。

表　会計年度内に撤去の履行が完了していないのに撤去費を支払っていたもの

撤去に係る変更契約を締結した年度	要求した各自衛隊等	契約件名	契約相手方	変更契約により計上した撤去費（千円）	撤去対象の契約の物品設置箇所数	撤去の履行が年度内に会計完了していなかった箇所数	会計年度を超えて撤去の履行が行われていた時期	撤去費の支払日
平成 26	陸上自衛隊	陸幕システム構成品借上	富士通株式会社 株式会社 JECC	52,812	217	5	平成 27.4.30 ～27.6.30	平成 27.4.24
27	統合幕僚監部	中央指揮システム　中央システム　大画面表示装置の借上（延長）	日本電気株式会社 株式会社 JECC	25,345	1	1	28.4.22	28.4.22
28	海上自衛隊	基地内基幹伝送路用器材の借上げ（増設）	富士通株式会社 株式会社 JECC	237	6	6	29.4.12 ～29.5.29	29.4.21
28	海上自衛隊	基地内基幹伝送路用器材（借上）	富士通株式会社 株式会社 JECC	28,080	137	57	29.4.6 ～29.6.28	29.4.21
28	海上自衛隊	指揮管理データ交換装置の借上	富士通株式会社 株式会社 JECC	3,132	5	4	29.4.24 ～29.6.28	29.4.21
28	海上自衛隊	基地内基幹伝送路用器材借上（航空）	富士通株式会社 株式会社 JECC	59	5	5	29.4.14 ～29.10.17	29.4.21
28	海上自衛隊	基地内基幹伝送路用器材借上（航空）	富士通株式会社 株式会社 JECC	20,412	85	13	29.4.5 ～29.10.17	29.4.21
28	航空自衛隊	事務共通システム用器材借上（その１）	富士通株式会社 株式会社 JECC	80,384	77	3	29.4.21 ～29.10.17	29.4.21
28	航空自衛隊	事務共通システム用器材借上（その２）	富士通株式会社 株式会社 JECC	45,759	80	4	29.4.21 ～29.10.17	29.4.21
28	航空自衛隊	事務共通システムの借上（本機その３）	富士通株式会社 株式会社 JECC	6,231	47	8	29.4.21 ～29.10.17	29.4.21
28	航空自衛隊	通信電子機器借上　指揮管理電子交換装置（継続）	富士通株式会社 株式会社 JECC	11,988	79	1	29.10.17	29.4.21
29	海上自衛隊	飛行管理用印刷電信装置（借上）	日本電気株式会社 株式会社 JECC	2,808	14	11	30.4.2 ～30.4.24	30.4.24
29	航空自衛隊	通信電子機器借上　飛行管理情報処理システム（FADP）借上（継続）	日本電気株式会社 株式会社 JECC	13,824	87	78	30.4.2 ～30.4.25	30.4.24
29	海上自衛隊	海自造修整備補給システム（クローズ系）用電子計算機組織（借上）	富士通株式会社 株式会社 JECC	3,888	22	22	30.4.12 ～30.5.17	30.4.24
30	情報本部	気象通信端末の借上（29 延長）	株式会社日立製作所 株式会社 JECC	105	1	1	31.4.25	31.4.24
30	海上自衛隊	海自造修整備補給システム（オーブン系）用電子計算機組織（借上）（29 継続）	富士通株式会社 株式会社 JECC	51,840	38	15	31.4.3 ～令和元.6.27	31.4.24
30	航空自衛隊	通信電子機器借上　統合気象システム借上（29 年度延長）	日本電気株式会社 株式会社 JECC	210,600	342	105	平成 31.4.8 ～令和元.9.2	31.4.24
17 契約計				557,507	1,243	339		

注(1)　単位未満を切り捨てているため、「変更契約により計上した撤去費」欄の合計額と計欄の額は一致しない。

注(2)　「会計年度を超えて撤去の履行が行われていた時期」欄の下線は、当該契約に係る撤去の履行が完了した日である。

そこで、上記の 17 契約について確認したところ、装備庁は、撤去する契約物品、設置箇所の詳細等が当初契約における設置の仕様書等に示されていることなどから、変更契約の締結に当たっては要求元に撤去に係る作業内容等を示した仕様書の作成を求めていなかった。また、装備庁は、撤去とは契約物品の HDD の破壊等を行った上での契約相手方への返還であるという定義について、要求元との間で共有され、契約相手方との間で合意されていると認識していたことから、装備庁と要求元又は契約相手方との間で撤去に係る作業内容が明確になっているとしていた。しかし、上記のように仕様書が作成されておらず、撤去に係る検査を実施するに当たって従うこととされている確認実施要領においても撤去の定義が示されていなかったことから、設置箇所において支担官の補助者として検査を行う使用責任者にお

いては、撤去に係る作業内容等が明確になっていない状況となっていた。また、確認実施要領には撤去確認書が検査調書であることが示されていなかった。

そして、撤去の履行の完了が会計年度を超えて4月以降となっていた設置箇所の使用責任者に対する調査結果を確認したところ、使用責任者は、撤去の定義が示されていなかったことなどから、装備庁の定義する撤去の履行が完了していないのに、部隊等の運用等に際して指揮を行う上級の部隊(以下「上級部隊」という。)等からの指示等に基づくなどして、3月31日までの日付を記載した撤去確認書を作成したとしていた。

また、前記のとおり、撤去に係る日程調整は、確認実施要領に基づき使用責任者が行うこととされているが、装備庁の支担官が、その結果の報告を受けることとされていなかったため、日程調整の過程で判明した事情等により契約物品の撤去について会計年度内に履行を完了することができない設置箇所があったとしても、これを把握できない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

装備庁は、情報システムのうち、効率的な部隊、艦艇及び航空機の運用と安全の確保を目的として平成25年3月から運用されている統合気象システムについて、各自衛隊等からの要望を取りまとめる航空幕僚監部の要求に基づき、日本電気株式会社、株式会社JECCとの間で、30年2月に、同年3月1日から31年2月28日までの間を賃貸借期間とする「通信電子機器借上　統合気象システム借上(29年度延長)」契約(契約金額18億1431万余円)を締結していた。そして、装備庁は、契約物品を31年3月中に撤去するため、撤去費として2億1060万円(撤去対象の契約物品の設置箇所数計342か所)を歳出予算により計上する当該契約の変更契約を同年2月に締結していた。

上記の契約に係る計342か所のうち105か所の使用責任者は、契約相手方等と調整した契約物品の返還日が同年4月以降の予定となり、装備庁の定義する撤去の履行が完了していないのに、上級部隊等からの指示等に基づくなどして、同年3月31日までの日付を記載した撤去確認書を作成していた。上記の指示等について航空自衛隊における一例を示すと、撤去の定義が示されていなかったことから、使用責任者の所属する部隊の上級部隊が、契約物品の契約相手方への返還日が同年4月以降に予定されていた使用責任者に、撤去とは「端末等の電源を落とし、他の情報システムとの回線を断つこと」であると連絡していたものであった。

そして、上記の105か所について、契約物品の契約相手方への返還が同年4月以降となっていて会計年度内に履行が完了していないにもかかわらず、これを把握できていない状況にあった装備庁は、使用責任者が作成した撤去確認書を検査調書としてこれに基づき30年度歳出予算により撤去費の支払を行っていた。

このように、情報システムの賃貸借契約において、会計年度内に撤去の履行が完了していないのに、事実と異なる検査調書に基づき変更契約により計上した撤去費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア　装備庁において、撤去に係る仕様書を要求元に作成させていなかったり、確認実施要領において撤去の定義を示していなかったりなどしていたため、使用責任者にとって撤去に係る作業内容等が明確になっていなかったこと

イ　装備庁において、撤去に係る日程調整の過程で判明した事情等により会計年度内に履行を完了することができない設置箇所を支担官が把握できる仕組みがなかったこと

ウ　撤去確認書が検査調書であることが示されていなかったこともあり、使用責任者において、適正な会計処理を行う認識が欠けていたこと、また、上級部隊等の一部において、隷下の使用責任者等が担う支担官の補助者としての責務についての認識が欠けていたこと

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、装備庁は、令和2年8月までに関係機関に対して通知を発するなどして、賃貸借契約により調達した情報システムの撤去に係る会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア　撤去に係る契約を原則として賃貸借契約から分離することとし、撤去に係る契約を締結する各自衛隊等に対して、仕様書を作成させたり、撤去の定義を示したりすることなどにより、撤去に係る作業内容等が明確になるよう周知した。

イ　撤去に係る契約を締結する各自衛隊等の支担官等に対して、契約相手方から撤去に係る作業実施計画を提出させるよう仕様書等に規定させるなどして、支担官等において撤去に係る日程を把握できるようにした。

ウ　使用責任者等に対する受領検査業務講習の内容を充実したり、その受講者の対象に上級部隊等を含めたりすることなどにより、各自衛隊等に対して、使用責任者等が担う支担官等の補助者としての責務について周知徹底を図った。

（3）　対紫外線用の偽装網について、積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成し、効率的に配備されるよう改善させたもの

会　計　名	一般会計
部　局　等	陸上幕僚監部
物品の分類	(分類)防衛用品　(区分)非消耗品
偽装網の概要	空中、地上等からの偵察に対して装備品等を秘匿するために、装備品等を覆うなどして使用するもの
21駐屯地等に配備された偽装網の数量及び物品管理簿価格	6,044セット　63億4924万余円(令和2年4月1日現在)
上記のうちⅤ型偽装網が配備された12駐屯地の偽装網の数量及び物品管理簿価格	778セット　3億6111万余円
上記のうち効率的に配備されていなかった偽装網の数量及び物品管理簿価格	60セット　2155万円

1 偽装網等の概要

(1) 偽装網の概要

陸上自衛隊は、空中、地上等からの偵察に対して装備品、人員、施設等を秘匿するために、これらを覆うなどして使用する偽装網を装備し、偵察手段に対応した複数の種類の偽装網を使用している。主な偽装網は、対赤外線用のⅡ型、対レーダー波用のⅢ型及び積雪地で使用することが想定されている対紫外線用のⅤ型の3種類となっていて、大きさの異なる単品を組み合わせて、それぞれ1号から5号までの大きさのセット品として管理している。

(2) 偽装網の配備等の概要

陸上自衛隊は、偽装網の配備について、「陸上自衛隊補給管理規則」(平成19年陸上自衛隊達第71－5号)等に基づき、基準表に示す数量によることとしている。そして、この数量は、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)が装備品の種類及び数量並びに部隊等の特性を考慮するなどして毎年度算定することとしている。上記の主な偽装網のうち、Ⅴ型の偽装網について、陸幕は、積雪地で使用することが想定されていることから、原則として、陸幕が定める「陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達」(昭和40年陸上自衛隊達第110－1号)にある積雪地教育訓練基準において積雪地における訓練の目標等が定められている部隊等(以下「積雪地部隊」という。)に優先的に配備することにしている。また、火器、車両、誘導武器等の各装備品に対応する偽装網の種類、大きさ、数量等については、陸上自衛隊補給統制本部が作成する補給カタログにより定められている。

そして、「偽装網の管理要領について(通達)」(平成29年陸幕通電第29号)(以下「管理要領」という。)によれば、部隊等は、上記のように配備された偽装網について、関係帳簿を作成し、偽装網の種類、規格、製造年月、当該偽装網に対応する装備品を記載することなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、偽装網は部隊等の特性を考慮した上で効率的に配備されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、令和2年4月1日時点で21駐屯地等に配備されている偽装網6,044セット(物品管理簿価格計63億4924万余円)を対象として、陸幕及び方面総監部、補給処、部隊等が所在する16駐屯地(注1)等において、管理簿等により偽装網の配備状況等について確認するなどして会計実地検査を行い、また、方面総監部、補給処、部隊等が所在する5駐屯地(注2)について、管理簿等の偽装網の配備状況に係る関係書類等を徴するとともに、陸幕に上記の21駐屯地等における偽装網の配備状況等に関する調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注1) 16駐屯地等　青森、弘前、霞ヶ浦、練馬、駒門、福知山、桂、伊丹、徳島、前川原、目達原、別府、川内、那覇各駐屯地及び知念、八重瀬両分屯地

(注2) 5駐屯地　札幌、島松、仙台、朝霞、健軍各駐屯地

(検査の結果)

検査したところ、Ⅴ型の偽装網について、次のような事態が見受けられた。

前記のとおり、Ⅴ型の偽装網について、陸幕は、積雪地で使用することが想定されていることから、原則として、積雪地部隊に優先的に配備することにしている。

そこで、補給カタログでＶ型の偽装網の対象とされている装備品に対するＶ型の偽装網の配備状況について確認したところ、２年４月１日時点で21駐屯地等のうち12駐屯地において778セット(物品管理簿価格計３億6111万余円)配備されていた。そして、これらの778セットの配備先についてみると、718セットは積雪地部隊が所在する６駐屯地(注３)における装備品に対して配備されていたが、装備品の数に対して偽装網のセット数が下回る状況となっていた。

一方、残りの60セット(物品管理簿価格計2155万余円)は、表のとおり、積雪地部隊が所在しない６駐屯地(注４)における装備品に対して配備されていた。陸幕は、これらの60セットの偽装網が配備されている６駐屯地に所在する部隊は、積雪地部隊ではないものの、有事の際等において積雪地で行動する可能性も考えられることから、これらの部隊に配備する必要があるとして、２年４月１日まで配備し続けていた。

(注３)　積雪地部隊が所在する６駐屯地　　札幌、島松、青森、弘前、仙台、福知山各駐屯地

(注４)　積雪地部隊が所在しない６駐屯地　　駒門、伊丹、健軍、別府、川内、那覇各駐屯地

表　積雪地部隊が所在しない駐屯地におけるＶ型偽装網の配備状況　　(単位：セット、円)

駐屯地名	所在地	偽装網の種類	偽装網数(A)	偽装網の物品管理簿価格(単価)(B)	効率的に配備されていなかった偽装網の物品管理簿価格(A×B)
駒門駐屯地	静岡県 御殿場市	Ｖ型２号	2	304,600	609,200
伊丹駐屯地	兵庫県 伊丹市	Ｖ型１号	2	115,600	231,200
		Ｖ型２号	1	304,600	304,600
		Ｖ型３号	10	544,300	5,443,000
		Ｖ型４号	2	696,000	1,392,000
健軍駐屯地	熊本県 熊本市	Ｖ型３号	2	544,300	1,088,600
別府駐屯地	大分県 別府市	Ｖ型２号	3	304,600	913,800
川内駐屯地	鹿児島県 薩摩川内市	Ｖ型２号	2	304,600	609,200
那覇駐屯地	沖縄県 那覇市	Ｖ型２号	36	304,600	10,965,600
計			60	―	21,557,200

しかし、近年調達されたＶ型の偽装網の配備状況をみたところ、陸幕は、直近５年間(平成27年度から令和元年度まで)の契約による調達数量290セットのうち、元年度までに納入された223セットを全て積雪地部隊へ配備していて、積雪地部隊ではない部隊等へは配備していなかった。このような配備状況となっている理由は、陸幕によれば、安全保障環境の変化等によるものとしていた。このように、Ｖ型の偽装網の配備については、積雪地部隊を優先することにしていて、近年は安全保障環境の変化等を踏まえたものとなっているのに、管理要領には再配分の手続が定められておらず、陸幕は前記の積雪地部隊が所在しない６駐屯地に配備された60セットについて、部隊等の特性を考慮した積雪地部隊への再配分等を行っていなかった。

なお、積雪地部隊が所在しない6駐屯地におけるⅤ型の偽装網の平成29年度から令和元年度までの間の訓練での使用状況をみたところ、駒門駐屯地を除く5駐屯地では使用されていなかった。

以上のように、Ⅴ型の偽装網を優先的に配備することにしている積雪地部隊においてⅤ型の偽装網が不足している一方、積雪地部隊ではない部隊に配備し続けていて、偽装網(60セット、物品管理簿価格2155万余円)の配備が部隊の特性に対応したものとなっていないのに、積雪地部隊に再配分するなどして偽装網を効率的に配備することができていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸幕において、Ⅴ型の偽装網について、積雪地部隊に再配分するなどして効率的に配備する必要性についての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕は、2年9月に、Ⅴ型の偽装網の積雪地部隊への再配分等について管理要領に規定するとともに、配備が部隊等の特性に応じたものとなるよう再配分の計画を作成して積雪地部隊へ速やかに再配分することとし、Ⅴ型の偽装網が効率的に配備されるよう処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

〔平成23年度決算検査報告693ページ参照
平成24年度決算検査報告633ページ参照
平成25年度決算検査報告722ページ参照
平成26年度決算検査報告630ページ参照
平成27年度決算検査報告607ページ参照
平成28年度決算検査報告546ページ参照
平成29年度決算検査報告538ページ参照
平成30年度決算検査報告550ページ参照〕

1　本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を

反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」という。)により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2　当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度から27年度までに、テレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、2年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

第14　内閣（内閣官房）、（第４　総務省）

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について

（平成30年度決算検査報告554ページ参照）

１　本院が求めた是正改善の処置及び表示した意見

内閣官房に設置されている情報通信技術（IT）総合戦略室は、ITの活用に係る総合調整等を行っている。そして、平成27年4月から施行されている「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（30年3月に「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に名称変更。以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、政府情報システムの整備及び管理に係る個々のプロジェクトを全体的かつ適正に管理するための仕組みとして、各府省及び政府全体のITガバナンス体制が構築されている。また、27年5月に日本年金機構から年金個人情報が不正に外部に流出した事案が発生したことを受けて、同年7月にサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示として各府省に通知された「緊急対応策の実施等について」を踏まえて、総務省は、政府共通プラットフォーム（以下「政府共通PF」という。）上で運用される政府情報システム等のために、インターネット等から完全に遮断した情報セキュリティ水準の高い環境（以下「セキュアゾーン」という。）を整備し、29年4月から運用している。しかし、総務省において、セキュアゾーンの整備に当たり、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を十分に行わなかった結果、セキュアゾーンが本来の目的で利用されず31年3月に廃止され、本来の事業効果が発現していない事態、また、内閣官房において、予算の把握に基づく調査、調整等が十分でないなど、ITガバナンスが十分に機能していない事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣及び総務大臣に対して令和元年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示した。

ア　総務省において、政府共通PFの整備、機能追加等の実施前に、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にすること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

イ　内閣官房において、政府全体のITガバナンス体制を強化するために、特に、情報セキュリティ対策等のように、早急な対応が求められるため、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際にも、これらに対する一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を、標準ガイドライン等に明確化した上で各府省に周知徹底すること（同法第36条の規定により意見を表示したもの）

２　当局が講じた処置

本院は、内閣官房及び総務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣官房及び総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　総務省は、元年12月に、第二期の政府共通PFの整備・運用等に係るプロジェクト計画書において、政府共通PFの整備、機能追加等に係る予算要求前、予算要求時、予算執

行前及び運用時の各段階で、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための検証手続を明確にして、プロジェクトの関係者に周知した。さらに、当該検証手続の確実な実施を担保するために、同省は、２年９月に上記のプロジェクト計画書を改定し、検証結果を取りまとめた資料等を作成して内閣官房に提出してレビューを受け、これに適切に対応することとするなどの運用を行うこととした。

イ　内閣官房は、２年３月に、標準ガイドライン等において、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際も含めて、予算要求前から執行の段階まで年間を通じた一元的なプロジェクト管理を行うことを明記するとともに、同年４月に具体的な実施要領を作成したり、同年５月に各段階の検証に用いるチェックリストを作成したりしてその手順を明確化した上で、各府省に周知徹底した。

（第２　内閣府（内閣府本府）、第４　総務省）

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について

（平成30年度決算検査報告562ページ参照）

１　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下「交付税法」という。）等に基づき、市町村が中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象として特別交付税（以下「中活ソフト特別交付税」という。）を交付している。市町村は、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について、中活ソフト事業として中心市街地の活性化に関する施策を推進するための基本計画に位置付けて内閣総理大臣の認定を受けるとともに、国から交付される国庫補助金等を伴うなど中活ソフト事業に該当しない事業を除外したり、国以外の公的機関から交付を受ける助成金等の額を控除したりして算定した中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費（以下「一般財源所要額」という。）を算定資料等に記載することとなっている。そして、総務省は、都道府県の審査を経た算定資料等における一般財源所要額（以下「報告額」という。）をもって中活ソフト特別交付税の額を算定して交付することとなっている。また、総務省及び都道府県は、地方交付税の交付後に、算定に用いた資料に関する検査（以下「交付税検査」という。）を行うこととなっている。さらに、総務省は、報告額が実際に要した経費を著しく上回ったことなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該年度の特別交付税の額から総務大臣が調査した額を控除（以下「減額調整」という。）することとなっている。しかし、中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどしていて中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態、中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない事態及び交付税検査が実質的に行われていない事態が見受けられた。

したがって、次のとおり、内閣総理大臣に対して令和元年10月に改善の処置を要求し、総務大臣に対して同月に是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求した。

ア　総務省において、中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどしていて中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について速やかに減額調整を行うこと（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　内閣府において、①市町村に対して、基本計画については総務省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底すること、②市町村が、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう総務省と連携して「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」（以下「申請マニュアル」という。）を見直すなどすること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

また、総務省において、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　総務省において、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費について報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

エ　総務省において、交付税検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

2　当局の処置状況

本院は、内閣府本府及び総務本省から関係資料の提出を受けるなどして、その後の処置状況について検査した。

検査の結果、内閣府及び総務省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

1のイについては、内閣府は、元年10月までに、①市町村に対して事務連絡を発して、基本計画については総務省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底し、②市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう、総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどした。また、総務省は、2年8月までに、算定資料の様式について、記載要領を充実させたり、チェック欄を設けたりするなどして、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう、それぞれ事務連絡を発して周知徹底した。

1のウについては、総務省は、元年度特別交付税12月分について、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費の報告を求めて把握し、当該報告に基づき減額調整を行う必要性について検討していた。

1のエについては、総務省は、2年8月までに、交付税検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領を定めるなどした。

一方、1のアについては、総務省は、元年12月までに、都道府県及び市町村に対して事務連絡を発して、中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、交付税法の規定により減額調整の対象外となる平成26年度交付分を除いて報告を求めていた。そして、同省は、報告された過大交付額について、同省が事業ごとに交付額が過大となった経緯等を勘案して減額調整を行わないとしたものを除き、令和元年度特別交付税の算定において減額調整を行った上で、引き続き、報告漏れがあった一部の事業について事実関係を確認するなどして、2年度特別交付税の算定において適切に減額調整を行うこととしている。

（第７　文部科学省、第８　厚生労働省）

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

（１）（２）　認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について

（平成30年度決算検査報告571ページ参照）

１　本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

文部科学省及び厚生労働省は、認定こども園等の施設を整備することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成（以下、造成された基金を「安心こども基金」という。）に必要な経費等として、子育て支援対策臨時特例交付金等を交付している。そして、都道府県は、安心こども基金から取り崩した助成金を実施主体に交付することなどにより、認定こども園等の施設整備事業を実施している。助成金等の額は、本体工事費等の対象経費の実支出額の合計額等と、所定の方法により算定した補助基準額の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とすることなどとなっている。しかし、増築等の場合における補助基準額が過大に算定され助成金の額が過大に算定されている事態及び認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの施設整備事業（以下「幼保両事業」という。）を同時に行う場合の太陽光発電設備等を整備する特殊附帯工事に係る補助基準額等（以下「特殊附帯基準額」という。）について、１施設当たりの特殊附帯基準額の算定方法が適切なものとなっていないことにより、助成金等の額の算定が適切に行われていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対して令和元年６月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求した。

ア　助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る９都府県に対して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金の安心こども基金への返還を求めること（会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの）

イ　都道府県に対して、増築等の場合における補助基準額の算定方法を明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの）

ウ　幼保両事業を同時に行う場合において、１施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定するなどの具体的な算定方法について、文部科学省と厚生労働省が協議して検討すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの）

２　当局が講じた処置

本院は、文部科学本省及び厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省及び厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　元年７月に助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る９都府県に対して事務連絡等を発して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、

返還が必要となる助成金について、速やかに安心こども基金に返還されるよう必要な手続をとることを求めた。そして、9都府県は16実施主体から改めて実績報告を受けるなどしており、その結果、助成金の返還が必要となった8都県は、安心こども基金への返還手続を行った。

イ　元年7月に都道府県に対して事務連絡を発して、増築等の場合における補助基準額の算定方法について、算定式及び事例により明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底した。

ウ　幼保両事業を同時に行う場合において、1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう具体的な算定方法について検討するなどした。そして、2年1月に都道府県に対して事務連絡を発して、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定する方法等を周知するとともに、同年4月及び6月に子育て支援対策臨時特例交付金等の運営について定めた要領等を改正して当該算定方法等を明記した。

第２節　団体別の検査結果

第１　日本私立学校振興・共済事業団

不　当　事　項

補　　助　　金

(174) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの

科　　目	(助成勘定)交付補助金
部　局　等	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事業主体	学校法人新潟青陵学園
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	377,584,000 円(平成 29 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	1,814,000 円(平成 29 年度)

１　補助金の概要

(1)　補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注)　私立大学等　　私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2)　補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア　申請年度の５月１日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ　学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)等(以下「配分基準等」という。)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3)　一般補助

事業団は、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を、次のとおり算定することとなっている。

すなわち、経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数等に所定の補助単価を乗ずるなどして算定した補助金の基準額に、各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率を乗ずるなどして得られた金額を合計することとなっている。ただし、専任教員等のうち助教及び助手については、申請年度の4月1日から3月31日までの間に育児休業等により勤務しない期間がある場合、5月1日現在で、その期間が育児休業の届出等により6か月を超えると判断される者は、補助金の基準額の算定対象とすることができないこととなっている。

(4)　特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援」があり、これは、経済的に修学困難な学生(外国人留学生を除く。)に対し、入学料・授業料減免等の給付事業又は利子負担事業を実施している私立大学等に対して、当該事業に係る所要経費の2分の1以内の額の増額を行うものである。

そして、事業団は、配分基準等に基づき、各学校法人から算定対象となる申請年度の4月1日から9月30日までの支出額と10月1日から3月31日までの見込額を合算した所要経費の見込額等を記載した算定資料を提出させて、特別補助の額を算定することとなっている。ただし、見込額等に比べて実際の所要経費が減少した場合は、実績額を報告させて、特別補助の額の減額を行うこととなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における専任教員等の数は適切に算定されているか、特別補助の算定対象となる経費は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が平成29、30両年度に補助金を交付している643学校法人のうち21学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

学校法人新潟青陵学園(29年度補助金交付額377,584,000円)は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学における29年度の算定対象となる29年5月1日現在の専任教員等の数77名(うち助手5名)について、申請年度に育児休業を取得していて勤務しない期間が6か月を超えると判断される算定対象とならない助手1名を含めていた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学短期大学部における29年度の「授業料減免事業等支援」に係る所要経費について、学生89名の授業料減免に係る見込額等を記載していた。しかし、上記学生89名の中には、29年9月30日付けで退学した2名が含まれていて、当該2名については、29年度後期分の授業料が徴収されていないため、その分に係る授業料減免の支出実績がなくなったのに、上記の所要経費には、当該2名に係る見込額が含まれていた。そして、見込額等に比べて実際の所要経費が減少していたのに、実績額を報告していなかった。

そして、事業団は、同学校法人から提出されたこれらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。

したがって、一般補助の算定対象とならない専任教員等を除外し、また、特別補助の算定対象とならない所要経費を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は375,770,000円となり、1,814,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしていたこと、事業団において同学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

第2　日本中央競馬会

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

事業外用地の有効利用及び処分について

（平成30年度決算検査報告591ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、競馬場のスタンド用地、馬場用地等の直接事業運営の用に供している土地（以下「事業用地」という。）及び舎宅用地、寮用地等の事業用地以外の土地（以下「事業外用地」という。）を保有している。そして、競馬会本部は、毎事業年度、所有地の現況を把握し適切な資産管理がされるよう、土地の利用状況に関する調査（以下「調査」という。）を実施しており、調査では、10競馬場、7附属機関等の事業所が競馬会本部に対して、保有する事業用地及び事業外用地の面積並びに利用状況を報告することになっている。また、競馬会は、保有する土地等の不動産のうち、当初の利用目的を達成し、今後とも事業の用に供することが見込めないものについては、維持保全経費の負担もあることから、逐次売却等の処分を進めることとする指針を示している。しかし、利用されていない事業外用地（以下「未利用地」という。）を適切に把握していない事態及び利用計画又は処分方針を策定しないまま未利用地を保有し続けている事態が見受けられた。

したがって、競馬会において、調査により、事業外用地のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう、日本中央競馬会理事長に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2　当局が講じた処置

本院は、競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、元年12月、2年3月及び6月に各事業所に対して通知を発するなどして、2事業年度の調査から様式等の変更を行って、事業外用地のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、毎事業年度末に利用方針又は売却等の処分方針を策定し、当該利用方針等に沿って利用計画を策定したり、売却等に必要な手続を実施したりする体制を整備して、未利用地の利用又は処分を図る処置を講じていた。

第3　日本年金機構

不　当　事　項

不　正　行　為

(175) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部　局　等	日本年金機構米沢年金事務所
不正行為期間	平成29年1月～31年3月
損害金の種類	厚生年金保険保険料、健康保険保険料等
損　害　額	11,818,812円

本院は、日本年金機構(以下「機構」という。)米沢年金事務所(以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、厚生年金徴収課の職員齋藤某が、厚生年金保険保険料、健康保険保険料等の収納事務に従事中、平成29年1月から31年3月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険保険料、健康保険保険料等を国庫に払い込まずに、計11,818,812円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、令和2年9月末現在で5,821,500円が同人の家族から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定)　(項)基礎年金給付費 (国民年金勘定)　(項)国民年金給付費 (厚生年金勘定)　(項)保険給付費 〔平成19年度から26年度までは、厚生労働省所管 年金特別会計(基礎年金勘定)　(項)基礎年金給付費 (国民年金勘定)　(項)国民年金給付費 (厚生年金勘定)　(項)保険給付費〕

	18年度以前は、 厚生労働省所管 国民年金特別会計（基礎年金勘定）　（項）基礎年金給付費 （国民年金勘定）　（項）国民年金給付費 厚生保険特別会計（年金勘定）　（項）保険給付費
部局等	厚生労働本省（平成21年12月31日以前は社会保険庁） 日本年金機構（平成22年1月1日以降）
厚生年金保険等の事業に関する事務の一部を委任又は委託している相手方	
年金給付の過払いの返還請求に係る事務処理の概要	年金給付に係る事務において、事務処理誤りによる裁定等が判明した場合に行う、再裁定等をするための返納勧奨及び再裁定等の手続に必要な事務並びに返還金の額の確定等を行うもの
検査の対象とした過払いの件数	178件
上記のうち完了期間内に事務処理が完了していなかったため過払い年金の全部又は一部について消滅時効期間が経過して返還請求が行えなくなっていた過払いの件数	68件
上記について完了期間内に事務処理が完了していれば返還請求等が可能であった過払い年金額（試算額）	1億7885万余円
上記について日本年金機構が実際に返還請求を行った過払い年金額	1億3540万余円
実際に返還請求を行った過払い年金額と返還請求等が可能であった過払い年金額との差額（試算額）	4345万円（平成18年度～27年度）

【是正改善の処置を求めたものの全文】

年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について

（令和2年10月20日付け　厚生労働大臣
日本年金機構理事長宛て）

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 過払い年金に係る返還請求事務の概要

(1) 厚生労働省及び日本年金機構における過払いに係る再裁定等の事務の概要

厚生労働省は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等に基づき、被保険者の老齢、障害又は死亡に関し、被保険者等に対して老齢厚生年金等各種の年金給付を行っている。各種の年金は、年金の給付を受ける権利を有する者からの請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定(注1)することにより支給されることとなっている。

日本年金機構(以下「機構」という。)は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)、厚生年金保険法等に基づき、厚生労働省の監督の下で、同省から委任又は委託を受けて、これらの年金給付に係る事務を行っている。そして、年金給付に係る事務において機構が年金受給権の発生年月日の入力を誤るなどした事務処理誤りによる裁定等が判明し、これに伴う過払い(以下「過払い」という。)が生じていた場合には、事務処理誤りによる裁定等に基づき支払われた年金額と厚生年金保険法等に基づき正しく計算された年金額との差額(以下「過払い年金」という。)は、法律上の原因がなく支払われたものとなるため、民法(明治29年法律第89号)に基づく不当利得として返還を求めることとなる。この場合、機構は、受給権者への再裁定(注2)又は裁定の取消しなど(以下「再裁定等」という。)に係る勧奨及び再裁定等の手続に必要な事務を行って、過払い年金に係る返還金の額の確定等の事務を行っている。

(注1) 裁定　　年金の給付を受ける権利があることを確認すること

(注2) 再裁定　　過去に行った裁定を変更すること

また、上記の返還金は、国の歳入となることから、厚生労働省の歳入徴収官は、機構本部(以下「本部」という。)から債権の発生の通知を受けて、歳入の調査決定を行うなどしている。なお、受給権者等への納入告知書の送付等の事務は機構が行っている。

(2) 機構における過払い判明後の事務処理の流れ

過払いが判明した場合の事務処理の流れは、機構が定めた「誤裁定に係る再裁定及び返納勧奨に関する事務処理要領」(以下「事務処理要領」という。)に基づき、原則として次のとおりとなっている(図参照)。

① 年金事務所等は、過払いの判明後、過払い年金の返納見込額を算出し、受給権者等に対して面談での返納勧奨を少なくとも1回行う。

② 年金事務所等は、返納勧奨を行っても受給権者等から返納の承諾が得られない場合には、回答期限を定めて再裁定等に関する予告を行った上で、なお返納の承諾が得られない場合には、本部に対し再裁定等の進達を行う。

③ 本部は、年金事務所等からの進達に基づき、職権による再裁定等の手続を行い、確定した年金額に基づき過払い年金の返納金額を算出し、年金事務所等に対し、算出した返納金額を通知する。

④ 年金事務所等は、職権による再裁定等後に再び郵送又は訪問により返納勧奨を行い、回答期限までに返納の承諾が得られない場合には、受給権者等に対して納入告知の予告を行う。

⑤　年金事務所等は、納入告知の予告を行った後、受給権者等から回答期限までに返納の承諾が得られない場合には、納入告知の依頼を本部に進達する。

⑥　本部は、納入告知の依頼により、歳入徴収官宛てに返納金債権の発生を通知するとともに、納入告知書を作成し、年金事務所等に送付する。

⑦　年金事務所等は、納入告知書を速やかに受給権者等に送付する。

なお、①又は②において、返納の承諾が得られた場合は、年金事務所等は、本部に対して再裁定等の進達を行い、進達を受けた本部は、再裁定等の手続を行った上で、納入告知書の作成又は支払調整(注3)の手続を行うこととされている。

(注3)　支払調整　　受給権者等に支払われる年金額から返納金額を差し引き調整すること

図　過払い判明後の事務処理の流れ及び各手続に必要な期間

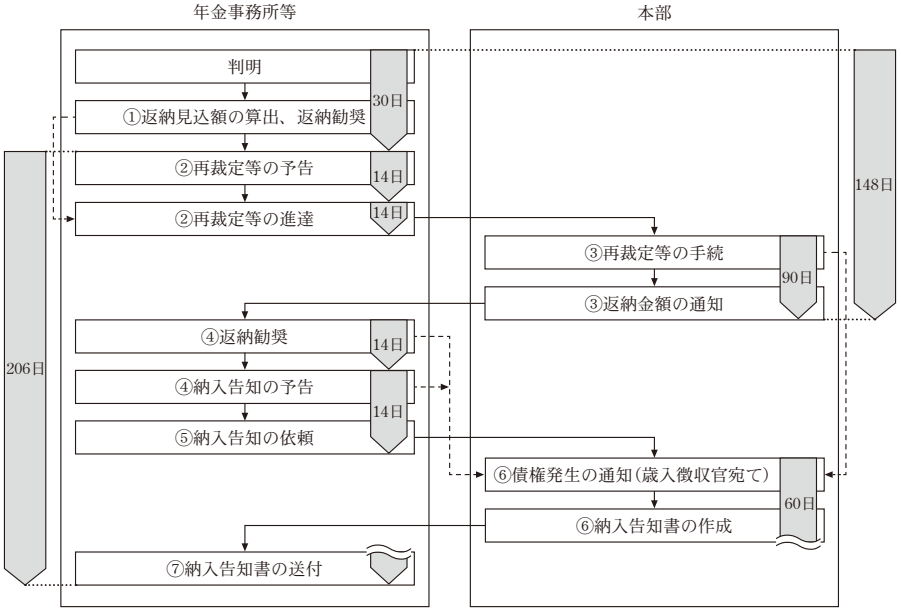

注(1)　本図は、事務処理要領等を基に本院が作成した。

注(2)　破線矢印は各手続中に受給権者等から返納の承諾が得られた場合の流れを示す。

そして、機構は、上記の各手続に必要な期間を事務処理要領で定めるなどしており、過払いの判明から納入告知等までの事務処理(以下「返還請求に係る事務処理」という。)については、①の返納勧奨(返納勧奨の対象者が死亡している場合は初回の返納勧奨書類の郵送)までを30日以内に行い、①の返納勧奨後から⑦の納入告知書の送付までを最長でも206日(①又は②により受給権者等から返納の承諾が得られた場合はその後の返納勧奨等が不要となるため、承諾から⑦の納入告知書の送付までを164日)以内に完了することなどとしている(以下、返還請求に係る事務処理を完了することとしている期間を「完了期間」という。)。このうち、過払いの判明から③の再裁定等の手続までは、少なくとも148日以内(以下「再裁定等期間」という。)に行うことなどとしている。

(3)　機構における過払い判明後の事務処理の進捗管理

日本年金機構組織細則(平成23年細則第26号)によれば、本部は、年金事務所等における情報共有、諸規程、指示等の遵守の徹底を図ることとされている。

そして、事務処理要領によれば、過払いが判明した場合には、年金事務所等において、過払いを受けた受給権者等の情報、各手続を行った年月日を進捗管理簿に登録して進捗管

理を行うとともに、関係部署と必要な情報を共有することとされている。また、年金事務所等は、上記の処理に加え、「事件・事故・事務処理誤り対応要領」(平成22年要領第20号。以下「対応要領」という。)に基づく対応も併せて行うこととされており、対応要領において、年金事務所等は、本部に対し、過払いの判明日の翌営業日以内に第一報を報告し、その後返還請求に係る事務処理に進展があった場合は、適宜その旨を報告することとなっている。一方、進展がない場合であっても、前回の報告から1か月経過するごとに報告(以下、返還請求に係る事務処理に進展があった場合の適宜の報告と前回の報告から1か月経過するごとの報告を合わせて「月次報告等」という。)を行い、返還請求に係る事務処理が完了した場合は、完了報告を行うこととなっている。また、完了報告を受けた本部は、当該事案について機構のホームページ上で公表している。

(4) 過払い年金の返還に係る消滅時効

会計法(昭和22年法律第35号)によれば、金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、これを行使することができる時から5年間行使しないときは時効によって消滅することとされていることから、国は、5年間の消滅時効期間を経過した過払い年金について、返還請求を行えないこととなる。

なお、国が行う納入の告知は、同法において時効の更新(令和2年3月以前は時効の中断)の効力を有するものであると定められている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、5年を経過した過払い年金については返還請求を行えなくなることから、機構は、返還請求に係る事務処理全体の進捗管理を適切に行って、返還請求に係る事務処理の遅延により消滅時効期間が経過しないよう、本部と年金事務所等が連携して迅速かつ適切に返還請求に係る事務処理を行う必要がある。

そこで、本院は、合規性等の観点から、返還請求に係る事務処理が事務処理要領等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省、本部、73年金事務所及び6事務センターにおいて会計実地検査を行った。

検査に当たっては、機構が対応要領に基づいてホームページ上で公表した平成28年度から令和元年度までの過払いの事案のうち、影響金額(注4)200万円以上の178件について、年金事務所等から本部への報告書類を確認するなどして検査した。

(注4) 影響金額　受給権者等に対して金銭的な影響があったとして機構が公表した過払いに係る返還金額等の金額

(検査の結果)

上記の178件について、返還請求に係る事務処理に要した期間を確認したところ、このうち93件は完了期間内に事務処理が完了しておらず、中には完了期間を5年超過しても事務処理が完了していなかったものも見受けられた(表1参照)。

表1　完了期間に対する超過期間　(単位：件)

超過期間	6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上	計
完了期間内に事務処理が完了していなかったものの件数	50	19	8	8	4	3	1	93

このことから、上記93件の返還請求に係る事務処理の経過について確認したところ、このうちの7割以上となる70件は、前記のとおり、年金事務所等において、受給権者等が返納勧奨等に応じない場合に所定の待機期間を経て速やかに本部に対して再裁定等の進達を行う必要があったにもかかわらず、これを行っていないなどのため、再裁定等期間を超過して再裁定等が行われるなどしており、その半数が6か月以上の超過となっていて、返還請求に係る事務処理全体の遅延の大きな要因となっていた。

そして、このような事務処理の遅延により完了期間内に事務処理が完了していなかった前記の93件のうち68件については、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっており、この68件について、完了期間内に事務処理が完了していれば返還請求等が可能であった過払い年金額を本院が試算したところ、計1億7885万余円となり、実際に返還請求を行った計1億3540万余円との差額は4345万余円（平成18年度から27年度までの支給分）となっていた（表2参照）。

表2　返還請求を行えない状況となっていた過払い年金額等

区　　分	件数（件）	返還請求を行った額 (A)（千円）	返還請求等が可能であった額（試算） (B)（千円）	返還請求を行えなくなっていた過払い年金額（試算） (B)−(A)（千円）	返還請求を行えなくなっていた過払い年金の支給年度
過払い年金の全部について消滅時効期間が経過したもの	3	—	8,958	8,958	平成18～25年度
うち、年金事務所等から本部に対する再裁定等の進達が行われなかったもの	2	—	4,330	4,330	18～22年度
うち、再裁定等の後、年金事務所から本部に対する納入告知の依頼の進達が行われなかったもの	1	—	4,628	4,628	20～25年度
過払い年金の一部について消滅時効期間が経過したもの	65	135,408	169,900	34,491	18～27年度
合　　計	68	135,408	178,858	43,450	

（注）　金額は、表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても合計欄と一致しないものがある。

そこで、年金事務所等及び本部における返還請求に係る事務処理の進捗管理の方法等について確認したところ、事務処理要領によれば、年金事務所等は、返納勧奨、再裁定等に係る事務の実施日等を進捗管理簿に登録して進捗管理を行うとともに、関係部署と必要な情報を共有することとされているが、この情報共有を行う関係部署の範囲、共有方法、本部の役割及び情報を活用した進捗管理の具体的な方法等については事務処理要領に明確に定められていなかった。また、対応要領において年金事務所等が本部に対して行うこととされている月次報告等には返還請求に係る事務処理の進捗状況に係る情報も記載されているが、対応要領には本部における月次報告等の進捗管理に関する活用等については具体的に定められていなかった。このため、本部は、返還請求に係る事務処理について、年金事務所等からの情報提供や月次報告等を活用した進捗管理を行っておらず、過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えない状況となっていることを把握していなかった。

また、厚生労働省は、機構から債権の発生の通知を受けて歳入の調査決定を行うなどしているのに、前記の事態について、機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理の実施に関し必要な指導監督を行っていなかった。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

小倉北年金事務所は、平成25年7月に、同年6月に死亡した年金の受給権者Aに対して、2年8月から25年6月まで過払いがあったことを確認したため、Aの遺族に対して返納勧奨を開始した(完了期間の期限である26年3月までに事務処理を完了することにより返還請求が可能であった過払い年金額462万余円(21年4月から25年6月までの支払分))。

しかし、同年金事務所はAの遺族から返納の承諾が得られなかったのに、その後の手続を事務処理要領に従って行っていなかった。その結果、本部に再裁定等の進達を行ったのは、過払いの判明後3年以上が経過した28年12月であった。また、上記再裁定等の進達を受けた本部からの返還金額の通知は29年2月に行われていたが、当該通知を受けた同年金事務所は本部によって納入告知が行われたものと誤認して、本部に対する納入告知の依頼を進達しないまま、29年3月に誤って完了報告を行っていた。一方、本部は進捗管理を適切に行っておらず、完了報告の内容を十分に確認していなかったことから、同年金事務所に対して事務処理の遅延や誤って完了報告を行ったことについて必要な指示等を行っていなかった。

そして、納入告知が行われないまま、30年6月に、過払い年金の全部について、5年間の消滅時効期間が経過して返還請求が行えなくなっていた。

(**是正改善を必要とする事態**)

過払い年金の返還請求に係る事務処理について、年金事務所等において再裁定等の進達等の手続が事務処理要領に基づいて行われていないなどしていたり、本部において進捗管理が行われていなかったりしているため、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われずに、返還請求等が可能であった過払い年金の全部又は一部について5年間の消滅時効期間が経過して、返還請求が行えなくなっている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

(**発生原因**)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア　年金事務所等において、過払い年金に係る消滅時効期間が経過しないよう事務処理要領に基づいて返還請求に係る事務処理を実施することについての理解が十分でないこと

イ　本部において、返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどしておらず、年金事務所等の返還請求に係る事務処理の進捗管理を適切に行うとともに適時に必要な指示を行うための仕組みを整備する必要性についての認識が欠けていること

ウ　厚生労働省において、機構に対して、過払い年金の返還請求に係る事務処理を迅速かつ適切に実施するよう必要な指導監督を行うという認識が欠けていること

3　本院が求める是正改善の処置

過払い年金を受給権者等から迅速かつ適切に徴収することは、年金給付の適正性及び公平性を確保するために重要であり、過払いが判明した場合には、返還請求に係る事務処理の遅

延により消滅時効期間が経過しないよう、本部と年金事務所等が連携して迅速かつ適切に返還請求に係る事務処理を行う必要がある。

ついては、厚生労働省及び機構において、今後、過払い年金の返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア　本部において、年金事務所等に対して返還請求に係る事務処理を事務処理要領に基づいて実施するよう周知徹底すること

イ　本部において、返還請求に係る事務処理について進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、年金事務所等の返還請求に係る事務処理の進捗管理を適切に行うとともに適時に必要な指示を行うための仕組みを整備すること

ウ　厚生労働省において、ア及びイの処置を適切に行うよう、機構に対して必要な指導監督を行うこと

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

届け書等の配送業務について

（平成30年度決算検査報告606ページ参照）

1　本院が求めた是正改善の処置

日本年金機構（以下「機構」という。）は、各種年金の支給等に係る業務を行うため、16事務センター及び312年金事務所を設置している。年金事務所は、事業主又は被保険者等から提出された各種の届け書や申請書等（以下「届け書等」という。）を受け付けた後、事務センターに回付することとなっており、事務センターは、回付された届け書等に不備がある場合には、年金事務所に返戻することとなっている。機構は、届け書等の回付等に係る配送業務を配送業者に委託しており、届け書等は、年金事務所又は事務センターの職員が配送用のケースに入れて配送業者に引き渡し、毎日決まった時間に、定期便により集荷され、配送されている。そして、定期便による輸送方法は、他の荷主の荷物と積み合わせて輸送する方法（以下「積合せ輸送」という。）と、配送車両を貸し切って輸送する方法（以下「貸切り輸送」という。）とがある。しかし、積合せ輸送において、届け書等を1個のケースにまとめるなどせずに種類別にケースを分けて発送していたり、事務センター内の配送先を集約していなかったりしている事態及び貸切り輸送において積合せ輸送により実施する方が低額となっていて経済的な輸送方法となっていない事態が見受けられた。

したがって、日本年金機構理事長に対して令和元年10月に、次のとおり会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

ア　年金事務所に対して、事務センターに回付する届け書等について種類が異なっていても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送するよう指示すること

イ　事務センターにおける配送業者からケースを受領した後の各フロアで行われている作業を見直すなどして、事務センター内の配送先を集約すること、また、これを踏まえて、貸切り輸送による場合の費用と積合せ輸送による場合の費用とを比較するなどの検討を行い、より経済的な輸送方法とすること

2　当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　元年11月に年金事務所に対して指示文書を発出して、年金事務所において、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっていても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送することを指示した。

イ　事務センター内の配送先を集約した上で、貸切り輸送による場合の費用と積合せ輸送による場合の費用とを比較するなどの検討を行った。その結果、貸切り輸送よりも積合せ輸送の方が経済的となったことから、2年2月以降の配送業務を積合せ輸送により実施することとした。

第4　国立研究開発法人産業技術総合研究所

意見を表示し又は処置を要求した事項

国立研究開発法人産業技術総合研究所が賃借している土地のうち有効に利用されていない土地について、賃借しないこととする土地を確定するとともに、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定するよう是正改善の処置を求め、及び保有している土地のうち有効に利用されていない土地について、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどするよう改善の処置を要求したもの

科　　目	固定資産、賃借料
部　局　等	国立研究開発法人産業技術総合研究所
九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地の賃借料	1億1408万余円（平成27年度～令和元年度）
上記のうち、有効に利用されていない土地を賃借しないこととすることで節減できた賃借料(1)	2984万円
保有している土地の令和元年度末現在の帳簿価額	1086億8777万余円
上記のうち、北海道センターにおいて有効に利用されていない土地に係る帳簿価額(2)	2億0415万円
(1)及び(2)の計	2億3399万円

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について

（令和2年10月21日付け　国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て）

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1　貴研究所が保有するなどしている資産等の概要

(1)　貴研究所における保有資産等の概要

貴研究所は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）に基づき、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、平成13年4月に旧工業技術院の15研究所と計量教習所が統合されて設立された独立行政法人である。そし

て、東京、つくば両本部のほか、国内に11研究拠点(注1)を設置するなどして研究を実施している。

貴研究所は、実物資産として、土地(帳簿価額(令和元年度末現在。以下同じ。)計1086億8777万余円)及び研究施設等の建物(帳簿価額計1148億4717万余円)を保有しており、そのほとんどは、貴研究所が設立された際に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継したものである。また、貴研究所では、必要に応じて、国からの現物出資として承継した建物の敷地となっている土地を賃借している。

(注1) 11研究拠点　北海道、東北、つくば、柏、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州各センター及び福島再生可能エネルギー研究所

(2) 施設整備計画等の概要

貴研究所では、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)に基づき策定した「第4期中長期計画」において、施設及び設備の効率的かつ効果的な維持・整備を行い、老朽化によって不要となった施設等について、計画的に閉鎖して解体することとしている。また、元年度の施設整備の基本方針等を定めた「産業技術総合研究所施設整備計画」等において、貴研究所の研究施設等の多くが築後30年以上を経過して、建物等の老朽化が進んでいる一方で、国から措置される施設整備費補助金等の予算は減少傾向にあるとしている。そして、施設の維持管理経費及び老朽化対策費は、延床面積に比例して増加することから、限られた予算の中で効率的、効果的に施設の維持・整備及び老朽化対策を実施するために、研究施設等を集約化するなどして老朽化した研究施設等を計画的に閉鎖して解体し、総延床面積の縮減を図るとしている。

(3) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、平成22年5月の通則法の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっているほか、通則法第46条の2第1項の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付すること、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

(4) 業務運営の効率化等

貴研究所は、13年の独立行政法人化以降、特に地方に所在する研究拠点等について、各地域の特性を踏まえた研究開発に特化するなど、研究テーマの選択と集中を図ることなどにより業務運営の効率化に取り組んでいる。

また、本院は、貴研究所の土地及び建物の国庫納付に向けた研究拠点等の集約化等について、利用状況が著しく低い研究拠点等の土地及び建物の国庫納付に向けた速やかな当該研究拠点等の集約化を図ったり、集約化に向けた具体的な計画を早急に策定したりなどす

るよう、23 年 10 月に貴研究所理事長に対して、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

貴研究所は、これを受けて、規程の見直しなどを行い、全国の研究拠点等の利活用状況を適時適切に把握する体制を整備し、利用率が低い研究施設等については、閉鎖の検討を行うこととするなどの処置を講じていた。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

貴研究所は、上記のとおり、利用率が低い研究施設等については、閉鎖の検討を行うとともに、前記のとおり、限られた予算の中で効率的、効果的に施設の維持・整備及び老朽化対策を実施するために、研究施設等を集約化するなどして老朽化した研究施設等を計画的に閉鎖して解体し、総延床面積の縮減を図るとしている。そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、貴研究所が保有し、又は賃借している土地及び研究施設等の建物が有効に利用されているか、研究施設等の集約化に伴って生じた利用されていない土地について売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、北海道、九州両センターにおいて、その土地及び建物を対象に、施設の配置図等の関係書類及び土地の現況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、つくば本部から見解を徴するなどして検査した。

（検査の結果）

検査したところ、北海道、九州両センターの土地の利用状況について、次のような事態が見受けられた。

⑴ 賃借している土地の一部が有効に利用されていない事態

九州センターは、新たなセンシング技術等の高度化に重点を置いた研究開発を推進するための研究拠点として、製造技術研究部門及び太陽光発電研究センターを設置するなどしている。九州センターに係る研究施設等は、貴研究所の前身である旧工業技術院の九州工業技術試験所の施設等を貴研究所が国からの現物出資として承継したものである。そして、その敷地については、同試験所が佐賀県から賃借していた県有地を貴研究所が引き続き同県と賃貸借契約を締結して賃借しており、令和元年度において、71,923.42㎡の土地を賃借している。

九州センターは、上記のとおり太陽光発電研究センターを設置しているが、平成 26 年 4 月に新たに設置された福島再生可能エネルギー研究所に再生可能エネルギー研究センターが創設されたことにより、太陽光発電に係る研究分野が九州センターと同研究所で重複することとなった。そして、27 年 1 月から同年 3 月までに研究施設等 3 棟の解体を行うなどした結果、解体後の跡地等約 18,816㎡については、更地のままとなっているなどしていて、有効に利用されておらず、また、今後の新規の研究施設等の建設予定もないなどとしていて、賃借している土地全体における位置関係、形状等を考慮しても、当該跡地等を賃借しないこととすることが可能な状況となっていた。したがって、研究施設等の解体後、27 年度当初に速やかに賃貸借契約を見直していれば、27 年度から令和元年度までの間の賃借料計 1 億 1408 万余円のうち、当該跡地等の面積に相当する賃借料計 2984 万余円が節減できたと認められる。

⑵ 保有する土地の一部が有効に利用されていない事態

北海道センターは、バイオテクノロジーを活用した物質生産技術に重点を置いた研究等を推進するための研究拠点となっている。そして、貴研究所は、その設立時に、研究開発活動に必要な資産を国からの現物出資として承継し、元年度末現在、北海道センターに係る敷地面積58,546.56㎡の土地（帳簿価額17億8000万円）及び研究施設等16棟（建築面積(注2)計10,337.71㎡）を保有している。上記土地のうち約15,896㎡は、貴研究所の前身である旧工業技術院において職員宿舎用地として使用されていたが、貴研究所に承継されて以降、平成14年12月までに同宿舎は解体され、その跡地のうち約4,917㎡には研究施設等が建設されたことは一度もなく、更地のままとなっているなどしていて、有効に利用されていなかった。また、上記の土地に通路を挟んで対向する土地約1,798㎡についても、28年12月に研究交流支援施設が解体されて以降、更地のままとなっているなどしていて、有効に利用されていなかった。

そして、これらの有効に利用されていなかった土地計約6,715㎡（帳簿価額計2億0415万余円）については、具体的な処分計画又は利用計画が策定されていない。

（注2） 建築面積　　建築物の外壁等で囲まれた部分の水平投影面積

（是正改善及び改善を必要とする事態）

九州センターにおいて、佐賀県から賃借している土地の一部が有効に利用されていないのに賃貸借契約を見直さず、当該土地に係る賃借料を支払い続けている事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。また、北海道センターにおいて、職員宿舎等を解体した跡地の一部が有効に利用されておらず、具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま保有されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴研究所において、賃借している土地について、その利用状況を的確に把握し、適時適切に賃借する土地の面積を見直すことの必要性についての理解が十分でないこと、保有している土地のうち有効に利用されていない土地について、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でないことなどによると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

貴研究所は、今後も必要に応じて研究施設等を集約化するなどして老朽化した研究施設等を計画的に閉鎖して解体することが見込まれる。また、前記のとおり、基本方針において、独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付すること、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととなっている。

ついては、貴研究所において、有効に利用されていない土地の処分又は利用が図られるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア　九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地について、敷地内の研究施設等に係る取壊し予定を踏まえ、前記の約18,816㎡を含めた賃借しないこととする土地を確定するとともに、速やかに同県と協議するなどして賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ　北海道センターにおいて有効に利用されていない土地について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合には、国庫納付等の具体的な処分計画を策定し、必要があると認められる場合には、施設整備等の具体的な利用計画を策定すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ　各地域センターにおける土地の利用状況を的確に把握して、有効に利用されていない土地がある場合には、具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどの体制を整備すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

第5　独立行政法人海技教育機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

有効に利用されていない土地及び建物について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの

科　　目	土地、建物
部　局　等	独立行政法人海技教育機構本部
有効に利用されていない土地及び建物の概要	東京都中央区内に保有している乗船事務室に係る土地 516.25㎡、建物延べ 396.36㎡
上記に係る令和2年3月31日現在の帳簿価額	土地　4億5100万円 建物　231万円 計　4億5331万円

1　機構の保有資産の概要等

(1)　保有資産の概要

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）に基づき、船員となろうとする者等に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授するなどの業務を行っている。

機構は、平成13年4月に、国の有する権利及び義務を承継して独立行政法人海員学校として設立された。独立行政法人海員学校は、18年4月に、法人の名称を「独立行政法人海技教育機構」に変更するとともに、同月に解散した独立行政法人海技大学校の権利及び義務を承継し、28年4月には、同月に解散した独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の権利及び義務を承継している。そして、独立行政法人海技大学校及び航海訓練所は、いずれも国の有する権利及び義務を承継して設立された独立行政法人であり、それぞれ、機構への承継に際し、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとするとされている。

機構は、土地（帳簿価額（令和2年3月31日現在。以下同じ。）計54億4401万余円）及び建物（帳簿価額計30億6952万余円）を保有しており、そのほとんどは、機構の業務を確実に実施するために必要な資産であるとして、国、解散した航海訓練所等から承継した政府出資に係る資産である。

(2)　保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、平成22年の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととなっているほか、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。）において、各独立行政法人の保有する施設等について、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することや、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことなどを掲げている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

独立行政法人は、上記のとおり、基本方針において、保有する施設等の必要性等について厳しく検証することなどが求められている。

本院は、有効性等の観点から、機構が保有している政府出資に係る土地及び建物は有効に利用されているか、不要財産と認められるものはないか、不要財産と認められるものについて速やかな国庫納付に向けた手続が行われているかなどに着眼して、機構が保有する政府出資に係る土地及び建物を対象として、機構本部等において図面等の関係書類及び現況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、利用状況等についての調書を徴して分析するなどして検査した。

（検査の結果）

機構は、28年4月に、航海訓練所から政府出資に係る資産として、東京都中央区勝どきに所在する乗船事務室（土地516.25㎡、建物延べ396.36㎡）を承継していた。この乗船事務室は、乗船実習において乗組員や実習生が港と沖合に停泊した練習船の間を同室の近隣に係留した交通艇により往復する際の集合場所や、1階の一部分を交通艇に係る消耗品等の倉庫として利用するなどのために保有してきたものである。しかし、港の整備が進み、練習船が岸壁に直接着岸できるようになってきたことなどから交通艇による往復の必要がなくなるなどしたため、機構は、29年4月に、同年9月末をもって交通艇を用途廃止することとする事務連絡を関係部署に発していた。

そこで、乗船事務室の利用状況をみたところ、関係資料により確認できた27年度以降では実習生等の集合場所としては利用されていなかった。また、倉庫としての利用については保管している消耗品等が少量であることから他の場所で代替可能であること、他の業務も含めて新たに利用する見込みはないことなどから、乗船事務室は、有効に利用されていない状況になっていると認められた。

しかし、機構は、乗船事務室に係る土地及び建物（土地帳簿価額4億5100万円、建物帳簿価額231万余円、計4億5331万余円）について、国庫納付に向けた手続を行わないまま保有していた。

このように、乗船事務室に係る土地及び建物が有効に利用されないまま、機構が保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、交通艇に関する業務の見直しなどにより有効に利用されていない乗船事務室に係る土地及び建物について、速やかな国庫納付に向けた手続を行うことの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、乗船事務室に係る土地及び建物について、令和２年６月に国土交通大臣に対して不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出し、国庫納付することとなるよう処置を講じた。

第6　独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（令和2年10月20日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、82ページの外務省の項に掲記）

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

（平成30年度決算検査報告121、616ページ参照）
（91ページの外務省の項に掲記）

第7　独立行政法人日本学術振興会

不　当　事　項

補　　助　　金

**(176)
(177) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの**

科　　目	(一般勘定)科学研究費補助事業費 (一般勘定)最先端研究開発戦略的強化費補助事業費
部　局　等	独立行政法人日本学術振興会
補助の根拠	独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)
補助事業者 (事業主体)	国立大学法人京都大学、研究代表者1、計2事業主体
補助事業	科学研究費補助、最先端研究開発戦略的強化費補助
上記に対する国庫補助金交付額の合計	1,580,690,760円(平成22年度～26年度)
不当と認める国庫補助金交付額の合計	471,967,556円(平成22年度～26年度)

1　補助金の概要

独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、国から交付される補助金等を財源として、独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)等に基づき、学術の振興を図るため、研究者、研究機関等の学術の研究に関し、必要な助成等を行っている。

振興会が交付する補助金のうち、科学研究費補助金の補助対象経費については、研究に使用する消耗品等(以下「研究用物品」という。)の購入費等の補助事業の遂行に必要な経費等となっている。

また、振興会が交付する補助金のうち、最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の補助対象経費については、研究設備の購入及び据付調整・附帯工事のための経費である設備整備費等となっており、その目的以外の用途に使用してはならないこととなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助事業が適切に実施されているか、交付された補助金が補助金の交付要綱等に従って適正に管理されているかなどに着眼して、振興会、振興会が補助金を交付している国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)及び京都大学に所属する研究代表者である霊長研教員A(注)において、補助金の実績報告書、契約書、仕様書、納品書等の関係書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、京都大学、霊長研教員A、計2事業主体が科学研究費補助金及び最先端研究開発戦略的強化費補助金の交付を受けて実施した事業において、補助金が過大に交付されていて、これらに係る国庫補助金471,967,556円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、霊長研教員Aにおいて、補助金の原資は税金等であ

るにもかかわらず、事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が著しく欠けていたこと、京都大学において、研究設備の内容を十分把握しないまま契約を締結したり、研究用物品の納品検査等を十分に行わなかったりしたこと、振興会において、研究機関等に対して補助金の不正使用の防止について必要な措置の導入や指導を行っていたものの、その周知徹底が十分でなかったことなどによると認められる。

これを補助金別に掲げると次のとおりである。

（1）　科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの

1件　不当と認める国庫補助金　26,224,965円

	研究機関名	補助事業者（事業主体）	年度	事業数	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金	摘要
					千円	千円	
(176)	**国立大学法人京都大学**	**霊長研教員A**	25、26	1	180,700	26,224	不適正な経理処理

（後掲464ページの国立大学法人京都大学の項「チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの」に掲記）

（注）　霊長研教員A　　京都大学に所属する霊長研教員Aについては本件以外にも不当事項（後掲464ページ）を掲記しており、同一の教員については同一のアルファベットで表示している。

（2）　最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）の経理が不当と認められるもの

1件　不当と認める国庫補助金　445,742,591円

	補助事業者（事業主体）	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象経費	不当と認める国庫補助金	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(177)	**国立大学法人京都大学**	**心の先端研究のための連携拠点（WISH）構築**	22～24	1,399,990	1,399,990	445,742	445,742	不適正な経理処理

（後掲464ページの国立大学法人京都大学の項「チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの」に掲記）

第８　独立行政法人労働者健康安全機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの

科　　目	固定資産
部　局　等	独立行政法人労働者健康安全機構本部、３災害拠点病院
災害拠点病院の概要	自家発電機等を保有し、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの病院
13災害拠点病院に係る病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	916億7003万余円(平成30事業年度末)
上記のうち自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある３災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	213億1898万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について

（令和２年９月４日付け　独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

１　災害拠点病院の概要

貴機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法(平成14年法律第171号)に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上等に関する措置の適切かつ有効な実施を図ることなどにより、もって労働者の福祉の増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づいて厚生労働大臣が定めた貴機構の第３期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第４期(令和元事業年度から５事業年度まで)の中期目標によれば、貴機構は、国の政策医療を担う病院グループとして、大規模労働災害を始めとした災害や新型インフルエンザなど公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するために、緊急な対応を速やかに行えるようにすることなどとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年医政発0321第2号。以下「局長通知」という。)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、貴機構の33病院のうち13病院(注1)が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1)　13病院　　東北、千葉、東京、関東、横浜、中部、和歌山、中国、山口、香川、九州、長崎、熊本各労災病院

2　本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、豪雨や台風等による甚大な水害が相次ぎ、27年に水防法(昭和24年法律第193号)が改正されるなどしたことから、地方公共団体においては、従来作成していた水害に係るハザードマップを想定し得る最大規模の水害に対応したものなどに順次改定してきている。そして、水害が発生した地域の中には長時間にわたり商用電源が途絶する事態も生じていることを踏まえると、貴機構の災害拠点病院においては、貴機構が担っている災害時の役割の重要性に鑑みて、水害時においても継続して医療を提供する上で必要な電気を確保するために、保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた浸水対策を実施する必要がある。

浸水対策を実施するに当たっては、浸水が想定されていない場所や想定されている浸水深よりも高い位置に自家発電機等を設置したり移設したりするなどの設置場所による浸水対策が望ましいが、敷地条件の制約等によりその実施が困難な場合もあることから、その場合は、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置するなど、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じた対策を講ずることが肝要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、貴機構の災害拠点病院において保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じて、設置場所やそれ以外の浸水対策が適切に実施されているかなどに着眼して、貴機構の13災害拠点病院の建物(自家発電機18台及び無停電電源装置(以下「UPS」という。)19台等の建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品(注2)(30事業年度末の資産価額計916億7003万余円)を対象として、3災害拠点病院(注3)において、関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、13災害拠点病院から調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

（注２）　資産価額　　取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

（注３）　３災害拠点病院　　横浜、和歌山、長崎各労災病院

（検査の結果）

貴機構の13災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、８災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の８災害拠点病院に設置されている自家発電機11台及びUPS11台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、６災害拠点病院に設置されている自家発電機７台及びUPS６台については、浸水するおそれがない階に設置するなどの浸水対策を実施していた。

しかし、３災害拠点病院(注４)に災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機４台及びUPS５台については、浸水対策を全く実施していなかった。このため、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働することができず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた（自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある３災害拠点病院の建物（自家発電機４台及びUPS５台等の建物附属設備を含む。）及び医療用器械備品の資産価額計213億1898万余円（30事業年度末））。

（注４）　３災害拠点病院　　東京、関東、熊本各労災病院

表　浸水するおそれがある区域に所在する８災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況

（単位：病院、台）

区分＼浸水対策の実施状況		浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院		
			浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない
災害拠点病院		8	6	3
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	11	7	4
	UPS	11	6	5

（注）「浸水対策を実施している」自家発電機等と「浸水対策を実施していない」自家発電機等の両者を保有している災害拠点病院があるため、災害拠点病院数を合計しても全体数と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

災害拠点病院である熊本労災病院は、自家発電機２台及びUPS２台を保有している。そして、同病院が所在する八代市の総合防災マップを確認したところ、同病院の中央棟及び東西棟は、洪水による浸水深が0.5m未満と想定されている区域に立地している。しかし、UPS１台は、上記の想定されている浸水深より高い位置にある中央棟の２階に設置されていたものの、自家発電機２台及びUPS１台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にある東西棟の１階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機２台及びUPS１台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

貴機構の３災害拠点病院において、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、貴機構本部及び3災害拠点病院において、地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた自家発電機等の浸水対策についての検討が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

ついては、貴機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　3災害拠点病院は、貴機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ　貴機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

第9　独立行政法人国立病院機構

不　当　事　項

不　正　行　為

**(178)
(179)　職員の不正行為による損害が生じたもの**

部　局　等	(1)	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター
	(2)	独立行政法人国立病院機構本部
不正行為期間	(1)	平成30年1月～10月
	(2)	平成30年6月～令和2年3月
損害金の種類及び損害物品の種別	(1)	トナーカートリッジ等計307点
	(2)	保管金、受取手数料等、ビジネスプロジェクター等計8点
損　害　額	(1)	1,735,871円
	(2)	1,803,915円
	計	3,539,786円

本院は、独立行政法人国立病院機構本部(以下「機構本部」という。)及び同機構四国こどもとおとなの医療センター(以下「センター」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

上記の不正行為により損害が生じたものが2件、損害額で計3,539,786円あり、いずれも不当と認められる。

この2件を損害の補塡が終わっていないものと損害額の全てが補塡済みとなっているものとに分けて示すと、次のとおりである。

ア　令和2年9月末現在で損害の補塡が終わっていないもの

	部　局　等	不正行為期間	損　害　額
		年月	円
(178)	**独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター**	30. 1から30.10まで	1,735,871

本件は、センターにおいて、看護部の非常勤職員であった森某が、同部で使用する消耗品の受取作業に従事中、平成30年1月から10月までの間に、センター内の倉庫に保管中の消耗品のうちプリンター用トナーカートリッジ等計307点(購入価格相当額1,735,871円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、令和2年9月末現在で387,914円が同人から返納されるなどしている。

イ　令和2年9月末現在で損害額の全てが補塡済みとなっているもの

(179)	**独立行政法人国立病院機構本部**	平成30. 6から令和 2. 3まで	1,803,915

部　局　等	不正行為期間 年月	損　害　額 円

本件は、機構本部において、会計係員が、現金等の出納、物品の購入に関する事務等に従事中、平成30年6月から令和2年3月までの間に、金庫に格納していた銀行印を無断で使用して機構本部の銀行口座から現金を引き出したり、卒業証明書等の受取手数料等を機構本部の銀行口座に入金しなかったりなどして現金等計1,628,367円、また、購入伺いの決裁を経ずに自ら調達し納入後に持ち出すなどしてビジネスプロジェクター等計8点(購入価格相当額計175,548円)、合計1,803,915円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、2年6月に全額が同人から返納されている。

(178)(179)の計	3,539,786

意見を表示し又は処置を要求した事項

自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの

科　　目	固定資産
部　局　等	独立行政法人国立病院機構本部、2災害拠点病院
災害拠点病院の概要	自家発電機等を保有し、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの病院
37災害拠点病院に係る病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	2030億1341万余円(平成30事業年度末)
上記のうち自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある2災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	110億5606万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について

(令和2年9月4日付け　独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　災害拠点病院の概要

貴機構は、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として貴機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づいて厚生労働大臣が定めた貴機構の第3期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第4期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、貴機構は、災害発生時等の国の危機管理に際して求められる医療について、中核的な機関としての機能を充実・強化するとともに必要な医療を確実に提供することとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年医政発0321第2号。以下「局長通知」という。)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、貴機構の141病院のうち37病院(注1)が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1)　37病院　　北海道、仙台、水戸、栃木、高崎総合、渋川、千葉、東京、災害、横浜、信州上田、金沢、静岡、名古屋、豊橋、三重中央、京都、大阪、姫路、南和歌山、浜田、岡山、呉、広島西、東広島、関門、岩国、四国こどもとおとなの、九州、福岡東、嬉野、長崎、熊本各医療センター、沼田、埼玉、東京、高知各病院

2　本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、豪雨や台風等による甚大な水害が相次ぎ、27年に水防法(昭和24年法律第193号)が改正されるなどしたことから、地方公共団体においては、従来作成していた水害に係るハザードマップを想定し得る最大規模の水害に対応したものなどに順次改定してきている。そして、水害が発生した地域の中には長時間にわたり商用電源が途絶する事態も生じていることを踏まえると、貴機構の災害拠点病院においては、貴機構が担っている災害時の役割の重要性に鑑みて、水害時においても継続して医療を提供する上で必要な電気を確保するために、保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた浸水対策を実施する必要がある。

浸水対策を実施するに当たっては、浸水が想定されていない場所や想定されている浸水深よりも高い位置に自家発電機等を設置したり移設したりするなどの設置場所による浸水対策が望ましいが、敷地条件の制約等によりその実施が困難な場合もあることから、その場合は、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置するなど、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じた対策を講ずることが肝要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、貴機構の災害拠点病院において保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じて、設置場所やそれ以外の浸水対策が適切に検討されているかなどに着眼して、貴機構の37災害拠点病院の建物（自家発電機80台及び無停電電源装置（以下「UPS」という。）66台等の建物附属設備を含む。）及び医療用器械備品(注2)（30事業年度末の資産価額計2030億1341万余円）を対象として、9災害拠点病院(注3)において、関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、37災害拠点病院から調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

（注2）　資産価額　　取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

（注3）　9災害拠点病院　　北海道、千葉、静岡、名古屋、三重中央、大阪、南和歌山、熊本各医療センター、高知病院

（検査の結果）

貴機構の37災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、9災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の9災害拠点病院に設置されている自家発電機18台及びUPS17台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、9災害拠点病院に設置されている自家発電機14台及びUPS15台については、浸水するおそれがない屋上に設置したり、設置に当たって土台をかさ上げしたりするなどの浸水対策を実施していた。

しかし、2災害拠点病院(注4)に災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機4台及びUPS2台については、浸水対策を全く実施していなかったり、浸水を防ぐための止水板を設置していてもハザードマップで想定されている浸水を防ぐ高さには足りていなかったりしていた。このため、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた（自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある2災害拠点病院の建物（自家発電機4台及びUPS2台等の建物附属設備を含む。）及び医療用器械備品の資産価額計110億5606万余円（30事業年度末））。

（注4）　2災害拠点病院　　北海道、岡山両医療センター

表　浸水するおそれがある区域に所在する９災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況

（単位：病院、台）

区分＼浸水対策の実施状況		浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院		
			浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない又は対策が不十分
災害拠点病院		9	9	2
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	18	14	4
	UPS	17	15	2

（注）「浸水対策を実施している」自家発電機等と「浸水対策を実施していない又は対策が不十分」な自家発電機等の両者を保有している災害拠点病院があるため、災害拠点病院数を合計しても全体数と一致しない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

災害拠点病院である岡山医療センターは、自家発電機３台及びUPS２台を保有している。そして、同センターが所在する岡山市の洪水・土砂災害ハザードマップを確認したところ、同センターのエネルギーセンター棟及び西棟は、洪水による浸水深が2.0m以上5.0m未満と想定されている区域に立地している。しかし、自家発電機１台は、上記の想定されている浸水深より高い位置にある西棟の屋上に設置されていたものの、自家発電機２台及びUPS１台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にあるエネルギーセンター棟の１階に設置されているのに、浸水を防ぐために設置している止水板の高さが、上記のハザードマップで想定されている浸水を防ぐ高さには足りていなかった。また、残りのUPS１台については上記の想定されている浸水深より低い位置にある西棟の１階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機２台及びUPS２台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた。

（改善を必要とする事態）

貴機構の２災害拠点病院において、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、貴機構本部及び２災害拠点病院において、地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた自家発電機等の浸水対策についての検討が十分でないことなどによると認められる。

３　本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

ついては、貴機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　２災害拠点病院は、貴機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ　貴機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

第10　国立研究開発法人海洋研究開発機構

不　当　事　項

物　　件

(180) CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額を支払っていたもの

科　　目	経常費用
部　局　等	国立研究開発法人海洋研究開発機構
契　約　名	(1)　CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作(平成28年度)
	(2)　CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作(平成29年度)
	(3)　CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作(平成30年度)
	(4)　CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作(令和元年度)
契約の概要	海洋に投入して海洋表層のCO_2濃度の観測を行うブイを製作するもの
契約の相手方	日油技研工業株式会社
契　　約	(1)　平成28年7月　一般競争後の随意契約
	(2)　平成29年6月　一般競争契約
	(3)　平成30年4月　一般競争後の随意契約
	(4)　平成31年4月　一般競争契約
契　約　額	(1)　17,917,200円
	(2)　17,288,640円
	(3)　17,382,600円
	(4)　17,429,580円
	計　70,018,020円
支　　払	(1)　平成28年12月
	(2)　平成29年10月
	(3)　平成30年10月
	(4)　令和元年10月
適正を欠くと認められた支払額	(1)　17,917,200円(平成28年度)
	(2)　17,288,640円(平成29年度)
	(3)　17,382,600円(平成30年度)
	(4)　17,429,580円(令和元年度)
	計　70,018,020円

1　CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作契約等の概要

(1)　契約の概要

国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、文部科学省からの委託を受けて、海洋表層二酸化炭素濃度(以下「CO_2濃度」という。)の観測空白域である南太平洋等で、CO_2センサー(注1)搭載型漂流ブイ(以下「ブイ」という。)による観測を行う地球環境保全試験研究調査委託事業を平成28年度から令和元年度まで毎年度実施している。当該事業は、ブイを海洋に投入し、海洋表層のCO_2濃度の観測を実施して、気候変動予測の確度向上に寄与するとともに、最適なブイの投入地点を決定するための観測システムを構築するものである。

機構は、上記事業の実施に当たり、平成28年度から令和元年度までの各年度に、「CO_2センサー搭載型漂流ブイの製作」に係る請負契約(以下「製作契約」という。)計4契約(調達数量計25基、契約金額計70,018,020円)を、一般競争契約等により日油技研工業株式会社(以下「会社」という。)と締結している。また、各年度の製作契約の仕様書において、CO_2センサーの測定精度等のブイの性能に関する要件のほか、納入時の提出書類として、会社が実施した機能試験等のデータ(以下「試験データ」という。)を記載した試験成績書、承認図一式、取扱説明書(以下「試験成績書等」という。)が定められている。

(注1)　CO_2センサー　　海水中に溶け込んでいる二酸化炭素(CO_2)を、ガス透過膜を通じて平衡器に取り込み、その量に応じて変化するpH(水素イオン濃度)指示薬溶液を通過した後の光の強度を受光部で検出し、CO_2濃度を算出するための装置

(2)　監督及び完了検査の概要

機構は、契約事務について、請負契約等監督検査規則(平16規則第53号)等(以下「監督検査規則等」という。)に基づき、監督員及び検査員を指名している。

監督検査規則等によれば、監督員は、仕様書等に基づき、当該契約の履行に必要な書類を審査するなど、契約の適正な履行を確保するために必要な監督を行い、契約の相手方に必要な指示をするものとされている。そして、仕様書等に適合しないと認めるときなどは、契約の相手方に対し、必要な指示をしなければならないこととされている。また、履行期限までに完成する見込みがないと認めるとき、その他契約の相手方が契約を適正に履行しないおそれがあると認めるときなど、契約の履行について疑義等がある場合には、意見を付して契約担当役に報告しなければならないこととされている。そして、前記の4契約に係る監督員については、研究員が指名されている。

また、監督検査規則等によれば、検査員は、契約の給付の終了を確認するため、仕様書等に基づき、当該給付の内容について検査を行わなければならないこととされている。そして、品質、性能、動作確認等により、また、仕様書に記載された提出書類の検査等により、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか否かの検査(以下「完了検査」という。)を行い、適合しないものであると認めたときは、その旨及び必要と認める措置についての意見を検査調書に記載して契約担当役に提出しなければならないこととされている。そして、前記の4契約に係る検査員については、平成28年度から30年度までは研究員が、令和元年度は事務職員が指名されている。

2　検査の結果

前記の4契約のうち、平成30、令和元両年度の製作契約について、元年12月に会社から機構に対して、不正な試験データをねつ造していた旨の報告があった。これを受けて、機構は、会社に詳細な調査を依頼し、その結果、会社が他の試験データを流用するなどして偽装した試験データを機構に提出していたことが判明した。そこで、本院は、合規性等の観点から、製作契約に係る監督及び完了検査は監督検査規則等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、前記の4契約を対象として、機構本部において、契約書、仕様書、提出書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、機構から資料の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

⑴　平成28、29両年度の製作契約

監督員は、平成28、29両年度の製作契約の履行期間中において、履行期限までに、CO_2センサーの測定精度等のブイの性能が仕様を満たしているか確認するため、機能試験等を実施するよう会社に対して要求し、随時、試験データ等の提出を受けて確認を行うことになっていた。

しかし、上記製作契約(28年度ブイ製作数7基、契約金額17,917,200円、29年度ブイ製作数6基、契約金額17,288,640円、両年度計13基、計35,205,840円)のうち、28年度のブイ4基及び29年度のブイ3基、両年度ブイ計7基について、監督員は、試験データが仕様を満たしていないことなどを履行期限前に会社からの報告等により確認し、履行期限までに仕様を満たすブイが納入されないことを認識していながら、契約担当役に報告していなかった。そして、上記のブイ7基に29年度分の残りのブイ3基を加えた計10基を、一旦納入し、回収した後、履行期限後に再校正(注2)を行った上で再納入するよう指示するなどしていた。これを受けて、会社は、上記の指示に従って履行期限から約2か月から3か月後に再納入していた。

また、検査員は、28、29両年度の製作契約に係る上記のブイ13基における完了検査において、仕様書に記載された試験成績書等の提出書類のうち、28年度は7基分の試験成績書が、29年度は承認図一式と3基分の試験成績書が実際には提出されていなかったにもかかわらず、ブイが一旦納入された際、当該提出書類の確認を全く行っていなかった。そして、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか確認しないまま、検査調書を自ら作成せずに、事務支援職員に作成させた検査結果を合格とした検査調書を契約担当役へ提出させ、これに基づき、契約金額全額が支払われていた。

(注2)　再校正　　本件における校正とは、CO_2センサーの性能が仕様書に定める要求性能に適合するよう調整を行う作業のことで、再校正とは納入後に回収等を行って再度校正を行うこと

⑵　平成30、令和元両年度の製作契約

⑴と同様に監督員は、平成30、令和元両年度の製作契約の履行期間中において、履行期限までに、機能試験等の実施を会社に対して要求し、試験データ等の提出を受けて確認を行うことになっていた。

しかし、上記の製作契約（平成30年度ブイ製作数6基、契約金額17,382,600円、令和元年度ブイ製作数6基、契約金額17,429,580円、両年度計12基、計34,812,180円）について、監督員は、履行期限までに、30年度において全部の項目の試験データを受領していなかったり、令和元年度において新しく追加した項目の試験データを除いて従前からの継続的項目の試験データを受領していなかったりしていて、ブイの性能が仕様を満たしているか適切に確認を行っていなかった。

さらに、上記のうち平成30年度の製作契約に係るブイ6基について、監督員は、機能試験等の実施が履行期限までに間に合わないことを会社からの報告により確認し、履行期限までに機能試験等が実施されたブイが納入されないことを認識していながら、契約担当役に報告せずに、一旦納入した後に回収して、機能試験等を実施後、再納入するという会社からの申出を了承していた。これを受けて、会社は、上記申出のとおりに履行期限から約2週間から2か月後に再納入及び再々納入していた。

また、30年度の製作契約に係るブイ6基における完了検査については、(1)と同様に、検査員は、給付の内容が仕様書等の内容に適合しているか確認しないまま、検査調書を自ら作成せずに、事務支援職員に作成させた検査結果を合格とした検査調書を契約担当役へ提出させ、これに基づき、契約金額全額が支払われていた。さらに、令和元年度のブイ6基については、機構は、検査員に指名した職員にその旨の通知を行っていなかった。このため、上記の職員は、自らが検査員に指名されていることを認識せずに、提出書類の確認等を全く行っていなかった。そして、事務支援職員が作成した検査結果を合格とした検査調書が契約担当役に提出され、これに基づき、契約金額全額が支払われていた。

なお、前記試験データの偽装があった平成30、令和元両年度の製作契約で製作されたブイ12基のうち、元年12月の会計実地検査時点で海洋投入されていた計10基については、観測データの信頼性が確保されていないなどの理由により、2年9月まで研究にほとんど活用されていないままの状態であった。また、残り2基については、CO_2センサーの測定精度が仕様で定める基準から大きく外れているとして、再校正を行うため会社に返送されていたが、会社が再校正を実施していた間に、上記の試験データ偽装行為が発覚したことから、同月時点においても海洋に投入されていなかった。そして、上記の事態について、機構では会社への損害賠償等の対応を検討している。

したがって、本件4契約は、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額が支払われていて、本件4契約の支払額70,018,020円は不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において契約を適正に履行していなかったことにもよるが、機構において監督検査規則等を遵守することや契約の適正な履行の確保に対する認識が著しく欠けており監督及び完了検査を適正に行っていなかったこと、監督員及び検査員に対する教育や指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

第11　独立行政法人中小企業基盤整備機構

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について

（平成30年度決算検査報告420、631ページ参照）
（304ページの経済産業省の項に掲記）

第12　独立行政法人都市再生機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

（1）　高額賃貸住宅のサブリース契約を締結するに当たり、民間事業者に支払う業務費について、給湯器等の交換費用を重複して計上しないこととすることなどにより、その算定が適切なものとなるよう改善させたもの

科　　目	（都市再生勘定）（項）賃貸住宅業務費
部　局　等	独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部
機構におけるサブリース契約の概要	機構が、民間事業者に対して賃貸住宅の用に供することを目的として高額賃貸住宅を賃貸するとともに団地全体の運営を委ねて、その対価としてリース料収入を得る一方で業務費を支払うこととする契約
上記の契約において民間事業者に支払う業務費の概要	対象団地において、民間事業者が機構契約住戸において経常的に行う修繕、維持管理業務等に要する費用に相当する運営経費相当額及び民間事業者が原状有姿で引き渡された空家において行う空家修繕に要する費用に相当する空家修繕工事費相当額
上記契約の件数及び対象となる団地数	12件　24団地
上記の団地に係る業務費の支払額	75億0154万余円（平成27年度～令和元年度）
上記のうち空家修繕工事費相当額	28億2567万余円
過大になっていた空家修繕工事費相当額	1億3290万円（平成27年度～令和元年度）

1　高額賃貸住宅におけるサブリース契約の概要等

(1)　高額賃貸住宅におけるサブリース契約の概要

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）に基づき、賃貸住宅等の管理等に関する業務等を行っており、機構が管理等する賃貸住宅は令和2年3月末時点において約72万戸となっている。

機構の賃貸住宅団地の中には平均家賃が月額15万円を超える高額賃貸住宅があり、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）において、東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者に運営を委ねることとされた。機構は、この閣議決定を受けて、民間の創意工夫とノウハウを最大限に活用することで、機構の収益が向上し、サブリース契約の対象となる団地（以下「対象団地」という。）がこれまで以上に良好な居住環境を備えた賃貸住宅として運営されるよう、サブリース契約により、対象団地における賃貸住宅事業の全般を民間事業者に委ねることとしている。

機構が民間事業者と締結したサブリース契約によれば、契約期間は10年間とされ、機構は、対象団地の運営を民間事業者が開始する日に空家となっている住戸を民間事業者に引き渡して貸し付けること、その後は空家となる都度、空家となった住戸を民間事業者に引き渡して貸し付けることとされている(以下、機構が民間事業者に引き渡して貸し付けた住戸を「引渡済住戸」という。)。また、民間事業者は、引渡済住戸だけでなく機構が引き渡していない住戸(以下「機構契約住戸」という。)等も含めた対象団地に係る一切の修繕、維持管理業務等を実施することとされている。そして、機構は、サブリース契約において、引渡済住戸を貸し付ける対価としてリース料収入を得る一方で、機構契約住戸における修繕、維持管理業務等に要する費用として業務費を支払うこととしており、リース料について一般競争入札を実施して契約相手方となる民間事業者を選定している。

サブリース契約は、東日本賃貸住宅本部(以下「本部」という。)が行っており、本部は、26年度から令和元年度までの間に、前記東京都心部の高額賃貸住宅(約13,000戸)のうち9,598戸に係る24団地においてサブリース契約(契約件数12件、リース料に係る契約額計1261億3727万余円)を締結している。

⑵　民間事業者に支払う業務費の概要

ア　業務費の概要

機構がサブリース契約に基づいて民間事業者に支払う業務費は、次のとおり、運営経費相当額と空家修繕工事費相当額の合計額とされている。このうち、運営経費相当額は、民間事業者が機構契約住戸において経常的に行う修繕(以下「経常修繕」という。)、維持管理業務等に要する費用に相当する額となっている。また、空家修繕工事費相当額は、民間事業者が原状有姿で引き渡された空家において行う空家修繕に要する費用に相当する額となっている。

業務費 ＝ 運営経費相当額 ＋ 空家修繕工事費相当額

イ　運営経費相当額の算定方法

運営経費相当額は、機構本社が平成27年10月に定めた「都心高額賃貸住宅運営事業者募集実施要領」(以下「要領」という。)等に基づき、対象団地ごとに、次のとおり、サブリース契約締結前の直近3年間に要した経常修繕、維持管理業務等の実績額等の年平均(以下「運営経費等平均額」という。)及び契約期間に実施することが見込まれる経常修繕に要する費用の年額(以下「見積修繕費」という。)の合計額を対象団地の全住戸等の収入機会額(注1)で除して経費率を算出し、これに機構契約住戸等の収入機会額を乗じて算定されている。

$$\text{経費率} = \frac{\text{当該対象団地の運営経費等平均額} + \text{当該対象団地の見積修繕費}}{\text{当該対象団地の全住戸等の収入機会額}}$$

$$\text{運営経費相当額} = \text{当該対象団地の機構契約住戸等の収入機会額} \times \text{経費率}$$

そして、機構は、経常修繕の内容に応じて経常修繕に要する費用を運営経費等平均額又は見積修繕費のどちらに計上するかを判断している。

（注１）　収入機会額　　住戸の戸数等にサブリース契約締結前に本部が定めた家賃の年額等を乗じて算定された収入額

ウ　空家修繕工事費相当額の算定方法

空家修繕工事費相当額は、要領等に基づき、対象団地ごとに、次のとおり、サブリース契約締結前の直近３年間の空家修繕工事費（以下「直近空家修繕費」という。）を同期間に空家修繕を行った戸数で除して住戸の専有面積区分に応じた単価（以下「空家修繕単価」という。）を設定し、これに機構契約住戸のうちサブリース契約締結後に初めて空家となり引き渡した戸数（以下「契約後空家戸数」という。）を乗じて算定されている。

$$\text{空家修繕単価} = \frac{\text{当該対象団地の直近空家修繕費}}{\text{当該対象団地において直近３年間に空家修繕を行った戸数}}$$

$$\text{空家修繕工事費相当額} = \text{当該対象団地の契約後空家戸数} \times \text{空家修繕単価}$$

イ及びウのうち、経費率及び空家修繕単価については、原則として本部が算出して入札時に民間事業者に示したものが契約期間中にわたって適用されるものとなっている。一方、機構契約住戸等の収入機会額及び契約後空家戸数については、対象団地ごとに空家の実績に応じて決まるものとなっている。そして、本部は、これらに基づき算定した運営経費相当額及び空家修繕工事費相当額を民間事業者に対して支払うこととなっている。

(3)　給湯器等の交換費用

機構は、賃貸住宅の各住戸に、給湯器、給湯暖房機等（以下「給湯器等」という。）を設置しており、給湯器等の故障、劣化等による交換を、原則として機構の負担で経常修繕又は空家修繕として行うこととしている。そして、サブリース契約では、前記のとおり民間事業者が対象団地に係る一切の修繕、維持管理業務等を実施することとなっていることから、機構が支払う業務費には、民間事業者が実施する給湯器等の交換に要する費用に相当する額も含まれている。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、民間事業者に支払う業務費の算定は適切に行われているかなどに着眼して、26年度から令和元年度までに締結した24団地に係る12件のサブリース契約（平成27年度から令和元年度までの業務費の支払額計75億0154万余円、うち運営経費相当額46億7587万余円、空家修繕工事費相当額28億2567万余円）を対象に、機構本社及び本部において、対象団地の運営に関する協定書、積算根拠資料等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

前記のとおり、運営経費相当額の算定に当たり、機構は、経常修繕の内容に応じて経常修繕に要する費用を運営経費等平均額又は見積修繕費のどちらかに計上することとしている。そして、各住戸に設置されている給湯器等は、各団地の建設時に一斉に設置され特定の時期

に交換が集中する傾向があるため、給湯器等の交換費用を運営経費等平均額に計上する場合、交換実績が皆無となるなどして、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用との間に過不足が生ずるおそれがある。このことから、本部は、24団地のうち22団地については、給湯器等の製造者が定めた設計上の標準使用期間(注2)を踏まえるなどして、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上して経費率を算出し、これに基づくなどして算定した運営経費相当額を民間事業者に支払っていた。

（注2） 設計上の標準使用期間　　日本産業規格で設定された標準的な使用条件の下で、適切な取扱いで使用し、適切な維持管理が行われた場合に、安全上支障なく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間

しかし、上記22団地のうち17団地については、給湯器等の交換がサブリース契約締結前の直近3年間に空家修繕として行われており、本部の空家修繕を担当する部署はその交換費用を計上した直近空家修繕費を本部のサブリース契約の積算を担当する部署に報告し、当該積算担当部署は、上記の交換費用が含まれた直近空家修繕費をそのまま用いて空家修繕単価を算出していた。そして、本部は、その空家修繕単価に基づくなどして算定した空家修繕工事費相当額を民間事業者に支払っていた。

したがって、上記の17団地については、前記のとおり、契約期間中において必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上して運営経費相当額が算定されているため、更に直近空家修繕費にも給湯器等の交換費用を計上して空家修繕工事費相当額を算定し民間事業者に支払う必要はなかった。

このように、業務費の算定に当たり、給湯器等の交換費用を重複して計上し、これに基づき業務費を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（過大になっていた空家修繕工事費相当額の支払額）

前記17団地のうち、住戸の専有面積区分の誤りにより空家修繕単価が過小となっていた1団地を除く16団地において平成28年2月から令和2年3月までの間に支払われていた空家修繕工事費相当額計22億2423万余円について、直近空家修繕費に含まれる給湯器等の交換費用を控除するなどして修正計算すると計20億9132万余円となり、計1億3290万余円が過大に支払われていた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、本部において業務費の算定に関する理解が十分でなかったことなどにもよるが、機構本社において業務費の算定に当たり運営経費相当額及び空家修繕工事費相当額における給湯器等の交換費用の具体的な計上方法を定めていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構本社は、業務費の算定において給湯器等の交換費用が重複して計上されないよう、2年8月に要領を改定し、契約期間中に必要と見込まれる給湯器等の交換費用に相当する額の年額を見積修繕費に計上することとして直近空家修繕費には含めないこととする取扱いを明記するとともに、同月以降新たに締結するサブリース契約については改定した要領を適用するよう、本部に対して事務連絡を発して周知するなどの処置を講じた。

（2）　団地管理業務の委託に当たり、賃貸住宅の居住者等に対する共益費に係る収支状況表等の郵送について割引制度等の適用を受けることとすることなどにより、郵送に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

科目	（都市再生勘定）（項）賃貸住宅業務費
部局等	独立行政法人都市再生機構本社、東日本賃貸住宅本部、中部支社等3支社
契約名	住宅管理センター等における団地管理業務
契約の概要	独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅等における居住者等の入退去に関する業務、家賃の収納業務、共益費の運営に関する業務、共益費に係る収支状況表等の郵送等に関する業務等を行うもの
契約の相手方	株式会社URコミュニティ
契約	平成30年6月～令和5年5月　随意契約
検査の対象とした収支状況表等を封入した郵便物の差出通数	144万余通（平成30、令和元両年度）
上記郵便物の郵送に係る支払額	1億2021万円（背景金額）（平成30、令和元両年度）
節減できた支払額	1761万円（平成30、令和元両年度）

1　団地管理業務に係る委託契約の概要等

(1)　団地管理業務に係る委託契約の概要

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、令和元年度末において約72万戸の賃貸住宅を管理等している。そして、平成30年1月に、同年6月から令和5年5月までを契約期間として、機構が管理する賃貸住宅等の管理運営に関する業務（以下「団地管理業務」という。）を行うことを目的として、株式会社URコミュニティ（以下「URコミュニティ」という。）との間で団地管理業務に係る委託契約を締結している。

URコミュニティは、団地管理業務に係る委託契約において、機構が管理する賃貸住宅等の居住者等の入退去に関する業務、家賃の収納業務、共益費の運営に関する業務等を行うこととなっている。

(2)　賃貸住宅に係る共益費等の概要等

ア　賃貸住宅に係る共益費等の概要

機構は、「独立行政法人都市再生機構賃貸住宅団地管理規程」（平成16年規程第54号）等に基づき、賃貸住宅団地における清掃費等の共用部分の維持等に必要な経費に充当するために、居住者等から共益費を徴している。そして、機構の東日本賃貸住宅本部（以下「本部」という。）及び中部、西日本、九州各支社（以下、当該3支社と本部を合わせて「4支社等」という。）は、それぞれ、団地ごとに共益費の収支を管理し、前年度の収支内容を記した資料（以下「収支状況表」という。）及び当年度の共益費の運営計画を記した資料（以下「運営計画表」といい、収支状況表と運営計画表を合わせて「収支状況表等」という。）を作成し、居住者等に対して公表している。

イ　収支状況表等の公表方法等

機構は、居住者等に対する収支状況表等の公表について、URコミュニティに団地管理業務の中で実施させており、その方法については、機構において収支状況表等は信書に該当すると考えていること、居住者等の大多数が各住戸への配布を求めていること、居住者等に確実に配布する必要があることなどから、平成30年度から郵送により行っている。そして、URコミュニティは、4支社等の指示を受け、全国各地に設置している住まいセンターごとに、収支状況表等を毎年度おおよそ8月に居住者等に郵送しており、機構は、URコミュニティに対して郵便料金の実費に相当する額を委託費として支払っている。

(3)　郵便料金の割引制度等の概要

日本郵便株式会社は、郵便料金について、同社の定めた内国郵便約款(以下「郵便約款」という。)により、割引制度等として、区分郵便物の割引制度(以下「区分郵便割引制度」という。)及び郵便区内特別郵便物の特別料金制度(以下「特別料金制度」という。)を次のように設けている。

ア　区分郵便割引制度

区分郵便割引制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、差出人が、受取人の住所又は居所の郵便区番号(注1)ごとに区分して、これらを同時に2,000通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものであり、基本割引と特別割引とがある。そして、基本割引の割引率は、差出通数が2,000通以上10,000通未満の場合は3％、10,000通以上50,000通未満の場合は4％等となっている。また、特別割引は、基本割引に加算して受けられる割引であり、その割引率は、差出人が、郵便約款に定められている送達日数(注2)に加えて送達に3日程度の余裕の承諾(以下、この承諾を「3日余裕の承諾」という。)をした場合、4％等となっている。

(注1)　郵便区番号　　郵便局における郵便物の配達区域を示す番号。郵便番号7桁のうち前から3桁又は5桁の番号

(注2)　送達日数　　原則として、差し出された日の翌日から起算して3日以内(ただし、日曜日、休日等は除く。)とされている。

イ　特別料金制度

特別料金制度は、郵便物の形状、重量等が同一で、差出人が、同一の郵便区内のみにおいて配達が行われる郵便物を当該郵便区内の配達を行う郵便局に同時に100通以上差し出すなどした場合に適用を受けることができるものである。そして、重量25ｇ以内の基本料金1通82円(令和元年10月以降は84円)の定形郵便物について、差出通数が1,000通未満であるなどの場合の特別料金は72円(割引率12.2%)(同73円(割引率13.1%))、差出通数が1,000通以上であって、差出人が3日余裕の承諾をするなどした場合の特別料金は56円(割引率31.7%)(同57円(割引率32.1%))等となっている。また、特別料金制度は、区分郵便割引制度と併用して適用を受けることはできないこととなっている。

2　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、団地管理業務の委託に当たり、収支状況表等の郵送につい

て割引制度等を適切に活用することにより郵送に係る費用の節減が図られているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成30、令和元両年度に4支社等がURコミュニティに郵送させた収支状況表等を封入した郵便物のうち、住まいセンターごとに形状、重量等が同一で同時に2,000通以上差し出されていた郵便物計144万余通の郵送に係る郵便料金相当の支払額計1億2021万余円（平成30年度6824万余円、令和元年度5196万余円）を対象として、機構本社及び4支社等において、収支状況表等の郵送に関する関係書類により、割引制度等の適用状況、収支状況表等の郵送状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

⑴　適用可能な割引制度等の適用を受けていなかった事態

平成30年度に4支社等の郵便物の郵送を担当した24住まいセンター及び令和元年度に4支社等の郵便物の郵送を担当した26住まいセンターが差し出した前記144万余通の郵便物に係る割引制度等の適用状況について確認したところ、平成30年度は21住まいセンター、令和元年度は22住まいセンターにおいて、全ての郵便物について割引制度等の適用を受けていなかった。また、平成30年度は3住まいセンター、令和元年度は4住まいセンターにおいて、割引制度等の適用を受けていなかったり、割引制度等の適用を受けていても、その適用が区分郵便割引制度の基本割引のみであったりなどしていた。

しかし、これらの住まいセンターは、それぞれ、形状、重量等が同一の郵便物を同時に2,000通以上差し出しており、また、収支状況表等の公表には期限が設けられておらず、送達にある程度の日数の余裕をみても支障がないことから、3日余裕の承諾が可能であった。このようなことなどから、住まいセンターが差し出した上記144万余通の郵便物全てについて、少なくとも区分郵便割引制度の基本割引及び特別割引の適用を受けることなどが可能であったと認められた。

また、住まいセンターごとの差出通数は50,000通未満であり、差出通数が50,000通未満で、区分郵便割引制度及び特別料金制度のどちらも適用を受けることが可能である場合には、特別料金制度の適用を受ける方が安価に郵送することができることとなる。そこで、平成30、令和元両年度に郵送した郵便物の郵送先についての情報が保存されていなかったため、特別料金制度の適用を受けることが可能であった郵便物の通数を把握することはできなかったが、2年3月時点の居住者等の情報を基に郵便物を郵送すると仮定した場合に特別料金制度が適用可能かを機構に調査させたところ、特別料金制度の適用を受けることが可能な郵便物が62万余通のうち少なくとも9万余通あるとのことであった。そして、平成30年度及び令和元年度の郵送時点での団地数及び居住者数は、上記の調査時点と比べて大きな変動がないことなどから、上記郵便物144万余通の中には、少なくとも上記と同程度の割合で特別料金制度の適用を受けることが可能である郵便物があったと認められた。

⑵　収支状況表と運営計画表を一通にまとめて郵送していなかった事態

平成30、令和元両年度における収支状況表と運営計画表の郵送状況について確認したところ、本部の郵便物の郵送を担当した2住まいセンターは、収支状況表と運営計画表を別々に郵送しており、その通数は計19万余通となっていた。

しかし、「共益費の運営について」(平成16年理事通達84－36)によれば、収支状況表と運営計画表について、原則として同時に公表することとされており、別々に郵送することは求められていないこと、また、他の住まいセンターでは1通にまとめて郵送しても支障が生じていないことから、上記の2住まいセンターは、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送することにより、郵便物の通数を9万余通削減することが可能であったと認められた。

このように、区分郵便割引制度又は特別料金制度の適用を受けていなかったり、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送していなかったりしたことなどにより、団地管理業務の委託における郵送に係る費用の節減が図られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた郵送に係る支払額)

団地管理業務の委託に当たり、4支社等において、URコミュニティに、前記のとおり適用できる郵便物の通数を把握することができなかった特別料金制度の適用は考慮せず、少なくとも適用を受けることが可能であった区分郵便割引制度の基本割引及び特別割引の適用を受けさせるなどしたり、本部において、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送させたりしたとすれば、郵送に係る支払額を平成30年度984万余円、令和元年度776万余円、計1761万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、4支社等においてURコミュニティに区分郵便割引制度又は特別料金制度の適用を受けさせることについての理解が十分でなかったり、本部において収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送することについてのURコミュニティへの指示が十分でなかったりしたこと、機構本社において、区分郵便割引制度又は特別料金制度の適用を受けたり、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送したりすることとすることについての周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、2年6月に、4支社等に対して事務連絡を発して、団地管理業務の委託に当たり、2年度以降の収支状況表等の郵送について、特別料金制度の適用を受けることが可能である場合には特別料金制度の適用を受け、そうでない場合には区分郵便割引制度の適用を受けたり、収支状況表と運営計画表を1通にまとめて郵送したりすることとして、郵送に係る費用の節減を図るよう周知するなどの処置を講じた。

第13　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

平成30年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高架下等の有効活用について

（平成30年度決算検査報告637ページ参照）

1　本院が要求した改善の処置

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、道路を占用（工作物、駐車場等の施設等を道路に設けて、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）する希望（以下「占用希望」という。）があり占用しようとする者に対して、道路管理者が行う占用許可に係る権限を代行している（以下、占用許可を行い、占用料を徴収するなどの仕組みを「占用制度」という。）。東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社（以下、これらの6会社を総称して「道路会社」という。）は、機構との委託契約に基づき、高架の道路の路面下等（以下「高架下等」という。）について占用許可申請書が提出された場合、記載内容の確認等を行った上で機構へ送付しており、機構は、記載内容の審査を行い、高架下等の占用許可を行っている。そして、機構は、第4期中期計画において、占用料の多寡等により占用者を選定する占用入札を積極的に実施して高架下等の有効活用に努めることとしている。しかし、道路会社から未利用の高架下等の情報を得られていない事態及び占用制度全般に係る広報や未利用の高架下等についての情報提供等の積極的な高架下等の有効活用のための方策を講じていないなどの事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長に対して令和元年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア　道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備すること

イ　アで得られる情報に基づき、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するとともに、道路会社を通して広報するなどして、占用希望を誘引すること、特に、近隣で既に占用がなされている高架下等について積極的に広報を行うこと

2　当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア　元年12月に道路会社との間で覚書を締結し、占用許可事務実施要領（以下「要領」という。）を改正するとともに、2年2月から機構と道路会社の実務担当者で構成される「高架下等有効活用連絡会議」を定期的に開催したり、同年3月に要領に基づき必要な情報を網羅した高架下等占用データベースを設置したりして、道路会社から未利用の高架下等についての情報を定期的かつ継続的に得るための体制を整備した。

イ　2年8月から要領に基づき、アで得られた情報のうち占用させることができると判断した高架下等の情報について、機構のホームページで公表するとともに、道路会社のホームページにおいてもリンク等を設置させることにより機構のホームページへの案内を行うなどして、占用希望を誘引することとした。また、占用させることができると判断した高架下等について、2年5月から現地に看板を設置することにより占用希望者を募集している高架下等であることが容易に分かるようにして、積極的に広報を行うこととした。

第14　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの

科　　目	経常費用
部　局　等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構本部
Ｌ棟の整備のうち令和元、２両年度に実施している整備の概要	核燃料サイクル工学研究所で廃止に向けた作業を進めていたＬ棟において、当初第三ウラン貯蔵庫に引き取り保管することとしていた、民間会社に保管を委託しているウランを仮置きするために、棟内保管室の機能復旧、ピット防護蓋の製作等を行うもの
上記に係る契約件数及び契約額	６件　１億 4215 万余円（令和元、２両年度）
上記のうち締結する必要のなかった契約件数及び契約額	４件　6295 万円（令和元、２両年度）

１　第三ウラン貯蔵庫の建設及びＬ棟の整備の概要等

(1)　機構が管理する核燃料物質の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）等に基づき、高速増殖炉(注１)及びこれに必要な核燃料物質の開発等を行うことなどを目的として、平成 17 年 10 月に旧核燃料サイクル開発機構と旧日本原子力研究所を統合して設立された。そして、旧核燃料サイクル開発機構が所管していた高速増殖炉開発のための燃料製造施設等を有している核燃料サイクル工学研究所、同研究所に隣接しており旧日本原子力研究所が所管していた試験研究用の原子炉等を有している原子力科学研究所（以下、これらの研究所を合わせて「両研究所」という。）等において、各種の研究開発等を実施するとともに、これらに必要なウラン等の核燃料物質を管理している。また、原子力施設のうち使命を終えたものについて、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）等に基づく廃止措置(注２)等を実施している。

（注１）　高速増殖炉　　原子炉の型式の一つであり、主に高速中性子を利用して臨界を維持し、かつ、その過程で、燃料として利用できる核分裂性物質の量が炉心で増殖していく原子炉

（注２）　廃止措置　　施設の解体、当該施設で保管している核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去等の措置

⑵　民間会社に保管を委託しているブランケット燃料及びウランの概要

機構は、民間会社に製造を委託したブランケット燃料(注３)とその材料等となるウランについて、機構内での保管場所が確保できなかったため、毎年度、民間会社と契約を締結して保管を委託しており、21 年度以降は、同一の民間会社(以下「保管会社」という。)に委託してきた。

その後、24 年 6 月に原子炉等規制法を改正する法律が公布され、事故を防止するための基準が強化される中で、保管会社において安全対策を講ずる上で機構から受託しているブランケット燃料及びウランの保管が困難となった。このため、機構は、25 年 12 月以降、保管会社からこれらの引取りを要請されており、ブランケット燃料は 30 年 12 月までに、ウランは、約 15t のうち約 8 t を同年 11 月までに、そして、残りの約 7 t を令和 2 年 9 月までにそれぞれ引き取る必要が生じた(以下、これらのうち、ブランケット燃料を「外部保管燃料」といい、ウランを「外部保管ウラン」という。)。

(注３)　ブランケット燃料　　高速増殖炉の発電技術を確立するための研究開発用の発電用原子炉である高速増殖原型炉もんじゅで使用する燃料のうち、核分裂性物質の量の増殖を目的とした燃料

⑶　核燃料物質の移動等の概要

機構は、第 1 期中期計画(平成 17 年 10 月から 22 年 3 月まで)等において、旧核燃料サイクル開発機構と旧日本原子力研究所とが業務を一体的に遂行するなどしていくために、効果的、効率的な業務運営を図ること、また、原子力施設の廃止措置は原子力の研究等を円滑に進めるために重要な業務であり、計画的、安全かつ合理的に実施することとしている。

そして、機構は、25、26 両年度に実施した組織改革の中で、原子力施設の廃止措置等を今後数十年にわたり取り組んでいかなければならない大きな事業として着実に実施する必要があるとされた。そして、その実施に当たっては、安全性の観点から、廃止措置を実施する施設からの核燃料物質の移動等を優先する必要があるとして、26 年度に、両研究所で廃止措置を進めていく原子力施設の核燃料物質の保管状況等を整理して、その移動先等を検討した。また、28 年 6 月に、原子力科学研究所の一部の原子力施設で保管しているウラン(以下「原科研ウラン」という。)の移動先がないことなどの課題を把握した上で、同年 8 月までに両研究所間の移動を含めた両研究所が保管する核燃料物質の集約方針を検討することとしていた。

⑷　第三ウラン貯蔵庫の建設及びＬ棟の整備の概要

ア　第三ウラン貯蔵庫の概要及び建設状況

機構は、前記の保管会社からの引取りの要請を踏まえて、27 年 8 月に、外部保管燃料及び外部保管ウランを引き取り保管する場所として、核燃料サイクル工学研究所に新たに原子力施設である第三ウラン貯蔵庫の建設を計画するとともに、施設の有効活用を図るために、外部保管燃料及び外部保管ウラン以外の核燃料物質の保管等についても検討することとした。そして、28 年 9 月までに、外部保管燃料及び外部保管ウランに加えて、廃止措置を進めていく核燃料サイクル工学研究所の原子力施設で保管しているウ

ラン（以下「核サ研ウラン」という。）等を第三ウラン貯蔵庫に集約して保管することを決定した。また、外部保管燃料の引取期限である30年12月までのしゅん工を目指して、保管対象となる核燃料物質の種類、量等を踏まえて、29年10月に建設に係る原子炉等規制法に基づく許可を取得するとともに、28、29両年度に建設予定地の整備、施設の設計、基礎杭工事等を進め、30年3月に基礎杭工事を完了した（図1参照）。

一方、機構は、核燃料サイクル工学研究所への外部保管燃料の引取りについて地元自治体の理解を得るための外部保管燃料の利活用計画の作成に時間を要し、29年11月時点で外部保管燃料の引取期限である30年12月までの引取りが見通せなくなった。このため、29年11月に、第三ウラン貯蔵庫のしゅん工時期を外部保管ウラン約7tの引取期限である令和2年9月までとすることを決定して、履行中の基礎杭工事契約を除き、建物本体の建設工事契約等の契約手続を全て中止して、第三ウラン貯蔵庫の建設を中断した。そして、平成30年3月に上記の利活用計画を地元自治体に報告した後、同年5月に、外部保管燃料等に加えて原科研ウランについても第三ウラン貯蔵庫で保管できるかどうか検討する必要が生じたとして、第三ウラン貯蔵庫の令和2年9月までのしゅん工を見送ることとした。

図1　平成28年9月時点において第三ウラン貯蔵庫に保管することとしていた主な核燃料物質の内訳

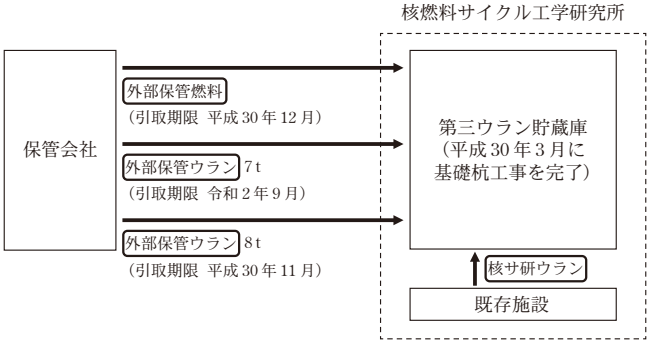

イ　L棟の概要及び整備状況

機構は、核燃料サイクル工学研究所において、原子力施設であるL棟を昭和50年4月に建設し、平成14年までウラン濃縮技術の研究開発を実施した後、第1期中期計画において「中期目標期間前に使命を終え、廃止措置又は廃止措置準備を進めていた施設」として位置付けて、廃止に向けた作業を実施してきた。

一方、機構は、前記のとおり、第三ウラン貯蔵庫の建設について、29年11月に、そのしゅん工時期を令和2年9月までとしたため、しゅん工までの間、外部保管燃料をL棟に仮置きすることを決定して、L棟の耐震改修工事等を行い、平成30年11月に外部保管燃料をL棟に搬入した。また、外部保管ウラン約8tについては、核燃料サイクル工学研究所の既存施設に仮置きすることとして、同月に当該施設に搬入した。

その後、機構は、前記のとおり、30年5月に第三ウラン貯蔵庫の令和2年9月までのしゅん工を見送ったため、平成30年12月に外部保管ウラン約7tを外部保管燃料と

同様にＬ棟に仮置きすることを決定した(図２参照)。そして、令和元、２両年度に、Ｌ棟の棟内保管室の機能復旧、ピット防護蓋の製作等に係る契約計６件(契約額計１億4215万余円)を締結して、外部保管ウランの仮置きのためのＬ棟の整備を行っている。

図２　平成30年５月時点において第三ウラン貯蔵庫に保管することとしていた主な核燃料物質の移動先の想定

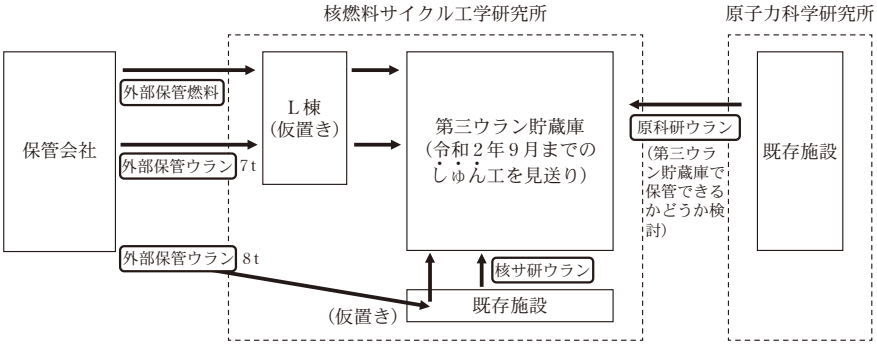

２　検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、Ｌ棟の整備が核燃料物質の移動先等について十分に検討した上で適切に進められているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、Ｌ棟の整備等に係る契約を対象として、機構本部及び両研究所において、契約関係書類を確認するとともに、担当者から説明を聴取するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

機構は、前記のとおり、平成29年11月に第三ウラン貯蔵庫のしゅん工時期を外部保管ウラン約７tの引取期限である令和２年９月までとすることを決定していたが、その後、平成30年５月に原科研ウランを第三ウラン貯蔵庫で保管できるかどうか検討する必要が生じたとして令和２年９月までのしゅん工を見送ったため、平成30年12月に外部保管ウラン約７tをＬ棟に仮置きすることを決定して、仮置きのための整備を行っていた(表参照)。

表　第三ウラン貯蔵庫、L 棟等の動向

時期	外部保管燃料等の動向	第三ウラン貯蔵庫の動向		L 棟の動向	
平成25年12月以降	保管会社から外部保管燃料等の引取りの要請			廃止に向けた作業を実施	
26年度	両研究所が保管する核燃料物質の保管状況等の整理、移動先等の検討を実施				
27年8月		計画検討	外部保管燃料及び外部保管ウランの保管場所として建設を計画、他の保管対象についても検討		
28年6月	原科研ウランの移動先がないことなどの課題を把握、8月までに両研究所が保管する核燃料物質の集約方針の検討を決定				
9月		建設予定地の整備、設計、基礎杭工事等	外部保管燃料、外部保管ウラン、核サ研ウラン等の保管を決定		
29年10月			建設に係る許可の取得		
29年11月			令和2年9月までのしゅん工を決定、建物本体の建設工事契約等の契約手続を中止		外部保管燃料の仮置きを決定
30年3月	外部保管燃料の利活用計画を地元自治体に報告		基礎杭工事完了		
30年5月			**原科研ウランを保管できるかどうか検討するとして、令和2年9月までのしゅん工を見送り**	外部保管燃料の仮置きのための整備	
11月	外部保管ウラン約8tの引取期限、引取り				外部保管燃料をL棟に搬入
30年12月	外部保管燃料の引取期限				**外部保管ウラン約7tの仮置きを決定**
令和元年度		建設中断中		外部保管ウラン約7tの仮置きのための整備	
2年9月	**外部保管ウラン約7tの引取期限**				

しかし、原科研ウランについては、その量が建設中の第三ウラン貯蔵庫の最大保管可能量を超えており、かつ、当初第三ウラン貯蔵庫に保管するとしていた外部保管燃料等だけでも当該最大保管可能量の大部分を占めていたため、当初の設計のままでは第三ウラン貯蔵庫での保管は困難であった。そして、第三ウラン貯蔵庫の建設は、保管対象となる核燃料物質の種類、量等を踏まえて、建設に係る原子炉等規制法に基づく許可を取得して実施していたものであり、30年5月時点においては既に基礎杭工事まで完了していたものであって、そこから大幅な設計変更等を行うことは想定できない状況であった。したがって、原科研ウランを第三ウラン貯蔵庫で保管することが困難であることは明らかであった。

また、L 棟は経年劣化が著しく、機構は、令和2年9月以降も外部保管燃料及び外部保管ウランを仮置きする場合、当該経年劣化の対策として新たに約7億円の費用が必要となることなどからL棟での長期の保管は経済的ではないとしており、外部保管燃料及び外部保管ウランをいずれも速やかに第三ウラン貯蔵庫に移動することを前提にL棟での仮置きに係る許可等を取得していた。このため、外部保管燃料及び外部保管ウランの保管場所としての第三ウラン貯蔵庫の必要性に変わりはなく、L棟及び核サ研ウランを保管している各原子力施設の廃止措置を進めていくためにも、第三ウラン貯蔵庫は速やかにしゅん工する必要があった。

したがって、機構が原科研ウランを第三ウラン貯蔵庫で保管できるかどうか検討する必要が生じたとして、平成30年5月に第三ウラン貯蔵庫の建設を中断して令和2年9月までの

しゅん工を見送ることとしたことは適切でなく、予定どおり工事を実施していれば、遅くとも同月までに第三ウラン貯蔵庫をしゅん工することが可能であり、L棟の整備のうち、外部保管ウラン約7tの仮置きのための整備は必要なかったと認められた。

このように、機構において、第三ウラン貯蔵庫のしゅん工を見送ったことにより、外部保管ウラン約7tの仮置きのためのL棟の整備に係る契約のうち、第三ウラン貯蔵庫の建設を中断していなければ締結する必要のなかった契約計4件、契約額計6295万余円を締結していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、第三ウラン貯蔵庫の建設及びL棟の整備に当たり、両研究所が保管する核燃料物質について、両研究所間での移動も含めた集約方針の検討を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、2年8月に、理事会議等を開催するなどして、両研究所が保管する核燃料物質の移動先等について両研究所間での移動を含めて検討を行い、L棟に仮置中の外部保管燃料及び仮置予定の外部保管ウラン、核サ研ウラン等を集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、原科研ウランを含めた原子力科学研究所で保管している核燃料物質を同研究所の既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、原子力施設の廃止措置に伴う核燃料物質の移動等を円滑に実施して、核サ研ウラン、原科研ウラン等の仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないようにするための処置を講じた。

第15　独立行政法人地域医療機能推進機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの

科　　目	固定資産
部　局　等	独立行政法人地域医療機能推進機構本部、東京山手メディカルセンター
災害拠点病院の概要	自家発電機等を保有し、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの病院
13災害拠点病院に係る病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	626億8646万余円(平成30事業年度末)
上記のうち自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある1災害拠点病院の建物(建物附属設備を含む。)及び医療用器械備品の資産価額	31億9462万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について

(令和2年9月4日付け　独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1　災害拠点病院の概要

貴機構は、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)に基づき、病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することとなっている。

そして、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づいて厚生労働大臣が定めた貴機構の第1期(平成26事業年度から30事業年度まで)及び第2期(令和元事業年度から5事業年度まで)の中期目標によれば、貴機構は、5疾病5事業、リハビリテーション、在宅医

療、その他地域において必要とされる医療等について貴機構が有する幅広い医療機能及び全国ネットワークを活用しつつ医療等の確保と質の向上を図ることとされている。このうち、災害や重大危機発生時における活動として、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行うことなどとされている。

厚生労働省は、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年医政発0321第2号。以下「局長通知」という。)において、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するなどの災害拠点病院を整備することが必要であるとしている。都道府県は、局長通知に基づき、病室等の病棟、診察室、手術室等の診療棟等の救急診療に必要な部門を設けるなどの一定の要件を満たす病院を災害拠点病院として指定することとなっており、平成30事業年度末現在、貴機構の57病院のうち13病院(注1)が災害拠点病院に指定されている。

そして、上記のとおり、災害拠点病院には災害時に救命医療や重症傷病者の受入れを行うことなどが求められていることから、局長通知によれば、災害拠点病院は、電気については、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている。

また、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましいとされているが、設置場所以外の浸水対策については、特に示されていない。

(注1)　13病院　　うつのみや、群馬中央、福井勝山総合、三島総合、中京、徳山中央、九州、諫早総合、天草中央総合各病院、東京新宿メディカル、東京山手メディカル、人吉医療、南海医療各センター

2　本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、豪雨や台風等による甚大な水害が相次ぎ、27年に水防法(昭和24年法律第193号)が改正されるなどしたことから、地方公共団体においては、従来作成していた水害に係るハザードマップを想定し得る最大規模の水害に対応したものなどに順次改定してきている。そして、水害が発生した地域の中には長時間にわたり商用電源が途絶する事態も生じていることを踏まえると、貴機構の災害拠点病院においては、貴機構が担っている災害時の役割の重要性に鑑みて、水害時においても継続して医療を提供する上で必要な電気を確保するために、保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた浸水対策を実施する必要がある。

浸水対策を実施するに当たっては、浸水が想定されていない場所や想定されている浸水深よりも高い位置に自家発電機等を設置したり移設したりするなどの設置場所による浸水対策が望ましいが、敷地条件の制約等によりその実施が困難な場合もあることから、その場合は、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置するなど、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じた対策を講ずることが肝要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、貴機構の災害拠点病院において保有する自家発電機等について、所在する地方公共団体が公表しているハザードマップに応じて、設

置場所やそれ以外の浸水対策が適切に検討されているかなどに着眼して、貴機構の13災害拠点病院の建物（自家発電機27台及び無停電電源装置（以下「UPS」という。）21台等の建物附属設備を含む。）及び医療用器械備品（30事業年度末の資産価額(注2)計626億8646万余円）を対象として、3災害拠点病院(注3)において、関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、13災害拠点病院から調書の提出を受けて、その内容を分析するなどの方法により検査した。

（注2） 資産価額　　取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額

（注3） 3災害拠点病院　　九州病院、人吉、南海両医療センター

（検査の結果）

貴機構の13災害拠点病院について、各災害拠点病院の所在する地方公共団体が公表している洪水、津波等のハザードマップに基づいて浸水するおそれがあるかを確認したところ、6災害拠点病院が浸水するおそれがある区域に所在していた。

そこで、上記の6災害拠点病院に設置されている自家発電機12台及びUPS11台について、浸水対策の実施状況をみたところ、表のとおり、5災害拠点病院に設置されている自家発電機10台及びUPS8台については、浸水するおそれがない屋上に設置したり、設置に当たって土台をかさ上げしたりするなどの浸水対策を実施していた。

しかし、東京山手メディカルセンターに災害時に商用電源が途絶した場合に備えて設置されている自家発電機2台及びUPS3台については、次のとおり、浸水対策を全く実施していなかった。

すなわち、同センターが所在する新宿区の洪水ハザードマップを確認したところ、同センターの本館は、洪水による浸水深が0.1m以上0.5m未満及び0.5m以上1.0m未満と想定されている区域に立地している。しかし、上記の自家発電機2台及びUPS3台については、上記の想定されている浸水深より低い位置にある本館地下2階に設置されているのに、浸水対策が全く実施されていなかった。このため、上記の自家発電機2台及びUPS3台は、水害により商用電源が途絶した場合に、浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっていた（自家発電機等が浸水して電気を確保できなくなるおそれがある同センターの建物（自家発電機2台及びUPS3台等の建物附属設備を含む。）及び医療用器械備品の資産価額計31億9462万余円（30事業年度末））。

表　浸水するおそれがある区域に所在する6災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策の実施状況

（単位：病院、台）

区分＼浸水対策の実施状況		浸水するおそれがある区域に所在する災害拠点病院		
			浸水対策を実施している	浸水対策を実施していない
災害拠点病院		6	5	1
上記の災害拠点病院が保有する機器の台数	自家発電機	12	10	2
	UPS	11	8	3

（改善を必要とする事態）

貴機構の東京山手メディカルセンターにおいて、水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働できず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがある状況となっている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

（**発生原因**）

このような事態が生じているのは、貴機構本部及び東京山手メディカルセンターにおいて、地方公共団体が公表しているハザードマップに応じた自家発電機等の浸水対策についての検討が十分でないことなどによると認められる。

3　本院が要求する改善の処置

災害拠点病院は、被災地の傷病者等の受入れ可能な体制を有し、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなるものである。

ついては、貴機構において、自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院が水害時に継続して医療を提供できるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア　東京山手メディカルセンターは、貴機構本部と連携して、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、対策を講ずるまでの応急的な対処方法を速やかに定めるとともに、自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定すること

イ　貴機構本部において、アで計画した浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること

第16　独立行政法人住宅金融支援機構

不　当　事　項

貸　　付　　金

(181)－(202)　独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの

科　　目	(住宅資金貸付等勘定)貸付金 (既往債権管理勘定)貸付金
部　局　等	独立行政法人住宅金融支援機構本店、3支店
貸付けの根拠	住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)
賃貸住宅融資の概要	賃貸住宅を建設して事業を行う者に、住宅の建設等に必要な長期資金の貸付けを行うもの
貸　付　先	賃貸住宅を建設して事業を行う者
貸付先の件数	22件
貸付金残高の合計	1,665,073,917円(令和元年度末)
不当と認める貸付金残高の合計	1,665,073,917円(令和元年度末)

1　賃貸住宅融資の概要

独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)は、平成19年4月、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」という。)に基づき、住宅金融公庫(以下「旧公庫」という。)の権利及び義務を承継して設立された。旧公庫は、同年3月まで住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号。以下「旧公庫法」という。)に基づき、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設等に必要な資金で一般の金融機関で対応が困難なものを融通することなどを目的として、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して35年等の長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅融資」という。)を行っていた。そして、機構が旧公庫から承継した賃貸住宅融資の残高は、令和元年度末現在265,605,606,245円(3,307件)となっている。

賃貸住宅融資については、賃借人の保護を図ることなどの目的から、旧公庫法及び住宅金融公庫法施行規則(昭和29年大蔵・建設省令第1号。以下「旧施行規則」という。)によれば、借受者は、賃貸住宅融資により建設された賃貸住宅(以下「賃貸住宅」という。)の賃貸に当たって、家賃の3か月分(地域又は融資の種類によっては6か月分又は9か月分)を超えない額の敷金を除き、賃借人から礼金、更新料等の受領を賃貸の条件としてはならないこととされていた。また、借受者は、解約申入れ期限を1か月よりも前とした取決めをするなど、賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならないこととされていた。

機構法の施行に伴い旧公庫法は廃止されたが、機構法によれば、旧公庫法に基づいて行われた賃貸住宅融資に係る賃貸条件の制限は従前どおりとされている。

本院が平成21年次に上記賃貸条件の制限について検査したところ、借受者等において賃

貸条件の制限があることについての認識が欠如していたり、機構において、賃貸住宅の実態調査（以下「実態調査」という。）について本店から支店へ明確な指示をしていなかったりなどしたため、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。そこで、機構において、借受者等に賃貸条件の制限が遵守されるよう周知を図り、実態調査を毎年確実に実施するなどの処置を講ずるよう、機構に対して21年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

機構は、上記本院の指摘を受けて、賃貸条件の制限に関する周知については、21年11月以降、機構のホームページに掲載するなどし、毎年の実態調査の実施については、23年3月に実態調査の実施方法等を定めた調査要領を策定の上、同年4月から実態調査を開始し、毎年確実に実施することとした。

2　検査の結果

(1)　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、賃貸住宅融資に係る賃貸条件の制限は、本院の指摘を受けて適切に遵守されているかなどに着眼して、本店首都圏広域事業本部及び3支店(注1)の各管内において賃貸条件が入居募集広告に掲載されていて賃貸条件の制限に違反している可能性のある賃貸住宅融資25件（令和元年度末貸付金残高計1,812,804,855円）を対象として、本店及び2支店(注2)において、賃貸借契約書等の内容を確認するなどして会計実地検査を行った。また、本店を通じて九州支店管内の賃貸住宅融資に係る賃貸借契約書等の提出を受けるなどして検査した。

（注1）　3支店　　近畿、中国、九州各支店

（注2）　2支店　　近畿、中国両支店

(2)　検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

ア　賃貸条件の制限に違反している事態

本店首都圏広域事業本部及び3支店の各管内の賃貸住宅融資22件（元年度末貸付金残高計1,665,073,917円）において、借受者が賃借人から礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反している事態が見受けられた。そして、この22件の違反内容についてみると、敷金を過大に受領していたものが1件（同124,724,726円）、礼金を受領していたものが15件（同計1,030,614,110円）、更新料を受領する取決めをしていたものが4件（同計313,188,503円）、敷引き(注3)を設定していたものが3件（同計271,713,855円）、退去月の家賃について、日割計算を行わない取決めをしているなど賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としていたものが13件（同計1,068,986,397円）となっていた（一つの物件で複数の賃貸条件の制限に違反しているものがあるため、件数及び貸付金残高の計は一致しない。）。

（注3）　敷引き　　賃貸借契約書において、あらかじめ敷金の一定額を退出時に返還しないと定めること

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

賃貸住宅を建設して事業を行う借受者Aは、九州支店管内に建設した賃貸住宅（総戸数20戸）の建設等に必要な資金として、平成12年4月に賃貸住宅融資235,000,000円（貸付期間

35年。令和元年度末貸付金残高124,724,726円)を受けている。調査したところ、２年５月の時点における入居戸数18戸のうち、敷金を家賃の３か月分を超えて受領していたものが２戸、礼金を受領していたものが５戸、敷引きを設定していたものが５戸となっていて、計10戸について賃貸条件の制限に違反していた(１戸で複数の賃貸条件の制限に違反しているものがあるため、戸数の計は一致しない。)。

イ　借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組の状況

平成21年10月の本院の指摘を受けて機構が講じた処置のその後の状況についてみると、賃貸条件の制限に関する周知については、ホームページに掲載していたものの、27年度以降は賃借人や借受者等が容易に確認できる状況となっていないなど、賃貸条件の制限が遵守されるように借受者等に対して周知を行うという本院の指摘の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていなかった。また、毎年の実態調査の実施については、賃貸住宅融資に関する事業の担当部署は、本院の指摘を受けて、全ての賃貸住宅融資について賃貸条件の制限違反の有無を調べるために借受者に調査票を送付し、これに返信がなかった者(以下「未返信者」という。)を優先して調査することとして、23年度から開始した。その後、担当部署は、27年度に未返信者を対象とする実態調査が完了したことから、実態調査を同年度をもって終了して、28年度以降は全く実施していなかった。しかし、27年度の実態調査において、その対象とした賃貸住宅融資のうち25件が賃貸条件の制限に違反しているという状況となっていたことから、機構は引き続き、未返信者以外の借受者の賃貸住宅融資についても実態調査を行う必要があったと認められる。そして、担当部署が実態調査を終了したことについて、担当部署から機構内の経営に関する会議等に対して報告されないなど、機構内部において、実態調査に係る統制が十分に機能していなかったことから、本院の指摘を受けて講じた処置の一部が履行されなくなっていた。

このように、本院が是正改善の処置を求め、機構において、これを受けて実態調査を毎年確実に実施することとするなどの処置を講じたにもかかわらず、その一部が履行されなくなるなどしていたため、賃貸住宅融資について賃貸条件の制限に違反していた事態が生じていたことは適切とは認められず、賃貸住宅融資22件に係る貸付金残高1,665,073,917円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、借受者等において旧公庫法及び旧施行規則に規定する賃貸条件の制限に関する認識が欠けていたことにもよるが、機構において借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施することの重要性に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

前記の事態を部局等別・貸付先別に示すと次のとおりである。

	部局等	貸付先	貸付年月	当初貸付金額	令和元年度末貸付金残高	不当と認める貸付金残高
				千円	千円	千円
(181)	本店	賃貸住宅事業を行う個人	10.10	54,000	28,275	28,275
(182)	同	賃貸住宅事業を行う法人	14. 7	249,300	154,291	154,291
(183)	近畿支店	賃貸住宅事業を行う個人	8. 7	198,300	91,859	91,859
(184)	同	同	9. 8	72,300	34,964	34,964
(185)	同	同	11. 4	401,100	192,243	192,243

	部局等	貸付先	貸付年月	当初貸付金額	令和元年度末貸付金残高	不当と認める貸付金残高
				千円	千円	千円
(186)	近畿支店	賃貸住宅事業を行う法人	12. 8	105,900	57,177	57,177
(187)	同	賃貸住宅事業を行う個人	13. 6	36,300	17,190	17,190
(188)	同	同	15.12	62,100	28,462	28,462
(189)	同	同	16. 9	176,500	99,114	99,114
(190)	中国支店	賃貸住宅事業を行う法人	13. 3	115,900	51,553	51,553
(191)	同	同	16. 3	126,900	81,128	81,128
(192)	九州支店	賃貸住宅事業を行う個人	10. 5	151,500	77,385	77,385
(193)	同	同	12. 4	235,000	124,724	124,724
(194)	同	同	12. 6	62,000	33,239	33,239
(195)	同	同	12. 6	221,000	116,357	116,357
(196)	同	同	15. 2	185,900	116,622	116,622
(197)	同	同	15.12	74,900	25,037	25,037
(198)	同	同	16. 6	87,100	56,067	56,067
(199)	同	同	17. 4	100,000	69,603	69,603
(200)	同	同	17. 5	82,800	37,992	37,992
(201)	同	同	18. 3	168,000	119,848	119,848
(202)	同	同	19. 6 (注4)	68,800	51,933	51,933
(181)－(202)の計				3,035,600	1,665,073	1,665,073

（注4）　平成18年度以前に申込みがあった賃貸住宅融資については、19年度以降に機構が貸し付けた場合も賃貸条件の制限を受けることとなっている。

第17　国立研究開発法人国立がん研究センター

不　当　事　項

予　算　経　理

(203) 実験動物飼育管理業務委託契約において、会計規程等に反して、委託業務の一部に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定し、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていて、契約手続が適正に行われていなかったもの

科　　目	委託費
部　局　等	国立研究開発法人国立がん研究センター
契　約　名	実験動物飼育管理業務委託契約
契約の概要	実験動物の飼育管理、飼育ケージ交換等の業務を委託するもの
契約の相手方	株式会社ケー・エー・シー
契　　約	平成27年4月、30年2月　一般競争契約
支　払　額	267,738,935円(平成27年6月～令和2年1月)
上記のうち会計規程等に反して競争に付していない覚書による支払額	110,227,309円(平成27年6月～令和2年1月)

1　実験動物飼育管理業務委託契約の概要等

(1)　センターの概要

国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)は、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」(平成20年法律第93号)に基づき設立された国立高度専門医療研究センターの一つであり、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連する医療の提供等を行っている。

センターは、東京都中央区に中央病院、研究所等(以下「築地キャンパス」という。)を、千葉県柏市に東病院等(以下「柏キャンパス」という。)を設置している。

(2)　実験動物飼育管理業務委託契約の概要

センターは、築地、柏両キャンパスにおける実験動物の飼育管理、飼育ケージ交換等の業務を一括で委託するために、平成27年4月及び30年2月に、実験動物飼育管理業務委託契約(以下「飼育管理契約」という。)を株式会社ケー・エー・シー(以下「会社」という。)との間で一般競争入札により締結している。27年4月に締結した契約(以下「27年度契約」という。)の当初の契約期間は27年4月1日から29年3月31日までであったが、センターは、29年4月に、契約期間を27年4月1日から30年3月31日までに1年間延長する変更契約を締結している。また、30年2月に締結した契約(以下「30年度契約」という。)の契約期間は30年4月1日から令和3年3月31日までとなっている。そして、センターは、

2年1月までに27年度契約分170,551,811円、30年度契約分97,187,124円、計267,738,935円を支払っている。

(3) 契約手続の概要

センターが売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公正性、透明性及び競争性を確保するために、国立研究開発法人国立がん研究センター会計規程(平成22年規程第41号)及び国立研究開発法人国立がん研究センター契約事務取扱細則(平成22年細則第3号。以下、これらを「会計規程等」という。)に基づき、原則として、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならないこととなっている。また、予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならないこととなっている。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価によることができることとなっている。

2　検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、飼育管理契約に係る契約手続は適正に行われているかなどに着眼して、飼育管理契約の支払額(27年度契約170,551,811円、30年度契約97,187,124円、計267,738,935円)を対象として、センターにおいて、契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

センターは、従前から、築地キャンパスと柏キャンパスとで実験動物の飼育管理等を行う施設等が異なっていることなどから、飼育管理契約の仕様書を築地キャンパス分と柏キャンパス分に分けて作成していた。

上記委託業務のうち実験動物の飼育区域の保清管理及び飼育ケージ交換の業務(以下「ケージ交換等業務」という。)に係る経費の取扱いについて、仕様書における記載の内容を確認したところ、柏キャンパス分では他の経費と区別するような記載はなかったが、築地キャンパス分では契約締結後に別途覚書を交わし単価契約とする旨が記載されていた。そして、センターは、27年度契約及び30年度契約において、それぞれの仕様書に基づいて、柏キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については過去の実績等を基にするなどして予定価格に含めていたが、築地キャンパス分のケージ交換等業務の経費相当分については予定価格に含めることなく算定し、それぞれの予定価格によって一般競争の入札等の手続を行っていた。

そして、センターは、それぞれの契約を締結した後に、予定価格に含めなかった築地キャンパス分のケージ交換等業務に係る経費について、会社と覚書を締結して、実験動物飼育区域保清管理料として月額735,000円(27年度契約及び30年度契約、消費税抜きの金額)、及びケージ交換費として1飼育ケージ当たり63円(27年度契約のうち平成27年4月1日から29年6月30日までの間の履行分)又は120円(27年度契約のうち29年7月1日から30年3月31日までの間の履行分及び30年度契約、それぞれ消費税抜きの金額)の単価に飼育ケージの交換数を乗じて得た額の合計額に、消費税相当額を加えた額を、契約書に記載されている契約金額(以下「契約書の金額」という。)とは別途に支払うこととしていた。その結果、センターは、築地キャンパス分のケージ交換等業務に係る経費について、競争に付することなく、覚書に基づく業務代金として、契約書の金額に基づく支払額27年度契約99,804,960円、30年度契約57,706,666円(令和2年1月までの分)、計157,511,626円の約7割に相当す

る 27 年度契約 70,746,851 円、30 年度契約 39,480,458 円（2 年 1 月までの分）、計 110,227,309 円を支払っていた。

しかし、前記のとおり、予定価格は契約する事項の価格の総額について定めなければならないこととなっており、柏キャンパス分だけではなく築地キャンパス分のケージ交換等業務も委託業務に含まれるのであるから、築地キャンパス分のケージ交換等業務に係る経費について、築地キャンパスにおける過去の実績を基にするなどして飼育ケージの予定交換数を見込んで、これに上記の単価を乗ずるなどしてケージ交換等業務に係る経費相当分を算定し、これを含めた総額の予定価格を算定するなどした上で、27 年度契約及び 30 年度契約の契約手続を行う必要があった。

このように、本件飼育管理契約について、ケージ交換等業務に係る経費相当分を含めずに予定価格を算定して、当該業務に係る経費について、競争に付することなく契約書とは別途に交わした覚書により支払っていた事態は、契約手続が会計規程等に反しているとともに、競争による利益を十分に享受できないものとなっていて適正とは認められず、上記の覚書による支払額 110,227,309 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、飼育管理契約の締結に当たり、会計規程等を遵守して契約手続を適正に行うことの認識が欠けていたことなどによると認められる。

第18　国立大学法人京都大学

不　当　事　項

予　算　経　理

(204) チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの

科　　目	経常費用
部　局　等	国立大学法人京都大学
会計経理の内容	大学が設置した研究所等におけるチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約
チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約金額	1,212,379,058円(平成23年度～29年度)
不適正な会計経理により支払われた経費の財源	(1) 研究拠点形成費等補助金(博士課程教育リーディングプログラム) (2) 国立大学法人設備整備費補助金 (3) 運営費交付金 (4) 科学研究費補助金 (5) 最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業) (6) 外国人特別研究員(欧米短期)に係る調査研究費 (7) 寄附金
不適正な会計経理の額	(1) 4,710,960円(平成26年度) (2) 99,303,000円(平成25、26両年度) (3) 74,169,000円(平成23、24、27各年度) (4) 47,082,240円(平成24年度～27年度) (5) 851,724,191円(平成23年度～25年度) (6) 641,581円(平成26年度) (7) 50,601,000円(平成26年度) 計 1,128,231,972円

1　チンパンジー用大型ケージ等の整備の概要

(1) チンパンジー用大型ケージ等の整備の概要

国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)は、附置研究所等として愛知県犬山市に霊長類研究所を、熊本県宇城市に熊本サンクチュアリをそれぞれ設置している。そして、京都大学は、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)の最先端研究基盤事業等における「心の先端研究のための連携拠点(WISH)構築」事業の一環として、平成

22年度から24年度までの間に、霊長類研究所及び熊本サンクチュアリにおいて、チンパンジー等を対象とした比較認知科学実験用大型ケージ設備（以下「チンパンジー用大型ケージ」という。）をそれぞれ2基ずつ、計4基を整備している。

また、京都大学は、上記の事業においてチンパンジー用大型ケージ4基を整備するほか、周辺施設等も整備する必要があるとして、22年度から29年度までの間に、文部科学省から交付された研究拠点形成費等補助金（博士課程リーディングプログラム）（以下「形成費等補助金」という。）、国立大学法人設備整備費補助金（以下「整備費補助金」という。）及び運営費交付金、振興会から交付された科学研究費補助金（以下「科研費補助金」という。）、最先端研究開発戦略的強化費補助金（最先端研究基盤事業）（以下「強化費補助金」という。）及び外国人特別研究員（欧米短期）に係る調査研究費（以下「調査研究費」という。）並びに民間企業からの寄附金（以下、形成費等補助金、整備費補助金、科研費補助金、強化費補助金及び調査研究費を合わせて「補助金等」という。）の多様な資金を財源として、23年度から29年度までの間に、取引業者8者との間で「比較認知科学実験用大型ケージ設備の購入」等の契約100件（契約金額計1,212,379,058円）を締結しており、それぞれの契約金額の全額を24年3月から30年4月までの間に支払っている。

⑵　チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る物品購入等手続等の概要

京都大学におけるチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る物品の購入等の契約手続（以下「物品購入等手続」という。）は、国立大学法人京都大学会計規程（平成16年達示第92号。以下「会計規程」という。）等の定めるところにより、次のとおり行うこととなっている。

① 教員は、1品50万円以上又は総額500万円以上の物品を購入等するときは、各経理単位に置かれる経理責任者に対して契約依頼を行うことになっている。

② 経理責任者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として公告して申込みをさせることにより一般競争入札を行う。ただし、予定価格が1000万円未満のものについては随意契約によることができる。

③ 経理責任者は、競争入札を行う場合又は随意契約を締結する場合、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等によって、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況等を考慮して適正にその予定価格を決定する。予定価格が500万円未満の随意契約については、予定価格の内容を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）の作成を省略することができる。

④ 経理責任者は、予定価格が500万円以上の随意契約を締結するときは、なるべく複数者から見積書を徴取するなどして見積合わせを行う。この場合において、必ずそれぞれの業者から見積書を徴取し、特定の業者に他者分も含めた見積書の取りまとめを依頼してはならない。

⑤ 経理責任者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成する。

⑥ 部局長は、当該部局の教職員から、物品購入における納品事実の確認、請負における請負完了の事実の確認等（以下「検収」という。）を行う者（以下「検収担当者」という。）を任

命する。検収担当者は、物品が納入等されたときは、納品書に記載されている品名及び数量が現物と一致しているかについて検収を行い、納品書のとおりに納入等されていないときは改めて納入等するよう指示する。

⑦　経理責任者等は、請負契約又は物件の買入れその他の契約について、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査（以下「納品検査」という。）を行う者（以下「検査担当者」という。）を任命する。⑥の検収において検収担当者が納品書のとおりに物品が納入されていることなどを確認した後、検査担当者は、契約書その他の関係書類に基づくなどして、当該給付の内容及び数量について納品検査を行う。

⑧　検査担当者は、納品検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を経理責任者に報告する。この場合において、経理責任者は契約の相手方に対して指定する期間内に改めて物品を完納させ、納品検査を受けるよう指示をすることになっている。

⑨　経理責任者は、⑦又は⑧の納品検査を終了した後、速やかに支払を行う。

⑶　政府調達に関する協定等の概要

京都大学は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。平成26年条約第4号による改正前のもの。以下「調達協定」という。）等によれば、調達協定等の適用対象となる調達機関とされており、一定額以上の物品等の調達契約（以下「特定調達」という。）を締結する場合には、調達協定等に基づき必要な手続を行う必要がある。

そして、調達協定等によれば、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場価格に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対して情報提供を要請することとされている。また、調達機関は、公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させてはならないこととされており、特定調達の入札公告等においてその旨を示すこととされている。

また、京都大学は、「国立大学法人京都大学における大型設備等の調達に係る仕様策定等に関する取扱要領」（平成16年4月財務担当理事裁定。以下「仕様策定要領」という。）において、特定調達により設備を調達する場合には、当該設備の仕様の策定を行うために、仕様策定委員会を設けることなどを定めている。そして、仕様策定要領によれば、同委員会は、当該設備に関する関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に関係資料等の収集を行うとともに、仕様内容については、教育研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定することなどとされている。

⑷　競争的資金等の管理等の概要

京都大学は、19年10月以降、研究者が国等から交付を受けた競争的資金(注)等に関して、適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育に関し必要な事項を定め、教育研究機関としての説明責任を果たすことなどを目的として「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」（平成26年達示第38号。26年10月以前は平成19年達示第62号。以下「適正管理規程」という。）等を定めている。そして、適正管理規程によれば、教職員等は、競争的資金等の適正な運営及び管理に当たっては、関係法令、

京都大学の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならないとされている。

また、補助金等の交付要綱等によれば、補助事業者は、公正かつ最小の費用で最大の効果が上がるように経費を使用すること、補助金等を交付の目的以外に使用してはならないことなどとされているほか、科研費補助金については、各年度の事業に係る物品の納品、役務の提供等は当該事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならないこととされている。

（注） 競争的資金　　文部科学省等の配分機関が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む多数の者による科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金

2　検査の結果

本院は、合規性等の観点から、チンパンジー用大型ケージ等の整備は、会計規程、適正管理規程等のほか、補助金等の交付要綱等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、前記の契約100件（契約金額1,212,379,058円）を対象として、京都大学及びチンパンジー用大型ケージ等の整備に関する契約を締結した取引業者4者において会計実地検査を行った。検査に当たっては、見積書、契約書、仕様書、予定価格調書、納品書等の関係書類を確認したり、チンパンジー用大型ケージ等の整備、運用等の状況について関係教職員等から聴取したりするなどの方法により検査した。

京都大学は、30年12月の京都大学及び令和元年5月の取引業者Fに対する会計実地検査において、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る複数の契約について物品の納入等の事実がないものなどが確認されたことを受けて、同年6月に学内に調査委員会を設けるなどして調査を実施することとした。その後、京都大学は、2年6月にチンパンジー用大型ケージ等の整備に際して契約34件（これらの中には1件の契約について複数の不正使用があったとされているものがあり、その重複を除くと28件となる。）、支払額計506,697,056円について取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用があったとし、また、これに関与した霊長類研究所の教員（以下「霊長研教員」という。）は4名（霊長研教員A、霊長研教員B、霊長研教員C及び霊長研教員D）であったとする調査報告書を公表した。

本院が引き続き検査したところ、上記の取引業者に架空の取引を指示するなどの不正使用のほかに、平成23年度から27年度までの間に、会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどして一般競争入札が公正に行われていなかったりするなどしていた契約が27件、支払額計621,534,916円見受けられた。これらを合計すると、不適正な会計経理を行うなどしていた契約55件、支払額計1,128,231,972円となっていた。

上記の事態について、態様別に示すと次のとおりであり、(1)から(8)までの事態には、件数又は金額が重複しているものがある。なお、(2)、(4)、(6)及び(7)イの事態並びに(3)のうち特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させるなどしていた事態（契約27件621,534,916円）は、前記京都大学の調査報告書において不正使用があったと記述されている契約及びその支払額には含まれていない。

⑴　会計規程等に反して、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、正規の契約手続や支払等が行われていなかった事態

契約15件　49,858,091円

霊長類研究所の経理責任者である同研究所の事務長（以下「霊長研経理責任者」という。）は、霊長研教員からチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約の見積書、納品書、請求書等の提出を受けたことから、24年度から26年度までの間に取引業者に対してチンパンジー用大型ケージ等の整備に要した購入代金57,580,091円を支払っていた。

しかし、上記購入代金のうち49,858,091円については、実際には、霊長研教員が、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の見積書、納品書、請求書等を作成させ、霊長研経理責任者に架空の取引に係る購入代金を支払わせていたものであった。

＜**事例1**＞

霊長研経理責任者は、霊長研教員Aからチンパンジー用大型ケージ（犬山第2ケージ）内の既設プラットホーム設備の溶接を改良する必要があるとする契約依頼を受けた。そして、霊長研経理責任者は、科研費補助金を財源として、平成26年11月に取引業者Gと「犬山第2　既設プラットホーム補強改良溶接」の契約（契約金額4,914,000円。以下「補強改良契約」という。）を締結し、同年12月に検収及び納品検査を合格したとして、取引業者Gに購入代金の全額を支払っていた。

しかし、補強改良契約は、別の契約において取引業者Fが施工することとされている仕様の内容に含まれていたのに、これとは別の工事であるかのように、霊長研教員Aが取引業者Gに架空の取引を指示して虚偽の内容の見積書や納品書等の関係書類を作成させていた。そして、霊長研経理責任者は、補強改良契約の内容を十分に把握しないまま霊長研教員Aからの契約依頼に基づいて取引業者Gと補強改良契約を締結し、購入代金を支払っていた。

⑵　会計規程等の趣旨等に反して、契約を意図的に分割するなどして一般競争入札が行われていなかったなどの事態

契約15件　52,481,521円

京都大学は、前記のとおり会計規程等において、原則として一般競争入札を行うこと、予定価格が1000万円未満のものについては随意契約によることができること、更に予定価格が500万円未満の随意契約は予定価格調書の作成を省略することができることとなっていることを踏まえて、契約の締結に当たり、契約依頼等の際に教職員から提出された契約関係書類に記載された範囲で作業内容、納入場所、納入時期等を総合的に判断して一括して発注することができるかについて留意する必要があるとしている。

霊長研教員は、チンパンジー用大型ケージ等の整備について、その進捗を踏まえて段階的に発注する必要があるとして、整備の進捗に合わせて契約を分割しており、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約件数は最終的に100件となっていた。

しかし、上記100件の契約の中には、作業内容、納入場所や納入期限が同一となっていて、段階的に発注する必要もなかったものなどが15件52,481,521円見受けられた。これらの契約は、霊長研教員又は霊長類研究所事務部の職員（以下「霊長研職員」という。）が霊長研経理責任者に対して契約依頼等を行う際に、一般競争入札等の対象とならない金額に分割するよう取引業者に指示して見積書等を意図的に分割するなどしていたものであっ

て、霊長研経理責任者は作業内容等を総合的に判断して一括して一般競争入札等を行うべきであったのに、契約の内容を十分に確認しないまま、霊長研教員又は霊長研職員からの契約依頼等のとおりに契約を締結していた。

⑶　調達協定等に反して、特定調達等の仕様の策定に直接関与した取引業者を一般競争入札に参加させたり、特定の取引業者にのみ事業予算額を伝えた上で一般競争入札に参加させたりするなどして、一般競争入札が公正に行われていなかった事態

契約12件　970,195,500円

霊長研経理責任者は、チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たって、12件の契約の予定価格が1000万円以上であることから、一般競争入札を行うこととした。一般競争入札に当たって、霊長研教員は、これらの仕様を仕様策定委員会に諮ることとし、これを受けて同委員会において可能な限り多数の取引業者から幅広く、かつ、公平に関係資料等の収集を行われるなどした上でこれらの仕様書が策定されたとしていた。そして、霊長研経理責任者等は、一般競争入札に際して、特定調達等の仕様の策定に直接関与した取引業者を競争入札に参加させれば、公正性及び無差別性を確保することができなくなるおそれがあることから、仕様の策定に直接関与していない者であることを競争参加資格として定めるとともに、競争資格のない者の入札は無効とすることとして入札公告を行った。その後、霊長研経理責任者等は、仕様書、見積書等を基に、前記のとおり、取引の実例価格、需要の状況等を考慮した上でそれぞれの契約の予定価格を決定し、その予定価格の範囲内において最も有利な条件を提示した取引業者を落札者として12件の契約(契約金額計970,195,500円)をそれぞれ締結していた。

しかし、上記の一般競争入札を行うに当たり、契約7件442,428,000円については、霊長研教員が事前に行ったチンパンジー用大型ケージ等に係る仕様の内容の調整に直接関与した取引業者が一般競争入札に参加するなどしていたのに、霊長研経理責任者等は当該取引業者からの入札を入札公告に基づき無効とすることなく一般競争入札を行って、多くの場合に当該取引業者を落札者として契約を締結するなどしていた。

また、契約11件852,595,500円については、霊長研教員が特定の取引業者にのみ事業予算額をあらかじめ伝えていたにもかかわらず、当該取引業者を一般競争入札に参加させるなどしており、公正な入札が行われたとはいえない状況となっていた。

⑷　会計規程等の趣旨に反して、特定の取引業者に他者の見積書を徴取させていたのに複数者から見積書を直接徴取したように偽っていて、適正な見積合わせが行われていなかった事態

契約18件　75,269,310円

霊長研経理責任者は、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約のうち、予定価格が1000万円未満のものについては会計規程等に基づき随意契約により締結することとし、その際には、会計規程等の趣旨を踏まえて予定価格が100万円以上となる契約については複数者から直接見積書を徴取することとしていた。そして、霊長研経理責任者は、それぞれの取引業者から徴取した見積書を比較するなどして、その中から最も有利な条件を提示した者と18件の契約(契約金額計75,269,310円)をそれぞれ締結したとしていた。

しかし、上記の複数者から直接徴取したとする見積書は、霊長研教員又は霊長研職員が特定の取引業者に他者の見積書を徴取するよう指示して当該取引業者を通じて他者の見積

書を徴取させていたのに、複数者から見積書を直接徴取したように偽っていたものであり、適正な見積合わせが行われたとは認められない状況となっていた。

＜**事例2**＞

霊長研経理責任者は、霊長研教員Eからチンパンジー用大型ケージ内で使用するポリカーボネート板を購入するよう契約依頼を受けた。そして、霊長研経理責任者は、平成27年2月に霊長研教員Eから、取引業者F等2者から直接徴取したとする見積書の提出を受けて、見積合わせを行い、このうち最も有利な条件を提示した取引業者Fと寄附金を財源としてポリカーボネート板の購入契約（契約金額2,595,000円）を締結していた。

しかし、本件見積書は、霊長研教員Eが、取引業者Fに見積書を取りまとめて徴取するよう指示し、取引業者Fが見積金額等を調整した上で提出されたものであった。

⑸　会計規程等に基づく契約条項に反して、使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じていたのに契約金額を減額する契約変更等が行われていなかった事態

契約9件　624,235,500円

霊長研経理責任者は、23年5月から25年6月までの間に、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る9件の契約（契約金額計624,235,500円）を取引業者とそれぞれ締結していた。そして、霊長研教員は、契約締結後の打合せなどにおいて、仕様書で定めたチンパンジー用大型ケージ等の組立てに必要な鋼材等の使用数量を当初の予定数量より減らすなどするよう取引業者に指示し、取引業者は指示に従い納入していた。その後、検査担当者である霊長研教員は、納入された物品が仕様を満たしているとして納品検査を合格とし、霊長研経理責任者は、26年4月までに契約金額の全額を取引業者に支払っていた。

しかし、契約条項等によれば、契約締結後に、仕様を変更する必要が生じたときには、霊長研経理責任者は、契約金額を増減するなどの契約変更を行うことなどについて契約の相手方と協議することとされているのに、霊長研教員は、使用材料の数量が減少するなど契約内容に重要な変更が生じたことを霊長研経理責任者に連絡していなかった。このため、霊長研経理責任者は、契約金額から上記使用材料等の減少に係る金額を減額するための協議を行っておらず、契約金額を減額する契約変更等を行っていなかった。また、京都大学において、上記使用材料等の減少に係る金額を算定するための関係資料が作成されていなかったなどのため、契約金額と適正な支払額との差額を確認することができない状況となっている。

⑹　会計規程等に反して、納入された物品が仕様書等で定めた内容と異なっていたり、仕様書等で定めた部品を使用していなかったりしていたのに、納品検査等に合格したとして購入代金を支払っていた事態

契約2件　60,837,480円

霊長研教員又は霊長研職員は、チンパンジー用大型ケージ内に設置して使用する物品を購入する2件の契約（契約金額計60,837,480円）について、納品検査等を行った結果、機能的に問題ないなどとして納品検査等を合格とした。この結果を受けて、霊長研経理責任者は購入代金の全額を取引業者に支払っていた。

しかし、霊長研教員又は霊長研職員は、取引業者が納入した物品は一部の部品が取り付けられていないなど仕様書等と内容が異なっていたのに、仕様書等と現物が相違していることを看過して納品検査等を合格としていた。このため、霊長研経理責任者は、仕様書等

と内容が異なっている部分に係る金額を含んだ購入代金の全額を支払っていた。また、京都大学において、上記仕様書等と内容が異なっている部分に係る金額を算定するための関係資料が作成されていなかったなどのため、購入代金と適正な支払額との差額を確認することができない状況となっている。

(7) 会計規程等に反して、物品が前年度以前に納入されていたり、翌年度に納入されていたりしていたのに、関係書類に実際の納品日と異なる日付を記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして購入代金を支払わせていた事態

契約3件　54,979,050円

ア　適正管理規程等に反して、前年度以前に物品が納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検査日等として記載することなどにより、契約締結後に物品が納入されたこととして購入代金を支払わせていたもの

契約2件　4,999,050円

霊長研経理責任者は、霊長研教員Bからチンパンジー用大型ケージ(犬山第2ケージ)内の6階の実験スペースに安全対策のための扉を、1階に資材を搬入するための搬入口を設置する必要があるとする契約依頼を受けた。これを受けて、霊長研経理責任者は、25年4月に実験スペースの安全対策のための扉の購入契約(契約金額2,100,000円。以下「扉購入契約」という。)を取引業者Gと、同年5月に資材を搬入するための搬入口の購入契約(契約金額2,899,050円。以下「搬入口購入契約」という。)を取引業者Fとそれぞれ締結した。そして、霊長研経理責任者は、同年8月までにそれぞれ物品が納入され、検収及び納品検査を合格したとして購入代金の全額を支払ったとしていた。

しかし、実際には、扉購入契約については24年度に、搬入口購入契約については23年度にいずれも霊長研教員Bが取引業者F及び取引業者Gに対して口頭による発注を行い、それぞれ年度内に物品が納入されていた。そして、霊長研教員Bは、25年4月から同年7月までの間に、虚偽の日付を記載した関係書類等を霊長研経理責任者に提出するなどして、扉購入契約及び搬入口購入契約はいずれも25年度中に発注から物品の納入まで行われたように偽装していた。

イ　会計規程等に反して、翌年度に物品が納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして購入代金を支払わせていた事態

契約1件　49,980,000円

霊長研経理責任者等は、23年11月に取引業者Fと「大型類人猿用連結型ケージ設備(熊本サンクチュアリ)一式」の契約(契約金額49,980,000円)を締結し、24年3月に給付が完了したとして同年4月に購入代金の全額を支払っていた。

しかし、同年3月末時点では飼育棟と連結型ケージ設備の接続部分の一部等が完成していなかったにもかかわらず、連結型ケージ設備の整備担当者である霊長研教員C及び霊長研教員Dは、組立作業等が完了した部分のみを撮影して霊長研経理責任者に完成写真として提出するなどして連結型ケージ設備が23年度内に完成したかのように偽装していた。そして、検査担当者である霊長研教員Bはこれを承知した上で納品検査を合格とし、検収担当者である霊長研職員もこれを看過して同月22日に検収を合格し

たとして関係書類を作成していた。そして、取引業者Fの社内検査記録を確認したところ、実際に連結型ケージ設備の給付が完了したのは同年5月2日となっていた。

⑻　適正管理規程等に反して、最先端研究基盤事業で取得した物品を目的外に使用するなどしていた事態

契約1件　472,500円

霊長研教員Bは、チンパンジー用大型ケージ内にライブカメラを設置してチンパンジー等の安全対策を図るため、25年11月にライブカメラ2台(契約金額472,500円)を取引業者Fに自ら発注していた。そして、取引業者Fは26年3月にライブカメラ2台を納入し、霊長研職員は検収を合格とし、当該ライブカメラは霊長研教員Bに引き渡されていた。

しかし、霊長研教員Bに引き渡されたライブカメラ2台の設置状況を確認したところ、1台はチンパンジー用大型ケージ外のエリアに設置されていたり、別の1台は未使用のまま研究室に保管されていたりしていて、最先端研究基盤事業の目的に沿って使用されていなかった。

⑴から⑻までの事態は、取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成したり、契約を意図的に分割するなど不適正な物品購入等手続を行っていたりするなどの不適正な会計経理を行うなどして、チンパンジー用大型ケージ等の整備に係る購入代金を支払っていたものであり、これらの重複分を差し引くと、前記のとおり、契約55件1,128,231,972円が不当と認められる。また、これらの事態を財源別に区分すると、表のとおりである。

表　不適正な会計経理等の財源別・事態別の一覧　(単位：件、円)

財源	検査の結果における事態																				純計	
	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)ア		(7)イ		(8)					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
形成費等補助金	—	—	—	—	—	—	1	4,710,960	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4,710,960		
整備費補助金	—	—	—	—	2	96,060,000	1	3,243,000	1	39,900,000	1	56,160,000	—	—	—	—	—	—	3	99,303,000		
運営費交付金	1	1,386,000	2	8,118,000	1	49,980,000	5	19,653,000	1	49,980,000	—	—	—	—	1	49,980,000	—	—	8	74,169,000		
科研費補助金	4	15,174,000	5	12,436,440	—	—	4	15,972,750	—	—	1	4,677,480	2	4,999,050	—	—	—	—	14	47,082,240		
強化費補助金	1	2,842,091	3	14,920,500	9	824,155,500	4	19,266,600	7	534,355,500	—	—	—	—	—	—	1	472,500	16	851,724,191		
調査研究費	—	—	1	641,581	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	641,581		
寄附金	9	30,456,000	4	16,365,000	—	—	3	12,423,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	50,601,000		
計	15	49,858,091	15	52,481,521	12	970,195,500	18	75,269,310	9	624,235,500	2	60,837,480	2	4,999,050	1	49,980,000	1	472,500	55	1,128,231,972		

このような事態が生じていたのは、霊長研教員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が著しく欠けていたこと、霊長研職員及び霊長研経理責任者においてチンパンジー用大型ケージ等の整備に係る契約の内容の確認、検収等が十分でなかったこと、京都大学において霊長研教員、霊長研職員及び霊長研経理責任者に対し会計規程等に基づく適正な物品購入等手続を行うなどの指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(本件の2⑴及び⑺アの事態については、前掲422ページの「科学研究費補助金の経理が不当と認められるもの」参照。また、本件の2⑴、⑶及び⑻の事態については、前掲422ページの「最先端研究開発戦略的強化費補助金(最先端研究基盤事業)の経理が不当と認められるもの」参照)

第19　国立大学法人佐賀大学

不　当　事　項

物　　件

(205) 複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、全く利用されていなかったもの

科　　目	経常費用
部　局　等	国立大学法人佐賀大学
契　約　名	震災復興医療体制整備システム　一式
契約の概要	南海トラフ地震等が発生した際に複数の大学と共同して九州地区の被災地に円滑に医療情報支援を行うために、震災復興医療体制整備システムの開発、サーバ等の必要な機器の調達等を行うもの
契約の相手方	富士通株式会社
契　　約	平成25年11月　一般競争契約
支　払　額	279,825,000円(平成25年度)
不当と認める支払額	279,825,000円(平成25年度)

1　契約等の概要

(1)　震災医療システムの概要

国立大学法人佐賀大学(以下「佐賀大学」という。)は、南海トラフ地震等が発生した際に複数の大学と共同して九州地区の被災地に円滑に医療情報支援を行うために、平成24年度の運営費交付金を財源として、震災復興医療体制整備システム(以下「震災医療システム」という。)の開発、サーバ等の必要な機器の調達等を総合評価落札方式による一般競争契約により、25年11月に富士通株式会社(以下「会社」という。)に契約額279,825,000円で請け負わせて実施しており、26年3月に納品を受けて、同年4月に契約代金の全額を支払っている。

震災医療システムは、佐賀大学及び九州地区に附属病院を有する6国立大学法人(注)(以下「参加大学」という。)が保有する慢性疾患を抱える患者の診療情報(以下「医療データ」という。)を震災等の被害が比較的少ないと想定されている佐賀大学に集積し、平常時には、佐賀大学において、集積した医療データを分析して薬剤の処方量、診療時の検査量等の需要を予測する研究等(以下「需要予測事業」という。)を行い、災害時には平常時の需要予測事業で得た情報を被災した参加大学に提供して、被災地に効果的な薬剤の配給等ができるように支援を行うことを目的としたものであり、27年4月から本格運用を開始することとされていた。

(注)　6国立大学法人　　九州大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学の各国立大学法人

⑵　マッピング作業等の概要

医療データには医療機関ごとに独自のコード（以下「ローカルコード」という。）が付与されていることから、医療データを震災医療システムに取り込んで需要予測事業を行うには、ローカルコードと、医療機関の間で情報交換を可能とするために一般財団法人医療情報システム開発センター等が作成したコード（以下「標準化コード」という。）とを対応させる作業（以下「マッピング作業」という。）が必要となる。

そして、マッピング作業を行うためには、佐賀大学及び参加大学の附属病院における医療に係る知識が必要であり、会社等に請け負わせるのは困難であることから、本件契約書の仕様書に基づき会社が作成した応札技術仕様書において、マッピング作業は佐賀大学及び参加大学において行うこと、佐賀大学が参加大学への作業依頼を行うことなどとなっている。

また、佐賀大学は、マッピング作業を完了した医療データを震災医療システムに取り込んで需要予測事業を行うには、ローカルコードと標準化コードが正確に対応して整合性がとれていることを検証する必要があり、この検証を効率的に行うためとして、佐賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に、佐賀大学が一括して検証することにしていた。

2　検査の結果

本院は、有効性等の観点から、震災医療システムの開発等が計画的に行われ、震災医療システムが目的に沿って利用されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、佐賀大学において契約書、仕様書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、参加大学において震災医療システムに医療データを取り込むために必要なマッピング作業の実施状況等についての調書を徴するなどして検査した。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

佐賀大学は、25年4月に震災医療システムによる需要予測事業を計画して同年12月に参加大学に対して需要予測事業への協力を求め、26年2月までの間に参加大学からの異論がなかったことから需要予測事業への協力が得られたとして、同月以降、参加大学との会議を通じて、参加大学に対してマッピング作業の依頼を行っていたとしていた。

しかし、佐賀大学は、参加大学にマッピング作業を依頼するに当たり、マッピング作業の具体的な実施方法や佐賀大学と参加大学との役割分担等について十分に合意形成を図っておらず、具体的なマッピング作業の実施計画を策定することなどを行っていなかった。

このため、参加大学のうち国立大学法人九州大学を除く5国立大学法人は、マッピング作業は佐賀大学が行うことになっていると認識していたり、佐賀大学からマッピング作業に係る具体的な指示がないなどとしていたりしていて、震災医療システムの本格運用の開始予定である27年4月までにいずれも自らが保有する医療データのマッピング作業を完了していなかった。そして、佐賀大学は、上記の5国立大学法人からローカルコード等の提出を求めるなどして、自らマッピング作業を行うことにしたものの、マッピング作業に係る十分な人材が確保できなかったことなどから、本院が会計実地検査を行った31年1月現在においても、5国立大学法人のマッピング作業は完了していないままとなっていた。

また、佐賀大学及び国立大学法人九州大学は、需要予測事業とは別の事業のために自らが保有する医療データのマッピング作業を完了していたものの、佐賀大学は、前記のとおり佐

賀大学及び参加大学のマッピング作業が全て完了した後に一括してローカルコードと標準化コードの検証を行うことにしていたため、検証を実施しておらず、震災医療システムに需要予測事業を行うための医療データを取り込んでいなかった。このため、両大学の医療データを用いた需要予測事業も行われていなかった。

そして、佐賀大学は、本院の検査結果を受けて参加大学と共に検討した結果、今後、震災医療システムを運用するために必要な作業を実施することには困難を来すとして、震災医療システムによる需要予測事業の継続を断念するとしていた。

したがって、震災医療システムは、マッピング作業が完了していなかったなどのため、納品されて以降全く利用されておらず、今後も利用される見込みがないことから、震災医療システムの開発等に係る支払額 279,825,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、佐賀大学において、需要予測事業を実施する必要性等について参加大学との認識の共有が十分でなく、佐賀大学及び参加大学がそれぞれ行う必要があるマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成を図った上で合意に基づく具体的なマッピング作業の実施計画を策定する必要があることや、整備した震災医療システムを適切に運用することについての認識が欠けていたことなどによると認められる。

第20　北海道旅客鉄道株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

踏切除雪に係る請負費用の積算に当たり、実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に即して１回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定することなどにより適切に行うよう改善させたもの

科目	(款)鉄道事業営業費　(項)線路保存費
部局等	本社、７保線所
契約名	倶知安保線管理室管内踏切除雪作業１等35契約
契約の概要	踏切道及び踏切道に近接した軌道周辺について除雪作業を行うもの
契約	平成30年11月～31年３月　随意契約
検査の対象とした契約件数及び踏切除雪費の積算額	35件　７億9847万余円(平成30年度)
上記のうち低減できた踏切除雪費の積算額	１億1050万円

１　契約の概要等

(1)　踏切除雪の概要

北海道旅客鉄道株式会社(以下「JR北海道」という。)は、踏切道を通行する自動車、歩行者等の安全を確保するとともに、自動車の往来によりレールの上部等に残る圧雪に列車が乗り上げて脱線することを防止するために、人力による踏切道の除雪(以下「踏切除雪」という。)等を実施している。踏切除雪は、作業員が、ショベル等により踏切道内の積雪を踏切道外に搬出したり、ショベル等で取り除くことができない圧雪を専用の除雪用具で取り除いたりするなどの作業を行うものである。

JR北海道では、線路等の維持管理を行う各保線所が、所掌下の保線管理室ごとに一又は複数の地域単位で、毎年度請負業者と請負契約を締結して、11月から翌年３月までの間(以下「除雪期間」という。)に踏切除雪を実施させている。

(2)　踏切除雪費の積算

各保線所は、踏切除雪に係る請負費用(以下「踏切除雪費」という。)の予定価格について、JR北海道が制定した「軌道関係積算マニュアル(平成27年)」(以下「マニュアル」という。)等に基づき、次のように積算している。

①　設定降雪深の算出

保線管理室所在地において12月１日から翌年３月31日までの期間に計測した降雪深(注１)を基に、過去の実際の除雪頻度を勘案して、１日当たりの降雪深が10cm以下の日についてはその日数の３分の１、１日当たりの降雪深が11cm以上の日についてはその日数を合計し、過去５年間における年平均値を要除雪日数とする。そして、同期間に計測した降雪深の累計値の年平均値である累計降雪深を要除雪日数で除して得た値を、踏切除

雪の実施日に除雪する必要がある降雪の深さ(以下「設定降雪深」という。)として保線管理室ごとに設定する(計算式参照)。

(注1) 降雪深　保線管理室が計測する降雪量。保線管理室において、毎日、午前9時、午後1時30分及び同4時に残雪を取り払った状態からの降雪量を計測しており、これら3回の降雪量の合計がその日の降雪深となる。

(計算式)

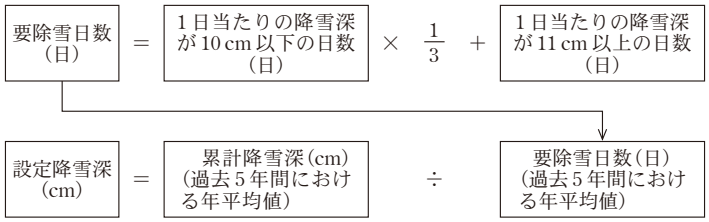

② 作業ブロック当たりの作業人日数の算出

設定降雪深に各踏切道の除雪面積を乗じて得た除雪量を基に踏切道1か所当たりの作業時間を算出する。

そして、7時間の実作業時間内で収まる工程となるよう複数の踏切道を組み合わせて作業ブロックを編成し、上記により算出した踏切道1か所当たりの作業時間を作業ブロックごとに合計するなどして、作業ブロック当たりの作業人日数を算出する。

③ 予定価格の算出

作業ブロック当たりの作業人日数に労務単価を乗ずるなどして踏切除雪1回当たりの単価を算出し、これに踏切除雪の実施回数の過去5年間における年平均値を予定回数として乗ずるなどして予定価格を算出する。

(3) 踏切除雪の実施の通知及び踏切除雪費の支払

保線所長等は、保線管理室において午後1時30分及び同4時に計測した降雪深、踏切道の積雪状況並びに降雪予報を基に、積雪の見通しを立てて、当日又は翌日に踏切除雪を実施するかを判断し、実施すると判断した場合は、その旨を請負業者に通知している。このため、請負業者は、通知を受けたときに踏切除雪を実施することができるよう、除雪期間中、所要の作業員を確保している。

そして、JR北海道は、契約上の踏切除雪1回当たりの単価に、各月内で実際に踏切除雪を実施した回数を乗ずるなどした1か月分の踏切除雪費を月ごとに請負業者に支払っている。このため、踏切除雪の実施回数が増加すれば、年間の除雪量の合計が同じでも請負業者に対する支払額も増加することになる。

(4) 踏切道の安全確保の取組

JR北海道は、平成29年12月に列車が踏切道のレール上部等に残る圧雪に乗り上げる脱線事故が発生したため、30年1月に通知を発し、踏切道の安全確保の取組を強化することとし、保線所等は、比較的積雪が少ない場合においても踏切除雪を実施している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、踏切除雪費の積算が作業の実態の変化に即したものとなっているかなどに着眼して、30年度に契約した7保線所(注2)の35契約(除雪の対象とした踏切道

635か所。踏切除雪費の積算額計7億9847万余円)を対象として、JR北海道本社及び釧路支社においてマニュアル等、各保線所が作成した積算書、保安要員配置内訳書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、旭川、函館両支社については、上記と同様の書類の提出を受けてその内容を確認するなどして検査した。

（注２）　7保線所　　札幌、岩見沢、追分、旭川、名寄、函館、釧路各保線所

(検査の結果)

前記のとおりJR北海道では30年1月以降踏切道の安全確保の取組を強化しており、毎年度行っている踏切除雪費等の冬期経費に係る実績調査の結果においても、踏切除雪の実施回数は、25年度から28年度までの4か年の平均22,083回に対して、29年度は33,470回、30年度は24,429回となっていた。踏切除雪を実施した日の降雪深の状況をみると、1日当たりの降雪深が10cm以下であった日は、29年度に実際に踏切除雪を実施した延べ1,314日中の延べ863日(65.6%)、30年度同1,004日中の延べ661日(65.8%)となっていて、前記の計算式で求めた積算上の要除雪日数29年度計1,014日中の計477日(47.0%)、30年度計1,022日中の計481日(47.0%)よりもいずれの年度も多くなっていた(図参照)。

図　1日当たりの降雪深10cm以下の日に踏切除雪を実施した延べ日数と積算上の要除雪日数(平成30年度)

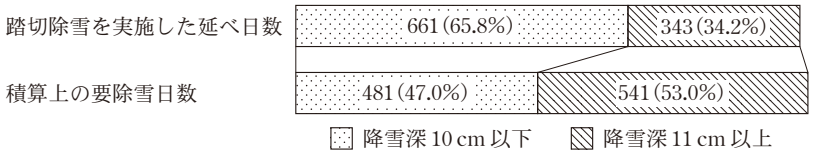

そして、前記の35契約で編成されていた185作業ブロック及び同一の踏切道を対象とする29年度(30年1月から3月まで。以下同じ。)の契約で編成されていた170作業ブロックについて、積算上の作業人日数と実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数を比較したところ、次のような状況となっていた。すなわち、前記の方法で求めた積算上の作業ブロック当たりの作業人日数は、保線管理室ごとにみると、29年度は3.0人日から44.2人日までで平均17.7人日、30年度は3.1人日から40.9人日までで平均17.6人日となっていた。これに対して、実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数は、保安要員配置内訳書等を基に保線管理室ごとに集計すると、29年度は2.1人日から13.6人日まで、30年度は2.2人日から15.0人日までで、両年度とも平均6.8人日となっており、全ての作業ブロックで実際に踏切除雪を実施した際の作業人日数が積算上の作業人日数を大幅に下回っていた。

前記のとおり、踏切除雪の実施回数が増加し、積算上は3分の1を乗じて3日のうち1日のみ除雪を実施することとなっている1日当たりの降雪深が10cm以下の日にも多数実施されており、また、上記のとおり、作業ブロック当たりの実際の作業人日数は積算よりも大幅に少なくなっていた。これらのことから、実際の踏切除雪において除雪する降雪の深さは、設定降雪深よりも小さな値になっていることが想定された。そこで、29、30両年度に踏切除雪を実施した日の1日当たり降雪深の実績値を確認したところ、両年度とも平均10cmとなっており、29、30両年度の設定降雪深の年平均値である22cm及び21cmを大幅に下回っていた。

このように、踏切道の安全確保の取組強化等により踏切除雪の実施回数が増加したことに伴って作業の実態も変化し、1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さが小さな値となり、1回

の除雪に要する作業人日数が減少しているのに、設定降雪深を作業の実態の変化に即して設定しないまま踏切除雪費の積算が行われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（低減できた踏切除雪費の積算額）

設定降雪深について、前記の降雪深の実績値を基に安全性を考慮した上で保線管理室単位で10cm又は15cmと設定することとするなどして、前記の35契約に係る踏切除雪費を試算すると、請負業者が除雪期間中所要の作業員を確保していることを踏まえた補償費相当額を新たに考慮したとしても計6億8792万余円となり、踏切除雪費の積算額7億9847万余円は約1億1050万円低減できたと認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、JR北海道において、踏切道の安全確保の取組強化等により踏切除雪の実施回数が増加したことに伴って作業の実態も変化し、1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さが小さな値となるなどしていたのに、踏切除雪費の積算がこれらの実態に即したものとなるようマニュアル等の改定を検討するなどしていなかったことなどによると認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、JR北海道は、踏切除雪費の積算が踏切除雪の実施回数の増加に伴う作業の実態の変化に応じた適切なものとなるよう、令和元年11月にマニュアル等を改定して、設定降雪深として作業の実態の変化に即して1回の踏切除雪で除雪する降雪の深さを設定するなどの処置を講じた。

第３節　不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第１　検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検　査　対　象	45 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	35 省庁等、341 件　8,451,620,176 円 （検査報告　昭和 21 年度～平成 30 年度）
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	35 省庁等、331 件　8,273,441,567 円

１　不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第３号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体（以下「省庁等」という。）は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

①　補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置（以下「金銭を返還させる是正措置」という。）

②　租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付するなどすることによる是正措置（以下「金銭を還付する是正措置」という。）

③　構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置（以下「手直し工事等による是正措置」という。）

④　会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置（以下「再発防止策による是正措置」という。）

２　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成30年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する45省庁等における令和2年7月末現在の是正措置の状況を対象として、13省等において会計実地検査を行うとともに、残りの32省庁等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

昭和21年度から平成30年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが35省庁等における341件8,451,620,176円(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが35省庁等における331件8,273,441,567円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体(注2)における3件2,028,550円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省(注3)における8件176,150,059円ある。これを、平成30年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、29年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

（注1） 341件8,451,620,176円　　1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても341件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表（それぞれの注を含む。）において同じ。

（注2） 2団体　　独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

（注3） 4省　　農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

(1) 平成30年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、平成30年度決算検査報告に掲記した不当事項254件（指摘金額の合計5,721,871,305円）のうち、240件5,492,756,176円(注4)については令和2年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの14件229,115,129円については2年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが9件104,242,430円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省(注5)における5件124,872,699円ある。

（注4） 240件5,492,756,176円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが199件4,264,824,725円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件91,472,470円、手直し工事等による是正措置が完了したものが37件1,038,127,756円、再発防止策による是正措置が講じられたものが6件98,331,225円ある。

（注5） 3省　　農林水産省、国土交通省、環境省

表1　平成30年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府（内閣府本府）	10	174,113,690	9	145,834,690	1	28,279,000	—	—	1	28,279,000	—	—
総務省	5	605,768,312	5	605,768,312	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1	212,122,739	1	212,122,739	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	36	664,749,905	36	664,749,905	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	81	1,752,429,909	73	1,676,466,479	8	75,963,430	—	—	7	74,866,878	1	1,096,552
農林水産省	24	124,379,478	24	124,379,478	—	—	—	—	—	—	—	—
経済産業省	10	54,548,098	10	54,548,098	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	17	262,530,282	17	262,530,282	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	8	111,244,000	8	111,244,000	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	1	73,185	1	73,185	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁計	193	3,961,959,598	184	3,857,717,168	9	104,242,430	—	—	8	103,145,878	1	1,096,552
日本私立学校振興・共済事業団	12	278,401,000	12	278,401,000	—	—	—	—	—	—	—	—
日本年金機構	1	1,309,000	1	1,309,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人地域医療機能推進機構	1	26,671,929	1	26,671,929	—	—	—	—	—	—	—	—
阪神国際港湾株式会社	1	200,650,000	1	200,650,000	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	15	507,031,929	15	507,031,929	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	208	4,369,067,155	199	4,264,824,725	9	104,242,430	—	—	8	103,145,878	1	1,096,552

注(1)　令和2年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

注(2)　国土交通省のうち1件及び阪神国際港湾株式会社の1件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、「金銭を返還させる是正措置を必要とするもの」及び「是正措置が完了しているもの」の金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(2)　平成29年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア　是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項において、令和元年7月末現在で是正措置が未済となっていた366件9,298,581,207円のうち、39件1,076,076,160円(注6)については2年7月末までに是正措置が完了している。

一方、残りの327件8,222,505,047円については2年7月末現在で是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが322件8,169,199,137円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体(注7)における3件2,028,550円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが2省(注8)における3件51,277,360円ある。

（注6）　39件1,076,076,160円　　金銭を返還させる是正措置が完了したものが37件993,673,419円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが24件608,341,559円ある。このほか、手直し工事等による是正措置が完了したものが2件78,095,718円、再発防止策による是正措置が講じられたものが2件4,307,023円ある。

（注7）　2団体　　独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

（注8）　2省　　農林水産省、防衛省

表２　平成 29 年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

（単位：件、円）

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの（租税、保険料等）	
							不正行為		左以外のもの（補助金、保険給付金等）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
裁判所	1	350,000	—	—	1	350,000	1	350,000	—	—	—	—
内閣府（警察庁）	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
総務省	1	1,097,200	0	38,400	1	1,058,800	—	—	1	1,058,800	—	—
法務省	9	800,940,112	—	—	9	800,940,112	8	800,613,112	—	—	1	327,000
外務省	2	22,844,049	—	—	2	22,844,049	1	11,914,499	1	10,929,550	—	—
財務省	12	361,833,283	3	35,514,033	9	326,319,250	5	315,388,318	—	—	4	10,930,932
文部科学省	1	55,043,000	1	55,043,000	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	131	1,967,322,568	15	291,148,890	116	1,676,173,678	10	134,398,610	99	1,405,787,078	7	135,987,990
農林水産省	9	108,258,236	1	71,135,000	8	37,123,236	—	—	6	30,547,363	2	6,575,873
経済産業省	9	99,036,407	0	216,000	9	98,820,407	1	11,859,284	7	85,504,332	1	1,456,791
国土交通省	6	90,884,237	0	48,543	6	90,835,694	5	86,923,384	1	3,912,310	—	—
環境省	5	242,791,350	2	25,231,000	3	217,560,350	—	—	3	217,560,350	—	—
防衛省	8	73,961,842	1	1,257,883	7	72,703,959	6	68,988,284	1	3,715,675	—	—
省庁計	195	3,826,576,284	23	479,632,749	172	3,346,943,535	38	1,432,649,491	119	1,759,015,458	15	155,278,586
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
全国健康保険協会	3	17,895,815	0	2,282,683	3	15,613,132	—	—	3	15,613,132	—	—
独立行政法人造幣局	1	83,444,600	0	66,644,230	1	16,800,370	1	16,800,370	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,618,847	0	28,633	1	3,590,214	—	—	1	3,590,214	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	354,000	0	36,000	1	318,000	—	—	1	318,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	2	26,216,105	0	37,073	2	26,179,032	—	—	1	754,921	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	23,242,642	0	1,909,764	1	21,332,878	—	—	1	21,332,878	—	—
国立大学法人筑波大学	1	10,311,079	0	20,000	1	10,291,079	1	10,291,079	—	—	—	—
国立大学法人東京大学	1	4,867,575	—	—	1	4,867,575	—	—	1	4,867,575	—	—
国立大学法人京都大学	1	16,448,650	0	775,000	1	15,673,650	1	15,673,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	200,000	0	40,000	1	160,000	1	160,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,016,000	—	—	1	8,016,000	1	8,016,000	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
国立大学法人佐賀大学	1	1,118,250	1	1,118,250	—	—	—	—	—	—	—	—
日本放送協会	1	44,546,640	1	44,546,640	—	—	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,843,995	0	60,000	1	34,783,995	1	34,783,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	6	783,212,527	1	21,130,000	5	762,082,527	4	709,708,940	—	—	1	52,373,587
株式会社ゆうちょ銀行	94	3,240,276,278	9	319,270,545	85	2,921,005,733	85	2,921,005,733	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	54	865,477,468	6	55,761,852	48	809,715,616	48	809,715,616	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	2,461,800	0	380,000	3	2,081,800	—	—	3	2,081,800	—	—
団体計	164	5,336,296,272	14	514,040,670	150	4,822,255,602	132	4,543,718,680	13	169,316,043	5	109,220,879
合計	359	9,162,872,556	37	993,673,419	322	8,169,199,137	170	5,976,368,171	132	1,928,331,501	20	264,499,465

注(1)　令和元年８月１日から２年７月 31 日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、２年７月 31 日現在の名称としている。

注(2)　日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成 19 年 10 月１日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。

注(3)　是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ　金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので令和2年7月末現在で是正措置が未済となっているものが、2⑵アのとおり、322件8,169,199,137円ある。これらに対する直近1年間(元年8月1日から2年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである(注9)。

(注9)　債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は322件と一致しない。

⑺　債務者等が分割納付等を実施中であるもの　　省庁　112件　1,792,003,245円
団体　114件　3,548,177,432円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額(注10)は、省庁105,156,188円、団体24,295,736円となっている。

(注10)　直近1年間の返還額　　元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

⑻　債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの　　省庁　82件　1,524,012,675円
団体　48件　1,242,190,495円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における40件1,070,013,245円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

⑼　債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの
省庁　12件　30,927,615円
団体　6件　31,887,675円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3　本院の所見

2⑵イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第２　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	20省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	45件（検査報告　平成26年度～30年度）

１　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1)　検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第34条又は第36条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体（以下「省庁等」という。）において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（以下「処置済事項」という。）として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること（改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。）により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2)　平成30年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成30年度決算検査報告に、平成25年度から29年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成29年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの66件から、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの2件及び令和元年次（平成30年10月から令和元年9月まで）は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件を除いた59件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの（以下「履行済」という。）が46件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（以下「検査分履行済」という。）が13件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（以下「一部不履行」という。）及び改善の処置が全く履行されていなかったもの（以下「不履行」という。）はそれぞれ0件となっていた。

そして、上記の検査分履行済13件及び元年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件の計18件並びに平成30年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項44件の合計62件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2　検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記62件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの（以下「検査の必要がなかったもの」という。）2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの（以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。）15件を除いた45件について、元年8月から2年7月までの間に、関係する20省庁等のうち、19省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの1団体については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

（検査の結果）

上記の45件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が33件、検査分履行済が12件、一部不履行及び不履行がそれぞれ0件となっていた。これを、平成30年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、平成26年度から29年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

⑴　平成30年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成30年度決算検査報告に掲記した処置済事項44件のうち、検査の必要がなかったもの2件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの6件を除いた36件について検査したところ、履行済が28件、検査分履行済が8件となっていた。

⑵　26年度から29年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

26年度から29年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの18件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの9件を除いた9件について検査したところ、履行済が5件、検査分履行済が4件となっていた。

⑴及び⑵において記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表1及び表2のとおりである。

表１　検査報告年度別の改善の処置の履行状況　（単位：件）

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A)－(B)－(C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成26年度	1	—	—	1	—	1	—	—
27年度	7	—	4	3	2	1	—	—
28年度	4	—	1	3	1	2	—	—
29年度	6	—	4	2	2	—	—	—
計	18	—	9	9	5	4	—	—
30年度	44	2	6	36	28	8	—	—
合計	62	2	15	45	33	12	—	—

表２　省庁等別の改善の処置の履行状況　（単位：件）

省庁等名	検査対象の処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
内閣府(宮内庁)	1	1	—	—	—
同(警察庁)	3	—	3	—	—
総務省	1	1	—	—	—
法務省	2	1	1	—	—
外務省	1	—	1	—	—
財務省	4	4	—	—	—
厚生労働省	2	—	2	—	—
農林水産省	2	1	1	—	—
国土交通省	7	5	2	—	—
環境省	3	3	—	—	—
防衛省	10	10	—	—	—
日本銀行	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	—	1	—	—
中日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
西日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
本州四国連絡高速道路株式会社	1	—	1	—	—
独立行政法人日本スポーツ振興センター	1	1	—	—	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	1	—	—	—
日本郵便株式会社	1	1	—	—	—
東京電力ホールディングス株式会社	1	1	—	—	—
計	45	33	12	—	—

(注)　省庁等名は、令和２年７月31日現在の名称としている。

3　本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済12件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの15件及び令和元年度決算検査報告に掲記した処置済事項22件の計49件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

第１節　国会及び内閣に対する報告

第１　福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

検査対象	(1) 内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、46地方公共団体（１県、42市町村、３一部事務組合）
	(2) 復興庁、12市町村、２一部事務組合
福島再生加速化交付金等	(1) 福島再生加速化交付金（平成26年２月以前は長期避難者生活拠点形成交付金、福島定住等緊急支援交付金）
	(2) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（平成26年度以前は福島避難解除等区域生活環境整備事業、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業）
福島再生加速化交付金事業等の概要	(1) 地域の実情に即して、災害公営住宅や運動施設を整備するなどして、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策を一括して支援する交付金により実施するもの（福島再生加速化交付金事業）
	(2) 避難指示に起因して機能低下した公共施設等について、日常的又は定期的に清掃したり、施設設備の点検及び修繕をしたりするなどして、機能回復を図るなどのもの（環境整備等委託事業）
検査の対象とした福島再生加速化交付金等に係る支出済歳出額	(1) 3507億円（平成25年度～29年度）
	(2) 381億円（平成24年度～29年度）

１　検査の背景

(1)　原子力災害に対する国の取組

平成23年３月の東日本大震災は、被害が甚大であり、かつ、被災地域が広範にわたるなどしているが、特に、福島は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。国は、東日本大震災に伴う東京電力株式会社(注１)の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故発生後、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき直ちに内閣府に原子力災害対策本部を設置し、同本部の決定に基づき避難指示区域を設定した。

24年4月に、原子力災害に対する取組として、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)における基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。)が施行され、国は、同年7月に、福島特措法に基づき「福島復興再生基本方針」を閣議決定して、福島全域での復興及び再生と、避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域(注2)、居住制限区域(注3)及び帰還困難区域(注4)(以下、これらの区域を合わせて「避難解除等区域等」という。)の復興及び再生という二つの観点から、各々に必要な取組の基本的な方針を定めた。

その後、国は、25年12月に、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定して、早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支え、原子力災害からの復興再生に向けて全力を挙げて取り組むこととしている。

(注1)　東京電力株式会社　　平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社

(注2)　避難指示解除準備区域　　避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv(Sv(シーベルト)は人体の被ばくによる生物学的影響の大きさ(線量当量)を表す単位)以下となることが確実であることが確認された地域

(注3)　居住制限区域　　避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認されていて、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

(注4)　帰還困難区域　　避難指示区域のうち、平成24年3月現在での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超えていて、事故後6年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域

(2)　復興財源

復旧・復興に係る財政面の取組として、23年12月に、集中復興期間中に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置について定めた「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が施行された。

そして、国は、東日本大震災の復旧・復興事業の実施に当たり、東日本大震災復旧・復興関係経費に係る予算(以下「復旧・復興予算」という。)を、23年度については、一般会計の補正予算(第1号から第3号まで)において措置している。また、24年4月には、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)が改正され、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復旧・復興事業に関する経理を明確にすることを目的として東日本大震災復興特別会計(以下「復興特会」という。)を設置し、復興特会に計上された予算により復旧・復興事業を実施している。

(3)　福島再生加速化交付金等の創設等の経緯

ア　原子力災害による避難者の状況等

復興庁等によると、東日本大震災による福島県全体の避難者数は24年5月に最も多い約16万4000人となっていたが、その後徐々に減少し、31年4月現在では約4万3000人となった。

避難指示区域が設定され、又は避難指示が解除されるなどした区域が所在する12市町村(注5)(以下「避難指示・解除区域市町村」という。)のうち、広野町を除く11市町村(以下「避難指示・解除区域11市町村」という。)を対象として、復興庁、福島県及び各市町村が共同で、避難者の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的とした住民意向調査を24年度以降毎年度実施しており、この調査の調査項目の一つに帰還に関する意向を設けている。国は、この住民意向調査を踏まえるなどして、避難者の帰還支援等に向けた取組を実施している。

(注5) 12市町村　田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

イ　帰還支援等に向けた取組としての加速化交付金等の変遷

国は、平成25年度当初予算において長期避難者生活拠点形成交付金及び福島定住等緊急支援交付金(以下、両交付金を合わせて「前身交付金」という。)を、平成25年度補正予算において福島再生加速化交付金(以下「新交付金」という。)を創設した(以下、前身交付金と新交付金を合わせて「加速化交付金」という。)。新交付金は、それまで別々であった上記二つの交付金を、それぞれ「長期避難者生活拠点形成」「福島定住等緊急支援」として、加速化交付金の交付対象事業を目的別に分類した項目(以下「交付対象項目」という。)に整理し、一括化した。

また、国は、平成24年度当初予算において創設した福島避難解除等区域生活環境整備事業(29年度からは福島避難解除等区域等生活環境整備事業。以下「生活環境整備事業」という。)及び平成24年度補正予算において創設した福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(以下「帰還・再生事業」という。)を平成27年度当初予算において統合し、福島生活環境整備・帰還再生加速事業を創設した(以下、福島生活環境整備・帰還再生加速事業並びに26年度まで実施した生活環境整備事業及び帰還・再生事業を合わせて「環境整備等委託事業」という。)。福島生活環境整備・帰還再生加速事業では、委託対象事業を目的別に分類した項目(以下「委託対象項目」という。)として、帰還・再生事業及び生活環境整備事業を設けている。

このように、原子力災害からの復興及び再生事業は、加速化交付金の交付を受けて国の交付金事業として実施される事業である福島再生加速化交付金事業(以下「加速化事業」という。)及び国の委託事業として実施される事業である環境整備等委託事業(以下、加速化事業と環境整備等委託事業を合わせて「福島再生加速化交付金事業等」という。)を福島の復興及び再生の柱として実施している。

(4) 福島再生加速化交付金事業等の概要

ア　加速化事業の概要

福島再生加速化交付金制度要綱(平成26年2月28日付け府政防第217号等)によれば、29年度末現在の交付対象項目は5項目となっており、長期避難者生活拠点形成等の交付対象項目ごとに別途実施要綱を定めるとされている。福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)実施要綱(平成26年2月28日付け復本第271号等)等(以下、交付対象項目ごとに定められた実施要綱を「各実施要綱」という。)によれば、交付対象事業は、各実施要綱に基づき事業実施主体が作成する各事業計画に定められた目標を実現するための基幹的な事業として、各実施要綱で定めた事業(以下「基幹事業」という。)、基幹事業と一

体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(以下、長期避難者生活拠点形成では「避難者支援事業等」といい、それ以外の交付対象項目は「効果促進事業等」という。)とされている。また、加速化事業の形態には、単年度で事業を実施するもの(以下「単年度型事業」という。)と、事業計画期間が複数年にわたる事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難いことなどから事業実施主体が基金を設置造成等し、事業計画期間内に事業年度ごとにあらかじめ計画された事業の実施に要する経費を取り崩して事業を実施するもの(以下「基金型事業」という。)とがある。各交付対象項目別にみると、道路等側溝堆積物撤去・処理支援及び原子力災害情報発信等拠点施設等整備の2項目については単年度型事業であり、長期避難者生活拠点形成、福島定住等緊急支援及び帰還環境整備の3項目については、基幹事業ごとに単年度型事業若しくは基金型事業又はその両方を選択して、それぞれ実施するなどとされている。

イ　環境整備等委託事業の概要

福島生活環境整備・帰還再生加速事業制度要綱(平成27年4月9日付け。29年5月19日改正)によれば、29年度末現在の委託対象項目は、生活環境整備事業及び帰還・再生事業となっていて、委託対象項目ごとに定める実施要綱に委託対象事業を定めるとされている。

福島避難解除等区域等生活環境整備事業実施要綱(平成27年4月9日付け。29年5月19日改正)及び福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業実施要綱(平成27年4月9日付け。29年5月19日改正)によれば、生活環境整備事業は2委託対象事業に、帰還・再生事業は5委託対象事業にそれぞれ区分され、実施対象事業数は計19事業とされている。

(5)　これまでの会計検査の実施状況

本院は、24年8月27日、参議院から、国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づき、東日本大震災からの復興等に対する事業に関する事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、復旧・復興予算が措置されている16府省庁等(注6)を対象として、①東日本大震災に伴う被災等の状況、②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況について検査を実施し、これまでに、同年10月25日、25年10月31日、27年3月2日、28年4月6日及び29年4月12日の5回、会計検査院長から参議院議長に対して報告している(以下、29年4月12日の報告を「29年報告」という。)。

そして、29年報告は、「東日本大震災からの復興の基本方針」(以下「復興基本方針」という。)等で定められた27年度までの集中復興期間が終了し、28年度から復興・創生期間として、復興は新たな段階を迎えたことから、集中復興期間における復興事業の実施状況等の総括として取りまとめたものであり、29年報告の中で、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故による原子力災害からの復興及び再生の状況等について、その支援状況や原子力災害からの帰還支援等の取組状況等の概要を記述している。

(注6)　16府省庁等　　国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1)　検査の観点及び着眼点

国は、福島再生加速化交付金事業等を福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生の柱として位置付け、毎年度多額の予算を措置している。

そこで、本院は、福島再生加速化交付金事業等について、合規性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア　加速化交付金等の予算及び決算の推移はどのようになっているか、また、基金型事業の実施後の基金は効率的に管理されているか。

イ　各事業は事業計画等に照らして着実に進捗し、その効果が発現しているか。

ウ　避難者及び帰還者の状況と各事業の実施状況との関係はどのようになっているか。

(2)　検査の対象及び方法

検査に当たっては、25年度から29年度までの間に福島県、同県内の市町村等(以下、これらを合わせて「福島県等」という。)において実施された加速化事業を対象として、29年度末現在で加速化交付金の交付実績がある10府省庁(注7)等並びに事業実施主体である福島県及び避難指示・解除区域11市町村のうち3市村を含む22市町村(注8)において、交付申請書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、福島県及び当該22市町村並びに避難指示・解除区域11市町村以外の同県内の市町村等については、調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。避難指示・解除区域11市町村のうち上記3市村を除く8市町村の事業の実施状況については、当該市町村の復興事業の推進を考慮して10府省庁等及び福島県から提出を受けた関係資料、調書等を確認するなどの方法により検査し、避難指示・解除区域11市町村の予算の執行状況については、27年度までを対象として検査した。

また、国が24年度から29年度までの間に避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等に委託して実施した環境整備等委託事業を対象として、復興庁本庁、福島復興局並びに受託市町村等である5市町村及び2一部事務組合(注9)において、委託契約書、事業計画書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、復興庁本庁から調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

避難指示・解除区域市町村における避難者及び帰還者の状況については、住民登録数や居住者数等に関して、公表されている資料を確認したり、避難指示・解除区域市町村から調書の提出を受けてその内容を確認したりするなどの方法により検査した。

(注7)　10府省庁等　　内閣府、復興庁、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、原子力規制委員会

(注8)　22市町村　　福島、郡山、いわき、白河、須賀川、相馬、二本松、田村、伊達、本宮各市、伊達郡桑折、国見、岩瀬郡鏡石、西白河郡矢吹、田村郡三春、双葉郡広野、相馬郡新地各町、安達郡大玉、岩瀬郡天栄、西白河郡西郷、双葉郡川内、葛尾各村

(注9)　5市町村及び2一部事務組合　　田村市、双葉郡広野、楢葉両町、双葉郡川内、葛尾両村、双葉地方広域市町村圏組合、双葉地方水道企業団

3　検査の状況

(1)　加速化交付金等の執行状況等

ア　加速化交付金の予算及び決算の状況

前身交付金のうち長期避難者生活拠点形成交付金の歳出予算額の累計額と予算決定後移替増減額の累計額の合計(以下「歳出予算額等の累計額」という。)は503億円、支出済歳出額の累計額は472億余円、執行率(歳出予算額等の累計額に対する支出済歳出額の累計額の割合をいう。以下同じ。)は93.8%、福島定住等緊急支援交付金の歳出予算額等の累計額は100億余円、支出済歳出額の累計額は80億余円、執行率は80.6%となっている。また、新交付金の歳出予算額等の累計額は4268億余円、支出済歳出額の累計額は2954億余円(前身交付金の支出済歳出額の累計額552億余円と合わせると加速化交付金の支出済歳出額は3507億余円)となっている。執行率及び不用率(歳出予算額等の累計額に対する不用額の累計額の割合をいう。)はそれぞれ69.2%、28.6%となっていて、歳出予算額等の累計額及び支出済歳出額の累計額が最も多いのは国土交通省、不用額の累計額が最も多いのは復興庁となっている。復興庁によると、不用額が多くなっている理由は、福島県等が事業計画を作成するに当たり、住民との合意形成に不測の日数を要したことなどによるとしている。

イ　加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

(ｱ)　各交付対象項目の交付対象事業別の交付額とその執行状況

29年度末現在で加速化交付金の交付額は計2672億余円、執行額又は取崩額は計2222億余円となっている。主な交付対象項目について、29年度末現在の加速化交付金の執行状況等をみると、次のとおりである。

長期避難者生活拠点形成については、13事業実施主体により29交付対象事業のうち7交付対象事業において計308件の事業が実施され、交付額は1872億余円、執行額又は取崩額は1622億余円となっている。交付対象事業別にみると「災害公営住宅整備事業等」の事業実施件数、交付額及び執行額又は取崩額が最も多くなっている。

福島定住等緊急支援については、28事業実施主体により7交付対象事業の全てにおいて計223件の事業が実施され、交付額は161億余円、執行額又は取崩額は150億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については「学校、保育所、公園等の遊具等の更新」が、交付額及び執行額又は取崩額については「地域の運動施設の整備」が、それぞれ最も多くなっている。

帰還環境整備については、46事業実施主体により48交付対象事業のうち30交付対象事業において計579件の事業が実施され、交付額は621億余円、執行額又は取崩額は433億余円となっている。交付対象事業別にみると、事業実施件数については「個人線量管理・線量低減活動支援事業」が、交付額及び執行額又は取崩額については「農山村地域復興基盤総合整備事業」が、それぞれ最も多くなっている。

(ｲ)　単年度型事業及び基金型事業の別等の執行状況

29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億余円、執行額は583億余円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億余円、取崩額は1639億余円となっている。基金型事業について交付対象項目ごとにみると、そのほとんどが長期避難者生活拠点形成及び帰還環境整備に係るもの

であり、長期避難者生活拠点形成で基金型事業の事業実施件数が151件、交付額が1730億余円、取崩額が1485億余円となっていて、帰還環境整備の事業実施件数84件、交付額317億余円、取崩額152億余円より多くなっている。事業執行率(交付額に対する執行額又は取崩額の割合をいう。)についても、長期避難者生活拠点形成が85.8%となっていて、帰還環境整備の47.9%より高くなっている。基幹事業と避難者支援事業等又は効果促進事業等の別にみると、基幹事業が事業実施件数、交付額、執行額又は取崩額の大半を占めている。

既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について29年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、福島県及び3市町村が保有する3省に係る165億余円となっていて、このうち、本宮市では同年度末現在で流用できる事業がなく、使用する見込みのない基金を保有している状況となっていた。

(ｳ) 30年度以降も継続中の事業

29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も継続中の事業は、単年度型事業では41事業、基金型事業では24事業となっていて、特に単年度型事業では道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業が27事業、基金型事業では災害公営住宅整備事業等が9事業と、他の交付対象事業と比べて多くなっている。

ウ　環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、24年度の支出済歳出額は4億余円で、年々増加して28年度には98億余円となったが、29年度は80億余円と減少している。年度執行率(歳出予算額に前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加えた歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合をいう。以下同じ。)は28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。復興庁によると、避難指示・解除区域市町村の避難指示の解除が進んだ状況を踏まえ29年度に歳出予算現額が増加した一方で、事業計画書の策定及び関係者間の調整に多くの日数を要したことなどから不用額が増加したことによるとしている。また、29年度までに全ての執行が完了している予算科目についてみると、歳出予算額の累計額は419億余円、支出済歳出額の累計額は194億余円、執行率は46.3%にとどまっている。

エ　環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は計381億余円となっており、生活環境整備事業に係る支払額は計113億余円、帰還・再生事業に係る支払額は計268億余円となっている。

(2) 福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

ア　加速化事業の実施状況

(ｱ) 長期避難者生活拠点形成の実施状況

長期避難者生活拠点形成のうち執行額又は取崩額が1529億余円に上る災害公営住宅整備事業等における長期避難者向けの災害公営住宅(以下「復興公営住宅」という。)の整備の状況をみたところ、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備計画戸数に対する整備済戸数の割合(以下「整備率」という。)は96.2%となっていた。整備済みとなっていない183戸のうち60戸は整備中

で、建設が保留されている123戸は今後の需要に応じて建設の保留を解除する方針としている。整備済戸数のうちの大部分は福島県が事業実施主体となって整備している復興公営住宅であり、主にいわき、南相馬、郡山、福島、二本松各市において整備されている。また、避難元市町村が自ら事業実施主体となって避難先市町村に復興公営住宅を整備しているものも見受けられる。

復興公営住宅への入居に当たり、コミュニティ維持等の観点から団地等ごとに市町村単位や親族同士等、ある程度のまとまりを持って入居することができるように配慮していることから、福島県では団地等の単位ごとに入居対象となる避難元市町村の長期避難者に対する配分を決めている。福島県が事業実施主体となって整備し、入居が開始された復興公営住宅についてその配分状況をみると、避難元市町村である7市町村に配分されている。

復興公営住宅の29年度末現在の入居状況をみると、福島県及び3市町村が整備した4,513戸のうち空室となっている戸数（以下「空室数」という。）は計590戸、整備済戸数に対する空室数の割合（以下「空室率」という。）は13.0％となっている。空室となっている理由には、入居開始時には一旦満室となったものの、その後入居者が自宅を取得して転居するなどしたものが含まれている。復興公営住宅は、入居者の転居等に伴い定期的に入居者を募集しても空室が解消されない状況にあるが、復興庁によると、福島県は募集対象者の範囲を拡大するなど、復興公営住宅の一層の活用を図っているとしている。

基幹事業と一体となって実施している避難者支援事業等についてみると、復興公営住宅の住民等が使用する駐車場整備事業が、全事業数の75.0％、全執行額の38.4％を占めている。

㈠　福島定住等緊急支援の実施状況

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は29年度末現在で計135億余円となっていて、このうち子どもの運動機会の確保のための事業は96.5％を占める状況となっている。効果促進事業等についてみると、ソフト事業であるプレイリーダー養成事業等のほか、運動施設に係る駐車場整備や運動施設の外構工事等が行われている。

㈡　帰還環境整備の実施状況

帰還環境整備のうち農山村地域復興基盤総合整備事業については、復興整備実施計画が21事業、農地整備事業が19事業となっていて、両事業で大半を占めている。29年度末現在における農山村地域復興基盤総合整備事業の進捗状況をみたところ、47事業のうち25事業が継続中となっていて、このうち12事業については復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継続することとしている。福島県によると、事業で策定した復興整備実施計画の活用状況及び整備した農地の利用状況について、全21事業のうち復興整備実施計画を策定済みの16事業では、各地区の事業実施のための計画として使用しているとしており、ほ場の大区画化等を実施する農地整備事業では、事業が完了した1事業及び継続中の事業のうち7事業で、事業が完了した区画において営農が再開されているとしている。

帰還環境整備のうち避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業については、福島県が事業実施主体となっていて、交付対象事業の実施状況をみたところ、執行額は計58億余円となっており、帰還困難区域に所在する事業者が保有する危険物、化学物質等3,887t等が処理された。

帰還環境整備のうち個人線量管理・線量低減活動支援事業について、避難指示・解除区域11市町村を除いて対象事業ごとの実施状況をみたところ、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施され、執行額は計28億余円となっていた。このうち実施件数が110件、執行額が19億余円といずれも最も多くなっている「被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、「内部被ばくの可能性のある食品の線量測定」の実施件数が50件、執行額が9億余円と最も多くなっている。

(エ) 道路等側溝堆積物撤去・処理支援の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、平成29年度末現在、福島県及び12市町村が事業実施主体となっていて、新交付金の交付額は計14億余円となっている。避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村の事業の実施状況をみたところ、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量はそれぞれ192.3㎞、5,831.2㎥となっていた。撤去数量のうち3,715.4㎥が仮置場に保管されて、このうち2,319.0㎥は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4㎥は29年度末までに処理されなかった。道路等側溝堆積物の撤去及び処理が完了した地区のうち復興庁への実績報告の時点で維持管理が再開されていない地区の状況をみたところ、事業実施主体となっている市町村において実績報告後の維持管理の再開状況を把握していなかった事態が見受けられた。

(オ) 原子力災害情報発信等拠点施設等整備の実施状況

原子力災害情報発信等拠点施設等整備のうち原子力災害情報発信等拠点施設整備事業は、福島県が事業実施主体となって、原子力災害に係る情報発信等拠点施設の整備等を実施するものであり、福島県は、29年度までに、当該施設の基本設計、実施設計等を実施しており、新交付金の執行額は29年度末現在で1億余円となっていた。

(カ) 避難者支援事業等及び効果促進事業等の実施状況

避難者支援事業等及び効果促進事業等については、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。基金型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち50.0%、市町村が実施した基幹事業のうち27.9%において避難者支援事業等又は効果促進事業等が実施されている。

イ 環境整備等委託事業の実施状況

(ア) 生活環境整備事業の実施状況

生活環境整備事業の事業数は計444事業となっていて、このうち「清掃等の行為」に係る事業は436事業、「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。国と委託契約を締結した避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等(以下「受託市町村等」という。)別に実施状況をみたところ、全ての受託市町村等が「清

掃等の行為」に係る事業を、2市町が「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業として社会福祉施設等の再開に必要な職員等の研修等を実施していた。24年度から29年度までの委託費の推移について避難指示等の解除との関係からみると、田村市では26年度までに市内の避難指示が解除されるなど早い段階で公共施設等の機能回復に取り組めたことから、委託費の総額は他の受託市町村等と比較して少なく、28年度以降は事業が実施されていなかったり、南相馬市及び川内村では多くの住民の居住地域となっていた区域の避難指示が28年度に解除されたが、その前年度の委託費が最も多くなっていたりしていて、避難指示の解除時期に応じて委託費の額が変動していた。

⑷　帰還・再生事業の実施状況

帰還・再生事業の事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では双葉郡浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別では、「その他」を除くと「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。24年度から29年度までの事業数の推移について避難指示等の解除との関係からみると、田村市及び広野町では早い段階で帰還への環境が整えられたことから、事業数は他の受託市町村等と比べて少なくなっている。また、委託費が最も多くなっている「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の委託対象事業についてみると、委託費総額135億余円のうち57億余円が「防犯・防災パトロール委託事業」となっていて、10市町村が実施している。

ウ　帰還者の状況等

福島県が公表している「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」の第1752報（平成31年4月5日8時現在）によると、県内への避難者数は避難指示・解除区域市町村からの7,235人、46都道府県への避難者数は32,476人となっている。

避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数についてみると、震災前は157,964人であったが、31年3月31日現在は132,499人となっており、減少率は16.1％と福島県全体の減少率8.6％を上回るものとなっている。避難指示・解除区域市町村のうち9市町村における住民登録数に対する居住者数の割合（以下「居住率」という。）をみると、震災前は99.1％であったが、31年3月31日現在は52.8％となっている。避難指示・解除区域市町村からの避難者数と復興公営住宅の整備済戸数をみたところ、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅の配分又は整備が行われ、加速化交付金が執行されていた。

避難指示区域等内の避難者について、避難指示により避難して避難指示解除後に帰還した者（以下「帰還者」という。）の人数を把握している6町村における帰還者数と避難指示等解除区域の避難者数の合計人数に対する帰還者数の割合（以下「帰還率」という。）をみたところ、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、49.2％となっていた。帰還率と環境整備等委託事業の施行状況等をみたところ、町村ごとに事業数及び委託費総額にばらつきがあるものの、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

4　所見

(1)　検査の状況の概要

ア　加速化交付金等の執行状況等

(ｱ)　加速化交付金の予算及び決算の状況

前身交付金のうち長期避難者生活拠点形成交付金の歳出予算額等の累計額は503億円、支出済歳出額の累計額は472億余円、執行率は93.8%、福島定住等緊急支援交付金の歳出予算額等の累計額は100億余円、支出済歳出額の累計額は80億余円、執行率は80.6%となっている。また、新交付金の歳出予算額等の累計額は4268億余円、支出済歳出額の累計額は2954億余円、執行率は69.2%となっている。

(ｲ)　加速化交付金の交付対象項目ごとの交付額とその執行状況

a　各交付対象項目の交付対象事業別の交付額とその執行状況

長期避難者生活拠点形成については、13事業実施主体により29交付対象事業のうち7交付対象事業において計308件の事業が実施され、交付額は1872億余円、執行額又は取崩額は1622億余円となっている。福島定住等緊急支援については、28事業実施主体により7交付対象事業の全てにおいて計223件の事業が実施され、交付額は161億余円、執行額又は取崩額は150億余円となっている。帰還環境整備については、46事業実施主体により48交付対象事業のうち30交付対象事業において計579件の事業が実施され、交付額は621億余円、執行額又は取崩額は433億余円となっている。

b　単年度型事業及び基金型事業の別等の執行状況

29年度末現在で単年度型事業の事業実施件数は925件、交付額は610億余円、執行額は583億余円となっており、基金型事業の事業実施件数は236件、交付額は2060億余円、取崩額は1639億余円となっている。既に事業が完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業について29年度末現在で流用可能な加速化交付金の保有額をみたところ、福島県及び3市町村が保有する3省に係る165億余円となっていた。

c　30年度以降も継続中の事業

29年度末までに完了予定であったが完了せず、30年度以降も継続中の事業は、単年度型事業では41事業、基金型事業では24事業となっている。

(ｳ)　環境整備等委託事業の予算及び決算の状況

環境整備等委託事業の予算及び決算の状況を年度別にみると、24年度の支出済歳出額は4億余円で、年々増加して28年度には98億余円となったが、29年度は80億余円と減少している。年度執行率は28年度に最大の73.1%となっているが、29年度は39.0%と減少している。29年度までに全ての執行が完了している予算科目についてみると、歳出予算額の累計額は419億余円、支出済歳出額の累計額は194億余円、執行率は46.3%にとどまっている。

(ｴ)　環境整備等委託事業の委託対象項目ごとの委託費支払額

24年度から29年度までの環境整備等委託事業に係る委託費の支払額は計381億余円となっており、生活環境整備事業に係る支払額は計113億余円、帰還・再生事業に係る支払額は計268億余円となっている。

イ　福島再生加速化交付金事業等の実施状況等

(ｱ)　加速化事業の実施状況

a　長期避難者生活拠点形成の実施状況

長期避難者生活拠点形成のうち執行額又は取崩額が1529億余円に上る災害公営住宅整備事業等における復興公営住宅の整備の状況をみたところ、29年度末現在で整備計画戸数4,890戸のうち4,707戸が整備済みとなっていて、整備率は96.2%となっていた。整備済みとなっていない183戸のうち60戸は整備中で、建設が保留されている123戸は今後の需要に応じて建設の保留を解除する方針としている。復興公営住宅の29年度末現在の入居状況をみると、福島県及び3市町村が整備した4,513戸のうち空室数は計590戸、空室率は13.0%となっている。

b　福島定住等緊急支援の実施状況

福島定住等緊急支援のうち基幹事業に係る加速化交付金の執行額は29年度末現在で計135億余円となっていて、このうち子どもの運動機会の確保のための事業は96.5%を占める状況となっている。

c　帰還環境整備の実施状況

29年度末現在における農山村地域復興基盤総合整備事業の進捗状況をみたところ、47事業のうち25事業が継続中となっていて、このうち12事業は復興・創生期間が終了した後の令和3年度以降も事業を継続することとしている。農地整備事業により整備した農地の利用状況については、福島県によると、ほ場の大区画化等が完了した1事業及び継続中の事業のうち7事業で、事業が完了した区画において営農が再開されているとしている。

避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業については、福島県が事業実施主体となっていて、交付対象事業の実施状況をみたところ、執行額は計58億余円となっており、帰還困難区域に所在する事業者が保有する危険物、化学物質等3,887t等が処理された。

個人線量管理・線量低減活動支援事業について、避難指示・解除区域11市町村を除いて対象事業ごとの実施状況をみたところ、福島県、34市町村等で計180件の事業が実施され、執行額は計28億余円となっていた。このうち実施件数が110件、執行額が19億余円といずれも最も多くなっている「被ばく線量低減対策」の事業内容をみると、「内部被ばくの可能性のある食品の線量測定」の実施件数が50件、執行額が9億余円と最も多くなっている。

d　道路等側溝堆積物撤去・処理支援の実施状況

道路等側溝堆積物撤去・処理支援に係る事業は、平成29年度末現在、福島県及び12市町村が事業実施主体となっていて、新交付金の交付額は計14億余円となっている。避難指示・解除区域11市町村を除く各市町村の事業の実施状況をみたところ、撤去等に係る側溝延長及び撤去数量はそれぞれ192.3㎞、5,831.2㎥となっていた。撤去数量のうち3,715.4㎥が仮置場に保管されて、このうち2,319.0㎥は29年度末までに最終処分場において処理されたが、残りの1,396.4㎥は29年度末までに処理されなかった。

e　原子力災害情報発信等拠点施設等整備の実施状況

福島県は、29年度までに、原子力災害情報発信等拠点施設の基本設計、実施設計等を実施しており、新交付金の執行額は29年度末現在で1億余円となっていた。

f　避難者支援事業等及び効果促進事業等の実施状況

避難者支援事業等及び効果促進事業等については、単年度型事業では、福島県が実施した基幹事業のうち8.5%、市町村等が実施した基幹事業のうち9.5%において基幹事業と併せて実施されている。

(ｲ)　環境整備等委託事業の実施状況

a　生活環境整備事業の実施状況

生活環境整備事業の事業数は計444事業となっていて、このうち「清掃等の行為」に係る事業は436事業、「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」は8事業となっている。受託市町村等別に実施状況をみたところ、全ての受託市町村等が「清掃等の行為」に係る事業を、2市町が「公共・公益的機能を回復させるために必要な行為」に係る事業を実施していた。

b　帰還・再生事業の実施状況

帰還・再生事業の事業数は計704事業となっていて、受託市町村等別では浪江町の122事業が最も多く、委託対象事業別では、「その他」を除くと「避難区域の荒廃抑制・保全対策」の174事業が最も多くなっている。

(ｳ)　帰還者の状況等

避難指示・解除区域市町村における避難指示区域等の住民登録数についてみると、震災前は157,964人であったが、31年3月31日現在は132,499人となっており、減少率は16.1%と福島県全体の減少率の8.6%を上回るものとなっている。避難指示・解除区域市町村のうち9市町村における居住率をみると、震災前は99.1%であったが、31年3月31日現在は52.8%となっている。避難指示・解除区域市町村からの避難者数と復興公営住宅の整備済戸数をみたところ、29年度末現在、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅の配分又は整備が行われ、加速化交付金が執行されていた。

避難指示区域等内の避難者について、帰還者の人数を把握している6町村における帰還率をみたところ、直近の避難指示解除が29年4月1日であり、避難指示解除後少なくとも2年を経過した時点において、49.2%となっていた。帰還率と環境整備等委託事業の施行状況等をみたところ、町村ごとに事業数及び委託費総額にばらつきがあるものの、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

(2)　所見

東日本大震災は、被災地域が極めて広範囲にわたる大規模なものであるとともに、地震、津波及び原子力発電施設の事故による複合的な未曽有の大災害である。このうち、福島は地震及び津波による被害のみならず、原子力発電施設の事故に伴う原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けるとともに、住民は避難指示等によりふるさとを離れての避難生活を余儀なくされている状況である。

国は、福島の復興及び再生に向けて総力を挙げて取り組んでいるところであり、加速化交付金を始めとする様々な支援制度を設けて、長期避難者に対する安定した生活環境を確保したり、避難解除等区域等における生活再開に必要な環境整備を行ったりするなどして、福島全域及び避難解除等区域等における復興及び再生を推進している。

また、福島復興再生基本方針において、国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に向けた取組に当たって、同方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保するとともに適正かつ効率的な事業執行に努めるとされている。

ついては、復興基本方針及び福島復興再生基本方針において、福島の復興及び再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組むとしていることを踏まえ、国又は事業実施主体は、今後も引き続き、次の点に十分留意して原子力災害からの福島の復興及び再生がより効果的なものとなるよう取り組む必要がある。

ア　国は、予算措置された加速化交付金等について、不用額が年度により増減して、府省庁等によっては一部の年度において不用額が多額となるなどの状況もあったことから、引き続き、事業実施主体における事業実施状況等を踏まえ、より着実な事業執行に努めること。また、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がないなどの場合には事業計画期間の期限の到来等による基金廃止等を待たずに国庫への返還を促すことに留意すること

イ　事業実施主体は、引き続き、福島再生加速化交付金事業等により整備した施設等を活用した事業効果について把握に努めるとともに、事業完了後の施設等の利用環境に変化が生じた場合は、施設等をより有効に活用するための適切な対応について検討すること

ウ　国は、各市町村における避難者及び帰還者の現状を踏まえ、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等の事業実施主体と今後も連携を図りつつ、復興及び再生に必要な措置について、引き続き検討すること

本院としては、今後とも福島再生加速化交付金事業等の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

第2　国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について

検　査　対　象	総務省、241地方公共団体(18都道府県、223市区町村)
地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化に係る補助事業の概要	二要素認証及び情報持出し不可設定の導入、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割並びに自治体情報セキュリティクラウドの構築の三層から成る対策を講ずることにより地方公共団体の情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図るもの
上記の補助事業に係る検査対象の241地方公共団体に対する国庫補助金交付額	61億3920万円(平成27、28両年度)
自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの概要	ネットワークシステム上で地方公共団体の担当者がセキュリティ専門家からの助言を受けたり、他の地方公共団体との事例の共有を行ったりするもの
上記の構築等に係る支払額	4752万円(平成27年度)

1　検査の背景

(1)　情報セキュリティ対策に係る制度等の概要

ア　国及び地方公共団体における情報セキュリティ対策に係る制度等の概要

我が国では、インターネット等の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている。サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)によれば、国は、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。そして、個人番号(注1)(以下「マイナンバー」という。)の導入に伴い、政府としても、サイバーセキュリティが確保されるよう地方公共団体の情報システムについて、社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という。)の運用に係るセキュリティを強化する観点から必要な対策を検討し、講じていくとされている。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に規定されたマイナンバー利用事務(注2)において使用するシステムについて、インターネットから独立するなどの高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制の整備を含めて検討した上で、必要な措置を講ずるなどとされている。

(注1)　個人番号　　国民一人一人に付与された唯一無二となる12桁の番号。国民の氏名、住所、性別及び生年月日と関連付けられている。

(注2)　マイナンバー利用事務　　行政機関等、地方公共団体等その他の者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索や管理のためにマイナンバーを利用する事務

イ　地方公共団体における情報システム、情報セキュリティ対策等の概要

(ｱ)　マイナンバー制度における地方公共団体等の情報連携の概要

地方公共団体等の情報システムにおいて、平成28年1月からマイナンバー利用事務が実施され、29年11月から情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の照会及び提供である情報連携が行われており、情報連携の仕組みの構築に当たっては、国の行政機関の組織内のネットワークを相互に接続する政府共通ネットワーク及びLGWAN(注3)がそれぞれ改修されて活用されている。

（注3）　LGWAN　　地方公共団体内のネットワークを相互に接続する総合行政ネットワーク

(ｲ)　地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの概要

総務省は、13年3月に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成30年9月最終改定。以下「セキュリティポリシーガイドライン」という。）を策定している。セキュリティポリシーガイドラインによれば、情報セキュリティポリシーは、各地方公共団体の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定めた「情報セキュリティ基本方針」と、全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準を定めた「情報セキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）で構成されるものとされている。

(2)　情報セキュリティ対策の強化の概要等

ア　地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化の経緯

27年5月に、日本年金機構が外部から標的型攻撃(注4)を受けて、LANシステム上の共有フォルダに保存されていた個人情報がインターネットを通じて不正に外部に流出したとされる事案が発生した。

（注4）　標的型攻撃　　特定の組織に狙いを絞り、その組織の業務習慣等の内部情報について事前に入念な調査を行った上で、様々な攻撃手法を組み合わせ、その組織に最適化した方法を用いて行われる攻撃

そして、地方公共団体においても、同年6月に、日本年金機構と同様の標的型攻撃を受けて戸籍事務等に使用する情報システムをネットワークから切断することを余儀なくされるなどの事案が発生している。

このような事案等を踏まえて、総務省は、地方公共団体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するために、同年7月に、情報システムに関する専門家等で構成する「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置している。

検討チームは、同年8月に中間報告（以下「8月報告」という。）を取りまとめて、①組織体制の再検討、職員の訓練等の徹底、②インシデント即応体制の整備及び③インターネットのリスクへの対応の3項目について総務省に提言している。

そして、総務省は、各地方公共団体に対して、8月報告を参考に情報セキュリティ対策に積極的に努めるよう通知するとともに、同月に、検討チームにおける議論を踏まえた地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化に係る留意事項について通知を発出して、助言等を行っている。そして、検討チームは、次の①から③までの三層から成る対

策（以下「三層の構え」という。）を講ずることにより、同年 11 月に地方公共団体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが必要であるとの報告（以下「11 月報告」という。）を取りまとめて、総務大臣に報告している。

① 二要素認証及び情報持出し不可設定の導入

マイナンバー利用事務系（既存住基(注５)、税、社会保障、戸籍事務等）においては、原則として、他の領域との通信ができないように分離を徹底した上で、端末への二要素認証や端末からの情報持出し不可設定（以下、二要素認証と情報持出し不可設定を合わせて「二要素認証等」という。）の導入等を図ることにより、住民情報（住民基本台帳に記載された住民の氏名、住所、生年月日、性別の情報や特定個人情報等）の流出を徹底して防ぐこと

（注５） 既存住基　住民基本台帳ネットワークシステム導入以前から使用されている住民基本台帳システム

② LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割

マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保に資するために、財務会計等の LGWAN を活用する業務用システム（以下「LGWAN 接続系」という。）と、Web 閲覧やインターネットメール等のシステム（以下「インターネット接続系」という。）との通信経路を分割すること。なお、LGWAN 接続系とインターネット接続系との間で通信する場合には、ウイルス感染のない無害化通信を図ること

③ 自治体情報セキュリティクラウドの構築

インターネット接続系においては、都道府県と市区町村が協力してインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講ずること

イ 強化対策費補助金による補助事業等の概要

総務省は、11 月報告を受けて、各地方公共団体に対して同年 12 月に通知を発し、三層の構えを講ずることにより情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図るよう要請するとともに、これらの対策に要する経費を総額 510 億円と見積もり、その 2 分の 1 を地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金（以下「強化対策費補助金」という。）として、平成 27 年度補正予算により地方公共団体に交付することとした。そして、平成 27 年度補正予算に強化対策費補助金として 254 億 9859 万余円が計上され、その交付額は、46 都道府県及び 1,727 市区町村の計 1,773 地方公共団体に対する計 233 億 4588 万余円となっている。強化対策費補助金は、「自治体情報システム強じん性向上モデル」の構築（以下「強じん性向上事業」という。）及び「自治体情報セキュリティクラウド」の構築（以下「セキュリティクラウド事業」という。）に要する経費を補助の対象としており、原則として、都道府県に対してはセキュリティクラウド事業に要する経費、市区町村に対しては強じん性向上事業に要する経費を補助対象としている。

強じん性向上事業は、地方公共団体の庁内のネットワークの強じん性の向上を図る事業であり、総務省は、強化対策費補助金の実施要領及び「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金執行 Q&A」において、マイナンバー利用事務系の他の領域からの分離を徹底した上で、①マイナンバー利用事務系の端末への二要素認証の導入、②マイナンバー利用事務系の端末からの情報持出し不可設定及び③LGWAN 接続系とイン

ターネット接続系の分割の情報セキュリティ対策を必須要件としており、これらの項目を実施せずに行った情報セキュリティ対策に要した経費は強化対策費補助金の交付対象とはならないとしている。セキュリティクラウド事業は、都道府県と市区町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度なセキュリティ対策を講ずる事業である。

ウ　セキュリティポリシーガイドラインの改定

総務省は、検討チームの報告等を踏まえて、30年9月にセキュリティポリシーガイドラインを改定しており、この改定により、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に当たり、情報システム全体の強じん性の向上（以下「強じん化」という。）のための措置を講ずることについて、その方法等が具体的に記載された。

エ　総務省による支援PFの構築等

総務省は、8月報告を受けて、地方公共団体における情報セキュリティ対策向上に寄与することを目的として、ネットワークシステム上で地方公共団体の担当者が情報セキュリティの専門家から助言を受けることなどができる自治体情報セキュリティ支援プラットフォーム（以下「支援PF」という。）を事業費3780万円で構築等し、27年9月から運用を開始している。また、地方公共団体の担当者が質問を投稿して他の地方公共団体に回答を依頼することができる掲示板機能等を事業費972万円で追加整備し（上記の構築等を合わせた事業費計4752万円）、28年3月から運用している。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1)　検査の観点及び着眼点

前記のとおり、総務省は、各地方公共団体に対し、平成27年度補正予算において強化対策費補助金を交付し、地方公共団体は、情報セキュリティ対策の強化等を行い、27年度以降順次、その運用を開始している。強化対策費補助金は、情報セキュリティ対策のうち、物理的セキュリティ及び技術的セキュリティを向上させるものであるが、情報セキュリティの体制整備等が適切に行われることにより、強化対策費補助金の交付の目的である情報セキュリティ対策の強化が実現することとなる。

そこで、本院は、強化対策費補助金等による情報連携開始前後の地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア　強化対策費補助金の交付状況はどのようになっているか。

イ　二要素認証等の導入、LGWAN接続系とインターネット接続系との分割及び自治体情報セキュリティクラウドの構築といった強化対策費補助金等による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化は、補助金の交付目的に照らして適切に実施されているか、また、補助金の交付目的を実現し、効果を持続させるための体制等は整備されているか。

ウ　総務省は、強化対策費補助金で強化された情報セキュリティ対策の実効性を確保するためどのような支援を行っているか、支援PFは有効に機能しているか。

(2)　検査の対象及び方法

検査に当たっては、27、28両年度に強化対策費補助金が交付された46都道府県及び1,727市区町村の計1,773地方公共団体のうち18都道府県及び管内223市区町村の計241

地方公共団体に交付された強化対策費補助金計 61 億 3920 万余円、並びに支援 PF の構築等に係る支払額 4752 万円を対象として、総務省及び 241 地方公共団体において、情報セキュリティ対策の実施状況について、関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、241 地方公共団体から調書を徴するなどして調査分析を行った。

3　検査の状況

⑴　強化対策費補助金の交付状況

18 都道府県に対して交付された強化対策費補助金計 27 億 2938 万余円を補助対象事業別にみると、18 都道府県の全てがセキュリティクラウド事業を実施して計 22 億 5145 万余円の交付を受け、このうち 10 都道府県は強じん性向上事業も実施して計 4 億 7793 万余円の交付を受けていた。また、223 市区町村に対して交付された強化対策費補助金計 34 億 0981 万余円を補助対象事業別にみると、223 市区町村の全てが強じん性向上事業を実施して計 33 億 8299 万余円（事業別に分離できない交付実績額計 1638 万余円を除く。）の交付を受け、このうち 27 市区町村はセキュリティクラウド事業も実施して計 1043 万余円（事業別に分離できない交付実績額計 1638 万余円を除く。）の交付を受けていた。

⑵　三層の構えによる情報セキュリティ対策の強化の実施状況等

会計実地検査時点における強化対策費補助金等による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化の実施状況を、三層の構えの対策ごとに着目するなどしてみると、次のとおりとなっていた。

ア　マイナンバー利用事務系の端末等の二要素認証等の実施状況等

㋐　マイナンバー利用事務系の端末への二要素認証の導入等の状況

総務省は、強化対策費補助金の実施要領等において、マイナンバー利用事務系の端末への二要素認証の導入を強じん性向上事業の必須要件としており、一方、二要素認証の導入が必須となるのはマイナンバー利用事務で使用する端末（以下「マイナンバー利用端末」という。）であるとしていた。

そこで、223 市区町村のうちマイナンバー利用事務系の端末を配置している 219 市区町村における二要素認証の導入状況をみたところ、会計実地検査時点において、二要素認証を導入していたのは 217 市区町村となっていた。なお、残りの 2 市区町村は、令和元年 5 月末現在において、他の事業により導入済みとなっている。

そして、上記 217 市区町村のうち、マイナンバー利用端末の一部の端末に導入していないのが 12 市区町村となっており、これらのうち、10 市区町村は、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていなかった。なお、平成 31 年 3 月末現在において、10 市区町村は、導入していたり、導入する予定であるとしていたりなどしていた。上記の 10 市区町村においては、正規の権限を持つ職員になりすましてログインして、特定個人情報に不正にアクセスすることが、二要素認証を導入した端末に比べて容易な状況となっていた。

しかし、総務省は、このような市区町村があることを十分に把握していなかった。

217 市区町村の二要素認証の運用等の状況については、次のとおりとなっていた。

a　認証エラーとなった際等の代替手段

二要素認証の種類のうち、IC カード等の「所持」や指紋等の「存在」が認証エラーとなった際等の代替手段となるパスワードがあらかじめ設定されるなどしている場

合、当該パスワードを不正に取得すれば、正規の権限を持つ職員になりすまして、二要素認証を回避して「知識」の一要素のみによる認証でログインし、特定個人情報に不正にアクセスすることが、二要素認証でログインする場合に比べて容易となる。

そこで、「所持」又は「存在」による認証がエラーとなった際等の代替手段の状況をみたところ、27市区町村は、認証の代替手段となるパスワードをあらかじめ設定するなどして、通常の操作のみで当該パスワード入力画面に遷移することができる状況となっていた。

b　端末及び業務システムの認証の手段の共有

職員の間で共有している認証の手段のみで端末及び業務システムにログインが可能な場合には、業務システムを通じて特定個人情報に不正アクセスを行った者等の特定が困難になるおそれがある。

そこで、端末及び業務システムにログインするために必要となる認証の手段を職員の間で共有しているかをみたところ、7市区町村は、一部のアカウントについて、共有している認証の手段のみで端末及び業務システムにログインが可能な状況となっていた。

c　端末のローカルドライブ等に特定個人情報を保存している場合のリスク

特定個人情報を端末のローカルドライブ及び複数の端末からアクセスできるファイルサーバ等の共有フォルダ(以下、これらを合わせて「端末のローカルドライブ等」という。)に保存している場合で、①共有している認証の手段のみで端末にログインできたり、②端末に一要素による認証でログインし、その後、マイナンバー利用事務に係る業務システムにログインする際に別の一要素又は二要素で認証する方法(以下「段階的な認証方法」という。)を採用していたりする場合には、導入した二要素認証の効果が十分に発現しないおそれがある。また、同様に、③ファイルサーバ等へのアクセス制御の設定により、正規の権限を持たない職員でもファイルサーバ等の共有フォルダにアクセスできる場合にも、導入した二要素認証の効果が十分に発現しないおそれがある。

そこで、217市区町村について、特定個人情報を端末のローカルドライブ等に保存しているかをみたところ、59市区町村ではマイナンバー利用端末へログインすることによりアクセスできる当該端末のローカルドライブに、113市区町村ではログインした複数のマイナンバー利用端末からそれぞれアクセスできるファイルサーバ等の共有フォルダに、それぞれ特定個人情報を保存していた。そして、①これらの純計122市区町村のうち15市区町村では、全部又は一部のアカウントについて共有している認証の手段のみで端末にログインできる状況となっていた。また、②122市区町村のうち16市区町村では、段階的な認証方法を採用していて、正規の権限を持つ職員になりすまして、一要素による認証で端末にログインできる状況となっていた。また、③上記の特定個人情報を共有フォルダに保存している113市区町村のうち7市区町村は、課室単位でアクセス制御しているが、特定個人情報を含むデータにパスワードを設定するなどはしておらず、同じ課室内に所属する正規の権限を持たない職員でも共有フォルダに保存されている特定個人情報にアクセスで

きる状況となっていた。そして、これらの①の 15 市区町村、②の 16 市区町村及び③の 7 市区町村の純計である 29 市区町村のうち 19 市区町村では、端末のローカルドライブ等への特定個人情報の保存期間が 1 年以上の長期にわたっていたり、 8 市区町村では、保存期間が不明であるとしたりしていた。

以上のように、二要素認証の運用等の状況によっては、その効果が十分に発現しないおそれがある状況が見受けられた。

しかし、総務省は、このような状況について十分に把握していなかった。

(イ) マイナンバー利用事務系の端末からの情報持出し不可設定の導入等の状況

総務省は、強化対策費補助金の実施要領等において、マイナンバー利用事務系の端末からの情報持出し不可設定の導入を強じん性向上事業の必須要件としており、一方、情報持出し不可設定の導入が必須となるのはマイナンバー利用端末であるとしていた。

そこで、223 市区町村のうちマイナンバー利用事務系の端末を配置している 219 市区町村における情報持出し不可設定の導入状況をみたところ、会計実地検査時点において、情報持出し不可設定を導入していたのは 218 市区町村となっていた。なお、残りの 1 市区町村は、31 年 3 月末現在において、他の事業により導入済みとなっている。

そして、上記 218 市区町村のうち、マイナンバー利用端末の一部に導入していないのが 13 市区町村となっており、このうち、12 市区町村は、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていなかった。なお、31 年 3 月末現在において、12 市区町村は、導入していたり、導入する予定であるとしていたりなどしていた。上記の 12 市区町村においては、情報持出し不可設定を導入していない端末から不正に特定個人情報を持ち出すことが、情報持出し不可設定を導入した端末に比べて容易な状況となっていた。

しかし、総務省は、このような市区町村があることについて十分に把握していなかった。

218 市区町村の情報持出し不可設定の運用等の状況については、次のとおりとなっていた。

a 例外的な情報持出しの運用状況

情報持出し不可設定における例外的な取扱いとして、長期間又は期間を設けることなく情報持出し不可設定を解除する運用を行い、かつ、情報を持ち出す際に情報セキュリティ管理者による許可がなくても情報を持ち出すシステム操作ができたり、許可を得る運用をしていなかったりする場合には、内部不正等による情報漏えいのリスクが高まり、情報持出し不可設定の効果が十分に発現しないおそれがある。

そこで、例外的な情報持出しの運用状況をみたところ、203 市区町村では端末からの例外的な情報持出しを認めており、このうち 160 市区町村では管理者権限を持つ職員等が職員からの申請に基づいて情報持出し不可設定を解除する運用を行っていた。そして、このうち、期限を設けることなく情報持出し不可設定を解除する運用をしているものが 62 市区町村、一度の申請における解除期間を 1 か月以上とし

ているものが27市区町村となっていた。

さらに、上記62市区町村及び27市区町村の純計87市区町村の全てにおいて情報セキュリティ管理者による許可がなくても情報を持ち出すシステム操作ができるようになっており、このうち29市区町村では情報セキュリティ管理者に許可を得る運用もしていない状況となっていた。

b　例外的な情報持出しに係る記録等の状況

情報を持ち出す際に、情報持出しに係るログを保存したり、台帳等により記録したりするなどしていない場合には、情報持出しによる情報漏えいや内部不正等のリスクが高まることとなる。

情報持出しに係るログの保存については、44市区町村では全部又は一部の媒体についてログを保存していないとしており、情報を持ち出す際の氏名、日時、持出物等の台帳等への記録については、77市区町村（ログを保存していない44市区町村のうち19市区町村を含む。）が記録していないとしていた。

データ暗号化機能を備える外部記憶媒体の使用等の状況については、81市区町村は暗号化の実施を職員が選択でき、任意で行っている状況となっており、56市区町村は、そもそも暗号化機能を備える外部記憶媒体を使用するなどしていなかった。

以上のように、情報持出し不可設定の運用等の状況によっては、その効果が十分に発現しないおそれがある状況が見受けられた。

しかし、総務省は、このような状況を十分に把握していなかった。

イ　マイナンバー利用事務系等の分離、分割等の実施状況等

(ｱ)　マイナンバー利用事務系の他の領域からの分離及びLGWAN接続系とインターネット接続系との通信経路の分割の状況

223市区町村における領域間の分離及び分割の状況をみたところ、マイナンバー利用事務系と他の領域の分離及びLGWAN接続系とインターネット接続系の分割については、31年3月末現在において全ての市区町村で分離及び分割を行っていた。

(ｲ)　マイナンバー利用事務系等の分離及び分割後の領域間通信の状況

総務省は、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系との間で通信を行う場合には、通信経路の限定、通信プロトコルの限定(注6)等を行うことで通信を制限することとしている。また、マイナンバー利用事務系と他の領域との間で特定の通信に限定する際は、通信経路の限定に加えて、アプリケーションプロトコルのレベルでの限定(注7)も行うこととしている。

そこで、223市区町村において、領域間で行われている通信（以下「領域間通信」という。）について、通信内容の種類別及び領域別にみたところ、217市区町村において延べ1,672件の領域間通信が行われていた。そして、マイナンバー利用事務系と他の領域との間の領域間通信の通信制御の状況をみたところ、59市区町村の延べ247件において、通信経路の限定又は通信プロトコルの限定のうち少なくともいずれか一つが行われていない状態で領域間通信が行われており、このうち3市区町村の延べ4件は、マイナンバー利用事務系とインターネット接続系との間の領域間通信となっていた。

（注６） 通信プロトコルの限定　　通信規約（通信する上での約束事や手続）により通信を限定すること

（注７） アプリケーションプロトコルのレベルでの限定　　通信規約の分類の一つで、具体的な用途やソフトウェア、サービス等の種類に応じて個別に制定されたものにより通信を限定すること

(ｳ) LGWAN 接続系とインターネット接続系との通信経路の分割後のインターネット接続系から LGWAN 接続系への無害化通信の状況

会計実地検査時点において LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割が行われている 222 市区町村について、メール本文及び添付ファイルその他の業務上必要なファイル（以下、これらを合わせて「添付ファイル等」という。）の転送又は収受に当たり、強じん性向上事業により整備した機器等により無害化が行われているか確認したところ、インターネット接続系から LGWAN 接続系へメール本文を無害化することなく転送しているのが 4 市区町村等、添付ファイル等を無害化することなく転送又は収受しているのが 49 市区町村等となっていた。

(ｴ) LGWAN 接続系とインターネット接続系との通信経路の分割後の LGWAN 接続系における OS（オペレーティングシステム）の更新プログラム等の適用の状況

上記の 222 市区町村について、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割前後における LGWAN 接続系に配置された端末等への更新プログラム等の適用状況を確認したところ、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割後である 30 年 5 月末時点において、更新プログラムを適用していないのが、分割前の 26 市区町村から 54 市区町村へ、ウイルス対策ソフトの更新データを適用していないのが、分割前の 9 市区町村から 14 市区町村へと増加していた。そして、これら 54 市区町村及び 14 市区町村の分割前における更新プログラム等の適用頻度についてみると、それぞれ 29 市区町村及び 9 市区町村は、分割前には 1 か月以内の頻度で適用していたのに、分割後に適用を行わなくなっていた。

ウ　自治体情報セキュリティクラウドによる高度なセキュリティ対策の実施状況等

18 都道府県が構築した自治体情報セキュリティクラウドについて、241 地方公共団体の自治体情報セキュリティクラウドへの接続状況をみたところ、会計実地検査時点において、237 地方公共団体が接続していた。

自治体情報セキュリティクラウドについて、監視対象機器等の集約化のための設備の整備状況をみたところ、監視対象機器等のうち外部 DNS サーバ(注８)については 18 都道府県のうち 1 都道府県、LGWAN 接続ファイアウォール(注９)のログについては 18 都道府県のうち 8 都道府県の自治体情報セキュリティクラウドにおいてそれぞれ集約化のための設備を整備していないなどして、監視対象から除かれていた。

（注８） 外部 DNS サーバ　　サーバ等の情報をインターネットに公開するためのサーバ

（注９） LGWAN 接続ファイアウォール　　各地方公共団体の内部のネットワークと LGWAN 接続ルータとの間にあるファイアウォール

そして、集約化のための設備が整備されていても、接続している地方公共団体がこの設備を利用した集約をしていないなどして、前記 237 地方公共団体のうち、Web サーバについては 26 地方公共団体、外部 DNS サーバについては 44 地方公共団体、

LGWAN接続ファイアウォールのログについては116地方公共団体において、集約及び監視が行われていなかった。さらに、各地方公共団体において別途管理されている上記の機器等についての監視の状況をみたところ、「情報セキュリティ専門人材による監視・分析を行っていない地方公共団体」、「情報セキュリティ専門人材による監視・分析が行われているかを把握していない地方公共団体」がそれぞれ、Webサーバで6地方公共団体、3地方公共団体、外部DNSサーバで11地方公共団体、3地方公共団体、LGWAN接続ファイウォールのログで63地方公共団体、5地方公共団体等となっていた。

また、自治体情報セキュリティクラウドに接続する地方公共団体におけるインシデントの発生を検知した際の対応体制の状況を、前記の237地方公共団体についてみたところ、不正な通信を行っている端末等の特定については、「端末等を特定するために事業者等の支援等が必要」とする77地方公共団体のうち11地方公共団体で、支援等を行う事業者等との間で役割の確認を行っていなかったり、役割の確認を踏まえた内容で契約を締結していなかったり、必要な内容で契約が締結されているかの確認を行っていなかったりしていた。また、自らにおいてネットワークの遮断を実施するために事業者等の支援等を必要とする129地方公共団体のうち23地方公共団体で、支援等に係る役割の確認及びそれを踏まえた契約の締結等を行っていなかった。さらに、接続している地方公共団体側において遮断を判断することとしている160地方公共団体のうち76地方公共団体及び判断主体が決まっていない7地方公共団体のうち5地方公共団体は、遮断の判断に至る手順を策定等していなかった。このような地方公共団体においては、インシデント発生時の対応に漏れや誤りが生じたり、判断等を迅速に行えなかったりするなどの事態により、自治体情報セキュリティクラウドによる通報等を十分にいかせないこととなるおそれがある。

エ　情報セキュリティ対策の実効性を確保するための体制整備等

(ア)　情報セキュリティポリシーの策定及び強じん化に係る改定等の状況

前記241地方公共団体の会計実地検査時点における対策基準の策定及び強じん化を踏まえた改定等の取組の状況をみたところ、3地方公共団体は対策基準を策定しておらず、また、178地方公共団体は強じん化を踏まえた規定がないとしており、このうち40地方公共団体は30年11月末時点においても対策基準の改定の予定を未定としていた。

(イ)　強じん性向上事業実施後のセキュリティリスクへの組織的な対応

241地方公共団体のインシデント発生時における対応体制の整備等の状況をみたところ、CSIRT(注10)を設置していたのは130地方公共団体にとどまっており、このうち16地方公共団体ではその要員及び機能について文書化していなかったり、49地方公共団体では国及び庁内の最高情報セキュリティ責任者(CISO)等へ一斉同報する連絡ルートを構築していなかったりなどしており、インシデント発生時にCSIRTが迅速かつ的確に機能しないおそれがある。

さらに、緊急時対応計画において標的型攻撃に対応した内容を規定しているとしたのは66地方公共団体、緊急時対応訓練を実施したのは54地方公共団体となっていて、上記のいずれも実施したものは28地方公共団体にとどまっていた。

（注 10） CSIRT　情報システムに対するサイバー攻撃等のインシデントが発生した際に、当該インシデントを正確に把握して分析し、被害の拡大防止、復旧、再発防止等を迅速かつ的確に行うことを可能にするための機能を有する体制

(3) 支援 PF の利活用の状況

27 年 9 月から 30 年 5 月までの 2 年 9 か月に、支援 PF に登録された情報セキュリティに関する情報等について、主な機能ごとに確認したところ、情報の登録件数については、インシデント関連掲示板機能は 45 件、情報セキュリティ専門家に問合せ等ができる Q&A 機能は 32 件で、29 年 2 月以降は 3 件にとどまっており、各種マニュアルを参照できるワーキンググループ機能は 27 年 10 月に 3 件掲載されたのみとなっており、その他自治体情報セキュリティの関連情報等を参照できる機能は 41 件で、29 年 6 月以降の登録はなく、他の地方公共団体に質問して回答を依頼することができる掲示板機能は当該機能が追加された 28 年 3 月以降、質問の投稿が全くなかった。支援 PF の利用等の状況について、支援 PF にアクセスしたユーザーの数を確認したところ、同年 11 月以降は毎月 100 ユーザー未満となっていて、運用当初に比べて相当少数にとどまっていた。

241 地方公共団体に支援 PF の利用等の状況を確認したところ、68 地方公共団体は、会計実地検査の時点まで「支援 PF の存在を知らなかった」としており、全く利用していなかった。また、「支援 PF の存在を知っていた」とする 173 地方公共団体の利用状況を確認したところ、「ほとんど利用していない」（利用頻度が 3 か月に 1 回程度未満）とするものが 49 地方公共団体、「ログインが初回実績のみ」とするものが 37 地方公共団体、「全く利用したことがない」とするものが 74 地方公共団体となっていた。そして、ほとんど利用していない地方公共団体にその理由を確認したところ、「別の方法で情報を得ているため」、「情報の更新が少ないため」などとなっていた。

以上のことから、支援 PF は、地方公共団体の情報セキュリティ対策向上のために十分に利活用されているとはいえない状況となっており、総務省における支援の需要の把握や、支援 PF が提供する情報や機能の見直しなどの検討も行われていない状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア　強化対策費補助金の交付状況

18 都道府県に対して交付された強化対策費補助金を補助対象事業別にみると、18 都道府県の全てがセキュリティクラウド事業を実施しており、このうち 10 都道府県は強じん性向上事業にも交付を受けていた。223 市区町村に対して交付された強化対策費補助金を補助対象事業別にみると、223 市区町村の全てが強じん性向上事業を実施しており、このうち 27 市区町村はセキュリティクラウド事業にも交付を受けていた。

イ　三層の構えによる情報セキュリティ対策の強化の実施状況等

(ｱ)　マイナンバー利用事務系の端末等の二要素認証等の実施状況等

マイナンバー利用事務系の端末を配置し、全部又は一部の端末に二要素認証を導入していた 217 市区町村における導入した端末の範囲や運用等の状況をみたところ、マイナンバー利用端末の一部に導入しておらず、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていないものが 10 市区町村となっていた。

上記の217市区町村における、「所持」又は「存在」による認証がエラーとなった際等の代替手段の状況をみたところ、27市区町村は、認証の代替手段となるパスワードをあらかじめ設定する運用を行うなどしていた。また、7市区町村は、一部のアカウントについて、共有している認証の手段のみで端末及び業務システムにログインが可能な状況となっていた。さらに、特定個人情報を端末のローカルドライブ等に保存していた122市区町村のうち、15市区町村では、共有している認証の手段のみで端末にログインできる状況となっており、16市区町村では、段階的な認証方法を採用しているため、一要素による認証で端末にログインし、特定個人情報に不正にアクセスできる状況となっていた。そして、7市区町村では、同じ課室内に所属する正規の権限を持たない職員でも共有フォルダに保存されている特定個人情報にアクセスできる状況となっていた。

マイナンバー利用事務系の端末を配置し、全部又は一部の端末に情報持出し不可設定を導入していた218市区町村における導入した端末の範囲等をみたところ、マイナンバー利用端末の一部に導入しておらず、マイナンバー利用端末の全てに導入する予定があるとしていないものが12市区町村となっていた。

218市区町村における例外的な情報持出しの運用状況をみたところ、端末からの例外的な情報持出しを認めている203市区町村のうち、160市区町村では管理者権限を持つ職員等が職員からの申請に基づいて情報持出し不可設定を解除する運用を行っており、このうち、期限を設けることなく解除する運用をしているものが62市区町村、解除期間を1か月以上としているものが27市区町村となっていた。上記の62市区町村及び27市区町村の純計87市区町村について、情報を持ち出す場合の情報セキュリティ管理者の許可の実施状況をみたところ、全ての市区町村において情報セキュリティ管理者による許可がなくても情報を持ち出すシステム操作ができるようになっており、このうち29市区町村では、情報セキュリティ管理者に許可を得る運用もしていない状況となっていた。

また、情報持出しに係る記録等の実施状況をみたところ、44市区町村では全部又は一部の媒体についてログを保存していないとしており、情報を持ち出す際の持出物等の記録については、77市区町村が記録していないとしていた。さらに、データ暗号化機能を備える外部記憶媒体の使用等についてみたところ、81市区町村は暗号化の実施を職員が任意で行っており、56市区町村は、そもそも暗号化機能を備える外部記憶媒体を使用するなどしていなかった。

㈠　マイナンバー利用事務系等の分離、分割等の実施状況等

223市区町村の領域間通信についてみたところ、217市区町村において延べ1,672件の領域間通信が行われていた。そして、マイナンバー利用事務系と他の領域との間の領域間通信の通信制御の状況をみたところ、59市区町村の延べ247件において、通信経路の限定又は通信プロトコルの限定のうち少なくともいずれか一つが行われていない状態で領域間通信が行われており、このうち3市区町村の延べ4件はマイナンバー利用事務系とインターネット接続系との間の領域間通信となっていた。

223市区町村のうち、会計実地検査時点において、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割が行われている222市区町村について、メール本文及び添付ファイル

等の転送又は収受に当たり、強じん性向上事業により整備した機器等により無害化が行われているか確認したところ、メール本文を無害化することなく転送しているのが4市区町村等、添付ファイル等を無害化することなく転送又は収受しているのが49市区町村等となっていた。

上記の222市区町村について、LGWAN接続系に配置された端末等への更新プログラム等の適用状況を確認したところ、30年5月末時点において、更新プログラムを適用していないのが26市区町村から54市区町村へ、更新データを適用していないのが9市区町村から14市区町村へと増加していた。そして、これら54市区町村及び14市区町村の分割前における更新プログラム等の適用頻度についてみると、それぞれ29市区町村及び9市区町村は、分割前には1か月以内の頻度で適用していたのに、分割後に適用を行わなくなっていた。

(ウ) 自治体情報セキュリティクラウドによる高度なセキュリティ対策の実施状況等

自治体情報セキュリティクラウドへの接続状況をみたところ、会計実地検査時点において、237地方公共団体が接続していた。自治体情報セキュリティクラウドにおける監視対象機器等の集約化のための設備の整備状況をみたところ、外部DNSサーバについては1都道府県、LGWAN接続ファイアウォールのログについては8都道府県が、それぞれ集約化のための設備を整備していないなどして、監視対象から除かれていた。また、接続している237地方公共団体のうち、Webサーバについては26地方公共団体、外部DNSサーバについては44地方公共団体、LGWAN接続ファイアウォールのログについては116地方公共団体において、集約及び監視が行われていなかった。そして、各地方公共団体において別途管理されている上記の機器等についての監視の状況をみたところ、「情報セキュリティ専門人材による監視・分析を行っていない」とするのがWebサーバについては6地方公共団体等となっていた。

また、自治体情報セキュリティクラウドに接続する地方公共団体におけるインシデントの発生を検知した際の対応体制の状況についてみたところ、「端末等を特定するために事業者等の支援等が必要」とする77地方公共団体のうち11地方公共団体は支援等を行う事業者等との間で役割の確認を行っていなかったり、役割の確認を踏まえた内容で契約を締結していなかったりなどしていた。接続している地方公共団体側において遮断を判断することとしている160地方公共団体のうち76地方公共団体及び判断主体が決まっていない7地方公共団体のうち5地方公共団体は、遮断の判断に至る手順を策定していないなどしていた。

(エ) 情報セキュリティ対策の実効性を確保するための体制整備等

241地方公共団体の対策基準の策定及び強じん化を踏まえた改定等の取組の状況をみたところ、対策基準を策定していなかったものが3地方公共団体となっていた。また、30年11月末時点の対策基準の改定の予定については、40地方公共団体が未定としていた。

241地方公共団体のインシデント発生時における対応体制の整備等の状況をみたところ、CSIRTを設置していた130地方公共団体のうち16地方公共団体はCSIRTの要員及び機能について文書化していないなどしていた。また、緊急時対応計画において標的型攻撃に対応した内容を規定しているとしたのは66地方公共団体、緊急時対

応訓練を実施したのは54地方公共団体、いずれも実施していたのは28地方公共団体にとどまっていた。

ウ　支援PFの利活用の状況

27年9月から30年5月までに支援PFに登録された情報の登録件数は、インシデント関連掲示板機能が45件、自治体の掲示板機能が全くないなどとなっていた。また、支援PFの利用等の状況を確認したところ、28年11月以降は毎月100ユーザー未満にとどまっており、241地方公共団体のうち68地方公共団体は、会計実地検査の時点まで「支援PFの存在を知らなかった」として全く利用しておらず、「支援PFの存在を知っていた」地方公共団体でも「全く利用したことがない」ものが74地方公共団体となっていた。

⑵　所見

サイバーセキュリティ基本法において、国は、サイバーセキュリティに対する脅威の深刻化等に伴い、サイバーセキュリティの確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

また、マイナンバー制度の施行に伴い、国と地方公共団体等の各機関の特定個人情報等を取り扱う情報システムが相互に接続されたことで、マイナンバー利用事務を行う地方公共団体の情報セキュリティ対策は、公的機関全体にとってますます重要な課題となっており、政府としても必要な支援を実施していくことになっている。

ついては、総務省において、地方公共団体における情報セキュリティ対策について、今後、次の点に留意して取り組んでいく必要がある。

ア　地方公共団体における情報セキュリティ対策の強化等

㋐　マイナンバー利用端末への二要素認証等の導入について、二要素認証等の導入状況を十分に把握するとともに、マイナンバー利用端末の二要素認証等の運用について、補助事業実施後の状況を十分に把握した上で、望ましくない運用方法を具体的に示すなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと

㋑　マイナンバー利用事務系と他の領域との分離及びLGWAN接続系とインターネット接続系との分割について、分離及び分割後に行われる場合がある領域間通信において、本来意図しない通信やマイナンバー利用事務系等へのコンピュータウイルスの感染を防止するための方策を改めて明示するなどして、特定個人情報の情報漏えいなどのリスクがより低減されるよう、地方公共団体に対して助言を行うこと

㋒　自治体情報セキュリティクラウドによる高度なセキュリティ対策について、補助事業実施後の状況を十分把握した上で、監視・分析の必要な機器等が都道府県にできる限り集約されるなどして専門人材による監視・分析が行われるよう、また、自治体情報セキュリティクラウドに接続する地方公共団体に対して、そのネットワーク遮断等を支援する事業者等と役割の確認をすることの必要性を明示するなどして、インシデント発生時に適切にネットワークを遮断することなどができるよう、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行うこと

㈡　補助事業で強化された情報セキュリティ対策の実効性を確保するために、強じん化を踏まえた対策基準の見直しや、インシデント発生時の体制整備等に係る緊急時対応計画の策定、連絡体制の構築等について、必要に応じて地方公共団体に対して助言を行うこと

イ　地方公共団体に対する情報セキュリティ等に係る支援等

支援 PF が地方公共団体における情報セキュリティ対策向上に寄与するよう、支援 PF の機能及び利活用の方法等について地方公共団体へ重ねて周知するとともに、支援の需要を把握して、支援 PF が提供する情報や機能の見直しなどについて検討すること

本院としては、サイバーセキュリティに対する脅威が深刻化する中で、マイナンバー制度において情報連携が行われている情報システムの情報セキュリティ対策の実施状況等について、今後とも引き続き注視していくこととする。

第3　低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について

検　査　対　象	農林水産省、国土交通省、環境省、国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち平成30事業年度末において借入金等の残高が1兆円以上又は有価証券等の残高が3000億円以上である26法人
26法人に対する政府出資金の額	27兆4804億円（平成30事業年度末）
26法人の借入金等残高	135兆8813億円（平成30事業年度末）
26法人の有価証券等残高	317兆2821億円（平成30事業年度末）

1　検査の背景

(1)　近年の低金利の状況等

ア　近年の低金利の状況

日本銀行は、平成25年1月に、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展に伴い、持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくとの認識に立って、消費者物価の前年比上昇率で2％とする「物価安定の目標」を導入し、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、同年4月に量的・質的金融緩和を導入した。さらに、28年1月には、マイナス金利付き量的・質的金融緩和（以下「マイナス金利政策」という。）の導入を決定したほか、同年9月には、「「量的・質的金融緩和」導入以降の経済・物価動向と政策効果についての総括的な検証」を行った上で、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定した。

25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、市場における長期金利の代表的な指標である10年国債の市場金利は、同月には一時0.4％台まで低下し、さらに、28年1月のマイナス金利政策の導入決定後の同年2月には0％を下回ってマイナスの水準となるなど、近年、低金利の状況が続いている。

イ　近年の低金利の状況下における民間企業等の資金調達や資金運用の状況

「法人企業統計」（財務省作成）によると、25年度から30年度までの間の各年度末における民間企業（全産業）の借入金及び社債発行の残高は増加している。また、「貸出先別貸出金」（日本銀行作成）によると、個人に対する資金貸付けの大半を占める住宅資金の貸付残高は増加している。

そして、「全国銀行財務諸表分析」（一般社団法人全国銀行協会作成）によると、25年度以降の銀行（国内業務部門）に係る貸付金利回りは、25年3月の1.49％から31年3月の0.99％へと0.50ポイントの減少となっているのに対して、預金債券等原価（預金債券等利回り及び経費率（人件費、物件費等の経費の額を預金債券等の残高で除して求めた率）を合算したもの）は、同1.04％から同0.78％へと0.26ポイントの減少となっていて、貸付金利回りの下げ幅が預金債券等原価の下げ幅を上回っている。この結果、貸付金利回りから預金債券等原価を差し引いた預貸金利ざやは、0.45％から0.21％へと半分以

下に縮小している。このような中、銀行の当期純利益は、25年度の3.3兆円から30年度の2.2兆円へと34.8%減少している。

(2) 政府出資法人の概要等

ア　政府出資法人の概要

国は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業であって国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものなどについては、国が設立する法人に当該事業を実施させている。これらの法人が実施する事業には、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、一定の採算性があって企業的経営による方がより効率的に継続して実施できるもの、民間の主体でも実施が可能なものなど様々なものがあり、これらの法人の組織形態も、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人等様々となっている。

そして、国は、これらの法人が行う事業の公共性・公益性に着目して、的確な事業の遂行及び経営基盤の安定を図るために必要な場合には、法人に対して出資を行っている。国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「政府出資法人」という。)は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うなどの業務を行っており、量的・質的金融緩和を導入した主体である日本銀行を除くと、31年3月末現在で、特殊法人、認可法人等(清算中のものなど7法人を除く。以下「特殊法人等」という。)が31法人、独立行政法人が83法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が90法人の計204法人となっている(以下、特殊法人等の設立の根拠となる法律、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた法律並びに国立大学法人等の目的及び業務の範囲等を定めた国立大学法人法(平成15年法律第112号)を合わせて「設置根拠法」という。)。

イ　政府出資法人に対する国の財政支援の概要

上記のとおり、国は、政府出資法人が行う事業の公共性・公益性に着目して、的確な事業の遂行及び経営基盤の安定を図るために必要な場合には、法人に対して出資を行っており、特定の事業の実施及び経営基盤の強化のために必要があると認めるときは、追加出資も行っている(以下、国からの出資を「政府出資金」という。)。また、国は、設置根拠法等により、法人が行う業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する額を交付できることなどとなっている。

そして、多くの政府出資法人は、国から、政府出資金のほか、補助金、補給金、交付金(運営費交付金を含む。)等(以下、これらを合わせて「補助金等」という。)の交付、低利、無利子等の有利な条件による資金の貸付け、債務保証等の多様な財政支援を受けている。

(3) 政府出資法人における資金調達及び資金運用の概要

ア　政府出資法人における資金調達の概要

政府出資法人の借入金及び債券発行(以下「借入金等」という。)による資金調達の権限は、設置根拠法等において定められており、その範囲は、法人によってそれぞれ異なっている。

前記政府出資法人204法人のうち、30事業年度(注1)末(以下、事業年度を「年度」という。)

の貸借対照表において借入金等の残高が計上されている法人は102法人あり、この102法人の借入金等の残高は計141兆8217億余円となっている。そして、このうち借入金等の残高が1兆円以上となっている法人は、特殊法人等が5法人、独立行政法人が8法人の計13法人(注2)であり、この13法人の借入金等の残高は計133兆1847億余円となっていて、政府出資法人全体の借入金等の残高の93.9%を占めている。なお、国立大学法人等には、借入金等の残高が1兆円以上となっている法人はない。

(注1)　30事業年度　　日本中央競馬会は平成30年1月1日から12月31日まで。同会以外の政府出資法人は30年4月1日から31年3月31日まで

(注2)　13法人　　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、預金保険機構、株式会社日本政策投資銀行、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

イ　政府出資法人における資金運用の概要

設置根拠法等によれば、政府出資法人は、法人が管理している基金、準備金、目的積立金、政府からの寄託金等(以下「基金等」という。)に係る資金や業務上の余裕金について、現金として保有するほか、銀行へ預金したり、有価証券を取得したりなどして運用することができることなどとされている。また、政府出資法人の中には、設置根拠法等により、法人の目的を達成するための業務として、法人の保有する資金を民間企業や個人等に対して貸し付けているものがある。

前記政府出資法人204法人の30年度末の現金及び預金、有価証券(金銭信託を含み、関係会社株式等を除く。以下同じ。)並びに貸付金(関係会社長期貸付金等を除く。以下同じ。)(以下、これらを合わせて「有価証券等」という。)の残高は計322兆1798億余円となっている。そして、このうち有価証券等の残高が3000億円以上となっている法人は、特殊法人等が10法人、独立行政法人が14法人の計24法人(注3)であり、この24法人の有価証券等の残高は計317兆1382億余円となっていて、政府出資法人全体の有価証券等の残高の98.4%を占めている。なお、国立大学法人等には、有価証券等の残高が3000億円以上となっている法人はない。

(注3)　24法人　　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、預金保険機構、全国健康保険協会、株式会社日本政策投資銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、株式会社日本貿易保険、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構

(4) これまでの会計検査の実施状況

本院は、低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について、これまでにも検査を実施し、その結果を検査報告に掲記するなどしている。

このうち、31年4月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告した「年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について」では、マイナス金利政策の導入等による影響として、年金積立金管理運用独立行政法人が保有している国債の時価評価額が増加していることなどを記述している。

また、平成28年度決算検査報告に掲記した「独立行政法人住宅金融支援機構に対して3補助金として交付された資金について、その管理方法を金銭の信託による運用のみに限定しないこととするよう交付要綱を改正することにより、日銀当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用負担を軽減できるよう改善させたもの」では、国土交通省から補助金として交付された資金について、同省が交付要綱によりその管理方法を金銭の信託による運用のみに限定していたことにより、日本銀行当座預金残高に係るマイナス金利相当分の費用が補助金として交付された資金から取り崩されていたことなどを同省の項に掲記している。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、市場における長期金利の代表的な指標である10年国債の市場金利は、同月には一時0.4％台まで低下し、さらに、28年1月のマイナス金利政策の導入決定後の同年2月には0％を下回ってマイナスの水準となるなど、近年、低金利の状況が続いている。

そして、前記のとおり、近年の低金利の状況下において、民間企業や個人の借入金残高等は増加している。一方で、銀行の当期純利益は減少している。

このように、近年の低金利の状況下において、民間企業等の資金調達や資金運用の環境に変化が見られる中、政府出資法人における資金調達や資金運用の状況にも変化が生じていることが想定される。また、このような状況の変化は、各法人の設置根拠法に基づき法人の目的を達成するために行っている法人の業務の状況や、当該業務を実施する上での基盤となる法人の財務の状況、更にはこれに対する国の財政支援の状況等にも影響を及ぼしていることが考えられる。

そこで、本院は、近年の低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア　政府出資法人における資金調達及び資金運用の状況はどのようになっているか。

イ　低金利により政府出資法人の業務及び財務にどのような影響が生じているか。

ウ　政府出資法人の資金調達及び資金運用に対する国の財政支援の状況はどのようになっているか。

エ　将来の金利の変動に対する政府出資法人の対応等の状況はどのようになっているか。

(2)　検査の対象及び方法

前記政府出資法人204法人のうち、30年度末において借入金等の残高が1兆円以上又は有価証券等の残高が3000億円以上である26法人(注4)(前記同年度末の借入金等の残高が1兆円以上の13法人及び有価証券等の残高が3000億円以上の24法人の純計)を対象として(以下、検査の対象とした上記の法人を「検査対象法人」という。)、量的・質的金融緩和の導入以降の25年度から30年度までの間の状況について、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき各法人から提出された財務諸表等のほか、近年の低金利の状況下における各法人の業務及び財務の状況に係る調書等の提出を求めて、これらを分析するとともに、検査対象法人26法人及びこれらの所管府省庁のうち3省(注5)において会計実地検査を行った。

(注4)　26法人　　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、預金保険機構、全国健康保険協会、株式会社日本政策投資銀行、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、農水産業協同組合貯金保険機構、株式会社日本貿易保険、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構

(注5)　3省　　農林水産、国土交通、環境各省

(以下、各検査対象法人の名称中、「株式会社」及び「独立行政法人」は記載を省略した。)

3　検査の状況

(1)　検査対象法人における資金調達及び資金運用の状況

ア　資金調達及び資金運用の権限の範囲等

(ア)　資金調達の権限の範囲

検査対象法人の借入金等による資金調達の権限は、前記のとおり、設置根拠法等において定められており、その範囲は、法人によってそれぞれ異なっている。

多くの検査対象法人は、長期借入金の借入れ及び債券発行(以下「長期借入金の借入れ等」という。)をすることができることとなっている。そして、長期借入金の借入れ等により調達した資金の使途をみると、インフラ整備、貸付け又は出資となっているものが大半となっている。

(イ)　資金運用の権限の範囲

検査対象法人の資金運用の権限は、前記のとおり、設置根拠法等において定められており、その範囲は、法人によってそれぞれ異なっている。そして、各法人は、法人が行う業務に応じて、資金を現金として保有するほか、銀行への預金や有価証券の取得、資金の貸付けを含む資金運用をしている。

銀行への預金、国債、地方債並びに元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券(以下「政府保証債」といい、国債及び地方債と合わせて「国債等」という。)の取得等の一般に安全資産と言われている資産(以下「いわゆる安全資産」という。)による資金運用は、法人が行う業務の内容を問わず、全ての検査対象法人ができることとなっている。

一方、一部の検査対象法人は、法人の本来の業務として、いわゆる安全資産以外の資産(リスク性資産)によっても金銭信託による資金運用をしており、信託会社等と投資一任契約(注6)を締結するなどして、株式や外国債券等による資金運用をしていたり、法人の業務として資金を貸し付けたりなどしている。

(注6) 投資一任契約　当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を委任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約

㈢ 検査対象法人の業務類型

前記のとおり、検査対象法人の多くは、借入金等による資金調達をしていて、法人によって、主としてインフラ整備に充てたり、貸付けに係る業務の財源に充てたりなどしている。また、検査対象法人は、その保有する資金を、銀行への預金、国債等の取得等のいわゆる安全資産によって運用しているほか、一部の法人は、法人が行う業務に応じて、株式等によっても運用していたり、資金を貸し付けたりなどしている。

そして、検査対象法人が行う業務は法人によって様々であるが、各法人が行う業務内容と各法人の資金調達及び資金運用の権限の範囲を照らし合わせると、検査対象法人をおおむね次のように業務類型により分類することができる(複数の政府出資法人が統合されるなどして設立された検査対象法人のように、同一の法人に異なる類型の業務が併存する場合には、勘定単位で区分するなどしている。)。

① 法人の業務として資金の貸付けをしている検査対象法人は、おおむね貸付けの財源に充てるために長期借入金の借入れ等により多額の資金調達をしており、多額の資金を貸付金として運用している(以下、このような検査対象法人を「融資法人」という。)。(注7) 計14法人

② 法人の業務として被保険者等から納付された保険料等を財源とした多額の資金(政府からの寄託金を含む。以下同じ。)を長期的な観点(中長期的な観点を含む。以下同じ。)から運用している検査対象法人は、投資一任契約等により、国内債券のほか株式や外国債券等によっても資金運用をしている(以下、このような検査対象法人を「長期運用法人」という。)。(注8) 計4法人

③ 法人の業務としてインフラ整備をしている検査対象法人は、おおむねインフラ整備の財源に充てるために長期借入金の借入れ等により多額の資金調達をしており、業務上の余裕金等を運用している(以下、このような検査対象法人を「インフラ法人」という。)。(注9) 計3法人

④ ①から③までのいずれにも該当しない検査対象法人(以下「その他法人」という。)(注10) 計12法人

(以下、検査対象法人名については、各業務類型に分類した法人名で記述している。)

（注７）　14法人　　沖縄振興開発金融公庫、日本政策金融公庫（国民一般向け業務勘定、農林水産業者向け業務勘定、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定。以下、これらを合わせて「融資等業務勘定」という。）、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）、日本政策投資銀行、国際協力機構、福祉医療機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（助成勘定、基礎的研究等勘定、地域公共交通等勘定及び特例業務勘定。以下、これらを合わせて「助成勘定等」という。）、日本学生支援機構、大学改革支援・学位授与機構、中小企業基盤整備機構（一般勘定、工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定。以下、これらを合わせて「一般勘定等」という。）、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、勤労者退職金共済機構（財形勘定及び雇用促進融資勘定。以下、これらを合わせて「財形勘定等」という。）

（注８）　４法人　　日本私立学校振興・共済事業団（厚生年金勘定、長期勘定及び退職等年金給付勘定。以下、これらを合わせて「厚生年金勘定等」という。）、中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、年金積立金管理運用、勤労者退職金共済機構（一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定及び林業退職金共済事業等勘定。以下、これらを合わせて「一般の中小企業退職金共済事業等勘定等」という。）

（注９）　３法人　　鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設勘定及び海事勘定。以下、これらを合わせて「建設勘定等」という。）、都市再生機構、日本高速道路保有・債務返済機構

（注10）　12法人　　日本政策金融公庫（中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定）、日本私立学校振興・共済事業団（福祉勘定、短期勘定及び共済業務勘定）、日本中央競馬会、預金保険機構、全国健康保険協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、農水産業協同組合貯金保険機構、日本貿易保険、農畜産業振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、環境再生保全機構、中小企業基盤整備機構（中小企業倒産防止共済勘定、産業基盤整備勘定、施設整備等勘定及び出資承継勘定）

イ　検査対象法人における資金調達の状況

検査対象法人のうち、25年度から30年度までの間に借入金等による資金調達をしているのは22法人（複数の業務類型に該当する法人を業務類型ごとに別法人として数えると延べ24法人）であり、残る４法人（同延べ９法人）はこの間に借入金等による資金調達をしていない。そして、上記22法人の借入金等の残高（以下「借入金等残高」という。）は、25年度末の計148兆3160億余円から30年度末の計135兆8813億余円へと年々減少している。

また、検査対象法人は、借入金等による資金調達に係る費用として、支払利息、債券発行諸費等の費用（以下「資金調達費用」という。）を計上している。25年度から30年度までの間の各年度末の借入金等残高に対する各年度の資金調達費用の額の割合（以下「資金調達利回り」という。）は、多くの法人において低下傾向で推移している。

(ｱ)　融資法人

融資法人は、いずれも、原則として、公益性が高いものの民間金融機関のみでは適切な対応を行うことが困難な分野について、民間金融機関を補完する位置付けで、各法人の設置根拠法に基づく法人の業務として、民間企業や個人等に対して資金を貸し付けている。そして、当該貸付けなどの財源に充てるために、多額の資金調達をしている。融資法人の資金調達利回りは、27年度以降上昇している国際協力銀行及び25年度以降の資金調達利回りが0.0％となっている中小企業基盤整備機構（一般勘定等）を除いて、いずれも25年度から30年度までにかけて低下傾向で推移している。

(ｲ)　長期運用法人

長期運用法人は、いずれも、25年度から30年度までの間に借入金の借入れ等による資金調達をしていない。

(ｳ)　インフラ法人

インフラ法人は、いずれも、インフラ整備等の財源に充てるために、多額の資金調達をしている。インフラ法人の資金調達利回りは、いずれも25年度から30年度にかけて年々低下している。

(ｴ)　その他法人

その他法人は、法人によって多様な業務を行っている。その他法人のうち、全ての年度末において借入金等残高のある4法人の資金調達利回りは、いずれも低下傾向で推移している。

ウ　検査対象法人における資金運用の状況

検査対象法人は、いずれも、その保有する資金を銀行へ預金するなどして運用している。そして、検査対象法人26法人の有価証券等の残高（以下「有価証券等残高」という。）は、25年度末の計304兆2923億余円から30年度末の計317兆2821億余円へと増加している。

また、検査対象法人は、その保有する資金を銀行へ預金するなどして運用した結果として、利息・配当金収入、売買益等の実現収益を得ているほか、資産の時価評価による評価益等を計上している（以下、実現収益と評価益等を合わせて「資金運用収益」という。）。25年度から30年度までの間の各年度末の有価証券等残高に対する各年度の資金運用収益の額（以下「資金運用収益額」という。）の割合（以下「資金運用利回り」という。）は、長期運用法人においては、いずれも年度によって大きく変動している。他の業務類型の法人においては、融資法人の一部を除いて25年度から30年度にかけて、いずれも低下傾向で推移している。

(ｱ)　融資法人

融資法人の資金運用利回りは、国際協力銀行、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（助成勘定等）及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構の3法人においては25年度から30年度にかけて上昇傾向となっているが、それ以外の11法人においては低下傾向で推移している。

(イ)　長期運用法人

長期運用法人の資金運用利回りは、いずれも年度によって大きく変動している。そして、29年度は4法人とも前年度よりも上昇し、30年度は4法人とも前年度よりも低下しているが、28年度以前の各年度については、法人によって前年度よりも上昇しているものもあれば低下しているものもある。

(ウ)　インフラ法人

インフラ法人の資金運用利回りは、いずれも25年度から28年度までにかけて低下し、その後横ばいで推移している。そして、その水準は、25年度においても0.03%から0.22%までと融資法人及び長期運用法人に比べておおむね低い水準となっていて、28年度以降はいずれの法人においても0.10%以下と更に低くなっている。

(エ)　その他法人

その他法人の資金運用利回りは、法人によって差違があるものの、25年度から30年度までの間の推移をみると、ほとんどの法人で低下傾向にある。

(2)　低金利による検査対象法人の業務及び財務への影響

ア　融資法人

(ア)　貸付金残高の状況

融資法人のうち、現在は新規の貸付けが終了するなどしていて主に資金の回収等の管理業務のみに係る経理を行うなどしている7法人の11勘定(注11)を除いた、新規の貸付けをしている26勘定(注11)に係る13法人の資金の貸付けについて、25年度から30年度までの間における各年度末の貸付金残高の推移をみると、減少している法人もあれば、増加している法人もある。なお、令和2年度第1次補正予算及び令和2年度第2次補正予算においては、日本政策金融公庫等に対して、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月閣議決定)を踏まえた中小・小規模事業者や中堅企業・大企業の資金繰り対策に係る貸付け等に必要な資金として、計49兆余円の財政投融資計画の追加が行われている。

このように、新規の貸付けをしている融資法人の中には、近年の低金利の状況下において、融資法人に対する民間企業や個人等の資金需要が変化し、法人が行う貸付金残高に変化が生じているものが見受けられた。

(注11)　11勘定、26勘定　　11勘定は、国際協力機構の一般勘定、福祉医療機構の共済勘定、保険勘定及び承継債権管理回収勘定、日本学生支援機構の学資支給業務勘定、大学改革支援・学位授与機構の一般勘定、住宅金融支援機構の既往債権管理勘定、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定及び郵便局ネットワーク支援勘定、勤労者退職金共済機構の雇用促進融資勘定であり、26勘定はこれら以外の勘定である。なお、勘定を設けずに事業を経理している法人については1勘定としている。

(イ)　預貸金利ざやの状況

前記のとおり、銀行においては、近年の低金利の状況下において、貸付金利回りの下げ幅が預金債券等原価の下げ幅を上回っており、預貸金利ざやが縮小している。

前記新規の貸付けをしている13法人のうち比較可能な経費率を把握できない4法人(注12)を除く9法人について、銀行における預金債券等利回りに代えて融資法人に係る

資金調達利回りに、法人の経費率を加えて預金債券等原価を算出し、これにより法人の預貸金利ざやを算定すると、沖縄振興開発金融公庫、日本政策金融公庫(融資等業務勘定)及び日本政策投資銀行の預貸金利ざやは、25年度から30年度にかけておおむね縮小傾向で推移している。また、日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)及び住宅金融支援機構の預貸金利ざやは、ゼロに近い水準でおおむね横ばいで推移している。

一方、国際協力機構、福祉医療機構及び日本学生支援機構の3法人の預貸金利ざやは、25年度から30年度までの間を通じていずれもマイナスの水準となっている。このうち福祉医療機構及び日本学生支援機構は、法人の業務を実施するのに必要な経費をおおむね国の補助金等によって賄っており、その貸付金利回りは、おおむね資金調達利回りの水準と等しくなるなどしている。

このように、新規の貸付けをしている融資法人の中には、近年の低金利の状況下において、預貸金利ざやがおおむねゼロに近い水準で横ばいとなっていたりマイナスの水準で推移したりしている法人が見受けられた。

(注12)　4法人　　鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定等)、大学改革支援・学位授与機構、中小企業基盤整備機構(一般勘定等)、勤労者退職金共済機構(財形勘定等)

イ　長期運用法人

長期運用法人は、長期的、中長期的又は中期的に確保すべき資金の運用利回りがそれぞれ主務大臣から示されるなどしている(以下、この長期的、中長期的又は中期的に確保すべき資金の運用利回りを「目標利回り」という。)。また、長期運用法人は、法令により、資金運用に当たっての基本的な方針等(以下「運用の基本方針」という。)を作成しなければならないことなどとなっている。そして、長期運用法人は、いずれも、運用の基本方針において、目標利回りを最低限のリスクで確保することなどを目標として設定している(以下、この目標を「運用の目標」という。)。

また、運用の基本方針においては、いずれの法人も、その運用する資金に係る資産の構成に関する事項を定めることとなっている。各法人は、運用の目標の下、国内債券のほか株式や外国債券等によっても資金運用をしており、それぞれの運用資産に係る期待収益率や想定される標準偏差に基づき、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定めている。

基本ポートフォリオの期待収益率のばらつき具合である標準偏差は、長期運用法人に係る25年度から30年度までの間において、日本私立学校振興・共済事業団(厚生年金勘定等)及び年金積立金管理運用が国内債券の構成割合を減らして国内外の株式の構成割合を増やすように基本ポートフォリオを変更した中で、日本私立学校振興・共済事業団(厚生年金勘定等)においては25年度の3.97%から30年度の9.29%へ、年金積立金管理運用においては同5.55%から同12.52%へと、それぞれ大きくなっていて、期待された収益を大きく上回る収益が得られる可能性がある一方で、運用の状況によっては、期待された収益を大きく下回る収益しか得られなくなったり、損失を生じたりするおそれも高まっている。

長期運用法人の実際の利回りは、25年度から30年度までの間においては、単年度でみると、各法人とも目標利回りを上回った年度もあれば目標利回りを下回りマイナスとなった年度もあるなど、ばらつきのある状況となっている。また、複数年度でみると、いずれも目標利回りを上回っている。

ウ　インフラ法人

インフラ法人のうち、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定等)は、28年度以降、事業量が増加傾向にある。

また、インフラ法人のうち、都市再生機構及び日本高速道路保有・債務返済機構は、インフラの整備に加え、それぞれ前身となる旧都市基盤整備公団等及び旧日本道路公団等から承継した債務を含む長期借入金の借入れ等の有利子負債(都市再生機構)及び債務残高(日本高速道路保有・債務返済機構)(以下、これらを総称して「債務残高等」という。)を削減することが法人として求められている。両法人の債務残高等の推移をみると、いずれも減少傾向となっている。

エ　その他法人

その他法人が行う資金運用の中には、基金等に係る資金を運用し、当該基金等から得られる資金運用収益を、法令により、法人が行う特定の事業に要する費用の一部又は全部に充てることとしているもの(以下「運用益型基金等」という。)が、3法人において4基金等(注13)ある。そして、25年度から30年度までの間における上記の3法人に係る4基金等の資金運用収益額は、いずれも年々減少していた。このような状況下において、上記の3法人は、基金等に係る資金運用収益額の減少分について、法人内部の積立金を取り崩したり、資金運用収益額を確保するために従前は購入していなかった社債等を新たに購入したり、事業の重点化・効率化を図るなどして事業内容を見直したりなどしていた。

(注13)　4基金等　　農畜産業振興機構の野菜生産出荷安定資金、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止事業基金、環境再生保全機構の公害健康被害予防基金、同地球環境基金

(3)　低金利の状況下における国の財政支援の状況

ア　資金調達に係る国の財政支援の状況

(ｱ)　政府出資金

前記のとおり、国は、特定の事業の実施等のために必要があると認めるときは、検査対象法人に対して追加出資を行っている。25年度から30年度までの間における検査対象法人に対する国の追加出資の額は、16法人に対する計3兆5694億余円であり、このうち2兆8954億余円が金銭による追加出資となっている。そして、検査対象法人の中には、国からの追加出資について、無利子の資金調達と捉えることができる法人が見受けられた。

(ｲ)　国からの借入金等

25年度から30年度までの間の各年度末における検査対象法人の借入金等残高のうち、借入先が国であったり、借入金等に国の債務保証が付されたりしているものは、法人全体の借入金等残高の3分の2を占めている。

また、マイナス金利政策が導入決定された28年1月以降に公募により発行された政府保証債の中には、公募入札の結果を受けて、発行差金が償還までの支払利息の合計額を上回り、発行時の利回りがマイナスとなるものが生じている。そして、このような検査対象法人に有利な条件で発行された政府保証債の発行差金は、償還までの支払利息の合計額58億1780万余円を76億1189万余円上回る134億2970万円となっていた。

イ　資金運用に対する国の財政支援の状況

(ｱ)　無利子による貸付けに対する利子補給金

国の政策的配慮から融資法人が行う無利子による貸付けにおいて、法人は、法人の資金調達に係る費用を賄うために、国から利子補給金の交付を受けるなどしている(以下、このような無利子による貸付けに対する利子補給金を「無利子貸付補給金」という。)。そして、近年の低金利の状況下において、法人の資金調達利回りが低下して法人の資金調達に係る費用が減少していることなどから、当該費用を補う無利子貸付補給金の交付額は、全体では年々減少している。

(ｲ)　運用益型基金等に対する補助金等

前記のとおり、3法人に係る4基金等の資金運用収益額が減少している中で、当該3法人は、事業を実施するために法人内部の積立金を取り崩したり、事業内容を見直したりして対応するなどしている。そして、この中には、運用益型基金等から生ずる資金運用収益額だけでは事業を実施するのに必要な財源を確保することが困難となったことから、事業を実施するための財源として、新たに国から補助金等の交付を受けることとしていたものが1法人において1基金等見受けられた。

(4)　将来の金利の変動に対する対応等の状況

一般に、政府出資法人は、リスクの発生の防止やリスクが発生した場合の損失の最小化等を図るために、リスク管理規程等を定めるなどして損失の発生その他法人の設置根拠法に定められている法人の目的を持続的かつ安定的に達成することを阻害する可能性のある要因等をリスクとして洗い出し、それが業務運営に与える影響を分析及び評価して、影響の重要度等に応じた当該リスクへの適切な対応を執るなどしてリスク管理を行っている。そして、将来の金利の変動により、法人に損失が生じたり、法人の目的を達成できなくなったりするリスク(以下「金利リスク」という。)についても、当該リスク管理の枠組みにおいて管理するなどしている。

ア　融資法人

(ｱ)　ALMの実施状況等

融資法人においては、資金運用と資金調達の条件等にかい離が生ずる結果、そのときの金利状況によっては、法人に損失が生ずることがある。

そこで、資金運用と資金調達の条件等のかい離等に起因する金利リスクについて、融資法人における30年度の対応状況をみると、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定等)及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構を除く12法人は、いずれも金利リスクを負っており、リスク管理規程等に基づき、金利リスクを何らかの対応を執る必要のあるリスクであるなどとして管理しており、金利の変動による法人の損失を低減す

るなどのために、ALM(注14)において計測する指標等を定め、計測した指標を定期的に分析するなどしていた。

(注14)　ALM　　Asset Liability Management の略称。資産と負債を総合的に管理することにより、リスクと収益の関係を把握して可能な限りリスクを最小化し収益を最大化する手法

ALM において計測する指標は、法人により様々となっているが、8法人は、デュレーション・ギャップ(注15)を計測する指標の一つとしていた。デュレーション・ギャップは、資産と負債の平均残存期間の差で、一般に、デュレーション・ギャップが大きいほど、金利リスクを有することになる。上記8法人のうち、沖縄振興開発金融公庫の30年度末のデュレーション・ギャップは1.6年となっていた。同公庫は、デュレーションについて、その推移を経年でみて評価しており、これまで、財政融資資金からの借入金について借入期間を貸付期間の構成に合わせる取組を行ってきたとしているものの、現在の資産と負債の構成にはデュレーション・ギャップが存在すると認識していて、縮小を図る必要があるとしている。

(注15)　デュレーション・ギャップ　　資産及び負債から生ずる将来キャッシュフローについて、各将来キャッシュフローが生ずるまでの期間を、将来キャッシュフローの現在価値により加重平均した資産と負債の平均残存期間(デュレーション)の差

(イ)　金利スワップ取引の実施状況

ALM を行っている法人のうち4法人は、金利リスクへの対応として、一定の想定元本について取引の当事者間で変動金利と固定金利の支払義務等を相互に交換する取引である金利スワップ取引を行っている。

このうち、住宅金融支援機構は、証券化支援業務において、住宅ローンに係る融資金利の決定から原資となる資金に係る調達金利の決定までの期間の金利変動による期間損益の変動リスク(パイプラインリスク)に対応するために、金利スワップ取引を行っている。急激な金利変動が生ずるなどした場合には、上記の金利スワップ取引に関して通常想定される範囲の損失を超える異常な損失(以下「異常損失」という。)が同機構に生ずるおそれがある。そこで、同機構には、その運用益で異常損失に対応するための金利変動準備基金が、政府出資金を財源として設置されており、その額は25年度から30年度までの間を通して344億円となっている。

同機構は、金利スワップ取引の実行には一定の費用を要することを踏まえて、26年3月に、量的・質的金融緩和により近年の金利水準が低位安定している中で今後急激に金利が変動する可能性は低く、また、その場合に発生する損失も限定的であると見込まれるとの認識の下、26年度以降は金利スワップ取引を休止することとしていた。そして、実際の26年度以降の金利水準は低位安定して推移しており、同機構に新たに異常損失が計上されていない。このため、金利変動準備基金で対応する必要のある異常損失は、25年度以前の金利スワップ取引に関して発生した損失に係る分のみとなっていて、その額は、当該金利スワップ取引の契約期間の満了等に伴って、25年度の1億2505万余円から令和元年度の1671万余円へと大きく減少している。

このような状況下において、異常損失に対応するための金利変動準備基金を同機構に設置する必要性は、従前に比べて低下していた。

イ　長期運用法人

長期運用法人においては、将来の金利の変動による影響に加えて、金利の変動等による為替や株価等の変動の影響を受けて、期待された収益を確保できないおそれがある。そこで、金利リスクを含めた、様々な市場の要因によって保有する資産の価値が変動するリスク（以下「市場リスク」という。）について、長期運用法人における平成30年度末の対応状況をみると、いずれの法人においても、VaR(注16)、推定トラッキングエラー(注17)等の指標を計測したり、ストレステスト(注18)を実施したりなどしており、法人におけるリスク管理の一つとして市場リスクを管理している。

（注16）VaR　Value at Riskの略称。現在保有している資産を、過去の一定期間（観測期間）のデータに基づき将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、ある一定の確率（信頼水準）で発生し得る最大損失額を統計的な方法で推計したもの

（注17）推定トラッキングエラー　目標とするベンチマーク収益率（市場平均収益率）と運用ポートフォリオ（資産構成割合の実績）の収益率の差（超過収益率）の標準偏差を表すもので、将来の収益のばらつきについて、分析ツール等を用いて構成される銘柄間の相互依存関係を統計的に推定して計算するもの。推定トラッキングエラーが大きいということは、ポートフォリオがベンチマーク（運用成果を評価する際に相対比較の対象となる基準指標）に対してリスクを大きく取っていることを示す。

（注18）ストレステスト　いわゆるリーマン・ショック等の異常な事態が生じた際に、どの程度の損失が生ずる可能性があるかなどについてシミュレーションを行うリスク管理手法

年金積立金管理運用及び勤労者退職金共済機構（一般の中小企業退職金共済事業等勘定等）における経年の状況をみると、年金積立金管理運用のVaRは、25年6月及び26年10月に、国内外の株式の構成割合を増やすなどの基本ポートフォリオの変更を行うなどする中、25年度から28年度まで年々増加している。一方、勤労者退職金共済機構（一般の中小企業退職金共済事業等勘定等）は、29年2月に、外国株式の構成割合を減らして国内債券の割合を増やすなどの基本ポートフォリオの変更を行っている中で、28年度以降のVaRは、27年度以前に比べて減少している。

ウ　インフラ法人

インフラ法人が調達した資金については、整備等したインフラ資産から得られる利用料収入等により償還することになるが、当該利用料収入等により長期借入金の借入れ等の全てを償還するまでには長期間を要することから、長期借入金の借入れ等を全て償還する前に当該資金の償還期限が到来した場合には、当該長期借入金の借入れ等を借り換えることになる。そして、仮に借換えの際に市場金利が上昇していた場合には、借換えに係る資金調達費用が増加することになり、法人に損失が生じたり、法人の資金繰りが悪化したりなどするおそれがある。

そこで、将来の借換えに対する金利リスクについて、インフラ法人における対応状況をみると、都市再生機構及び日本高速道路保有・債務返済機構は、金利リスクを低減するために、借換えを含む新たな資金調達をするに当たり、償還までの期間が相対的に長い長期借入金の借入れ等を増やすなどの対応を執っていた。なお、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定等)は、基本的には同機構が建設した鉄道施設を使用する鉄道事業者に金利リスクが転嫁される仕組みとなっていて、金利リスクを負っていないとしているものの、実質的に金利リスクを負うことになる鉄道事業者からの要望を受けて、同様に償還までの期間が相対的に長い長期借入金の借入れ等を増やすなどしていた。

エ　その他法人

その他法人の資金調達は、法人によって様々となっている。そこで、25年度から30年度までの間の全ての年度末において借入金等残高のある預金保険機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、農畜産業振興機構及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構の4法人における資金調達に係る金利リスクへの対応状況をみると、各法人は、借入金等の償還年限を平準化するなどしていた。

また、その他法人はいずれも有価証券等を保有している。そこで、資金運用に係る金利リスクについて、その他法人における対応状況をみると、日本中央競馬会を除く11法人は、将来の金利上昇時には低金利の状況下において取得した債券に含み損が生ずるおそれがあるとして、保有する債券の時価を定期的にモニタリングするなどしていた。なお、日本中央競馬会は、同会の業務内容等に照らし、資金運用収益を確保する必要性が乏しい中、法人の全収入に占める資金運用収益の割合が極めて小さく、これにより損失が生じたとしても法人の事業運営に大きな影響を及ぼすおそれはないとしていた。

4　所見

(1)　検査の状況の概要

ア　検査対象法人における資金調達及び資金運用の状況

(ｱ)　資金調達及び資金運用の権限の範囲等

多くの検査対象法人は、長期借入金の借入れ等をすることができることとなっている。そして、長期借入金の借入れ等により調達した資金の使途をみると、インフラ整備、貸付け又は出資となっているものが大半となっている。

また、銀行への預金、国債等の取得等のいわゆる安全資産による資金運用は全ての検査対象法人ができることとなっている。一方、一部の法人は、株式や外国債券等による資金運用をしていたり、資金を貸し付けたりなどしている。

(ｲ)　検査対象法人における資金調達の状況

融資法人のうち国際協力銀行及び中小企業基盤整備機構(一般勘定等)を除いた12法人の資金調達利回りは、いずれも25年度から30年度までにかけて低下傾向で推移している。

長期運用法人は、いずれも、25年度から30年度までの間に借入金等による資金調達をしていない。

インフラ法人の資金調達利回りは、いずれも25年度から30年度にかけて年々低下している。

その他法人のうち、全ての年度末において借入金等残高のある4法人の資金調達利回りは、いずれも低下傾向で推移している。

(ウ)　検査対象法人における資金運用の状況

融資法人の資金運用利回りは、国際協力銀行、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定等)及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構の3法人においては25年度から30年度にかけて上昇傾向となっているが、それ以外の11法人においては低下傾向で推移している。

長期運用法人の資金運用利回りは、いずれも年度によって大きく変動している。

インフラ法人の資金運用利回りは、いずれも25年度から28年度にかけて低下し、その後横ばいで推移している。

その他法人の資金運用利回りは、ほとんどの法人で低下傾向にある。

イ　低金利による検査対象法人の業務及び財務への影響

新規の貸付けをしている融資法人の中には、近年の低金利の状況下において、融資法人に対する民間企業や個人等の資金需要が変化し、法人が行う貸付金残高に変化が生じているものが見受けられた。また、預貸金利ざやがおおむねゼロに近い水準で横ばいとなっていたりマイナスの水準で推移したりしている法人が見受けられた。

長期運用法人のうち、日本私立学校振興・共済事業団(厚生年金勘定等)の標準偏差は25年度の3.97%から30年度の9.29%へ、年金積立金管理運用の標準偏差は同5.55%から同12.52%へと、それぞれ大きくなっている。長期運用法人の実際の利回りは、25年度から30年度までの間においては、単年度でみると、各法人とも目標利回りを上回った年度もあれば目標利回りを下回りマイナスとなった年度もあるなど、ばらつきのある状況となっている。また、複数年度でみると、いずれも目標利回りを上回っている。

インフラ法人のうち1法人は、28年度以降、事業量が増加傾向にある。また、インフラ法人のうち、インフラの整備に加え、債務残高等を削減することが法人として求められている2法人の債務残高等の推移をみると、いずれも減少傾向となっている。

その他法人が行う資金運用の中には、運用益型基金等が3法人において4基金等ある。そして、25年度から30年度までの間における当該4基金等の資金運用収益額は、いずれも年々減少していた。

ウ　低金利の状況下における国の財政支援の状況

検査対象法人の中には、国からの追加出資について、無利子の資金調達と捉えることができる法人が見受けられた。

また、マイナス金利政策が導入決定された28年1月以降に公募により発行された政府保証債の中には、公募入札の結果を受けて、発行差金が償還までの支払利息の合計額を上回り、発行時の利回りがマイナスとなるものが生じている。

近年の低金利の状況下において、法人の資金調達に係る費用が減少していることなどから、当該費用を補う無利子貸付補給金の交付額は、全体では年々減少している。

運用益型基金等を設置している法人の中には、運用益型基金等から生ずる資金運用収益額だけでは事業を実施するのに必要な財源を確保することが困難となったことから、

事業を実施するための財源として、新たに国から補助金等の交付を受けることとしていたものが1法人において1基金等見受けられた。

エ　将来の金利の変動に対する対応等の状況

融資法人において、資金運用と資金調達の条件等のかい離等に起因する金利リスクについて、融資法人における30年度の対応状況をみると、12法人は、いずれも金利リスクを負っており、金利リスクを何らかの対応を執る必要のあるリスクであるなどとして管理しており、金利の変動による法人の損失を低減するなどのために、ALMにおいて計測する指標等を定め、計測した指標を定期的に分析するなどしていた。ALMにおいてデュレーション・ギャップを計測している8法人のうち、沖縄振興開発金融公庫は、これまで、財政融資資金からの借入金について借入期間を貸付期間の構成に合わせる取組を行ってきたとしているものの、現在の資産と負債の構成にはデュレーション・ギャップが存在すると認識していて、縮小を図る必要があるとしている。

また、ALMを行っている法人のうち4法人は、金利リスクへの対応として金利スワップ取引を行っている。このうち、住宅金融支援機構は、パイプラインリスクに対応するために金利スワップ取引を行っている。そして、同機構には、その運用益で金利スワップ取引に係る異常損失に対応するための金利変動準備基金が、政府出資金を財源として設置されているが、金利水準が低位安定している中で今後急激に金利が変動する可能性は低いと見込まれるなどとして、26年度以降は金利スワップ取引を休止することとしていた。そして、実際の26年度以降の金利水準は低位安定して推移しており、同機構に新たに異常損失が計上されていない。このため、金利変動準備基金を同機構に設置する必要性は、従前に比べて低下していた。

長期運用法人においては、いずれの法人においても、VaR等の指標を計測するなどして市場リスクを管理している。このうち、年金積立金管理運用のVaRは25年度から28年度まで年々増加している。

インフラ法人のうち2法人は、金利リスクを低減するために、償還までの期間が相対的に長い長期借入金の借入れ等を増やすなどの対応を執っていた。

その他法人のうち、25年度から30年度までの間の全ての年度末において借入金等残高のある4法人における資金調達に係る金利リスクへの対応状況をみると、各法人は、借入金等の償還年限を平準化するなどしていた。また、資金運用に係る金利リスクについては、11法人が保有する債券の時価を定期的にモニタリングするなどしていた。

⑵　所見

25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、10年国債の市場金利は0.4％台まで低下し、さらに、28年1月のマイナス金利政策の導入決定後の同年2月にはマイナスの水準となるなど、近年、低金利の状況が続いている。

このような状況下において、多くの検査対象法人における資金調達利回りは低下し、長期運用法人を除く多くの検査対象法人における資金運用利回りも低下している。

そして、検査対象法人の中には、近年の低金利の状況下において資金運用収益額が減少して、新たに国の財政支援を受けることになったものなどが見受けられている。また、検査対象法人の実施する業務に対する民間企業や個人等の資金需要が変化しているなどの状況も見受けられている。さらに、今般の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏ま

えた資金繰り対策に係る貸付け等に必要な資金として、法人に対して計 49 兆余円の財政投融資計画の追加が行われている。

このような中にあって、検査対象法人は、設置根拠法等に基づく法人の目的を達成するために業務を行っていく必要がある。

したがって、検査対象法人において、将来にわたって持続的かつ安定的に業務を行っていけるよう、次の点に留意する必要がある。また、国土交通省においても、次のイの点に留意する必要がある。

ア　融資法人のうち金利リスクを負っている法人は、将来の金利の状況によっては、法人に損失が生ずるおそれがあることから、引き続き ALM を適切に行うなどして、金利リスクについて適切な管理を行っていくこと。特に、デュレーション・ギャップが大きく、その縮小を図る必要があると自ら認識している沖縄振興開発金融公庫は、引き続き縮小に向けた取組を進めていくこと

イ　住宅金融支援機構は、金利変動準備基金を設置する必要性が低下している状況となっていることを踏まえて、同準備基金として必要と見込まれる額を改めて算定し、必要額を超えていると認められる額については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく不要財産として、国庫に納付することなどを検討すること。また、同機構を所管する国土交通省は、同準備基金が政府出資金を財源にしていることに鑑み、政府出資の目的に沿って適切に使用されているか、今後の見込みはどうなっているかなどを改めて検証し、当該検証の結果等を踏まえて、必要に応じて同準備基金の在り方等について検討すること

ウ　長期運用法人は、市場の動向等によってその運用資産に損失が生ずるおそれがあることから、引き続き市場リスクの管理を適切に行っていくこと。特に、基本ポートフォリオの変更により株式の占める割合が大きく増加するなどしている長期運用法人は、基本ポートフォリオの期待収益率のばらつき具合である標準偏差が大きくなったり、ある一定の仮定の下、ある一定の確率で発生し得る最大損失額の推計値である VaR が従前に比べて増加したりしていることを踏まえて、引き続き長期的な観点を含めた市場リスクの管理を更に一層適切に行っていくこと

本院としては、今後の金利の動向等も踏まえつつ、政府出資法人の業務及び財務の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第２節　国会からの検査要請事項に関する報告

第１　東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

要請を受諾した年月日	平成 29 年 6 月 6 日
検査の対象	内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等
検査の内容	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和元年 12 月 4 日

1　検査の背景及び実施状況

(1)　検査の要請の内容

会計検査院は、平成 29 年 6 月 5 日、参議院から、国会法第 105 条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月 6 日検査官会議において、会計検査院法第 30 条の 3 の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

㈠　検査の対象

内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人日本スポーツ振興センター等

㈡　検査の内容

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する次の各事項

①　大会の開催に向けた取組等の状況

②　各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(2)　30 年報告の概要

上記の要請により、本院は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に向けた取組状況等に関して、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、14 府省等の本省、外局及び地方支分部局、９独立行政法人、日本中央競馬会（以下「JRA」という。）、18 都道府県、同都道府県の 92 市区町村、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（26 年以前は一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会。以下「大会組織委員会」という。）及び 14 府省等の国庫補助金等交付先等において、①大会の開催に向けた取組等の状況、②各府省等が実施する大会に関連して講ずべき施策（以下、大会に関連して講ずべき施策を「大会の関連施策」という。）

等の状況等について検査を実施するなどして、30年10月4日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した(以下、この報告を「30年報告」という。)。

本院は、30年報告において、今後、大会の開催に向けた準備が加速化し、32(令和2)年には大会の開催を迎えることになることから、引き続き大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策等の状況について検査を実施して、その結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(平成27年11月閣議決定。以下「オリパラ基本方針」という。)によれば、大会の成功のためには、国、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体が一体となって取り組むことが不可欠とされており、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」(以下「政府の取組状況報告」という。)によれば、国は大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するために必要な措置を講ずるために、政府一体となって、オリパラ基本方針に基づき施策を総合的に推進しているところであるとしている。

そして、30年報告以降、新国立競技場等の大会に必要な施設(以下「大会施設」という。)の整備が進むなど、大会の開催に向けた準備は佳境を迎えつつあり、また、平成30年度以降、多数執行される見込みであるパラリンピック競技大会の大会施設及び運営に必要な経費(以下「パラリンピック経費」という。)に対しては、国の負担額として既に東京都に交付されている東京パラリンピック競技大会開催準備交付金(以下「パラリンピック交付金」という。)も充てられることとなる。

そこで、今回の検査では、前記の要請の趣旨を踏まえて、大会の開催準備の進捗状況、パラリンピック経費の執行状況、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した(以下、30年報告の検査結果に対して執られた改善の処置の状況について確認する検査を「フォローアップ検査」という。)。

ア　大会の開催に向けた取組等の状況

(ア) 国は、大会の開催に向けて、大会の準備及び運営を行う主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等とどのように情報共有を図るなどして相互に連携して、取組内容等の調整を図っているか。

(イ) 国が既にその一部を負担している経費や今後負担することとなる経費が含まれている大会の開催に要する経費(以下「大会経費」という。)の試算等の内容はどのようになっているか。特に、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下「オリパラ事務局」という。)は、30年報告を踏まえて、大会との関連性に係る区分及びその基準を整理した上で、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務について、各府省等から情報を集約して業務の内容、経費の規模等の全体像を把握し、公表しているか。

(ｳ)　国が東京都に交付したパラリンピック交付金について、大会組織委員会によるパラリンピック経費の執行、共同実施事業管理委員会(注1)によるパラリンピック経費の確認及び東京都による額の確定は適切に行われているか。

(ｴ)　新国立競技場等の大会施設の整備状況等はどのようになっているか。特に、新国立競技場の整備に係る財源の確保、大会終了後の活用方法の検討等について、30年報告以降の進捗状況はどのようになっているか。

イ　各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

(ｱ)　各府省等が実施する大会の関連施策の実施体制及び実施状況はどのようになっているか。また、実施内容は大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後に残すべきレガシー(注2)の創出に資するものとなっているか。特に、30年報告において課題等が見受けられた大会の関連施策についての実施状況は改善されているか。

(ｲ)　各府省等が実施する大会の関連施策以外に、東京都(大会施設が所在する11市区を含む。)、都外自治体(東京都外の競技会場が所在する地方公共団体をいう。以下同じ。)である8道県15市町等が実施する大会の関連施策等に対する各府省等の支援状況はどのようになっているか。

(注1)　共同実施事業管理委員会　「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の役割(経費)分担に関する基本的な方向について」(以下「大枠の合意」という。)に基づき、大会経費のうち、大会準備のために、大会組織委員会が東京都、国等の役割(経費)分担に応じた負担金を使用して実施する事業である共同実施事業に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、国、東京都及び大会組織委員会の三者間において、大会組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うことなどにより共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場

(注2)　レガシー　オリンピック憲章により開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励されている大会の有益な遺産。長期にわたる特にポジティブな影響であり、スポーツ、社会、環境、都市及び経済の5分野によるものをいう。

(4)　検査の対象及び方法

大会の開催に向けた取組等の状況については、25年度から30年度まで(一部については令和元年度まで)に各府省等、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)及びJRAが実施した大会施設の整備状況等について検査するとともに、東京都、大会組織委員会及び都外自治体が国庫補助金等を活用するなどして実施した大会施設の整備状況等について検査した。また、各府省等が実施する大会の関連施策等の状況については、平成25年度から30年度まで(一部については令和元年度まで)に14府省等が実施した大会の関連施策等に係る事業の実施状況等について検査した。

検査に当たっては、14府省等の本省、外局及び地方支分部局、4独立行政法人、JRA、24都道県、同都道県の70市町村、大会組織委員会及び14府省等の国庫補助金等交付先又は委託先である31法人において、大会施設の整備状況、各府省等の大会の関連施策の実施状況等について、672人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどした。また、公表されている資料等を基に調査分析を行った。

なお、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)、大会組織委員会、地方公共団体等において国庫補助金等の交付を受けずに実施されているなどの本院の検査権限が及ばない取組等については、協力が得られた範囲で説明を受けるなどして調査を行った。

2　検査の結果

(1)　大会の開催に向けた取組等の状況

ア　大会の開催に向けた取組体制等の状況

大会の開催に向けた取組体制をみると、大会組織委員会が主体となって大会の準備及び運営を行い、東京都は開催都市としての大会の関連施策の立案及び実行により、JOCは国内オリンピック委員会としての取組の実施により、それぞれ大会組織委員会の取組を様々な形で支援している。国は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(以下「オリパラ推進本部」という。)が行う総合調整の下、各府省等による大会の関連施策の立案及び実行により、また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)は国内パラリンピック委員会としての取組の実施により、東京都以外の地方公共団体等は、各種取組の実施により、それぞれ開催都市契約の国内当事者の取組を様々な形で支援している。

大会の開催に向けた関係機関の連携体制をみると、大会組織委員会、東京都、国、JOC及びJPCは、平成26年1月に「東京オリンピック・パラリンピック調整会議」を設置して、大会組織委員会会長、東京都知事、文部科学大臣、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(27年6月以降は東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣)、JOC会長及びJPC会長の6者により、大会の準備及び運営における特に重要な事項について調整を図ることとしていて、大会組織委員会の組織体制、大会開催基本計画、大会に向けた進捗状況、大会経費V3(バージョン3。以下「V3予算」という。)、ボランティア等が議題として取り上げられている。

また、27年7月、オリパラ推進本部の下に全府省庁の事務次官等が構成員である「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」が設置されるなどしており、大会の開催に向けて関係機関の連携体制が執られている。

イ　大会経費の試算等の状況

(ｱ)　30年報告の検査結果に対する対応等

オリパラ事務局は、30年報告の所見を受けて、30年報告において各府省等が実施する大会の関連施策として報告した14府省等の計286事業、25年度から29年度までの支出額計8011億余円について、各府省等に改めてそれぞれの所管する事業に係る政府の取組状況報告との関係、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係予算(以下「オリパラ関係予算」という。)との関係等について記入する事業シートの提出を求めるなどして、これらにより得られた結果を基に、A：大会の準備、運営等に特に資する事業(8府省等、53事業、1725億円)、B：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会や大会を通じた新しい日本の創造にも資するが、大会に直接資する金額を算出することが困難な事業(14府省等、208事業、5461億円)、C：本来の行政目的のために実施する事業であり、大会との関連性が比較的低い事業(8府省等、29事業、826億円)の三つに分類(以下、この分類を「ABC分類」という。)して公表している。

⑷　大会経費及び大会の関連施策の経費に係る試算等の状況

ABC 分類の公表以降、大会組織委員会、オリパラ事務局及び東京都は、更に 30 年度以降の大会経費及び大会の関連施策の経費の執行等に伴い、過年度に公表済みの大会経費や大会の関連施策の経費の内容を見直して、公表している。

大会組織委員会が大会経費について 30 年 12 月 21 日に公表しているＶ 3 予算において、大会経費の総額は 1 兆 3500 億円と試算されており、その内訳をみると、会場関係の大会施設に係る経費として計 8100 億円、大会関係の大会の運営に係る経費として計 5400 億円となっていて、このうち、国の負担となっているのは、新国立競技場の整備に係る経費 1200 億円と、パラリンピック経費 1200 億円のうち 300 億円の計 1500 億円となっている。大会経費Ｖ 2（バージョン 2）と比較すると、輸送等の経費が増加したものの、あらかじめ計画的に計上していた調整費を減ずることなどによって対応したため、総額で増減はしていない。

オリパラ事務局は、大会の関連施策の経費について、30 年度補正予算案及び 31 年度当初予算案におけるオリパラ関係予算を 31 年 1 月 29 日に公表している。オリパラ関係予算として整理する際の要件は従来と同様に①大会の運営又は大会の開催機運の醸成や成功に直接資すること、②大会招致を前提に、新たに又は追加的に講ずる施策であること（実質的な施策の変更・追加を伴うものであり、単なる看板の掛け替えは認めない。）となっている。オリパラ事務局は、30 年報告の所見等を踏まえて、25 年度以降の予算額のうち、上記 2 点の要件に該当して新たにオリパラ関係予算と位置付けられる事業についても改めて整理して公表している。25 年度以降のオリパラ関係予算の合計額は、 9 府省等の計 56 事業に係る計 2197 億 0200 万円となっている。

令和元年 6 月 7 日に国会に提出された政府の取組状況報告（以下「令和元年取組状況報告」という。）は、平成 29 年 5 月及び 30 年 5 月にそれぞれ国会に提出された政府の取組状況報告に引き続いて、過年度から継続して実施してきたこれまでの主な取組の内容に、30 年度の主な取組や今後の主な取組の内容を追記するなどして取りまとめられたものである。政府の取組状況報告の内容は、ABC 分類における大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務であるかの判断基準の一つとされている。

また、東京都が 31 年 1 月に発表した 31 年度の東京都予算案の概要資料においては、大会経費及び大会関連経費の額は、それぞれ 6000 億円、約 8100 億円と前年度と同額となっており、新たにその内訳の金額が公表されている。

⑸　国が負担する大会経費や実施する大会の関連施策の経費等の公表状況

オリパラ事務局が、30 年報告の所見の趣旨を踏まえて、大会の準備、運営等に特に資すると認められる業務を公表しているかについてみたところ、オリパラ事務局は、国庫債務負担行為については、債務負担権限のみを与えるものであって、実際に契約に基づいた支出を行うには各年度の歳出予算に改めて計上して国会の議決を経る必要があり、支出年度の歳出予算額としてはいずれ公表されることになるものであることから、各府省等の国庫債務負担行為による経費のうち歳出予算として計上された額以外の後年度に執行が予定されているものをオリパラ関係予算の取りまとめ及び公表の対象としていない。オリパラ関係予算が公表された 28 年度以降にオリパラ関係

予算に該当するもので国庫債務負担行為として計上されていた予算計398億1430万余円のうち、警察庁及び総務省において令和2年度の支出予定額とされている国庫債務負担行為計134億0982万余円について、オリパラ事務局は、平成30年度補正予算案及び31年度当初予算案においてはオリパラ関係予算として公表していなかった。

また、大会の準備の進捗に伴い、新たに大会組織委員会と協議して実施している業務について、令和元年取組状況報告に記載されていないものが1業務、事業費5097万余円見受けられた。

さらに、JSCが、大会の開催に係る事業に対して実施する助成について、文部科学省において、スポーツ振興投票において発売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツ振興くじ」という。)の売上げによる収益を原資とした事業であることから令和元年取組状況報告に記載していないとしている事業が見受けられた(大会組織委員会に対する財政支援(26年度～30年度計23億5863万余円)、地方公共団体又は民間団体に対する財政支援(27年度～30年度計49億1627万余円))。

上記のほか、大会組織委員会が負担して実施することとされている大会運営関係の一部について、大会組織委員会と防衛省との間で大会運営に係る各種協力の調整が行われている。

これらの状況を踏まえて、オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていく必要がある。

(エ) 大会組織委員会の決算等の状況

大会組織委員会が公表している正味財産増減計算書に基づくと、25年度から30年度までの経常収益は計2646億余円であり、このうち収益の中心となるスポンサー料等のマーケティング収益が2417億余円となっていて、V3予算における大会組織委員会の収入に係る試算額6000億円に占める経常収益2646億余円の割合は44.1%となっている。また、経常費用は計1276億余円であり、このうち事業費は1077億余円となっていて、V3予算における大会組織委員会の支出に係る試算額6000億円に占める経常費用計1276億余円の割合は21.2%となっている。

ウ パラリンピック経費の執行状況

(ア) パラリンピック経費の概要

文部科学省は、大枠の合意に基づくパラリンピック経費の4分の1相当額を負担するために、平成29年度一般会計補正予算においてパラリンピック交付金300億円を計上して、30年3月に東京都へ同額を交付していて、東京都は、既存の基金に積み立てて自らの資金と区分経理している。パラリンピック経費における国の負担額の状況は、29年度1億8253万余円、30年度12億6083万余円と増加傾向にあるものの、30年度までで計14億4336万余円となっていて、国が既に東京都に交付しているパラリンピック交付金300億円に対する執行割合は、4.8%となっている。大会組織委員会は、30年度末現在の執行割合が低調となっている理由について、特に多額の経費が必要とされる仮設等の大会施設の整備に係る工事の多くにおいて、令和元年度からの整備が予定されているためであるとしている。

(イ)　パラリンピック経費の確認状況

共同実施事業管理委員会は、大会組織委員会が東京都及び国等で負担する資金を使用して実施する事業である共同実施事業に係る経費、コスト管理及び執行統制の強化等について協議して、これらに関する事情等につき確認し、必要に応じて国、東京都及び大会組織委員会に対して指摘、助言等を行うこととされている。そして、共同実施事業管理委員会は、パラリンピック経費について、大会組織委員会がパラリンピック経費として整理した経費の一覧表、経費ごとの契約内容を整理した表等を確認するとともに、大会組織委員会から経費の内容について聴取することで、オリンピックとパラリンピックの双方の競技・選手に関わる経費については、経費の内容等を踏まえ適切に案分されたものであることなどとされた、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿って適切かどうかを確認している。

検査したところ、パラリンピック交付金の交付対象とされた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会専用アンチ・ドーピングラボラトリー運営業務委託」等5契約に係る平成29、30両年度のパラリンピック経費計4166万余円（うちパラリンピック交付金相当額計1041万余円）について、委託費の精算に当たり、委託業務に従事した人日数等の確認を十分に行っていなかったり、仕様書において受託者が実施すべき業務の内容が明確に記載されていなかったりするなど、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理がなされていない事態が見受けられた。また、パラリンピック交付金の交付対象とされた「伊豆ベロドローム・伊豆マウンテンバイク会場整備工事実施設計業務委託」等2契約（29年度1契約及び30年度1契約）に係る29、30両年度のパラリンピック経費計4135万余円（うちパラリンピック交付金相当額計1033万余円）について、上記パラリンピック経費の基本的な考え方に照らして、オリンピック、パラリンピック両競技で使用される会場等に係るオリンピック経費とパラリンピック経費の適切な案分方法について十分に検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。パラリンピック経費に係る契約件数や金額等は、今後、令和2年に開催される大会に向けて大幅に増加していくことが見込まれることから、大会組織委員会において、これらに係る会計経理が適切になされる必要がある。国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がより的確に行われるように働きかけていく必要がある。

エ　大会施設の整備状況

(ア)　大会施設の概要等

主な大会施設は、元年7月末現在で9都道県の26市区町にわたって45か所となっており、このうち43か所の競技会場が9都道県にわたって所在しているほか、選手村と国際放送センター・メインプレスセンターが東京都内に整備されることになっている。競技会場を使用する競技大会別にみると、オリンピック、パラリンピック両競技大会で使用されるものは20か所、オリンピック競技大会のみで使用されるものは

22か所、パラリンピック競技大会のみで使用されるものは1か所となっている。また、大会施設を整備等の内容別にみると、43か所の競技会場については、大会を契機に新規に建設するものが8か所あり、残りの35か所については、既存の競技施設をそのまま又は改修して使用したり、競技施設以外の施設等を一時的に使用したりするなどとされている。

なお、大枠の合意によれば、大会準備における進行管理の強化として、東京都、大会組織委員会、国及び関係自治体の4者は、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくこととされている。

⑷　JSCによる新国立競技場の整備

JSCが行う新国立競技場の主な整備には、新国立競技場の整備計画（以下「新整備計画」という。）において対象となっているスタジアム本体及び周辺整備と設計・監理等に加えて旧競技場の解体工事があり、その他に埋蔵文化財調査、計画用地内に所在する日本青年館・JSC本部棟移転、通信・セキュリティ関連機器整備、什器等整備、旧整備計画関係がある。

元年10月末現在の主な整備の進捗状況についてみると、スタジアム本体等に関連する整備は、設計業務（基本設計及び実施設計）等を行う第Ⅰ期業務は既に完了して本体等の工事等を行う第Ⅱ期業務を実施中である。また、平成29年から通信・セキュリティ関連機器整備が開始され、令和元年に什器整備も開始されてそれぞれ実施中となっている。また、新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況についてみると、平成30年度までの契約金額計2073億余円に対して支払額は計1362億余円となっている。

令和元年10月末現在のスタジアム本体等の工事等を行う第Ⅱ期業務の進捗状況を確認したところ、JSCによると、同年11月末の新国立競技場の完成に向けて、支障なく進捗しているとしており、屋根工事は同年5月に、地上工事、外装仕上工事、内装仕上工事及びフィールド工事は同年10月に完了している。また、歩行者デッキ工事及び各種検査は同年11月に完了する予定としている。

⑸　JSCによる国立代々木競技場の整備

国立代々木競技場は、第一体育館、第二体育館、付属棟等から成り、元年10月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、耐震改修工事は、第一体育館及び付属棟等は平成29年12月に、第二体育館は30年7月にそれぞれ着手している。また、機能向上工事及び老朽化対策工事については、第一体育館及び付属棟等は30年11月に、第二体育館は令和元年9月にいずれも第一体育館及び付属棟等の耐震改修工事の契約に追加する契約変更を行って着手している。そして、上記工事のしゅん工予定は、第一体育館及び付属棟等が同年11月、第二体育館が2年6月とされている。これらの平成30年度までの契約金額は計169億4166万余円、支払額は計31億3926万余円となっており、その財源は運営費交付金8424万円、施設整備費補助金4億1061万余円及び特定金額（注3）26億4440万余円となっている。

（注３）　特定金額　　国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に充てる金額

(エ)　JRA による馬事公苑の整備

令和元年 10 月末現在の整備の進捗状況について確認したところ、JRA によると、大会開催時に利用が想定される施設を対象とした第１期工事について同月に予定していた全面しゅん工は一部建物の鉄骨工事における作業の遅れにより同年 12 月に変更される予定であるとしていて、特別振興資金(注４)を財源として、平成 30 会計年度までに計 177 億 6517 万余円を支払っている。

（注４）　特別振興資金　　JRA が、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)に基づき、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬(馬術競技を含む。)の健全な発展を図るために必要な業務等に関して設ける資金

(オ)　東京都による大会施設の整備

開催都市である東京都が所有する大会施設は 14 か所となっており、このうち東京都が大会に向けた新規整備又は改修整備を行うのは 11 か所となっている。令和元年７月末現在、武蔵野の森総合スポーツプラザ等４施設がしゅん工している。整備費の財源をみると、その一部に国庫補助金等が充てられており、有明アリーナについては、平成 29 年度及び 30 年度に国土交通省から計 9820 万余円が、また、東京アクアティクスセンターについては、28 年度及び 30 年度に文部科学省から計 3923 万円がそれぞれ交付されている。

(カ)　都外自治体又は民間団体による大会施設の整備

都外自治体又は民間団体が所有する大会施設は 18 か所となっており、このうち競技施設の所有者等が行う改修の目的が大会のためだけであるか否かにかかわらず、大会に資する改修整備を行っているのは、都外自治体によるものが 10 か所、民間団体によるものが２か所の計 12 か所となっていて、令和元年７月末現在において、いずれも整備を実施中となっている。施設の整備費の財源をみると、ほとんどの施設が都外自治体又は民間団体の単独費用で行われているが、一部に国庫補助金等が充てられていて、平成 30 年度からは、福島あづま球場等６か所において JSC が交付するスポーツ振興くじ助成金(注５)が改修等整備に係る費用の財源の一部に充てられている。

（注５）　スポーツ振興くじ助成金　　JSC が、スポーツ振興くじの売上げによる収益を原資として、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツ振興に係る事業に対して助成する助成金

(キ)　大会組織委員会による大会施設の整備

大会組織委員会が行うこととなっている仮設整備(注６)及びオーバーレイ整備(注７)は、各施設によりその規模は異なるものの、全ての大会施設 45 か所で整備が必要となるものであり、令和元年７月末現在において、実施設計中のものが 36 か所、工事に着手しているものが８か所となっている。そして、大会施設 45 か所のうち、国から東京都を

通じて大会組織委員会に交付されるパラリンピック交付金の交付対象とされる大会施設は22か所となっている。

（注６）　仮設整備　　大会期間中に一時的に国際オリンピック委員会が求める施設水準とするために必要な建物、観客席、電源設備等の仮設施設の設置・撤去

（注７）　オーバーレイ整備　　大会の運営上必要となるプレハブ、テント、放送用の照明等であるオーバーレイの設置・撤去

オ　新国立競技場の整備に係る財源確保等の状況

(ｱ)　事業費の上限額の監理体制と契約変更の状況

新整備計画によれば、整備コストはスタジアム本体及び周辺整備に係る工事費、設計・監理等の費用を合わせて1590億円を上限（賃金又は物価等の変動等による場合を除く。）とすることとされている。

受注者である新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体（以下「JV」という。）は、公募の際に技術提案した事業費（建設費1489億9993万余円及び設計・監理等費39億8584万余円）を遵守することが求められていて、施工時の検討等に伴い設計内容に変更が生ずる場合には、事業費を遵守するために、変更による金額の増減に合わせて他の変更可能な内容を検討し、JSCはJVから変更理由、変更概算額等について説明を受けて、要求水準等に影響がないこと及び適切に事業費が遵守されていることを日々事業者と行う定例会議において確認するとともに、必要に応じて外部有識者で構成するアドバイザリー会議に報告して確認を受けることとなっている。また、変更内容を契約に適切に反映するために、定期的に変更契約を締結している。

第Ⅱ期業務については、平成30年度末現在において計6回の変更契約が締結されている。それぞれの変更契約においては、施工段階の検討等により設計内容が見直されて、使用者の利便性や施設の安全性等の面から必要と判断された設備等の施工内容が増える一方で、要求水準や安全性等に影響を及ぼさないと判断された塗装や仕上材の見直しによる施工費用の縮減により、29年度まではいずれの変更契約も契約金額の変更がないものとなっている。30年度末現在における契約金額は、急激な労務費等の上昇に対応するなどの変更契約により当初契約金額から14億1732万余円増加して1519億1181万余円となっている。

(ｲ)　整備費用に係る分担決定の状況

27年12月に新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議において決定された整備に係る財源、分担対象経費、分担割合等の内容（以下「財源スキーム」という。）に基づく国、東京都等の分担内容は、スタジアム本体・周辺整備に係る工事及び設計・監理等に要する支出見込額計1590億円と旧競技場の解体工事に係る支出額又は支出見込額計55億円の合計1645億円から、JSCが実施して負担する上下水道工事に要する支出見込額27億円及びJSCが実施して東京都に引き渡して東京都が負担する道路上空連結デッキ整備に要する支出見込額37億円を除く1581億円を分担対象経費として、国は2分の1相当額である791億円を負担し、東京都は4分の1相当額である395億円を負担して、残りの395億円については、JSCが実施するスポーツ振興くじの売上金額の一部を財源として充てることとなっている。

財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円については、JSCは、30年報告の「JSCは、新国立競技場の整備等の業務に係る確実な財源の確保等のために、財源スキームに基づく東京都の負担見込額395億円について東京都と協議を進めて、速やかに特定業務勘定(注8)への入金時期等を明確にするなどしていくこと」との所見も踏まえ、東京都と協議を進めて、31年1月に、JSCと東京都の費用負担額及び負担の方法に関する基本協定書を締結しており、基本協定書によれば、東京都は、令和元年度から3年度までに395億円を負担するとされ、別途、JSCと締結する各年度の年度協定書に基づき各年度に負担する費用の額等を決定することとされている。そして、平成31年4月にJSCが東京都と締結した31年度の年度協定書によれば、同年度に東京都が負担する額は、大会終了後に地表公園を整備する際の費用を除いた394億余円を上限とすることとされ、東京都は、31年4月にJSCからの請求に基づき30年度末現在における工事出来高に相当する280億0750万円をJSCに支払い、工事しゅん工後に残額をJSCに支払う予定となっている。30年度末現在の契約金額、支払額の状況を確認したところ、財源スキームにおける経費の見込額1645億円に対して、契約金額の合計額については上下水道工事等に係る契約の増額により計1664億余円となっており、これに対する支払額は計1087億余円となっている。

（注8）　特定業務勘定　　国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務である特定業務に係る経理について整理するために設けられている特別の勘定

(ウ)　文部科学省及びJSCによる財源確保の状況

25年度から30年度までのJSCの特定業務勘定の決算の状況を確認したところ、収入は計2074億余円となっていて、このうち運営費交付金の221億余円及び政府出資金の295億余円の計517億余円が文部科学省から交付されたものとなっており、特定金額は計478億余円となっている。そして、支出は計1971億余円となっていて、このうち新国立競技場の整備に係る支出額は計1364億余円（うち運営費交付金209億余円、政府出資金295億余円）、国立代々木競技場の耐震改修等工事に係る支出額は27億余円、ナショナルトレーニングセンターの拡充整備のための用地取得等に係る支出額は46億余円となっている。

上記のうち特定金額については、28、29両年度は100億円を上回っていたが、スポーツ振興くじの売上金額が29年度の1080億余円から30年度は948億余円と減少したことから、30年度の特定金額は94億余円と100億円を下回っている。JSCが示した令和元年10月末現在における特定業務勘定の収支の見通しによると、30年報告で報告した長期借入金311億円のほか、平成31年3月に借り入れた256億8000万円、また、令和元年12月及び2年7月に借り入れる予定としている計212億2000万円の長期借入金の返済期間は12年度までと長期にわたるものとなっている。財源スキーム上の分担対象経費の半分以上は特定金額による負担に依存する形となっていて、上記収支の見通しは、3年度以降、特定金額として110億円の収入が回復すると仮定したものである。

(エ)　大会終了後の運営管理、活用方法等の検討状況

文部科学省に設置された大会後の運営管理に関する検討ワーキングチームにより策定された「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」(以下「基本的考え方」という。)に沿った新国立競技場の民間事業化等に向けた検討について、JSCは、平成29年度以降、各種検討業務を委託により実施している。JSCは、30年報告の「早期に新国立競技場の大会終了後の活用に係る国及びJSCの財政負担を明らかにするために、JSCは、大会終了後の改修について文部科学省、関係機関等と協議を行うなどして速やかにその内容を検討して、的確な民間意向調査、財務シミュレーション等を行うこと、また、文部科学省は、その内容に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること」との所見も踏まえて、民間事業化の事業スキーム構築に向けて、民間事業者からのヒアリングを行うなどして民間事業化の導入可能性の評価をしたり、コンセッション事業(注9)を行う場合の事業期間、費用負担、事業範囲等を示した実施方針素案等を作成したりするアドバイザリー業務を30年度末までに実施するとともに、大会後の新国立競技場について、どのような改修整備ができるかを技術的及び法令的に検証する業務(令和元年10月末現在において業務期間は同月末までとされている。)を実施している。

新国立競技場の完成後は、施設の規模に相応の維持管理費(点検・清掃費用等の保全コスト、修繕コスト及び電気・ガス・上下水道に要するコスト)が毎年度必要となる。しかし、元年10月末現在では、大会終了後の改修について、その内容や財源等は決まっていない。また、新国立競技場の完成後のJSCが負担する維持管理費については、新国立競技場の運営収入で負担しきれない場合、新たな国の負担が生ずる可能性がある。これらのことから、JSCは引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりする必要がある。そして、文部科学省は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進める必要がある。

(注9)　コンセッション事業　　利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式により運営を行う事業。公共主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスの提供が可能となる。

(2)　各府省等が実施する大会の関連施策等の状況

ア　大会の関連施策の全体状況等

(ア)　政府の取組状況報告

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)によれば、大会が終了するまでの間、政府の取組状況報告はおおむね1年に1回国会へ報告するとともに公表することとされている。その記載に当

たっては、大会の関連施策の具体的な定義を策定することが困難であることから、各府省等が自ら実施する施策の内容について大会に関連すると判断したものについて記載することになっている。

令和元年取組状況報告に記載された15分野71施策の取組内容に該当する事業と当該事業の平成25年度から30年度までの支出額について、本院が各府省等に調書の提出を求めて集計したところ、14府省等（14府省等が大会の関連施策として整理した事業を運営費交付金、政府出資金及び自己収入を財源として実施する10独立行政法人を含む。）において、「大会の円滑な準備及び運営」に資する8分野の45施策に係る179事業、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する7分野の26施策に係る159事業及び両方にまたがる取組内容であり、区分が困難な2事業の計340事業が実施されていて、それらに係る支出額は計1兆0600億余円となっている。

㈠　オリパラ関係予算の執行状況

オリパラ関係予算の25年度から30年度までの執行状況について、本院が各府省等に対して調書の提出を求めて、その内容を集計した結果を示すと、25年度から30年度までにオリパラ関係予算として整理された48事業に係るオリパラ事務局への登録額1875億円に対して、支出額は1756億余円となっている。

㈡　政府の取組状況報告に記載された取組以外の国等による支援状況

国及びJSC等の独立行政法人は、政府の取組状況報告に記載された事業以外にも、大会組織委員会が行う大会の準備及び運営や、地方公共団体が自ら取り組むべき事業を設定して実施している大会の関連施策等に対して支援を行っている。各地方公共団体が実施する大会の関連施策は、地方公共団体により、設定した事業の内容や、各府省等の国庫補助金等、独立行政法人の助成金等の活用状況が異なっている。オリパラ事務局は、これらの支援については、政府が行う大会の関連施策とは異なる行政経費であるなどとして政府の取組状況報告においては記載していない。そこで、本院は、会計実地検査等で確認した内容について分析を行ったほか、各地方公共団体に調書の提出を求めるなどして、国又はJSC等の独立行政法人による大会組織委員会、各地方公共団体等に対する支援の状況の内容を集計した。その結果、①国による東京都に対する支援として、29、30両年度に国庫補助金等による財政支援が計93億7083万余円、②国による東京都内の大会施設が所在する市及び特別区に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計14億8411万余円、③国による都外自治体に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計107億0587万余円、④国による自転車競技（ロードレース）コース上に所在する1県及び4都県の15市町村に対する支援として、28年度から30年度までに国庫補助金等による財政支援が計3364万余円、⑤JSC等の独立行政法人による大会組織委員会、東京都、その他の地方公共団体又は民間団体に対する支援として、2㈠イ㈢に記載のJSCにおけるスポーツ振興くじの売上げを原資とした大会の開催に係る事業に対する助成による大会組織委員会に対する財政支援（26年度～30年度計23億5863万余円）及び大会組織委員会以外に対する財政支援（27年度～30年度計49億1627万余円）のほか、財政支援を受けているのは3道県2市区であり、その助成金等の額は28年度から30年度までに計15億7077万円となっている。

(エ)　その他の大会に関する主な支援

大会に関しては、国等による関連施策の実施や財政支援が行われているもの以外にも、国による大会組織委員会に対する職員の派遣等の支援として、25年度から30年度までに、11府省等から計86人が派遣等されており、86人のうち44人に係る俸給等の大部分を各府省等が負担しており、27年度から30年度までの負担額は計4億2301万余円となっているなど様々な形の支援が行われている。

イ　「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策の状況

今回の検査においては、大会の関連施策の実施状況についてのフォローアップ検査を実施するとともに、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置いて、大会の関連施策の実施状況を検査した。

(ア)　「セキュリティの万全と安全安心の確保」に係る大会の関連施策の実施状況

内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバーセキュリティ戦略等に基づき、平常時の予防的措置として、大会組織委員会、大会の円滑な準備、運営及び継続性の確保に不可欠なサービスを提供する各府省等、地方公共団体、民間事業者等（以下「重要サービス事業者等」という。）を対象としてリスク評価の取組を実施している。平成30年度までのリスク評価の実施状況についてみると、第1回（28年度）から第3回（30年度）までの各回における実施依頼事業者数に対する回答事業者数の割合である回答率は、72.6％から86.7％までとなっている。そして、リスク対応には時間を要するものがあるものの、第3回のリスク評価結果の取りまとめ時点（30年11月）において、第2回で対応が必要なリスクを特定した25事業者のうち、リスク対応を完了したのは2事業者にとどまっている。内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバーセキュリティに係る脅威等に対する予防的措置として実施したリスク評価の結果を踏まえて、各重要サービス事業者等においてリスク対応が実施されるようより一層促していく必要があり、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた。

厚生労働省は、大会に合わせて様々な国からの訪日客の増加が見込まれ、感染症発生リスクが増加することが懸念されることから、地域の実情に合わせて、地方公共団体ごとに適切に感染症のリスク評価を実施し、その結果に基づき、事前にサーベイランス(注10)体制の整備等の必要な準備を行うよう「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価～自治体向けの手順書～」を策定している。30年5月末現在におけるホストタウンの事前キャンプ地としての外国選手団の受入れが決定している59地方公共団体について、30年度末現在における感染症のリスク評価の実施状況等を確認したところ、感染症のリスク評価を実施していない地方公共団体が24地方公共団体（59地方公共団体の40.6％）見受けられた。また、感染症のリスク評価を実施した35地方公共団体のうち21地方公共団体がステップ2のリスク評価を実施した結果、リスクが増加すると判断していたものの、このうち7地方公共団体（同11.8％）が当該増加するリスクに対する対策の策定であるステップ3の強化サーベイランスのプランニングを含む対策の策定を実施していない。厚生労働省は、感染症の予防等に係る対策を図るなどのために実施している感染症発生動向調査事業

の目的をより確実に達成するために、感染症のリスクを適切に評価して、事前にサーベイランス体制の整備等を行うなど必要な準備に一層努めるよう関係する地方公共団体に促す必要があり、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた。

（注10）　サーベイランス　　継続的、統計的なデータの収集・分析・評価と対策部門・国民への情報提供を行う活動

(イ)　「アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策」に係る大会の関連施策の実施状況

法務省は、19年度に、日本人等の出入(帰)国手続について、あらかじめ指紋及び顔写真を登録して出入(帰)国の際に機械的に読み取らせた情報と照合することで本人確認を行う指紋認証ゲートを40台導入して、26年度に30台増設しており、令和元年7月末現在で、4空港において計70台を設置・運用している。その後、法務省は、顔認証技術の確立に伴い、指紋の認証が必要なく、旅券を取得する際の顔写真を活用することで事前登録手続を不要とする顔認証ゲートを、平成29年度から順次、設置・運用していて、令和元年7月末現在で5空港において計137台が設置されている。顔認証ゲートの設置が開始された平成29年度から令和元年5月までの顔認証ゲートと指紋認証ゲートそれぞれの日本人出帰国者数に対する利用者数の割合について確認したところ、顔認証ゲートについては増設に伴い18.5%から76.0%に増加している一方、指紋認証ゲートについては、8.6%から3.7%に低下している。また、本院において、平成31年及び令和元年中における1台当たりの月間利用人数を算出したところ、顔認証ゲートが16,890人/台となるのに対して、指紋認証ゲートは1,521人/台となっている。法務省は、顔認証技術の確立に伴い利便性が高く利用者数の割合が増加している顔認証ゲートの導入が進んでいることから、より効率的な出入国審査を追求するために、指紋認証ゲートの需要等に見合った設置台数の見直しを行うなど、限られた審査場のスペースを最大限活用する方策を検討する必要があり、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた。

(ウ)　「暑さ対策・環境問題への配慮」に係る大会の関連施策の実施状況

環境省は、平成27年度から、地方公共団体等が再生可能エネルギー由来の水素ステーション(以下「再エネ水素ステーション」という。)を設置する事業に要する経費に充てるために、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付している。

30年報告においては、事業主体等が別途調達する燃料電池自動車が本補助事業で導入された再エネ水素ステーションから水素の充塡を受けて走行した距離等に基づいて算出される二酸化炭素排出量の削減状況をみると、28、29両年度共に二酸化炭素排出削減量の目標値に対する実績の割合が50%未満にとどまっている設備が大半を占めていて、環境省において、今後、再エネ水素ステーションが十分に利用されることにより本補助事業の目的である二酸化炭素排出抑制が達成されるよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があることを報告した。そして、30年報告後の再エネ水素ステーションの設置状況について確認したところ、運用箇所数は、30年度末現在において27か所であり、二酸化炭素削減量の実績についてみると、半数以上の再エネ水素ステーションにおいて目標値を達成していない状況となっている。30年報告を踏まえて、環境省は、30年12月に、毎月の事業実施状況の報告を行うよう各事業

主体に対して指示している。環境省は、上記の各事業主体から提出された報告等を基に、各事業主体の事業実施状況を的確に把握して、再エネ水素ステーションの更なる利用を促進することにより、水素需要の喚起や普及啓発及び社会受容性の向上に資するよう、事業主体等に対して指導等を行う必要があり、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた。

(エ) その他の大会の円滑な準備及び運営に資する大会の関連施策の実施状況

厚生労働省は、大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラの整備等による人手不足により現場の作業に習熟した労働者等の不足も懸念される状況にあるとして、28年度から30年度までの間、新規入職者等及び外国人建設就労者に対する安全衛生教育等を行う「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」(以下「労働災害防止対策事業」という。)を建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)に委託して実施している。このうち外国人建設就労者に対する安全衛生教育等については、労働災害防止対策事業の委託要綱及び仕様書による外国人建設就労者に対する安全衛生教育及び外国人雇用者に対する安全衛生教育(以下、これらを合わせて「外国人安全衛生教育」という。)の対象者数(以下「対象者数」という。)に対する委託契約の実績の回数及び人数の状況をみると、29年度における外国人建設就労者に対する安全衛生教育については、仕様書の18回に対して6回(33.3%)、720人に対して97人(13.4%)となっている。厚生労働省は、28、29両年度の外国人安全衛生教育の実績等を踏まえて、30年度の委託契約における回数及び対象者数を見直し、外国人建設就労者に対する安全衛生教育について回数12回、対象者数120人としており、実績については仕様書に示された回数及び対象者数を上回る14回、147人となっている。実績の人数については、28年度と比較して3倍程度に増加しており、また、外国人建設就労者受入人数についても28年度から30年度にかけて1,480人から4,796人と2年間で3倍程度に増加している。

そして、厚生労働省は、外国人建設就労者等に対する研修会の実施による外国人安全衛生教育を30年度に終了して、新たに視聴覚教材を同年度に建災防に855万余円で委託して作成している。厚生労働省は、新たに作成した視聴覚教材による外国人建設就労者に対する安全衛生教育が効果的に行われるよう、関係機関と連携を図るなどして、外国人雇用事業者に対して十分に周知を行うとともに、その活用状況等の把握に努めていく必要があり、大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた。

ウ 「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況

今回の検査においては、令和2年の大会の開催を控えて、特に「大会の円滑な準備及び運営」に資する大会の関連施策に重点を置くこととし、「大会を通じた新しい日本の創造」に資する大会の関連施策の状況については、フォローアップ検査を実施した。

(ア) 「被災地の復興・地域活性化」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、住民等と大会等に参加するために来日する選手等、大会参加国・地域の関係者及び日本人オリンピアン・パラリンピアンとの交流を行うものであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図る取組を行う地方公共団体をホストタウンとして登録する事業を平成28年1月から行っている。ホストタウンとして登録された地方公共団体(以下「登録団体」という。)が事業を実施する

場合、負担した額の2分の1について、特別交付税の地方財政措置を受けることができることとなっている（以下、特別交付税の対象となる事業を「交流事業」という。）。

30年報告においては、年度事業調に記載されている登録団体の事業のうち、28年度については43団体の80事業、29年度については56団体の88事業が全く実施されていない状況となっていることを報告した。30年報告後の状況について確認したところ、30年度の年度事業調を提出している300団体の1,111事業の同年度末現在の事業の実施状況については、91団体の135事業が全く実施されていない状況となっていた（以下、全く実施されていない交流事業を「未実施事業」という。）。

特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）第2条第2項の規定によれば、前年度以前の特別交付税の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回るなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除することとされている（以下、同規定に基づく控除を「控除措置」という。）。しかし、総務省は、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回った場合に控除措置を行うことができるよう、特別交付税の交付を受けた登録団体に対して実際に要した経費について報告を求めていない。30年度においては、未実施事業135事業（当該135事業に係る特別交付税算定額計5825万余円）のほかに、特別交付税の算定に用いる資料の提出後に登録団体において大会関係者等との交流に要する経費の負担がなくなった事業47事業（当該47事業に係る特別交付税算定額計1191万余円）があり、これらの未実施事業等がある計116団体のうち、当該未実施事業等に係る特別交付税相当額について次年度以降に控除措置に係る資料を提出する予定としていたのは54団体（116団体の46.5％）となっていた。したがって、適切に控除措置を行うことができるよう、総務省は、特別交付税の交付を受けた団体に対して実際に要した経費の報告を求める必要があると認められた。

上記本院の検査の結果を踏まえて、総務省は、令和元年10月に地方公共団体に対して、ホストタウン交流事業に係る経費について、見込額等に基づく報告額と決算額との差額等について報告を求める事務連絡を発出して、同報告の内容を基に、元年度の特別交付税の算定において控除措置を行うこととしている。

(イ)　「外国人旅行者の訪日促進」に係る大会の関連施策の実施状況

国土交通省は、平成28年度から「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」、「訪日外国人旅行者受入基盤整備事業費補助金」及び「訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金」（以下、これらを合わせて「3補助金」という。）を交付していて、3補助金により実施する補助事業メニューについては、1事業メニューを除き、事業実施後に事業評価を実施することとなっている。

30年報告においては、28年度に実施した3補助金に係る事業評価について、29年度末現在、事業評価の結果が交付翌年度の4月末までに国土交通本省等に提出されておらず、2か月から10か月程度提出が遅れるなどしていて、事業評価の結果を踏まえた事業内容等の改善策の検討や、交付翌年度の事業実施計画の見直しなどを行うことができていない状況となっていたことなどを報告した。そして、30年報告後の状

況について確認したところ、30 年度に実施した事業評価結果の国土交通本省等への提出について、交付要綱の期限である 31 年 4 月末までに完了していたのは、10 地方運輸局等のうち 3 地方運輸局にとどまっていて、 7 地方運輸局等において、 2 か月から 3 か月程度提出が遅れていた。国土交通省は、交付要綱を改正して、令和元年度の補助事業から、事業評価結果の提出期限を 1 か月延長した交付翌年度の 5 月末としているが、PDCA サイクルを適切に機能させることができるよう、適時適切に事業評価を実施する必要がある。

(ウ) 「日本文化の魅力の発信」に係る大会の関連施策の実施状況

オリパラ事務局は、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向けたレガシーの創出に寄与することを目的として、日本文化の魅力を発信する事業・活動であることなどの要件を満たす事業を「beyond2020 プログラム」(以下「beyond2020」という。)として認証する取組を平成 29 年 1 月から行っている。

30 年報告においては、東京都を除く 46 道府県及び 20 政令指定都市における 29 年度までの文化プログラムへの取組状況を調査し、各地方公共団体の事業について beyond2020 等の認証を受けた実績があるのは 58 地方公共団体であることなどを報告した。そして、30 年報告後の状況について確認したところ、30 年度末現在において、認証を受けた実績があるのは 62 地方公共団体となっているなどしていて、文化プログラムに取り組んでいる団体数が増加している一方、beyond2020 及びロゴマークの認知度についてみると、オリパラ事務局が一般国民を対象に実施した認知度調査において、「beyond2020 という文化プログラムを知っている」及び「beyond2020 のロゴマークを見たことがある」と回答した回答者の割合は、28、29、30 各年度のいずれの調査結果においても 10% 前後にとどまっており、beyond2020 及びロゴマークの認知度が向上しているとは言い難い状況となっている。オリパラ事務局及び関係機関は、引き続き、beyond2020 の推進等により、大会のレガシーの創出に資する文化プログラムを全国に浸透させる取組を進める必要がある。

農林水産省は、大会を契機として日本ならではの伝統的な生活体験と農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農泊をビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域を令和 2 年までに 500 地域創出することを政策目標としていて、平成 29 年度に農山漁村振興交付金の対象事業として農泊推進対策及び農泊推進関連対策を創設している。農泊地域の創出に当たっては、両事業において、それぞれの事業目標を事業主体に設定させていて、政策目標の達成見込みを把握するためには、事業目標の達成状況を確認する必要があるとしている。

30 年報告においては、設定した事業目標の達成が農泊地域の創出に結び付くものなのか明らかでないため、この確認だけでは政策目標の達成見込みを把握できるようなものにはなっていないと認められることなどから、農林水産省において、各事業主体の取組の進捗状況を把握するとともに、異なる地域で行われている各取組を横断的に検証するなどして、農泊地域の創出の見込みを適切に把握して、目標年度等の到来を待つことなく必要な指導等を行う必要があることを報告した。そして、30 年報告後の状況を確認したところ、農林水産省は、農泊推進対策で採択した地域の実態を把握して、地域協議会等の体制整備等について指導を行っているとしていて、また、農

泊推進関連対策で採択した地区についても、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策を実施するように指導を行っていた。しかし、30年報告において対象とした29年度に農泊推進関連対策を実施した28団体について農泊推進対策を実施できたか確認したところ、30年度末現在において、地域協議会を設立するなどして農泊推進対策が採択されたのは15団体(28団体の53.5%)となっていて、残り13団体(28団体の46.4%)は農泊推進対策が採択されていなかった。なお、上記13団体から農泊推進関連対策の計画を取り下げた1団体を除く12団体のうち5団体については、令和元年8月末現在、元年度の農泊推進対策に採択されている。農林水産省は、政策目標の達成に向けて、更に各地域における農泊地域の創出の見込みの適切な把握に努めて必要な指導等を行う必要がある。

3　検査の結果に対する所見

国は、平成25年9月に大会の開催都市を東京都とすることが決定されて以降、大会の準備及び運営の主体である大会組織委員会、開催都市である東京都等が実施する取組の支援を行ってきているところである。

大枠の合意においては、国は、東京都、大会組織委員会、関係自治体と共に、大会の準備及び運営に関する具体的な業務について、会場の状況等に即して内容を精査の上、実施に当たっては進行管理に万全を期していくとしており、これまで、関係者間の連携を図るために様々な連絡会議等が実施され、大会の準備に関する進行管理等を行ってきているところであるが、大会の開催も間近に迫り、準備も大詰めを迎えようとしている。そのうち、大会施設については、JSC及びJRAが整備等を行っている新国立競技場を始めとした競技会場のように既に整備がほぼ完了しているものもあるが、大会を支障なく実施するためには、さらに、大会組織委員会がその一部の経費にパラリンピック交付金を充てて実施する仮設整備及びオーバーレイ整備を適切に実施する必要がある。また、大会施設の維持管理や運営、レガシーの創出等の大会終了後も見据えた準備等も着実に実施していく必要がある。

ついては、オリパラ事務局、各府省等、JSC及びJRAは、大会の成功に向けて、引き続き次の点に留意するなどして、大会組織委員会、東京都、都外自治体等の関係機関と相互に緊密な連携を図って大会の準備、運営等に係る取組を適時適切に実施していく必要がある。

ア　オリパラ事務局は、国が担う必要がある業務について国民に周知して理解を求めるために、各府省等から情報を集約して、業務の内容、経費の規模等の全体像を把握して公表することについて充実を図っていくこと

イ　国は、共同実施事業管理委員会の一員として、共同実施事業負担金のうちパラリンピック交付金を財源の一部とするパラリンピック経費について、大会組織委員会の会計処理規程、契約書等に基づく適切な会計経理が行われたものであるか、また、パラリンピック経費の基本的な考え方に沿ったものとなっているかなどの確認がより的確に行われるように働きかけていくこと

ウ　JSC及びJRAは、引き続き、大会の開催に支障のないよう、所有する大会施設の仮設整備及びオーバーレイ整備を実施する大会組織委員会と十分な調整を行っていくこと

エ　JSCは、引き続き文部科学省、関係機関等と協議するなどして速やかに大会終了後の新国立競技場の改修に関する内容の検討を行ったり、民間の投資意向等と国及びJSCの財政負担等を総合的に勘案しつつ財務シミュレーション等を行ったりすること、文部科学省

は、その内容を基に民間事業化に向けた事業スキームの検討を基本的考え方に沿って遅滞なく進めること

オ　大会の関連施策を実施する各府省等は、大会組織委員会、東京都等と緊密に連携するなどして、その実施内容が大会の円滑な準備及び運営並びに大会終了後のレガシーの創出に資するよう努めること、特に大会の開催に向けて更なる取組が必要と認められた事業については、個々の施策の目的に沿って課題等の解消に向けて取り組むこと、オリパラ事務局は、引き続き大会の関連施策の実施状況について政府の取組状況報告等の取りまとめにより把握するとともに、各府省等と情報共有を図るなどしてオリパラ基本方針の実施を推進すること

本院としては、大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技大会であることなどに鑑み、30年報告に続き、今回、30年報告の検査結果に対する改善状況、大会の開催に向けた取組等について分析して報告することとした。そして、令和2年には大会の開催を迎えて、国も大会組織委員会、東京都等と共に、大会の準備や運営に注力していくことになることから、引き続き、大会の開催に向けた取組等の状況及び各府省等が実施する大会の関連施策の状況について総括的な検査を実施して、その結果については、大会の終了後に取りまとめが出来次第報告することとする。

第2　待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について

要請を受諾した年月日	平成30年6月19日
検査の対象	内閣府、文部科学省、厚生労働省
検査の内容	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和元年12月20日

1　検査の背景及び実施状況

(1)　検査の要請の内容

会計検査院は、平成30年6月18日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月19日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

㈠　検査の対象

内閣府、文部科学省、厚生労働省

㈡　検査の内容

子ども・子育て支援施策に関する次の各事項

①　子ども・子育て支援施策の実施状況及び予算の執行状況

②　子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況

(2)　子ども・子育て支援施策の概要等

ア　子ども・子育て支援法等の概要

近年、子育て家庭における育児の孤立化や負担感の増大、保育所等の利用の申込みを行っているものの利用できないなどの児童(以下「待機児童」という。)の発生等が深刻な社会問題となっていることから、これらの諸問題に対応するために、24年8月に「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)等のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、27年4月に全面施行された。国及び地方公共団体は、支援法等に基づき、地域の実情に応じた子育て支援や、仕事と子育ての両立支援等を推進していくこととなった。また、貧困の状況にある子どもの増加も社会問題となっていることから、25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号。以下「貧困対策法」という。)が制定され、26年1月に施行された。政府は、貧困対策法に基づき、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「貧困対策大綱」という。)を閣議決定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するなどとしている。

イ　子ども・子育て支援施策の概要

前記の参議院からの検査要請について、30年6月18日の参議院決算委員会において検査の内容として示された「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策」は多岐にわたっている。そこで、本院において、支援法等に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「支援制度」という。）及び子どもの貧困対策に係る主な施策に関して内閣府が公表している30年度の予算関係資料等に基づき、内閣府、文部科学省及び厚生労働省（以下「3府省」という。）が所管する子ども・子育て関係の主な施策のうち、待機児童の解消に係る施策（以下「待機児童解消施策」という。）及び子どもの貧困対策に係る施策について分類して整理した。待機児童解消施策としては、内閣府所管では、支援制度に係る「子どものための教育・保育給付等」「企業主導型保育事業」等、厚生労働省所管では、「保育所等の整備支援」等の保育施設等の整備に関する施策（以下「保育施設等整備施策」という。）や「保育人材確保のための総合的な対策」等の保育士等の確保に関する施策（以下「保育士等確保施策」という。）がある。また、子どもの貧困対策に係る施策について、内閣府等は、子どもの貧困対策のみを目的として実施されている施策は少数であり、様々な施策の一部に子どもの貧困対策に関連する取組等が含まれている場合が多いとしているが、貧困対策大綱に基づくなどして子どもの貧困対策に係る主な施策を分類すると、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援等に大別される。さらに、子ども・子育て関係の主な施策の中には、待機児童解消施策及び子どもの貧困対策に係る施策以外に分類される施策（以下「その他の施策」という。）も多数あり、その他の施策のうち、支援法に基づく施策としては、地域子ども・子育て支援事業における主要な事業である内閣府及び厚生労働省所管の放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等がある。

以上の整理を踏まえて、3府省が実施する待機児童解消施策及び子どもの貧困対策に係る主な施策を中心としつつ、その他の施策として、支援法に基づく施策であり、その予算額が多額に上っている放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等を含めて、上記の「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策」として取り扱うこととする。

(ｱ)　待機児童解消施策の概要

a　待機児童の状況

厚生労働省は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき都道府県知事の認可を受けるなどした保育所（以下「認可保育所」という。）等の利用申込児童数（以下「申込児童数」という。）、認可保育所等の利用児童数（以下「利用児童数」という。）、待機児童数等を把握するために、毎年度、全国の市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象として、「保育所等利用待機児童数調査」を実施している。また、厚生労働省は、毎年度、同調査で把握した待機児童数を公表しており、待機児童数は、直近の31年度には16,772人となるなど、1・2歳児を中心として待機児童の解消には至っていない状況となっている。

b　保育施設等整備施策の概要

政府は、29年度末までに、潜在的な保育需要も含め、40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした待機児童解消加速化プラン（以下「加速化プラン」とい

い、各年度において待機児童解消加速化計画を策定した市町村が補助率のかさ上げなどを受けて実施した事業を「加速化プラン採択事業」という。）を25年4月に策定し、公表しており、その後、27年11月に、女性の就業率が更に上昇することを念頭に、29年度末までに確保する保育の受け皿の目標を40万人分から50万人分へ上積みしている。さらに、政府は、30年度から34年度（令和4年度）末までの間に32万人分の保育の受け皿を新たに整備することを目標とした「子育て安心プラン」を29年6月に策定し、公表している。その後、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、上記の目標を前倒しして、32年度（令和2年度）末までに整備することとしている。

c　保育士等確保施策の概要

(a)　保育士の資格及び登録

児童福祉法によれば、都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者と、保育士試験に合格した者が、保育士となる資格を有することとされており、保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に氏名等の登録を受けなければならないこととされている。

(b)　保育士確保プランの概要

加速化プランの確実な実施のために、厚生労働省は、国全体で必要となる保育士の数を推計して、その推計に基づき必要となる保育士を確保できるように、保育士確保プランを27年1月に策定し、公表している。保育士確保プランによれば、加速化プランによる40万人分の保育の受け皿の拡大に伴って必要となる保育士の確保を図るための取組を推進し、29年度末までに国全体として46.3万人の保育士を確保することを目標として、新たに6.9万人の保育士を確保することとされている。その後、27年11月に、加速化プランによる29年度末までの保育の受け皿の目標が40万人分から50万人分へ上積みされたことに伴い、同省は、新たに確保することが必要となる保育人材の人数を6.9万人から9万人へ上積みして、国全体で48.3万人の保育人材を確保することを目標としている。

(c)　保育士等の処遇改善

厚生労働省の調査によると、保育士の平均給与は全業種の平均給与と比較して低い給与水準となっているなど、給与・賞与等の改善は保育士等確保施策の中でも重要な施策の一つとなっている。そして、保育士等の賃金改善を図るために、施設型給付費等における処遇改善等加算が実施されている。処遇改善等加算には、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算（以下「処遇改善等加算Ⅰ」という。）と技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算（以下「処遇改善等加算Ⅱ」という。）があり、それぞれ職員の賃金改善に充てることとなっている。

d　企業主導型保育事業の概要

(a)　企業主導型保育事業費補助金等の概要

内閣府は、支援法に基づき、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第1項に規定する事業主等（以下

「一般事業主」という。）から徴収する拠出金を財源として、28年度に企業主導型保育事業費補助金を創設するとともに、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」（平成28年府子本第442号）等に基づき、同年度から企業主導型保育事業に対して助成を行う補助事業者に同補助金を交付している。同事業は、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」（平成28年府子本第305号、雇児発0502第1号）等（以下「企業主導型実施要綱等」という。）に基づき、一般事業主に雇用されている従業員（以下「従業員」という。）等が監護する児童の保育を行うものである。企業主導型実施要綱等によれば、一般事業主等が同事業を行うために設置する保育施設（以下「企業主導型保育施設」という。）における利用定員について、従業員の監護する児童に係る定員（以下「従業員枠」という。）と、従業員枠以外の児童に係る定員（以下「地域枠」という。）との区分に応じて設定することなどとされている。

(b)　企業主導型保育事業に係る助成

内閣府は、28年度に公益財団法人児童育成協会（以下「児童育成協会」という。）を補助事業者として選定し、さらに、各年度の審査等を経て、29、30両年度も児童育成協会を補助事業者として、企業主導型保育事業費補助金を交付している。児童育成協会は、同補助金を原資として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育施設の整備に要する費用（以下「整備費」という。）及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費（以下「運営費」という。）の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している（以下、児童育成協会が同事業により整備費の助成を行うために交付する助成金を「整備費助成金」といい、運営費の助成を行うために交付する助成金を「運営費助成金」という。また、整備費助成金及び運営費助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備及び保育を実施する一般事業主等を「事業実施者」という。）。

(ｲ)　放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業の概要

放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営等に関する事業であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、小学校の余裕教室、児童館等を利用して授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えるなどして、その健全な育成を図るものである。

また、地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（以下「支援拠点」という。）を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

(ｳ)　子どもの貧困対策に係る施策の概要

貧困に至った要因は経済的な要因のみならず、子どもが育った家庭環境や社会的要因等が影響しているとされており、貧困対策大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針として、①我が国の将来を支える積極的な人材育成策として貧困対策に取り組むこと、②子どもに視点を置いて切れ目のない施策の実施等に配慮すること、③子どもの貧困の実態を適切に把握した上で施策を推進すること、④子どもの貧困に関する指標（以下「大綱指標」という。）を設定してその改善等に向けて取り組むことなどが掲げられている。

そして、都道府県は、貧困対策法に基づき、貧困対策大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画（以下「貧困対策計画」という。）を定めるよう努めることとなっている。

貧困対策大綱では、基本的な方針のほか、大綱指標及び指標の改善に向けた当面の重点施策を掲げて、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしている。そして、大綱指標については、関係施策の実施状況やその効果等の検証・評価を行うとともに、必要に応じて子どもの貧困対策の見直しなどを行うため、「子供の貧困率」等の25の指標が定められている。

⑶　これまでの会計検査の実施状況

本院は、子ども・子育て支援施策に係る事業の実施等について毎年検査し、その結果を不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項等として検査報告に掲記している。

⑷　検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況並びに同施策に係る主要施策による効果の発現状況について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア　子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況

(ｱ)　待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に係る予算の執行状況はどのようになっているか。各施策に係る需要の見込みを適切に把握していないことなどにより、多額の不用額が生じているなどの事態はないか。

(ｲ)　3府省等が実施している保育施設等整備施策、保育士等確保施策、企業主導型保育事業、放課後児童健全育成事業、子どもの貧困対策に係る各施策等の子ども・子育て支援施策は適切かつ効率的に実施されているか。

(ｳ)　各都道府県及び市町村における貧困対策計画の策定及び指標の設定の状況はどのようになっているか。また、貧困対策計画に基づき子どもの貧困対策に係る各施策を実施するに当たり、支援を必要とする者（以下「支援対象者」という。）の把握等が的確に行われているか。

(ｴ)　子ども・子育て支援施策の実施に当たり、3府省間の連携状況や、各施策の調整状況等はどのようになっているか。

イ　子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況

(ｱ)　保育施設等整備施策、保育士等確保施策、企業主導型保育事業等の待機児童解消施策は、各施策に係る需要や実績等を的確に把握した上で適時適切に実施され、利用定員の拡大等が図られるなどして、待機児童解消等に十分な効果を上げているか。

(ｲ)　放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの利用に関する需要等を踏まえて、放課後児童クラブの整備、運営等が適切に行われているか。また、地域子育て支援拠点事業について、子育て親子の交流の促進等を図るための取組等が推進されているか。

(ｳ)　子どもの貧困対策に係る施策について、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援、母子家庭の母等に対する就労支援等が効果的に実施され、その効果の把握等が十分に行われているか。

本院は、子ども・子育て支援施策の予算の執行状況については、原則として28年度から30年度までを、同施策の実施状況及び同施策に係る主要施策による効果の発現状況については、原則として25年度から30年度までをそれぞれ対象として、3府省、25都道府県及び同都道府県の205市区町村(14政令指定都市、31中核市並びに政令指定都市及び中核市を除く160市区町村)並びに児童育成協会及び企業主導型保育事業を実施する65事業実施者において、593人日を要して会計実地検査を行った(205市区町村のうち、待機児童解消施策等の会計実地検査を行ったのは166市区町村、子どもの貧困対策に係る施策の会計実地検査を行ったのは109市区町)。

検査に当たっては、3府省、25都道府県及び205市区町村から調書及び関係資料を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどするとともに、公表されている資料を活用して調査・分析を行うなどした。また、子どもの貧困対策に係る施策については、同施策の実施主体となり得る上記の25都道府県及び同都道府県内の全ての市町村(1,066市区町村)から調書を徴するなどして、調書の内容を分析するなどして検査した。

2　検査の結果

(1)　子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況

ア　子ども・子育て支援施策の予算の執行状況

子ども・子育て支援施策の実施に要する主な交付金等である36交付金等が計上されている予算科目について、(目)別に整理して予算の執行状況をみると、支出済歳出額の歳出予算現額に対する割合(以下「執行率」という。)は、12.6%から99.9%までとなっていて、交付金等によって大きな差異がある状況となっている。

さらに、年金特別会計子ども・子育て支援勘定(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費(目)仕事・子育て両立支援事業費補助金は、一般事業主から徴収する拠出金を財源としており、その予算の執行状況をみると、執行率及び不用額の歳出予算現額に対する割合は、それぞれ28年度99.5%、0.4%、29年度99.9%、0.0%、30年度99.9%、0.0%となっている。そのうち、企業主導型保育事業費補助金に係る交付額をみると、28年度については交付決定額793億余円の全額が内閣府から児童育成協会に交付されたものの、児童育成協会による執行額が193億余円(執行額の同補助金交付額に対する割合24.4%)、29年度については交付決定額1309億余円の全額が同府から児童育成協会に交付されたものの、児童育成協会による執行額が807億余円(同61.6%)となっていた。その結果、同府による児童育成協会への同補助金交付額と執行額との間に、28年度分599億余円、29年度分501億余円と多額の差額が生じ、それぞれ翌年度にその差額の全額が国庫に返納され、歳入として収納されていた。

また、この(目)を含む年金特別会計子ども・子育て支援勘定における積立金への積立て及び歳入への繰入れの状況をみたところ、28年度229億余円、29年度180億余円、30年度865億余円が同勘定の積立金として積み立てられていた。一方、同勘定の歳入に繰り入れられていたのは28年度3億余円、29年度3億余円、30年度137億余円となっており、30年度末の積立金残高は1315億余円となっている。そして、令和元年度末については、上記のとおり企業主導型保育事業費補助金の平成29年度分の同勘定への返納金が501億余円に上っており、968億余円が同勘定の積立金として積み立てられて積立金残高が更に増加することが見込まれる状況となっている。

イ　子ども・子育て支援施策の実施状況

(ア)　保育施設等整備施策の実施状況

保育所等整備交付金による保育施設等整備施策に係る主な事業について、会計実地検査を行った166市区町村における実施状況をみたところ、27年度は42市区の116施設(交付金相当額計85億8380万余円)、28年度は83市区町の250施設(同計228億2919万余円)、29年度は106市区町村の433施設(同計448億7800万余円)を対象として実施されていた。

(イ)　保育士等確保施策の実施状況

前記のとおり、処遇改善等加算には、処遇改善等加算Ⅰと処遇改善等加算Ⅱがあり、両加算に係る加算額はそれぞれ職員の賃金改善に充てることとなっている。そして、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分(以下「処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)」という。)は、賃金改善を実施する計画を策定しているなどの賃金改善要件に適合する保育所等が対象となっており、加算額から賃金改善に要した費用の総額(以下「賃金改善総額」という。)を控除した残余の額(以下「残額」という。)が生じた場合は、翌年度において、その全額を一時金等により職員の賃金改善に充てることとなっている。また、処遇改善等加算Ⅱは、副主任保育士、専門リーダー等の役職を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、保育士等の処遇改善に取り組む保育所等が対象となっており、残額が生じた場合は、翌年度において、その全額を当年度の加算対象職員の賃金改善に充てることとなっている。

処遇改善等加算による職員の賃金改善の実施状況について、前記166市区町村の施設型給付費等の支給を受けている保育所等6,089施設のうち、処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)及び処遇改善等加算Ⅱの賃金改善実績報告書上の加算額の全部又は一部が、職員の賃金改善に充てられずに残額が生じていたり、職員の賃金改善に充てられていたか市町村において確認できていなかったりしていたものが、処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)については28年度で計562施設(処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の支給を受けている5,334施設に対する割合10.5%)の合計4億3699万円、29年度で計761施設(処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の支給を受けている5,854施設に対する割合12.9%)の合計9億6186万余円、処遇改善等加算Ⅱについては29年度で計1,730施設(処遇改善等加算Ⅱの支給を受けている4,804施設に対する割合36.0%)の合計4億5146万余円となっていて、翌年度において職員の賃金改善に充てるなどする必要がある状況となっていた。しかし、処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)に残額が生ずるなどしていたもののうち、28年度で計133施設(残額が生ずるなどしていた562施設に対する割合23.6%)の合計1億5472万余円(国庫負担金相当額合計7736万余円)、29年度で計275施設(残額が生ずるなどしていた761施設に対する割合36.1%)の合計4億4675万余円(国庫負担金相当額合計2億2337万余円)、処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどしていたもののうち29年度で計303施設(残額が生ずるなどしていた1,730施設に対する割合17.5%)の合計1億1803万余円(国庫負担金相当額合計5901万余円)が、翌年度においても職員の賃金改善に充てられていなかったなどの状況となっていた。

また、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の算定状況について、28年度296施設、29年度299施設を抽出して検査したところ、賃金改善総額が適切に算定されておらず、調書等により試算した賃金改善総額が、賃金改善実績報告書に記載されていた賃金改善総額を下回り、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）に係る加算額未満となっていた。そして、残額が生じたり増加したりしたものが28年度で61施設（抽出して検査した296施設に対する割合20.6％）の計8428万余円（国庫負担金相当額計4214万余円）、29年度で62施設（抽出して検査した299施設に対する割合20.7％）の計1億1248万余円（国庫負担金相当額計5624万余円）となっていた。

(ｳ)　企業主導型保育事業の実施状況等

企業主導型保育事業については、昨今、一部の企業主導型保育施設において、整備費助成金の不適正な受給等が相次いで発覚しており、また、開設後短期間で廃止又は休止となったり、企業主導型保育施設を利用する児童の数が利用定員を大幅に下回ったりするなどの事態が発生している。児童育成協会が令和元年8月までに行った整備費の助成決定の取消しの状況を確認したところ、9事業実施者の13施設について助成決定の取消しを行っており、この13施設に係る整備費の助成決定時点の利用定員は計659人となっていた。上記整備費の助成決定が取り消された9事業実施者（13施設）のほか、平成29年度に整備費又は運営費の助成決定を受けたものの30年度中に企業主導型保育施設の整備又は運営を取りやめていたのは112事業実施者等の117施設となっており、この117施設に係る整備費の助成決定時点の利用定員は計3,019人となっていた。

(ｴ)　放課後児童健全育成事業の実施状況

文部科学省及び厚生労働省が26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」によれば、放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、30年度末までに全小学校区で、同一の小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる取組（以下、このような取組を「一体型」という。）や、一体型でない場合であっても、近隣の放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して活動する取組（以下、このような取組を「連携型」という。）を実施し、うち1万箇所以上について一体型で実施を目指すこととされていた。30年5月1日時点における一体型又は連携型により実施している小学校区及び一体型で実施している箇所数をみたところ、全ての小学校区において一体型又は連携型を実施している状況とはなっておらず、また、一体型による実施についても、4,913か所となっていた。

(ｵ)　子どもの貧困対策に係る施策の実施状況

a　貧困対策計画の策定状況

47都道府県における貧困対策計画の策定状況をみたところ、29年3月までに全都道府県が貧困対策計画を策定していた。

検査した25都道府県内の1,066市区町村における令和元年5月時点の貧困対策計画の策定状況をみると、策定済みであるとしているのは、政令指定都市では14市の全て、中核市では34市のうち7市（20.5％）、特別区では23区のうち9区（39.1％）、政令指定都市及び中核市以外の市では442市のうち55市（12.4％）、町村

では553町村のうち12町村(2.1%)、計97市区町村となっていて、1,066市区町村の9.0%にとどまっている状況となっていた。貧困対策計画を策定していない市町村にその理由等を確認したところ、「人的・財政的な問題があるため」としているものが199市町村、「県が一元的に貧困対策を推進しているため」としているものが184市町村などとなっていた。また、上記の25都道府県における子どもの貧困対策に係る施策の評価体制をみると、21都道府県(25都道府県に対する割合84.0%)で何らかの評価を行っていた。貧困対策計画を策定している97市区町村における子どもの貧困対策に係る施策の評価体制をみると、52市区町(97市区町村に対する割合53.6%)で評価を行っていた。

b　指標の設定状況とその把握

上記25都道府県のうち、大綱指標を基にした指標を設定している22道府県について、貧困対策に係る施策の進捗状況を把握するための指標に係る直近の現状を示す数値等(以下「現状値」という。)の把握の状況等を確認したところ、多くの都道府県が設定している生活保護世帯に係る指標については、毎年度現状値を把握して、指標を設定した時点の状況を示す数値等(以下「当初値」という。)と比較するなどして、子どもの貧困対策に係る施策の実施状況等を検証・評価していた。一方、厚生労働省が実施する「全国ひとり親世帯等調査」等のように数年に1回実施される調査結果に基づき現状値を把握することとしている指標については、毎年度現状値を把握して当初値と比較することは困難な状況となっていた。

そして、22道府県が設定した指標の現状値を把握して子どもの貧困対策に係る施策の実施状況等を検証・評価したことにより得られた効果を確認したところ、「施策の進行管理が可能となった」としているものが21道県、「住民に対する説明責任を果たすことができた」としているものが18道県などとなっていた。また、97市区町村のうち、指標を設定してその現状値を把握していることを確認できた市町村は38市区町村(39.1%)にとどまっていた。

c　子どもの貧困対策に係る事業の実施状況

子どもの貧困対策に係る学習支援について、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が生活困窮世帯の子どもを対象として実施する学習支援事業(以下「生活困窮学習支援事業」といい、この事業による学習支援を「生活困窮学習支援」という。)の実施状況をみたところ、22都道府県、315市区及び1町の計338実施主体が、平成30年度に生活困窮学習支援事業を実施しており、これら338実施主体によって、315市区及び248町村計563市区町村に生活困窮学習支援が提供されていた。

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)への相談件数は、21年度以降一貫して増加傾向にあり、その相談内容をみると、特に「家庭環境」に関する相談が増加傾向となっていて、その件数は20年度3,901件であったものが、27年度16,716件、28年度21,623件、29年度28,711件、30年度33,972件となっていた。また、「貧困」に関する内容が主である相談(以下「貧困相談」という。)は、28年度以降、その重要性に鑑みて「家庭環境」と区分して個別に集計されており、その件数は28年度4,087件、29年度4,691件、30年度5,461件となっていた。

SSW は、子どもの貧困対策において、福祉部門と教育委員会・学校等との連携を図るなどのために重要であり、多くの地方公共団体において子どもの貧困対策に活用されている状況である。文部科学省は、27 年度以降、貧困により困難を抱えた子どもの家庭環境等に対する支援等を充実させることができるよう、子どもの貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ SSW を重点的に配置するため、スクールソーシャルワーカー活用事業（以下「SSW 活用事業」という。）において、地方公共団体に対して一定額の補助金を上乗せして交付するなどの措置を講じている（以下、このような重点的な SSW の配置を「SSW 加配」という。）。そして、SSW 加配の目標人数は、27 年度 600 人、28 年度から 30 年度までは各年度とも 1,000 人となっている。「スクールソーシャルワーカー活用事業報告書」等を確認したところ、SSW 加配を行っているのは、30 年度に SSW 活用事業を実施している 107 事業主体のうち 16 事業主体のみとなっており、SSW 加配の実績は、27 年度計 75 人、28 年度計 75 人、29 年度計 120 人、30 年度計 148 人となっていて、目標を大きく下回っていた。

母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「センター事業」という。）について、30 年度にセンター事業を実施していた 68 実施主体のうち 29 年度に就業支援事業を行っていた 57 実施主体における同年度の就業相談件数を厚生労働省の資料により確認したところ、就業相談件数は、14 実施主体において 1,000 件以上となっていた一方で、12 実施主体において 100 件未満となっているなどしていた。母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対して 28 年度から 30 年度までの間に支給されたトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給状況をみたところ、支給件数及び支給額は、28 年度 178 件、計 2346 万余円、29 年度 160 件、計 2186 万余円、30 年度 145 件、計 1915 万円となっていた。また、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）も同様に減少傾向となっていた。

d　子どもの貧困対策における支援対象者把握のための取組

168 市区町村における「生活保護」「児童扶養手当」及び「就学援助」の支給等に係る情報（以下「給付関連情報」という。）を用いた福祉部局内の連携等の状況をみると、支援対象者に対して学習支援等の各種施策に関係する情報を周知するために、給付関連情報を保有している担当部署に対して協力を依頼するなど、担当部署間で相互に連携等を図っている市町村が複数見受けられた。また、多数の市町村において、母子保健等の事業等を担当する部署と経済的支援等の各種支援を担当する部署等が、母子保健等の事業等により得られた情報を共有するなどして相互に連携を図りながら、必要な支援につないでいる状況が見受けられた。

ウ　3 府省における子ども・子育て支援施策に関する連携状況

前記の 166 市区町村に対してアンケート調査を実施したところ、3 府省が現在の体制で子ども・子育て支援施策を実施していることによる国庫補助事業等の実施上のメリットを感じると回答した市町村が 17 市区町村（166 市区町村に対する割合 10.2%）、デメリットを感じると回答した市町村が 101 市区町（同 60.8%）となっていた。そして、アンケート調査結果等を踏まえて検査したところ、子ども・子育て支援施策に係るほぼ同趣旨の連絡文書が、二つの府省から市町村等へ別々に送付されている状況や、幼保連携型

認定こども園の保育を実施する部分と教育を実施する部分について、施設整備に係る補助事業の実施上の手続や補助対象となる経費に差異があるなどしているため、市町村がそれぞれの補助対象経費の算定等に労力を要している状況等が見受けられた。このように、市町村からは3府省の連携・調整の問題点等に起因するデメリットに関する意見が多く出されたことなどから、必ずしも3府省の連携・調整等が十分に行われ、各施策を実施する上での効率化等が十分に図られている状況にはなっていないと認められた。

⑵　子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況

ア　待機児童解消施策による効果の発現状況等

㋐　保育施設等整備施策等による効果の発現状況

a　加速化プランによる保育の受け皿の拡大量等

28年4月から30年4月までの間に実際に開設している企業主導型保育施設の利用定員をみると、厚生労働省が公表資料において28、29両年度に企業主導型保育事業により確保したとしていた保育の受け皿59,703人分には、30年4月時点で整備費に係る助成決定を受けているものの開設に至っていない企業主導型保育施設の利用定員分約17,000人分、改修等により利用定員を拡大した場合の既存の利用定員分（以下「既存分」という。）約1,000人分が含まれるなどしていて、結果として、確保されていた実際の利用定員よりも約18,000人分過大となっていた。そして、令和元年8月時点において整備費の助成決定が取り消されたり、平成30年度中に企業主導型保育施設の整備又は運営を取りやめたりしていた事業実施者等が存在しているが、これらの事業実施者等のうち、87事業実施者等の90施設に係る利用定員計2,817人分も、上記の過大となっていた約18,000人分に含まれていた。

b　加速化プラン採択事業により整備された施設の利用状況等

前記の166市区町村において加速化プラン採択事業により整備された施設のうち、利用定員数より利用児童数が少ないことによる利用定員の空き（以下「空き定員」という。）が生じている年齢区分があった施設について、利用定員数に対する利用児童数の割合をみたところ、おおむね高い状況となっていたが、中には、50%未満となっている施設が30年4月1日時点で135施設、同年10月1日時点で35施設見受けられた。空き定員が生じている年齢区分があった施設について、空き定員が生じた主な理由を市町村に確認したところ、やむを得ないと考えられる理由や、特定の原因に分類し難い理由等を除くと、「保育士が不足しているため」とするものが最も多く、この保育士不足のため所定の利用定員数まで児童を受け入れられなかったことにより生じた空き定員は、4月1日時点では144施設に係る計1,219人分、10月1日時点では222施設に係る計1,502人分となっていた。

また、前記166市区町村のうち25年度から29年度までの間に公立保育所等の民営化の一環として加速化プラン採択事業を実施していた25市区町の69施設について、民営化前後の利用定員数の状況を確認したところ、10市区の15施設において、民営化前と比較して利用定員数が減少していたり、同数であったりしていて、利用定員数が拡大されていない事態が見受けられた。

c　加速化プラン採択事業等が予定どおりに進捗しなかった理由等

前記 166 市区町村のうち 25 年度から 29 年度までの全ての年度に待機児童解消加速化計画を策定していた 91 市区町村について、待機児童解消加速化計画における利用定員数（全年齢区分の合計）の見込みと実績の状況を確認したところ、年度別にみると、実績が見込みを上回っていた又は同数であった市町村はおおむね 4 割から 5 割、実績が見込みを下回っていた市町村はおおむね 5 割から 6 割の市町村となっていて、各市町村が年度当初に予定していた加速化プラン採択事業等が必ずしも予定どおりに進捗していない状況が見受けられた。

また、上記 91 市区町村のうち 25 年度から 29 年度までのいずれかの年度において利用定員数の実績が見込みを下回っていた 86 市区町村について、加速化プラン採択事業等が予定どおりに進捗しなかった理由を年度ごとに確認したところ、延べ 30 市区が「保育士が確保できず、利用定員数が想定より少なくなっているため」と回答していた。

(ｲ)　保育士等確保施策による効果の発現状況

a　保育士等確保の状況

全国の保育士の登録人数は、30 年度で 1,530,872 人となっていて、25 年度の 1,186,003 人よりも 344,869 人増加しており、全国の保育所等で勤務する保育士の人数は、29 年度は 549,178 人となっていて、25 年度の 437,325 人から 111,853 人増加していた。

また、潜在保育士の人数を機械的に計算すると、29 年度は 910,680 人となり、各年度の人数は、前年度の人数をおおむね 40,000 人前後上回っていた。そして、機械的に計算した潜在保育士の人数の中には、実際には認可外保育施設に勤務している保育士等が含まれている状況となっていた。

b　潜在保育士の活用状況

保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）及び人材確保対策コーナーは、保育士の就職支援という点において目的が共通していることから、会計実地検査を行った 37 実施主体において、支援センターと人材確保対策コーナーとの連携状況及び業務内容の違いについて確認したところ、大半の実施主体において、支援センターと人材確保対策コーナーが就職面接会等を連携して実施したり、支援センターが、その特長をいかして、保育に関する専門性を有する保育士経験者によるマッチング等の再就職支援を行うなどの就職支援等を実施したりしている一方で、支援センターと人材確保対策コーナーとで連携していないとする実施主体や、両者の業務内容に違いはないとする実施主体も複数見受けられた。また、「保育士登録を活用した人材バンク機能の強化」（以下「人材バンク機能強化事業」という。）の実施に当たり、支援センターは、各種行事等において支援センターが管理する名簿（以下「センター名簿」という。）への登録を促しているほか、都道府県等が、保育士登録の仕組みを活用するなどして、センター名簿への登録を促したり、現況を確認したりなどする書類（以下「現況確認等書類」という。）を保育士に送付している。そして、都道府県等が現況確認等書類を郵送等した保育士が、センター名簿に登録されているかなどについて、人材バンク機能強化事業を実施した 12 実施主体

における28年度から30年度までの実施状況をみたところ、センター名簿に登録された保育士は、１実施主体、１年度当たり最少で０人、最多でも477人（現況確認等書類の郵送等数22,592通に対する割合2.1％）と少なく、センター名簿を保育士の就職促進に十分活用できる状況とはなっていなかった。

(ｳ)　企業主導型保育事業による効果の発現状況

30年10月時点において、開設されている2,387施設の利用定員51,273人分に対する企業主導型保育施設を利用する児童の数は33,545人となっていて、この2,387施設について、企業主導型保育施設の同月時点の利用定員（既存分を除く。）に対する同月時点の企業主導型保育施設を利用する児童の数（既存分を除く。）の割合（以下「企業主導型定員充足率」という。）の平均は69.4％、このうち従業員枠のみの企業主導型保育施設419施設の平均は59.6％、地域枠の設定がある企業主導型保育施設1,968施設の平均は71.5％となっていた。

そして、待機児童の発生の有無等にかかわらず、いずれも従業員枠のみの企業主導型保育施設の方が企業主導型定員充足率が低くなっており、また、企業主導型定員充足率の分布等にほとんど差異は見受けられず、待機児童が多数発生している市町村の一部においても、企業主導型定員充足率が50％未満となっている企業主導型保育施設が相当数見受けられた。

(ｴ)　待機児童解消施策による効果の発現状況

全国の認可保育所等に係る利用定員数、申込児童数、利用児童数、待機児童数等の推移をみたところ、利用定員数から申込児童数を引いた数（以下「余裕定員数」という。）について27年度の3.4万人分から30年度の8.8万人分まで増加していた。そして、余裕定員数と企業主導型保育施設の空き定員を合わせると、30年４月時点で計10.8万人分の余裕定員等が発生していたことになる。

すなわち、全国の総数としてみると、保育施設等の整備が進捗したことなどにより申込児童数の増加に対応できるだけの利用定員数が確保されているものの、活用されていない利用定員数が余裕定員数となる一方で、一定数の待機児童等が発生している状況となっていると思料される。

30年４月１日時点の認可保育所等の利用定員数、申込児童数、利用児童数、待機児童数等の状況を年齢区分別にみると、０歳児については待機児童数が0.2万人、余裕定員数が7.8万人分、１・２歳児については待機児童数が1.4万人、利用定員の不足が7.2万人分、３歳以上児については待機児童数が0.2万人、余裕定員数が8.2万人分となっているなど、待機児童及び余裕定員の発生状況は年齢区分によって大きく異なっていた。

余裕定員が生じているのに待機児童が発生している市町村のうち、会計実地検査を行った38市区町村における30年４月１日時点の余裕定員数及び待機児童数の状況について、市町村が教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案して定める教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）別にみたところ、これらのうち、複数の提供区域を設定していて、かつ、区域別に利用定員数、申込児童数及び待機児童数の状況を把握していた市町村は19市区となっていて、これらの市町村において設定されていた計129の提供区域のうち45区域（34.8％）では、余裕定員が生じていな

かった。そして、これらの 45 区域のうち 32 区域で計 536 人の待機児童が発生していた。

上記の 129 の提供区域における年齢区分別の余裕定員数の状況をみると、３歳以上児の年齢区分で余裕定員が生じている提供区域が 90 区域(129 区域に対する割合 69.7%)となっている一方で、１・２歳児の年齢区分で余裕定員が生じている提供区域は 48 区域(同 37.2%)となっていて、３歳以上児の年齢区分の方がより多くの提供区域で余裕定員が生じていた。

さらに、提供区域別と年齢区分別とをそれぞれ組み合わせて一つの区分としてみても、387 区分のうち 108 区分(27.9%)において、余裕定員が生じている一方で待機児童が発生している状況が見受けられた。

このように、待機児童及び余裕定員の発生状況が年齢区分によって大きく異なっていたり、一定数の市町村において余裕定員が生じているのに待機児童が発生したりしている状況となっているのは、保育施設等の整備が地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況等を必ずしも十分に踏まえないで実施されていることなどによると思料される。そして、このような保育施設等整備施策の実施状況が、加速化プランにより新たに確保する保育の受け皿の目標値を達成したのに、いまだに待機児童が解消されていない要因の一つとなっていると思料される。

イ　放課後児童健全育成事業及び地域子育て支援拠点事業による効果の発現状況

(ｱ)　放課後児童健全育成事業による効果の発現状況

児童福祉法によれば、市町村は、放課後児童健全育成事業に係る条例の制定に当たっては、同事業に従事する者及びその員数以外の事項については「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)を参酌するものとされており、同基準によれば、放課後児童クラブには遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けることとされ、その面積は児童１人につきおおむね 1.65㎡以上でなければならないこととされている。前記 166 市区町村のうち放課後児童クラブがない１町を除く 165 市区町村の放課後児童クラブ 8,439 か所について、各放課後児童クラブの 30 年５月１日時点の専用区画の面積を、30 年度の子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書に記載されている児童の数で除して児童１人当たりの専用区画の面積を試算したところ、6,690 か所では 1.65㎡以上となっていて児童１人当たりの専用区画の面積に関する基準(以下「面積基準」という。)を満たしていたが、1,749 か所では 1.65㎡未満となっていて面積基準を満たしておらず、このうち、面積基準 1.65㎡の 50% である 0.82㎡未満となっていたものが 49 か所見受けられた。このように、面積基準を下回ることになっても利用を希望する児童を受け入れることによって放課後児童クラブの利用の登録ができない児童の減少を図っている状況が見受けられた。

また、余裕教室を活用できる余地がないかなどを確認したところ、余裕教室の活用が必ずしも進んでいない状況等が見受けられた一方、放課後児童健全育成事業を実施する複数の部局を市町村の福祉部局又は教育委員会に一本化するなどして、余裕教室の活用促進に向けて取り組んでいる状況も見受けられた。

(イ)　地域子育て支援拠点事業による効果の発現状況

29年度の全国の支援拠点における1日当たりの平均利用親子組数(以下「1日当たり親子組数」という。)をみたところ、5組超10組以下が2,218か所と最も多く、次いで5組以下が1,822か所となっていて、これらを合わせた平均利用親子組数が1日当たり10組以下の支援拠点は4,040か所となっていた。

1日当たり親子組数が5組以下であった支援拠点1,822か所について、1日当たり親子組数の内訳をみたところ、1日当たり親子組数が1組超2組以下であった支援拠点が320か所、1組以下であった支援拠点が206か所となっているなど、利用が低調となっている状況が見受けられた。

ウ　子どもの貧困対策に係る主要施策による効果の発現状況

(ア)　生活困窮学習支援事業による効果の発現状況

生活困窮学習支援事業を実施している全国の実施主体の数及び生活困窮学習支援を受けている子ども(以下「支援参加者」という。)の数は、27年度301実施主体及び支援参加者16,817人、28年度417実施主体及び支援参加者22,329人、29年度506実施主体及び支援参加者31,112人と増加傾向となっているものの、29年度時点で実施主体となり得る全ての地方公共団体の数(902地方公共団体)に対する実施主体数の割合は56.0%にとどまっていた。また、30年度に生活困窮学習支援事業を実施していた338実施主体が、どのような子どもを生活困窮学習支援の対象としたかについて確認したところ、生活困窮世帯に属する子どもを対象とするとしているもののその具体的な要件を定めていないなどしている状況となっていたが、生活困窮世帯に属する子どもを支援の対象としている291実施主体において、上記の世帯に属する子どもを網羅的に把握できるとした実施主体は12実施主体と少なくなっており、生活困窮学習支援の対象となる子どもを網羅的に把握することは極めて困難な状況等となっていた。

(イ)　SSW活用事業による効果の発現状況

検査した65事業主体における小中学校に配置等されているSSW計1,393人について、30年度における福祉部門等との情報共有の状況を事業主体を通じて確認したところ、月1回以上会議等で福祉部門等との情報共有を行っているとしたSSW257人のうち生活保護の受給につないだ実績があるとしたSSWは83人(32.2%)となっていて、定期的に会議等で情報共有を行っていないとしたSSW641人のうち生活保護の受給につないだ実績があるとしたSSWの99人(15.4%)と比べるとその割合は2倍以上高くなっているなど、福祉部門等との情報共有の頻度が高いと思料されるSSWほど、貧困家庭の子どもなどを生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく各種支援につないだ実績の割合が高い傾向が見受けられた。

また、SSWが受けた貧困相談の件数のうち問題が解決した又は支援中であるが好転した件数(以下「解決等件数」という。)の状況をみると、加配されたSSWの方が1人当たり解決等件数が約1.6倍多くなっており、多くの貧困相談を解決等している状況が見受けられた。

⑺　母子家庭の母等に対する就労支援による効果の発現状況

母子家庭等就業・自立支援事業の効果の発現状況として、就業相談件数及び就業件数について検査したところ、就業支援事業に係る就業相談件数は、就業相談件数に計上する基準が実施主体ごとに区々となっていた。また、就業支援事業に係る就業件数は、各センター事業を実施する施設等（以下「母子センター」という。）が就業支援事業として就業相談を行った母子家庭の母等のうち就業した母子家庭の母等の延べ人数となっていた。30年度にセンター事業を行っていた68実施主体のうち、29年度に就業支援事業を行っていた57実施主体の同年度の就業件数は、11実施主体において100件以上となっていた一方で、15実施主体において5件未満となっているなどしていた。そして、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年雇児発第0722003号）によると、就業支援事業における就業相談の実施に当たっては、公共職業安定所等と連携を図ることとなっており、母子センターが就業相談を実施した母子家庭の母等を公共職業安定所等につないだ場合、それらの者の中には、その後の就業状況について確認されることを望まない者がいることなどから、就業相談を実施した母子家庭の母等について、就業相談後の就業状況を母子センターが把握することは困難であると思料される。

3　検査の結果に対する所見

3府省は、我が国における少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することなどを目的として、各種の子ども・子育て支援施策を実施している。子ども・子育て支援施策は、待機児童解消施策及び子どもの貧困対策に係る施策を始めとして広範多岐にわたっており、その予算額は多額に上っている。

そして、待機児童解消施策については、3府省等の取組により、待機児童の解消に向けて一定の成果がみられるものの、保育需要の増大等を背景に現在も都市部を中心として多くの待機児童が発生しているなど依然として深刻な社会問題となっている。一方で、今後の少子化の進行状況次第では、将来的な保育需要の見通しは不透明となることなどから、今後の待機児童解消施策の実施に当たっては、これらの状況等を的確に把握して適切に対応していくことが求められている。

また、子どもの貧困対策に係る施策について、政府は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）において「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ」ことなどが目標として設定されていることなどから、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を踏まえつつ、貧困対策大綱に基づき総合的に推進することとしている。そして、貧困の状況にある子どもが顕在化していない場合があること、各施策の実効性等を短期間で評価・検証することは困難であり、子どもの成長を長期的に見守り、貧困の連鎖が生じていないかなどを確認する必要があることなどから、子どもの貧困対策に係る施策の実施に当たっては、中長期的な視点から各施策の効果等を評価・検証しつつ、着実に実施していくことが求められている。

さらに、令和元年の貧困対策法の改正により、同年９月以降、市町村においても貧困対策計画の策定が努力義務とされるなどの見直しが行われた。また、同年10月からは、消費税率の引上げによる増収分を活用し、一定の条件の下で認定こども園、幼稚園、保育所等の利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が実施され、幼児教育・保育に対する公費の負担は更に増加するなど、子ども・子育て支援施策を取り巻く環境は大きく変化している。

ついては、３府省において、このような状況及び今回の本院の検査結果を踏まえて、今後、次の点に留意することなどにより、子ども・子育て支援施策を適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

⑴　子ども・子育て支援施策の予算の執行状況及び同施策の実施状況について

ア　子ども・子育て支援施策の予算の執行状況について

㋐　内閣府及び厚生労働省において、多額の返納金等が生じている補助金等について、事業の需要等を適切に把握するなどして、予算の執行等が適時適切なものとなっているかなどについて十分に検討すること

㋑　内閣府において、年金特別会計子ども・子育て支援勘定に毎年度多額の返納金が生じ、同勘定における平成30年度末の積立金残高が多額に上っていて、令和元年度末には積立金残高が更に増加することが見込まれることから、企業主導型保育事業等を実施していく上で必要となる歳入について適時適切に検討していくこと

イ　子ども・子育て支援施策の実施状況について

㋐　内閣府において、保育士等の処遇改善に当たり、処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅱに残額が生ずるなどした場合に、保育所等がその全額を翌年度に職員の賃金改善に充てているかについて確認等を行うとともに、残額を確実に職員の賃金改善に充てるよう保育所等に対して指導等を行うよう市町村に対して周知すること、また、保育所等が賃金改善総額を適切に算定して確実に職員の賃金改善を行うことができるよう、賃金改善総額の算定方法等について留意点等を具体的に示すなどして、市町村に対して改めて周知すること

㋑　内閣府において、企業主導型保育事業の今後の見直しに当たっては、本院が平成31年４月に内閣総理大臣に対して要求した改善の処置を適切に講じていくとともに、整備費助成金の不適正な受給や、開設後短期間で廃止等される企業主導型保育施設の発生等を未然に防止するために、整備費助成金を過大に精算するなどしていた事態等に係る本院の検査結果も踏まえながら、企業主導型保育助成事業における審査機能の充実・強化等を適切に実施していくこと

㋒　内閣府において、今後、貧困対策計画を策定する市町村等が指標を設定するに当たり、容易かつ適時的確に現状値を把握し、施策に反映することが可能となるような指標について検討するとともに、その検討結果等を踏まえて、市町村等に対して適時適切に助言、情報提供等を行うこと

㋓　内閣府及び厚生労働省において、市町村等が支援対象者を子どもの貧困対策に係る各種支援につなげるために、福祉部局内の情報共有等の連携の在り方等について検討するとともに、その検討結果等を踏まえて、市町村等に対して必要な技術的助言、情報提供等を行うこと

ウ　３府省における子ども・子育て支援施策に関する連携状況について

３府省において、各府省間の連携等が必ずしも十分でなく、国庫補助事業の実施等に当たり、事務上多大な時間や労力を要するなどしているとの市町村からの意見等を参考とするなどしながら、認定こども園に係る財政支援等の３府省が連携して実施している施策がより円滑に行われ、市町村が一層効率的・効果的に事業を実施できるよう、３府省の連携・調整等の在り方について検討すること

⑵　子ども・子育て支援施策に係る主要施策による効果の発現状況について

ア　待機児童解消施策について

㋐　厚生労働省において、今後、子育て安心プラン等における保育の受け皿の確保に関する目標の達成状況等の検証等を十分に行うためにも、企業主導型保育事業により確保する保育の受け皿等について、実態に即した確保量等の把握に努めること

㋑　厚生労働省において、施設が整備されているのに、保育士不足のため所定の利用定員数まで児童を受け入れられない認可保育所等が全国的に一定数存在している状況等を踏まえて、保育施設等整備施策と保育士等確保施策の実施に当たり、同省、都道府県、市町村等の関係機関が十分な連携を図りながら一体的な取組を推進していくように努めること

㋒　厚生労働省において、公立保育所等の民営化の一環として実施される施設整備に対して補助率のかさ上げなどを行う場合には、待機児童の解消等を図るという制度の目的等を踏まえて、民営化後の利用定員数が拡大されることを要件とするなど、利用定員数の拡大に確実につながる制度の在り方を検討すること

㋓　厚生労働省において、支援センターを活用した潜在保育士の就職支援等の効果を一層発現させるために、支援センターの役割を明確にして、支援センターの特長をいかすなどして業務を実施することができるよう、実施主体に対して適時適切に助言等を行うこと、また、潜在保育士の就職支援等のために、センター名簿を適切に管理して就職促進に十分活用できるような仕組みを検討すること

㋔　厚生労働省において、今後、子育て安心プラン等に基づいて保育施設等の整備を進めるに当たっては、保育士の確保等にも留意しつつ、地域別・年齢区分別の待機児童の発生状況、保育需要の増加状況等をきめ細かく適切に把握して、待機児童が発生している地域・年齢区分に重点化を図るなどして、待機児童解消に向けた取組を着実に推進すること

イ　子どもの貧困対策に係る施策について

SSW 活用事業について、文部科学省において、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策等を効果的に推進していくために、SSW 加配の内容や趣旨等を SSW 活用事業に係る実施要領等に明記するなどした上で、SSW と福祉部門等との連携の推進や SSW 加配の効果的な活用方法等について、事業主体に対して周知、助言等を行うこと

本院としては、我が国における待機児童への対応や子どもの貧困の解消等は極めて重要な課題であることに鑑み、今後とも、待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況等について、引き続き検査していくこととする。

第３節　特定検査対象に関する検査状況

第１　財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について

検　査　対　象	財務省
会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
留保金課税の概要	特定同族会社については、通常の法人税のほか、留保所得金額が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して特別税率の法人税を課税するもの
検査の対象とした中小特定同族会社	16,845法人
上記のうち２指標をいずれも上回っている法人数	411法人
上記のうち推計留保金課税額が生ずる法人数及び推計留保金課税額	370法人　315億1785万円(平成29年度)

１　検査の背景

(1)　留保金課税の概要

法人税法(昭和40年法律第34号)第67条の規定によれば、株主の１人並びにこれと特殊の関係のある個人及び法人(以下「株主グループ」という。)が発行済株式総数の100分の50を超える株式数を有しているなどの会社(以下「被支配会社」という。)のうち、原則として資本金(出資金を含む。以下同じ。)の額が１億円を超える会社(以下「特定同族会社」という。)については、通常の法人税のほか、利益のうち社内に留保した金額(以下「留保所得金額」という。)が一定の金額を超える場合に、その超える部分の金額に対して通常の法人税とは異なる税率(以下「特別税率」という。)の法人税を課税することとされている(以下、留保した所得等の金額に対して特別税率により法人税を課すことを「留保金課税」といい、これに係る税額を「留保金課税額」という。)。

また、法人が利益を個人株主に対して配当した場合は、原則として、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づき、当該個人株主に対して累進税率により所得税が課税される。

そして、留保金課税は、次の二つの趣旨から設けられている。

①　会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること

② 所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であること（図表１参照）

図表１　特定同族会社と個人企業形態で営む企業の租税負担の概念図

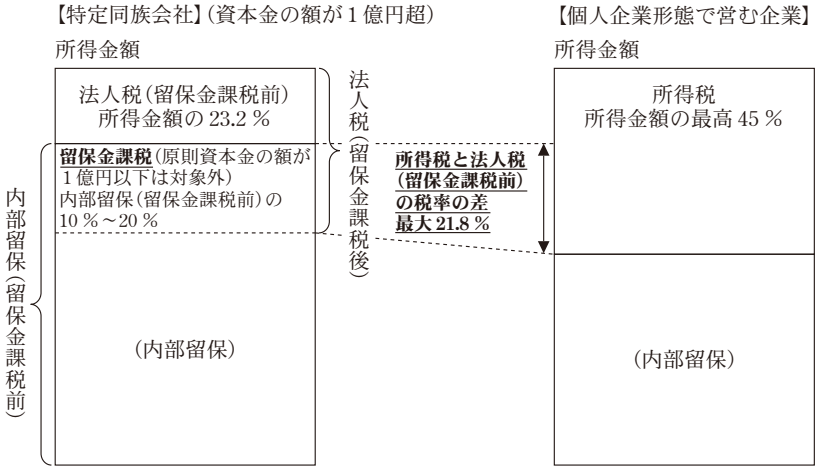

注⑴　地方税等の租税負担は考慮していない。

注⑵　税率は、平成30年４月１日以降のものである。

そして、図表２のとおり、昭和40年代に最大40％あった所得税と法人税の税率の差は、平成11年に７％となるまで縮小傾向であったが、19年に10％となって以降拡大しており、30年においては21.8％となっている。

図表２　所得税と法人税の税率の差

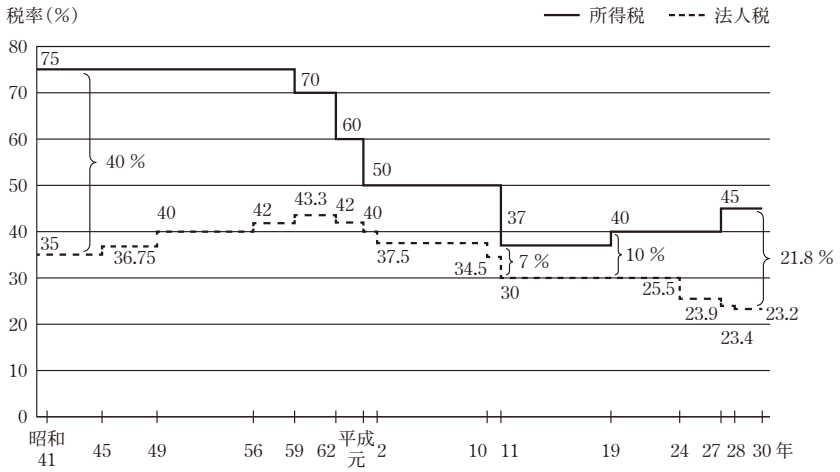

（注）　所得税の最高税率と法人税の基本税率で比較している。

⑵　留保金課税の沿革

昭和29年の法人税法改正において、同族会社（注１）の特別税率が設けられた。そして、この時点においては、資本金の額による区別なく、全ての同族会社が留保金課税の適用対象となっていた。

（注１）　同族会社　　昭和29年当時は、三つ以下の株主グループが有する株式金額の合計額がその会社の株式金額の100分の50以上である会社等。平成15年の法人税法改正以降は、三つ以下の株主グループが発行済株式総数の100分の50を超える株式数を有している会社等

一定の条件を満たす資本金の額が1億円以下の同族会社について留保金課税を適用しないなどの措置は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)において講じられており、例えば、平成15年度税制改正では、資本金の額が1億円以下で自己資本比率50%以下の同族会社には留保金課税を適用しない措置が講じられていた。

その後、平成18年度税制改正により、法人税法において、留保金課税の適用対象となる会社の判定について、三つの株主グループによる判定から一つの株主グループによる判定とする措置が講じられ、これにより被支配会社のみが留保金課税の適用対象となることとなった。

さらに、平成19年度税制改正により、法人税法において、留保金課税の適用対象から、資本金の額が1億円以下である被支配会社が除外された。これは、外部からの資金調達が難しい状況にあるといった中小企業の財務基盤の強化を図る観点から見直されたものである。

その後、平成22年度税制改正により、法人税法において、大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)との間にその大法人による完全支配関係がある被支配会社については、資本金の額にかかわらず、留保金課税の適用対象とされている。

なお、前記のとおり、留保金課税を適用しないなどの措置は、措置法において講じられていたが、平成19年度税制改正の措置は法人税法において講じられており、これは、財務省によれば、中小企業は一般的に財務基盤がぜい弱で外部からの資金調達が難しい法人とされており、上記の措置はこの特性を踏まえるなどした恒久措置であるとして、措置法ではなく法人税法において講じたとしている。

(3) 会社標本調査における社内留保金等の状況

国税庁が実施した平成29年度分の会社標本調査によれば、単体法人2,692,230法人のうち特定同族会社は4,531法人となっている。このうち、所得があり、かつ、社内留保金(注2)があるものは、2,915事業年度分(注3)あり、これらに係る留保金課税額は計717億余円となっている。

(注2)　社内留保金　　当期末の利益積立金額から期首の利益積立金額を控除した金額

(注3)　2,915事業年度分　　会社標本調査において、社内留保金の状況は事業年度数で集計しており、法人数で集計していない。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、昭和29年当時、留保金課税は全ての同族会社が適用対象であったが、平成15年度税制改正により、資本金の額が1億円以下で自己資本比率50%以下の同族会社には留保金課税を適用しないこととなった後、平成19年度税制改正により、資本金の額が1億円以下の被支配会社については、その財務基盤の強化を図る観点から、留保金課税の適用対象から除外されている。

一方、前記のとおり、留保金課税は、所得税と法人税の税率に差がある中で、個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であることなどのために設けられているが、平成19年度税制改正から10年以上が経過して、所得税と法人税の税率の差が拡大するなど、状況が変化している。

そこで、本院は、有効性、公平性(注4)等の観点から、被支配会社のうち、資本金の額が1億

円以下の会社(大法人の完全子会社等を除く。以下「中小特定同族会社」という。)の財務基盤、配当等の状況はどのようになっているか、特定同族会社との間での課税の公平性は保たれているかなどに着眼して検査した。

(注4) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものであり、本件では、中小特定同族会社と特定同族会社との間での課税の公平性を指す。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、次の①及び②の中小特定同族会社計16,845法人及び特定同族会社1,445法人に係る財務基盤、配当等の状況を法人税確定申告書等により検査した。

① 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき、本院に国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類として提出されたe－Taxデータ(注5)等において、平成29年4月から30年3月までの間に終了した事業年度(以下「29事業年度」という。)に所得があり、決算書を確認することができる中小特定同族会社16,814法人及び特定同族会社1,445法人

② 29事業年度において上記の特定同族会社1,445法人のうち40法人の完全支配親会社である中小特定同族会社40法人(注6)

(注5) e－Taxデータ　国税電子申告・納税システム(e－Tax)により提出された法人税確定申告書のうち、計算証明規則に基づき本院に証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金の額や税額が一定額以上の法人税申告データ

(注6) 40法人のうち9法人については、e－Taxデータ等が提出されたものであり、①と重複する。残りの31法人については、該当する法人を所管する各税務署から、法人税確定申告書等の提出を受けたものである。

そして、財務省において、留保金課税の趣旨、改正の経緯等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 中小特定同族会社における財務基盤等の状況

前記のとおり、平成19年度税制改正において、中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、資本金の額が1億円以下の被支配会社が留保金課税の適用対象から除外された。財務省によれば、当時中小企業は一般的に財務基盤がぜい弱な法人とされていて、それらの法人の租税負担の軽減を図るという観点から留保金課税の適用除外としたとしており、財務省において、中小企業の財務基盤が強化されているかどうかを判断するための具体的な指標は設定していない。

一方、中小企業庁は、平成19年度税制改正当時、中小企業向けの広報冊子において、財務基盤強化のポイントとして「自己資本を充実すること」及び「自己資本の源泉となる利益を生み出すこと」を挙げている。そして、財務基盤の強化には自己資本の源泉となる利益を生み出しているかが重要とされており、生み出された利益の一部を内部留保することなどにより純資産額が増加することになる。

また、中小特定同族会社と特定同族会社はいずれも被支配会社であるが、前記のとおり、平成19年度税制改正等により、中小特定同族会社については、留保金課税の適用対象から除外されている。

そこで、中小特定同族会社16,845法人の純資産額の状況についてみたところ、図表3

のとおり、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社 1,445 法人の平均純資産額である 48 億 3714 万余円を上回っている中小特定同族会社が 456 法人あった。

図表 3　中小特定同族会社 16,845 法人の純資産額

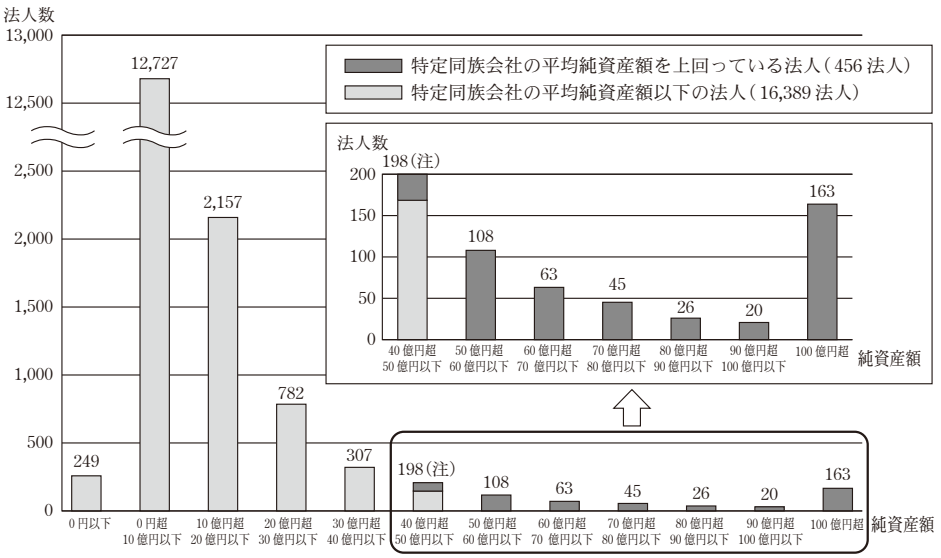

（注）　純資産額が 40 億円超 50 億円以下の 198 法人のうち、特定同族会社 1,445 法人の平均純資産額 48 億 3714 万余円を上回っている法人は 31 法人である。

また、自己資本が充実しているかどうかを測る指標としては、純資産額が総資産額に占める割合を示す自己資本比率が重要であるとされている。そこで、中小特定同族会社 16,845 法人の自己資本比率の状況についてみたところ、図表 4 のとおり、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社 1,445 法人の平均自己資本比率である 41.5% を上回っている中小特定同族会社が 9,726 法人あった。

図表 4　中小特定同族会社 16,845 法人の自己資本比率

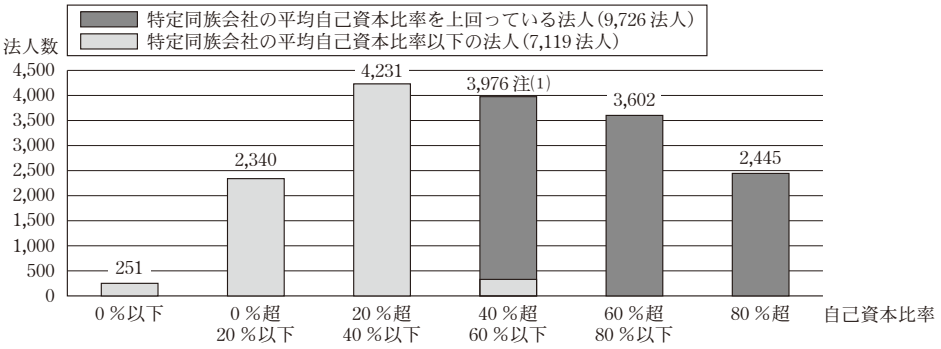

注(1)　自己資本比率が 40% 超 60% 以下の 3,976 法人のうち、特定同族会社 1,445 法人の平均自己資本比率 41.5% を上回っている法人は 3,679 法人である。

注(2)　自己資本比率は、小数点第 2 位以下を切り捨てている。

このように、財務基盤の状況を測る指標としては純資産額及び自己資本比率が挙げられ、留保金課税の適用対象となっている特定同族会社 1,445 法人の平均純資産額及び平均自己資本比率（以下、これらを合わせて「2 指標」という。）をいずれも上回っている中小特定同族会社は、図表 5 のとおり、411 法人であった。

図表５　中小特定同族会社 16,845 法人の純資産額及び自己資本比率　（単位：法人）

純資産額	自己資本比率							
	0% 以下	0% 超 20% 以下	20% 超 40% 以下	40% 超 41.5% 以下	41.5% 超 60% 以下	60% 超 80% 以下	80% 超	計
0 円以下	249	0	0	0	0	0	0	249
0 円超 10 億円以下	2	2,242	3,609	237	2,788	2,447	1,402	12,727
10 億円超 20 億円以下	0	74	415	32	520	620	496	2,157
20 億円超 30 億円以下	0	16	122	14	183	253	194	782
30 億円超 40 億円以下	0	3	35	7	70	101	91	307
40 億円超 48 億 3714 万余円以下	0	1	15	1	32	51	67	167
48 億 3714 万余円超 50 億円以下	0	0	2	2	4	14	9	31
50 億円超 60 億円以下	0	0	11	2	24	32	39	108
60 億円超 70 億円以下	0	0	5	0	12	18	28	63
70 億円超 80 億円以下	0	0	3	1	6	9	26	45
80 億円超 90 億円以下	0	0	1	0	4	7	14	26
90 億円超 100 億円以下	0	0	2	1	5	6	6	20
100 億円超	0	4	11	0	31	44	73	163
計	251	2,340	4,231	297	3,679	3,602	2,445	16,845

411 法人

注(1)　太枠は、２指標をいずれも上回っている中小特定同族会社 411 法人を示す。
注(2)　自己資本比率は、小数点第２位以下を切り捨てている。

なお、中小企業は外部からの資金調達が難しい状況にあるとされていることから、２指標をいずれも上回っている上記の中小特定同族会社 411 法人について、短期的な返済能力の指標である流動比率(注７)及び長期的な返済能力の指標である固定長期適合率(注８)の状況を確認したところ、流動比率については、一般的に望ましいとされている 150% 以上となっている法人が 370 法人(411 法人に占める割合 90.0%)、固定長期適合率については、一般的に望ましいとされている 100% 以下となっている法人が 397 法人(411 法人に占める割合 96.5%)となっており、これらの資金繰りに関する指標も一般的に望ましいとされる水準を９割以上の法人が超えていた。

（注７）　流動比率　　短期的な負債を支払う資金が確保されているかどうかを測る指標であり、次の算式で算出される。

$$流動比率(\%) = \frac{流動資産}{流動負債} \times 100$$

（注８）　固定長期適合率　　固定資産に対して必要な長期性の資金が確保されているかどうかを測る指標であり、次の算式で算出される。

$$固定長期適合率(\%) = \frac{固定資産}{自己資本 + 固定負債} \times 100$$

このように、２指標をいずれも上回っている中小特定同族会社 411 法人は、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるのに、資本金の額が１億円以下であることから、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況となっていた。

(2)　２指標をいずれも上回っている中小特定同族会社における配当等の状況

前記のとおり、留保金課税は、①会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことに

なるため、その代替的措置が必要であること、及び②個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であることから設けられている。

一方、前記のとおり、中小特定同族会社411法人は、一律に留保金課税の適用対象から除外されている状況となっている。

そこで、財務基盤が同程度であると考えられる中小特定同族会社及び特定同族会社を比較するために、2指標をいずれも上回っている中小特定同族会社411法人及び特定同族会社182法人それぞれについて、配当の状況をみたところ、図表6のとおり、配当を行っていない法人の割合は、中小特定同族会社が36.7%(411法人のうち151法人)で、特定同族会社の13.7%(182法人のうち25法人)に比べて、23.0ポイント高くなっていた。

また、配当を行っている法人の割合を当期純利益の階層別にみると、当期純利益が1000万円超1億円以下の階層では中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて高くなっていたものの、当期純利益が1億円を超える階層においては、中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて低くなっていた。さらに、当期純利益が10億円を超える階層における配当を行っている法人の割合は、中小特定同族会社が63.2%(98法人のうち62法人)で、特定同族会社の95.5%(68法人のうち65法人)に比べて、32.3ポイント低くなっていた。

図表6　2指標をいずれも上回っている法人の配当の状況　(単位：法人、%)

区分	配当の状況／当期純損益		配当を行っていない法人		配当を行っている法人		法人計(e)=(a)+(c)
			法人数(a)	割合(b)=(a)/(e)	法人数(c)	割合(d)=(c)/(e)	
中小特定同族会社	当期純損失又は0円		2	50.0	2	50.0	4
	当期純利益	0円超1000万円以下	1	50.0	1	50.0	2
		1000万円超1億円以下	8	38.0	13	61.9	21
		1億円超5億円以下	68	35.7	122	64.2	190
		5億円超10億円以下	36	37.5	60	62.5	96
		10億円超	36	36.7	62	63.2	98
	計		151	36.7	260	63.2	411
特定同族会社	当期純損失又は0円		0	0.0	1	100.0	1
	当期純利益	0円超1000万円以下	0	—	0	—	0
		1000万円超1億円以下	4	40.0	6	60.0	10
		1億円超5億円以下	10	17.5	47	82.4	57
		5億円超10億円以下	8	17.3	38	82.6	46
		10億円超	3	4.4	65	95.5	68
	計		25	13.7	157	86.2	182

(注)　割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならないものがある。

さらに、2指標をいずれも上回っていて配当を行っている中小特定同族会社260法人のうち当期純損失が生じている2法人を除いた258法人及び2指標をいずれも上回っていて配当を行っている特定同族会社157法人のうち当期純損失が生じている1法人を除いた156法人において、当期純利益に占める当期に支払われた配当額の割合(以下「配当割合」という。)の状況をみると、図表7のとおり、配当割合が0%超5%以下と相対的に低い法人は、中小特定同族会社が64.3%(258法人のうち166法人)で、特定同族会社の18.5%(156法人のうち29法人)に比べて、45.8ポイント高くなっていた。また、配当割合が25%を超える法人は、中小特定同族会社が14.3%(258法人のうち37法人)で、特定同族会社の38.4%(156法人のうち60法人)に比べて、24.1ポイント低くなっていた。

図表７　２指標をいずれも上回っている法人のうち、配当を行っている法人の配当割合の状況

（単位：法人、％）

区分	配当割合 / 当期純利益	0％超 5％以下	5％超 25％以下	25％超 50％以下	50％超 75％以下	75％超	配当を行っている法人計
中小特定同族会社 注(1)	1000万円以下	0	0	1	0	0	1
	1000万円超１億円以下	3	6	2	1	1	13
	１億円超５億円以下	73	35	7	3	4	122
	５億円超10億円以下	46	7	2	2	3	60
	10億円超	44	7	6	1	4	62
	計	166	55	37			258
	配当を行っている法人全体に占める割合	64.3	21.3	14.3			
特定同族会社 注(2)	1000万円以下	0	0	0	0	0	0
	1000万円超１億円以下	0	0	2	2	2	6
	１億円超５億円以下	6	28	8	4	1	47
	５億円超10億円以下	9	19	9	1	0	38
	10億円超	14	20	17	3	11	65
	計	29	67	60			156
	配当を行っている法人全体に占める割合	18.5	42.9	38.4			

注(1)　配当を行っている法人のうち、当期純損失が生じている中小特定同族会社２法人及び特定同族会社１法人は、集計から除外している。

注(2)　配当を行っている法人全体に占める割合は、小数点第２位以下を切り捨てているため、合計しても100％にならない。

このように、２指標をいずれも上回っている法人についてみると、中小特定同族会社は、留保金課税の適用対象である特定同族会社に比べて配当を行っていない法人の割合が高く、配当を行っている法人の割合を当期純利益の階層別にみても、当期純利益が1000万円超１億円以下の階層では中小特定同族会社の方が特定同族会社に比べて高くなっていたものの、当期純利益が１億円を超える階層においては低い状況であった。また、配当を行っている法人の配当割合の状況をみると、中小特定同族会社は、特定同族会社に比べて、配当割合が０％超５％以下と相対的に低い法人が配当を行っている法人全体に占める割合が高い状況であった。

そして、中小特定同族会社411法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、図表８のとおり、配当を行っていない151法人のうち推計留保金課税額(注９)が生ずるのは144法人で計133億3163万余円となった。また、配当を行っている260法人のうち推計留保金課税額が生ずるのは226法人で計181億8622万余円、合計で370法人、315億1785万余円となり、１法人当たりの平均推計留保金課税額は8518万余円となっていた。そして、配当を行っていない又は配当割合が低い法人ほど推計留保金課税額が生ずる法人の割合が高い傾向が見受けられた。

（注９）　推計留保金課税額　　特定同族会社の留保金課税の算定方法を参考に、29事業年度の法人税確定申告書を基にして簡便な方法で推計している。

図表８　２指標をいずれも上回っている中小特定同族会社の推計留保金課税額の状況

（単位：法人、万円、％）

区分		配当を行っていない法人	配当を行っている法人						合計
			当期純損失	配当割合				小計	
				0％超 5％以下	5％超 25％以下	25％超 50％以下	50％超 75％以下	75％超		
中小特定同族会社	①	151	2	166	55	18	7	12	260	411
推計留保金課税額が生ずる法人	②	144	0	160	52	13	0	1	226	370
推計留保金課税額	③	133億3163	—	156億4114	20億2260	4億9426	—	2820	181億8622	315億1785
平均推計留保金課税額(③/②)	④	9258	—	9775	3889	3802	—	2820	8047	8518
推計留保金課税額が生ずる法人の割合(②/①)	⑤	95.3	0.0	96.3	94.5	72.2	0.0	8.3	86.9	90.0

注(1)　金額は万円未満を切り捨てているため、合計しても小計欄及び合計欄と一致しない。

注(2)　推計留保金課税額が生ずる法人の割合は、小数点第２位以下を切り捨てている。

このように、中小特定同族会社の中には特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるものが含まれており、上記のとおり、これらの中小特定同族会社は、特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても留保金課税が適用されないため、留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で課税の公平性が保たれていない状況となっているおそれがあると思料される。

(3)　中小特定同族会社が親会社になっている場合の留保金課税への影響

前記のとおり、留保金課税は、①会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること、及び②個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であることから設けられている。

しかし、特定同族会社が子会社で、中小特定同族会社が親会社である場合には、当該特定同族会社は一定額以上の留保所得金額に対して留保金課税が課されるが、親会社である中小特定同族会社には留保金課税は適用されず、子会社である特定同族会社からの配当についても、受取配当等の益金不算入制度(注10)により法人税が課されない。このため、子会社である特定同族会社は、親会社である中小特定同族会社へ配当することにより、留保所得金額を減らして留保金課税を課されないようにして、また、親会社である中小特定同族会社は、留保金課税が適用されないため、自らの株主へ配当しなかったり、配当したとしても配当額を少なくしたりして利益を社内に留保することが可能となる。

したがって、子会社である特定同族会社及び親会社である中小特定同族会社を合わせてみた場合、株主への配当に係る所得税が課されない上に、留保金課税額も生じないこととなり、結果的に留保金課税が設けられた趣旨にそぐわない状況が生じている可能性がある（図表９ア①参照）。

（注10）　受取配当等の益金不算入制度　　法人が他の内国法人から受ける配当等の金額については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。なお、留保所得金額の計算においては、所得金額に受取配当等の益金不算入額を加算することとなっている。

図表９　親会社と子会社の関係図

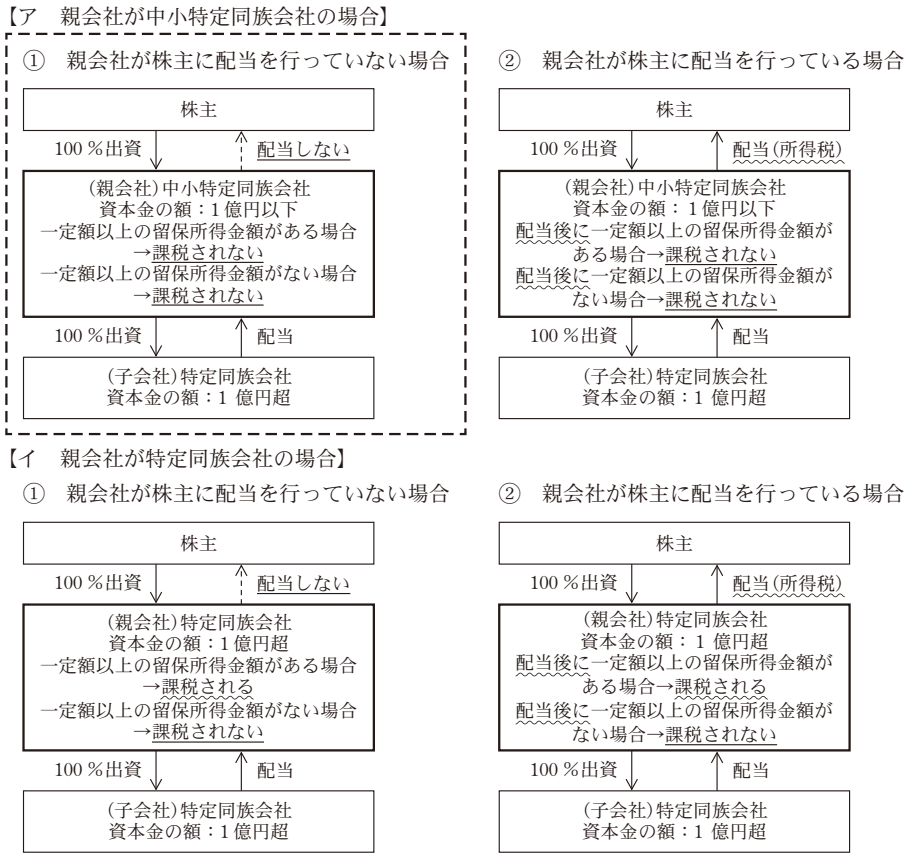

そこで、前記の特定同族会社 1,445 法人のうち、親会社である中小特定同族会社が子会社である特定同族会社の株式の 100% を保有していて完全支配関係にある 40 法人について、親会社である中小特定同族会社 40 法人への配当、留保金課税額等の状況をみたところ、子会社である特定同族会社 40 法人のうち、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていたのは 37 法人であった。

また、親会社である中小特定同族会社に配当を行っていた上記 37 法人のうち、配当することにより留保所得金額が少なくなり、留保金課税額が生じていなかったものが 21 法人あった。そして、上記の 37 法人について留保金課税額の有無別に配当割合をみたところ、留保金課税額が生じていない 21 法人の平均配当割合は 63.1% で、留保金課税額が生じている 16 法人の平均配当割合 25.2% よりも高い状況となっていた。

一方、上記の 37 法人から配当を受け取っていた親会社である中小特定同族会社 37 法人について、株主への配当等の状況をみたところ、株主に配当を行っていたのは 18 法人で、残りの 19 法人については全く配当を行っていなかった。そして、これら中小特定同族会社 37 法人について株主に対する配当の有無別に留保所得金額をみたところ、株主に配当を行っていなかった 19 法人の平均留保所得金額は 7 億 3130 万余円で、株主に配当を行っていた 18 法人の平均留保所得金額 1 億 6125 万余円よりも高い状況となっていた。

また、利益の一部を内部留保すると財務基盤は強化されると考えられることから、子会社から配当を受け取っていた上記の中小特定同族会社 37 法人について、純資産額及び自己資本比率の状況をみたところ、 2 指標をいずれも上回っている法人が 8 法人あった。これらの法人について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計する

と、推計留保金課税額が生ずるのは5法人あり、計9億4201万余円であった。

このように、子会社である特定同族会社37法人及び親会社である中小特定同族会社37法人の中には、留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがあると思料される状況が見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜**事例**＞

A特定同族会社は、B中小特定同族会社の100％子会社である。A特定同族会社の平成29年8月期の当期純利益は157億余円であり、所定の計算により所得金額を235億余円と算定している。一方、親会社であるB中小特定同族会社に75億余円を配当（配当割合48.2％）していることなどから、留保所得金額は159億余円となっている。そして、留保金課税額の算定に当たり、留保所得金額から一定の金額を控除するなどの所定の計算をした結果、留保金課税額は0円となっていた。

A特定同族会社の親会社であるB中小特定同族会社の29年6月期の当期純利益は74億余円であり、完全子会社であるA特定同族会社から受け取った配当76億余円全額を益金不算入にしていることなどから、所得金額は2億余円の欠損となっている。一方、親会社であるB中小特定同族会社は株主に全く配当を行っておらず、所定の計算により留保所得金額を58億余円と算定している。また、B中小特定同族会社の純資産額は99億余円、自己資本比率は82.5％となっていて、2指標をいずれも上回っており、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられるが、中小特定同族会社であることから留保金課税の適用対象とはなっていなかった。なお、B中小特定同族会社について、仮に留保金課税の適用対象とした場合の留保金課税額を推計すると、5億6962万余円の推計留保金課税額が生じた。

4　本院の所見

留保金課税は、①会社の支配者が少数の者に占められている特定同族会社においては、非同族会社等に比べて配当を行うかどうかは法人の意のままであって、個人株主の受ける配当等について累進税率による所得税の課税が必ずしもなし得ないことになるため、その代替的措置が必要であること、及び②個人企業形態で営む企業の租税負担とのバランスを考えて、その調整が必要であることから設けられている。一方、中小特定同族会社については、その財務基盤の強化を図る観点から、留保金課税の適用対象から除外されているが、平成19年度税制改正から10年以上が経過して、所得税と法人税の税率の差が拡大するなど、状況が変化している。

本院は、中小特定同族会社の財務基盤、配当等の状況はどのようになっているか、特定同族会社との間での課税の公平性は保たれているかなどに着眼して検査したところ、留保金課税の適用対象について、資本金の額が1億円以下の中小特定同族会社を除外しているが、この基準では、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の中小特定同族会社までもが留保金課税の適用対象から除外されている状況が見受けられた。また、これらの中小特定同族会社は、財務基盤が同程度であると考えられる特定同族会社と比べて配当を行っていない傾向にあるが、一定額以上の留保所得金額があっても留保金課税が適用されないため、留保金課税の適用対象である特定同族会社との間で課税の公平性

が保たれていない状況となっているおそれがあると思料される。さらに、留保金課税が適用される子会社である特定同族会社から留保金課税が適用されない親会社である中小特定同族会社に配当を行い、親会社において利益を留保することによって、留保金課税が設けられた趣旨にそぐわないおそれがあると思料される状況が見受けられた。

ついては、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、留保金課税の適用範囲について、様々な視点から有効性及び公平性を高めるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも留保金課税の適用範囲について、引き続き注視していくこととする。

第2　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について

検　査　対　象	財務省、国税庁
会計名及び科目	一般会計　国税収納金整理資金　(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金 (款)還付金 (項)各税還付金
源泉徴収制度の概要	所得税法に基づき、利子や配当等を支払う際に源泉所得税を徴収して国に納付する制度
所得税額控除の適用により源泉所得税相当額を還付した場合に生ずる還付金及び還付加算金の概要	事業年度の所得に対する法人税額がない又は控除すべき源泉所得税相当額が当該事業年度の所得に対する法人税額を上回ったとして、納付した税額の全部又は一部について還付を求めた金額及び当該金額に一定の割合を乗じて計算した金額
検査の対象とした法人数	延べ 8,650 法人(平成 29 年度～令和元年度)
上記のうち完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等について所得税額控除を適用していた法人数及び当該配当等に係る源泉所得税相当額	延べ 1,667 法人　9934 億 1336 万円
上記延べ 1,667 法人のうち所得税額控除の適用により還付金が生じていた法人数並びに還付金及び還付加算金の額	延べ 1,262 法人　8898 億 6092 万円　3 億 6563 万円

1　検査の背景

(1)　源泉徴収制度及び税務署における源泉所得税事務

所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)では、利子や配当等を支払う場合は、その支払の際に同法第 181 条等の規定に基づき、原則として 20.42% の源泉所得税及び復興特別所得税(注1)(以下「源泉所得税」という。)を徴収し、これを国に納付(以下「源泉徴収」といい、源泉徴収を行う者を「源泉徴収義務者」という。)する制度が設けられている(以下、この制度を「源泉徴収制度」という。)。源泉徴収制度は、本来の納税者の所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から設けられたものであり、申告納税制度を前提とした場合の所得税の前払的性質を持つ制度となっている。

そして、源泉徴収は、個人に帰属する所得につき行われるものであるが、源泉徴収制度の実施の円滑化を図り、源泉徴収義務者の源泉徴収に係る事務(以下「源泉徴収事務」という。)の便宜を考慮して、利子や配当等を内国法人に支払う場合においても、同法第212条の規定に基づき源泉徴収を行うこととされ、この場合の源泉所得税は、法人税の前払的性質を持つこととなり、原則として法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっている。なお、利子や配当等の所得に対する源泉徴収は、税率等の改正はあったものの、現行の所得税法が施行された昭和40年当時から変わらずに維持され、現在に至っている。

また、税務署長は、確定申告書等により、利子や配当等の支払の有無及び源泉所得税の納付実績を確認したり、その内容が法令に違反していないことを確認したりするなどして、源泉所得税事務を行うこととなっている。

(注1)　復興特別所得税　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)に基づくものであり、平成25年1月から令和19年12月までの25年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の2.1%相当額を上乗せする形で課税するもの

(2)　受取配当等の益金不算入の制度

内国法人は、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条の規定に基づき、事業年度の終了後2か月以内に、税務署長に対して確定した決算に基づいた計算により納付すべき法人税額を記載した確定申告書を提出することとなっている。そして、法人の所得の計算に当たり、内国法人が他の内国法人から支払を受ける配当等は、配当等を支払う法人の段階で既に法人税が課されていることから、その二重課税を避けるために、同法第23条の規定に基づき、法人が保有する株式等の区分に応じて、一定の配当等の額を益金の額に算入しないこと(以下「益金不算入」という。)とする制度が設けられている。

そして、益金不算入の制度は、経済活動に占める法人の地位が格段に上昇したことに伴い、法人間での相互株式保有の増大等や投資目的での株式保有の増大等が進み、法人による株式の保有割合が著しく高まっているという経済実態やこれらの法人の経営形態等の変化に合わせながら改正が重ねられていて、現在は、親法人である内国法人が保有する完全子法人株式等(注2)及び関連法人株式等(注3)の企業支配的な関係に基づく株式等に係る配当等の額については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことがないように、完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額が益金不算入の対象となる。したがって、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等については、原則として法人税が課されないこととなっている。また、その他株式等(注4)に係る配当等の額については、他の投資機会との選択に税制が影響を及ぼすことがないように、100分の50相当額が、非支配目的株式等(注5)に係る配当等の額については、同様の理由により、100分の20相当額が、それぞれ益金不算入の対象となり、法人税の一部が課されないこととなっている(図表1参照)。

(注2)　完全子法人株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式を除く。以下同じ。)の原則として全部の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等

（注３）　関連法人株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として３分の１超に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して有する場合の当該株式等（完全子法人株式等を除く。）

（注４）　その他株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として100分の５を超え３分の１以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

（注５）　非支配目的株式等　　法人が他の内国法人の発行済株式総数等の原則として100分の５以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

図表１　親法人である内国法人が保有する株式等の区分別にみる益金不算入の対象となる配当等の額

親法人である内国法人が保有する株式等の区分	益金不算入の対象となる配当等の額
完全子法人株式等（持株比率100％）	配当等の額の全額
関連法人株式等（持株比率１/３超）	配当等の額の全額―負債利子
その他株式等（持株比率５％超１/３以下）	配当等の額の50％相当額
非支配目的株式等（持株比率５％以下）	配当等の額の20％相当額

(3)　所得税額控除の適用による源泉所得税の精算手続及び税務署における還付事務

前記のとおり、内国法人がその事業年度内に受け取った利子や配当等の所得に課される源泉所得税は、法人税の前払的性質を持つことから、納付すべき法人税額を計算するに当たり、同一の所得に対して法人税と所得税が課されることがないように、法人税法第68条の規定に基づき、その法人の所得に対する法人税額から源泉所得税相当額を控除すること（以下「所得税額控除」という。）により精算することとなっている。

そして、内国法人において、当該事業年度の所得に対する法人税額がない又は控除すべき源泉所得税相当額が当該事業年度の所得に対する法人税額を上回ったとして、納付した税額の全部又は一部について還付を求めた金額を記載した確定申告書を提出した場合、それを受領した税務署長は、その内容が法令に違反していないことを確認等して、適正であると認めたとき、還付金の支払決定を行い、同法第78条の規定に基づき、当該内国法人に還付することとなっている（図表２参照）。

図表２　所得税額控除の適用による源泉所得税の精算手続

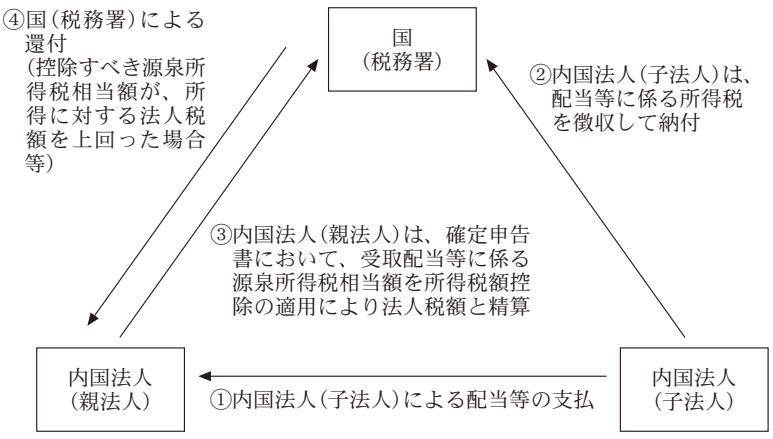

また、税務署長等が国税を還付する場合には、国税通則法(昭和37年法律第66号)第58条等の規定に基づき、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて、還付金の額に一定の割合(平成28年分は年1.8%、29年分は年1.7%、30年分から令和2年までの分は年1.6%)を乗じて計算した一種の利子に相当する還付加算金を当該還付金に加算して支払うこととなっている。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1)　検査の観点及び着眼点

前記のとおり、益金不算入の対象となる配当等については、法人税が課されないこととなっているが、配当等の支払の際に源泉徴収を行っているため、源泉徴収義務者における源泉徴収事務及び税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生ずることがある。

完全子法人株式等に係る配当等の額の全額及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額については、前記のとおり、益金不算入の対象となっているため、仮に源泉徴収を行わないこととした場合、源泉徴収事務及び源泉所得税事務の負担が軽減されるだけでなく、還付金及びこれに係る税務署の還付事務も生じない可能性があると思料される。

一方、その他株式等及び非支配目的株式等に係る配当等については、益金不算入の対象は配当等の額の一部のみであることから、仮に源泉徴収を行わないこととした場合であっても、源泉徴収事務及び源泉所得税事務は引き続き必要となるだけでなく、源泉徴収義務者において益金不算入の対象額に応じて源泉所得税額を算定する必要が生ずるとともに、税務署においてもその確認を行う必要が生ずることとなり、源泉徴収事務及び源泉所得税事務の負担が増加してしまうおそれがある。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等について、受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況、所得税額控除の適用により生ずる還付の状況、税務署における源泉所得税事務及び還付事務の状況等について、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に沿ったものとなっているかなどに着眼して検査した。

(2)　検査の対象及び方法

検査に当たっては、国税庁が実施等した会社標本調査及び統計年報を分析したほか、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき、全国の524税務署から国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類として本院へ提出された支払年度が平成29年度から令和元年度まで(2年1月分まで)の分に係る支払決議書データ(注6)のうち、法人税及び源泉所得税に係る還付金及び還付加算金の支払決議書データを基に、国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類として本院へ提出された法人税確定申告書(注7)等により法人名や還付金の額等を確認できた法人数延べ8,650法人(これに係る還付金の額1兆9926億3004万余円及び還付加算金の額48億4731万余円分)を対象として検査した。そして、財務省において、源泉徴収制度、受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の制度等について、国税庁において、源泉所得税事務並びに還付金及び還付加算金並びにこれらに係る還付事務の状況について、それぞれ聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注６）　計算証明規則に基づき本院に証拠書類として提出されたもので支払決定額が１件300万円を超えるもの

（注７）　計算証明規則に基づき本院に証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金の額や税額が一定額以上のもの

3　検査の状況

(1)　受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等

前記のとおり、配当等の所得に対する源泉徴収は、現行の所得税法が施行された昭和40年当時から変わらずに維持され、現在に至っている。一方で、受取配当等の益金不算入の制度については、経済実態や法人の経営形態等の変化に合わせながら改正が重ねられている。上記の状況を踏まえて、40年当時と比較して受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等がどのようになっているかについてみると、図表３のとおり、平成28年度以降の受取配当等の額は大幅に増加しており、また、28年度以降の所得税額控除の額も３兆円から４兆円程度と多額に上っていた。そして、受取配当等の額に対する受取配当等の益金不算入の額の割合は、昭和40年当時は約50％で推移しているのに対して、平成28年度以降は約80％で推移しており、近年は、配当等の多くに法人税が課されていない状況となっていた。

前記のとおり、法人税の前払的性質を持つ配当等の所得に課される源泉所得税は、源泉徴収制度の実施の円滑化を図り、源泉徴収義務者の源泉徴収事務の便宜を考慮して徴収されているが、上記のとおり、現行の所得税法が施行された昭和40年当時と比較して、受取配当等の額及び益金不算入の額は大幅に増加していた。また、所得税額控除の額も多額となっていて、法人における配当等の所得に対する源泉徴収を取り巻く状況は大きく変化している。

図表３　受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等　（単位：百万円、％）

区　　分	昭和39年分	40年分	41年分	平成28年度分	29年度分	30年度分
受取配当等の額　(a)	182,693	227,157	220,234	13,725,434	14,622,554	19,904,423
益金不算入の額 (b)	103,075	116,245	113,411	11,825,245	12,582,300	16,816,164
割合　(b/a)	(56.4)	(51.1)	(51.4)	(86.1)	(86.0)	(84.4)
所得税額控除の額	—	—	—	3,173,255	3,549,592	4,257,840

（注）　国税庁「会社標本調査」を基に本院が作成した。

(2)　完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人における受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等

前記延べ8,650法人のうち、平成29年度から令和元年度までの各年度分において、所得税額控除を適用した法人数及びその額をみると、平成29年度3,454法人及び7970億5304万余円、30年度4,036法人及び4807億2918万余円、令和元年度880法人及び6733億9452万余円、延べ8,370法人及び計１兆9511億7675万余円となっていた。

そして、上記延べ8,370法人のうち、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人は、図表４のとおり、延べ1,667法人となっていて、当該法人の平成29年度から令和元年度までの各年度における所得税額控除の額は、平成29年度3383億4204万余円、30年度2457億8797万余円、令和元年度5503億8973万余円、計１兆1345億1974万余円となっていた。さらに、これらの法人が受け取った完全子法人株式等及び関連法人

株式等に係る配当等の額は、平成29年度1兆5636億1817万余円(うち受取配当等の益金不算入の額1兆5321億9208万余円)、30年度1兆0616億5692万余円(同1兆0505億4961万余円)、令和元年度2兆2815億0185万余円(同2兆2800億9775万余円)、計4兆9067億7695万余円(同4兆8628億3944万余円)となっていた。そして、上記の4兆9067億7695万余円から、負債利子等の額等計439億3751万余円を除いた完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額の全額が益金不算入となっていて、法人税が課されていない状況となっていた。また、当該配当等に対する所得税額控除の額は、平成29年度3116億9978万余円、30年度2159億8994万余円、令和元年度4657億2363万余円、計9934億1336万余円となっていて、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人延べ1,667法人の所得税額控除の額のほとんどが完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等の額に対するものとなっており、その額は多額に上っていた。

図表4　完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している親法人における受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等　(単位：法人、千円)

区分	年度	親法人数	所得税額控除の額	子法人の数	完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等の額	負債利子等の額等	受取配当等の益金不算入の額	受取配当等に対する所得税額控除の額(源泉所得税相当額)
完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している親法人	平成29年度	653	338,342,043	1,474 (1,005)	1,563,618,171	31,426,088	1,532,192,083	311,699,788 (197,371,723)
	30年度	797	245,787,972	1,697 (1,184)	1,061,656,925	11,107,315	1,050,549,610	215,989,942 (198,439,394)
	令和元年度	217	550,389,732	434 (314)	2,281,501,858	1,404,108	2,280,097,750	465,723,635 (458,005,990)
	計	1,667	1,134,519,748	3,605 (2,503)	4,906,776,956	43,937,512	4,862,839,443	993,413,365 (853,817,108)

注(1)　令和元年度分については、平成31年4月分から令和2年1月分までの分に係る支払決議書データに対応した法人税確定申告書等を基に集計したものである。

注(2)　括弧書きは、完全子法人株式等を保有している親法人における完全子法人の数及び当該株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額である。

上記の完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する所得税額控除の額9934億1336万余円については、原則として法人税が課されていない配当等に対して法人税の前払的性質を持つ源泉所得税として徴収された額に相当するものである。この多額の源泉所得税相当額については、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、前記のとおり、税務署における源泉所得税事務が生ずることとなる。

そして、関連法人株式等を保有している親法人における関連法人については、同株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととしても、税務署における源泉所得税事務が引き続き生ずる可能性がある。一方、少なくとも完全子法人株式等を保有している親法人における完全子法人延べ2,503法人については、同株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととすれば、源泉所得税事務は生じないものと思料される。

(3)　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより生ずる還付の状況等

前記のとおり、税務署長等が国税を還付する場合には、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて計算した還付加算金を還付金に加算して支払うこととなっている。そこで、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人延べ1,667法人のうち、完全子法人株式等及び関連法人株

式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより還付金が生じていた法人延べ1,262法人について、その支払状況をみると、図表5のとおり、還付金の額は、平成29年度2531億8772万余円、30年度1857億3534万余円、令和元年度4509億3785万余円、計8898億6092万余円となっていた。このうち、還付加算金が生じていた法人は延べ888法人となっており、その支払額は、平成29年度9988万余円、30年度1億1931万余円、令和元年度1億4643万余円、計3億6563万余円となっていて、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより多額の還付金及び還付加算金が生じている状況となっていた。これは、前記のとおり、配当等の所得に課される源泉所得税は、法人税の前払的性質を持ち、法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっているが、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等に対して源泉徴収を行っているために生じていると認められ、これに伴い、税務署において、上記の還付金及び還付加算金に係る還付事務が生ずることになる。

そして、完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の支払の際に源泉徴収を行わないこととしても、完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している親法人が、その他株式等又は非支配目的株式等も保有している場合については、その他株式等又は非支配目的株式等について引き続き税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生ずることがある。一方、上記延べ1,262法人のうち、完全子法人株式等又は関連法人株式等のみを保有している親法人で、受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除のみを適用したことにより還付金が生じていた延べ423法人については、少なくとも還付金及びこれに係る税務署の還付事務は生じないものと思料される。

図表5　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより生じた還付金及び還付加算金の額の状況（単位：法人、千円）

区　　分	年度	法人数	完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する所得税額控除の額（源泉所得税相当額）	還付金の額	還付加算金が生じていた法人数	還付加算金の額
完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより還付金及び還付加算金が生じていた親法人	平成29年度	497	279,672,526	253,187,721	345	99,888
	30年度	592	203,161,927	185,735,342	414	119,313
	令和元年度	173	460,772,918	450,937,858	129	146,434
	計	1,262	943,607,372	889,860,921	888	365,635
延べ1,262法人のうち、完全子法人株式等又は関連法人株式等のみを保有している親法人	平成29年度	179	37,312,618	32,381,277	136	14,080
	30年度	225	121,562,980	116,973,004	169	80,022
	令和元年度	82	16,103,375	11,205,696	67	6,352
	計	486	174,978,974	160,559,978	372	100,454
延べ486法人のうち、受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除のみを適用したことにより還付金及び還付加算金が生じていた親法人	平成29年度	155	30,626,805	26,215,368	119	12,987
	30年度	198	64,823,419	62,776,417	154	39,514
	令和元年度	70	13,877,618	10,235,670	58	4,960
	計	423	109,327,843	99,227,456	331	57,462

（注）　令和元年度分については、平成31年4月分から令和2年1月分までの分に係る支払決議書データ及び当該データに対応した法人税確定申告書等を基に集計したものである。

また、前記の延べ1,262法人について、それぞれの法人が受け取った完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用した額と当該所得税額控除の適用により生じた還付金及び還付加算金の額の状況をみると、図表6のとおり、所得税額控除を適用した額が増加すると、還付金及び還付加算金の額も増加する傾向となっていた。

図表6　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用した額と当該所得税額控除の適用により生じた還付金及び還付加算金の額の状況　（単位：法人）

区分		完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する所得税額控除により生じた還付金及び還付加算金の額							
		1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超4000万円以下	4000万円超6000万円以下	6000万円超8000万円以下	8000万円超1億円以下	1億円超	計
完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する所得税額控除の額	1億円超	2	4	4	3	8	13	239	273
	8000万円超1億円以下	2	1	5	3	10	14	0	35
	6000万円超8000万円以下	3	2	7	12	35	0	0	59
	4000万円超6000万円以下	5	3	22	56	0	0	0	86
	2000万円超4000万円以下	12	14	131	0	0	0	0	157
	1000万円超2000万円以下	30	142	0	0	0	0	0	172
	1000万円以下	480	0	0	0	0	0	0	480
	計	534	166	169	74	53	27	239	1,262

このように、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じており、還付することとなった国税の法定納期限等の翌日から還付金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて計算して支払われた還付加算金の額は3億6563万余円となっていた。

上記の状況について事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

完全支配関係の親法人であるA法人は、子法人である4法人から完全子法人株式等に係る配当として計110,086,808,839円を受け取っていた。

そして、4法人は、源泉徴収義務者として、上記の配当に係る源泉所得税計22,479,726,364円を徴収して税務署に納付していた。

また、A法人は、税務署に提出した平成30年3月期分の確定申告書において、前記配当の全額を益金不算入とするとともに、4法人が納付した源泉所得税額に相当する22,479,726,364円について所得税額控除を適用して、同期分の所得に対する法人税額152,138,376円から控除して、控除しきれなかった金額22,327,587,988円を還付金としていた。

これを受けて、税務署は、上記の還付金及び当該還付金に係る還付加算金8,808,600円、計22,336,396,588円について、その内容が法令に違反していないことを確認等し、適正であると認めて、30年7月11日に支払決定を行い、A法人に還付していた。

前記のとおり、法人における配当等の所得に対する源泉徴収を取り巻く状況は大きく変化している一方、法人税が課されていない状況となっている完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して、法人税の前払的性質を持つ源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等について、税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている。

4　本院の所見

源泉徴収制度は、所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から設けられたものであり、申告納税制度を前提とした場合の所得税又は法人税の前払的性質を持ち、原則として個人又は法人の確定申告等の手続を通じて精算される仕組みとなっているものである。一方、原則として全額が益金不算入の対象となり法人税が課されないこととなっている完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていて、税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、所得税額控除の適用による源泉所得税の精算に伴い、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じやすい状況となっていると思料される。

上記を踏まえて検査したところ、原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っていたことから、企業グループ内において納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、当該配当等に対する税務署における源泉所得税事務が生じたり、源泉所得税相当額について所得税額控除が適用されることにより還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じたりしている状況となっていた。このような状況は、源泉所得税が法人税の前払的性質を持つことや所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの源泉徴収制度の趣旨に必ずしも沿ったものとはなっていないと思料される。

ついては、本院の検査で明らかになった状況を踏まえて、財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、配当等に対する源泉徴収制度の在り方について、引き続き、様々な観点から効率性、有効性等を高める検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも配当等に対する源泉徴収制度について、引き続き注視していくこととする。

第４節　国民の関心の高い事項等に関する検査状況

１　国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、大規模自然災害の頻発等の難しい課題に直面している一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどっており、財政健全化が課題となっている。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

２　検査の状況

⑴　検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、大規模自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保や、少子高齢化及び情報化の進展、気候変動問題等を背景とした社会保障、情報通信(IT)、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、適正で公平な運用等に対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第３章　個別の検査結果」及び「第４章　国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア　国民生活の安全性の確保に関するもの

①　自家発電機等を浸水のおそれがある場所に設置している災害拠点病院において、自家発電機等を浸水のおそれがない場所に移設したり、防水扉や止水板を設置したりするなどの計画を策定することなどにより、水害時に継続して医療を提供できるよう改善の処置を要求したもの　〔独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構・423、428、453 ページ記載〕

②　石油供給インフラ強じん化事業として実施する耐震化対策等について、耐震性能等の評価を行う際は最も条件の厳しいケースを採用するよう指導することなどにより、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るという事業の目的が十分に達成されるよう意見を表示したもの　（経済産業省・296 ページ記載）

③　原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業において、整備した簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの　（内閣府(内閣府本府)・47 ページ記載）

④　国有林林道の林道施設に係る長寿命化対策に当たり、長寿命化点検を踏まえるとともに、設置年度等の必要な情報が記された既存の資料を活用して個別施設計画を適切に策定するよう改善の処置を要求し、及び個別施設計画が策定されていない併用区間の林道施設について、協定先の市町村等と協議を行った上で個別施設計画を策定するよう意見を表示したもの

（農林水産省・245 ページ記載）

イ　社会保障に関するもの

①　待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策について

（国会からの検査要請事項に関する報告・556 ページ記載）

②　国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額について、市町村に対して交付額を算定するに当たって根拠とした資料等を適切に整理し、保管しておくことを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び詳細な健診項目の実施状況等を適切に把握し、これに基づいて基本・詳細単価を定めるための方策を検討することなどにより、特定健康診査を実施する市町村に対する国の負担が適切なものとなるよう意見を表示したもの

（厚生労働省・190 ページ記載）

③　企業主導型保育助成事業により病児保育室等を整備するに当たり、補助事業者に対して、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させるとともに、病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させることなどにより、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

（内閣府（内閣府本府）・54 ページ記載）

④　事務処理誤りによる過払い年金の返還請求に係る事務処理について、進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すなどして、日本年金機構本部が進捗管理を適切に行うとともに適時に年金事務所等に必要な指示を行うための仕組みを整備することなどにより、返還請求に係る事務処理が迅速かつ適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

（厚生労働省、日本年金機構・403 ページ記載）

ウ　制度・事業の効果等に関するもの

①　東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について

（国会からの検査要請事項に関する報告・536 ページ記載）

②　福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

（国会及び内閣に対する報告・489 ページ記載）

③　低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について

（国会及び内閣に対する報告・518 ページ記載）

④　完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について

（特定検査対象に関する検査状況・586 ページ記載）

⑤　地籍調査事業の実施に当たり、市町村等に対して、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知徹底するなどするとともに、地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を定めて、当該期間内に認証請求を行うことについて周知することなどにより、遅滞なく認証請求が行われ、

事業の成果が有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの

（国土交通省・329 ページ記載）

⑥ 国際連帯事業拠出金について、活用方策を検討して事業内容を見直すとともに、基金基準等に基づく指導監督及び点検等を行うことにより使用見込みの低い資金の取扱いの検討を行うことなどをガイドライン等に定めるなどして、活用が図られるよう改善させたもの

（外務省・87 ページ記載）

エ　制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

① 財務基盤の強化を図るために特定同族会社の特別税率の適用対象から除外された法人のうち、特定同族会社と比べても財務基盤が一定水準以上となっていると考えられる一部の法人の財務基盤の状況等について　（特定検査対象に関する検査状況・574 ページ記載）

② 訓練終了者に対して支給される終了後手当について、訓練終了者が相当程度就職困難者に該当することを確認するための具体的な要件を取扱要領に定めることなどにより、安定所において終了後手当の支給決定の可否を判断するに当たり、訓練終了者間の公平性が確保されるよう改善させたもの　（厚生労働省・206 ページ記載）

③ ノンステップバスの購入に係る補助事業の実施に当たり、バス車両購入時の値引額を的確に把握し、車両本体等の価格に対する補助対象経費の算定方法を交付要綱等に定めることなどにより、補助対象経費が適切に算定されるよう改善させたもの

（国土交通省・342 ページ記載）

④ 公共事業における資産の収用等又は収用等を前提とした買取りに係る課税の特例について、施行地外建物等移転補償金を交付する旨の買取証明書の摘要欄への記載や買取申出年月日の判定基準について説明したリーフレットを事前協議の際に公共事業施行者に送付したり、買取申出年月日に着目した事後監査を適切に行ったりなどするよう国税局等に対して指導するとともに、同リーフレットの内容をホームページに掲載して公共事業施行者等に対して周知することにより、適正な適用を図るよう改善させたもの　（財務省・103 ページ記載）

オ　予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

① 賃貸借契約により調達した情報システムの撤去について、作業内容等が明確になるよう周知するとともに、撤去に係る日程を把握できるよう作業実施計画を提出させることなどにより、会計処理及び会計年度所属区分が適正なものとなるよう改善させたもの

（防衛省・383 ページ記載）

② チンパンジー用大型ケージ等の整備に当たり、霊長研教員が取引業者に架空の取引を指示するなどして虚偽の内容の契約関係書類を作成させ、架空の取引に係る購入代金を京都大学に支払わせたり、会計規程等の趣旨等に反して契約を意図的に分割したりするなど不適正な会計経理を行うなどしていたもの

（独立行政法人日本学術振興会、国立大学法人京都大学・422、464 ページ記載）

③ CO_2 センサー搭載型漂流ブイの製作契約において、監督及び完了検査が適正でなかったため、仕様を満たさないなどのブイが納入されていたにもかかわらず、契約金額全額を支払っていたもの　（国立研究開発法人海洋研究開発機構・433 ページ記載）

④ 物件の買入れなどに係る契約について、検査職員等に対して研修を実施して会計法令に基づく検査の重要性や会計法令等の周知徹底を図ることなどにより、会計法令に基づく検査が適正に実施されるよう改善させたもの　（国土交通省・348 ページ記載）

カ　環境及びエネルギーに関するもの

① 地域再エネ水素ステーション導入事業について、導入された再エネ水素ステーションの大多数において必要電力量の全量相当分が再エネ発電電力量により賄われておらず、現状の技術的な知見では、再エネ水素ステーションの必要電力量を適切に把握することが困難であることから、事業を廃止するとともに、将来の同種事業の効果的な実施に資するために、必要電力量を適切に把握するための技術的な検証を行うことにより、再エネ水素ステーションによる総合的な低炭素化が適切に図られるよう改善させたもの　（環境省・367 ページ記載）

② 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）による事業の実施に当たり、省エネルギーの実績量の計算が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに実績量を計算する際に補正を行う場合の取扱いについて定めたり、エネマネ対策として行った運用改善の内容を報告させたりなどして事業の効果が十分発現するよう改善の処置を要求したもの　（経済産業省・288 ページ記載）

③ 原子力施設の廃止措置に当たって、保管している核燃料物質の移動先等の検討を行い、集約して保管するために必要な第三ウラン貯蔵庫の建設を早期に再開したり、既存施設に集約して保管したりすることを定めることにより、仮置施設の整備が必要になる事態が今後生じないよう改善させたもの　（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・447 ページ記載）

キ　情報通信（IT）に関するもの

① 国による地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化について

（国会及び内閣に対する報告・503 ページ記載）

② 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において、基金が過大に使用されていたもの　（厚生労働省・176 ページ記載）

③ 複数の大学と共同して医療情報支援を行うことを目的とした震災医療システムについて、医療データを取り込むために必要なマッピング作業の具体的な実施方法、役割分担等について十分に合意形成が図られていなかったなどのため、全く利用されていなかったもの

（国立大学法人佐賀大学・473 ページ記載）

④ 取水量測定自動化事業として構築したシステムにおいて、電圧データの欠測やシステム測定値と実測値とのかい離が多数生じていたのに、それらの発生原因を究明して改善する取組を行うなどしていなかったため、システムにより農業用水の河川からの取水実態を正確に把握することができない状況となっていて、事業の目的を達していなかったもの

（農林水産省・219 ページ記載）

⑵　その他の検査の状況

⑴のほか、国会法第 105 条の規定に基づく検査要請が行われた「外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について」「高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について」「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について」「公的統計の整備に関する業務の実施状況等について」「政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について」「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の実施状況等について」及び「農林水産分野における TPP 等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について」について検査を実施している。また、このほか国民の関心の高い事項としては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等の執行等に係る問題について検査を実施している。

3　本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節　特別会計財務書類の検査

平成30年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	令和元年11月5日
検査対象	17府省庁等が所管する13特別会計の平成30年度特別会計財務書類
平成30年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	令和元年12月25日

会計検査院は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、令和元年11月5日に内閣から送付を受けた17府省庁(注1)等が所管する13特別会計(注2)の平成30年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

（注1）　17府省庁等　　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

（注2）　13特別会計　　交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融資、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成30年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）、特別会計の情報開示に関する省令（平成19年財務省令第30号）、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準（平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。）等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する3特別会計において3事項見受けられた。

なお、上記の3事項については、全て3省庁(注3)において所要の訂正が行われた。

（注3）　3省庁　　復興庁、経済産業、国土交通両省

表　特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないもの

<table>
<tr><th>番号</th><th>特別会計名
(勘定名等)</th><th>所管</th><th>財務書類の科目等</th><th>計上金額
(単位：百万円)</th><th>適切な計上金額
(単位：百万円)</th><th>事項</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">エネルギー対策(エネルギー需給(連結))</td><td rowspan="3">内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省</td><td>附属明細書
2　連結対象法人別の業務費用の明細
補助金等　エネルギー対策特別会計　エネルギー需給勘定</td><td>215,435</td><td>300,530</td><td rowspan="2">①</td></tr>
<tr><td>委託費　エネルギー対策特別会計　エネルギー需給勘定
拠出金　エネルギー対策特別会計　エネルギー需給勘定
庁費等　エネルギー対策特別会計　エネルギー需給勘定</td><td>112,334
1,962
2,054</td><td>147,891
3,474
2,198</td></tr>
<tr><td colspan="4">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項①　附属明細書の「連結対象法人別の業務費用の明細」において、本特別会計全体の計算整理を行う経済産業省がエネルギー需給勘定の「補助金等」、「委託費」、「拠出金」及び「庁費等」の金額を計上するに当たり、経済産業省分と環境省分とを合算した金額を計上すべきであるのに、誤って環境省分の金額を合算せず、経済産業省分のみの金額を計上していたもの(経済産業省)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">自動車安全(自動車事故対策(連結))</td><td rowspan="3">国土交通省</td><td>連結業務費用計算書　賞与引当金繰入額　本会計年度</td><td>120</td><td>237</td><td rowspan="2">②</td></tr>
<tr><td>退職給付引当金繰入額　本会計年度
附属明細書
2　連結対象法人別の業務費用の明細
賞与引当金繰入額　独立行政法人自動車事故対策機構
退職給付引当金繰入額　独立行政法人自動車事故対策機構</td><td>237
120
237</td><td>120
237
120</td></tr>
<tr><td colspan="4">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項②　連結業務費用計算書の「賞与引当金繰入額」及び「退職給付引当金繰入額」の金額を計上するに当たり、「賞与引当金繰入額」の金額と「退職給付引当金繰入額」の金額とを取り違えたため、それぞれの計上金額が誤っていたもの(国土交通省)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3</td><td rowspan="3">東日本大震災復興</td><td rowspan="3">国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省</td><td>附属明細書
4　区分別収支計算書の内容に関する明細
(2)　その他の収入の明細
所管　款　項　相手先
環境省　雑収入　事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入　東京電力ホールディングス株式会社</td><td>1,282</td><td>595,293</td><td rowspan="2">③</td></tr>
<tr><td>雑収入　雑収入　民間団体等</td><td>595,293</td><td>1,282</td></tr>
<tr><td colspan="4">〈表示が適切とは認められない事項の説明〉
事項③　附属明細書の「その他の収入の明細」において、本特別会計全体の計算整理を行う復興庁が、環境省に係る「事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入」及び「雑収入」の金額を計上するに当たり、「事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入」の金額と「雑収入」の金額とを取り違えたため、それぞれの計上金額が誤っていたもの(復興庁)</td></tr>
</table>

第５章　会計事務職員に対する検定

第５章　会計事務職員に対する検定

第１節　国の現金出納職員に対する検定

（概況）

令和元年10月から２年９月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは５件21,455円である。これに繰越し分６件3,784,110円を加えて、処理を要するものは11件3,805,565円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは３件11,005円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
裁判所	2	0	1	0
法務省	7	27	1	1
財務省	1	10	1	10
防衛省	1	3,768	—	—
計	11	3,805	3	11

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものなどである。

第2節　国の物品管理職員に対する検定

（概況）

令和元年10月から2年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受理したものは18,659件2,226,636,874円である。これに繰越し分54件267,859,535円を加えて、処理を要するものは18,713件2,494,496,409円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは18,638件2,285,875,998円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所管	処理を要するもの		処理したもの	
	件	千円	件	千円
国会	23	3,314	23	3,314
裁判所	64	4,780	61	4,780
会計検査院	6	1,197	6	1,197
内閣	1	—	—	—
内閣府	685	209,516	682	208,758
総務省	21	4,594	20	4,594
法務省	177	48,835	169	19,627
外務省	184	21,600	184	21,600
財務省	15,691	82,690	15,691	82,690
文部科学省	4	158	1	158
厚生労働省	145	22,870	144	22,465
農林水産省	212	29,337	211	29,085
経済産業省	149	121,504	146	121,503
国土交通省	231	134,667	212	73,301
環境省	12	6,824	9	2,491
防衛省	1,108	1,802,604	1,079	1,690,307
計	18,713	2,494,496	18,638	2,285,875

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、平成30年北海道胆振東部地震により三音速風洞装置等の高額な物品の損傷があったこと及び修理のため民間会社に引き渡した補助動力装置から取り外されたホイール等の高額な物品の亡失があったことによる。

（処理したものの内訳）

処理したものの内訳は次のとおりである。

① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの　1件　127,368円

② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの　17,718件　1,618,704,006円

③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補塡されているものなど　919件　667,044,624円

（検定したものの説明）

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、航空自衛隊の物品管理職員が、密封包装されていた火工品について、その数量等を検査する際に密封包装を開封したため損傷した事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第 6 章　歳入歳出決算その他検査対象の概要

第６章　歳入歳出決算その他検査対象の概要

第１節　国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の２分の１以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融資の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第１　国　の　会　計

１　概　　況

令和元年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区　　分			元年度（百万円）	30年度（百万円）
歳入	合計		495,714,360	486,874,566
		一般会計	109,162,375	105,697,418
		特別会計	386,551,984	381,177,148

区　　分			元年度（百万円）	30年度（百万円）
歳出	合計		475,536,144	467,910,709
		一般会計	101,366,467	98,974,696
		特別会計	374,169,677	368,936,012

（注１）　会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

２　一　般　会　計

歳入及び歳出

元年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳（構成比率）は、次のとおりである。

区　　分		元年度（百万円）	30年度（百万円）
収納済歳入額		109,162,375	105,697,418
	租税及印紙収入	58,441,533　（53.5％）	60,356,384　（57.1％）
	公債金	36,581,851　（33.5％）	34,395,399　（32.5％）
	公債金	9,143,699	8,097,199
	特例公債金	27,438,151	26,298,199
	その他	14,138,990　（13.0％）	10,945,633　（10.4％）

区　　分		元年度(百万円)	30年度(百万円)
支出済歳出額(注2)		101,366,467	98,974,696
	社会保障関係費	33,500,671 (33.0%)	32,569,137 (32.9%)
	文教及び科学振興費	5,910,542 (5.8%)	5,748,234 (5.8%)
	国債費	22,285,721 (22.0%)	22,528,601 (22.8%)
	地方交付税交付金	15,564,169 (15.4%)	15,871,381 (16.0%)
	防衛関係費	5,626,631 (5.6%)	5,474,990 (5.5%)
	公共事業関係費	7,609,616 (7.5%)	6,913,460 (7.0%)
	その他	10,869,115 (10.7%)	9,868,890 (10.0%)

(注2)　令和元年度における支出済歳出額に対する公債金36兆5818億余円の割合は36.1%である。

3　特　別　会　計

元年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区　　分			元年度(百万円)	30年度(百万円)
特別会計(勘定)数			13会計(33勘定)	13会計(33勘定)
一般会計からの繰入額	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数		10会計(24勘定)	10会計(24勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)		54,105,092	54,318,215
決算剰余金	決算剰余金合計額(注4)		12,382,307	12,241,135
	決算剰余金の処理	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	2,979,041	3,261,451
		翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	6,810,559	7,188,040
		一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	2,592,706	1,791,643
年度末における積立金等の資金	資金を計上している特別会計(勘定)数		9会計(17勘定)	9会計(17勘定)
	資金を計上している資金数		19資金	19資金
	資金残額	外国為替資金	146,321,547	145,585,142
		財政融資資金	123,255,902	124,885,439
		上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	142,646,356	142,047,241
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数		7会計(20勘定)	7会計(20勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)		5会計(11勘定)	5会計(11勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)		2会計(4勘定)	2会計(4勘定)

(注3)　一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

元年度(百万円)		30年度(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,082,639 (30.9%)	交付税及び譲与税配付金特別会計	16,076,609 (30.6%)
国債整理基金特別会計	22,284,891 (11.9%)	国債整理基金特別会計	22,527,758 (12.1%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,771,003 (47.1%)	年金特別会計(国民年金勘定)	1,823,412 (46.4%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	10,026,182 (20.8%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	9,798,768 (20.4%)
年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,256,409 (71.6%)	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,081,887 (75.9%)

（注４） 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が１兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計（勘定）の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

元年度（百万円）		30年度（百万円）	
国債整理基金特別会計	3,091,827 （1.7％）	国債整理基金特別会計	3,076,435 （1.7％）
外国為替資金特別会計	3,439,127 （95.6％）	外国為替資金特別会計	3,015,882 （97.3％）
年金特別会計（基礎年金勘定）	1,421,706 （5.6％）	年金特別会計（基礎年金勘定）	1,234,366 （4.9％）

（注５） 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融資特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が１兆円以上のものは、次のとおりである。

元年度末（百万円）		30年度末（百万円）	
地震再保険特別会計積立金	1,662,306	地震再保険特別会計積立金	1,489,209
国債整理基金	3,019,995	国債整理基金	3,005,889
財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）積立金	1,223,735	財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）積立金	1,099,223
労働保険特別会計（労災勘定）積立金	7,867,023	労働保険特別会計（労災勘定）積立金	7,911,666
労働保険特別会計（雇用勘定）積立金	4,413,230	労働保険特別会計（雇用勘定）積立金	5,144,504
雇用安定資金	1,389,017	雇用安定資金	1,330,468
年金特別会計（基礎年金勘定）積立金	2,306,392	年金特別会計（基礎年金勘定）積立金	2,101,160
年金特別会計（国民年金勘定）積立金	7,443,657	年金特別会計（国民年金勘定）積立金	7,313,206
年金特別会計（厚生年金勘定）積立金	112,543,118	年金特別会計（厚生年金勘定）積立金	111,929,511

（注６） 翌年度繰越利益金が１兆円以上となっているものは、次のとおりである。

元年度末（百万円）		30年度末（百万円）	
財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）	1,317,646	財政投融資特別会計（財政融資資金勘定）	1,257,493
労働保険特別会計（労災勘定）	8,148,355	労働保険特別会計（労災勘定）	8,188,305
労働保険特別会計（雇用勘定）	4,827,647	労働保険特別会計（雇用勘定）	5,472,736
年金特別会計（基礎年金勘定）	3,729,335	年金特別会計（基礎年金勘定）	3,336,779
年金特別会計（国民年金勘定）	8,301,585	年金特別会計（国民年金勘定）	8,136,735
年金特別会計（厚生年金勘定）	116,106,100	年金特別会計（厚生年金勘定）	115,833,162

（注７） 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

元年度末（百万円）		30年度末（百万円）	
年金特別会計（健康勘定）	△ 1,295,043	年金特別会計（健康勘定）	△ 1,317,419
食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定）	△ 5,599	食料安定供給特別会計（漁船再保険勘定）	△ 7,647
食料安定供給特別会計（漁業共済保険勘定）	△ 29,568	食料安定供給特別会計（漁業共済保険勘定）	△ 25,786
食料安定供給特別会計（業務勘定）	△ 136	食料安定供給特別会計（業務勘定）	△ 120

4　一般会計及び特別会計の債務

令和元年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区　　分			元年度(百万円)	30年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額			1,173,230,341	1,162,217,085
うち公債(注8)			987,649,077	976,861,731
うち借入金			52,436,441	53,201,845
	一般会計(注9)		10,001,263	10,598,069
	特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	6会計(7勘定)
		借入金(注10)	42,435,177	42,603,776
利子支払額の合計額			8,465,579	8,714,814
うち公債利子等			8,445,395	8,690,051
うち借入金利子			20,183	24,763
	一般会計		15,446	16,644
	特別会計		4,737	8,118

(注8)　公債の主なものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	583,402,363	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(特例公債)	573,654,271
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	273,214,689	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(建設公債)	270,185,331
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	91,090,081	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したもの(財投債)	92,245,641
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	16,262,846	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したもの	16,755,323
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(復興債)	5,858,481	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(復興債)	5,376,273
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(年金特例公債)	3,586,448	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したもの及びこの公債を借り換えるために発行したもの(年金特例公債)	3,846,799
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	2,552,192	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したもの	2,357,742
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	1,817,700	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したもの	1,867,944

（注９） 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

元年度末（百万円）		30 年度末（百万円）	
交付税及び譲与税配付金借入金	9,925,985	交付税及び譲与税配付金借入金	10,509,866
旧国立高度専門医療センター借入金	31,252	旧国立高度専門医療センター借入金	38,184
旧国営土地改良事業借入金	2,603	旧国営土地改良事業借入金	8,595

（注10） 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、令和元年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については 23 兆 2152 億余円、エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については１兆 0649 億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

元年度末（百万円）		30 年度末（百万円）	
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,232,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	31,617,295
エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）	7,682,223	エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）	7,382,223
年金特別会計（健康勘定）	1,452,421	年金特別会計（健康勘定）	1,458,290
国有林野事業債務管理特別会計	1,186,556	国有林野事業債務管理特別会計	1,205,971

第２　国が資本金の２分の１以上を出資している法人

令和元年度末における国が資本金の２分の１以上を出資している法人（清算中の法人等を除く。）の状況は、次のとおりである。

区　　分			元年度（百万円）	30 年度（百万円）
年度末法人数	政府関係機関		4 法人	4 法人
	独立行政法人		83 法人	83 法人
	国立大学法人等（注１）		90 法人	90 法人
	その他の法人		29 法人	29 法人
	計（注２）		205 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況（注３）	資産の部		1,037,167,402	994,696,321
		うち独立行政法人（注４）	307,426,656	313,832,491
		うち国立大学法人等	10,210,745	10,222,188
	負債の部		914,644,492	865,450,831
		うち独立行政法人	241,305,638	239,249,833
		うち国立大学法人等	3,128,697	3,125,338
	純資産の部		122,522,910	129,245,489
		うち独立行政法人	66,121,018	74,582,657
		うち国立大学法人等	7,082,048	7,096,849
		うち政府出資金	47,227,122	46,628,175
		うち独立行政法人	15,419,354	15,392,723
		うち国立大学法人等	6,139,741	6,141,427
	民間金融機関が銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）及び銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人（注５）（注６）		12 法人	12 法人

区　　分			元年度(百万円)	30年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人		155法人	164法人
		うち独立行政法人	56法人	59法人
		うち国立大学法人等	75法人	80法人
	当期損失金を計上している法人		51法人	42法人
		うち独立行政法人	27法人	24法人
		うち国立大学法人等	15法人	10法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人		22法人	20法人
	翌年度繰越損失金の額の合計		1,395,671	1,331,437
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの			
	補給金		55,001	49,934
	補助金		222	236
	交付金		—	—
	政府出資額		362,776	237,973
	計		417,999	288,143
	独立行政法人に対するもの			
	施設整備費補助金		85,139	75,414
	運営費交付金		1,907,792	1,526,537
	その他の補助金等		1,195,349	1,132,245
	政府出資額		125,880	71,469
	計		3,314,161	2,805,666
	国立大学法人等に対するもの			
	施設整備費補助金		109,574	55,177
	運営費交付金		1,097,500	1,098,542
	その他の補助金等		56,412	66,969
	政府出資額		—	—
	計		1,263,488	1,220,688
	その他の法人に対するもの			
	補給金		1,172	1,422
	補助金		1,606,757	1,678,400
	交付金		11,208,553	10,645,800
	政府出資額		211,570	155,960
	計		13,028,052	12,481,584
	合計		18,023,701	16,796,083

（注１）　国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

（注２）　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては１法人としている。

（注３）　政府出資金の額が１兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,038,349	資産の部	21,088,177
負債の部	15,261,572	負債の部	15,473,937
純資産の部	5,776,777	純資産の部	5,614,239
うち政府出資金	6,558,004	うち政府出資金	6,365,782

元年度末（百万円）		30年度末（百万円）	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,330,523	資産の部	17,641,214
負債の部	14,223,323	負債の部	14,962,176
純資産の部	3,107,200	純資産の部	2,679,037
うち政府出資金	1,733,800	うち政府出資金	1,635,300
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,825,463	資産の部	12,630,929
負債の部	2,910,184	負債の部	2,887,599
純資産の部	9,915,279	純資産の部	9,743,329
うち政府出資金	8,150,727	うち政府出資金	8,083,417
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	15,682,918	資産の部	14,135,036
負債の部	14,490,279	負債の部	12,785,292
純資産の部	1,192,638	純資産の部	1,349,743
うち政府出資金	1,053,730	うち政府出資金	1,068,765
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,463,414	資産の部	12,679,254
負債の部	11,273,118	負債の部	11,518,180
純資産の部	1,190,295	純資産の部	1,161,073
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	1,073,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	44,401,348	資産の部	43,210,295
負債の部	30,776,446	負債の部	30,309,708
純資産の部	13,624,902	純資産の部	12,900,586
うち政府出資金	4,118,928	うち政府出資金	4,109,004
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,417,410	資産の部	1,424,532
負債の部	299,870	負債の部	299,677
純資産の部	1,117,539	純資産の部	1,124,854
うち政府出資金	1,045,213	うち政府出資金	1,045,214
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,129,402	資産の部	8,079,602
負債の部	97,734	負債の部	139,159
純資産の部	8,031,667	純資産の部	7,940,442
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	4,550,414
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	17,419,402	資産の部	16,827,388
負債の部	14,045,859	負債の部	13,584,295
純資産の部	3,373,542	純資産の部	3,243,093
うち政府出資金	1,903,239	うち政府出資金	1,773,239

（注4）「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

（注5）「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

① 破綻先債権　元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金

② 延滞債権　元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

③　3か月以上延滞債権　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)

④　貸出条件緩和債権　債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6)　延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	9,161	破綻先債権	8,656
延滞債権	609,413	延滞債権	582,394
3か月以上延滞債権	751	3か月以上延滞債権	558
貸出条件緩和債権	505,511	貸出条件緩和債権	492,356
合計	1,124,837	合計	1,083,966
貸付金等残高	16,680,995	貸付金等残高	17,085,756
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	185,309	延滞債権	191,105
3か月以上延滞債権	8,690	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	159,118	貸出条件緩和債権	188,036
合計	353,118	合計	379,142
貸付金等残高	13,133,980	貸付金等残高	13,576,561
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	473,523	貸出条件緩和債権	609,302
合計	560,586	合計	696,365
貸付金等残高	12,701,908	貸付金等残高	12,387,356
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	7,808	破綻先債権	8,287
延滞債権	62,458	延滞債権	65,239
3か月以上延滞債権	3,251	3か月以上延滞債権	3,687
貸出条件緩和債権	73,670	貸出条件緩和債権	57,821
合計	147,188	合計	135,035
貸付金等残高	3,820,076	貸付金等残高	3,927,761
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	26,825	破綻先債権	24,990
延滞債権	195,350	延滞債権	195,457
3か月以上延滞債権	55,090	3か月以上延滞債権	60,624
貸出条件緩和債権	307,587	貸出条件緩和債権	299,283
合計	584,854	合計	580,356
貸付金等残高	9,606,655	貸付金等残高	9,506,739
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	65,100	破綻先債権	64,939
延滞債権	229,742	延滞債権	230,547
3か月以上延滞債権	70,253	3か月以上延滞債権	71,147
貸出条件緩和債権	398,615	貸出条件緩和債権	453,920
合計	763,712	合計	820,555
貸付金等残高	23,877,935	貸付金等残高	23,493,039

第3 財政投融資

1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の２分の１以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。

② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。

③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融資計画の実績

令和元年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区分			元年度(百万円)	30年度(百万円)
原資別	財政融資資金(注１)	実績	10,580,791	9,451,247
		年度末残高	98,450,300	99,303,707
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実績	361,014	206,605
		年度末残高	5,842,825	5,497,069
	政府保証債及び政府保証借入金(注２)	実績	1,569,838	2,567,885
		年度末残高	29,861,686	31,694,349
	郵便貯金資産	実績	—	—
		年度末残高	439,734	640,676
	簡易生命保険資産	実績	—	—
		年度末残高	4,284,233	5,374,899
	計	実績	12,511,643	12,225,738
		年度末残高	138,878,782	142,510,702
貸付け等先別	一般会計(注３)	実績	—	—
		年度末残高	33,856	46,780
	特別会計	実績	12,230	10,303
		年度末残高	647,047	749,190
	政府関係機関	実績	4,246,234	4,088,673
		年度末残高	24,403,506	24,154,472
	事業団等	実績	1,577,418	858,617
		年度末残高	11,075,534	10,233,304

区分			元年度(百万円)	30年度(百万円)
貸付け等先別	独立行政法人	実績	3,571,697	4,135,209
		年度末残高	47,723,116	48,804,055
	地方公共団体	実績	2,986,163	2,844,434
		年度末残高	48,942,450	51,445,134
	その他	実績	117,900	288,500
		年度末残高	6,053,269	7,077,766
	計(注4)	実績	12,511,643	12,225,738
		年度末残高	138,878,782	142,510,702

(注1)　財政融資資金の令和元年度末の財源のうち、財投債は91兆0900億余円、預託金は30兆6953億余円である。

(注2)　政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3)　一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4)　貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

元年度末(百万円)		30年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,131,767	株式会社日本政策金融公庫	14,248,351
株式会社国際協力銀行	7,458,162	株式会社国際協力銀行	7,080,463
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,232,232	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,259,273
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	9,582,965	株式会社日本政策投資銀行	8,993,493
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,064,718	独立行政法人福祉医療機構	3,138,329
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,233,791	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,266,708
独立行政法人日本学生支援機構	6,382,800	独立行政法人日本学生支援機構	6,298,120
独立行政法人都市再生機構	9,609,027	独立行政法人都市再生機構	9,790,228
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,276,080	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,751,401
独立行政法人住宅金融支援機構	2,943,122	独立行政法人住宅金融支援機構	4,316,184
地方公共団体	48,942,450	地方公共団体	51,445,134
その他		その他	
地方公共団体金融機構	5,703,990	地方公共団体金融機構	6,741,786

第4　国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のより的確な理解に資するために、決算でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

1　国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補塡のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、令和元年度末において、建設国債(注1)、特例国債(注2)、復興債(注3)等のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は886.6兆円に達している。そして、元年度一般会計歳出決算総額における公債依存度は36.0%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は21.9%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支(注4)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高(注5)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間(注6)における改革努力のメルクマール」として、平成30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1％程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を平成29年度からの実質的な半減値(1.5％程度)、債務残高の対GDP比を180％台前半、財政収支赤字の対GDP比を3％以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月閣議決定)においても踏襲されている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を公表している。

(注1) 建設国債　財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債　公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 基礎的財政収支　内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。プライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注5) 債務残高　普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。内閣府試算では「公債等残高」である。

(注6) 集中改革期間　平成28年度から30年度までの3か年度

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきているが、国の財政状況は、これらの取組の結果としての決算によって表される。本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章第1節第4「国の財政状況」において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

本院は、令和2年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、元年次に引き続き、国の財政はどのような状況にあるのかについて、前記財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている、国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、元年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額の内訳のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、財務本省及び厚生労働本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。なお、2年度の一般会計歳出予算において、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等として、ほぼ全額国債を財源とする補正予算(第1号)25.6兆円、補正予算(第2号)31.9兆円(以下、これらを合わせて「2年度補正予算」という。)、計57.6兆円が措置され、2年度補正予算後の予算額が160.2兆円と過去最大となったことを踏まえ、財務本省において2年度補正予算後の予算についても聴取した。

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、前記のとおり内閣府試算により公表されていて、国民経済計算(注7)の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)は、税収等(注8)と政策的経費(注9)から直接算出されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

国・地方PBは国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBはそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、平成17年度から令和元年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBは元年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。

そして、一般会計PBは、元年度にマイナス13.6兆円となっており、平成23年度のマイナス32.2兆円と比べて18.6兆円改善しているものの、前年度から3.1兆円悪化している。また、国・地方PBは、令和元年度にはマイナス14.5兆円となっている。

なお、2年度補正予算において、一般会計歳出予算が計57.6兆円追加されたことなどにより、2年度の国・地方PBはマイナス67.5兆円となっており、2年度補正予算後の予算額でみた国の一

般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計 PB(予算)」という。)は財務省公表資料によるとマイナス 66.1 兆円となっている。

(注７) 国民経済計算　内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計

(注８) 税収等　一般会計の歳入決算総額から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額

(注９) 政策的経費　一般会計の歳出決算総額から国債費と「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

図１　国・地方 PB、一般会計 PB 及び地方 PB の推移

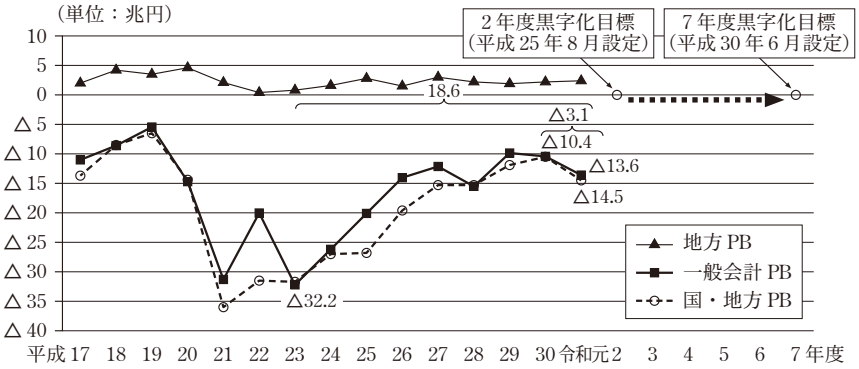

注(1) 一般会計 PB は本院が算出し、国・地方 PB 及び地方 PB は、令和２年７月に公表された内閣府試算による。

注(2) 「２年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について―中期財政計画―」(平成 25 年８月閣議了解)において掲げられた国・地方 PB を 2020 年度(令和２年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「７年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年６月閣議決定)において定められた「新経済・財政再生計画」における 2025 年度(令和７年度)の国・地方 PB の黒字化を目指す財政健全化のための目標であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においても踏襲されている。

また、国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、平成 17 年度から令和元年度までの推移をみると、図２のとおり、国・地方 PB 対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比は、国・地方 PB と一般会計 PB と同様に、元年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計 PB 対 GDP 比は、元年度はマイナス 2.4% となっており、平成 23 年度のマイナス 6.5% と比べて 4.0 ポイント改善しているものの、前年度から 0.5 ポイント悪化している。国・地方 PB 対 GDP 比は、令和元年度にはマイナス 2.6% となっており、前年度のマイナス 1.9% から 0.7 ポイント悪化している。

なお、２年度の国・地方 PB 対 GDP 比はマイナス 12.8% となっており、財務省公表資料による一般会計 PB(予算)及び内閣府試算による GDP を用いて、２年度の一般会計 PB(予算)対 GDP 比を算出すると、マイナス 12.4% となる。

図２　国・地方 PB 及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

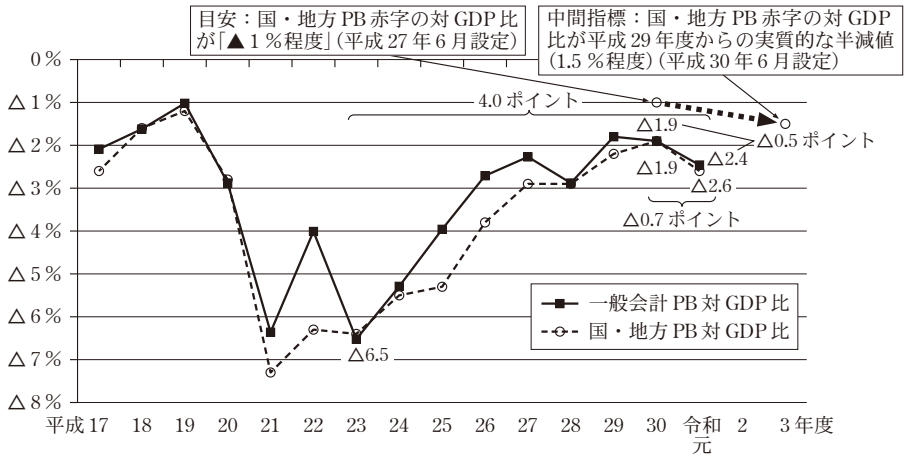

注(1)　国・地方 PB 対 GDP 比は、令和２年７月に公表された内閣府試算による。

注(2)　一般会計 PB 対 GDP 比は、令和２年９月に公表された内閣府「2020 年４－６月期四半期別 GDP 速報２次速報値（平成 23 年基準）」の GDP を用いて本院が算出した。

そこで、一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移をみると、図３のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、元年度は政策的経費が前年度から 2.6 兆円増加し、税収等が前年度から 0.5 兆円減少していて、一般会計 PB の赤字は拡大している。

なお、２年度補正予算後の予算額でみた政策的経費は 136.2 兆円、税収等は 70.1 兆円となっており、一般会計 PB（予算）の赤字が大幅に拡大している。

図３　税収等及び政策的経費の推移

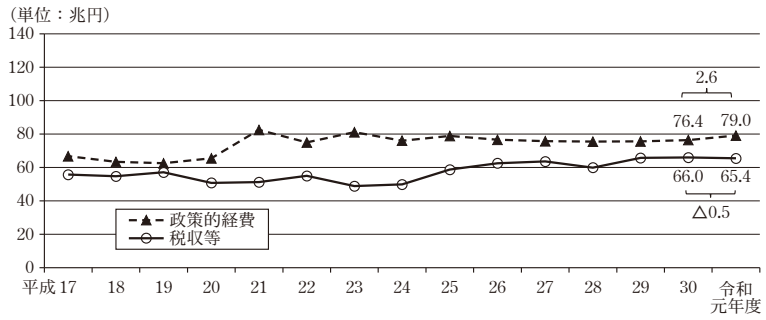

イ　税収等の推移

元年度の税収等の前年度からの減少 0.5 兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及びその他に区分してみると、図４のとおり、租税及印紙収入が 1.9 兆円減少している一方、前年度剰余金受入が 1.1 兆円及び「その他」が 0.1 兆円それぞれ増加しており、税収等の減少の主な要因は租税及印紙収入の減少となっている。

図４　令和元年度における前年度からの税収等の減少の内訳

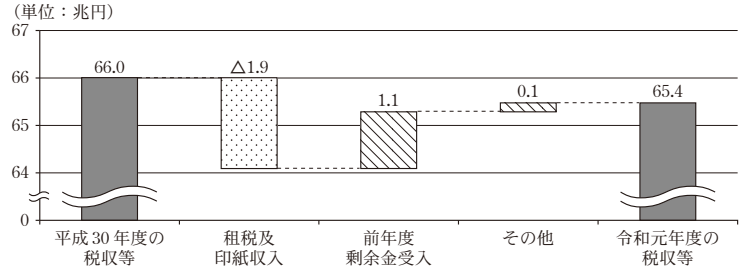

そこで、租税及印紙収入について、平成27年度から令和元年度までの推移をみると、図5のとおり、租税及印紙収入は、平成27年度の56.2兆円から30年度の60.3兆円へと4.0兆円増加したが、令和元年度は前年度から1.9兆円減少し、58.4兆円となっている。

図5　租税及印紙収入の推移

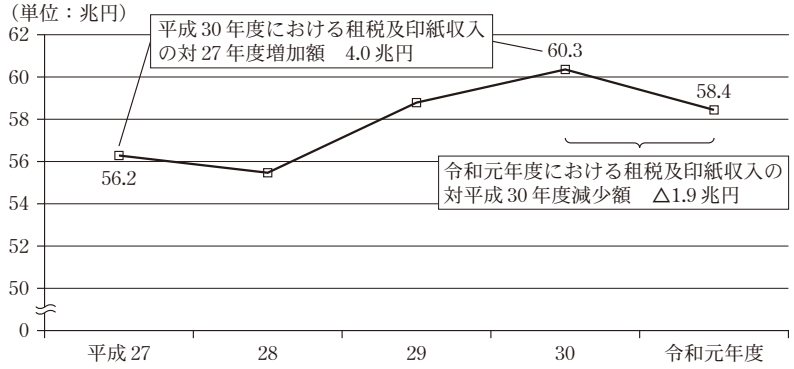

元年度の租税及印紙収入は58.4兆円に上り、税収等65.4兆円の約9割を占めている。このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は48.3兆円となっていて、租税及印紙収入の約8割を占めている。上記の3税目について、平成17年度から令和元年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税の推移は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなど、景気動向の推移とおおむね連動している。元年度の所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ0.7兆円及び1.5兆円減少して、19.1兆円及び10.7兆円となっており、一般会計PBの赤字の拡大要因となっている。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、平成30年度までは消費税率の5％から8％への改定があった26年度を除き、安定的である。令和元年度の消費税は、元年10月に消費税率の8％から10％への改定等の増加要因があったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等により消費や輸入が減少したことなどの減少要因があったことにより前年度から0.6兆円の増加にとどまり、18.3兆円となっている。

図6　所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

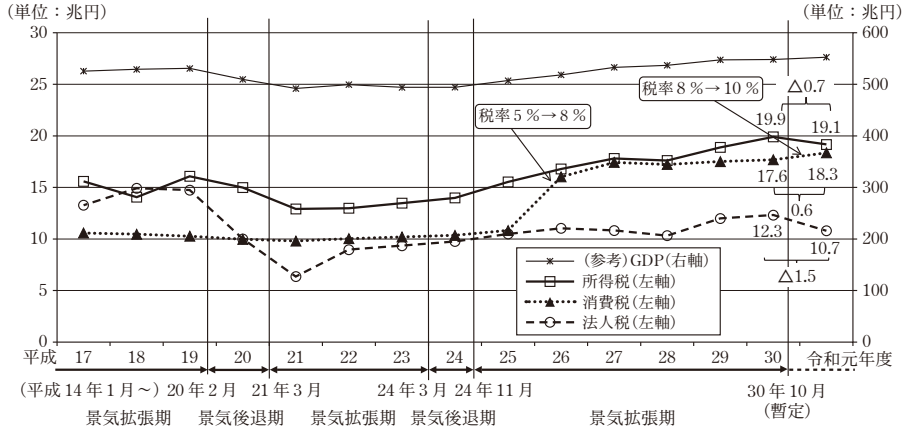

注(1)　消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。

注(2)　「景気拡張期」「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。

注(3)　GDPは、令和2年9月に公表された内閣府「2020年4－6月期四半期別GDP速報2次速報値（平成23年基準）」による。

注(4)　平成24年11月に始まった景気拡張期の終了は暫定的に30年10月に設定されており、今後の季節調整替え等の影響も踏まえ確定される。

ウ　政策的経費の推移

元年度の政策的経費の前年度からの増加 2.6 兆円の内訳を主要経費別にみると、図 7 のとおり、社会保障関係費が 0.9 兆円、公共事業関係費が 0.6 兆円及びキャッシュレス・消費者還元事業費補助金等によりその他の事項経費が 0.3 兆円それぞれ増加しており、政策的経費の増加の主な要因は社会保障関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費の増加となっている。

図 7　令和元年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

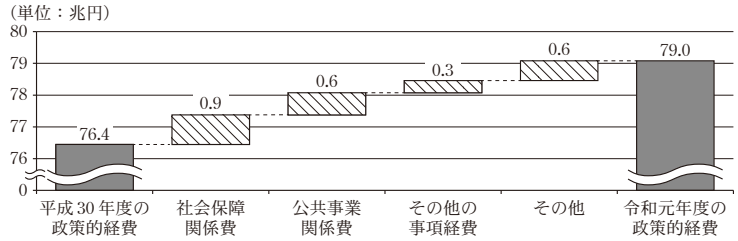

（注）「その他」は、中小企業対策費、文教及び科学振興費等である。

また、元年度の政策的経費 79.0 兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が 33.5 兆円、地方交付税交付金等が 16.0 兆円及び公共事業関係費が 7.6 兆円となっており、これら三つの主要経費計 57.1 兆円は政策的経費の約 7 割を占めている。上記三つの主要経費について、平成 27 年度から令和元年度までの推移をみると、図 8 のとおり、社会保障関係費については高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、元年度は平成 27 年度の 31.3 兆円に対して 2.1 兆円増の 33.5 兆円となっている。地方交付税交付金等については、地方税収の伸びなどを反映して、27 年度の 16.8 兆円から 28 年度の 15.3 兆円へと 1.4 兆円減少していたが、国の税収の増加等に伴って増加傾向となっており、令和元年度には 16.0 兆円となっている。公共事業関係費については、平成 27 年度の 6.3 兆円以降、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加し、令和元年度には 7.6 兆円となっている。

なお、 2 年度補正予算に計上された政策的経費の追加額 56.9 兆円を主要経費別にみると、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により社会保障関係費が 4.6 兆円、特別定額給付金給付事業助成費等によりその他の事項経費が 17.5 兆円及び新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金等により中小企業対策費が 22.2 兆円追加され、当初予算と合わせてそれぞれ計 40.5 兆円、24.2 兆円及び 22.3 兆円となっているほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策予備費が 11.5 兆円計上されている。

図 8　社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の推移

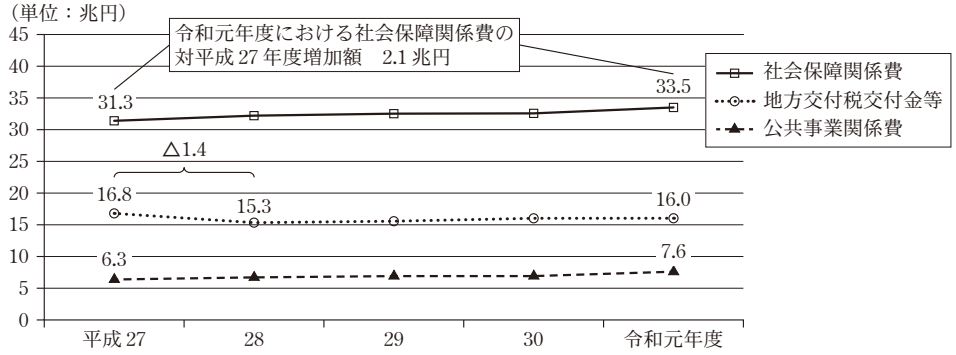

（注）「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

元年度の社会保障関係費 33.5 兆円は、政策的経費 79.0 兆円の約 4 割を占めており、一般会計 PB の赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図 9 のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げ等が行われた平成 21 年度については急増している。

図 9　社会保障関係費及び高齢化率の推移

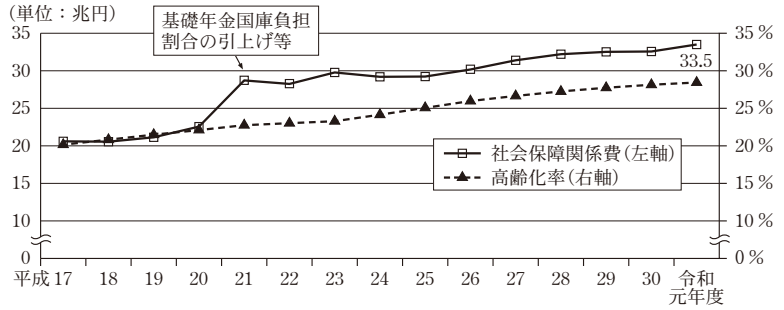

(注)　高齢化率は、総務省「人口推計」における各年 10 月 1 日現在の 65 歳以上人口の割合である。

(2)　財政収支対 GDP 比

ア　財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、税収等から財政経費(注10)を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

財政収支は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計財政収支はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比について、17 年度から令和元年度までの推移をみると、図 10 のとおり、財政収支対 GDP 比と一般会計財政収支対 GDP 比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移している。そして、一般会計財政収支対 GDP 比は、元年度はマイナス 3.8% となっており、平成 23 年度のマイナス 8.1% と比べて 4.3 ポイント改善しているものの、前年度からは 0.5 ポイント悪化していて、財政収支対 GDP 比は、令和元年度にはマイナス 3.9% となっている。

なお、 2 年度の財政収支対 GDP 比はマイナス 14.1% となっており、 2 年度補正予算後の予算及び内閣府試算による GDP を用いて、 2 年度補正予算後の予算額でみた国の一般会計の財政収支対 GDP 比を算出すると、マイナス 14.1% となる。

(注10)　財政経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費を差し引いた額

図 10　財政収支、一般会計財政収支及び一般会計 PB のそれぞれの対 GDP 比の推移

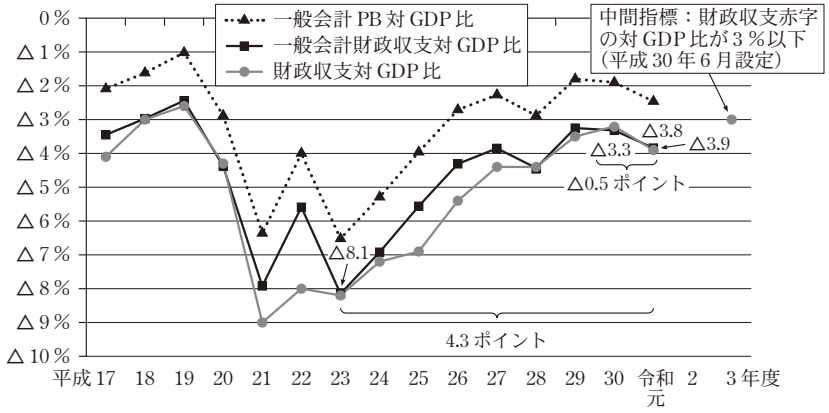

注(1)　財政収支対 GDP 比は、令和 2 年 7 月に公表された内閣府試算による。

注(2)　一般会計財政収支対 GDP 比及び一般会計 PB 対 GDP 比は、令和 2 年 9 月に公表された内閣府「2020 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（平成 23 年基準）」の GDP を用いて本院が算出した。

イ　税収等、財政経費及び GDP 成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、図 11 のとおり、税収等については、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。元年度においては、GDP 成長率はプラス 0.8％ であるが、税収等は前年度から 0.5 兆円減少して 65.4 兆円となり、財政経費は、前年度から 2.4 兆円増加して、86.7 兆円となっている。

図 11　税収等、財政経費及び GDP 成長率の推移

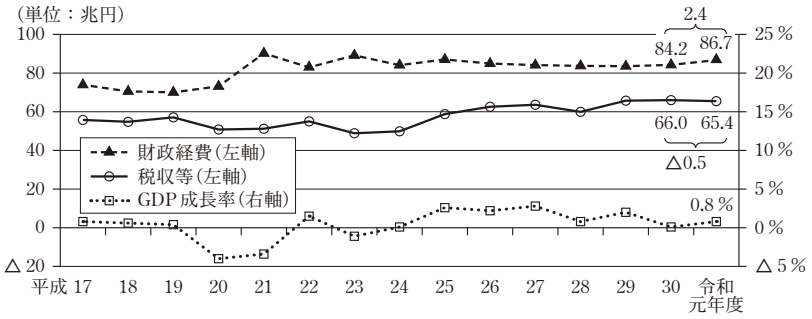

（注）　GDP 成長率は、令和 2 年 9 月に公表された内閣府「2020 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（平成 23 年基準）」による。

元年度における前年度からの財政経費の増加 2.4 兆円の内訳を政策的経費と利払費等に区分してみると、図 12 のとおり、政策的経費が 2.6 兆円増加している一方、利払費等は 0.1 兆円減少しており、財政経費の増加の要因は政策的経費の増加となっている。

図 12　令和元年度における前年度からの財政経費の増加の内訳

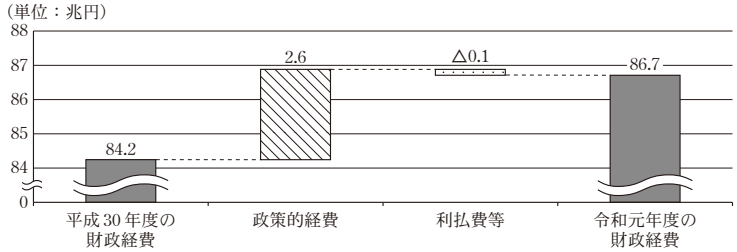

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって決定される。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、平成17年度から令和元年度までの推移をみると、図13のとおり、平成17年度の1.4%から令和元年度の0.8%へと0.5ポイント減少している。そして、利払費等は、平成18年度の7.1兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、令和元年度末の普通国債の残高が前年度末から12.6兆円増加して886.6兆円となっているものの、利払費等は、前年度から0.1兆円減少して7.6兆円となっている。

図13　普通国債の残高、利払費等及び利率加重平均の推移

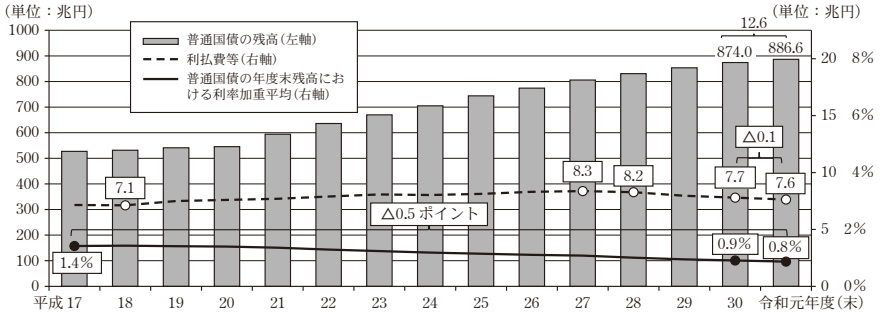

注(1)　普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2)　利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

注(3)　利払費等は、一般会計における支出済歳出額である。平成23年度については、24年度以降東日本大震災復興特別会計に計上された分を除いている。

また、普通国債の利率別の残高について、平成27年度末から令和元年度末までの推移をみると、図14のとおり、割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債の残高は一貫して増加しており、平成27年度末の386.2兆円から令和元年度末の550.7兆円へと164.4兆円増加している。一方、利率1.0%以上の普通国債の残高は減少しており、平成27年度末の419.1兆円から令和元年度末の335.9兆円へと83.2兆円減少している。

図14　普通国債の利率別の残高の推移

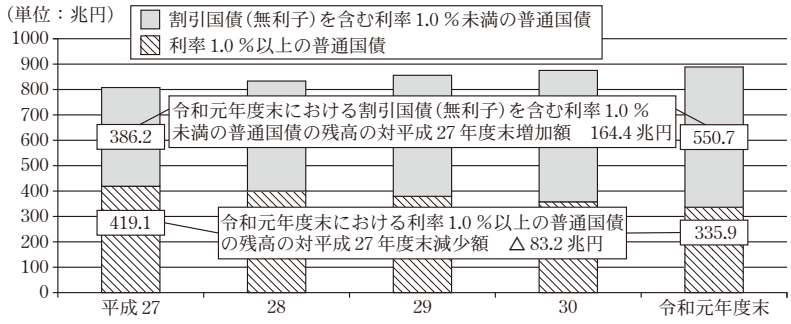

(注)　割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債及び利率1.0%以上の普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末の利率別現在額による。

(3) 債務残高対 GDP 比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成 17 年度末から令和元年度末までの推移をみると、図 15 のとおり、普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、元年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から 12.1 兆円増加(対前年度比 1.4% 増)して、880.8 兆円となっている。

図 15 債務残高の推移

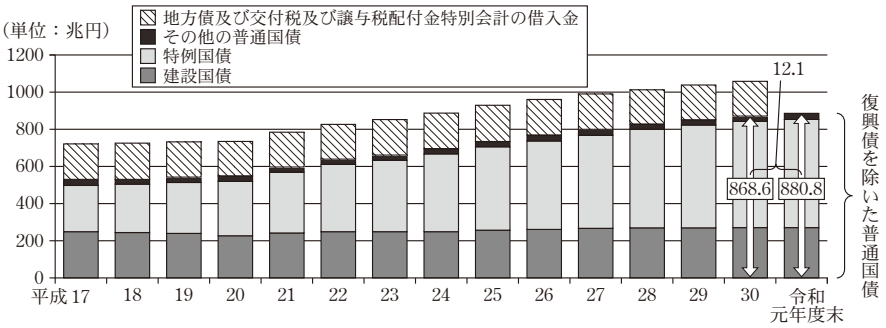

注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成 6 年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成 7 年法律第 17 号)に基づき平成 6 年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和元年度末の地方債現在高は、2 年 9 月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

元年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加 12.1 兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債に区分してみると、図 16 のとおり、建設国債は 3.0 兆円、特例国債は 9.7 兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は 0.6 兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の主な要因は、特例国債の増加となっている。

図 16 復興債を除いた普通国債の令和元年度末における前年度末からの増加の内訳

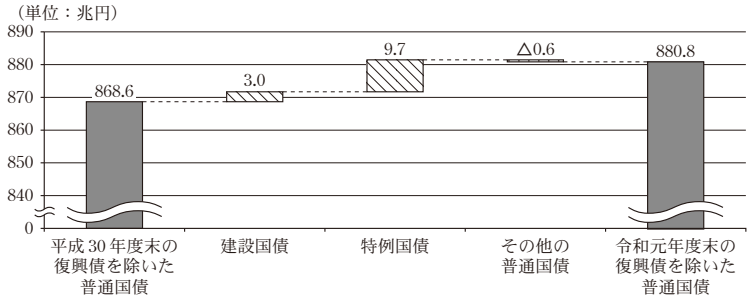

注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

そこで、建設国債及び特例国債の残高について、平成 27 年度末から令和元年度末までの推移をみると、図 17 のとおり、特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いている。建設国債は平成 27 年度末 265.9 兆円から令和元年度末 273.2 兆円に一貫して増加しており、増加額は 7.2 兆円となっている。これに対して、特例国債は平成 27 年度末 506.2 兆円から令和元年度末 583.2 兆円に一貫して増加しており、増加額は建設国債を大幅に上回る 76.9 兆円となっている。

なお、２年度補正予算において、建設国債及び特例国債はそれぞれ 11.6 兆円、46.0 兆円追加され、２年度末の建設国債及び特例国債の見込額は令和２年度一般会計補正予算（第２号）の添付書類によればそれぞれ 286.7 兆円、647.2 兆円とされている。

図 17　建設国債及び特例国債の残高の推移

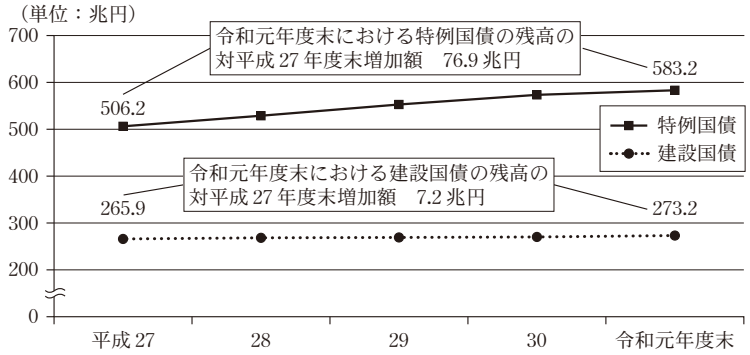

（注）　建設国債及び特例国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

イ　債務残高と債務残高対 GDP 比の推移

債務残高と債務残高対 GDP 比について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を GDP の推移と併せてみると、図 18 のとおり、債務残高は一貫して増加しており、GDP が緩やかに増加している平成 25 年度以降については、債務残高対 GDP 比の増加幅は、20 年度から 24 年度にかけての増加幅に比べて抑えられているものの、令和元年度の債務残高対 GDP 比は、対前年度比 0.3 ポイント増の 192.5% となっており、依然として前年度を上回っている。

なお、２年度補正予算後の予算等を反映した２年度の債務残高対 GDP 比（見込み）は 216.4% となっており、元年度の債務残高対 GDP 比 192.5% を 23.9 ポイント上回っている。

図 18　債務残高と債務残高対 GDP 比の推移

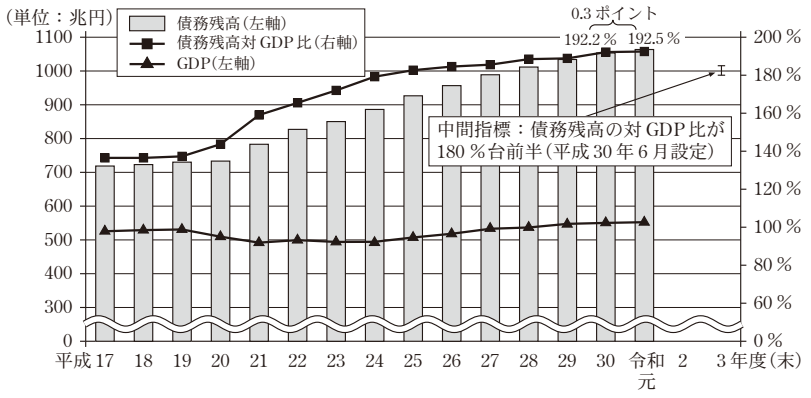

注(1)　債務残高及び債務残高対 GDP 比は、令和２年７月に公表された内閣府試算による。

注(2)　GDP は、令和２年９月に公表された内閣府「2020 年４－６月期四半期別 GDP 速報２次速報値（平成 23 年基準）」による。

そこで、債務残高対 GDP 比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率（以下「債務残高増加率」という。）及び GDP 成長率について、平成 27 年度から令和元年度までの推移をみると、図 19 のとおり、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、平成 27 年度以降全ての年度において GDP 成長率を上回っている。

図 19　債務残高増加率及び GDP 成長率の推移

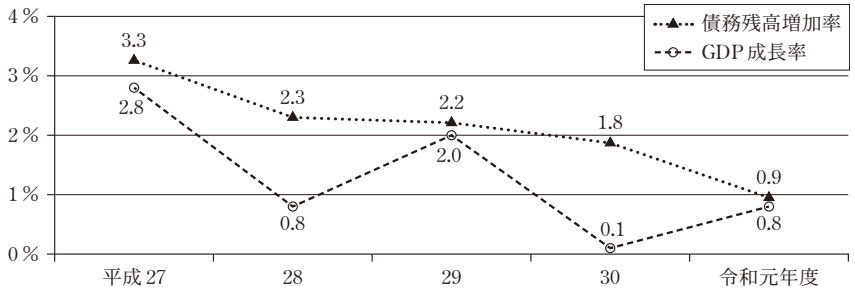

注(1)　GDP 成長率は、令和 2 年 9 月に公表された内閣府「2020 年 4－6 月期四半期別 GDP 速報 2 次速報値（平成 23 年基準）」による。

注(2)　債務残高増加率は、内閣府試算の「公債等残高」を用いて本院が算出した。

4　まとめ

(1)　国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比

国・地方 PB 及び国・地方 PB 対 GDP 比は、17 年度から令和元年度まで一般会計 PB 及び一般会計 PB 対 GDP 比とおおむね同じように推移しており、元年度の一般会計 PB は、前年度から悪化してマイナス 13.6 兆円となっている。一般会計 PB の内訳となる税収等及び政策的経費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。そして、元年度の一般会計 PB は、政策的経費が前年度から増加し、税収等が前年度から減少していて、一般会計 PB の赤字は拡大している。元年度の一般会計 PB の内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、元年度の税収等のうち、租税及印紙収入が 1.9 兆円減少している一方、前年度剰余金受入が 1.1 兆円及び「その他」が 0.1 兆円それぞれ増加している。元年度の租税及印紙収入のうち、所得税及び法人税は、前年度からそれぞれ 0.7 兆円及び 1.5 兆円減少している。一方、消費税は、元年 10 月に消費税率の 8 ％から 10％ への改定等の増加要因があったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等により消費や輸入が減少したことなどの減少要因があったことにより前年度から 0.6 兆円の増加にとどまっている。支出面では、元年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が 0.9 兆円、公共事業関係費が 0.6 兆円及びその他の事項経費が 0.3 兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約 7 割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、平成 27 年度から令和元年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加し、地方交付税交付金等については、平成 27 年度の 16.8 兆円から 28 年度の 15.3 兆円へと 1.4 兆円減少していたが、国の税収の増加等に伴って増加傾向となっており、公共事業関係費については、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。令和元年度の政策的経費の約 4 割を占める社会保障関係費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、一般会計 PB の赤字の支出面の大きな要因となっている。

なお、 2 年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急対策関係経費等として一般会計歳出予算が計 57.6 兆円追加されたことなどにより、 2 年度の一般会計 PB（予算）はマイナス 66.1 兆円と

なっている。また、２年度補正予算の政策的経費の追加額 56.9 兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が 4.6 兆円、その他の事項経費が 17.5 兆円及び中小企業対策費が 22.2 兆円追加され、当初予算と合わせてそれぞれ計 40.5 兆円、24.2 兆円及び 22.3 兆円となっているほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策予備費が 11.5 兆円計上されている。

⑵　財政収支対 GDP 比

財政収支対 GDP 比は、平成 17 年度から令和元年度まで一般会計財政収支対 GDP 比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計 PB の差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対 GDP 比と一般会計 PB 対 GDP 比についても同じように推移しており、元年度の一般会計財政収支対 GDP 比は、前年度から悪化してマイナス 3.8% となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を GDP 成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP 成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。元年度においては、GDP 成長率はプラスであるが、税収等は前年度から減少し、財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が 2.6 兆円増加している一方、利払費等は 0.1 兆円減少している。利払費等は、平成 28 年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高について、27 年度末から令和元年度末までの推移をみると、利率 1.0% 以上の普通国債の残高は減少している。

なお、２年度の財政収支対 GDP 比はマイナス 14.1% となっており、２年度補正予算後の予算額でみた国の一般会計の財政収支対 GDP 比はマイナス 14.1% となる。

⑶　債務残高対 GDP 比

復興債を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、元年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から 12.1 兆円増加（対前年度比 1.4% 増）して、880.8 兆円となっている。元年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は 3.0 兆円、特例国債は 9.7 兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は 0.6 兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、平成 27 年度末から令和元年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債の増加額 7.2 兆円を大幅に上回る 76.9 兆円となっている。

債務残高対 GDP 比について、平成 17 年度から令和元年度までの推移を GDP の推移と併せてみると、GDP が緩やかに増加している平成 25 年度以降は、債務残高対 GDP 比の増加幅は、20 年度から 24 年度にかけての増加幅に比べて抑えられているものの、依然として前年度を上回っている。債務残高対 GDP 比の増加要因となる債務残高増加率及び GDP 成長率について、27 年度から令和元年度までの推移をみると、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、平成 27 年度以降全ての年度において、GDP 成長率を上回っている。

なお、２年度補正予算後の予算における令和２年度末の建設国債及び特例国債の見込額は、それぞれ 286.7 兆円、647.2 兆円とされている。また、２年度の債務残高対 GDP 比（見込み）は 216.4% となっており、元年度の債務残高対 GDP 比 192.5% を 23.9 ポイント上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第２節　歳入歳出決算等検査対象別の概要

第１　歳入歳出決算

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区　　分	元 年 度（千円）	30 年 度（千円）
徴収決定済額	109,180,450,026	105,715,206,816
収納済歳入額	109,162,375,922	105,697,418,124
不納欠損額	2,565,237	1,083,718
収納未済歳入額	15,508,867	16,704,973

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の 58 兆 4415 億 3334 万余円及び公債金の 36 兆 5818 億 5181 万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行された公債の収入金 9 兆 1436 億 9995 万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成 24 年法律第 101 号)第 3 条第 1 項の規定により発行された公債の収入金 27 兆 4381 億 5185 万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額 9179 億 2295 万余円)の 107 億 4413 万余円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが 123 億 4652 万余円ある。

(2)　歳　出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区　　分	元 年 度（千円）	30 年 度（千円）
支出済歳出額	101,366,467,228	98,974,696,544
翌年度繰越額	6,578,064,686	5,076,673,683
不　用　額	1,783,806,836	1,603,707,246

ア　支出済歳出額

(ｱ)　所　管　別

所　　管	元 年 度（千円）	30 年 度（千円）
皇　室　費	8,439,112	9,679,607
国　　会	146,568,811	137,432,421
裁　判　所	316,968,182	319,134,211
会計検査院	16,725,891	16,549,881
内　　閣	126,542,939	119,732,563
内　閣　府	3,197,995,872	2,921,847,305
総　務　省	16,661,216,691	16,598,368,121
法　務　省	818,946,797	765,026,198
外　務　省	857,643,270	844,228,395
財　務　省	23,747,259,042	24,341,750,358
文部科学省	5,719,746,741	5,635,450,507
厚生労働省	31,531,677,940	30,756,209,746

所管	元年度（千円）	30年度（千円）
農林水産省	2,825,502,363	2,682,891,905
経済産業省	1,992,161,589	1,322,319,373
国土交通省	7,343,286,466	6,614,240,791
環境省	424,990,875	410,736,952
防衛省	5,630,794,638	5,479,098,201

(イ) 主要経費別

主要経費	元年度(千円)	30年度(千円)	主要経費	元年度(千円)	30年度(千円)
社会保障関係費	33,500,671,040	32,569,137,805	地方交付税交付金	15,564,169,600	15,871,381,000
年金給付費	11,986,566,694	11,684,337,842	地方特例交付金	468,270,824	154,400,000
医療給付費	11,754,332,252	11,530,656,739	防衛関係費	5,626,631,389	5,474,990,422
介護給付費	2,978,075,462	2,911,590,810	公共事業関係費	7,609,616,472	6,913,460,299
少子化対策費	2,305,874,960	2,097,157,994	治山治水対策事業費	1,160,870,030	909,038,905
生活扶助等社会福祉費	4,067,261,491	3,970,362,667	道路整備事業費	1,515,760,348	1,468,954,039
保健衛生対策費	373,560,487	342,161,586	港湾空港鉄道等整備事業費	486,682,725	456,842,879
雇用労災対策費	34,999,691	32,870,165	住宅都市環境整備事業費	600,801,931	533,137,109
文教及び科学振興費	5,910,542,102	5,748,234,457	公園水道廃棄物処理等施設整備費	158,479,148	150,827,992
義務教育費国庫負担金	1,526,575,795	1,527,762,590	農林水産基盤整備事業費	820,328,090	739,036,907
科学技術振興費	1,640,308,692	1,579,329,203	社会資本総合整備事業費	2,286,468,848	2,153,261,303
文教施設費	222,906,226	150,413,872	推進費等	59,212,406	64,134,952
教育振興助成費	2,383,252,164	2,362,506,857	災害復旧等事業費	521,012,943	438,226,211
育英事業費	137,499,223	128,221,932	経済協力費	653,305,755	641,802,960
国債費	22,285,721,513	22,528,601,809	中小企業対策費	779,238,692	524,949,406
恩給関係費	202,177,723	241,468,353	エネルギー対策費	1,048,610,554	972,798,192
文官等恩給費	7,233,530	8,200,314	食料安定供給関係費	1,121,263,250	1,121,853,734
旧軍人遺族等恩給費	184,651,211	221,515,501	その他の事項経費	6,596,248,311	6,211,618,103
恩給支給事務費	927,663	993,826			
遺族及び留守家族等援護費	9,365,318	10,758,711			

イ　翌年度繰越額

翌年度繰越額は6兆5780億6468万余円(30年度5兆0766億7368万余円)で、その内訳は次のとおりである。

①　財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの　6,296,963,280千円

②　財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの　276,364,999千円

③　財政法第43条の2第1項の規定による継続費の逓次繰越のもの　4,736,405千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	プレミアム付商品券事業助成費	55,208,309	181,912,612
	地方創生推進事務局	地方創生推進費	95,461,056	218,059,902
総務省	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	31,461,609	107,732,898
法務省	法務本省	法務省施設費	34,762,822	95,963,724
外務省	外務本省	経済協力費	68,477,763	246,352,570
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	132,759,217	632,035,414
		国立大学法人施設整備費	64,743,504	166,802,306
		公立文教施設整備費	278,785,265	522,514,388

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	30,626,321	189,337,971
		生活基盤施設耐震化等対策費	46,225,511	85,784,672
		保育対策費	62,481,947	229,434,090
		介護保険制度運営推進費	64,122,838	3,037,765,237
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	185,419,136	470,653,317
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	85,083,140	558,994,699
		農業・食品産業強化対策費	41,753,036	78,846,808
		農山漁村地域整備事業費	36,569,949	113,105,600
		北海道開発事業費	66,472,391	201,433,358
		農業施設災害復旧事業費	58,774,375	119,716,292
	林野庁	治山事業費	42,417,758	114,116,881
		森林整備事業費	39,500,826	174,673,048
経済産業省	経済産業本省	ものづくり産業振興費	113,188,541	136,391,645
		消費者行政推進費	210,705,502	429,747,606
	中小企業庁	経営革新・創業促進費	50,737,791	229,215,469
		中小企業事業環境整備費	43,204,264	180,585,763
国土交通省	国土交通本省	住宅市場整備推進費	122,186,704	214,077,062
		道路環境改善事業費	67,945,999	180,368,970
		住宅防災事業費	46,242,248	163,808,286
		河川整備事業費	350,225,382	937,525,339
		多目的ダム建設事業費	31,335,574	121,487,996
		砂防事業費	104,981,217	227,978,567
		道路交通安全対策事業費	252,819,964	900,880,900
		港湾事業費	98,617,213	302,905,213
		地域連携道路事業費	286,967,002	871,174,681
		整備新幹線整備事業費	33,748,804	124,542,617
		道路交通円滑化事業費	113,974,418	274,530,002
		社会資本総合整備事業費	1,160,211,358	3,325,098,262
		沖縄開発事業費	30,093,100	103,416,607
		北海道開発事業費	80,607,622	548,674,972
		附帯・受託工事費	33,628,104	130,418,955
		河川等災害復旧事業費	315,456,069	708,706,000
		河川等災害関連事業費	64,314,381	118,973,151
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	53,096,515	98,286,760
		廃棄物処理施設整備費	79,313,082	160,337,872
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	39,197,152	1,185,592,235
		航空機整備費	47,388,106	861,082,939
		在日米軍等駐留関連諸費	87,507,713	481,398,357
		防衛力基盤整備費	58,791,393	781,660,807

なお、上記のうち事故繰越の主なものは国土交通省所管の河川等災害復旧事業費のうちの430億8404万余円である。

ウ　不用額

不用額は1兆7838億0683万余円(30年度1兆6037億0724万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	プレミアム付商品券事業助成費	48,684,078	181,912,612
	地方創生推進事務局	地方創生推進費	45,858,378	218,059,902
	警察庁	警察活動基盤整備費	15,388,733	215,506,209
総務省	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	10,578,444	87,526,118

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
財務省	財務本省	国債費	220,520,600	22,506,242,114
		予備費	33,131,644	33,131,644
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	25,806,034	632,035,414
		公立文教施設整備費	30,286,167	522,514,388
厚生労働省	厚生労働本省	特定疾患等対策費	22,811,619	150,995,197
		原爆被爆者等援護対策費	17,449,074	125,192,308
		医療提供体制基盤整備費	28,543,756	189,337,971
		高齢者等雇用安定・促進費	50,457,816	58,854,616
		保育対策費	17,922,156	229,434,090
		児童虐待等防止対策費	18,555,624	153,957,482
		母子家庭等対策費	16,236,664	230,228,160
		生活保護等対策費	106,655,315	2,936,556,169
		障害保健福祉費	77,853,190	1,986,037,732
		公的年金制度等運営諸費	62,604,122	200,489,208
		高齢者日常生活支援等推進費	21,652,981	199,363,415
		介護保険制度運営推進費	192,781,599	3,037,765,237
農林水産省	農林水産本省	国産農産物生産・供給体制強化対策費	18,124,581	558,994,699
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	18,306,504	229,215,469
		中小企業事業環境整備費	59,794,511	180,585,763
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費	20,121,714	163,808,286
		社会資本総合整備事業費	20,009,968	3,325,098,262
		河川等災害復旧事業費	53,698,551	708,706,000
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	10,525,599	811,936,070
		武器車両等整備費	16,591,579	1,185,592,235
		航空機整備費	12,943,199	861,082,939
		在日米軍等駐留関連諸費	31,603,119	481,398,357
		防衛力基盤整備費	30,431,102	781,660,807

エ　予備費使用額

予備費使用額は4668億6835万余円(30年度1945億1154万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	防災政策費	35,352,672	8,688,841
		沖縄政策費	3,200,000	32,017,082
総務省	総務本省	選挙制度等整備費	2,532,317	57,300,509
外務省	外務本省	国際分担金其他諸費	9,945,586	249,638,911
財務省	財務本省	政策金融費	39,500,000	89,280,895
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費	18,242,456	600,303,336
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	7,102,676	109,083,442
		感染症対策費	20,981,574	121,873,378
		特定疾患等対策費	17,938,420	133,056,777
		医療提供体制基盤整備費	9,776,864	143,151,811
		地域保健対策費	3,512,648	3,350,418
		生活衛生対策費	2,242,000	6,676,300
		高齢者等雇用安定・促進費	49,022,458	9,832,158
		母子保健衛生対策費	12,587,571	26,819,253
		生活保護等対策費	31,080,187	2,904,272,542
		障害保健福祉費	9,998,940	1,972,482,741
		国際機関活動推進費	5,060,000	17,157,245
	検疫所	検疫業務等実施費	3,356,306	1,111,127

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	食料安全保障確立対策費	3,326,344	34,017,684
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	6,163,016	485,668,313
		農業・食品産業強化対策費	10,838,968	44,735,534
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	34,303,729	70,356,024
		中小企業事業環境整備費	43,924,552	50,021,529
国土交通省	国土交通本省	河川整備事業費	4,830,000	722,440,281
	観光庁	観光振興費	5,011,744	9,177,193
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	17,381,492	58,156,960
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	38,072,558	772,328,105
		武器車両等整備費	3,671,074	1,113,836,824

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた7兆7959億0869万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた元年度新規発生剰余金は7兆2684億6115万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源6兆5780億6468万余円並びに復興費用及び復興債償還費用財源51億8421万余円を差し引いた6852億1225万余円が、元年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。令和元年度における特別会計は13会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管　交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	51,984,679,881	51,984,679,881	—	—
30年度	52,483,161,872	52,483,161,872	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	51,888,307,921	51,488,328,806	58,804,061	341,175,053
30年度	52,577,963,594	51,596,235,238	568,228,081	413,500,274

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額16兆7980億5026万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同31兆8496億2942万余円)の2321億7779万余円、地方譲与税譲与金(同2兆7123億0260万円)の984億6096万余円及び交通安全対策特別交付金(同567億6269万余円)の78億1451万余円である。

(イ) 借入金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	31,328,372,408	31,617,295,408

(ウ) 交付・譲与実績

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
地方交付税	16,739,246,206	16,548,225,185
道府県分	8,631,282,579	8,567,709,712
市町村分	8,107,963,627	7,980,515,473
地方特例交付金	468,270,824	154,400,000
都道府県分	155,782,380	54,946,049
市町村分	312,488,444	99,453,951
交通安全対策特別交付金	48,948,182	51,058,285
都道府県分	28,245,146	29,465,366
市町村分	20,703,036	21,592,919
地方譲与税〔地方揮発油譲与税 森林環境譲与税(注) 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税 地方道路譲与税〕	2,613,841,633	2,650,872,746
都道府県分	2,198,374,350	2,248,002,262
市町村分	415,467,282	402,870,484

(注)　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条の規定により、森林環境譲与税が創設された。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項2件((19)：75ページ、(20)：77ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管　　地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	205,436,258	205,436,258	—	—
30年度	186,202,125	186,202,125	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	201,162,837	7,221,535	—	193,941,301
30年度	186,917,239	13,105,332	—	173,811,906

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額2010億8783万余円)の1939億3282万余円である。

(イ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　　益	207,280,432	189,925,695
(うち再保険料	181,787,453)	(うち再保険料	165,490,171)
損　　失	7,221,535	13,105,332
(うち再保険金	7,155,017)	(うち再保険金	13,045,277)
責任準備金繰入	200,058,897	176,820,363

(ウ) 責任準備金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
責任準備金現在額	1,897,033,014	1,696,974,117

(エ) 再保険の対象となる保険

区　　分	元年度末	30年度末
地震保険		
加入件数	19,740千件	19,005千件
保険金額	186,105,521,494千円	176,604,126,364千円

(オ) 主な業務実績

区　　分		元年度	(30年度)
再保険料	件数	9,511千件	9,308千件
	金額	181,787,453千円	165,490,171千円
再保険金支払(注)	件数	21千件	138千件
	金額	7,155,017千円	13,045,277千円

(注) 再保険金の支払は、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成23年東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震に対するものである。

(3) 財務省所管　国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	186,969,755,193	186,969,755,193	—	—
30年度	186,158,078,329	186,158,078,329	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	192,301,359,868	183,877,927,278	3,066,566,316	5,356,866,273
30年度	193,105,267,118	183,081,643,121	3,065,849,049	6,957,774,948

翌年度繰越額は、全て国債整理支出(歳出予算現額189兆1805億3286万余円)の分である。また、不用額は、国債整理支出の5兆3394億7514万余円及び復興債整理支出(同3兆1208億2700万円)の173億9113万余円である。

(イ) 国債の償還

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
公債等	132,388,141,792	131,209,341,926
借入金	41,698,075,188	41,836,570,346
政府短期証券	1,275,700,000	1,285,700,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
公債利子等	8,445,396,145	8,690,051,670
借入金利子	20,183,933	24,763,130
政府短期証券利子	—	—

(4) 財務省所管　外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算、損益並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	3,598,763,702	3,598,763,702	—	—
30年度	3,101,062,906	3,101,062,906	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	1,046,825,764	159,636,680	—	887,189,083
30年度	970,988,429	85,180,230	—	885,808,198

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額4944億5255万余円)の4941億6633万余円及び諸支出金(同2497億2514万余円)の925億4052万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第8条第2項の規定に基づき、元年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額3兆4391億2702万余円のうち、2年度の予算総則第12条第1項に定める金額2兆5907億8181万余円を、2年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　　益	3,598,763,702	3,101,062,906
	(うち運用収入 2,809,124,109)	(うち運用収入 2,511,757,336)
損　　失	159,636,680	85,180,230
	(うち借入金利子 —)	(うち借入金利子 —)
利　益　金	3,439,127,021	3,015,882,676
(利益金の処理)		
	457,196,790 (翌年度に外国為替資金に組入れ)	800,304,268 (翌年度に外国為替資金に組入れ)
	2,590,781,817 (翌年度に一般会計に繰入れ)	1,789,282,949 (翌年度に一般会計に繰入れ)
	391,148,413 (翌年度に歳入に繰入れ)	426,295,457 (翌年度に歳入に繰入れ)

(ウ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
主な資産運用		
外貨預け金現在額	12,186,411,941	12,381,231,152
外貨証券現在額	117,461,809,804	115,889,053,243
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	73,147,120,000	72,073,310,000

(5) 財務省及び国土交通省所管　　財政投融資特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融資特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　財政融資資金勘定

(ア)　歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	26,972,996,685	26,972,996,685	—	—
30年度	24,599,906,753	24,599,906,654	98	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	26,997,957,565	26,959,449,746	—	38,507,818
30年度	26,082,936,645	24,475,394,237	—	1,607,542,407

不用額の主なものは、諸支出金(歳出予算現額2227億3301万余円)の233億4177万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同14兆2194億5051万余円)の147億5561万余円である。

(イ)　損　　益

区　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　益		873,622,164		1,018,319,698
	(うち貸付金利子	872,174,882)	(うち貸付金利子	1,010,802,697)
損　失		813,469,239		884,389,196
	(うち公債金利子	599,350,713)	(うち公債金利子	656,903,838)
利　益　金		60,152,925		133,930,502
前年度繰越利益金		1,257,493,295		1,123,562,793
翌年度繰越利益金		1,317,646,220		1,257,493,295

(ウ)　積　立　金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	1,223,735,793	1,099,223,375

(エ)　財政融資資金預託金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	30,695,375,561	31,353,459,646

(オ)　財政投融資特別会計公債金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
財政投融資特別会計公債金現在額	91,090,081,500	92,245,641,100

(カ)　財政融資資金の運用資産

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
貸付金現在額	117,996,926,830	119,873,543,610

イ　投資勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	1,446,803,788	1,446,803,788	—	—
30年度	1,384,930,982	1,384,930,982	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	1,034,284,079	893,185,450	9,700,000	131,398,628
30年度	828,363,008	670,207,305	12,000,000	146,155,702

不用額の主なものは、産業投資支出(歳出予算現額4319億円)の611億8600万円である(なお、不用額のうちには予備費に係るものが700億円ある。)。

(ｲ) 損　　益

区　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　益	669,902,770 (うち納付金　126,894,472) (うち株式配当金　303,939,486)	750,812,355 (うち納付金　435,861,663) (うち株式配当金　314,805,458)
損　失	100,098,388 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入　100,000,000)	400,161,234 (うち地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入　400,000,000)
利益金 (利益金の処理)	569,804,381 (翌年度に利益積立金に組入れ)	350,651,120 (翌年度に利益積立金に組入れ)

(ｳ) 利益積立金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
利益積立金現在額	2,893,306,232	2,974,735,379

(ｴ) 主な業務実績

区　分		元　年　度	(30　年　度)
(出　資)			
出資金の増	法人数	17法人	18法人
	金　額	770,882,216千円	467,159,992千円
出資金の減	法人数	17法人	16法人
	金　額	610,325,239千円	826,082,633千円
年度末出資金残高	法人数	26法人	26法人
	金　額	13,576,961,995千円	13,416,405,017千円
(貸付け)			
貸付金	法人数	—	1法人
	金　額	—	319,000千円
貸付金回収	法人数	—	3法人
	金　額	—	95,550,000千円
年度末貸付金残高	法人数	2法人	2法人
	金　額	73,472,040千円	73,472,040千円

(注)　出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。

ウ　特定国有財産整備勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	64,121,244	64,121,244	—	—
30年度	85,328,686	85,328,686	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	24,044,850	20,189,153	788,398	3,067,298
30年度	31,679,617	29,891,562	1,210,709	577,345

(ｲ) 主な業務実績

区　分		元年度		(30年度)
施設跡地等の処分	土地	90千㎡		83千㎡
	建物　延べ	40千㎡	延べ	42千㎡
施設の取得	建物　延べ	28千㎡	延べ	41千㎡

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管　エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　エネルギー需給勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	2,509,429,359	2,507,896,746	—	1,532,612
30年度	2,473,045,899	2,473,045,899	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	2,392,842,103	2,150,804,702	104,845,708	137,191,692
30年度	2,372,178,368	2,135,461,089	97,700,298	139,016,981

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額4420億6855万余円)の665億0621万余円及び燃料安定供給対策費(同2609億6615万余円)の383億3949万余円である。また、不用額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費の724億4608万余円、燃料安定供給対策費の411億9334万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4488億8585万余円)の172億1446万余円である。

(ｲ) 借　入　金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	350,009,653	366,963,586

(ウ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
国家備蓄石油の年度末現在高		
(原油)	4674万kL	4701万kL
(指定石油製品)	142万kL	142万kL
(石油ガス)	139万t	139万t
国家備蓄石油の管理等の委託	62,162,264千円	59,789,436千円
石油備蓄事業補給金の交付	25,719,805千円	26,796,122千円
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対するエネルギー需給勘定運営費交付金の交付	146,673,713千円	146,408,762千円
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付	77,143,310千円	67,040,967千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	367,726,604	367,725,125	1,479	—
30年度	365,737,384	365,737,384	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	347,996,163	317,600,888	11,295,171	19,100,103
30年度	348,575,685	319,635,587	8,587,704	20,352,393

翌年度繰越額の主なものは、原子力安全規制対策費(歳出予算現額388億1553万余円)の80億6262万余円、電源立地対策費(同1715億9525万余円)の29億1579万余円である。また、不用額の主なものは、電源立地対策費の111億7110万余円、原子力安全規制対策費の30億1216万余円及び事務取扱費(同268億8982万余円)の26億0661万余円である。

(イ) 資金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	125,145	279,496

(ウ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
電源立地地域対策交付金の交付	107地方公共団体 80,610,446千円	105地方公共団体 81,396,271千円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	93,876,428千円	90,073,678千円
原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金の交付	47,000,000千円	47,000,000千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	8,011,468,460	8,011,468,460	—	—
30年度	7,774,445,359	7,774,445,359	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	12,019,710,446	7,908,230,339	—	4,111,480,106
30年度	12,296,840,648	7,702,460,596	—	4,594,380,051

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額12兆0197億0946万余円)の4兆1114億7972万余円である。

(ｲ) 借　　入　　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(民間資金)	7,682,223,000	7,382,223,000

(ｳ) 資　　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	58,295,007	58,295,007

(ｴ) 納　　付　　金

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	257,256,951	276,565,509

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項9件((6)(7)：47ページ、(10)：50ページ、(141)：282ページ、(142)：283ページ、(144)：286ページ、(169)-(171)：365ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(288、296ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(367ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管　　労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　労災勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	1,237,291,166	1,203,626,592	1,414,072	32,250,501
30年度	1,201,887,951	1,170,459,028	1,504,634	29,924,288
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	1,095,000,538	1,046,681,864	1,554,809	46,763,864
30年度	1,072,048,662	1,017,435,860	1,322,965	53,289,836

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額564億0514万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額7747億3425万余円)の191億6898万余円、社会復帰促進等事業費(同1286億4332万余円)の93億6023万余円及び業務取扱費(同638億4703万余円)の48億5127万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		1,215,047,498		1,209,710,129
(うち徴収勘定より受入		864,308,605)	(うち徴収勘定より受入	856,955,344)
損　　失		1,254,997,044		1,224,349,398
(うち保険給付費		755,565,273)	(うち保険給付費	746,097,563)
損　失　金		39,949,545		14,639,268
前年度繰越利益金		8,188,305,107		8,202,944,376
翌年度繰越利益金		8,148,355,561		8,188,305,107

(ウ) 積　立　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	7,867,023,755	7,911,666,799

(エ) 主な業務実績

区　　分	元年度	(30年度)
適用事業場数(年度末)	2,858,309事業場	2,851,699事業場
療養(補償)給付	249,140,567千円	249,799,263千円
休業(補償)給付	98,027,456千円	98,106,702千円
遺族(補償)年金	194,278,088千円	188,039,129千円
障害(補償)年金	136,879,700千円	132,183,037千円

イ　雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	2,528,540,414	2,513,096,809	1,010,007	14,433,598
30年度	2,339,574,778	2,323,367,133	864,164	15,343,480
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	2,695,489,685	2,285,269,341	1,215,249	409,005,094
30年度	2,540,086,939	2,193,474,626	780,007	345,832,306

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額359億3979万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額1兆8549億5809万余円)の1923億4816万余円、高齢者等雇用安定・促進費(同3117億8464万円)の1338億1915万余円及び地域雇用機会創出等対策費(同1131億7836万余円)の388億8546万余円である。

(イ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		1,851,295,787		1,797,861,903
	(うち徴収勘定より受入	1,667,317,486)	(うち徴収勘定より受入	1,633,085,823)
損　　失		2,386,825,544		2,292,050,477
	(うち失業等給付費	1,662,609,931)	(うち失業等給付費	1,572,652,960)
損　失　金		535,529,756		494,188,574
前年度繰越利益金		5,363,176,937		5,966,924,716
翌年度繰越利益金		4,827,647,181		5,472,736,142

(ウ) 積　立　金　等

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	4,413,230,818	5,144,504,591
雇用安定資金現在額	1,389,017,093	1,330,468,991

(エ) 主な業務実績

区　　分	元年度	(30年度)
被保険者数(年度末)	44,111,881人	43,539,315人
雇用継続給付	756,182,702千円	713,671,789千円
一般求職者給付	610,904,228千円	580,037,149千円
就職促進給付	186,759,537千円	178,059,443千円
キャリアアップ助成金	66,779,037千円	85,801,419千円
特定求職者雇用開発助成金	51,654,650千円	49,223,962千円

ウ　徴収勘定

(ｱ)　歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	2,691,403,367	2,654,312,329	4,410,240	32,680,797
30年度	2,618,213,282	2,579,403,999	4,638,844	34,170,438
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	2,630,372,460	2,595,670,961	—	34,701,498
30年度	2,528,718,923	2,524,517,715	14,953	4,186,254

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額2兆5544億5985万余円)の246億4095万余円及び雑収入(同103億2855万余円)の80億0565万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費等財源労災勘定へ繰入(歳出予算現額8760億1259万余円)の133億5907万余円、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入(同1兆6752億4281万余円)の99億6558万余円及び諸支出金(同429億2344万円)の84億0095万余円である。

(ｲ)　損　　益

区　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　益	2,599,360,241	2,557,817,860
(うち保険料	2,530,016,299)	(うち保険料	2,488,150,188)
損　失	2,599,425,309	2,557,863,079
(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入	864,308,605)	(うち保険給付費等財源労災勘定へ繰入	856,955,344)
(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,667,317,486)	(うち失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,633,085,823)
損失金	65,068	45,219
前年度繰越利益金	1,518,356	1,563,576
翌年度繰越利益金	1,453,287	1,518,356

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項6件((42)：129ページ、(44)：134ページ、(45)：137ページ、(46)：139ページ、(47)：142ページ、(50)：152ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(206ページ参照)を掲記した。

(8)　内閣府及び厚生労働省所管　　年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務、児童手当等に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　基礎年金勘定

(ｱ)　歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	25,607,177,131	25,606,454,580	232,247	490,303
30年度	25,099,803,595	25,098,808,690	193,943	800,962
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	25,695,474,081	24,184,747,694	—	1,510,726,386
30年度	25,186,782,315	23,864,441,949	—	1,322,340,365

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額24兆7465億6991万余円)の1兆4113億3748万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		24,577,574,928		24,113,843,177
	(うち拠出金等収入	24,566,166,588)	(うち拠出金等収入	24,103,077,484)
損　　失		24,185,019,486		23,864,852,786
	(うち基礎年金給付費	23,335,232,431)	(うち基礎年金給付費	22,904,720,459)
利　益　金		392,555,441		248,990,391
前年度繰越利益金		3,336,779,660		3,087,789,269
翌年度繰越利益金		3,729,335,102		3,336,779,660

(ｳ) 積　　立　　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	2,306,392,269	2,101,160,917

(ｴ) 主な業務実績

区　　分		元　年　度	(30　年　度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数(年度末)	35,433千人	34,917千人
	支　給　額	23,335,232,431千円	22,904,720,459千円

イ　国民年金勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	3,773,025,886	3,761,601,695	2,502,523	8,921,667
30年度	3,941,794,803	3,933,032,300	1,908,652	6,853,850
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	3,687,962,542	3,598,449,004	—	89,513,537
30年度	3,909,368,660	3,813,056,035	—	96,312,624

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額4766億4844万余円)の684億3314万余円及び諸支出金(同665億3970万円)の187億9886万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		4,234,160,400		4,432,576,699
	(うち保険料	1,808,619,103)	(うち保険料	1,884,253,922)
	(うち一般会計より受入	1,770,268,690)	(うち一般会計より受入	1,822,757,100)
損　　失		4,069,310,394		4,331,712,176
	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,076,928,013)	(うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,210,251,307)
	(うち国民年金給付費	408,215,296)	(うち国民年金給付費	476,986,110)
利　益　金		164,850,005		100,864,522
前年度繰越利益金		8,136,735,932		8,035,871,409
翌年度繰越利益金		8,301,585,938		8,136,735,932

(ｳ) 積　　立　　金

区　　分	元年度末(千円)		30年度末(千円)	
積立金現在額		7,443,657,946		7,313,206,066
	(うち運用寄託金現在額	7,210,157,946)	(うち運用寄託金現在額	7,063,706,066)

(エ) 主な業務実績

区分		元年度	(30年度)
被保険者数(年度末)		22,736千人	23,178千人
老齢年金等の支給	受給権者数(年度末)	854千人	1,015千人
	支給額	408,215,296千円	476,986,110千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	48,323,264,126	48,193,441,788	24,169,861	105,652,476
30年度	48,129,204,781	47,982,749,634	27,402,314	119,052,832
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	48,514,153,779	47,861,890,601	—	652,263,177
30年度	48,119,554,538	47,386,385,519	—	733,169,018

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額32兆7352億9819万余円)の233億9772万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の922億4132万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同1084億0212万余円)の123億4010万余円及び雑収入(同139億5960万余円)の10億7104万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額24兆3675億6280万余円)の5229億4884万余円、諸支出金(同531億6301万余円)の199億8329万余円及び実施機関保険給付費等交付金(同4兆6131億6999万余円)の123億3102万余円である。

(イ) 損益

区分	元年度(千円)	30年度(千円)
利益	48,239,208,988	48,042,796,262
(うち保険料	32,652,069,549)	(うち保険料	31,944,373,052)
損失	47,966,271,086	47,512,025,614
(うち保険給付費	23,844,613,958)	(うち保険給付費	23,804,477,966)
利益金	272,937,901	530,770,647
前年度繰越利益金	115,833,162,367	115,302,391,719
翌年度繰越利益金	116,106,100,268	115,833,162,367

(ウ) 積立金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	112,543,118,232	111,929,511,338
(うち運用寄託金現在額	105,993,118,232)	(うち運用寄託金現在額	105,629,511,338)

(エ) 主な業務実績

区分		元年度	(30年度)
第1号厚生年金被保険者数(年度末)		40,374千人	39,806千人
老齢厚生年金等の支給	受給権者数(年度末)	37,354千人	37,346千人
	支給額	23,571,664,358千円	23,683,072,186千円

エ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	12,117,694,676	12,050,166,578	13,725,163	53,802,934
30年度	11,578,266,457	11,516,577,141	15,780,716	45,908,599
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	12,111,890,433	12,014,143,522	—	97,746,910
30年度	11,602,676,615	11,492,204,049	—	110,472,565

不納欠損額は、全て保険料収入(徴収決定済額10兆6308億1614万余円)の分である。収納未済歳入額の主なものは、保険料収入の538億0220万余円である。また、不用額の主なものは、保険料等交付金(歳出予算現額10兆6097億8431万余円)の860億9331万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4699億1170万余円)の115億8634万余円である。

(イ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　　益	10,593,096,367	9,989,882,996
(うち保険料	10,583,012,117)	(うち保険料	9,981,870,637)
損　　失	10,570,720,951	10,038,486,925
(うち保険料等交付金	10,523,691,000)	(うち保険料等交付金	9,996,938,000)
利　益　金 (△ 損 失 金)	22,375,416	△ 48,603,928
〔前年度繰越損失金	1,317,419,177	1,268,815,248〕
〔翌年度繰越損失金	1,295,043,761	1,317,419,177〕

(ウ) 借　入　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,452,421,192	1,458,290,555

(エ) 主な業務実績

区　　分	元　年　度	(30　年　度)
保険料等交付金の交付	10,523,691,000千円	9,996,938,000千円

オ　子ども・子育て支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	3,153,397,025	3,151,458,238	224,063	1,714,723
30年度	2,745,952,056	2,744,458,253	237,088	1,256,715
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	2,977,979,579	2,867,367,031	3,857,143	106,755,404
30年度	2,654,757,148	2,533,179,683	51,379,335	70,198,129

不用額の主なものは、地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費(歳出予算現額3840億9082万余円)の432億9501万余円、業務取扱費(同722億0995万余円)の398億3033万余円及び児童手当等交付金(同1兆3148億3700万余円)の110億6588万余円である。

(イ) 積　　立　　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	206,078,229	131,536,934

(ウ) 主な業務実績

区　　分	元　年　度	(30　年　度)
児童手当交付金等の交付	1,303,771,116千円	1,331,428,030千円
子どものための教育・保育給付交付金等の交付	1,194,169,655千円	907,380,734千円

カ　業務勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	467,628,050	446,070,345	7,557,673	14,000,032
30年度	449,398,816	424,053,312	8,894,572	16,450,931
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	411,087,960	392,329,217	226	18,758,516
30年度	402,780,308	375,056,132	—	27,724,175

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額557億8214万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額606億5094万余円)の150億6768万余円及び業務取扱費(同372億9854万余円)の36億7487万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		430,566,044		407,040,932
(うち厚生年金勘定より受入		190,357,972)	(うち厚生年金勘定より受入	168,445,535)
(うち一般会計より受入		110,033,213)	(うち一般会計より受入	106,365,581)
損　　失		428,995,061		399,341,636
(うち日本年金機構運営費		312,955,432)	(うち日本年金機構運営費	295,659,329)
利　益　金		1,570,982		7,699,296
前年度繰越利益金		187,553,260		179,869,932
翌年度繰越利益金		189,124,243		187,569,229

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項5件((1)-(3)：44ページ、(43)：131ページ、(48)：144ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項2件(54、190、403ページ参照)を掲記した。

(9)　農林水産省所管　　食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、損益、調整資金の増減額、政府短期証券(食糧証券)の発行、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　農業経営安定勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	303,532,436	303,532,436	—	—
30年度	280,779,235	280,777,731	1,157	345
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	274,121,822	224,912,081	—	49,209,740
30年度	281,283,664	177,305,054	—	103,978,609

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額2739億6246万余円)の490億8861万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		200,059,759		203,864,967
	(うち食糧管理勘定より受入	92,029,667)	(うち食糧管理勘定より受入	95,629,667)
損　　失		224,912,081		177,306,212
	(うち農業経営安定事業費	224,860,221)	(うち農業経営安定事業費	177,255,611)
利　益　金 (△ 損 失 金)		△ 24,852,322		26,558,754
〔前年度繰越利益金		103,473,022		76,914,267〕
〔翌年度繰越利益金		78,620,700		103,473,022〕

(ｳ) 主な業務実績

区　　分	元　年　度	(30　年　度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の交付	219,682,036千円	173,163,502千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金の交付	5,169,469千円	4,083,923千円

イ　食糧管理勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	554,335,831	532,124,271	73,446	22,138,112
30年度	579,707,652	556,917,176	—	22,790,475
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	869,950,695	514,866,844	11,723,301	343,360,549
30年度	852,994,012	533,778,167	656,289	318,559,555

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額3317億6919万余円)の220億7950万余円である。また、翌年度繰越額は、食糧管理費(歳出予算現額375億2974万余円)の88億3200万余円及び食糧買入費(同5150億0336万余円)の28億9129万余円である。不用額の主なものは、食糧買入費の2121億7369万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1264億2558万円)の364億2509万余円及び食糧管理費の50億1085万余円である。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		310,708,561		348,085,965
	(うち主要食糧売上高	304,249,981)	(うち主要食糧売上高	326,418,324)
	(うち輸入飼料売上高	4,832,159)	(うち輸入飼料売上高	19,631,835)
損　　失		414,949,114		443,562,594
	(うち主要食糧売上原価	286,556,558)	(うち主要食糧売上原価	295,886,586)
	(うち輸入飼料売上原価	4,801,067)	(うち輸入飼料売上原価	19,515,969)
	(うち主要食糧事業管理費	23,686,886)	(うち主要食糧事業管理費	22,091,168)
損　失　金 (損失金の処理)		104,240,552 (調整資金を減額して整理)		95,476,629 (調整資金を減額して整理)

(ｳ) 調整資金の増減額

区　　分	元年度(千円)	30年度(千円)
年度首資金	161,389,008	170,691,593
本年度受入額	89,000,000	86,300,000
本年度損失整理	△ 104,380,979	△ 95,602,585
損失整理後の現在額	146,008,029	161,389,008

(エ) 政府短期証券（食糧証券）の発行

区　　分	元年度（千円）	30年度（千円）
繰越債務額	90,000,000	100,000,000
本年度発行額	207,000,000	315,000,000
本年度償還額	200,000,000	325,000,000
年度末現在額	97,000,000	90,000,000

(オ) 主な業務実績

区　　分		元　年　度	（30　年　度）
米　　穀	買　入　れ	86万t	72万t
	売　渡　し	82万t	71万t
	年度末在庫	161万t	156万t
麦　　類	買　入　れ	512万t	576万t
	売　渡　し	512万t	576万t
	年度末在庫	—	—
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付		4,488,569千円	4,418,970千円

ウ　農業再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額（千円）	収納済歳入額（千円）	不納欠損額（千円）	収納未済歳入額（千円）
元年度	72,940,384	72,940,384	—	—
30年度	71,553,171	71,553,171	—	—
歳　出	歳出予算現額（千円）	支出済歳出額（千円）	翌年度繰越額（千円）	不　用　額（千円）
元年度	89,858,654	60,411,775	—	29,446,878
30年度	82,969,186	50,208,615	—	32,760,570

不用額の主なものは、農業再保険費及交付金（歳出予算現額675億0695万余円）の78億9874万余円である（なお、不用額のうちには予備費に係るものが214億円ある。）。

(イ) 損　　益

区　　分	元年度（千円）		30年度（千円）	
利　　益		72,938,438		71,551,490
	（うち再保険料	13,739,126）	（うち再保険料	41,874,650）
損　　失		67,822,410		67,537,780
	（うち再保険金	18,993,172）	（うち再保険金	35,560,053）
利　益　金		5,116,028		4,013,709
前年度繰越利益金		164,564,521		160,550,811
翌年度繰越利益金		169,680,550		164,564,521

(ウ) 積　立　金

区　　分	元年度末（千円）	30年度末（千円）
積立金現在額	182,655,054	178,639,663

(エ) 主な業務実績

a　農業共済

(a) 農作物共済

区　　分	元　年　度	（30　年　度）
（共済引受）		
農作物	141万ha	169万ha
（再保険金支払）		
農作物	4,301,627千円	5,592,681千円

(b) 家畜共済

区分	元年度	(30年度)
(共済引受)		
牛	797万頭	484万頭
肉豚	225万頭	212万頭
種豚	37万頭	23万頭
馬	4万頭	2万頭
(再保険金支払)		
牛	8,966,120千円	22,456,376千円
肉豚	610,868千円	964,527千円
馬	189,035千円	293,031千円
種豚	48,718千円	123,727千円

(c) 果樹共済

区分	元年度	(30年度)
(共済引受)		
果樹	1,180万本	1,407万本
(再保険金支払)		
果樹	1,618,408千円	1,539,692千円

(d) 畑作物共済

区分	元年度	(30年度)
(共済引受)		
畑作物	26万ha	29万ha
(再保険金支払)		
畑作物	1,616,000千円	3,385,509千円

(e) 園芸施設共済

区分	元年度	(30年度)
(共済引受)		
園芸施設	58万棟	56万棟
(再保険金支払)		
園芸施設	1,642,393千円	1,204,506千円

b 農業経営収入保険

農業経営収入保険

区分	元年度	(30年度)
保険引受件数	34,999件	21,458件
再保険金支払	—	—
貸付件数	766件	1件
貸付金額	3,426,850千円	29,000千円

エ 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	10,641,888	10,641,888	—	—
30年度	11,245,422	11,245,422	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	7,856,601	5,647,926	—	2,208,674
30年度	7,991,258	6,022,129	—	1,969,128

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第34条第2項の規定に基づき、元年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額39億7261万余円のうち、2年度の予算で定める金額19億2469万余円を、2年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		8,717,192		8,891,760
	(うち再保険料	2,164,180)	(うち再保険料	2,000,380)
	(うち一般会計より漁船保険組合交付金見合受入	5,026,970)	(うち一般会計より漁船保険組合交付金見合受入	5,293,578)
損　　失		6,669,273		6,967,064
	(うち再保険金	40,807)	(うち再保険金	148,367)
	(うち漁船保険組合交付金	5,026,970)	(うち漁船保険組合交付金	5,293,578)
	(うち次年度繰越支払備金	5,403)	(うち次年度繰越支払備金	4,485)
利　益　金		2,047,919		1,924,695
〔前年度繰越損失金		7,647,190		9,571,886〕
〔翌年度繰越損失金		5,599,271		7,647,190〕

(ｳ) 積　立　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
積立金現在額	5,710,680	5,710,680

(ｴ) 主な業務実績

区　　分	元　年　度	(30　年　度)
(保険引受)		
件　　数	315,843件	322,806件
再保険金額	84,184,368,555千円	89,021,610,758千円
(保険金支払)		
損害再保険金	40,807千円	148,367千円

オ　漁業共済保険勘定

(ｱ) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	11,701,799	11,701,799	—	—
30年度	11,112,774	11,112,774	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	10,042,894	9,489,148	—	553,745
30年度	9,166,342	9,040,763	—	125,578

(ｲ) 損　　益

区　　分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利　　益		15,885,436		11,514,637
	(うち保険料	4,366,070)	(うち保険料	3,945,412)
	(うち一般会計より漁業共済組合連合会交付金見合受入	5,164,330)	(うち一般会計より漁業共済組合連合会交付金見合受入	5,050,420)
損　　失		19,667,210		11,916,501
	(うち保険金	4,225,896)	(うち保険金	3,898,574)
	(うち漁業共済組合連合会交付金	5,164,330)	(うち漁業共済組合連合会交付金	5,050,420)
損　失　金		3,781,773		401,863
〔前年度繰越損失金		25,786,931		25,385,068〕
〔翌年度繰越損失金		29,568,705		25,786,931〕

(ウ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
(保険引受)		
件数	56,345件	57,223件
再共済金額	690,590,529千円	660,270,894千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	2,504,938千円	2,766,196千円
養殖共済保険金	66,558千円	445,131千円
特定養殖共済保険金	1,654,399千円	679,567千円
漁業施設共済保険金	—	7,677千円
計	4,225,896千円	3,898,574千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	10,779,963	10,779,963	—	—
30年度	10,219,315	10,219,231	—	84
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	15,777,982	10,779,963	—	4,998,018
30年度	17,264,242	10,219,231	—	7,045,010

(イ) 損益

区分	元年度(千円)	30年度(千円)
利益	9,349,003 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 7,780,468)	12,013,683 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 10,416,369)
損失	9,490,636 (うち事務取扱費 8,612,804)	12,137,828 (うち事務取扱費 10,599,282)
損失金 (損失金の処理)	141,632 (食糧管理勘定へ移し整理)	124,144 (食糧管理勘定へ移し整理)

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	26,038,437	26,038,437	—	—
30年度	28,138,349	28,138,322	26	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	31,088,035	24,561,611	5,558,338	968,085
30年度	32,702,182	27,220,198	4,429,254	1,052,728

(イ) 借入金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	35,289,781	39,790,544

(ウ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
かんがい排水事業	11地区	13地区
総合農地防災事業	2地区	2地区

(10) 農林水産省所管　国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により平成25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の令和元年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	356,369,721	356,369,721	—	—
30年度	348,902,878	348,902,878	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	356,465,980	356,369,721	—	96,258
30年度	348,940,337	348,902,878	—	37,458

(イ) 借入金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	1,186,556,643	1,205,971,203

(11) 経済産業省所管　特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	246,945,604	246,945,584	—	20
30年度	269,592,515	269,592,491	—	24
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	166,550,091	156,876,295	21,450	9,652,346
30年度	157,612,679	145,364,491	2,439,211	9,808,976

(イ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
(特許権)		
出願の受理	304,438件	312,986件
審査請求の受理	236,138件	230,793件
審査	225,663件	230,940件
(実用新案権)		
出願の受理	5,265件	5,330件
(意匠権)		
出願の受理	31,162件	30,978件
審査	30,898件	31,858件
(商標権)		
出願の受理	160,959件	171,140件
審査	271,109件	251,320件

(12) 国土交通省所管　自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業及び空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の元年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	65,467,336	63,003,277	1	2,464,058
30年度	65,087,888	62,403,111	332,052	2,352,724
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
元年度	2,876,338	1,850,401	—	1,025,936
30年度	3,017,698	1,890,136	—	1,127,561

(イ) 損益

区分	元年度(千円)		30年度(千円)	
利益		5,990,932		5,724,113
	(うち賦課金	1,823,960)	(うち賦課金	1,842,529)
	(うち前年度繰越未経過賦課金	1,512,826)	(うち前年度繰越未経過賦課金	1,522,331)
損失		5,341,199		5,354,134
	(うち次年度繰越未経過賦課金	1,501,458)	(うち次年度繰越未経過賦課金	1,512,826)
	(うち次年度繰越支払備金	997,635)	(うち次年度繰越支払備金	1,254,494)
利益金(△損失金)(利益金又は損失金の処理)		649,733		369,978
	(翌年度に繰越利益として整理	909,496)	(翌年度に繰越利益として整理	634,124)
	(翌年度に基金を減額して整理	△ 259,763)	(翌年度に基金を減額して整理	△ 264,145)

(ウ) 繰越金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
繰越利益の額	121,884,038	121,249,913

(エ) 基金

区分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
基金残額	13,736,060	14,000,206

(オ) 主な業務実績

区分		元年度	(30年度)
保障金等の支払	件数	628件	858件
	金額	718,461千円	821,503千円
〔経過措置としての保険金支払〕			
再保険金及び保険金の支払	件数	53件	77件
	金額	138,548千円	169,474千円

イ　自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	53,702,218	53,701,935	—	283
30年度	52,491,704	52,491,430	—	274
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	37,954,653	33,290,577	1,648,259	3,015,816
30年度	36,948,563	33,685,165	1,022,992	2,240,404

(イ) 主な業務実績

区　分	元　年　度	(30　年　度)
自動車の検査	25,250千件	25,664千件
(うち有料分)	(25,196千件)	(25,604千件)
自動車の登録	16,038千件	16,259千件
(うち有料分)	(15,706千件)	(15,916千件)

ウ　自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	15,574,363	15,574,363	—	—
30年度	13,748,674	13,748,674	—	—
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	15,566,074	13,913,149	1,246,700	406,224
30年度	13,711,561	13,237,149	—	474,411

(イ) 損　　益

区　分	元年度(千円)	30年度(千円)
利　益	6,998,830	4,618,179
(うち一般会計より受入	4,969,000)	(うち一般会計より受入	2,320,307)
(うち利子収入	1,907,453)	(うち利子収入	2,184,470)
損　失	13,543,593	12,584,141
(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	7,317,077)	(うち独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金	7,179,739)
損失金(損失金の処理)	6,544,763 (翌年度に基金を減額して整理)	7,965,962 (翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基　　金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
基金残額	627,000,386	634,966,348

(エ) 主な業務実績

区　分		元　年　度	(30　年　度)
自動車事故対策計画に基づく助成	件　数	3,732件	4,528件
	金　額	13,243,637千円	12,326,959千円

エ　空港整備勘定

(ｱ)　歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	570,257,888	551,447,690	730,960	18,079,237
30年度	543,796,127	542,965,316	97,826	732,985
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	522,136,147	450,526,045	56,374,040	15,236,061
30年度	510,927,080	402,147,893	92,022,764	16,756,422

収納未済歳入額の主なものは、空港使用料収入(徴収決定済額2415億4760万余円)の180億6149万余円である。また、翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額2016億3731万余円)の398億8267万余円、航空路整備事業費(同401億1415万余円)の69億1967万余円及び沖縄空港整備事業費(同487億7037万余円)の49億6639万余円である。不用額の主なものは、空港等維持運営費(同1580億3428万余円)の66億4473万余円、空港整備事業費の51億5867万余円及び沖縄空港整備事業費の10億1699万余円である。

(ｲ)　借　入　金

区　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	496,382,136	533,242,672

(ｳ)　主な業務実績

区　分	元　年　度	(30　年　度)
(直轄事業)		
滑走路の新設及び延長	2空港	2空港

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項3件(**(146)**－**(148)**：308ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(348ページ参照)を掲記した。

(13)　国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管　東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の元年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ｱ)　歳入歳出決算

歳　入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
元年度	2,587,327,946	2,587,306,790	—	21,156
30年度	2,532,560,748	2,532,270,782	1,811	288,154
歳　出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不　用　額(千円)
元年度	2,771,487,202	1,677,057,896	812,652,733	281,776,572
30年度	2,755,619,648	1,868,024,984	613,927,922	273,666,741

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所管	元年度(千円)	30年度(千円)
国会	—	—
裁判所	—	—
会計検査院	—	—
内閣	20,718	21,396
内閣府	23,310,755	40,581,172
復興庁	28,111,031	28,574,491
総務省	375,995,986	326,969,217
法務省	2,594,241	1,468,709
外務省	—	—
財務省	6,269,252	71,042,566
文部科学省	28,015,240	34,101,353
厚生労働省	26,407,909	32,945,606
農林水産省	176,597,876	218,971,181
経済産業省	41,454,080	51,001,084
国土交通省	549,441,636	631,165,470
環境省	418,839,165	430,767,126
防衛省	—	415,605

(注)　国会、裁判所、会計検査院及び外務省には30、元両年度の歳出予算現額が、また、防衛省には元年度の歳出予算現額が、それぞれ計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	9,487,100	31,627,321
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費	8,475,062	8,475,062
		原子力災害復興再生支援事業費	7,188,687	21,387,331
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	4,698,481	4,738,478
総務省	消防庁	生活基盤行政復興事業費	1,845,792	2,811,007
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興事業費	1,689,411	8,772,339
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	6,591,881	18,290,076
農林水産省	農林水産本省	原子力災害復興再生支援事業費	9,128,514	37,530,950
		東日本大震災復興事業費	19,224,016	43,451,087
		東日本大震災災害復旧等事業費	4,687,643	20,364,580
	林野庁	東日本大震災復興事業費	7,903,996	21,177,360
		農林水産業復興政策費	1,353,241	4,981,921
		東日本大震災災害復旧等事業費	3,960,134	13,055,956
	水産庁	東日本大震災復興事業費	1,637,226	7,174,536
		東日本大震災災害復旧等事業費	51,573,243	119,921,464
経済産業省	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	13,234,466	34,968,173
国土交通省	国土交通本省	原子力災害復興再生支援事業費	1,229,015	24,669,843
		東日本大震災復興事業費	260,931,008	569,649,892
		東日本大震災災害復旧等事業費	80,906,033	202,879,235
環境省	環境本省	東日本大震災復興事業費	14,705,136	36,114,494
		環境保全復興政策費	9,030,856	162,954,064
	地方環境事務所	環境保全復興事業費	214,135,306	401,499,342
		環境保全復興政策費	71,738,729	211,071,848

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	1,350,603	31,627,321
復興庁	復興庁	東日本大震災復興支援対策費	4,343,712	10,706,890
		原子力災害復興再生支援事業費	4,849,338	21,387,331
		教育・科学技術等復興事業費	2,961,485	2,962,618
		環境保全復興政策費	2,440,014	2,440,014
		環境保全復興事業費	10,298,986	10,298,986
財務省	財務本省	復興債費	2,253,552	6,022,805
		復興加速化・福島再生予備費	100,000,000	100,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	1,014,765	14,718,619
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	3,360,701	18,290,076
農林水産省	農林水産本省	東日本大震災復興事業費	1,122,636	43,451,087
		東日本大震災災害復旧等事業費	1,619,404	20,364,580
	林野庁	東日本大震災災害復旧等事業費	1,039,413	13,055,956
	水産庁	東日本大震災災害復旧等事業費	3,954,553	119,921,464
経済産業省	経済産業本省	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	2,727,761	30,491,853
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	12,348,611	34,968,173
国土交通省	国土交通本省	東日本大震災復興事業費	1,078,500	569,649,892
		東日本大震災災害復旧等事業費	4,541,697	202,879,235
環境省	環境本省	環境保全復興事業費	5,610,972	17,299,929
		環境保全復興政策費	22,936,243	162,954,064
	地方環境事務所	環境保全復興事業費	40,965,105	401,499,342
		環境保全復興政策費	40,158,247	211,071,848

(ｲ) 復興債の償還金等

区分	元年度(千円)	30年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入)	—	63,440,158
利子等	3,769,252	4,402,408
	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 3,758,104)	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 4,397,119)

(ｳ) 主な業務実績

区分	元年度	(30年度)
被災者支援(健康・生活支援)	54,012,633千円	66,049,035千円
住まいとまちの復興	696,896,119千円	813,805,237千円
産業・生業の再生	64,894,586千円	80,596,082千円
原子力災害からの復興・再生	476,885,204千円	509,236,363千円
地方交付税交付金	375,016,248千円	325,214,836千円

(注) 区分は「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」(平成28年3月閣議決定)に基づき整理している。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項9件((14)：68ページ、(18)：74ページ、(38)：121ページ、(120)：176ページ、(139)(140)：280ページ、(151)：313ページ、(159)：321ページ、(164)：328ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(239ページ参照)、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(355ページ参照)を掲記した。

第2　国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

令和元年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受　　入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
元年度	78,833,931,469	77,466,645,311	77,856,204	1,289,429,952
30年度	79,172,804,322	78,220,442,298	78,304,369	874,057,654
支　　払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
元年度	16,597,059,750		59,484,160,401	
30年度	15,451,587,882		61,446,151,303	

なお、令和元年10月に、消費税法(昭和63年法律第108号)の一部改正により消費税の税率が100分の7.8、一部対象品目については100分の6.24となり、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正により国税収納金整理資金において消費税と併せて受払を行ってきた地方消費税の税率が78分の22(消費税率換算で100分の2.2又は100分の1.76)となった。

前記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区　　分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	57,793,600,291
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	1,165,542,419
国債整理基金特別会計組入金	123,768,428
東日本大震災復興特別会計各税組入金	400,700,584

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区　　分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	26,949,620	30,997,744,653
申告所得税受入金	17,559,058	30,160,153
法人税受入金	12,219,368	12,302,033,174
源泉所得税受入金	8,285,730	113,757,540
相続税受入金	6,234,793	2,455,081,571
源泉所得税及復興特別所得税受入金	3,778,020	19,133,243,438
申告所得税及復興特別所得税受入金	1,753,786	3,584,446,118
区　　分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	717,241,970	30,997,744,653
揮発油税及地方揮発油税受入金	192,567,675	2,717,435,025
申告所得税及復興特別所得税受入金	105,410,877	3,584,446,118

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が8485億3652万余円ある。

第３　法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の２資金である。

１　決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補塡することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和 53 年法律第 4 号)に基づいて昭和 52 年度に設置されたものである。

令和元年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区　　分	金額（千円）
元年７月末資金現在額	—
元年８月１日から２年７月 31 日までの資金増	—
元年８月１日から２年７月 31 日までの資金減	—
２年７月末資金現在額	—

２　貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成 14 年法律第 42 号)に基づいて平成 15 年度に設置されたものである。

令和元年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区　　分	事　　項	元年度(千円)	30 年度(千円)
国　　庫　　金	年度首在高	609,310,762	607,303,724
	(受入)		
	貨幣発行高	154,073,900	180,199,048
	運用益	120,025	357,393
	地金売払代	110,471	101,787
	計	154,304,396	180,658,228
	(払出)		
	貨幣回収高	112,651,566	126,710,509
	一般会計へ繰入(年度末繰入分)	80,377,276	51,940,681
	計	193,028,843	178,651,190
	差引現在額	570,586,316	609,310,762
回収貨幣及地金	年度首在高	276,158,523	274,308,981
	(受入)		
	回収貨幣	10,408,496	9,951,748
	計	10,408,496	9,951,748
	(払出)		
	貨幣材料	7,056,668	7,742,020
	地金売払	131,095	104,744
	その他	184,608	255,441
	計	7,372,372	8,102,206
	差引現在額	279,194,647	276,158,523
資　　金　　合　　計		849,780,963	885,469,286

第4　債権及び債務

1　債　　権

令和元年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区　　分	元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳　　入	7,228,110,557	6,582,967,755	645,142,801
歳入外	59,120	66,106	△ 6,985
積立金	113,203,276,179	112,693,217,404	510,058,775
資　　金	105,148,965,928	107,476,970,686	△ 2,328,004,758
計	225,580,411,785	226,753,221,953	△ 1,172,810,167

令和元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、1兆1728億1016万余円減少している。

増加したもの及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区　　分	会　　計	項	増加額△減少額(千円)
歳　　入	一般会計	特別会計整理収入	△ 82,740,884
	年金特別会計		
	国民年金勘定	保険料収入	△ 95,068,674
	自動車安全特別会計		
	空港整備勘定	雑収入	765,580,287
積立金	年金特別会計		
	国民年金勘定	運用寄託金債権	146,451,880
	厚生年金勘定	運用寄託金債権	363,606,894
資　　金	一般会計	各税受入金債権	△ 1,454,470,192
	外国為替資金特別会計	円貨貸付金債権	△ 146,351,586
	財政投融資特別会計		
	財政融資資金勘定	地方公共団体貸付金債権	△ 1,208,371,464
		特別法人貸付金債権	472,555,109

2　債　　務

令和元年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種　　別	元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	87,502,796	78,858,121	8,644,675
歳出予算の繰越債務負担額	5,181,941,703	4,018,901,408	1,163,040,294
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	394,964,334	368,902,063	26,062,270
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	8,963,260,114	8,636,864,519	326,395,595
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	18,343,109	114,609,570	△ 96,266,460
公債	987,649,077,324	976,861,731,186	10,787,346,138
内国債	987,648,992,798	976,861,646,986	10,787,345,812
外国債(注)	84,525	84,199	326
借入金	52,436,441,101	53,201,845,993	△ 765,404,892

種　　別	元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
一時借入金	96,077,000	—	96,077,000
政府短期証券	74,418,820,000	73,349,010,000	1,069,810,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	3,986,727,708	4,059,356,217	△ 72,628,509
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	39,997,186,774	41,527,006,169	△ 1,529,819,394
計	1,173,230,341,967	1,162,217,085,249	11,013,256,718

(注)　外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、歳出予算の繰越債務負担額、政府短期証券等である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、借入金等である。

公債について元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は143兆3456億1894万余円、減少した額は132兆5582億7280万余円で、差引き10兆7873億4613万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの及びこの借換えに係るものは、差引き9兆7480億9207万余円増加している。

年度中に増加したもの及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増　加　し　た　も　の		減　少　し　た　も　の	
区　　分	金額(千円)	区　　分	金額(千円)
借換発行したもの	94,382,106,890	借換発行したものを償還したもの	85,382,070,371
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	26,620,226,000	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	28,327,748,200
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	12,363,421,050	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	13,518,980,650
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	9,061,682,250	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	4,200,151,550

また、借入金について元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は40兆9326億7029万余円、減少した額は41兆6980億7518万余円で、差引き7654億0489万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ31兆4509億7200万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還31兆0115億7350万円である。

なお、平成31年4月の外国貨幣換算率の変更(注)等に伴い増加した債務は88億1617万余円、減少した債務は1208億1345万余円である。

(注)　外国貨幣換算率の主な変更

米　　貨	1ドル	112円→110円
英　　貨	1ポンド	143円→148円
欧州連合貨	1ユーロ	124円→131円

第5　国庫金、国有財産及び物品

1　国　　庫　　金

令和2年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種　　別	2年3月末現在(千円)	31年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当　座　預　金	150,001,026	150,001,205	△ 179
別　口　預　金	246,493,714	290,557,735	△ 44,064,020
指　定　預　金	12,240,034,455	17,084,930,777	△ 4,844,896,321
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	12,636,529,690	17,525,490,212	△ 4,888,960,521

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で250兆2454億2000万円であり、また、一時借入金をした額は累計で417兆5029億2266万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替えて使用した額は累計で90兆1000億円である。

2　国　有　財　産

令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区　　分		元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土　　地		19,333,270,799	18,735,499,393	597,771,405
立　木　竹		3,225,086,218	3,121,217,175	103,869,043
建　　物		3,424,969,965	3,421,248,598	3,721,367
工　作　物		2,548,212,254	2,563,219,979	△ 15,007,725
機　械　器　具		0	0	△ 0
船　　舶		1,530,281,406	1,465,061,373	65,220,032
航　空　機		1,009,615,672	946,131,952	63,483,719
地　上　権　等		2,476,244	2,914,257	△ 438,013
特　許　権　等		1,489,542	1,809,449	△ 319,907
政　府　出　資　等		78,528,294,969	78,077,905,023	450,389,946
不動産の信託の受益権		267,600,986	258,940,018	8,660,968
計		109,871,298,059	108,593,947,221	1,277,350,837
分類及び種類	行　政　財　産	25,265,783,820	24,422,594,287	843,189,532
	公　用　財　産	19,525,522,963	18,825,316,272	700,206,691
	公　共　用　財　産	789,354,453	764,431,129	24,923,323
	皇　室　用　財　産	697,820,187	672,978,084	24,842,103
	森林経営用財産	4,253,086,216	4,159,868,801	93,217,414
	普　通　財　産	84,605,514,238	84,171,352,933	434,161,304

元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は5兆5046億8049万余円、減少した額は4兆2273億2965万余円で、差引き1兆2773億5083万余円増加している。なお、これらの中には、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額2兆8657億1161万余円及び減少した額3兆3506億4332万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したもの及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	880,871,392	政府出資等	売払	252,044,824
船舶	新造	245,294,514	土地	売払	89,788,003
航空機	購入	188,536,266	政府出資等	出資金回収	76,361,682
工作物	新設	187,684,245	船舶	所属替	70,637,172
航空機	新造	160,199,725	航空機	所属替	56,211,332

また、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,191,342,038	1,145,170,371	46,171,666
立木竹	701,749	689,425	12,324
建物	780,377	557,251	223,125
工作物	903,651	952,655	△ 49,003
計	1,193,727,816	1,147,369,703	46,358,113

3 物品

令和元年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	元年度末現在額(千円)	30年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	83,835,210	79,043,019	4,792,190
通信機器	898,853,561	886,242,140	12,611,420
工作機器	1,684,798	1,697,942	△ 13,144
木工機器	3,471,902	3,457,279	14,622
土木機器	131,736,069	125,192,232	6,543,836
試験及び測定機器	598,525,057	610,612,614	△ 12,087,557
荷役運搬機器	6,335,269	6,123,006	212,262
産業機器	20,033,536	20,689,624	△ 656,087
船舶用機器	15,402,310	21,896,834	△ 6,494,524
車両及び軌条	801,532,690	772,643,944	28,888,745
医療機器	32,884,916	32,774,825	110,090
特殊用途機器	109,767,493	101,892,598	7,874,894
雑機器	290,195,740	279,846,590	10,349,150
防衛用武器	3,623,250,722	3,528,094,462	95,156,259
防衛用施設機器	180,048,825	174,710,541	5,338,284
防衛用電気通信機器	3,883,052,179	3,682,670,307	200,381,872
防衛用航空機用機器	1,792,240,696	1,444,024,743	348,215,953
防衛用船舶用機器	153,322,443	130,599,799	22,722,643
防衛用衛生器材	47,191,135	41,639,822	5,551,312
防衛用一般機器	1,593,530,752	1,530,367,661	63,163,091
美術品	42,145,524	41,097,566	1,047,958
計	14,309,040,838	13,515,317,560	793,723,277

元年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は5兆1366億0863万余円、減少した額は4兆3428億8535万余円で、差引き7937億2327万余円増加している。

第６　財政融資資金の長期運用

令和元年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区　　分	長期運用予定現額（千円）	本年度運用済額（千円）	翌年度繰越額（千円）	運用残額（千円）
国（特別会計）	15,892,480	12,230,696	865,946	2,795,838
政府関係機関	4,667,300,000	3,567,600,000	—	1,099,700,000
独立行政法人等	4,257,944,484	4,014,797,251	65,674,136	177,473,097
地方公共団体	5,818,093,332	2,986,163,514	2,360,424,108	471,505,710
計	14,759,230,296	10,580,791,461	2,426,964,190	1,751,474,645

第７　政府関係機関及びその他の団体

１　概　　況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

令和２年次の検査(元年10月から２年９月まで)において検査の対象としたのは次の会計である。

①　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計　212

②　法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計　1

③　国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち　8

④　国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち　40

⑤　国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち　3

⑥　国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち　3,435

⑦　国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち　27

このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区　　分	団　　体　　名			
①国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計　212	（１）　**政府関係機関**　4			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門（注１）
	（２）　**事業団等**　36			
	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	預金保険機構
	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社
	日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
	株式会社産業革新投資機構	日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構
	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構
	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
	株式会社日本貿易保険			
	以上のほか、清算中のものなどが７団体ある。			

区　　分	団　　体　　名			
	（3） **独立行政法人**（注2） **83**			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構	国立美術館
	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター	農業・食品産業技術総合研究機構
	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構	水産研究・教育機構	産業技術総合研究所
	製品評価技術基盤機構	土木研究所	建築研究所	海上・港湾・航空技術研究所
	海技教育機構	航空大学校	国立環境研究所	教職員支援機構
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構	造幣局	国立印刷局
	国民生活センター	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
	国際協力機構（注1）	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	情報処理推進機構
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
	環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
	大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
	医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（注3）	国立がん研究センター
	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構	

区　　分	団　　体　　名
	（4） **国立大学法人等**（注2） **90** 北海道大学　北海道教育大学　室蘭工業大学　小樽商科大学 帯広畜産大学　旭川医科大学　北見工業大学　弘前大学 岩手大学　東北大学　宮城教育大学　秋田大学 山形大学　福島大学　茨城大学　筑波大学 宇都宮大学　群馬大学　埼玉大学　千葉大学 東京大学　東京医科歯科大学　東京外国語大学　東京学芸大学 東京農工大学　東京芸術大学　東京工業大学　東京海洋大学 お茶の水女子大学　電気通信大学　一橋大学　横浜国立大学 新潟大学　長岡技術科学大学　上越教育大学　金沢大学 福井大学　山梨大学　信州大学　岐阜大学（注4） 静岡大学　浜松医科大学　名古屋大学（注4）　愛知教育大学 名古屋工業大学　豊橋技術科学大学　三重大学　滋賀大学 滋賀医科大学　京都大学　京都教育大学　京都工芸繊維大学 大阪大学　大阪教育大学　兵庫教育大学　神戸大学 奈良教育大学　奈良女子大学　和歌山大学　鳥取大学 島根大学　岡山大学　広島大学　山口大学 徳島大学　鳴門教育大学　香川大学　愛媛大学 高知大学　福岡教育大学　九州大学　九州工業大学 佐賀大学　長崎大学　熊本大学　大分大学 宮崎大学　鹿児島大学　鹿屋体育大学　琉球大学 総合研究大学院大学　政策研究大学院大学　北陸先端科学技術大学院大学　奈良先端科学技術大学院大学 筑波技術大学　富山大学　大学共同利用機関法人人間文化研究機構　大学共同利用機関法人自然科学研究機構 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構　大学共同利用機関法人情報・システム研究機構
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1	日本放送協会
③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8	中部国際空港株式会社　日本電信電話株式会社　首都高速道路株式会社　阪神高速道路株式会社 日本アルコール産業株式会社　株式会社商工組合中央金庫　日本たばこ産業株式会社　阪神国際港湾株式会社

区　　分	団　　体　　名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 40	北海道旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	日本貨物鉄道株式会社	東京湾横断道路株式会社
	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社	日本郵便株式会社	株式会社ゆうちょ銀行
	株式会社かんぽ生命保険	株式会社整理回収機構	株式会社地域経済活性化支援機構	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
	関西国際空港土地保有株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	株式会社 INCJ	
	以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが 25 団体ある。			
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

（注１）「国が資本金の２分の１以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

（注２）各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

（注３）「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」は、平成 31 年４月１日に「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」から移行した。

（注４）「国立大学法人岐阜大学」は令和２年４月１日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「国立大学法人名古屋大学」から移行した「国立大学法人東海国立大学機構」に承継された。

2　国が資本金の２分の１以上を出資している法人の決算

［1］ 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされていて、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。令和元年度末における政府関係機関は４機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

（1） 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務

② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は、元年度末現在で 830 億 6774 万余円となっている。

同公庫の元年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

⑺ 収入支出決算

収　入	収入済額（千円）
元年度	10,602,614
30 年度	11,268,639

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
元年度	10,693,406	8,634,344	2,059,061
30 年度	11,500,726	9,429,584	2,071,141

⑴ 損　　益

科　目	元年度（千円）	30 年度（千円）
経常収益	17,855,255	20,226,587
うち貸付金利息	9,504,408	10,532,313
経常費用	17,926,083	20,266,750
うち借入金利息	2,896,352	3,257,295
当期損失金(注)	70,827	15,521
（損失金の処理）		
翌年度に積立金を減額して整理	70,827	15,521
（積立金）	(1,394,948)	(1,410,469)

(注)　この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定（琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買い入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定）において生じたものである。

⑼ 借　入　金　等

区　分	元年度末（千円）	30 年度末（千円）
借入金残高（財政融資資金等）	574,768,009	561,672,722
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	167,329,500	177,173,000

㈡ 主な業務実績

a 貸付業務

区分		元年度	(30年度)
貸付け	件数	5,874件	6,568件
	金額	111,560,721千円	112,469,179千円
貸付金回収等	金額	106,146,200千円	102,861,913千円
(うち繰上償還)		(21,501,059千円)	(20,637,406千円)
(うち貸付金償却)		(1,107,526千円)	(3,432,645千円)
年度末貸付金残高	件数	50,898件	50,466件
	金額	864,112,264千円	858,697,744千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に公庫において開示している債権			
破綻先債権		657,469千円	446,230千円
延滞債権		14,624,671千円	15,841,245千円
3か月以上延滞債権		47,436千円	71千円
貸出条件緩和債権		30,504,899千円	29,125,806千円
計		45,834,476千円	45,413,354千円
貸倒引当金		7,781,035千円	7,312,922千円

(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額81億0670万余円の範囲内とされている。

b 出資業務

区分		元年度	(30年度)
出資	会社数	5社	3社
	件数	5件	3件
	金額	1,072,808千円	240,046千円
年度末出資金残高	会社数	58社	61社
	件数	74件	77件
	金額	7,473,000千円	6,949,200千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、元年度末現在で4兆3242億2070万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の7勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の元年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

㈠ 収入支出決算

収入	収入済額(千円)
元年度	138,479,653
30年度	137,359,996

支出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
元年度	88,610,402	73,152,319	15,458,082
30年度	90,977,556	75,753,984	15,223,571

不用額の主なものは、支払利息（支出予算現額106億9272万余円）の59億9577万余円、業務諸費（同198億3791万余円）の31億8660万余円及び業務委託費（同22億2775万余円）の11億0252万余円である。

(ｲ) 損　　益

科　　目	元年度（千円）	30年度（千円）
経常収益	138,257,493	137,221,912
うち貸出金利息	112,610,393	111,876,764
経常費用	152,019,759	146,859,531
うち借用金利息	3,821,827	5,578,529
特別利益	98,318	45,406
特別損失	310,417	410,036
当期純損失	13,974,365	10,002,249
（損失金の処理）		
繰越利益剰余金として整理	△ 13,974,365	△ 10,002,249
（繰越利益剰余金）	（△ 507,369,089）	（△ 493,394,724）

(ｳ) 借　入　金　等

区　　分	元年度末（千円）	30年度末（千円）
借入金残高（財政融資資金等）	5,753,200,000	5,498,618,000
社　債　発　行　残　高	650,416,476	650,306,563

(ｴ) 主な業務実績

区　　分		元　年　度	（30年度）
貸付け	件数	374,558件	393,284件
	金額	2,146,393,990千円	2,168,457,243千円
貸出金回収等（うち貸出金償却）	金額	2,123,223,742千円 （60,832,572千円）	2,152,442,080千円 （55,046,696千円）
年度末貸出金残高	件数	2,066,487件	2,035,233件
	金額	7,033,617,660千円	7,010,447,412千円
上記のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		4,944,358千円	5,883,946千円
延滞債権		104,517,097千円	104,192,691千円
3か月以上延滞債権		30,413千円	39,335千円
貸出条件緩和債権		414,525,662千円	401,811,848千円
計		524,017,531千円	511,927,821千円
貸倒引当金		117,813,425千円	109,784,927千円

（注）貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ　農林水産業者向け業務（農林水産業者向け業務勘定）

(ｱ) 収入支出決算

収　入	収入済額（千円）
元年度	44,603,748
30年度	46,014,434

支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
元年度	44,682,130	37,246,554	7,435,575
30年度	44,824,220	39,083,069	5,741,150

(ｲ) 損　　益

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	43,287,700	41,549,493
うち貸出金利息	25,898,227	27,916,351
経常費用	43,239,459	41,485,599
うち借用金利息	17,445,217	19,567,278
特別利益	99	—
特別損失	48,842	77,059
当期純損失	501	13,165
(損失金の処理)		
翌年度に利益準備金を取り崩して整理	501	13,165
(利益準備金)	(2,642,711)	(2,655,877)

(ｳ) 借 入 金 等

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,487,046,115	2,385,673,937
社 債 発 行 残 高	259,981,443	259,978,737

(ｴ) 主な業務実績

区　　分		元 年 度	(30年度)
貸付け	件数	14,838件	15,301件
	金額	483,988,772千円	558,372,029千円
貸出金回収等	金額	384,953,750千円	345,862,541千円
(うち貸出金償却)		(2,369,219千円)	(1,861,143千円)
年度末貸出金残高	件数	159,737件	161,281件
	金額	3,102,871,464千円	3,003,836,443千円
上記のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		1,273,463千円	349,631千円
延滞債権		53,539,703千円	46,644,230千円
3か月以上延滞債権		720,708千円	519,632千円
貸出条件緩和債権		19,183,616千円	14,890,187千円
計		74,717,492千円	62,403,681千円
貸倒引当金		14,785,163千円	13,019,002千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ　中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ｱ) 収入支出決算

収　入	収入済額(千円)
元年度	81,694,246
30年度	84,995,629

支　出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
元年度	44,459,536	32,130,375	12,329,160
30年度	47,345,724	34,646,318	12,699,405

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額138億8952万余円)の73億2765万余円及び業務諸費(同79億6046万余円)の17億2352万余円である。

(ｲ) 損　　益

a　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	80,812,609	84,376,444
うち貸出金利息	64,921,604	67,963,249
経常費用	84,799,582	76,845,202
うち借用金利息	4,096,553	6,197,841
うち社債利息	1,572,823	2,218,702
特別利益	6,087	899
特別損失	64,680	34,648
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 4,045,566	7,497,493
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 4,045,566	7,497,493
(繰越利益剰余金)	(△ 309,618,113)	(△ 305,572,546)

b　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	682,075	486,508
うち有価証券利息配当金	225,079	201,342
経常費用	529,074	410,127
当期純利益	153,000	76,380
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	76,500	38,190
翌年度に国庫へ納付	76,500	38,190
(利益準備金)	(348,194)	(310,004)

(ｳ) 借　入　金　等

a　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,109,411,100	3,140,709,100
社　債　発　行　残　高	470,077,449	555,890,598

b　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
社　債　発　行　残　高	30,000,000	24,200,000

(ｴ) 主な業務実績

a　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区　　分		元　年　度	(30年度)
貸付け	件数	19,645件	20,218件
	金額	1,147,409,180千円	1,233,137,400千円
貸出金回収等	金額	1,275,078,176千円	1,401,503,252千円
(うち貸出金償却)		(25,810,465千円)	(29,860,131千円)
年度末貸出金等残高	件数	127,361件	129,794件
	金額	5,083,817,733千円	5,211,486,729千円
上記のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		2,943,792千円	2,423,070千円
延滞債権		451,356,596千円	431,557,927千円

区分	元年度	（30年度）
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	71,802,229千円	75,654,305千円
計	526,102,619千円	509,635,303千円
貸倒引当金	302,295,219千円	277,726,107千円

（注） 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区分		元年度	（30年度）
貸付債権元本	件数	1,807件	1,707件
	金額	33,232,000千円	34,596,000千円

エ 信用保険等業務（信用保険等業務勘定）

(ア) 収入支出決算

収入	収入済額（千円）
元年度	197,402,782
30年度	207,946,457

支出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
元年度	405,464,618	269,001,564	136,463,053
30年度	428,662,428	278,371,713	150,290,714

不用額の主なものは、保険金（支出予算現額3937億5930万円）の1324億7405万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金（同59億6396万余円）の26億0097万余円である。

(イ) 損益

科目	元年度（千円）	30年度（千円）
経常収益	195,366,594	291,390,397
うち保険料	122,704,710	121,914,015
経常費用	197,756,140	199,313,832
うち保険金	261,285,244	270,192,647
うち回収金	△ 71,944,593	△ 79,848,438
特別損失	0	1,496
当期純利益（△ 当期純損失）	△ 2,389,545	92,075,067
（利益金又は損失金の処理）		
翌年度に利益準備金を取り崩して整理	2,389,545	—
翌年度に利益準備金として積立て	—	92,075,067
（利益準備金）	(288,646,727)	(196,571,659)

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区分		元年度	（30年度）
保険関係成立	件数	640,293件	609,753件
	保険価額	8,324,339,940千円	7,707,251,377千円
保険金支払	件数	35,342件	36,121件
	金額	261,259,970千円	270,191,385千円
支払保険金等回収	金額	71,841,411千円	79,756,305千円

オ　危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ｱ) 収入支出決算

収　入	収入済額(千円)
元年度	10,659,587
30年度	14,798,098

支　出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
元年度	62,841,659	24,299,024	38,542,634
30年度	87,974,441	37,933,126	50,041,314

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額413億6870万余円)の282億6988万余円、支払利息(同153億9488万余円)の71億8571万余円及び利子補給金(同53億5536万余円)の26億0474万余円である。

(ｲ) 損　　益

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	11,251,411	15,866,498
うち貸出金利息	8,078,081	12,892,306
経常費用	20,627,982	29,008,582
うち借用金利息	8,078,081	12,892,306
当期純損失	9,376,570	13,142,084
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 9,376,570	△ 13,142,084
(繰越利益剰余金)	(△ 253,562,677)	(△ 244,186,106)

(ｳ) 借　入　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,327,740,000	1,815,312,000

(ｴ) 主な業務実績

区　　分	元年度	(30年度)
ツーステップ・ローン　貸付け等	35,000,000千円	—
貸出金回収金額	522,572,000千円	567,907,778千円
年度末貸出金残高金額	1,327,740,000千円	1,815,312,000千円
損害担保引受応諾額　貸付け等	940,738千円	1,019,974千円
補償金支払額　金額	13,098,823千円	19,649,148千円
支払補償金回収金額	2,706,340千円	2,241,757千円
年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—
貸倒引当金	—	—

(注)　貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ　特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収　入	収入済額(千円)
元年度	293,504
30年度	351,953

支　出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
元年度	1,742,618	293,528	1,449,089
30年度	1,342,368	351,464	990,903

(イ) 損　　益

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	273,960	330,481
うち貸出金利息	198,831	254,835
経常費用	286,711	341,174
うち借用金利息	198,831	254,835
当期純損失	12,751	10,693
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 12,751	△ 10,693
(繰越利益剰余金)	(△ 77,955)	(△ 65,204)

(ウ) 借　入　金

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	132,977,000	44,703,000

(エ) 主な業務実績

区　　分	元　年　度	(30　年　度)
ツーステップ・ローン　貸付け	100,000,000千円	—
貸出金回収金額	11,726,000千円	12,159,000千円
年度末貸出金残高　金額	132,977,000千円	44,703,000千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—
貸倒引当金	—	—

(注)　貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3)　株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、元年度末現在で1兆8838億円となっている。

同会社の会計は、一般業務及び特別業務の２勘定に区分して経理されている。

同会社の元年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

⑺　収入支出決算

収　入	収入済額（千円）		
元年度	630,030,436		
30 年度	567,026,651		
支　出	支出予算現額（千円）	支出済額（千円）	不用額（千円）
元年度	1,042,984,766	540,543,457	502,441,308
30 年度	900,836,857	509,349,449	391,487,407

不用額の主なものは、支払利息（支出予算現額１兆 0152 億 8703 万余円）の 4978 億 7247 万余円、社債発行諸費（同 36 億 4077 万余円）の 19 億 9490 万余円及び業務諸費（同 109 億 2316 万余円）の 13 億 1409 万余円である。

⑴　損　　益

a　一般業務勘定

科　　目	元年度（千円）	30 年度（千円）
経常収益	481,706,870	476,750,043
うち貸出金利息	398,798,196	435,395,817
経常費用	364,812,454	423,705,584
うち借用金利息	126,812,863	156,898,236
うち社債利息	118,280,721	113,064,645
特別利益	16,972	6,444
特別損失	356	—
当期純利益	116,911,032	53,050,904
（利益金の処理）		
翌年度に利益準備金として積立て	58,455,516	26,525,452
翌年度に国庫へ納付	58,455,516	26,525,452
（利益準備金）	（879,277,017）	（852,751,565）

b　特別業務勘定

科　　目	元年度（千円）	30 年度（千円）
経常収益	579,532	155,637
うち貸出金利息	576,905	153,907
経常費用	725,208	328,560
うち営業経費	289,355	221,044
当期純損失	145,675	172,922
（損失金の処理）		
繰越利益剰余金として整理	△ 145,675	△ 172,922
（繰越利益剰余金）	（△ 604,656）	（△ 458,980）

⑼　借　入　金　等

一般業務勘定

区　　分	元年度末（千円）	30 年度末（千円）
借入金残高（外国為替資金等）	6,786,499,207	7,574,713,434
社　債　発　行　残　高	4,886,646,884	4,583,492,117

(エ) 主な業務実績

a 一般業務勘定

区分		元年度	(30年度)
貸付け	件数	172件	150件
	金額	1,659,851,546千円	1,374,010,039千円
貸出金回収等	金額	2,116,472,853千円	1,315,451,780千円
(うち貸出金償却)		(2,952,321千円)	(―)
年度末貸出金残高	件数	1,375件	1,429件
	金額	13,114,594,415千円	13,571,215,722千円
上記のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		―	―
延滞債権		185,309,524千円	191,105,751千円
3か月以上延滞債権		8,690,075千円	―
貸出条件緩和債権		159,118,573千円	188,036,945千円
計		353,118,173千円	379,142,697千円
貸倒引当金		285,515,985千円	293,039,117千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。破綻懸念先、貸出条件緩和債権等の債務者(外国政府等を除く。)に係る一定額以上の債権のうち、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、元年度から、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額との差額を計上(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)している。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債務者に係る債権については、30年度までは、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上していたが、元年度から、キャッシュ・フロー見積法を適用する債権を除き、過去の一定期間における倒産確率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

b 特別業務勘定

区分		元年度	(30年度)
貸付け	件数	3件	3件
	金額	14,070,260千円	4,297,429千円
貸出金回収等	金額	30,054千円	△ 25,030千円
(うち貸出金償却)		(―)	(―)
年度末貸出金残高	件数	3件	3件
	金額	19,385,836千円	5,345,631千円
上記のうちリスク管理債権の状況			
破綻先債権		―	―
延滞債権		―	―
3か月以上延滞債権		―	―
貸出条件緩和債権		―	―
計		―	―
貸倒引当金		339,350千円	87,012千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。破綻懸念先、貸出条件緩和債権等の債務者(外国政府等を除く。)に係る一定額以上の債権のうち、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、元年度から、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権額との差額を計上(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)している。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債務者に係る債権については、30年度までは、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上していたが、元年度から、キャッシュ・フロー見積法を適用する債権を除き、過去の一定期間における倒産確率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立されたものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を一般勘定と区分して有償資金協力勘定において経理するものである。その資本金は、元年度末現在で8兆1507億2784万余円となっている。

同部門の元年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 収入支出決算

収　入	収入済額(千円)
元年度	150,751,424
30年度	160,991,867

支　出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
元年度	115,799,787	79,158,253	36,641,533
30年度	113,767,544	78,622,279	35,145,264

不用額の主なものは、業務委託費(支出予算現額463億0791万余円)の199億0430万余円、支払利息(同457億6462万円)の103億5900万余円及び業務諸費(同162億0922万余円)の55億6825万余円である。

イ 損　　益

科　　目	元年度(千円)	30年度(千円)
経常収益	182,486,488	167,721,217
うち貸付金利息	131,739,115	138,201,287
経常費用	86,836,506	89,945,367
うち借入金利息	21,707,037	16,540,545
うち業務委託費	29,137,663	33,864,938
臨時利益	3,336	1,815
臨時損失	8,736	6,293
当期総利益	95,644,581	77,771,371
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	95,644,581	77,771,371
(準備金)	(1,703,880,995)	(1,626,109,623)

ウ 借　入　金　等

区　　分	元年度末(千円)	30年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,069,182,358	2,037,433,996
国際協力機構債券発行残高	791,079,300	800,603,700

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区分		元年度	(30年度)
貸付け	件数	2,360件	2,338件
	金額	1,097,084,894千円	1,085,262,640千円
貸付金回収等	金額	782,532,547千円	789,972,495千円
(うち貸付金償却)		(—)	(—)
年度末貸付金残高	件数	1,779件	1,817件
	金額	12,701,908,983千円	12,387,356,637千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に機構において開示している債権			
破綻先債権		—	—
延滞債権		87,062,884千円	87,062,884千円
3か月以上延滞債権		—	—
貸出条件緩和債権		473,523,620千円	609,302,919千円
計		560,586,504千円	696,365,803千円
貸倒引当金		142,052,753千円	165,843,939千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸倒引当金	87,062,884千円	83,193,460千円

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区分		元年度	(30年度)
出資	会社等数	8	4
	金額	12,424,105千円	5,254,276千円
年度末出資金残高	会社等数	18	15
	金額	103,519,874千円	90,942,299千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(420ページ参照)を掲記した。

［2］ 事業団等の決算

国が資本金の２分の１以上を出資している事業団等（政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。）のうち、３法人の令和元年度決算についてみると、次のとおりである。

（1） 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設立されたものである。

① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務

② 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による共済制度の運営

その資本金は、元事業年度末現在で 1086 億 7786 万余円（全額国の出資）となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、厚生年金、退職等年金給付、福祉及び共済業務の６勘定に区分されており、その勘定別の元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助 成 勘 定

(ｱ) 貸 借 対 照 表

区 分	元事業年度末（千円）	30 事業年度末（千円）	区 分	元事業年度末（千円）	30 事業年度末（千円）
資産	584,996,471	608,281,679	負債	469,596,032	492,915,140
うち貸付金	562,954,994	571,140,498	うち長期借入金	393,101,420	388,560,965
うち破産更生債権等	2,821,223	2,904,730			
			純資産	115,400,438	115,366,538
うち貸倒引当金(注)	△ 6,150,295	△ 6,161,674	資本金	108,677,863	108,677,863
			資本剰余金	5,415,108	5,414,838
			利益剰余金	1,307,467	1,273,837

（注） 貸倒引当金は、「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(ｲ) 損 益 計 算 書

区 分	元事業年度（千円）	30 事業年度（千円）
経常費用	364,635,420	350,175,676
うち交付補助金	316,627,572	316,618,130
経常収益	364,655,730	349,722,687
うち私立大学等経常費補助金収益	316,686,286	316,681,792
経常利益（△ 経常損失）	20,310	△ 452,989
臨時損失	90,700	372
臨時利益	104,079	1,141
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純利益（△ 当期純損失）	33,629	△ 452,280
当期総利益（△ 当期総損失）	33,629	△ 452,280
（利益の処分又は損失の処理）		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益（△ 当期総損失）	33,629	△ 452,280
利益処分額又は損失処理額		
助成金	21,669	—
厚生年金勘定へ繰入	9,287	—
積立金	2,673	—
積立金取崩額	—	△ 452,280

(ウ) 主な業務実績

区分		元事業年度	(30事業年度)
(補助事業)			
補助金交付法人数		638法人	636法人
補助金交付額		316,627,572千円	316,618,130千円
(貸付事業)			
貸付け	法人数	78法人	119法人
	件数	100件	146件
	金額	48,525,300千円	53,563,400千円
貸付金回収等	金額	56,794,311千円	61,325,820千円
事業年度末貸付金残高	法人数	1,149法人	1,204法人
	件数	2,290件	2,439件
	金額	565,776,217千円	574,045,228千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理債権の開示基準を参考に事業団において開示している債権			
破綻先債権		31,130千円	—
延滞債権		6,763,277千円	6,618,828千円
3か月以上延滞債権		—	—
貸出条件緩和債権		311,080千円	333,300千円
計		7,105,487千円	6,952,128千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	117,103,275	97,407,116	負債	30,020,646	28,951,353
うち現金及び預金	93,910,036	76,131,558	うち未払金	13,305,606	12,770,907
うち未収入金	21,607,954	19,690,519	うち支払準備金	12,680,523	12,251,710
			純資産	87,082,628	68,455,763
			利益剰余金	87,082,628	68,455,763

(イ) 損益計算書

区分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常費用	302,523,584	292,714,510
うち業務費	299,757,654	290,113,614
経常収益	321,661,500	301,494,902
うち掛金収入	287,589,460	271,820,049
経常利益	19,137,915	8,780,392
臨時損失	12,792,203	12,299,433
臨時利益	12,281,153	11,968,468
当期純利益	18,626,864	8,449,426
当期総利益	18,626,864	8,449,426
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	18,626,864	8,449,426
利益処分額		
欠損金補てん積立金	329,931	305,365
積立金	18,296,932	8,144,061

ウ　厚生年金勘定

(ア)　貸借対照表

区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）	区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）
資産	4,076,924,715	3,981,256,530	負債	836,489	692,359
うち現金及び預金	267,600,076	214,406,857	うち子ども・子育て拠出金預り金	817,893	674,238
うち長期性預金	3,489,139,787	3,389,167,212			
			純資産	4,076,088,225	3,980,564,171
			利益剰余金	4,076,088,225	3,980,564,171

(イ)　損益計算書

区　　分	元事業年度（千円）	30事業年度（千円）
経常費用	907,188,352	881,801,683
うち業務費	903,313,452	878,167,981
経常収益	1,002,716,676	970,020,470
うち保険料収入	457,831,857	438,369,246
うち厚生年金交付金収入	281,699,157	277,257,133
うち財務収益	117,584,711	115,605,380
経常利益	95,528,324	88,218,786
臨時損失	120,518	35,184
臨時利益	116,248	92,885
当期純利益	95,524,054	88,276,488
当期総利益	95,524,054	88,276,488
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	95,524,054	88,276,488
利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	104,388,135	90,672,499
経過的長期給付積立金取崩	△ 8,864,080	△ 2,396,011

エ　退職等年金給付勘定

(ア)　貸借対照表

区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）	区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）
資産	206,190,737	157,806,581	負債	—	278
うち長期性預金	179,268,657	133,541,865	未払金	—	278
うち長期貸付金	15,908,290	18,649,580	純資産	206,190,737	157,806,303
			利益剰余金	206,190,737	157,806,303

(ｲ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常費用	1,101,574	834,449
うち業務費	710,360	465,863
経常収益	49,486,254	48,399,137
うち掛金収入	47,173,892	46,286,457
経常利益	48,384,679	47,564,687
臨時損失	247	54
臨時利益	1	—
当期純利益	48,384,433	47,564,633
当期総利益	48,384,433	47,564,633
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	48,384,433	47,564,633
利益処分額		
退職等年金給付積立金	48,384,433	47,564,633

オ 福 祉 勘 定

(ｱ) 貸 借 対 照 表

区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	1,298,316,954	1,264,507,222	負債	1,231,158,609	1,200,551,782
うち長期性預金	1,146,684,589	1,115,029,144	うち加入者貯金	1,197,187,643	1,164,100,498
			純資産	67,158,345	63,955,439
			資本剰余金	1,768,011	1,742,330
			利益剰余金	65,390,334	62,213,109

(イ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常費用	31,481,434	31,653,410
うち業務費	31,475,144	31,646,291
経常収益	34,675,083	36,041,170
うち掛金収入	8,362,996	8,201,470
うち保険患者収入	9,922,146	9,890,701
うち施設収入	7,736,451	8,470,297
うち貸付金利息	520,043	704,115
うち財務収益	6,090,305	6,661,213
経常利益	3,193,649	4,387,760
臨時損失	97,289	125,474
臨時利益	107,512	100,528
法人税、住民税及び事業税	967	964
当期純利益	3,202,905	4,361,849
当期総利益	3,202,905	4,361,849
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	3,202,905	4,361,849
前期繰越欠損金	8,269,220	8,874,775
損失処理額		
別途積立金積立額	△ 9,835	△ 25,680
貸付資金積立金取崩額	366,655	451,414
欠損金補てん積立金積立額	△ 2,429,937	△ 3,096,587
積立金積立額	△ 1,115,814	△ 1,085,439
次期繰越欠損金	8,255,247	8,269,220

カ　共済業務勘定

(ア) 貸 借 対 照 表

区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	15,952,167	15,995,037	負債	5,128,997	5,161,361
うち現金及び預金	8,906,031	9,156,457	うち未払金	2,235,141	2,270,878
うちソフトウェア	4,084,349	5,031,999	うち退職給付引当金	2,752,396	2,751,275
			純資産	10,823,170	10,833,676
			資本剰余金	3,160,311	3,109,634
			利益剰余金	7,662,859	7,724,041

(ｲ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常費用	7,387,819	6,553,383
一般管理費	7,387,819	6,553,383
経常収益	7,378,833	6,922,189
うち受入金	7,031,996	6,602,209
経常利益(△ 経常損失)	△ 8,985	368,806
臨時損失	2,765	1,744
臨時利益	1,244	3,524
当期純利益(△ 当期純損失)	△ 10,506	370,585
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 10,506	370,585
(利益の処分又は損失の処理)		
当期未処分利益又は当期未処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	△ 10,506	370,585
利益処分額又は損失処理額		
別途積立金	102,296	50,676
積立金	―	319,909
積立金取崩額	△ 112,802	―

なお、この事業団について検査した結果、不当事項1件((174)：399ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設立されたものである。その資本金は、元事業年度末現在で1億円(うち国の出資5500万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ｱ) 貸 借 対 照 表

区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	604,484,641,804	557,024,362,737	負債	599,937,244,913	553,214,629,423
うち国債	485,918,129,988	469,953,880,200	うち預金	447,076,239,363	421,378,299,007
うち貸出金	54,328,648,000	47,436,189,000	うち発行銀行券	109,616,575,483	107,559,268,874
うち金銭の信託(信託財産指数連動型上場投資信託)	29,718,938,645	24,784,899,771	うち売現先勘定	24,116,347,566	190,837,226
			純資産	4,547,396,891	3,809,733,313
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	3,252,007,626	3,222,659,600

(ｲ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常収益	2,240,710,723	2,393,399,936
うち国債利息	1,196,021,178	1,283,946,626
うちその他経常収益	841,826,977	738,309,709
経常費用	603,123,270	392,485,502
うち外国為替費用	214,460,296	—
うち経費	198,755,435	198,064,674
経常利益	1,637,587,453	2,000,914,434
特別利益	113,228,296	2,471,649
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	107,230,000	—
特別損失	383,908,971	928,583,747
うち債券取引損失引当金繰入額	383,715,000	815,450,000
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	—	112,854,000
税引前当期剰余金	1,366,906,778	1,074,802,336
法人税、住民税及び事業税	71,630,710	487,841,819
当期剰余金	1,295,276,068	586,960,516
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	64,763,803	29,348,025
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	1,230,507,265	557,607,490

(ｳ) 主 な 業 務 実 績

区　　分	元事業年度	(30事業年度)
事業年度末銀行券発行高	167億枚	165億枚
主な金融調節(注1)		
長期国債買入れ	70兆6748億円	87兆5170億円
米ドル資金供給用担保国債供給(注2)	△ 19兆2447億円	—
国庫短期証券買入れ	18兆0750億円	20兆3232億円

(注1) 正の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の増加(市中への資金供給)を、負の金額は金融機関が日本銀行に保有している当座預金の減少(市中からの資金吸収)をそれぞれ表している。

(注2) 米ドル資金供給用担保国債供給とは、米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として行う国債の買戻条件付売却のことである。

(3) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関して、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、元事業年度末現在で1007億5745万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）	区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）
資産	323,508,613	200,399,350	負債	196,646,699	83,276,579
うち現金及び預金	56,954,520	55,017,843	うち未払金	24,510,970	25,589,125
うち建物	32,947,932	33,926,411	うち退職給付引当金(注)	102,638,868	—
うち土地	63,959,269	64,125,469	純資産	126,861,914	117,122,770
うち退職給付引当金見返(注)	102,638,868	—	資本金	100,757,454	101,100,831
			資本剰余金	△ 14,865,501	△ 13,702,841
			利益剰余金	40,969,960	29,724,779

(注)　退職給付引当金及び退職給付引当金見返は、日本年金機構の財務及び会計に関する省令(平成21年厚生労働省令第166号)第1条の2の規定に基づいて、元事業年度から計上している。

(イ) 損益計算書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常費用	299,117,282	270,515,258
うち業務経費	280,925,903	247,345,763
経常収益	328,371,214	291,803,002
うち運営費交付金収益	298,118,587	285,736,577
臨時損失	108,275,614	7,702
臨時利益	108,275,614	7,702
当期純利益	29,253,932	21,287,743
当期総利益	29,253,932	21,287,743
(利益の処分)		
当期未処分利益		
当期総利益	29,253,932	21,287,743
利益処分額		
国庫納付準備金	29,253,932	21,287,743

(ウ) 主な業務実績

区　　分	元事業年度末	(30事業年度末)
厚生年金保険の加入状況(適用事業所数)	2,431千事業所	2,332千事業所
国民年金の加入状況(第1号被保険者数)	14,342千人	14,517千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((175)：403ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(403ページ参照)を掲記した。

［３］　独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の２分の１以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、12独立行政法人及び２国立大学法人の令和元年度決算についてみると、次のとおりである。

（独立行政法人）

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の２分の１以上を出資している独立行政法人で、第３章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は12法人あり、これらの独立行政法人に係る元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、元事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

［以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。］

（単位：百万円）

項目 ＼ 法人名（注1）			産業技術総合研究所	海技教育機構	国際協力機構（注9）	日本学術振興会		
					一般勘定	（注10）	一般勘定	学術研究助成業務勘定
貸借対照表（元事業年度末）	資産		348,922	17,491	318,596	111,419	17,421	93,999
	負債		88,060	7,833	265,578	110,595	16,597	93,999
		うち運営費交付金債務	—	49	40,669	181	181	—
	純資産		260,862	9,657	53,018	823	823	—
		うち資本金	284,741	19,263	62,452	677	677	—
		うち政府出資金	284,741	19,263	62,452	676	676	—
		うち資本剰余金	△ 37,924	△ 9,786	△ 22,441	△ 451	△ 451	—
		うち利益剰余金（△繰越欠損金）	14,046	180	13,008	597	597	—
損益計算書（元事業年度）	経常費用		98,807	8,272	234,673	259,558	167,033	92,524
	経常収益		98,595	8,450	233,350	259,995	167,470	92,524
		うち運営費交付金収益（注2）	56,897	5,894	137,012	26,221	26,221	—
	経常利益（△経常損失）		△ 211	178	△ 1,323	436	436	—
	臨時損失（注3）		37,053	3,721	16,056	544	539	5
	臨時利益（注3）		36,981	3,737	16,042	550	545	5
	特別損失（注3）							
	特別利益（注3）							
	当期純利益（△当期純損失）		△ 283	194	△ 1,338	442	442	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額（注4）		85	0	4,458	2	2	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当期総利益（△当期総損失）		△ 198	194	3,120	444	444	—
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）		△ 198	179	3,120		444	—
		当期総利益（△当期総損失）	△ 198	194	3,120		444	—
		前期繰越欠損金	—	14	—		—	—
	積立金振替額（注5）		600					
	積立金		600	179	3,120		444	—
	目的積立金（注6）		—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—	—		—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—		—	—
	積立金取崩額		198	—	—		—	—
	次期繰越欠損金		—	—	—		—	—
（参考）国庫納付金の納付額（注7）			—	—	28	—	—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額（注8）							
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			意・処1（P412）	処置済1（P417）	意・処1（P420）	不当2（P421）		

（単位：百万円）

項目 ＼ 法人名（注1）			労働者健康安全機構			国立病院機構	海洋研究開発機構	都市再生機構
				社会復帰促進等事業勘定	一般勘定			
貸借対照表（元事業年度末）	資産		440,747	440,743	4	1,426,964	76,438	12,463,414
	負債		194,315	194,311	4	1,012,210	28,928	11,273,118
		うち運営費交付金債務	342	342	—	2,702	5,188	—
	純資産		246,432	246,431	0	414,753	47,510	1,190,295
		うち資本金	153,784	153,784	0	202,905	81,111	1,075,768
		うち政府出資金	153,784	153,784	0	202,905	81,107	1,073,768
		うち資本剰余金	59,931	59,932	△ 0	225,415	△ 35,355	43,436
		うち利益剰余金（△繰越欠損金）	32,715	32,715	—	△ 13,567	1,753	71,090
損益計算書（元事業年度）	経常費用		330,171	330,170	0	1,017,930	40,762	859,820
	経常収益		321,862	321,861	0	1,020,231	40,312	969,372
		うち運営費交付金収益（注2）	7,601	7,601	—	5,071	29,590	—
	経常利益（△経常損失）		△ 8,309	△ 8,309	0	2,301	△ 449	109,551
	臨時損失（注3）		9,114	9,114	0	66,131	5,714	74,718
	臨時利益（注3）		7,749	7,749	—	59,607	5,701	4,480
	特別損失（注3）							
	特別利益（注3）							
	当期純利益（△当期純損失）		△ 9,674	△ 9,674	—	△ 4,222	△ 478	39,313
	前中期目標期間繰越積立金取崩額（注4）		4,733	4,733	—	—	686	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当期総利益（△当期総損失）		△ 4,940	△ 4,940	—	△ 4,222	207	39,313
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）			△ 4,940	—	△ 13,567	207	
		当期総利益（△当期総損失）		△ 4,940	—	△ 4,222	207	
		前期繰越欠損金		—	—	9,345	—	
	積立金振替額（注5）							
	積立金			—	—	—	207	
	目的積立金（注6）			—	—	—	—	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額			4,940	—	—	—	
	目的積立金取崩額			—	—	—	—	
	積立金取崩額			—	—	—	—	
	次期繰越欠損金			—	—	13,567	—	
（参考）国庫納付金の納付額（注7）			131	131	—	—	45	10,777
	うち積立金の処分による国庫納付額（注8）		122	122	—	—	42	10,777
	うち不要財産に係る国庫納付額		4	4	—	—	3	—
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			意・処1（P423）			不当2、意・処1（P427）	不当1（P433）	処置済2（P438）

（単位：百万円）

項目 ＼ 法人名(注1)			都市再生機構		日本原子力研究開発機構			
			都市再生勘定	宅地造成等経過勘定		一般勘定	電源利用勘定	埋設処分業務勘定
貸借対照表（元事業年度末）	資産		11,838,616	624,797	787,136	275,778	479,130	32,227
	負債		10,682,912	590,206	375,924	86,221	289,679	23
		うち運営費交付金債務	—	—	17,810	7,009	10,800	—
	純資産		1,155,704	34,591	411,212	189,557	189,451	32,203
		うち資本金	988,078	87,690	818,523	279,386	539,137	—
		うち政府出資金	986,078	87,690	802,231	278,950	523,281	—
		うち資本剰余金	43,436	—	△ 454,144	△ 93,597	△ 360,547	—
		うち利益剰余金（△繰越欠損金）	124,188	△ 53,098	46,833	3,767	10,861	32,203
損益計算書（元事業年度）	経常費用		806,090	53,731	155,000	58,759	97,921	135
	経常収益		890,162	79,210	156,358	58,540	97,729	1,904
		うち運営費交付金収益(注2)	—	—	107,488	32,278	75,213	—
	経常利益（△経常損失）		84,071	25,479	1,357	△ 219	△ 191	1,768
	臨時損失(注3)		64,029	10,689	181,090	23,456	157,630	3
	臨時利益(注3)		4,176	303	201,319	24,638	176,676	3
	特別損失(注3)							
	特別利益(注3)							
	当期純利益（△当期純損失）		24,219	15,093	21,535	939	18,827	1,768
	前中期目標期間繰越積立金取崩額(注4)		—	—	189	189	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当期総利益（△当期総損失）		24,219	15,093	21,725	1,129	18,827	1,768
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）		24,219	△ 53,098		1,129	10,861	1,768
		当期総利益（△当期総損失）	24,219	15,093		1,129	18,827	1,768
		前期繰越欠損金	—	68,192		—	7,965	—
	積立金振替額(注5)							
	積立金		24,219	—		1,129	10,861	—
	目的積立金(注6)		—	—		—	—	1,768
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—		—	—	—
	積立金取崩額		—	—		—	—	—
	次期繰越欠損金		—	53,098		—	—	—
（参考）国庫納付金の納付額(注7)			10,777	—	236	74	161	—
	うち積立金の処分による国庫納付額(注8)		10,777	—				
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—	236	74	161	—
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			処置済2（P438）		処置済1（P447）			

（単位：百万円）

項目		法人名（注1）	地域医療機能推進機構	住宅金融支援機構				
					証券化支援勘定	住宅融資保険勘定	財形住宅資金貸付勘定	住宅資金貸付等勘定
貸借対照表（元事業年度末）	資産		540,427	26,405,073	18,426,635	176,228	254,695	1,981,826
	負債		85,086	24,380,308	17,415,980	39,624	217,749	1,576,028
		うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純資産		455,341	2,024,764	1,010,654	136,603	36,946	405,798
		うち資本金	85,491	701,475	536,877	113,786	—	50,812
		うち政府出資金	85,491	701,475	536,877	113,786	—	50,812
		うち資本剰余金	366,668	381	141	223	—	16
		うち利益剰余金（△繰越欠損金）	3,181	1,323,650	473,635	22,594	36,946	355,712
損益計算書（元事業年度）	経常費用		371,302	437,190	213,173	3,265	1,887	149,032
	経常収益		375,467	586,941	272,366	9,967	1,847	153,300
		うち運営費交付金収益（注2）	—	—	—	—	—	—
	経常利益（△経常損失）		4,165	149,751	59,193	6,702	△ 40	4,267
	臨時損失（注3）		1,085					
	臨時利益（注3）		101					
	特別損失（注3）			949	949	—	—	—
	特別利益（注3）			135	135	—	—	—
	当期純利益（△当期純損失）		3,181	148,937	58,380	6,702	△ 40	4,267
	前中期目標期間繰越積立金取崩額（注4）		—	2,479	1,256	196	52	974
	目的積立金取崩額		—	—	—	—	—	—
	当期総利益（△当期総損失）		3,181	151,417	59,636	6,898	11	5,242
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）		3,181		59,636	6,898	11	5,242
		当期総利益（△当期総損失）	3,181		59,636	6,898	11	5,242
		前期繰越欠損金	—		—	—	—	—
	積立金振替額（注5）							
	積立金		3,181		59,636	6,898	11	5,242
	目的積立金（注6）		—		—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—		—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—		—	—	—	—
	積立金取崩額		—		—	—	—	—
	次期繰越欠損金		—		—	—	—	—
（参考）国庫納付金の納付額（注7）			—	120	—	116	—	3
	うち積立金の処分による国庫納付額（注8）		—					
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	120	—	116	—	3
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			意・処1（P453）	不当22（P457）				

（単位：百万円）

項目		法人名（注1）	住宅金融支援機構 既往債権管理勘定	国立がん研究センター
貸借対照表（元事業年度末）	資産		5,793,832	155,535
	負債		5,359,071	60,059
		うち運営費交付金債務	—	455
	純資産		434,760	95,475
		うち資本金	—	91,662
		うち政府出資金	—	91,662
		うち資本剰余金	—	△ 3,190
		うち利益剰余金（△繰越欠損金）	434,760	7,003
損益計算書（元事業年度）	経常費用		136,973	79,339
	経常収益		216,602	79,978
		うち運営費交付金収益（注2）	—	5,895
	経常利益（△経常損失）		79,628	639
	臨時損失（注3）			7,796
	臨時利益（注3）			7,204
	特別損失（注3）		—	
	特別利益（注3）		—	
	当期純利益（△当期純損失）		79,628	47
	前中期目標期間繰越積立金取崩額（注4）		—	—
	目的積立金取崩額		—	—
	当期総利益（△当期総損失）		79,628	47
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）		79,628	47
		当期総利益（△当期総損失）	79,628	47
		前期繰越欠損金	—	—
	積立金振替額（注5）			
	積立金		—	47
	目的積立金（注6）		79,628	—
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		—	—
	目的積立金取崩額		—	—
	積立金取崩額		—	—
	次期繰越欠損金		—	—
（参考）	国庫納付金の納付額（注7）		—	—
	うち積立金の処分による国庫納付額（注8）			
	うち不要財産に係る国庫納付額		—	—
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			不当22（P457）	不当1（P461）

（注１） 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

（注２） 損益計算書において、運営費交付金収益に資産見返運営費交付金戻入を含めた額を計上している法人については、資産見返運営費交付金戻入を除いた額を記載している。

（注３） 「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成 12 年独立行政法人会計基準研究会）では、経常損益計算の結果を受けて、臨時損益を記載し、当期純利益を計算することとされているが、主務省令で臨時損益に代えて特別損益を記載することとされている法人もある。このため、臨時損益を記載している法人は特別損益欄に、特別損益を記載することとされている法人は臨時損益欄にそれぞれ斜線を付している。

（注４） 前中長期目標期間繰越積立金取崩額を含む。

（注５） 行政執行法人並びに元事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、前事業年度繰越積立金、目的積立金、前中期目標期間繰越積立金及び前中長期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、元事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。

（注６） 独立行政法人通則法第 44 条第３項の規定又は各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律の規定により主務大臣の承認を受けた額をいう。

（注７） 元事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。

（注８） 行政執行法人並びに前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、元事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。

（注９） 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については 679 ページ参照

（注10） 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。

（国立大学法人）

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第３章に「不当事項」を掲記した国立大学法人は２法人あり、これらの国立大学法人に係る元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

（単位：百万円）

項目		法人名(注)	京都大学	佐賀大学
貸借対照表（元事業年度末）	資産		516,218	102,860
	負債		200,250	32,604
		うち運営費交付金債務	1,092	723
	純資産		315,968	70,255
		うち資本金	268,182	47,345
		うち政府出資金	268,182	47,345
		うち資本剰余金	13,533	11,481
		うち利益剰余金	34,252	11,428
損益計算書（元事業年度）	経常費用		162,900	37,883
	経常収益		160,693	39,975
		うち運営費交付金収益	54,409	10,397
	経常利益（△経常損失）		△ 2,206	2,091
	臨時損失		2,088	10
	臨時利益		919	1
	当期純利益（△当期純損失）		△ 3,375	2,082
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		887	—
	目的積立金取崩額		360	185
	当期総利益（△当期総損失）		△ 2,127	2,267
利益の処分又は損失の処理（元事業年度）	当期未処分利益（△当期未処理損失）		△ 2,127	2,267
		当期総利益（△当期総損失）	△ 2,127	2,267
		前期繰越欠損金	—	—
	積立金		—	—
	目的積立金		—	2,267
	前中期目標期間繰越積立金取崩額		2,127	—
	目的積立金取崩額		—	—
	積立金取崩額		—	—
	次期繰越欠損金		—	—
第3章に掲記した事項及び件数（参照ページ）			不当事項1（P464）	不当事項1（P473）

（注）各法人の名称中「国立大学法人」については、記載を省略した。

3　日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は、令和元事業年度末現在で 7890 億 3176 万余円となっている。

同協会の元事業年度の貸借対照表及び損益計算書は次のとおりである。

貸借対照表

区　分	元事業年度末（千円）	30 事業年度末（千円）	区　分	元事業年度末（千円）	30 事業年度末（千円）
資産	1,216,899,934	1,194,069,308	負債	427,868,166	427,435,164
流動資産	422,444,360	411,391,451	流動負債	250,119,458	264,599,435
うち有価証券	335,399,355	302,799,044	うち受信料前受金	147,781,660	145,702,325
固定資産	625,046,338	611,948,621	固定負債	177,748,708	162,835,729
うち機械及び装置	167,525,820	157,228,026	うち退職給付引当金	125,543,212	121,457,970
特定資産	169,409,235	170,729,235			
建設積立資産	169,409,235	170,729,235			
			純資産	789,031,767	766,634,143
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	498,116,783	482,583,931
			剰余金	290,751,608	283,886,836

損益計算書

区　　分	元事業年度（千円）	30 事業年度（千円）
経常事業収入	737,264,438	737,282,842
うち受信料	723,171,523	723,578,555
経常事業支出	727,915,443	717,200,436
うち国内放送費	349,590,491	342,865,235
経常事業収支差金	9,348,994	20,082,406
経常事業外収入	13,085,089	9,386,034
うち雑収入	7,215,053	5,357,172
経常事業外支出	—	26,120
財務費	—	26,120
経常事業外収支差金	13,085,089	9,359,913
経常収支差金	22,434,084	29,442,319
特別収入	2,419,051	205,956
うち固定資産売却益	1,411,650	77,416
特別支出	2,455,512	2,165,792
うち固定資産除却損	1,929,847	1,969,601
当期事業収支差金	22,397,623	27,482,483
（事業収支差金の処分）		
当期事業収支差金	22,397,623	27,482,483
うち事業収支剰余金	22,397,623	23,422,430

また、同協会の会計は、一般、放送番組等有料配信業務及び受託業務等の 3 勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の元事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア　一般勘定

(ア)　貸借対照表

区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）	区　分	元事業年度末（千円）	30事業年度末（千円）
資産	1,223,001,110	1,200,543,350	負債	427,253,600	426,860,983
流動資産	428,545,536	417,865,493	流動負債	249,504,891	264,080,798
うち有価証券	335,399,355	302,799,044	うち受信料前受金	147,781,660	145,702,325
固定資産	625,046,338	611,948,621	固定負債	177,748,708	162,780,185
うち機械及び装置	167,525,820	157,228,026	うち退職給付引当金	125,543,212	121,457,970
特定資産	169,409,235	170,729,235			
建設積立資産	169,409,235	170,729,235			
			純資産	795,747,509	773,682,366
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	498,116,783	482,583,931
			剰余金	297,467,351	290,935,060

(イ)　損益計算書

区　　分	元事業年度（千円）	30事業年度（千円）
経常事業収入	734,491,691	734,971,787
うち受信料	723,171,523	723,578,555
経常事業支出	725,475,169	715,208,361
うち国内放送費	349,590,491	342,865,235
経常事業収支差金	9,016,521	19,763,426
経常事業外収入	13,085,082	9,386,028
うち雑収入	7,215,045	5,357,166
経常事業外支出	—	26,120
財務費	—	26,120
経常事業外収支差金	13,085,082	9,359,907
経常収支差金	22,101,603	29,123,334
特別収入	2,419,051	205,956
うち固定資産売却益	1,411,650	77,416
特別支出	2,455,512	2,165,792
うち固定資産除却損	1,929,847	1,969,601
当期事業収支差金	22,065,143	27,163,497
（事業収支差金の処分）		
当期事業収支差金	22,065,143	27,163,497
うち事業収支剰余金	22,065,143	23,103,444

㈢ 主な業務実績

区分		元事業年度	(30事業年度)
(1日平均放送時間)			
国内放送			
テレビジョン			
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)		43時間46分	44時間07分
衛星デジタル放送(BS1、BSプレミアム、BS4K及びBS8K)		78時間18分	78時間14分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)		66時間16分	66時間20分
国際放送			
テレビジョン			
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け	23時間42分	23時間45分
	邦人向け	5時間09分	5時間09分
北米向け放送及び欧州向け放送		10時間15分	10時間22分
ラジオ(日本語放送及びその他の言語による放送)		64時間44分	64時間30分
(放送受信契約)			
事業年度末放送受信契約件数		45,225千件	44,714千件
受信料(A)		723,171,523千円	723,578,555千円
当年度内の収納額(B)		706,238,388千円	706,405,415千円
当年度内の未回収額(A−B)		16,933,135千円	17,173,140千円
収納率(B/A)		97.66%	97.63%

イ 放送番組等有料配信業務勘定

㈠ 貸借対照表

区分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	367,561	319,500	負債	7,083,303	7,367,723
流動資産	367,561	319,500	流動負債	7,083,303	7,312,179
うち未収金	363,478	310,004	うち一般勘定短期借入金	6,516,382	6,850,932
			固定負債	—	55,544
			その他の固定負債	—	55,544
			純資産	△ 6,715,742	△ 7,048,223
			欠損金	△ 6,715,742	△ 7,048,223

(ｲ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常事業収入	2,480,884	2,265,448
放送番組等有料配信業務収入	2,480,884	2,265,448
経常事業支出	2,148,411	1,946,468
うち放送番組等有料配信費	1,971,302	1,774,555
経常事業収支差金	332,473	318,979
経常事業外収入	7	5
雑収入	7	5
経常事業外収支差金	7	5
経常収支差金	332,480	318,985
当期事業収支差金	332,480	318,985
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	332,480	318,985
繰越欠損金	332,480	318,985

(ｳ) 主 な 業 務 実 績

区　　分		元事業年度	(30事業年度)
視聴料収入	件　数	3,887,170件	3,507,205件
	金　額	2,370,639千円	2,138,838千円

ウ　受託業務等勘定

(ｱ) 貸 借 対 照 表

区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)	区　分	元事業年度末(千円)	30事業年度末(千円)
資産	74,922	196,669	負債	74,922	196,669
流動資産	74,922	196,669	流動負債	74,922	196,669
未収金	74,922	196,669	うち一般勘定短期借入金	27,276	139,279

(ｲ) 損 益 計 算 書

区　　分	元事業年度(千円)	30事業年度(千円)
経常事業収入	1,847,205	1,480,750
受託業務等収入	1,847,205	1,480,750
経常事業支出	1,527,050	1,243,403
受託業務等費	1,527,050	1,243,403
経常事業収支差金	320,154	237,346
当期事業収支差金	320,154	237,346
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	320,154	237,346
一般勘定への繰入れ	320,154	237,346

(ｳ) 主 な 業 務 実 績

区　　分		元事業年度	(30事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入	件　数	1,204件	1,263件
	金　額	1,302,118千円	1,417,550千円

4　日本銀行の財務の状況

日本銀行の令和元年度の決算の概要は前掲686ページのとおりであるが、日本銀行の決算等のより的確な理解に資するために、日本銀行が量的・質的金融緩和等の下で金融機関等から多額の長期国債（発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。）等の金融資産を買い入れるなどしていることを踏まえて、日本銀行の財務についてその状況を述べると、次のとおりである。

(1)　量的・質的金融緩和等

ア　日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(注2)（以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。）のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額（以下「超過準備額」という。）並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(注3)（以下「非対象先」という。）に係る日銀当座預金（以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。）について、いずれも政策委員会で決定した適用利率（制度導入時は年0.1％）による利息を付すものである。

（注1）　準備預金制度　　準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

（注2）　準備預り金　　準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

（注3）　準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等　　準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

イ　量的・質的金融緩和等の概要

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2％とする物価安定の目標を導入し、同年4月に、当該物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和」の導入を決定した。また、その後、26年10月に「量的・質的金融緩和」の拡大を、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を、28年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を、30年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を、令和2年3月に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年4月に「金融緩和の強化」をそれぞれ決定するなどした。そして、日本銀行は、上記の各決定において定めた金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針等、金利操作方針等（図表1参照）に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「ETF」という。）及び不動産投資信託（以下「J－REIT」

という。）の買入れ等を行ったり、日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用したりなどしてきている。

図表1　量的・質的金融緩和導入以降の金融市場調節方針等の概要

区分		金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等
			長期国債		ETF	J－REIT	
			買入額	買入れの平均残存期間			
平成25年4月	「量的・質的金融緩和」の導入	注(2) マネタリーベースが年間約60～70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	―
26年10月	「量的・質的金融緩和」の拡大	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	―
28年1月	「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～12年程度 注(3)	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(4)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の金利を適用する。
28年9月	「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。	おおむね現状程度の買入れペース（保有残高の増加額年間約80兆円）をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。注(5)	― （廃止）	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(6)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。 注(5)
30年7月	「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(7)	―	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。 注(7)
令和2年3月	「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。	保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(8)	―	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。 注(9)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(9)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。 注(8)

区分		金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等
			長期国債		ETF	J－REIT	
			買入額	買入れの平均残存期間			
2年4月	「金融緩和の強化」	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。	10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。注(10)	―	当面は、年間約12兆円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	当面は、年間約1800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う。注(11)	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(10)

注(1)　下線部分は、直上の表記内容からの変更箇所である。

注(2)　マネタリーベースとは、日本銀行が供給する通貨の総量であり、日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額である。

注(3)　平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、28年1月以降、長期国債の買入れの平均残存期間は「7年～12年程度」に長期化することとされている。

注(4)　平成27年12月に導入が決定された「量的・質的金融緩和を補完するための諸措置」では、ETFについて、28年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れることとされている。

注(5)　平成28年9月の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(6)　平成28年7月に、「金融緩和の強化」として、ETFの保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うことが決定されている。

注(7)　平成30年7月の「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(8)　令和2年3月の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(9)　令和2年3月の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」において「ETF・J－REITの積極的な買入れ」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ－REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとすると記述されている。

注(10)　令和2年4月の「金融緩和の強化」に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(11)　令和2年4月の「金融緩和の強化」において「ETFおよびJ－REITの買入れ方針」として記述されている事項であり、その注記として、ETF及びJ－REITの原則的な買入れ方針としては、引き続き、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとすると記述されている。

(2)　日本銀行の財務の状況

ア　資産、負債等

日本銀行の元年度末における総資産残高、総負債残高、純資産等や主な資産である長期国債、ETF及びJ－REITの状況等をみると、次のとおりとなっている。

(ア)　総資産残高、総負債残高、純資産等

日本銀行の元年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、前年度末から47兆4602億円増加して604兆4846億円（量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の約3.7倍）となっている。これは、後述のとおり日本銀行が保有する長期国債（以下「保有長期

国債」という。）が前年度末から13兆9551億円増加して473兆5413億円（24年度末は91兆3492億円）となったり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年3月以降のドル需要の増加を受けて米ドル資金供給オペレーション(注4)の応札が増加し、その貸付残高が19兆2370億円（平成24年度末及び前年度末は0円）となったことなどから、「外貨建資産(注5)」が前年度末から19兆2340億円増加して25兆9662億円（24年度末は5兆5264億円）となったりしたことなどによる。また、総負債残高は、前年度末から46兆7226億円増加して599兆9372億円（24年度末の約3.7倍）となっている。これは、上記米ドル資金供給オペレーションの実施に伴う為替スワップ取引(注6)等により「その他預金(注7)」が前年度末から24兆3255億円増加して51兆8202億円（24年度末は1911億円）となったり、米ドル資金供給用担保国債供給(注8)の実施等により「売現先勘定(注9)」が前年度末から23兆9255億円増加して24兆1163億円（同14兆5054億円）となったりしたことなどによる（図表2参照）。

なお、前記の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」が決定された令和2年3月以降の月別の上記米ドル資金供給オペレーションの実施状況をみると、同年3月は1767億米ドル（邦貨換算額19兆4543億円）、4月は1904億米ドル（同20兆5834億円）、5月は338億米ドル（同3兆6324億円）、6月は1064億米ドル（同11兆4380億円）となっていて、これらの結果等により、2年6月末時点で「外貨建資産」は23兆5679億円（2年3月末から2兆3982億円減少）、「その他預金」は43兆0165億円（同8兆8036億円減少）、「売現先勘定」は10兆8010億円（同13兆3152億円減少）となっている。

（注4）　米ドル資金供給オペレーション　　日本銀行が、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、金融市場の情勢等を勘案して貸付けの都度3か月以内の貸付期間を決定して当該金融機関等に対して行う公開市場操作としての米ドル建て貸付け

（注5）　外貨建資産　　国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金

（注6）　米ドル資金供給オペレーションの実施に伴う為替スワップ取引　　ニューヨーク連邦準備銀行が日本銀行に米ドル資金供給オペレーションの実施に必要な米ドルを提供する一方、日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に円貨を提供する為替スワップ取引

（注7）　その他預金　　外国中央銀行等から受け入れた預金

（注8）　米ドル資金供給用担保国債供給　　米ドル資金供給オペレーションにおける担保の供給を目的として行う国債の買戻条件付売却

（注9）　売現先勘定　　国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額

図表２　総資産残高、総負債残高等の状況

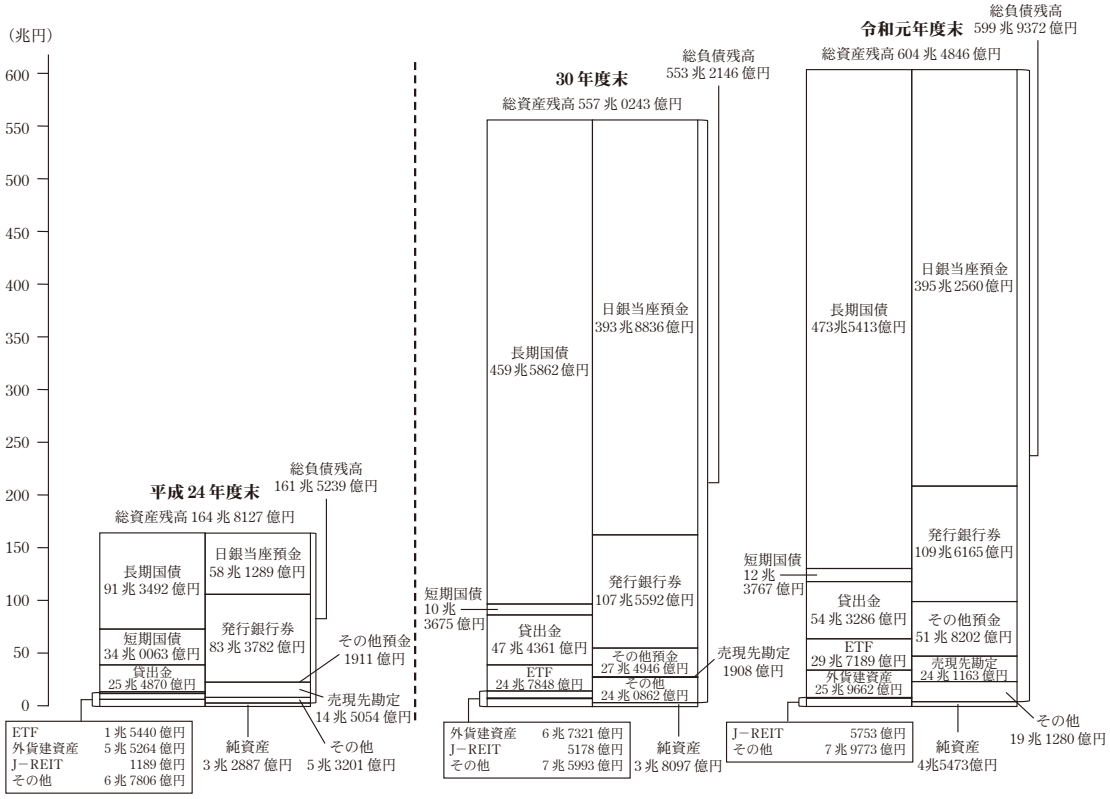

（注）　日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

そして、資本金、法定準備金(注10)、特別準備金(注11)及び当期剰余金（各年度における剰余金をいう。以下同じ。）で構成される純資産は、後述のとおり当期剰余金が前年度末から 7083 億円増加して１兆 2952 億円（平成 24 年度末は 5760 億円）となったことなどから、前年度末から 7376 億円増加して４兆 5473 億円（同３兆 2887 億円）となっている。

また、上記の資本金、法定準備金（当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。）及び特別準備金に債券取引損失引当金(注12)、外国為替等取引損失引当金(注13)等を加えて構成される自己資本の保有残高は、外国為替等取引損失引当金 1072 億円を取り崩した一方、法定準備金 647 億円及び債券取引損失引当金 3837 億円を積み立てたことから、図表３のとおり、前年度末から 3412 億円増加して９兆 5237 億円（24 年度末は６兆 0811 億円）となっている。

（注10）　法定準備金　　日本銀行法に基づき、各年度において、当期剰余金の５％に相当する金額を積み立てる準備金であり、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を積み立てることができることとなっている。

（注11）　特別準備金　　戦後の金融機関再建整備促進のため、大蔵大臣命令により他の金融機関とともに昭和 20 年上期から昭和 24 年上期までの間支払停止した配当金の相当額を日本銀行法の一部を改正する等の法律（昭和 22 年法律第 46 号）附則の規定により積み立てた準備金

（注12）　債券取引損失引当金　　日本銀行法施行令（平成９年政令第 385 号）等に基づき、各年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金であり、量的・質的金融緩和の実施に伴って生じ得る収益の振幅を平準化する観点から、平成 27 年 11 月に日本銀行法施行令及び日本銀行法施行規則（平成 10 年大蔵省令第３号）が改正され、当分の間、上記収益の額に長期国債の利息の金額の全部又は一部が、上記損失の額に有利子負債への利息の金額がそれぞれ含まれることとなった。

（注 13）　外国為替等取引損失引当金　　日本銀行法施行令等に基づき、各年度において、外国為替関係損益（外貨建資産から生ずる為替差益又は為替差損をいう。）について積立て又は取崩しを行うことができることとなっている引当金

図表３　自己資本の状況

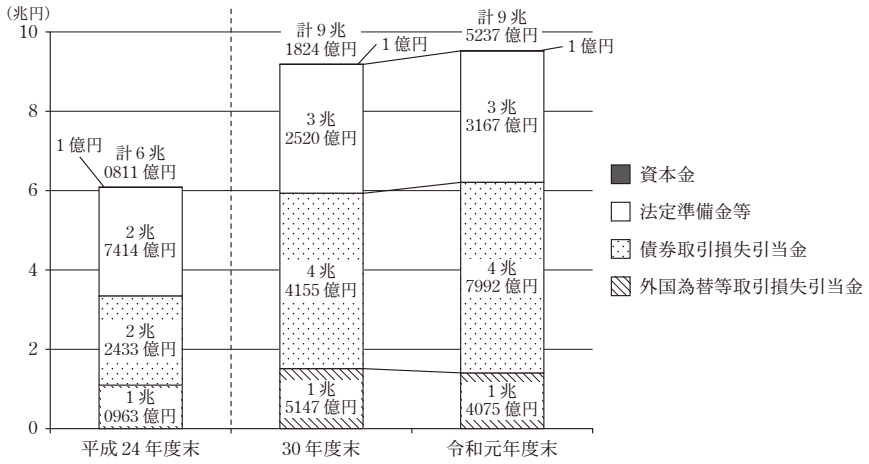

注(1)　日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2)　法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金（1319 万円）を含む。

(ｲ)　長期国債

日本銀行の令和元年度末における保有長期国債の残高は、前記のとおり、前年度末から 13 兆 9551 億円増加して 473 兆 5413 億円（平成 24 年度末は 91 兆 3492 億円）となっている。そして、令和元年度における長期国債の買入額は、図表 4 のとおり、前年度から 16 兆 8422 億円減少して 70 兆 6748 億円（買入代金ベース。平成 24 年度の約 1.6 倍）となっていて、このうち償還期限が到来して償還される長期国債の金額等に相当する分（以下「償還等相当分」という。）は前年度から 2 兆 2216 億円増加して 56 兆 7197 億円（同約 2.3 倍）、保有残高の増加分は前年度から 19 兆 0638 億円減少して 13 兆 9551 億円（同約 0.7 倍）となっている。

なお、前記の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」が決定された令和 2 年 3 月以降の月別の長期国債の買入額の状況をみると、同年 3 月は 7 兆 6807 億円、 4 月は 6 兆 3471 億円、 5 月は 5 兆 5236 億円、 6 月は 7 兆 6930 億円となっていて、これらの結果等により、 2 年 6 月末時点で保有長期国債の残高は 478 兆 8539 億円（ 2 年 3 月末から 5 兆 3125 億円増加）となっている。

図表4　長期国債の買入額の状況

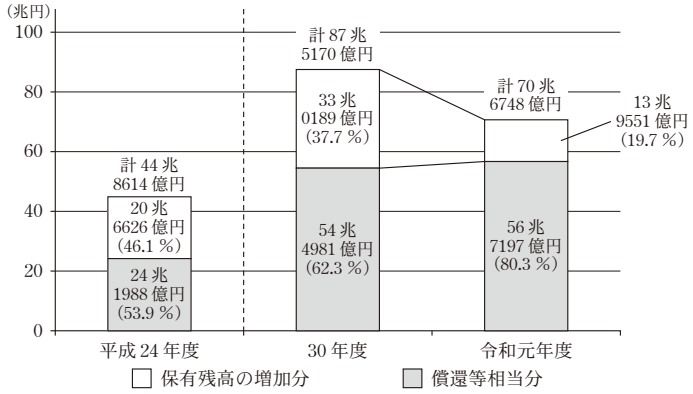

注(1)　日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。

注(2)　償還等相当分には償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。

注(3)　(　)書きは、買入額全体に対する割合である。

また、保有長期国債の平均残存期間の状況をみると、元年度末は、図表5のとおり、「1年以下」及び「3年超5年以下」に区分される保有長期国債の残高がいずれも増加したことなどにより、前年度末から0.3年短縮して7.3年(平成24年度末は3.9年)となっている。

図表5　保有長期国債の平均残存期間等の状況

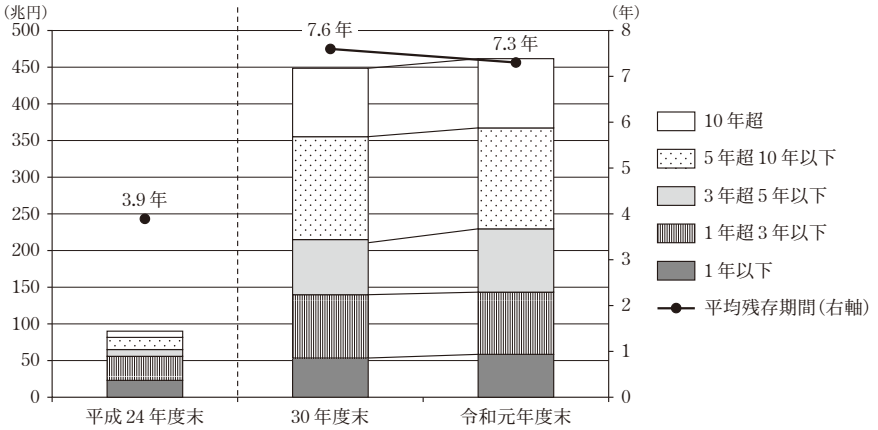

注(1)　日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2)　保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法(注14)により評価を行うこととしている。

令和元年度末における保有長期国債の含み損益の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、図表6のとおり、前年度末から2兆5929億円減少して13兆4424億円の含み益(平成24年度末は2兆5248億円の含み益)が生じている。

(注14)　償却原価法　　取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、毎期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上されることとなっている。

図表6　保有長期国債の含み損益等の状況

（単位：億円）

区　　分	平成24年度末	30年度末	令和元年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	459兆5862	473兆5413
時価(b)	93兆8741	475兆6216	486兆9838
含み損益(c)=(b)−(a)	2兆5248	16兆0353	13兆4424

（注）　日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類（特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針（平成13年6月財政制度等審議会公表）に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類）から本院が作成した。

(ウ)　ETF及びJ－REIT

日本銀行の令和元年度末におけるETF及びJ－REITの保有残高（貸借対照表価額）をみると、図表7のとおり、ETFは前年度末から4兆9340億円増加して29兆7189億円（平成24年度末の約19.2倍）、J－REITは前年度末から574億円増加して5753億円（同約4.8倍）となっている。

また、日本銀行は、上記のETF及びJ－REITについて、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ETF及びJ－REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を上半期末及び年度末に計上することとしているが、令和元年度末においてはいずれも時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。

さらに、ETF及びJ－REITの上半期末又は年度末における時価が著しく下落した場合には減損処理を行うこととしており、元年度末においてはJ－REITの保有銘柄の一部について時価が著しく下落したため減損処理が行われていて、これにより、J－REITの保有残高が159億円減少するとともに、同年度のJ－REIT運用益が同額減少している。

日本銀行が保有するETF及びJ－REITの帳簿価額の総額（貸借対照表価額）について、元年度末における含み損益をみると、この間の株式市場等の動向を反映して、ETFは前年度末から3兆6043億円減少して3081億円の含み益（平成24年度末は5501億円の含み益）が、J－REITは前年度末から667億円減少して467億円の含み益（同718億円の含み益）がそれぞれ生じている。

図表7　日本銀行が保有するETF及びJ－REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況

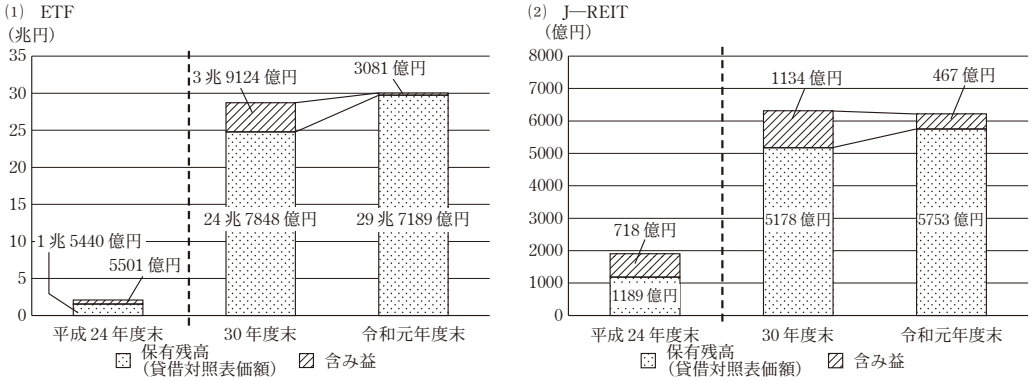

注(1)　日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

注(2)　ETF及びJ－REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ－REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなっている。

なお、前記の「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」が決定された令和2年3月以降の月別の買入額の状況をみると、ETFについては、同年3月は1兆5484億円、4月は1兆2272億円、5月は4436億円、6月は6270億円、J－REITについては、同年3月は315億円、4月は200億円、5月は95億円、6月は120億円となっていて、これらの結果等により、2年6月末時点でETF及びJ－REITの保有残高はそれぞれ32兆7584億円（2年3月末から3兆0395億円増加）及び6151億円（同398億円増加）となっている。

イ　損益等

日本銀行の元年度における経常損益や主な収益又は費用である長期国債利息、補完当座預金制度に係る支払利息の状況、当期剰余金及びその処分の状況等をみると、次のとおりとなっている。

(ｱ)　経常損益

日本銀行の元年度における経常損益の状況をみると、図表8のとおり、収益面では、ETFの保有残高の増加等によりETF運用益が前年度から1630億円増加して6047億円（平成24年度は214億円）となった一方、後述のとおり長期国債利息が前年度から913億円減少して1兆2153億円（同6005億円）となったほか、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の2257億円の為替差益が2144億円の為替差損（同6036億円の為替差益）に転じたことなどから、経常収益は前年度から1526億円減少して2兆2407億円（同1兆3982億円）となっている。また、費用面では、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、その算定の基礎となる日銀当座預金等の残高がほぼ横ばいとなったことなどから前年度とほぼ同程度の1882億円（同315億円）となった一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について、上記のとおり為替レートの変動の影響を受けて前年度の為替差益が2144億円の為替差損に転じたことなどから、経常費用は前年度から2106億円増加して6031億円（同2665億円）となっている。

以上のことから、経常利益は、前年度から3633億円減少して1兆6375億円（24年度は1兆1316億円）となっている。

図表8　経常損益の状況

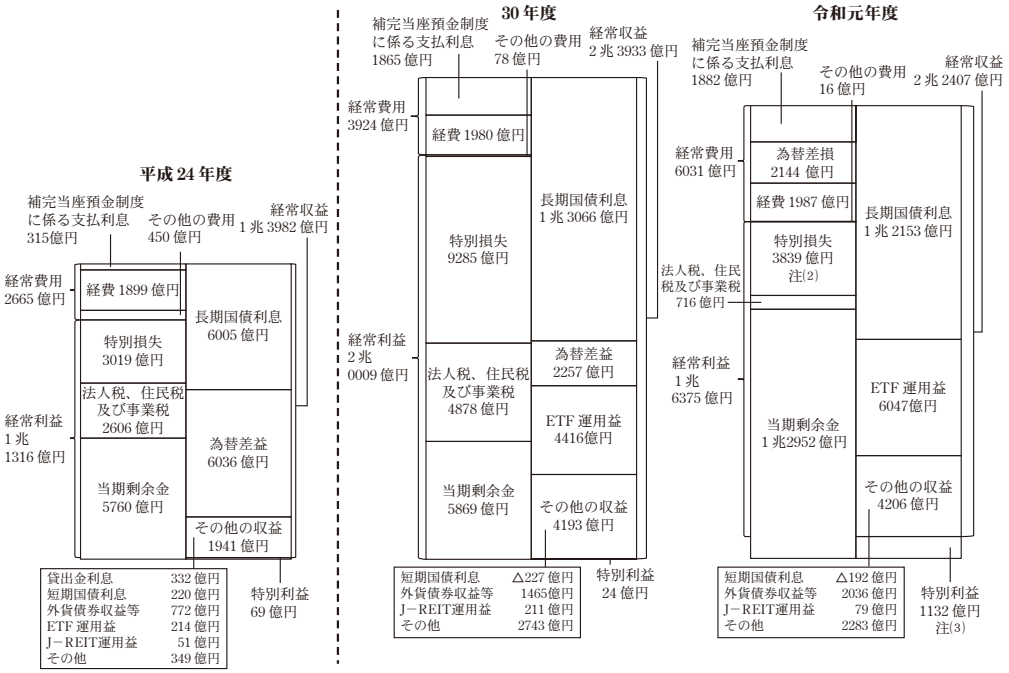

注(1)　日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

注(2)　令和元年度の特別損失3839億円のうち3837億円（平成30年度は9285億円のうち8154億円）は、同年度の長期国債利息の金額（1兆2153億円（平成30年度は1兆3066億円））に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%（平成30年度は95%）に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたことによるものである。

注(3)　令和元年度の特別利益1132億円のうち1072億円は、同年度の為替差損2144億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである（平成30年度は、為替差益2257億円の50%に相当する額（1128億円）の外国為替等取引損失引当金の積立てが行われており、同引当金の取崩しは行われていない。）。

(イ)　長期国債利息等

日本銀行は、長期国債利息については、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益(注15)を加減して算定することとしている。令和元年度における長期国債利息の状況をみると、保有長期国債の残高の増加等により受取利息が前年度から690億円増加して2兆9328億円（平成24年度は9595億円）となった一方、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買い入れていることなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から1603億円拡大して1兆7175億円（同3590億円）となったことから、前記のとおり、長期国債利息は前年度から913億円減少して1兆2153億円（同6005億円）となっている（図表9参照）。

(注15)　償却原価法に基づく利息調整損益　　償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで毎期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図表9　長期国債利息の状況

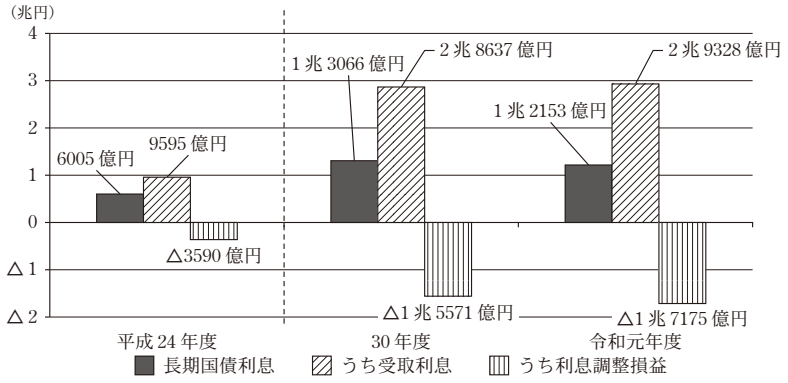

（注）　日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

また、令和元年度における保有長期国債の利回り等の状況をみると、図表10のとおり、保有長期国債の平均残高の対平成24年度増加率が前年度から27.3ポイント増加して465.5%となり、また、長期国債利息の同増加率が前年度から15.2ポイント減少して102.4%となったことから、利回りは前年度の0.290%から0.033ポイント減少して0.257%（24年度は0.719%）となっている。

図表10　保有長期国債の平均残高、利回り等の状況

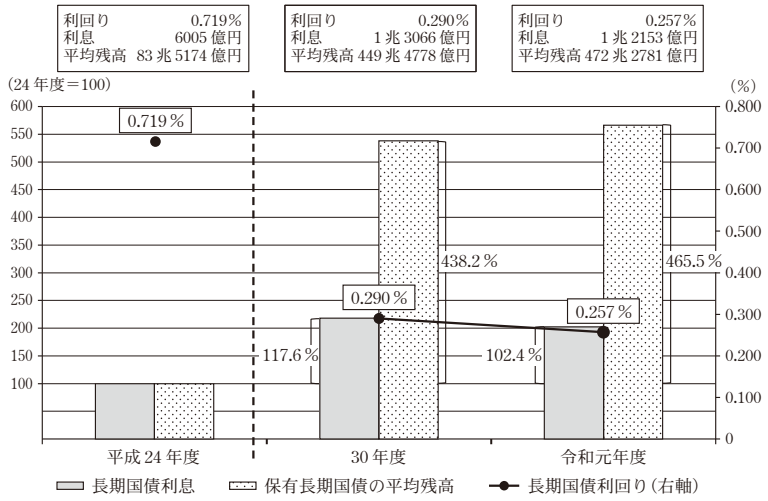

注(1)　日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2)　棒グラフの％は、対平成 24 年度増加率を示している。

(ウ)　補完当座預金制度に係る支払利息

令和元年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、年 0.1％ の利率及び年マイナス 0.1％ の利率が適用される日銀当座預金等の残高がいずれもほぼ横ばいとなったことから、図表 11 のとおり、年 0.1％ の利率に係る支払額は前年度と同程度の 2087 億円(平成 24 年度は 315 億円)、年マイナス 0.1％ の利率に係る受取利息は前年度と同程度の 204 億円(同 0 円)となったため、上記の支払利息も前年度と同程度の 1882 億円(同 315 億円)となっている。

図表11　支払利息の状況

(単位：億円)

区　　分	平成 24 年度	30 年度	令和元年度
年 0.1％ の利率に係る支払額　(a)	315	2090	2087
年マイナス 0.1％ の利率に係る受取利息　(b)	―	224	204
支払利息　(c)＝(a)－(b)	315	1865	1882

(注)　超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、平成 24 年度から 26 年度までの各年度については全て年 0.1％ の利率を適用して算定されていたが、27 年度以降については、マイナス金利の適用が開始された 28 年 2 月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス 0.1％ の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年 0.1％ の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

(エ)　当期剰余金及びその処分

日本銀行は、前記のとおり、長期国債、ETF、J－REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。一方、ETF 及び J－REIT については、上記のように収益の額が損失の額を超えるときに引当金を積み立てるのではなく、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとなっている。

そして、日本銀行の各年度における当期剰余金は、経常利益に上記債券取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したものから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」という。)を差し引いて算定されている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5％に相当する金額を法定準備金として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。さらに、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

上記当期剰余金の処分の流れを前記各引当金の積立て及び取崩し等を含めて令和元年度の決算を基に示すと、図表12のとおりとなっている。

図表12　当期剰余金の処分等の流れ(令和元年度)

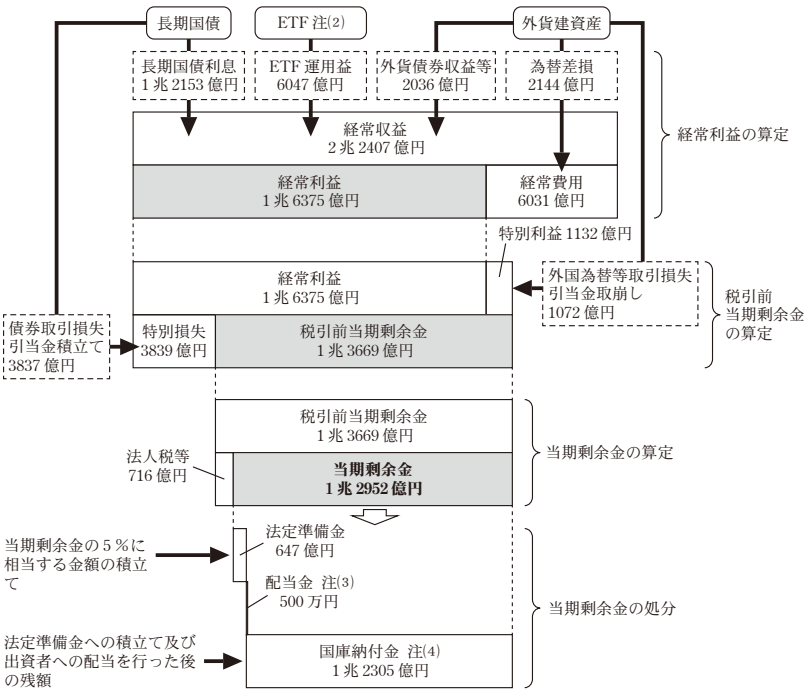

注(1)　図表中の日本銀行の収益、費用等については、それぞれ主なものを記述している。

注(2)　時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にはその差額に対して引当金を計上することとしているが、令和元年度末においては時価の総額が帳簿価額の総額を上回ったため、引当金は計上していない。

注(3)　配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

注(4)　国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

元年度における当期剰余金及び国庫納付金の状況をみると、当期剰余金は、前年度から7083億円増加して1兆2952億円(平成24年度は5760億円)となっている。これは、前年度と比較して、前記のとおり経常利益が3633億円減少した一方、特別損失のうち債券取引損失引当金積立額が、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案し、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50％(30年度は95％)に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果4317億円減少したり、法人税等がその課税所得の算定上損金の額に算入される

国庫納付金の額が増加するなどしたため4162億円減少したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、上記のとおり当期剰余金が増加したことなどから、前年度から6728億円増加して1兆2305億円(24年度は5472億円)となっている(図表13参照)。

図表13　当期剰余金及びその処分の状況

(単位：億円、％)

区　分	平成24年度	30年度	令和元年度
経常利益　(a)	1兆1316	2兆0009	1兆6375
特別利益　(b)	69	24	1132
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	—	1072
特別損失　(c)	3019	9285	3839
うち債券取引損失引当金積立額	—	8154	3837
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	1128	—
法人税等　(d)　注(1)	2606	4878	716
当期剰余金　(e)=(a)+(b)−(c)−(d)	5760	5869	1兆2952
法定準備金積立額　(f)	288	293	647
積立率　(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金　(g)　注(2)	0	0	0
国庫納付金　(h)=(e)−(f)−(g)	5472	5576	1兆2305

注(1)　国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

注(2)　配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(3)　まとめ

ア　資産、負債等

日本銀行の令和元年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、前年度末から47兆4602億円増加して604兆4846億円(量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末の約3.7倍)となっている。これは、保有長期国債が前年度末から13兆9551億円増加して473兆5413億円(24年度末は91兆3492億円)となったり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2年3月以降のドル需要の増加を受けて米ドル資金供給オペレーションの応札が増加し、その貸付残高が19兆2370億円(平成24年度末及び前年度末は0円)となったことなどから、「外貨建資産」が前年度末から19兆2340億円増加して25兆9662億円(24年度末は5兆5264億円)となったりしたことなどによる。また、総負債残高は、前年度末から46兆7226億円増加して599兆9372億円(24年度末の約3.7倍)となっている。これは、上記米ドル資金供給オペレーションの実施に伴う為替スワップ取引等により「その他預金」が前年度末から24兆3255億円増加して51兆8202億円(24年度末は1911億円)となったり、米ドル資金供給用担保国債供給の実施等により「売現先勘定」が前年度末から23兆9255億円増加して24兆1163億円(同14兆5054億円)となったりしたことなどによる。そして、資本金、法定準備金、特別準備金及び当期剰余金で構成される純資産は、当期剰余金が前年度末から7083億円増加して1兆2952億円(同5760億円)となったことなどから、前年度末から7376億円増加して4兆5473億円(同3兆2887億円)となっている。また、上記の資本金、法定準備金(当該事業年度に係る剰余金の処分において積み立てられる額を含む。)及び特別準備金に債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等を加えて構成される自己資本の保有残高は、外国為替等取引損失引当金1072億円を取り崩した一方、法定準備金647億円及び債券取引損失引当金3837億円を積み立てたことから、前年度末から3412億円増加して9兆5237億円(24年度末は6兆0811億円)となっている。令和元年度末における保有長期国債の残高は、前

年度末から 13 兆 9551 億円増加して 473 兆 5413 億円（平成 24 年度末は 91 兆 3492 億円）となっている。そして、令和元年度における長期国債の買入額は、前年度から 16 兆 8422 億円減少して 70 兆 6748 億円（買入代金ベース。平成 24 年度の約 1.6 倍）となっていて、このうち償還等相当分は前年度から 2 兆 2216 億円増加して 56 兆 7197 億円（同約 2.3 倍）、保有残高の増加分は前年度から 19 兆 0638 億円減少して 13 兆 9551 億円（同約 0.7 倍）となっている。日本銀行が保有する ETF については、保有残高が前年度末から 4 兆 9340 億円増加して 29 兆 7189 億円（24 年度末の約 19.2 倍）となっていて、その含み損益は、この間の株式市場の動向を反映して前年度末から 3 兆 6043 億円減少して 3081 億円の含み益（24 年度末は 5501 億円の含み益）が生じている。また、日本銀行が保有する J－REIT の保有銘柄の一部について時価が著しく下落したため減損処理が行われていて、これにより、J－REIT の保有残高が 159 億円減少するとともに、同年度の J－REIT 運用益が同額減少している。

イ　損益等

日本銀行の令和元年度における経常損益の状況をみると、収益面では、ETF の保有残高の増加等により ETF 運用益が前年度から 1630 億円増加して 6047 億円（平成 24 年度は 214 億円）となった一方、長期国債利息が前年度から 913 億円減少して 1 兆 2153 億円（同 6005 億円）となったほか、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の 2257 億円の為替差益が 2144 億円の為替差損（同 6036 億円の為替差益）に転じたことなどから、経常収益は前年度から 1526 億円減少して 2 兆 2407 億円（同 1 兆 3982 億円）となっている。また、費用面では、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息が、その算定の基礎となる日銀当座預金等の残高がほぼ横ばいとなったことなどから前年度とほぼ同程度の 1882 億円（同 315 億円）となった一方、外貨建資産から生ずる為替差損益について、上記のとおり為替レートの変動の影響を受けて前年度の為替差益が 2144 億円の為替差損に転じたことなどから、経常費用は前年度から 2106 億円増加して 6031 億円（同 2665 億円）となっている。これらのことなどから、経常利益は、前年度から 3633 億円減少して 1 兆 6375 億円（同 1 兆 1316 億円）となっている。令和元年度における保有長期国債の利回り等の状況をみると、保有長期国債の平均残高の対平成 24 年度増加率が前年度から 27.3 ポイント増加して 465.5％ となり、また、長期国債利息の同増加率が前年度から 15.2 ポイント減少して 102.4％ となったことから、利回りは前年度の 0.290％ から 0.033 ポイント減少して 0.257％（24 年度は 0.719％）となっている。当期剰余金は、前年度から 7083 億円増加して 1 兆 2952 億円（24 年度は 5760 億円）となっている。これは、前年度と比較して、経常利益が 3633 億円減少した一方、特別損失のうち債券取引損失引当金積立額が、日本銀行において財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案し、長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と有利子負債に係る支払利息の金額との差額の 50％（30 年度は 95％）に相当する額を財務大臣の承認を受けて積み立てた結果 4317 億円減少したり、法人税等がその課税所得の算定上損金の額に算入される国庫納付金の額が増加するなどしたため 4162 億円減少したりしたことなどによる。また、国庫納付金は、当期剰余金が増加したことなどから、前年度から 6728 億円増加して 1 兆 2305 億円（24 年度は 5472 億円）となっている。

前記のとおり、令和元年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は前年度末から更に拡大しており、また、日本銀行は、内外における新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により我が国経済が厳しさを増しているなどの情勢を踏まえて、２年３月に「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」を、同年４月に「金融緩和の強化」をそれぞれ決定するなどしている。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。